（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アーク東短オルタナティブ株式会社

所在地　〒 101-0011　東京都千代田区内幸町2-2-2富国生命ビル18階

電話　03-6811-2590　ファックス　03-6811-2597

ＨＰアドレス　https://www.ark-aaa.jp

代表者　代表取締役社長　古屋武人

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2477号　登録年月日　2010年11月30日

協会会員番号　012-02626

業務開始年月　2010年12月　資本金　0.62億円

作成部署　コンプライアンス統括部　電話　03-6811-2594

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本社 | 本社 | 東京都千代田区内幸町2-2-2富国生命ビル18階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 東京短資株式会社 | 55.04% |
| 古屋武人 | 26.28% |
| 玉之内直 | 18.69% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年2月期 | 593 | 690 | 143 | 89 | 569 |
| 2025年2月期 | 588 | 701 | 144 | 90 | 478 |
| 2024年2月期 | 562 | 691 | 192 | 126 | 387 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　22　名

②運用業務従事者数　14　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　28　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

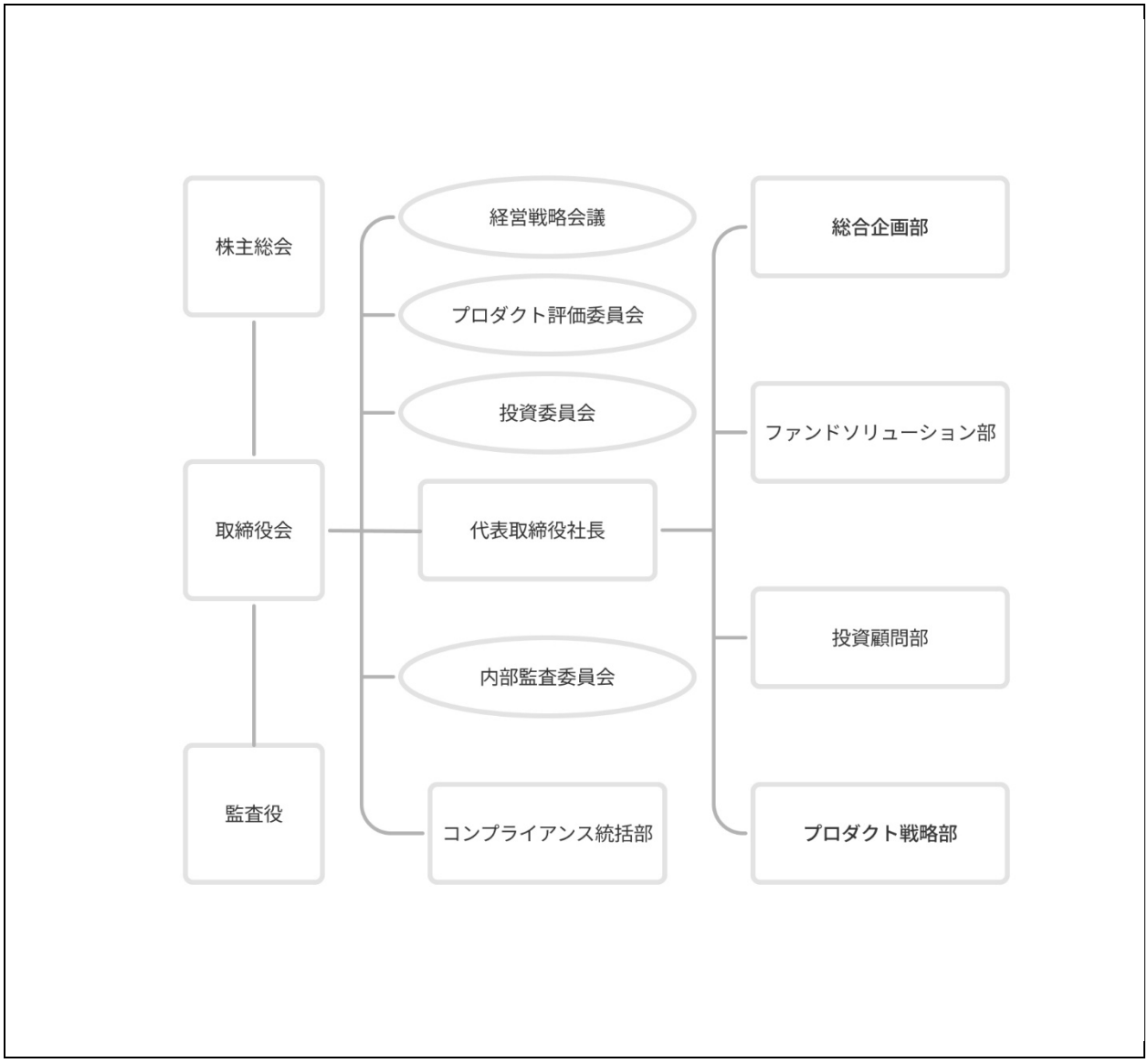
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　6　名、平均経験年数　17　年　3　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
経営戦略会議
プロダクト評価委員会
投資委員会
代表取締役社長
内部監査委員会
コンプライアンス統括部
総合企画部
ファンドソリューション部
投資顧問部
プロダクト戦略部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | アーク東短オルタナティブ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 3 月 1 日～2026 年 2 月 28 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 守秘義務のため非開示 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　あいざわアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 105-7307　東京都港区東新橋１－９－1　東京汐留ビルディング７階

電話　03-6263-9690　ファックス　03-6263-9679

HPアドレス　www.aizawa-am.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　白木　信一郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2076号　登録年月日　平成20年10月31日

協会会員番号　012-02121

業務開始年月　平成21年11月28日　資本金　0.95億円

作成部署　業務管理部　電話　03-6263-8042

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Cornwall Master LP | 49.54% |
| アイザワ証券グループ株式会社 | 46.36% |
| 合同会社 Plane Tree | 2.70% |
| 白木 信一郎 | 1.40% |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | 364 | 379 | ▲117 | ▲117 | 256 |
| 2024年11月期 | 367 | 383 | ▲57 | ▲58 | 272 |
| 2023年11月期 | 346 | 362 | ▲59 | ▲59 | 330 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　26　名

②運用業務従事者数　7　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　25　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月

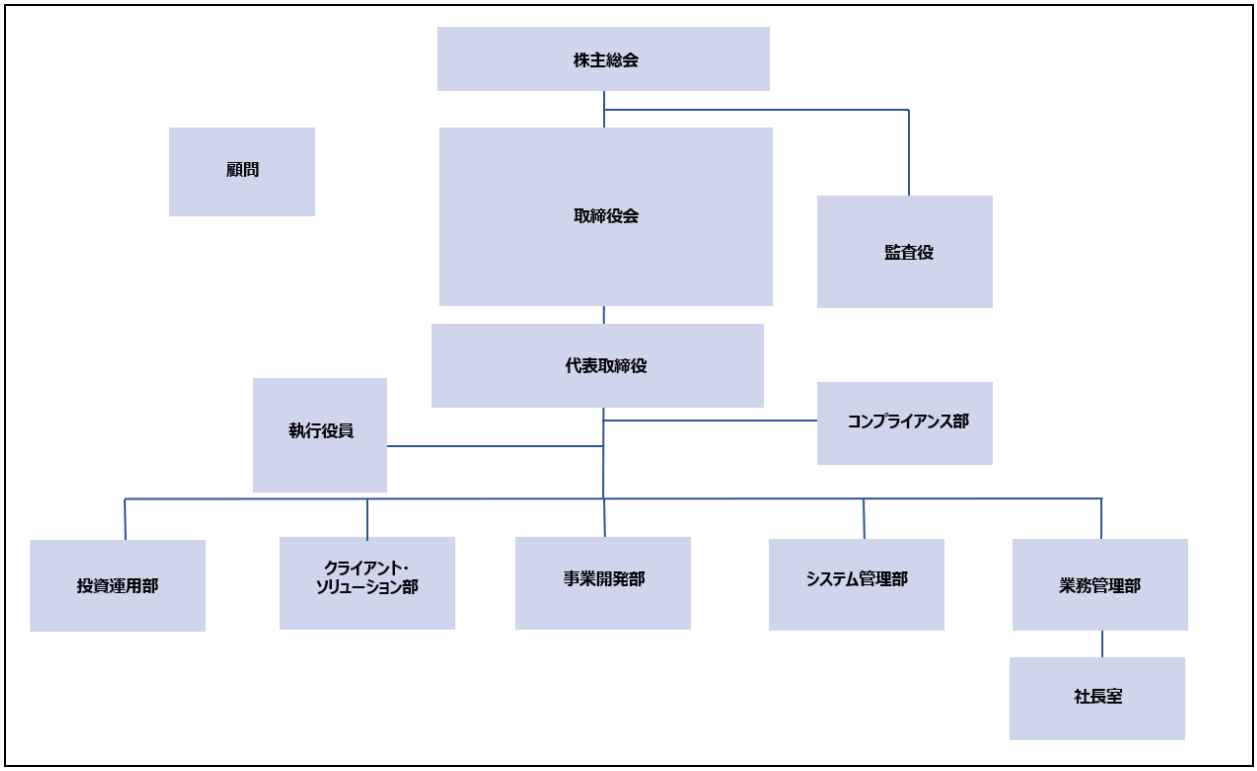
投資顧問・投信部門兼任者　3　名、平均経験年数　25　年　4　ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　2　年　9　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
顧問
取締役会
監査役
代表取締役
執行役員
コンプライアンス部
投資運用部
クライアント・
ソリューション部
事業開発部
システム管理部
業務管理部
社長室

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　あいざわアセットマネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 12 月 1 日～2025 年 11 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | GoldmanSachsInternational | 51.23　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

2026年７月末提出（別紙様式第１号①　投資一任

会社名　株式会社IBJ

所在地　〒 106-0032　東京都港区六本木6-2-31六本木ヒルズノースタワー16階

電話　03-6831-9291　ファックス

HPアドレス　https://ibjinc.com

代表者　代表取締役　　松田　裕視

金融商品取引業登録番号　関東財務局（金商）第2975号　登録年月日　平成29年3月6日

協会会員番号　012-02780

業務開始年月　平成29年3月　資本金　8,600万円

作成部署　アドミニストレーションチーム　電　話　03-6831-9291

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 主な営業所 | 本社 | 東京都港区六本木6-2-31六本木ヒルズノースタワー16階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 松田裕視 | 64.2% |
| ㈱GCIキャピタル | 33.3% |
| 黒水治雄 | 0.3% |
| 吉村朋彦 | 0.3% |
| 北川宏廸 | 0.2% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 相馬正義 | 0.1% |
| 櫛山博 | 0.1% |
| 渡邊徹 | 0.1% |
| 三村まり子 | 0.1% |
| 安永好弘 | 0.1% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 26年3月期 | 15 | 30 | 0 | 0 | 75 |
| 25年3月期 | 18 | 32 | 1 | 1 | 76 |
| 24年3月期 | 17 | 34 | 0 | 0 | 75 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　5.4名

②運用業務従事者数5.4名

内 ファンド・マネージャー数1.1名、平均経験年数　21年1ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

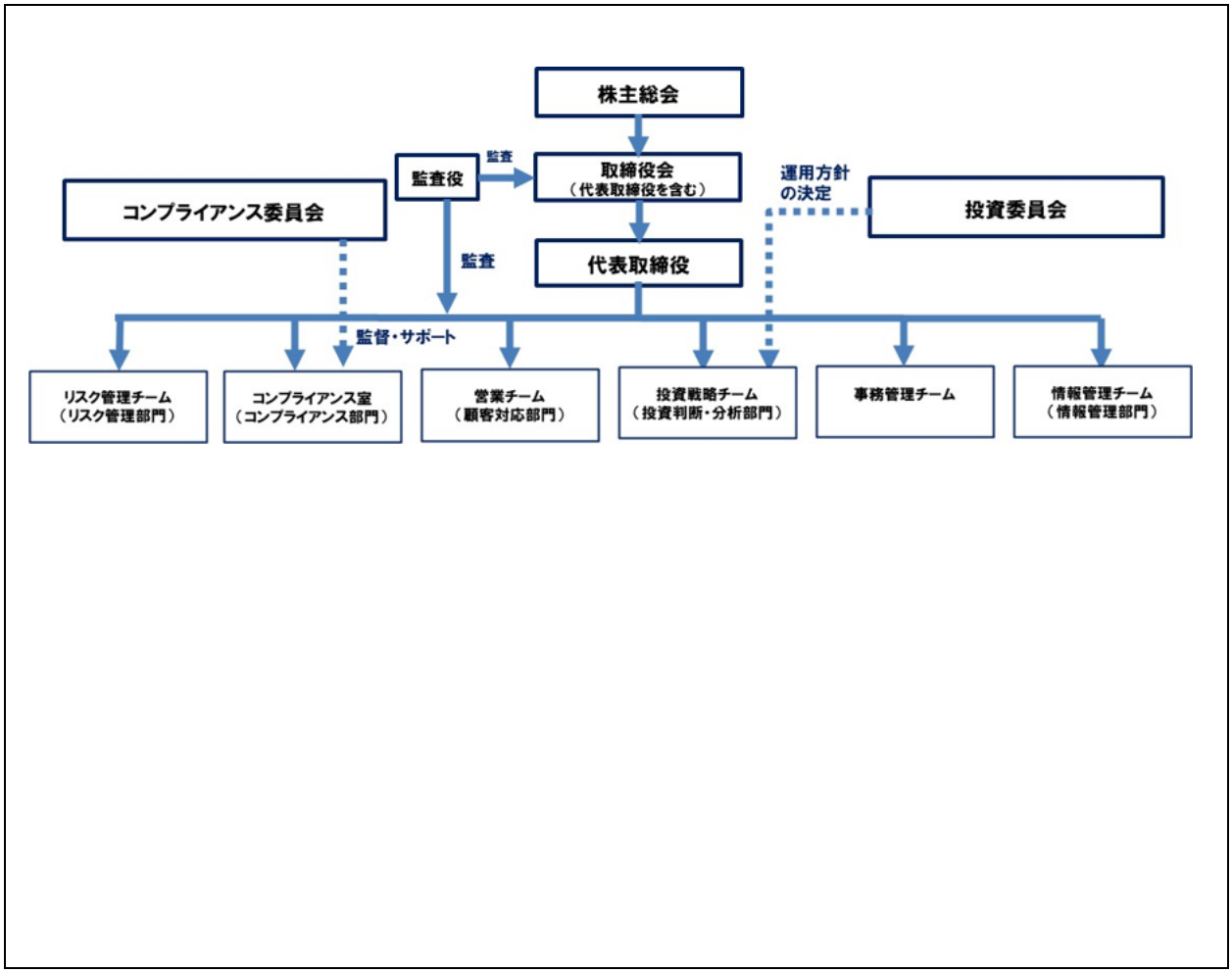
投資顧問・投信部門兼任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 調査スタッフ数　0.7名、平均経験年数　21年4ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞


株主総会
監査
監査役
取締役会
（代表取締役を含む）
運用方針
の決定
投資委員会
コンプライアンス委員会
監査
代表取締役
監督・サポート
リスク管理チーム
（リスク管理部門）
コンプライアンス室
（コンプライアンス部門）
営業チーム
（顧客対応部門）
投資戦略チーム
（投資判断・分析部門）
事務管理チーム
情報管理チーム
（情報管理部門）

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | 株式会社　IBJ |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ％ | |
| | | ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アクシア・ジャパン株式会社

所在地　〒 107-0061
東京都港区北青山三丁目2番4号　日新青山ビル2階

電話　03-6843-6001　ファックス　03-6843-6003
HPアドレス　https://www.aksia.com/

代表者　代表取締役　鷲尾　学

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第1866号　登録年月日　平成20年5月28日

協会会員番号　012-2335

業務開始年月　平成20年5月　資本金　8,000万円

作成部署　リーガル・コンプライアンス部門　電話　03-6843-6001

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Aksia LLC | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 56 | 869 | 179 | 110 | 291 |
| 2024年12月期 | 26 | 755 | 109 | 71 | 180 |
| 2023年12月期 | 15 | 605 | 43 | 25 | 109 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　20　名

②運用業務従事者数　19　名

内 ファンド・マネージャー数　11　名、平均経験年数　17　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

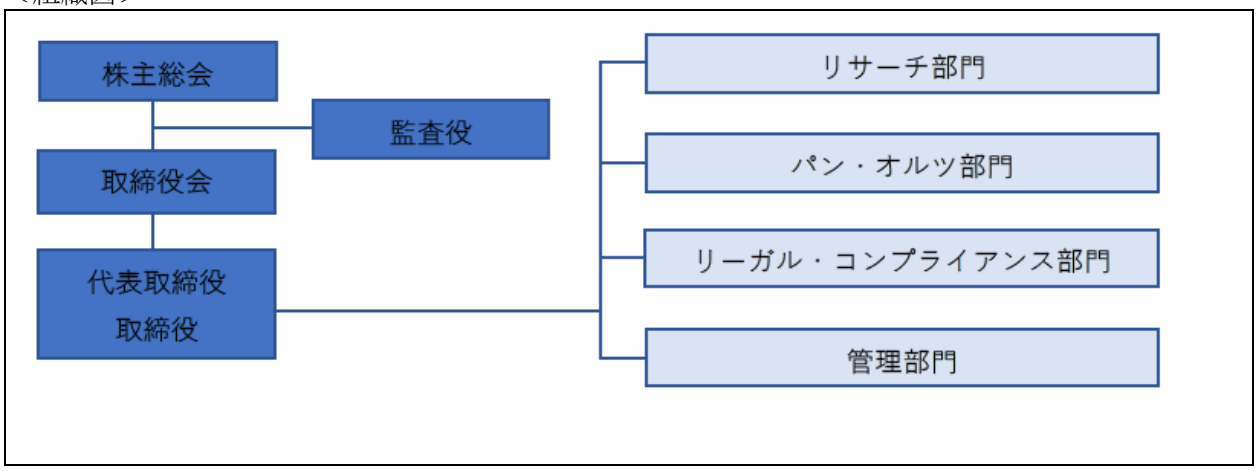
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　22　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　7　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　3　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
取締役
リサーチ部門
パン・オルツ部門
リーガル・コンプライアンス部門
管理部門

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | アクシア・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 非開示 | 非開示 | 守秘義務により非開示 |
| | 非開示 | 非開示 | 守秘義務により非開示 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 168-0063　東京都杉並区和泉一丁目22番19号

電話　03(3323)6201　ファックス　03(3323)6209

HPアドレス　https://www.alamco.co.jp

代表者　代表取締役社長　　鶴岡 尚

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第301号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　010-00045

業務開始年月　1985年7月6日　資本金　30億円

作成部署　業務企画部　電　話　03(3323)6351

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①. 法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②. 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③. 法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①. 法第２条第８項第11号に係る業務 | ②. 法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②. 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人等 | 朝日ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ株式会社 | 東京都杉並区和泉一丁目22番19号 |
| 提携企業 | ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ・エル・エル・シー | 888 Boylston Street, Boston, Massachusetts, 02199-8197, U.S.A. |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 朝日生命保険相互会社 | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 1,558 | 8,564 | 635 | 441 | 4,535 |
| 2025年3月期 | 1,608 | 5,581 | 180 | 138 | 4,143 |
| 2024年3月期 | 1,631 | 5,323 | 304 | 221 | 4,205 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　122　名

②運用業務従事者数　57　名

内 ファンド・マネージャー数　41　名、平均経験年数　20　年　11　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　13　名、平均経験年数　21　年　9　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　23　名、平均経験年数　22　年　7　ヵ月

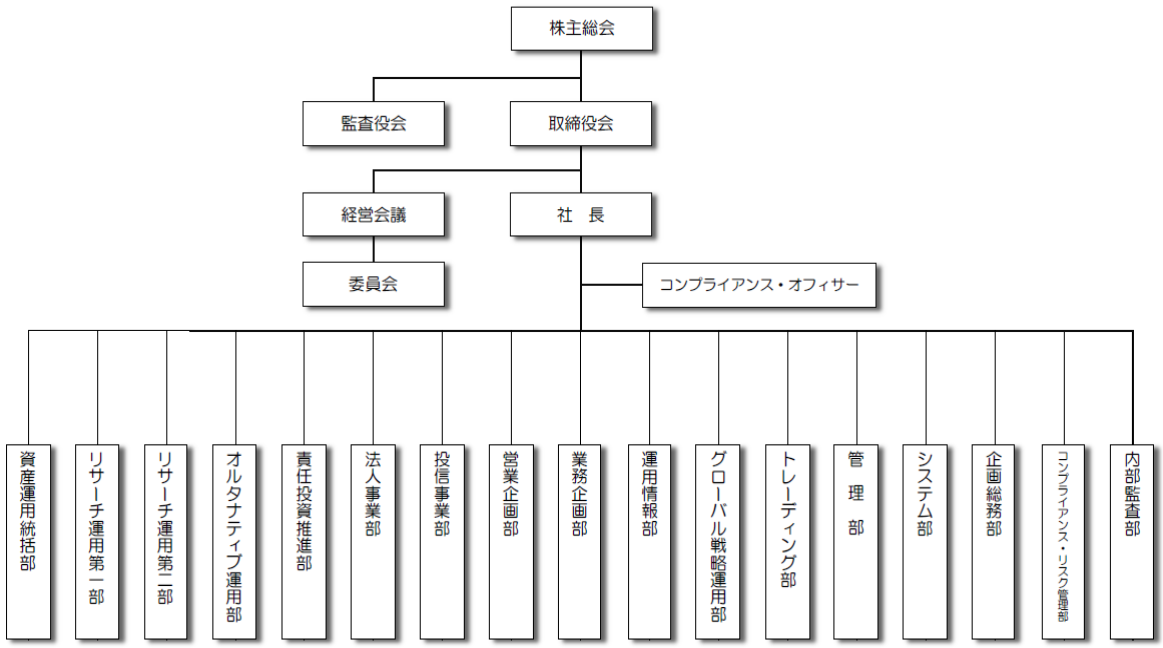
内 調査スタッフ数　12　名、平均経験年数　9　年　3　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　54　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞

〔2026年4月1日現在〕



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 該当なし | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ユービーエス・エイ・ジー銀行 | 34．3　％ | |
| | ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行 | 11．2　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アセットマネジメントOne株式会社

所在地　〒 100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

電話　03（6774）5000　ファックス　03（3213）7436

HPアドレス　http://www.am-one.co.jp/

代表者　取締役社長　　杉原 規之

金融商品取引業登録番号　関東財務局（金商）第324号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　010-00090

業務開始年月　昭和60年7月1日　資本金　20億円

作成部署　経営企画部　電　話　03（6774）5226

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人等 | アセットマネジメントOne<br>オルタナティブインベストメンツ株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 子法人等 | Asset Management One Hong Kong Limited | 12/F., K11 Atelier, 18 Salisbury Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong |
| 子法人等 | Asset Management One International Ltd. | Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK |
| 営業所 | アセットマネジメントOne株式会社<br>大阪営業所 | 大阪府大阪市北区茶屋町１６－１ |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 51.0% |
| 株式会社第一ライフグループ | 49.0% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 25,566 | 142,888 | 24,994 | 17,187 | 90,066 |
| 2025年3月期 | 20,355 | 132,668 | 21,312 | 14,326 | 84,318 |
| 2024年3月期 | 19,367 | 121,507 | 19,712 | 12,852 | 80,846 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

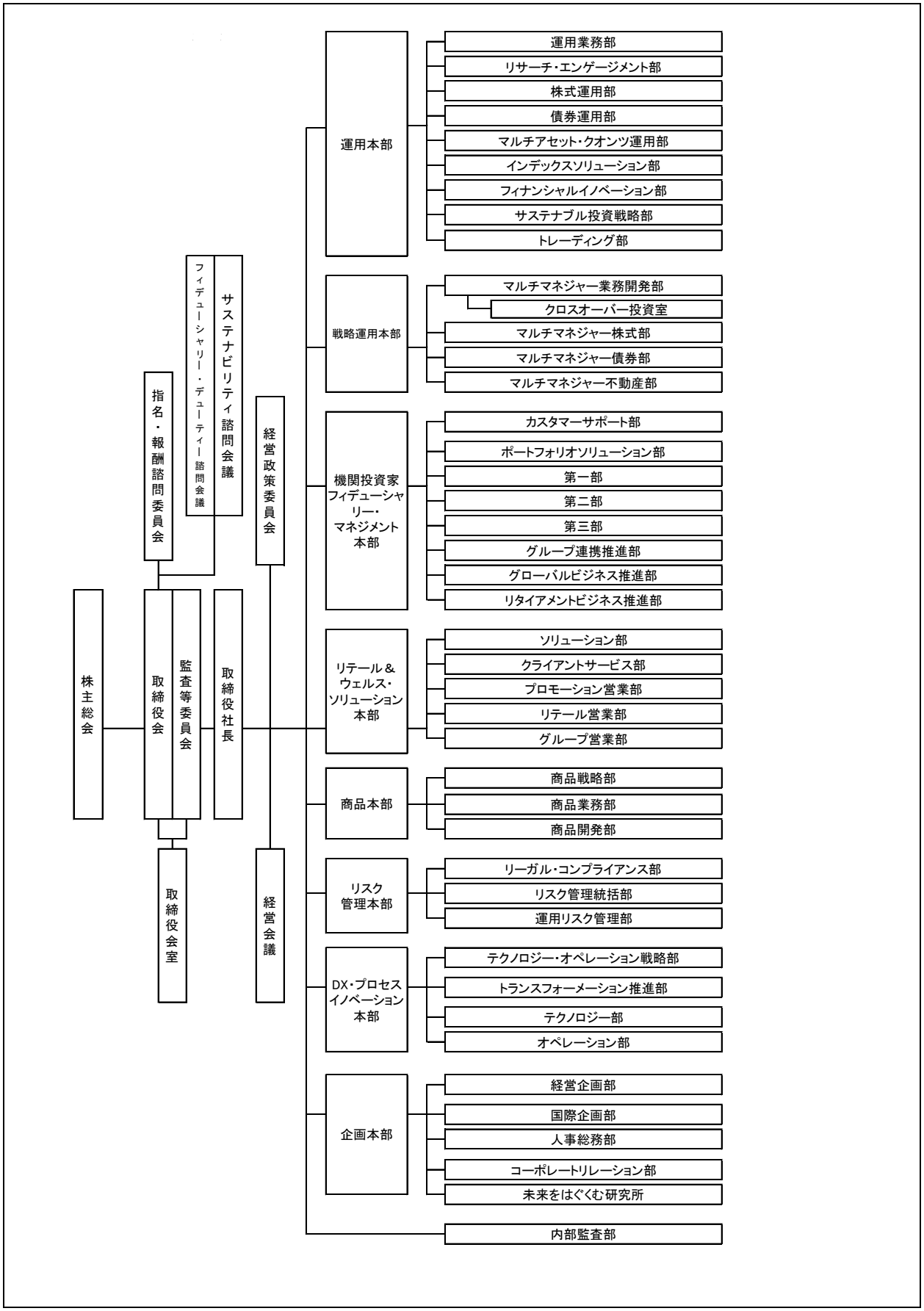
①役職員総数　950　名

②運用業務従事者数　287.5　名

内 ファンド・マネージャー数　217.5　名、平均経験年数　14　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者 － 名、平均経験年数 － 年 － ヵ月
投資顧問・投信部門兼任者 217.5 名、平均経験年数 14 年 5 ヵ月
内 調査スタッフ数 49 名、平均経験年数 23 年 3 ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数 389 名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数 39 名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査等委員会
取締役会室
指名・報酬諮問委員会
サステナビリティ諮問会議
フィデューシャリー・デューティー諮問会議
取締役社長
経営政策委員会
経営会議
運用本部
運用業務部
リサーチ・エンゲージメント部
株式運用部
債券運用部
マルチアセット・クオンツ運用部
インデックスソリューション部
フィナンシャルイノベーション部
サステナブル投資戦略部
トレーディング部
戦略運用本部
マルチマネジャー業務開発部
クロスオーバー投資室
マルチマネジャー株式部
マルチマネジャー債券部
マルチマネジャー不動産部
機関投資家フィデューシャリー・マネジメント本部
カスタマーサポート部
ポートフォリオソリューション部
第一部
第二部
第三部
グループ連携推進部
グローバルビジネス推進部
リタイアメントビジネス推進部
リテール＆ウェルス・ソリューション本部
ソリューション部
クライアントサービス部
プロモーション営業部
リテール営業部
グループ営業部
商品本部
商品戦略部
商品業務部
商品開発部
リスク管理本部
リーガル・コンプライアンス部
リスク管理統括部
運用リスク管理部
DX・プロセスイノベーション本部
テクノロジー・オペレーション戦略部
トランスフォーメーション推進部
テクノロジー部
オペレーション部
企画本部
経営企画部
国際企画部
人事総務部
コーポレートリレーション部
未来をはぐくむ研究所
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | アセットマネジメント One 株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | みずほ証券株式会社 | 3．2% | |
| | 株式会社みずほ銀行 | 1．4% | |
| | みずほ信託銀行株式会社 | 0．8% | |
| | 楽天証券株式会社 | 0．0% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 株式会社三菱 UFJ 銀行 | 14．3% | |
| | ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行 東京支店 | 12．3% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | Mizuho Securities USA LLC | 0．0% | |
| | Mizuho Bank(USA) | 0．0% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社

所在地　〒 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング12階

電話　03-5221-1340　ファックス　03-5221-1341

HPアドレス　https://www.am-one.co.jp/amoai/

代表者　代表取締役社長　齋藤　大彰

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2445号　登録年月日　2010年9月6日

協会会員番号　第012-02356号

業務開始年月　2010年10月　資本金　10億円

作成部署　戦略企画部　電話　03-5221-1340

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本店 | 本店 | 東京都千代田区丸の内1-8-2　鉄鋼ビルディング |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 3,582 | 3,582 | 1,903 | 1,318 | 6,149 |
| 2025年3月期 | 2,878 | 2,878 | 1,397 | 965 | 4,832 |
| 2024年3月期 | 2,558 | 2,558 | 1,217 | 847 | 3,867 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　76名

②運用業務従事者数　40名

内 ファンド・マネージャー数　19名、平均経験年数　12年　3ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

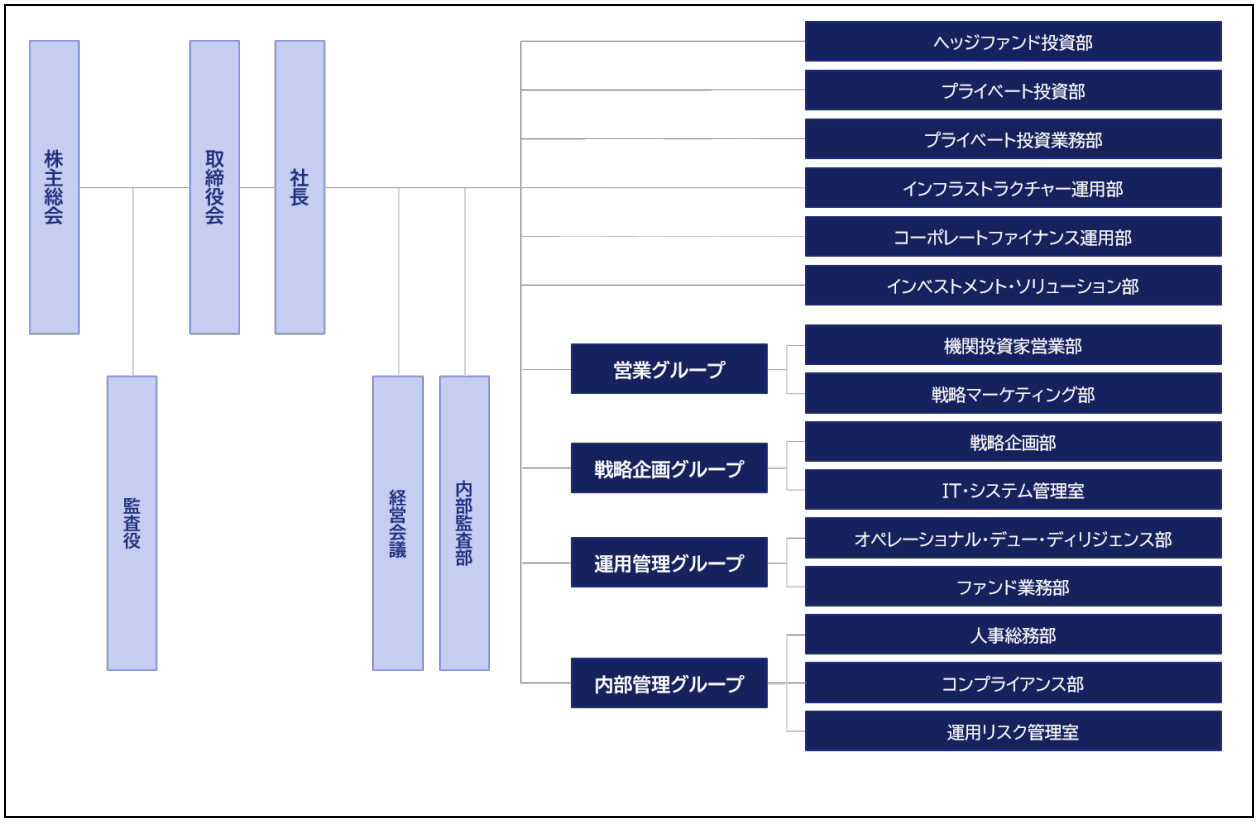
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　21名、平均経験年数　4年　5ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　21名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　5名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
社長
監査役
経営会議
内部監査部
ヘッジファンド投資部
プライベート投資部
プライベート投資業務部
インフラストラクチャー運用部
コーポレートファイナンス運用部
インベストメント・ソリューション部
営業グループ
機関投資家営業部
戦略マーケティング部
戦略企画グループ
戦略企画部
IT・システム管理室
運用管理グループ
オペレーショナル・デュー・ディリジェンス部
ファンド業務部
内部管理グループ
人事総務部
コンプライアンス部
運用リスク管理室

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025年4月1日～2026年3月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 該当なし | |
| 下記①に該当する法人との取引 | みずほ証券 | 9.6% | |
| | | | |
| | | | |
| 下記②に該当する法人との取引 | CACEIS Bank Luxembourg Branch | 30.1% | |
| | State Street Fund Services (Singapore)Ltd | 20.2% | |
| | SS&C Fund Services(Cayman) Ltd. | 10.4% | |
| | | | |
| | | | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | | |
| | | | |

2026/3/31

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アッシュモアジャパン株式会社

所在地　〒 100-6511　東京都千代田区丸の内１－５－１　新丸の内ビルディング11Ｆ

電話　03-4571-1601　ファックス　03-4571-1619

ＨＰアドレス　－

代表者　代表取締役　　金浦　和紀

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2486号　登録年月日　2011年1月7日

協会会員番号　012-02465

業務開始年月　2011年１月28日　資本金　１億円（資本準備金含む）

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-4571-1601

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| アッシュモア・インベストメンツ（ユーケー）リミテッド | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年6月期 | 193 | 578 | 135 | 72 | 200 |
| 2024年6月期 | 188 | 605 | 130 | 65 | 278 |
| 2023年6月期 | 218 | 573 | 146 | 87 | 292 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　29　年　6　ヵ月

投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

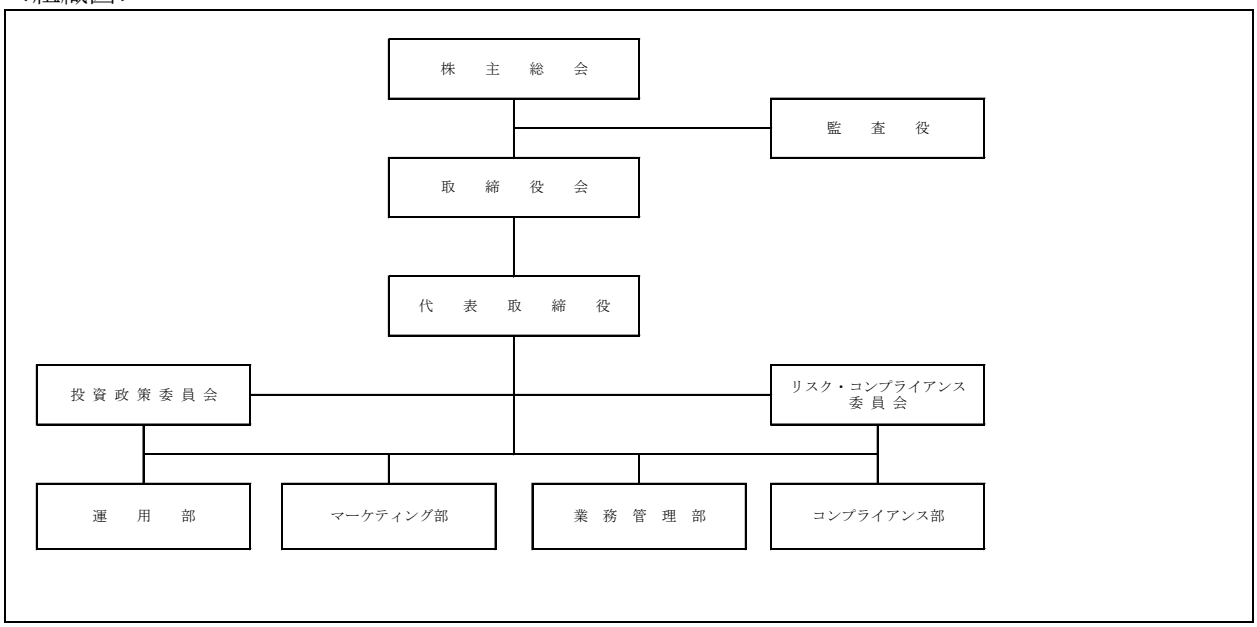
投資顧問・投信部門兼任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　4　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　1　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | アッシュモアジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | シティグループ･グローバル･マーケッツ･リミテッド | 19．13％ | |
| | モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー | 10．83％ | |
| | ゴールドマンサックス･インターナショナル | 10．34％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

会社名　アトム・キャピタル・マネジメント株式会社

所在地　〒 103-0026　東京都中央区日本橋兜町6番5号　兜町第6平和ビル3階

電話　03（3527）2720　ファックス　03（6683）2541

関東財務局長（金商）第 1940号　HPアドレス　http://www.atomcapitalgroup.com/

代表者　代表取締役　土屋　敦子

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第1940号　登録年月日　2008年6月30日

協会会員番号　1-1940

業務開始年月　2008年6月30日　資本金　6452万5000円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03（3527）2720

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 土屋　敦子 | 75.73% |
| 伊藤　生路 | 18.20% |
| 株式会社イノベーション | 3.64% |
| コロン　祥子 | 2.43% |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 32 | 32 | △30 | △30 | 49 |
| 2025年3月期 | 56 | 56 | △8 | △8 | 79 |
| 2024年3月期 | 56 | 68 | △0 | △1 | 36 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　6　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　31　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

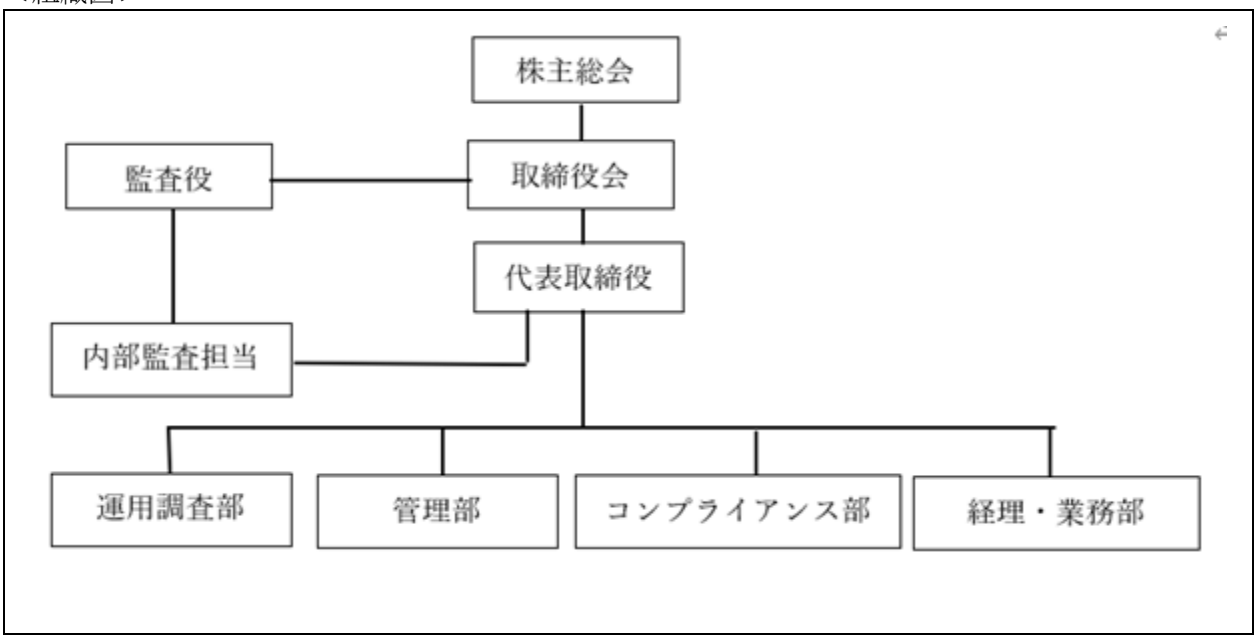
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞




６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025年4月1日～2026年3月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | フィリップ証券株式会社 | 52.5 ％ | |
| | モルガン・スタンレーMUFG証券 | 47.5 ％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アバディーン・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-0004
東京都千代田区大手町一丁目９番２号　大手町フィナンシャルシティグランキューブ

電話　03-4578-2211　ファックス　－

HPアドレス　https://www.aberdeeninvestments.com/ja-jp/investor

代表者　代表取締役社長　　矢島　健

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第320号　登録年月日　2007年９月30日

協会会員番号　010-00218

業務開始年月　1993年９月　資本金　9.4億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-4578-2289

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | 該当なし |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| アバディーン・ホールディングス・リミテッド | 100.0% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,969 | 2,460 | 542 | 441 | 2,221 |
| 2024年12月期 | 1,158 | 1,650 | 36 | 24 | 1,779 |
| 2023年12月期 | 923 | 1,309 | △150 | △154 | 1,755 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　32　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　16 年　1ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　３　名、平均経験年数　16 年 10ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　３　名、平均経験年数　15 年　4ヵ月

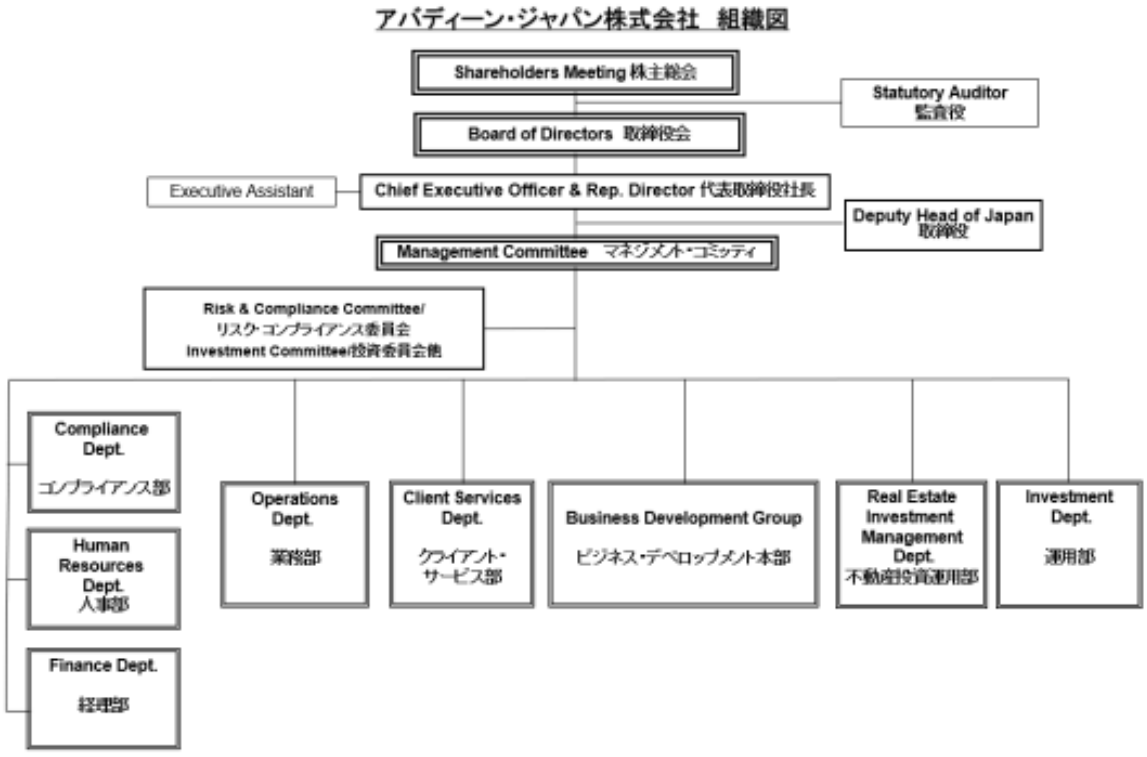
内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　５　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　３　名

一般社団法人不動産証券化協会認定マスター保有者数　２　名

＜組織図＞




2026年3月31日現在

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | アバディーン・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | MORGAN STANLEY & Co. Intl | 14.6　％ | |
| | JP MORGAN SECURITIES | 10.4　％ | |
| | MACQUARIE BANK LIMITED | 10.4　％ | |
| | BOFA SECURITIES | 10.1　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 守秘義務等により非開示とします。 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アフラック・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 163-0456　東京都新宿区西新宿2丁目1番1号　新宿三井ビル18階

電話　03-5908-6087　ファックス　03-5908-6471

HPアドレス　なし

代表者　代表取締役社長　　山本　秀人

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）3021号　登録年月日　2017年11月15日

協会会員番号　012-02806

業務開始年月　2018年1月1日　資本金　2億25万円

作成部署　経営管理部　電　話　03-5908-6087

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| アフラック・アセット・マネジメント・エルエルシー | 100.0% |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 11,482 | 11,484 | 214 | 76 | 1,476 |
| 2024年12月期 | 11,471 | 11,474 | 503 | 270 | 1,670 |
| 2023年12月期 | 11,687 | 11,689 | 972 | 601 | 2,002 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　65　名

②運用業務従事者数　15　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　34　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

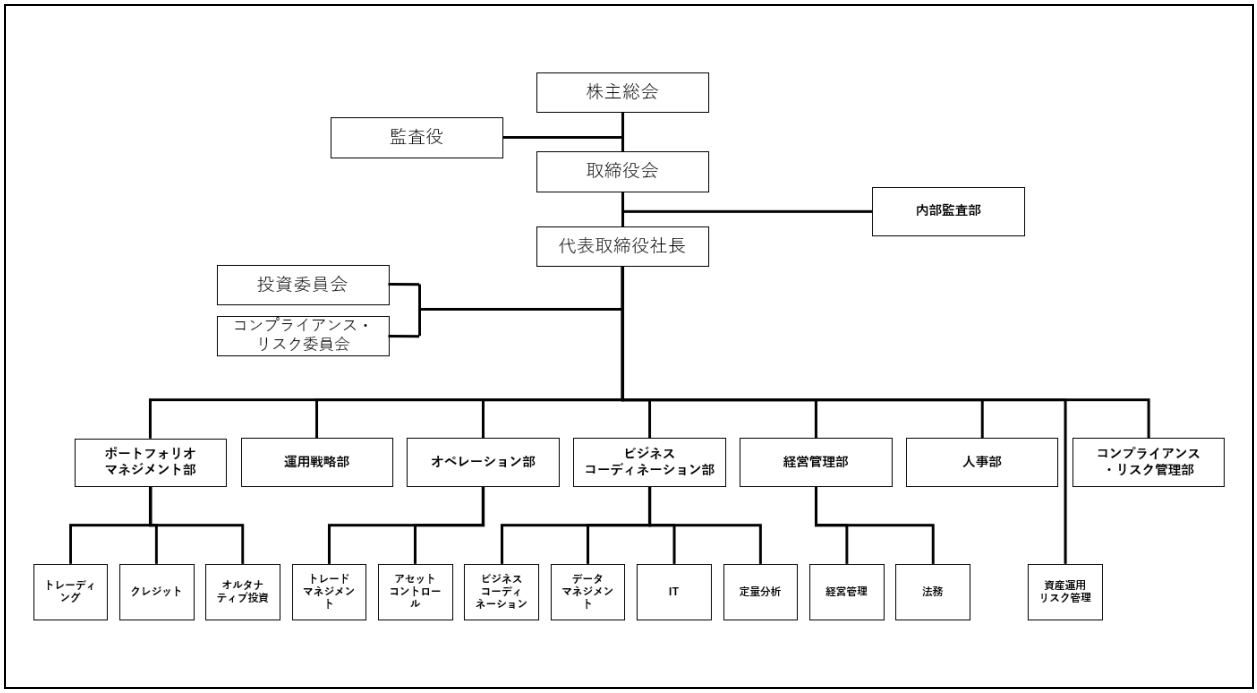
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　9　名、平均経験年数　15　年　10　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　27　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　5　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
内部監査部
代表取締役社長
投資委員会
コンプライアンス・
リスク委員会
ポートフォリオ
マネジメント部
運用戦略部
オペレーション部
ビジネス
コーディネーション部
経営管理部
人事部
コンプライアンス
・リスク管理部
トレーディ
ング
クレジット
オルタナ
ティブ投資
トレード
マネジメン
ト
アセット
コントロー
ル
ビジネス
コーディ
ネーション
データ
マネジメン
ト
IT
定量分析
経営管理
法務
資産運用
リスク管理

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | アフラック・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | トロント・ドミニオン銀行 | 14.0　％ | |
| | バンク・オブ・ニューヨーク・メロン | 12.6　％ | |
| | ゴールドマン・サックス・アンド・コー | 11.6　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | アメリカン　ファミリー　ライフ　アシュアランス　カンパニー　オブ　コロンバス | 0.1　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アムンディ・ジャパン株式会社

所在地　〒 105-0021　東京都港区東新橋一丁目９番２号　汐留住友ビル

電話　050-4561-2400　ファックス　050-4561-2600

HPアドレス　http://www.amundi.co.jp

代表者　代表取締役社長兼CEO　　藤川　克己

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第350号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　010-00072

業務開始年月　昭和57年9月24日　資本金　12億円

作成部署　コンプライアンス部　電話

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| アムンディ・アセットマネジメント（パリ本社） | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 4,898 | 15,284 | 2,716 | 1,956 | 12,376 |
| 2024年12月期 | 5,791 | 16,067 | 3,378 | 2,365 | 12,636 |
| 2023年12月期 | 4,762 | 11,941 | 2,298 | 1,600 | 11,755 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　179　名

②運用業務従事者数　37　名

内 ファンド・マネージャー数　29　名、平均経験年数　24　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

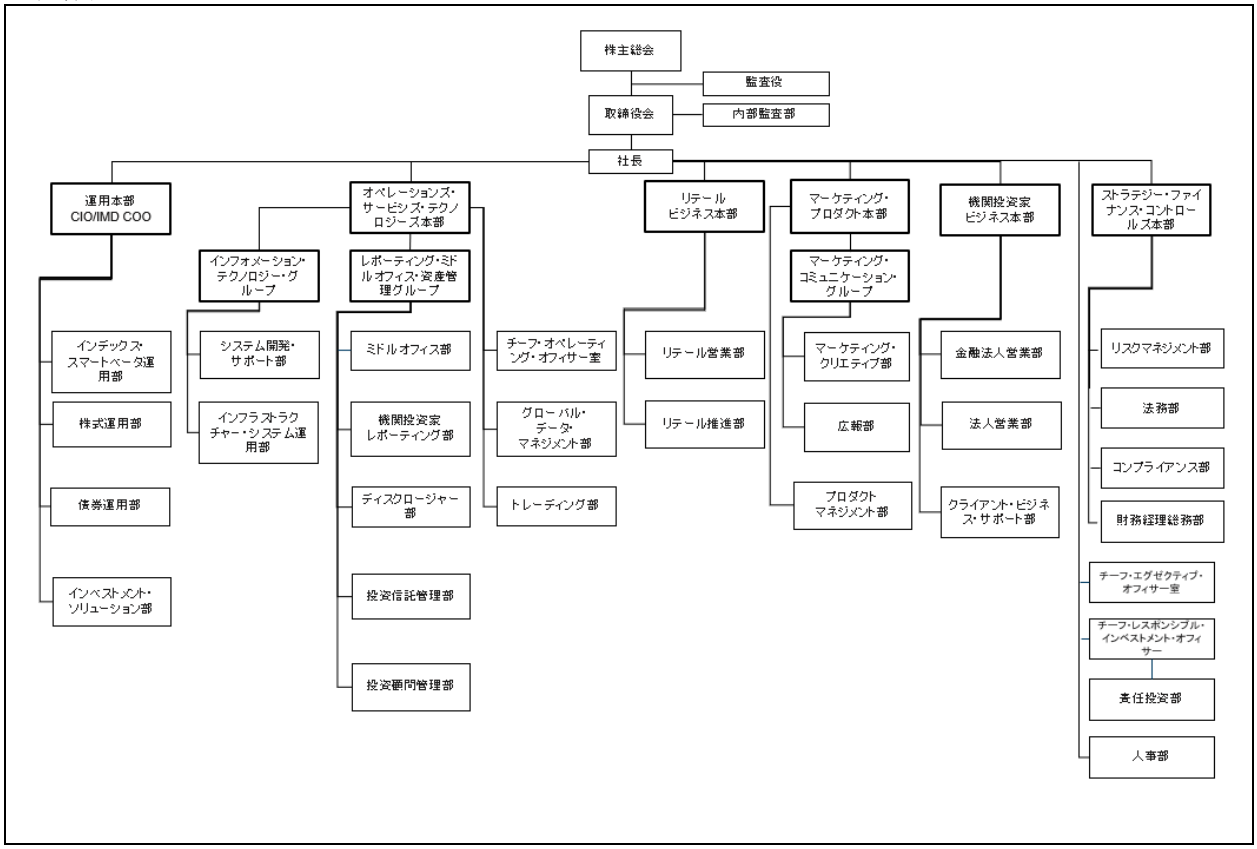
投資顧問・投信部門兼任者　29　名、平均経験年数　24　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　24　年　2　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　40　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　16　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
内部監査部
社長
運用本部
CIO/IMD COO
インデックス・スマートベータ運用部
株式運用部
債券運用部
インベストメント・ソリューション部
インフォメーション・テクノロジー・グループ
システム開発・サポート部
インフラストラクチャー・システム運用部
オペレーションズ・サービシズ・テクノロジーズ本部
レポーティング・ミドルオフィス・資産管理グループ
ミドルオフィス部
機関投資家レポーティング部
ディスクロージャー部
投資信託管理部
投資顧問管理部
チーフ・オペレーティング・オフィサー室
グローバル・データ・マネジメント部
トレーディング部
リテールビジネス本部
リテール営業部
リテール推進部
マーケティング・プロダクト本部
マーケティング・コミュニケーション・グループ
マーケティング・クリエティブ部
広報部
プロダクトマネジメント部
機関投資家ビジネス本部
金融法人営業部
法人営業部
クライアント・ビジネス・サポート部
ストラテジー・ファイナンス・コントロールズ本部
リスクマネジメント部
法務部
コンプライアンス部
財務経理総務部
チーフ・エグゼクティブ・オフィサー室
チーフ・レスポンシブル・インベストメント・オフィサー
責任投資部
人事部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　アムンディ・ジャパン株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年1月１日～２０２５年１２月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 該当なし | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券 | 12．2% | |
| | ゴールドマン・サックス証券 | 10．5% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | CACEIS BANK PARIS | 7．6% | |
| | LCL LE CREDIT LYONNAIS | 0．3% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 107-6242　東京都港区赤坂九丁目７番１号　ミッドタウン・タワー
（2026年9月14日付で　〒106-0041　東京都港区麻布台1丁目3-1　麻布台ヒルズ森JPタワー　へ移転予定）

電話　03-6447-6000　　ファックス　03-6447-6001
HPアドレス　https://www.amova-am.com/

代表者　代表取締役社長兼CEO ステファニー・ドゥルーズ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第368号　　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-00615

業務開始年月　昭和60年５月31日　　資本金　173.63億円

作成部署　経営企画部　　電話　050-5785-6444

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①. 法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②. 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③. 法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①. 法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②. 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 大阪支店 | 大阪市北区角田町８番１号 |
| 営業所 | 福岡支店 | 福岡市博多区博多駅前一丁目３番３号 |
| 子会社 | アモーヴァ証券株式会社 | 東京都港区赤坂九丁目７番１号<br>（2026年9月14日付で　〒106-0041　東京都港区麻布台1丁目3-1　麻布台ヒルズ森JPタワー　へ移転予定） |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 三井住友トラストグループ株式会社 | 99.0% |
| Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited | 0.9% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 5,087 | 96,352 | 19,351 | 15,492 | 114,088 |
| 2025年３月期 | 3,965 | 87,869 | 16,418 | 12,345 | 106,120 |
| 2024年３月期 | 3,112 | 79,588 | 10,319 | 8,376 | 106,475 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　632　名

②運用業務従事者数　136　名

内 ファンド・マネージャー数　60　名、平均経験年数　24　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

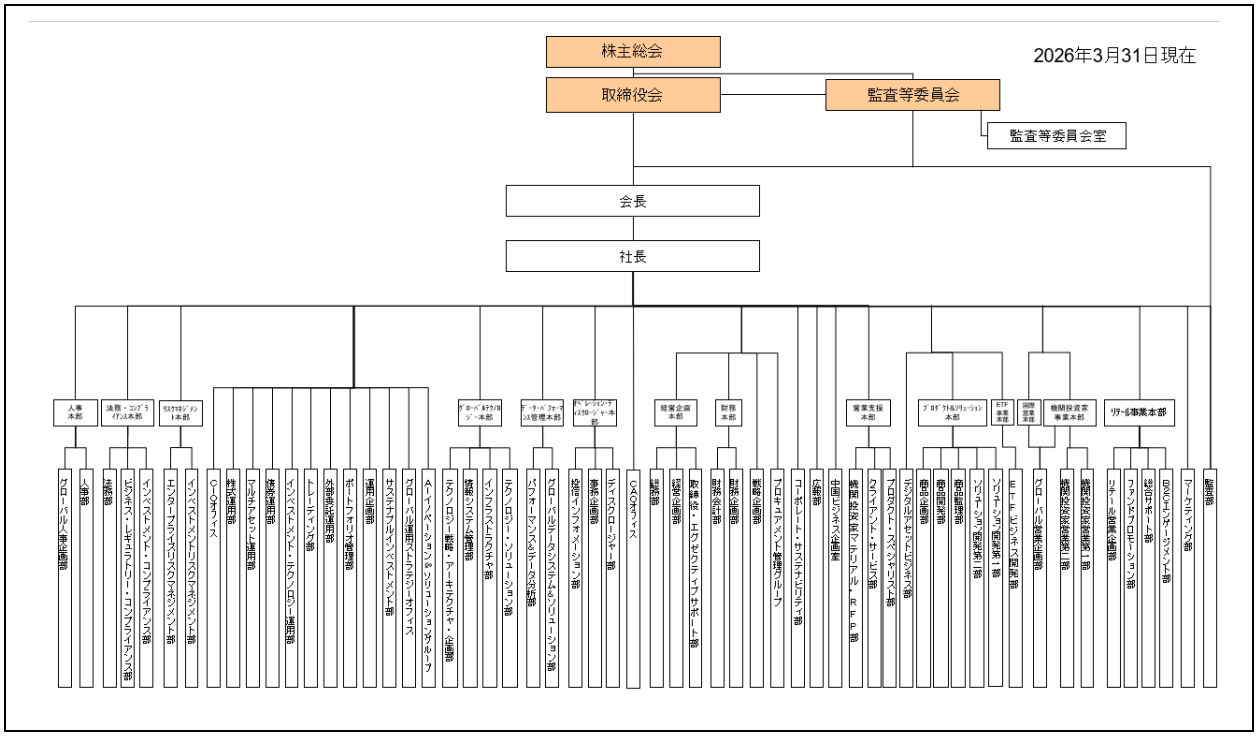
投資顧問・投信部門兼任者　60　名、平均経験年数　24　年　3　ヵ月

内 調査スタッフ数　40　名、平均経験年数　16　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　200　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　26　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．1 % | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ． % | |
| | | ． % | |
| | | ． % | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ステート・ストリート銀行 | 29．0% | |
| | | ． % | |
| | | ． % | |
| | | ． % | |
| | | ． % | |
| 下記③に該当する法人との取引 | SMT Funds Services (Ireland) Limited | 0．0 % | |
| | | ． % | |
| | | ． % | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アライアンス・バーンスタイン株式会社

所在地　〒 100-0011　東京都千代田区内幸町二丁目1番6号　日比谷パークフロント14階

電話　03-5962-9000　ファックス　03-5962-9677

HPアドレス　https://www.alliancebernstein.co.jp

代表者　代表取締役社長　阪口　和子

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第303号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　011-00848

業務開始年月　2000年１月１日　資本金　16億3,000万円

作成部署　電話

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①. 法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②. 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③. 法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①. 法第２条第８項第11号に係る業務 | ②. 法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①. 法第28条第１項に係る業務 | ②. 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 福岡営業所 | 〒812-0012　福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル3階 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 883 | 49,332 | 1,625 | 1,135 | 4,760 |
| 2024年12月期 | 1,126 | 42,935 | 984 | 644 | 4,838 |
| 2023年12月期 | 1,351 | 32,136 | 1,165 | 770 | 4,743 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　106　名

②運用業務従事者数　14　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　15　年　11　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

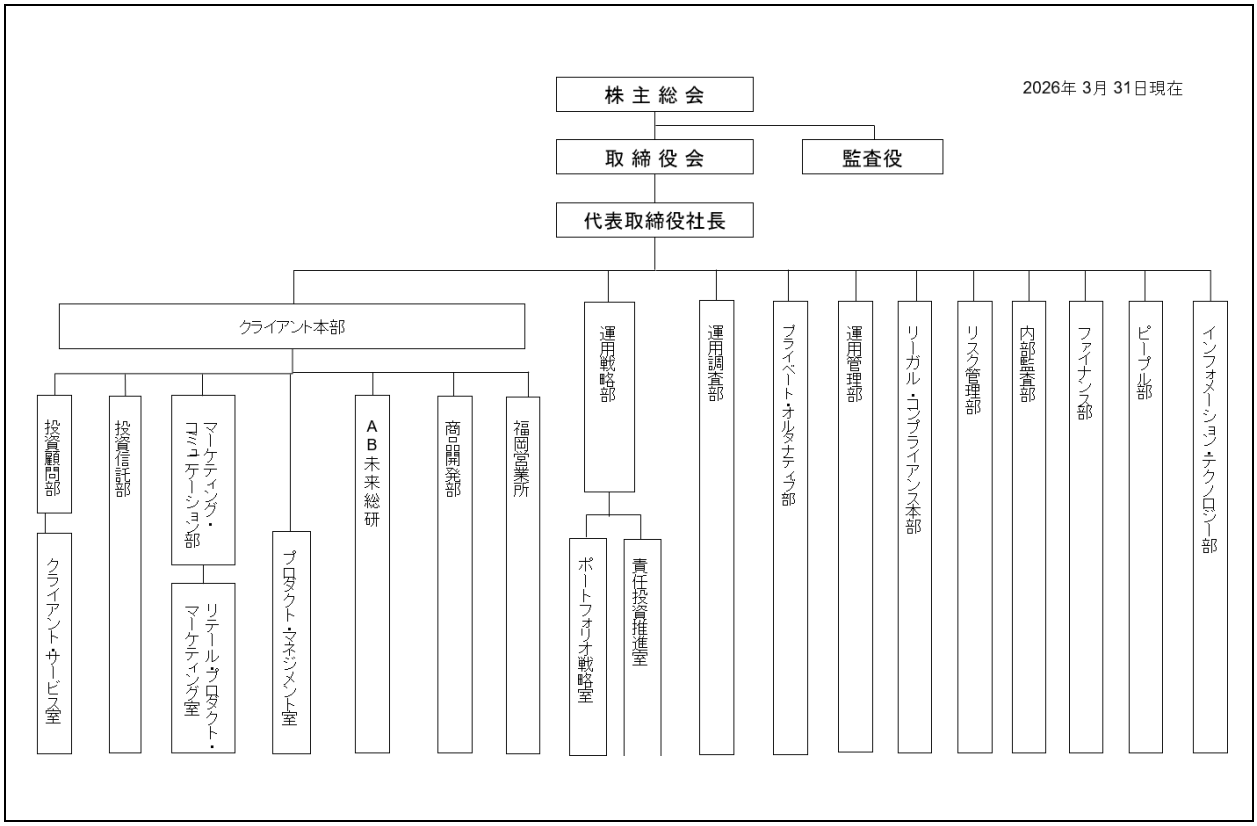
投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数　15　年　11　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　15　年　11　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　23　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　5　名

＜組織図＞


2026年 3月 31日現在
株 主 総 会
取 締 役 会
監査役
代表取締役社長
クライアント本部
投資顧問部
クライアント・サービス室
投資信託部
マーケティング・コミュニケーション部
リテール・プロダクト・マーケティング室
プロダクト・マネジメント室
ＡＢ未来総研
商品開発部
福岡営業所
運用戦略部
ポートフォリオ戦略室
責任投資推進室
運用調査部
プライベート・オルタナティブ部
運用管理部
リーガル・コンプライアンス本部
リスク管理部
内部監査部
ファイナンス部
ピープル部
インフォメーション・テクノロジー部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　アライアンス・バーンスタイン株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 取引なし | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ｺﾞｰﾙﾄﾞﾏﾝ･ｻｯｸｽ･ｱﾝﾄﾞ･ｺｰ･ｴﾙｴﾙｼｰ | 47．8 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | ｱﾗｲｱﾝｽ･ﾊﾞｰﾝｽﾀｲﾝ･ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸﾞ･ｴｽｴｰｱｰﾙｴﾙ | 1．0 ％ | |
| | AB カーバル・インベスターズ・エル・ピー | 0．0 ％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ありあけキャピタル株式会社

所在地　〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町5-1

電話　03-6206-2867　ファックス

HPアドレス　https://ariakecapital.com/

代表者　代表取締役　　田中　克典

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3229号　登録年月日　令和3年2月3日

協会会員番号　012-02925

業務開始年月　令和2年2月19日　資本金　0.75億円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-6206-2867

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 合同会社弥生 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | | 2,989 | 2,286 | 1,514 | 2,569 |
| 2024年11月期 | | 1,272 | 957 | 615 | 928 |
| 2023年11月期 | | 446 | 246 | 171 | 241 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　26　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

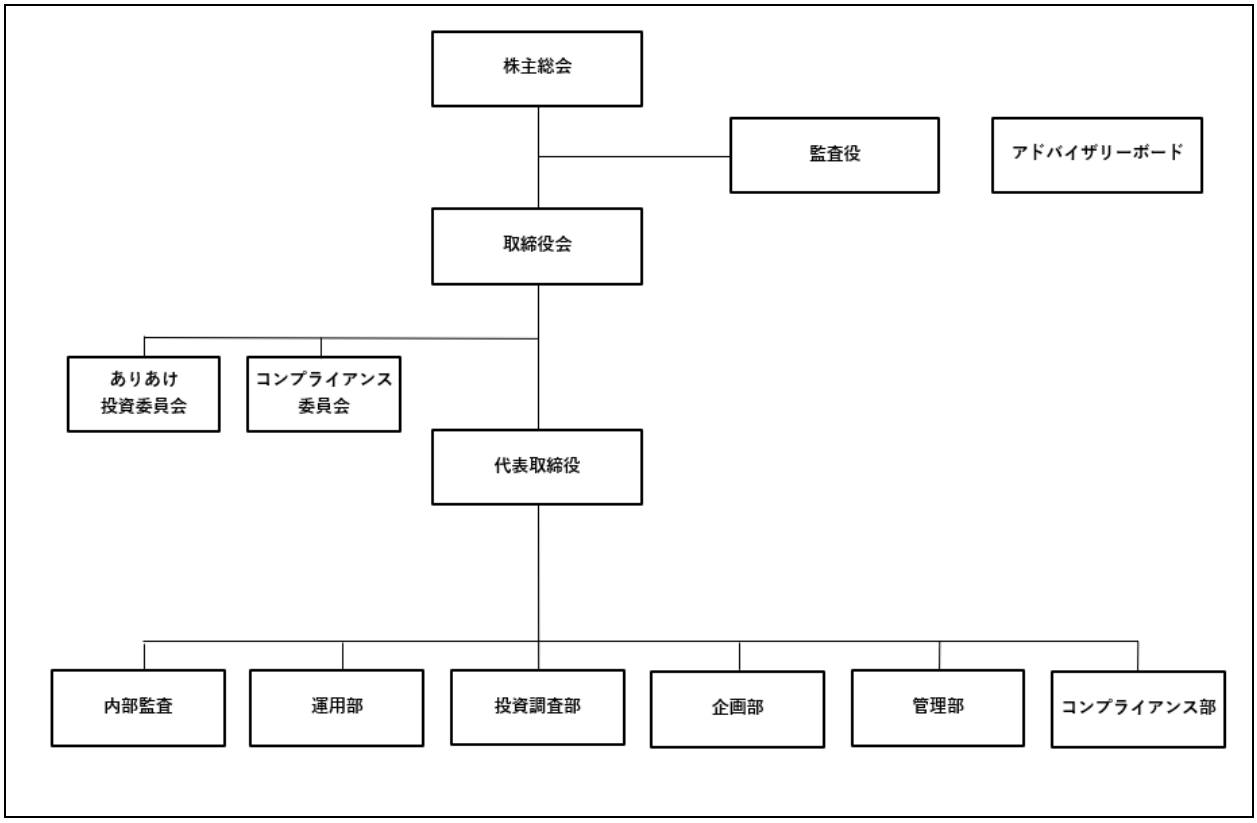
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　19　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
アドバイザリーボード
取締役会
ありあけ
投資委員会
コンプライアンス
委員会
代表取締役
内部監査
運用部
投資調査部
企画部
管理部
コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　ありあけキャピタル株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２４年１２月１日～２０２５年１１月３０日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 立花証券株式会社 | ５８．５　％ | |
| | Goldman Sachs International | １８．９　％ | |
| | 野村證券株式会社 | ２２．６　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社

所在地　〒 106-0032　東京都港区六本木一丁目４番５号

電話　03-6229-0200　ファックス　03-6229-0201

HPアドレス　http://jp.allianzgi.com

代表者　代表取締役　ラウテンシュレーガー・ウルリッヒ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第424号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-01236

業務開始年月　平成16年７月５日　資本金　2.342億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6229-0200

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 824 | 6,782 | 3,443 | 2,386 | 5,840 |
| 2024年12月期 | 1,284 | 6,755 | 3,211 | 2,186 | 5,640 |
| 2023年12月期 | 1,381 | 6,667 | 3,054 | 2,075 | 6,036 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　42　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　21　年　7　ヵ月

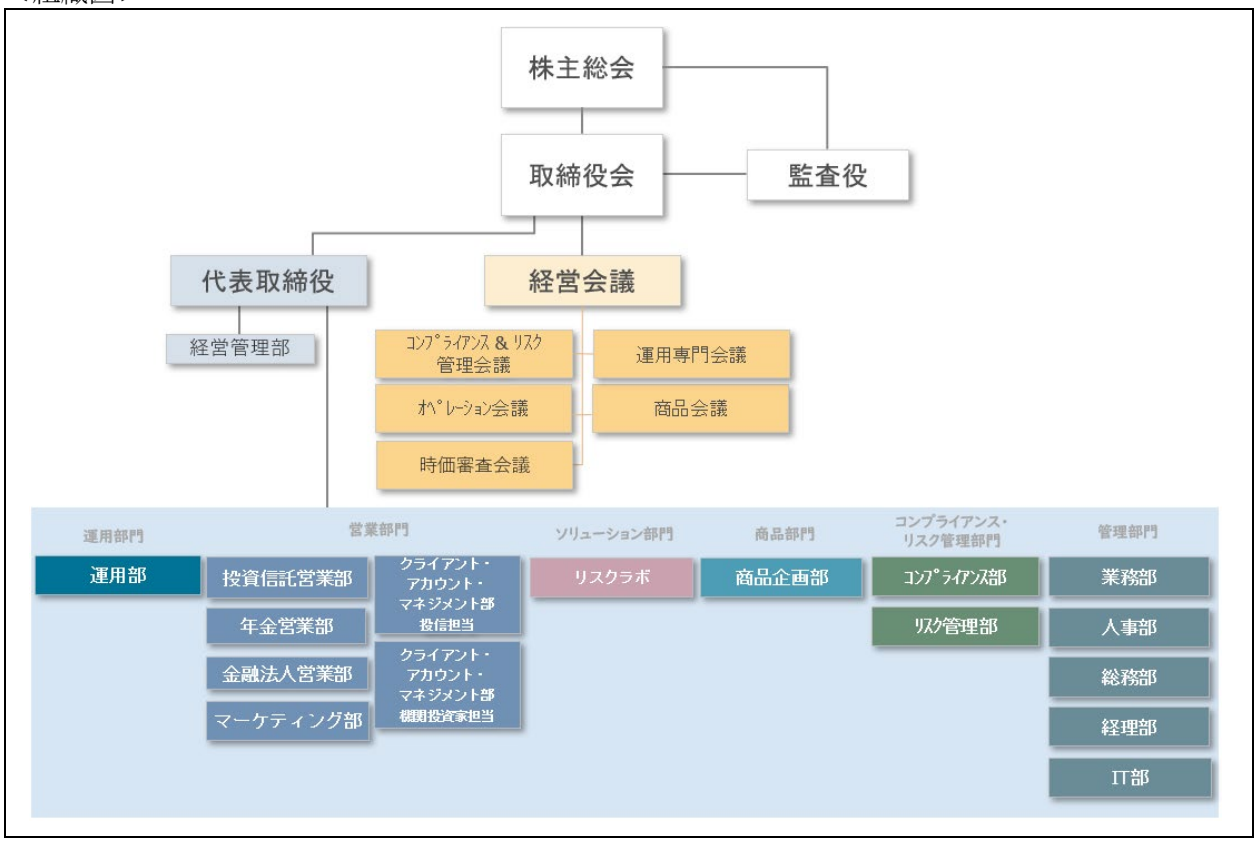
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　3　名、平均経験年数　26　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　34　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　11　名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　6　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　ｱﾘｱﾝﾂ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Goldman Sachs | 42．9　％ | |
| | J.P. MORGAN | 20．1　％ | |
| | MORGAN STANLEY | 12．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レート

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ |
|---|---|

所在地　〒 105-6239　東京都港区愛宕２－５－１愛宕グリーンヒルズMORIタワー39階

電話　03（6452）8840　　ファックス　03（6452）8841

ＨＰアドレス　http://aristagora.com/

代表者　代表取締役会長　篠田　丈

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第1757号　登録年月日　2008年3月4日

協会会員番号　012 - 02799

業務開始年月　2007年4月25日　　資本金　1.3億円

作成部署　管理本部　　電　話　03（6452）8840

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社 T&Rホールディングス | 94.9% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 85 | 251 | 24 | △50 | 79 |
| 2024年12月期 | 70 | 121 | △48 | △48 | 90 |
| 2023年12月期 | 67 | 210 | 1 | △1 | 178 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　19　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　17　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　1　名、平均経験年数　20　年　5　ヵ月

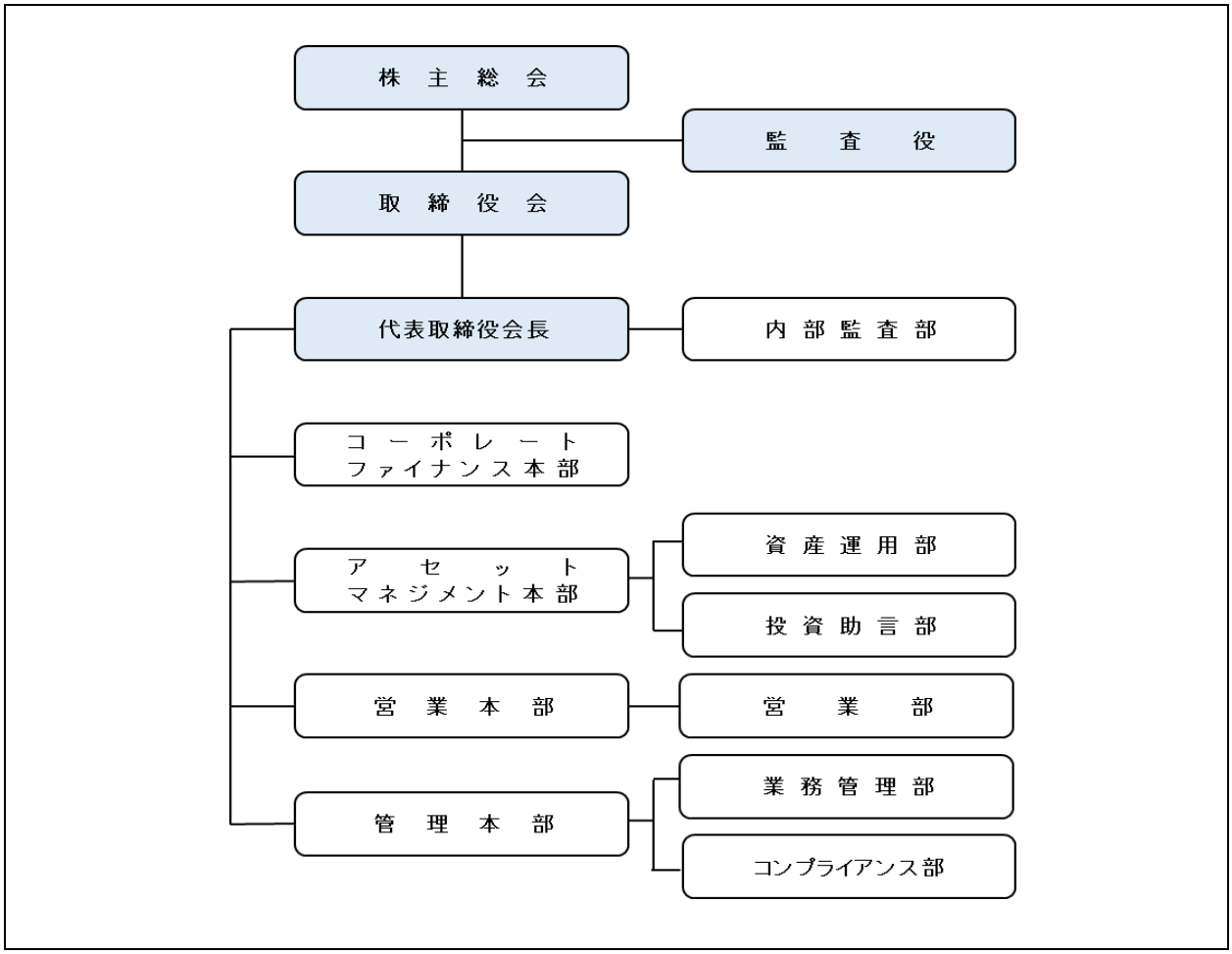
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　4　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株　主　総　会
監　　査　　役
取　締　役　会
代表取締役会長
内　部　監　査　部
コ　ー　ポ　レ　ー　ト
ファイナンス本部
ア　　セ　　ッ　　ト
マネジメント本部
資　産　運　用　部
投　資　助　言　部
営　業　本　部
営　　業　　部
管　理　本　部
業　務　管　理　部
コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 該当なし | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　アルジェブリス・インベストメンツ株式会社

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町一丁目3番1号　JAビル12階

電話　03-4510-4270　ファックス　03-3217-4417

ＨＰアドレス　https://www.algebris.com/ja

代表者　代表取締役社長　西　麻理子

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3131号　登録年月日　2019年3月29日

協会会員番号　012-02865

業務開始年月　2019年4月25日　資本金　7,500万円（資本準備金含む）

作成部署　コンプライアンス部門　電話　03-4510-4276

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| アルジェブリス・インベストメンツ・グループ・リミテッド | 100% |
| | % |
| / | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 0 | 249 | 23 | 16 | 206 |
| 2024年12月期 | 0 | 261 | 24 | 17 | 190 |
| 2023年12月期 | 0 | 266 | 24 | 16 | 173 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　29　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

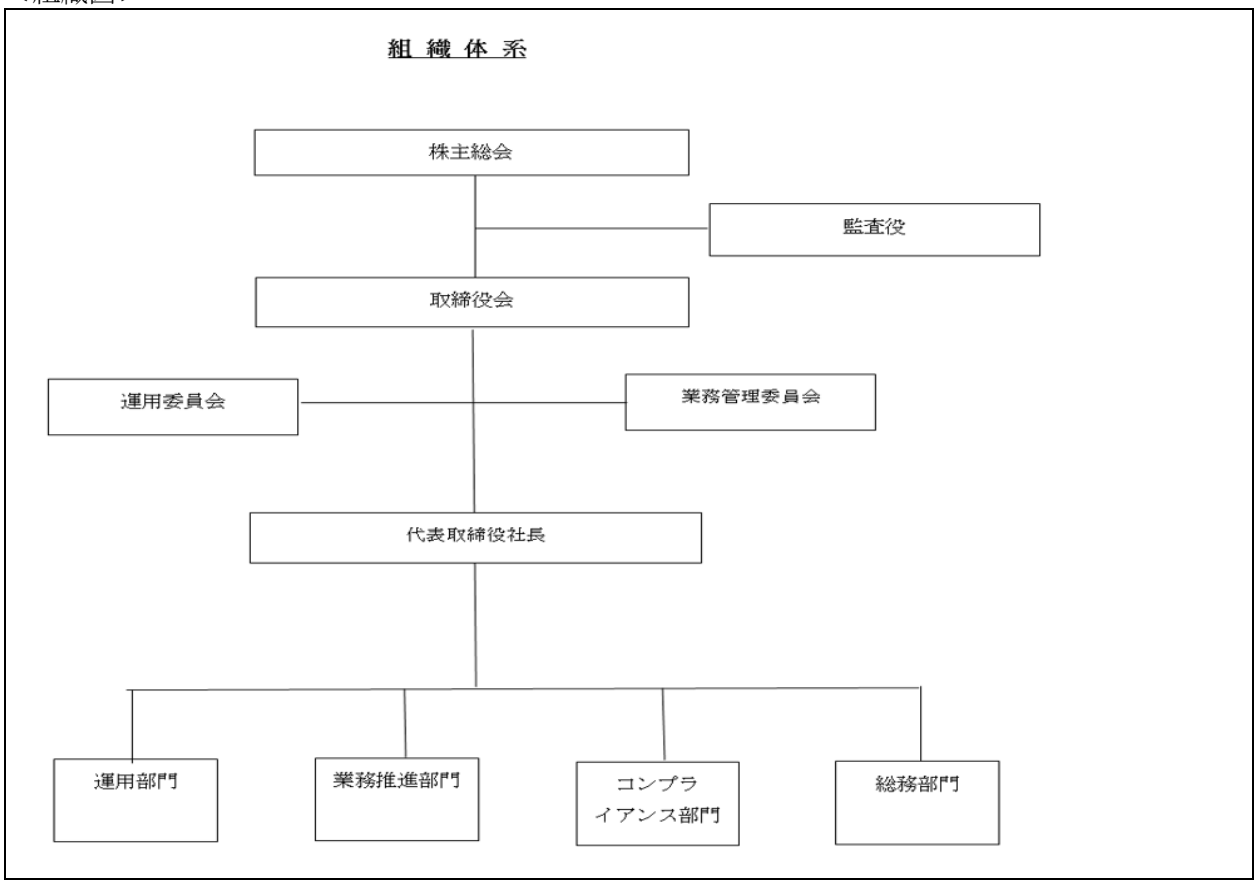
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


組 織 体 系
株主総会
監査役
取締役会
運用委員会
業務管理委員会
代表取締役社長
運用部門
業務推進部門
コンプラ
イアンス部門
総務部門

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　アルジェブリス・インベストメンツ株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年1月１日～２０２５年１２月３０日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Citco Fund Services (Luxembourg) S.A. | 100．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Alpha Japan LO am株式会社

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町2-1-1　大成大手町ビル23階

電話　03-6262-0290　ファックス　03-3272-8522

ＨＰアドレス　https://alphajapan-lo.com/

代表者　代表取締役　Peng Tang

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第541号　登録年月日

協会会員番号　012-02206

業務開始年月　平成19年2月　資本金　0.9億円

作成部署　業務管理部　電話　03-6262-0302

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Alpha Investment Holding Pte Ltd | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 25年12月期 | 611 | 611 | 296 | 194 | 531 |
| 24年12月期 | 418 | 418 | 164 | 117 | 337 |
| 23年12月期 | 324 | 324 | 115 | 76 | 220 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　17　名

②運用業務従事者数　6名

内 ファンド・マネージャー数　4名、平均経験年数　25年　4ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

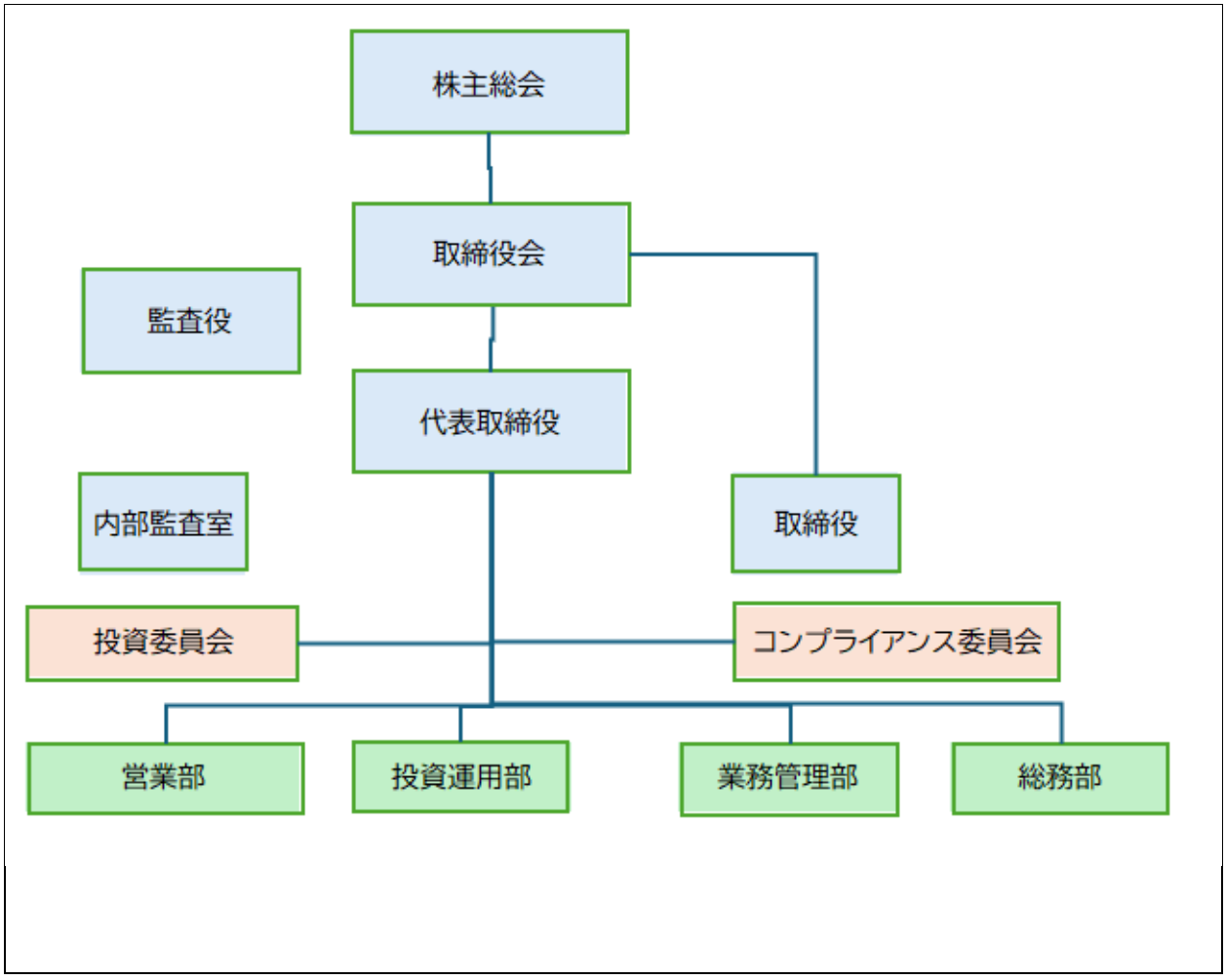
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1名、平均経験年数　35　年　1ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
代表取締役
内部監査室
取締役
投資委員会
コンプライアンス委員会
営業部
投資運用部
業務管理部
総務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | Alpha Japan LO am 株式会社<br>（旧アルファジャパンアセットアドバイザイーズ株式会社） |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～　2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | SBI 証券 | 17.23% | |
| | 大和証券 | 15.92% | |
| | SMBC 日興証券 | 14.80% | |
| | 三菱 UFJ モルガンスタンレー証券 | 12.38% | |
| | 野村證券 | 11.42% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

社名　アルファダイン・アセットマネジメント・ホールディングス・リミテッド

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町1-1-1　大手町パークビルディング8階

電話　03-4588-3100　ファックス　03-4588-3102

HPアドレス　https://adyne.com/index.html

代表者　日本における代表者　岡田洋隆

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3011号　登録年月日　平成29年9月13日

協会会員番号　012-02800

業務開始年月　平成29年10月26日　資本金　1,000,001米ドル

作成部署　コンプライアンス　電話　03-4588-3100

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権<br>保有比率 |
|---|---|
| アルファダイン・アセットマネジメントLP | 100% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,611 | 1,782 | 128 | 84 | 293 |
| 2024年12月期 | 2,658 | 2,809 | 105 | 122 | 379 |
| 2023年12月期 | 914 | 1,033 | 74 | 55 | 257 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　20　名

②運用業務従事者数　9　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　22　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

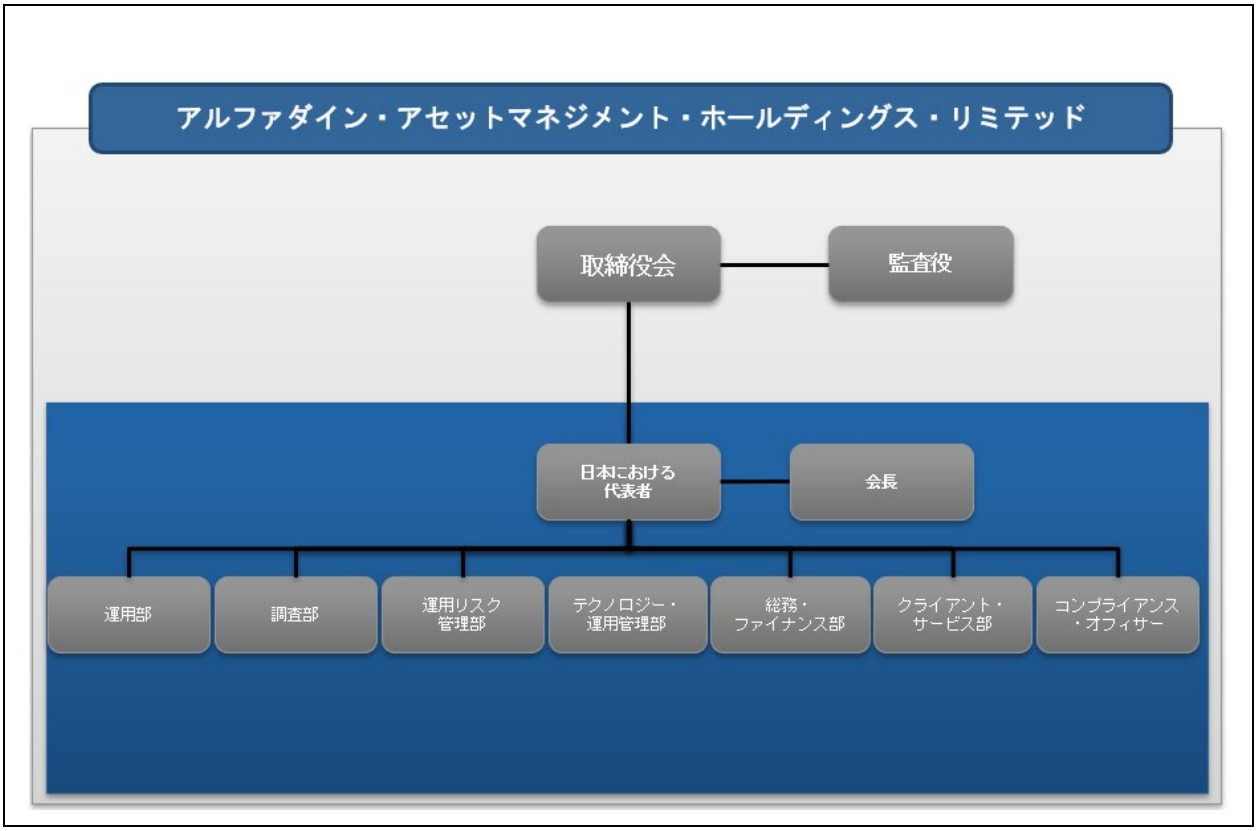
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　40　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


アルファダイン・アセットマネジメント・ホールディングス・リミテッド
取締役会
監査役
日本における
代表者
会長
運用部
調査部
運用リスク
管理部
テクノロジー・
運用管理部
総務・
ファイナンス部
クライアント・
サービス部
コンプライアンス
・オフィサー

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | アルファダイン・アセットマネジメント・ホールディングス・リミテッド |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 該当無し | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 該当無し | |
| | | | |
| | | | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Barclays | 22.0 ％ | |
| | Bank of America | 18.0 ％ | |
| | JPMorgan | 17.8 ％ | |
| | BNP Paribas | 12.4 ％ | |
| | | | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 該当無し | |
| | | | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　イークラウド株式会社

所在地　〒 100-0004
東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビルヂング4階

電話 03-6281-8803　ファックス

HPアドレス　https://corp.ecrowd.co.jp/

代表者　代表取締役 波多江 直彦

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3181号 登録年月日　2020年3月30日

協会会員番号　012-03107

業務開始年月　2025年7月3日　資本金　2億円

作成部署　経営管理部　電話　03-6281-8803

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| XTech株式会社 | 34.18% |
| Fintertech株式会社 | 24.61% |
| W ventures2号投資事業有限責任組合 | 8.38% |
| 株式会社セレス | 6.29% |
| Genesia Venture Fund 2号投資事業有限責任組合 | 6.29% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| FINOLAB1号投資事業有限責任組合 | 2.09% |
| 髙橋正恭 | 1.80% |
| CSP1号投資事業有限責任組合 | 1.67% |
| iSGS ARISE 投資事業有限責任組合 | 1.25% |
| 有限会社アイティーエム | 1.08% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 0 | 60 | -171 | -172 | 90 |
| 2024年12月期 | | 53 | -212 | -214 | 19 |
| 2023年12月期 | | 71 | -173 | -174 | 234 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　16名

②運用業務従事者数　3名

内 ファンド・マネージャー数　1名、平均経験年数　2年　4ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

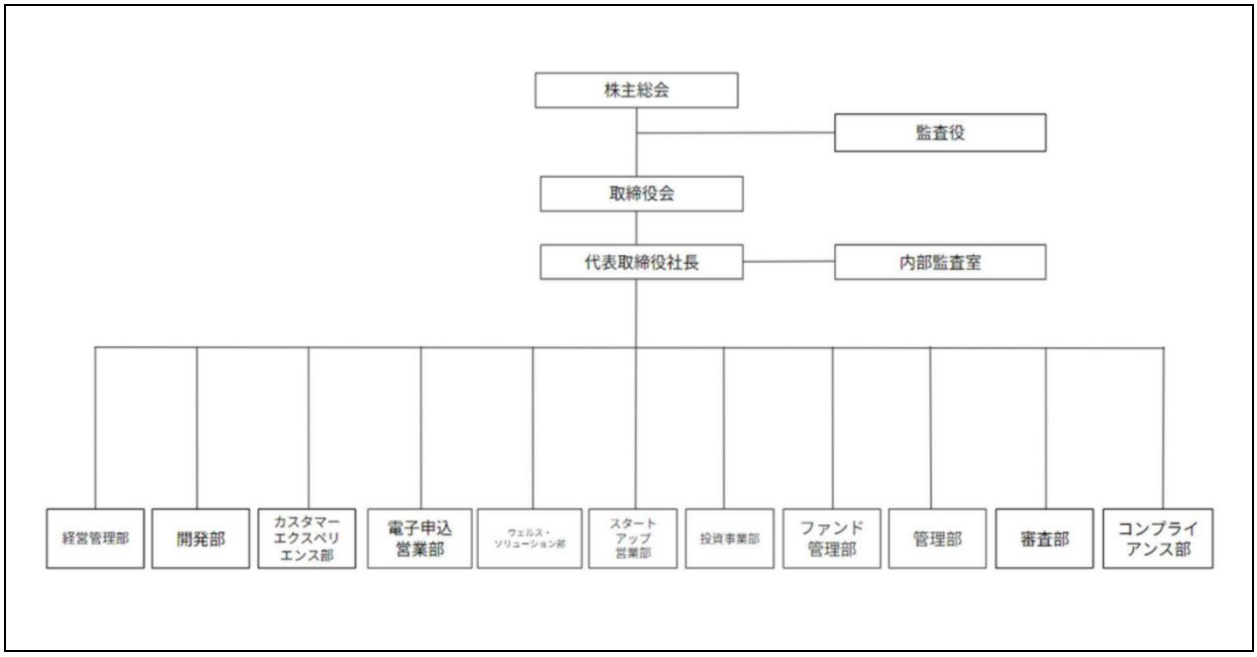
投資顧問・投信部門兼任者＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿＿2名、平均経験年数＿＿16年＿＿5ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿＿＿3名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿＿名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　イ―クラウド株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年7月３日～２０２５年１２月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ０．０％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ０．０％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ０．０％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ０．０％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

所在地　〒 100-6905　東京都千代田区丸の内２の６の１　丸の内パークビルディング

電話　03-5224-3400　ファックス　03-5224-3401

HPアドレス　https://www.eastspring.co.jp

代表者　代表取締役　佐藤　輝幸

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第379号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第011-00906号

業務開始年月　平成12年１月24日　資本金　6億4,950万円

作成部署　リスク・コンプライアンス部　電話　03-5224-3434

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| イーストスプリング・インベストメンツ・グループ・ピーティー・イー・リミテッド | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | － | 10,362 | 2,342 | 1,566 | 2,934 |
| 2024年12月期 | － | 10,018 | 2,146 | 1,404 | 2,772 |
| 2023年12月期 | 9 | 5,221 | 473 | 530 | 1,897 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　41　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　20　年　3　ヵ月

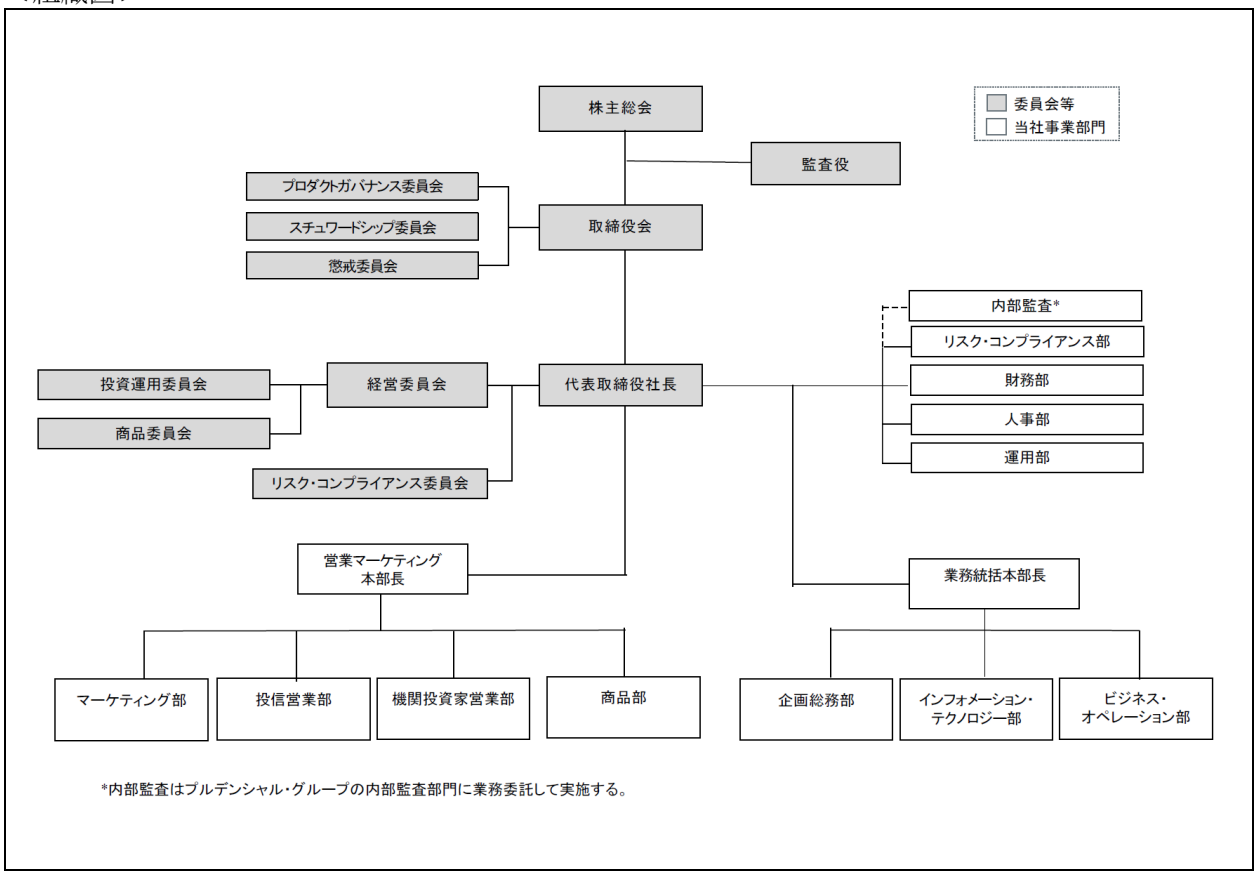
内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　3　名、平均経験年数　20　年　3　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿8＿＿名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿0＿＿名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　1 月　1 日～　2025 年　12 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　いちよしアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 103-0025　東京都中央区日本橋一丁目５番８号

電話　03-6670-6711　ファックス　03-6670-6719

HPアドレス　https://www.ichiyoshiam.jp/

代表者　代表取締役社長　秋野 充成

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第426号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第010-00063号

業務開始年月　昭和61年10月30日　資本金　４億９千万円

作成部署　総務経理部　電　話　03-6670-6711

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | (2) 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | (3) 法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | (1) 法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | (2) 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 提携企業 | いちよし証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1－5－8 |
| 提携企業 | 株式会社いちよし経済研究所 | 東京都中央区日本橋茅場町1－5－8 |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| いちよし証券株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 304 | 5,083 | 2,424 | 1,706 | 2,350 |
| 2025年3月期 | 209 | 4,240 | 1,859 | 1,292 | 2,407 |
| 2024年3月期 | 252 | 3,766 | 1,568 | 1,118 | 2,026 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　33　名

②運用業務従事者数　12　名

内 ファンド・マネージャー数　8　名、平均経験年数　19　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

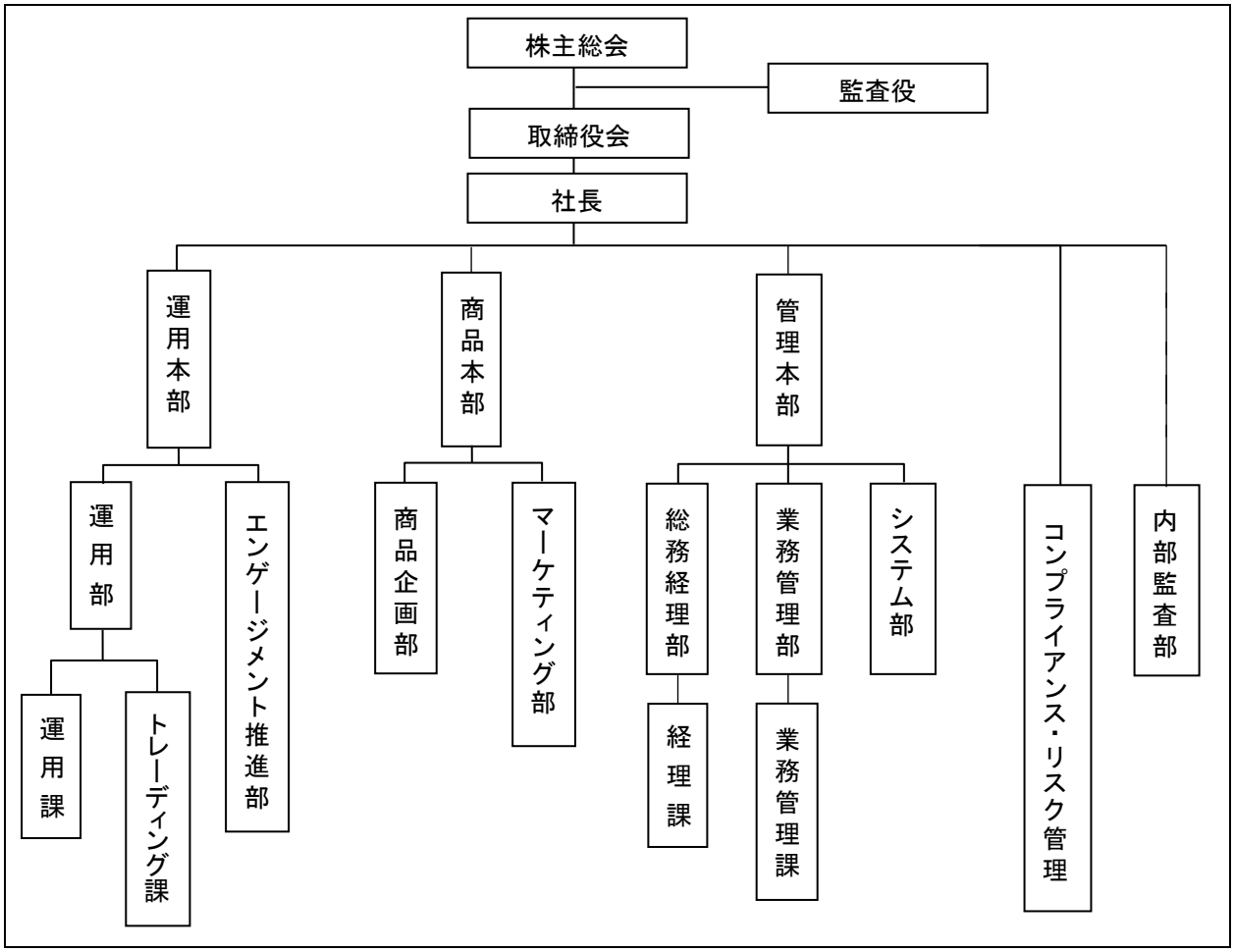
投資顧問・投信部門兼任者　8　名、平均経験年数　19　年　8　ヵ月

内 調査スタッフ数　3　名、平均経験年数　0　年　10　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　13　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
社長
運用本部
運用部
運用課
トレーディング課
エンゲージメント推進部
商品本部
商品企画部
マーケティング部
管理本部
総務経理部
経理課
業務管理部
業務管理課
システム部
コンプライアンス・リスク管理
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | いちよしアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | いちよし証券 | 18．8　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 大和証券 | 19．8　％ | |
| | SBI 証券 | 17．7　％ | |
| | SMBC 日興証券 | 16．6　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 106-6114　東京都港区六本木六丁目10-１　六本木ヒルズ森タワー14階

電話　03-6447-3000　ファックス　03-6447-3001

HPアドレス　https://www.invesco.com/jp/ja/institutional.html

代表者　代表取締役社長兼CEO　佐藤　秀樹

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第306号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　010-00015

業務開始年月　平成２年11月15日　資本金　40億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6447-3152

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | 該当なし | 該当なし |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| インベスコ・ファー・イースト・リミテッド | 100％ |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年月12期 | 1,815 | 49,386 | 7,575 | 5,104 | 11,707 |
| 2024年12月期 | 2,261 | 32,966 | 3,207 | 2,121 | 7,602 |
| 2023年12月期 | 2,983 | 18,483 | 1,224 | 756 | 6,481 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　112　名

②運用業務従事者数　24　名

内 ファンド・マネージャー数　21　名、平均経験年数　21　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

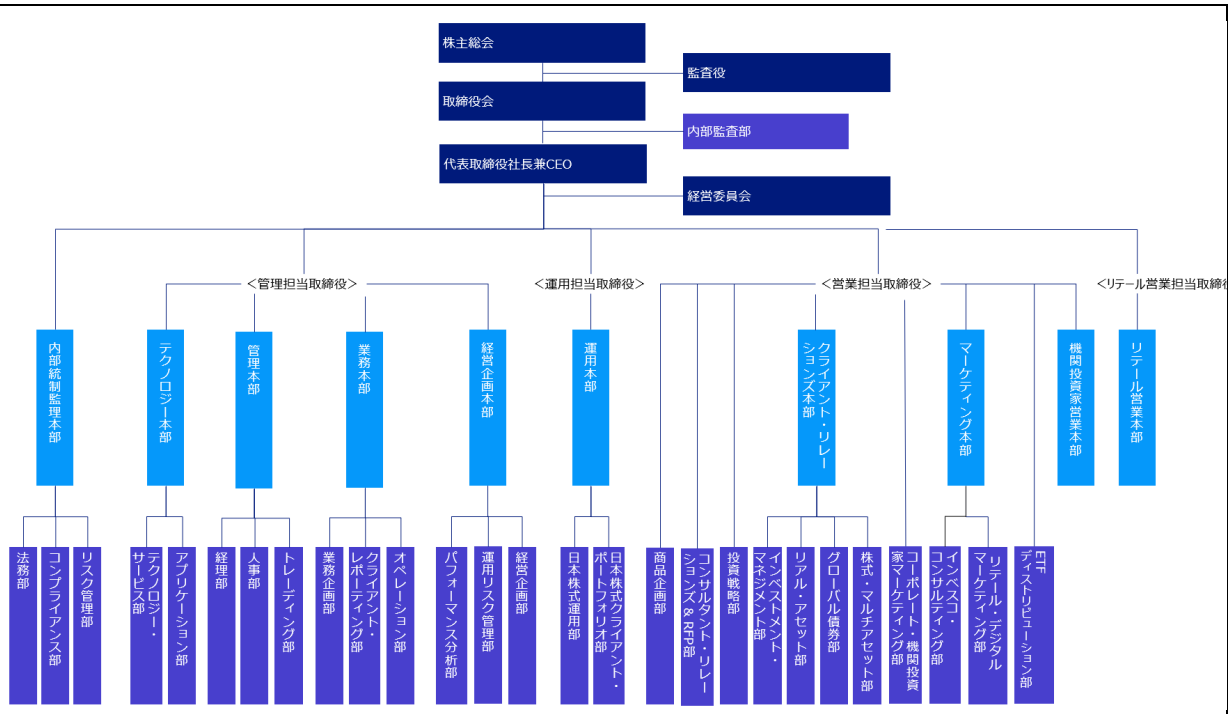
投資顧問・投信部門兼任者　21　名、平均経験年数　24　年　4　ヵ月

内 調査スタッフ数　5　名、平均経験年数　18　年　9　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　30　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　7　名

＜組織図＞




2026年6月末現在

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当ありません |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当ありません |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | BOFA Securities, Inc. | ２６．３％ | |
| | Barclays Bank PLC | １９．８％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | WL Ross & Co. LLC | ０．０％ | |
| | IRI Core I, L.P. | ０．０％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　インベストメントLab株式会社

所在地　〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町8番1号 FinGATE TERRACE 4F

電話　03-5962-3421　ファックス　info@investmentlab.co.jp

ＨＰアドレス　https://www.investmentlab.co.jp/

代表者　代表取締役　宇根尚秀

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3237号　登録年月日　2021年3月19日

協会会員番号　012-02931

業務開始年月　2021年5月　資本金　5,000万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-5962-3421

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 宇根　尚秀 | 80% |
| | |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問・ファンド運用部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年 1月期 | 222 | 267 | -3 | -19 | 89 |
| 2025年 1月期 | 191 | 201 | 11 | 9 | 108 |
| 2024年 1月期 | 150 | 182 | 6 | -4 | 99 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 11 名

②運用業務従事者数 5.5 名

内 ファンド・マネージャー数 3 名、平均経験年数 19 年 5 ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

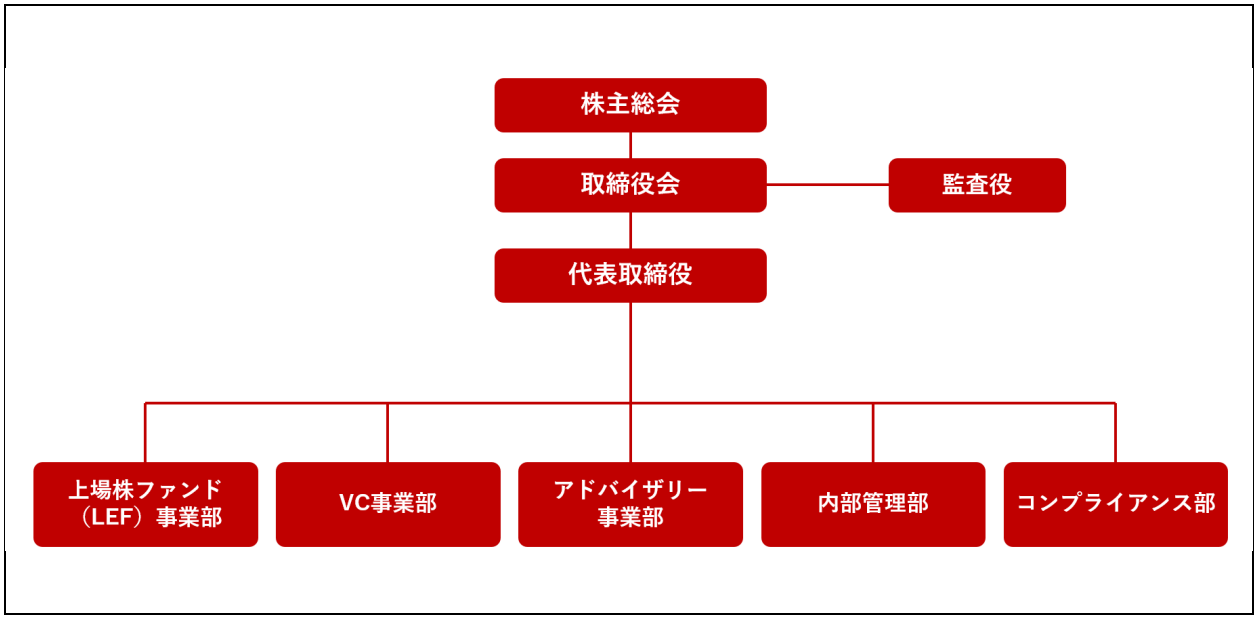
投資顧問・投信部門兼任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数 1.5 名、平均経験年数 14 年 7 ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 2 名

CFA協会認定証券アナリスト数 1 名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
代表取締役
上場株ファンド（LEF）事業部
VC事業部
アドバイザリー事業部
内部管理部
コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　インベストメントLab株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025年2月1日～2026年1月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Goldman Sachs International | 21.6％ | *株式の約定代金と上場先物の取引想定元本の合計 |
| | SBI Securities (Hong Kong) Limited | 16.0％ | |
| | Daiwa Capital Markets Singapore Limited | 14.9％ | |
| | Morgan Stanley & Co. International plc | 14.7％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社ヴァレックス・パートナーズ |
|---|---|

所在地　〒 103-0025　東京都中央区日本橋茅場町1-6-17　十字屋ビル4F

電話　03-3666-0306　　ファックス　03-3666-0334

ＨＰアドレス　http://www.varecs.com

代表者　代表取締役　　安　治郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第571号　　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01578

業務開始年月　平成19年9月30日　　資本金　0.5億円

作成部署　コンプライアンスグループ　　電　話　03-5614-0264

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人等 | 株式会社JWC | 東京都千代田区九段南三丁目3番14号 サニー九段ビル1階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 安　治郎 | 55.7% |
| 十字屋ホールディングス(株) | 35.0% |
| その他（従業員） | 9.3% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 1829 | 1829 | 1222 | 822 | 3412 |
| 2025年3月期 | 1096 | 1096 | 512 | 319 | 2572 |
| 2024年3月期 | 1344 | 1344 | 736 | 512 | 2245 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数12名

②運用業務従事者数5.5名

内 ファンド・マネージャー数1名、平均経験年数27年10ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

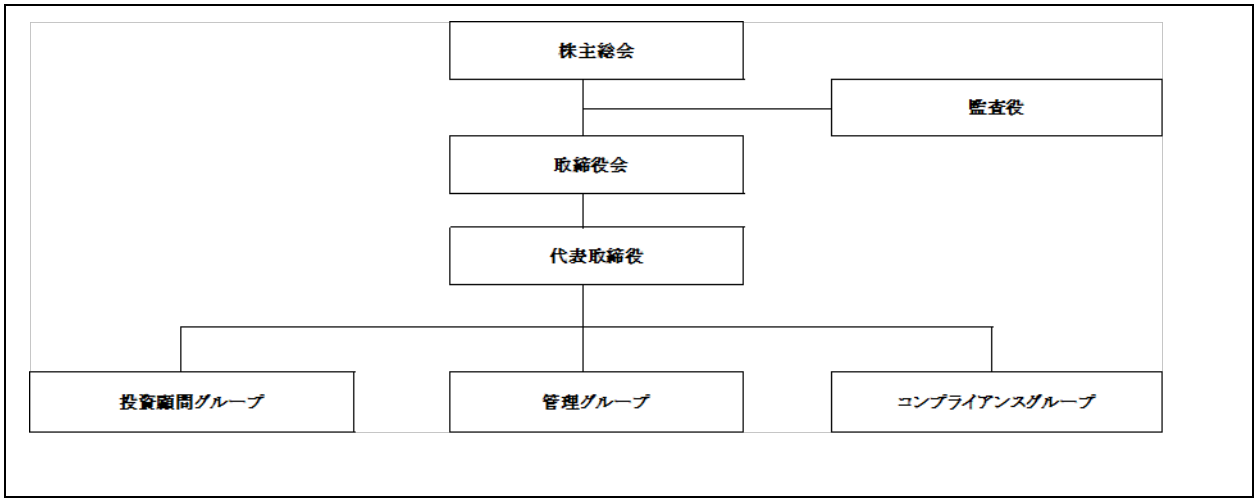
投資顧問・投信部門兼任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数4名、平均経験年数7年4ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数3名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数3名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社ヴァレックス・パートナーズ |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Tachibana Securities (Hong Kong) Ltd. | 23．4　％ | |
| | Ichiyoshi Securities Co., Ltd. | 14．6　％ | |
| | Goldman Sachs International | 14．5　％ | |
| | Instinet Europe Limited | 13．1　％ | |
| | SMBC Nikko Securities (Hong Kong) Limited. | 10．3　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社ウィズ・パートナーズ

所在地　〒 105-6236　東京都港区愛宕二丁目五番一号　愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー36Ｆ

電話　03-6430-6773　ファックス　03-6430-6774

ＨＰアドレス　http://www.whizp.com

代表者　代表取締役会長　安東俊夫

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2590号　登録年月日　2011年10月25日

協会会員番号　012-02552

業務開始年月　2011年12月１日　資本金　１億円

作成部署　管理部　電　話　03-6430-6773

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| － | － | － |
| － | － | － |
| － | － | － |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 安東 俊夫 | 13.3% |
| 合同会社TM | 9.4% |
| 東海東京インベストメント株式会社 | 9.2% |
| 株式会社昭文社ホールディングス | 9.2% |
| 浜垣 剛 | 8.8% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 梶本 淳一 | 8.8% |
| 平澤 創 | 8.1% |
| 中西 正人 | 4.8% |
| 山田 達也 | 3.9% |
| 株式会社巽事務所 | 3.7% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 0 | 569 | -85 | -86 | 1,518 |
| 2025年3月期 | 0 | 518 | -254 | -256 | 1,941 |
| 2024年3月期 | 6 | 871 | -153 | -154 | 2,169 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　19　名

②運用業務従事者数　4.7　名

内 ファンド・マネージャー数　3.3　名、平均経験年数　12　年　11　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

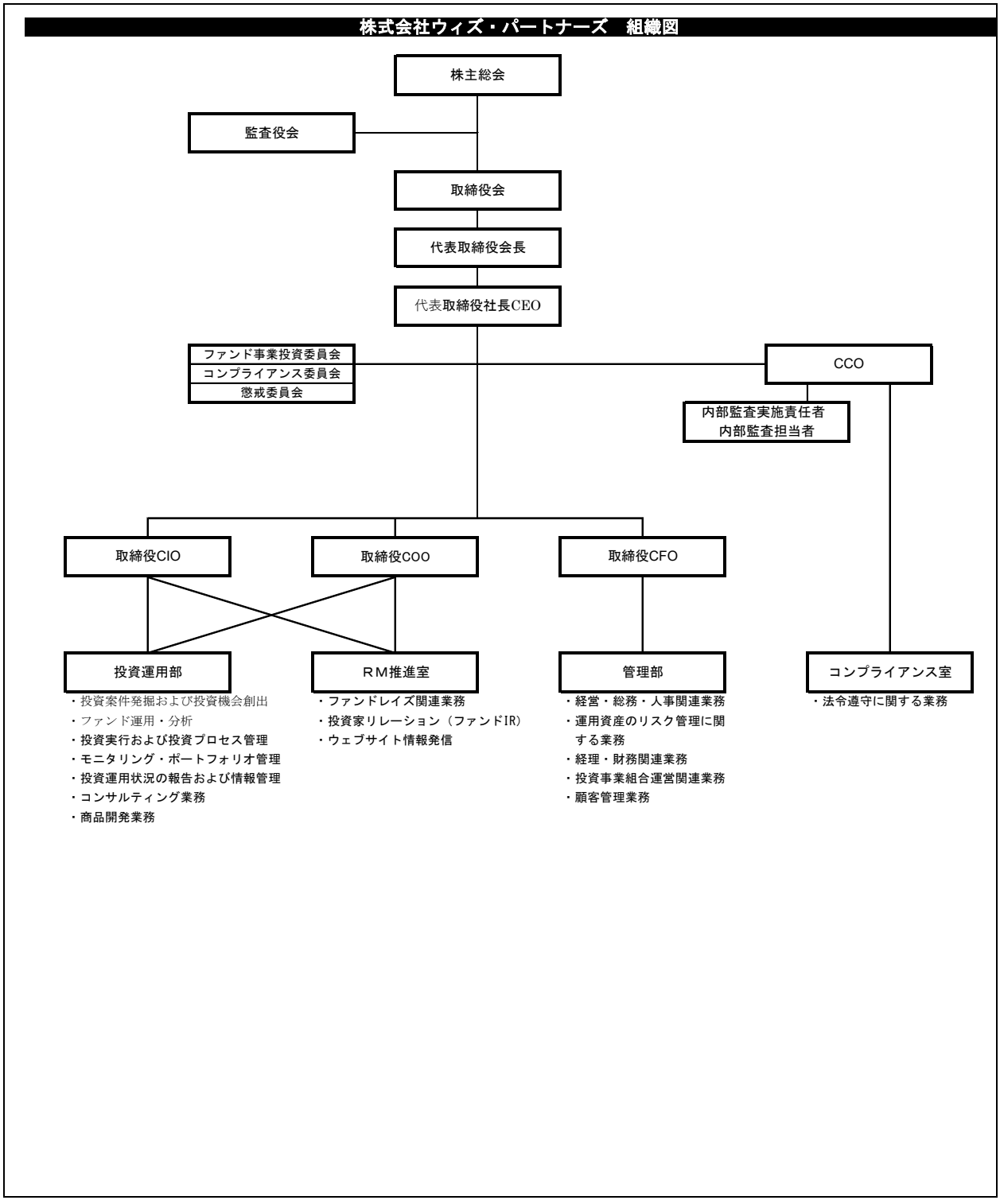
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0.8　名、平均経験年数　6　年　2　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株式会社ウィズ・パートナーズ　組織図
株主総会
監査役会
取締役会
代表取締役会長
代表取締役社長CEO
ファンド事業投資委員会
コンプライアンス委員会
懲戒委員会
CCO
内部監査実施責任者
内部監査担当者
取締役CIO
取締役COO
取締役CFO
投資運用部
・投資案件発掘および投資機会創出
・ファンド運用・分析
・投資実行および投資プロセス管理
・モニタリング・ポートフォリオ管理
・投資運用状況の報告および情報管理
・コンサルティング業務
・商品開発業務
ＲＭ推進室
・ファンドレイズ関連業務
・投資家リレーション（ファンドIR）
・ウェブサイト情報発信
管理部
・経営・総務・人事関連業務
・運用資産のリスク管理に関する業務
・経理・財務関連業務
・投資事業組合運営関連業務
・顧客管理業務
コンプライアンス室
・法令遵守に関する業務

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社ウィズ・パートナーズ |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0.0　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | 0.0　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0.0　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-6536　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号　新丸の内ビルディング36階

電話　03-4520-4300　ファックス　03-4520-4349

HPアドレス　www.westernasset.co.jp

代表者　代表取締役　新岡　雅宏

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第427号　登録年月日　2007年９月30日

協会会員番号　011-01319

業務開始年月　2005年４月１日　資本金　10億円

作成部署　法務・コンプライアンス部　電話　03-4520-4300

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①　．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年９月期 | 397 | 1,231 | △236 | 45 | 1,410 |
| 2024年９月期 | 576 | 1,883 | 111 | 56 | 1,364 |
| 2023年９月期 | 630 | 1,978 | 64 | 55 | 1,308 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　20　名

②　運用業務従事者数　５　名

内　ファンド・マネージャー数　３　名、平均経験年数　26　年　０　ヵ月

内　投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

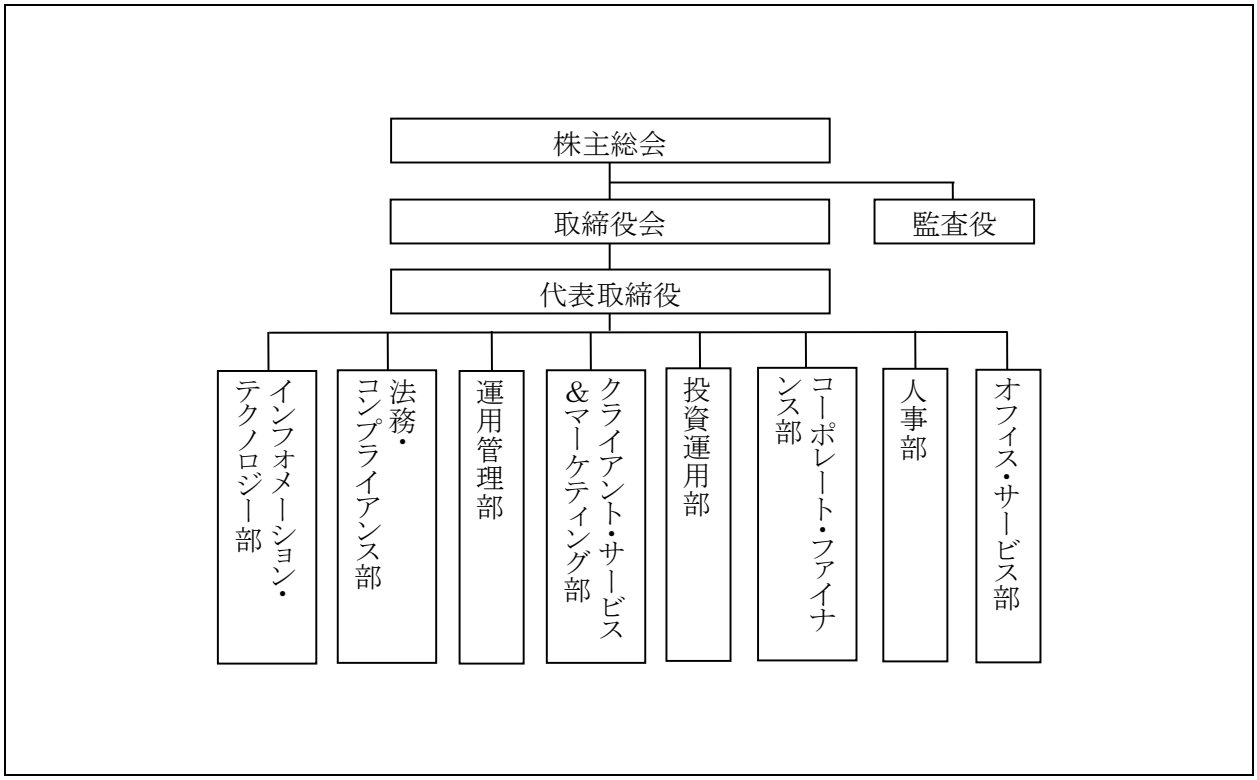
投資顧問・投信部門兼任者　３　名、平均経験年数　26　年　０　ヵ月

内　調査スタッフ数　１　名、平均経験年数　28　年　０　ヵ月

③　日本証券アナリスト協会検定会員数　６　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　２　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
代表取締役
インフォメーション・テクノロジー部
法務・コンプライアンス部
運用管理部
クライアント・サービス＆マーケティング部
投資運用部
コーポレート・ファイナンス部
人事部
オフィス・サービス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 10 月 1 日 ～ 2025 年 9 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | JP モルガン・チェース銀行 | 19.7　％ | |
| | バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ | 13.3　％ | |
| | モルガン・スタンレーMUFG 証券 | 10.3　％ | |
| | ドイツ証券 | 10.2　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 上田八木証券株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 103-0021　東京都中央区日本橋本石町1丁目1番9号

電話　03-3270-2845（代）　ファックス　03-3241-0850

ＨＰアドレス　https://www.uedayagi-sec.co.jp/

代表者　取締役社長　川東　史和

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第29号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　012-02020

業務開始年月　2007年9月1日　資本金　4.8億円

作成部署　業務管理部　電話　03-3270-2861

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 上田八木短資株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 239 | 505 | 22 | 5 | 1,078 |
| 2025年3月期 | 242 | 469 | 29 | 13 | 1,072 |
| 2024年3月期 | 229 | 435 | 35 | 28 | 1,058 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　15.0　名

②運用業務従事者数　5.0　名

内 ファンド・マネージャー数　4.0　名、平均経験年数　27　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

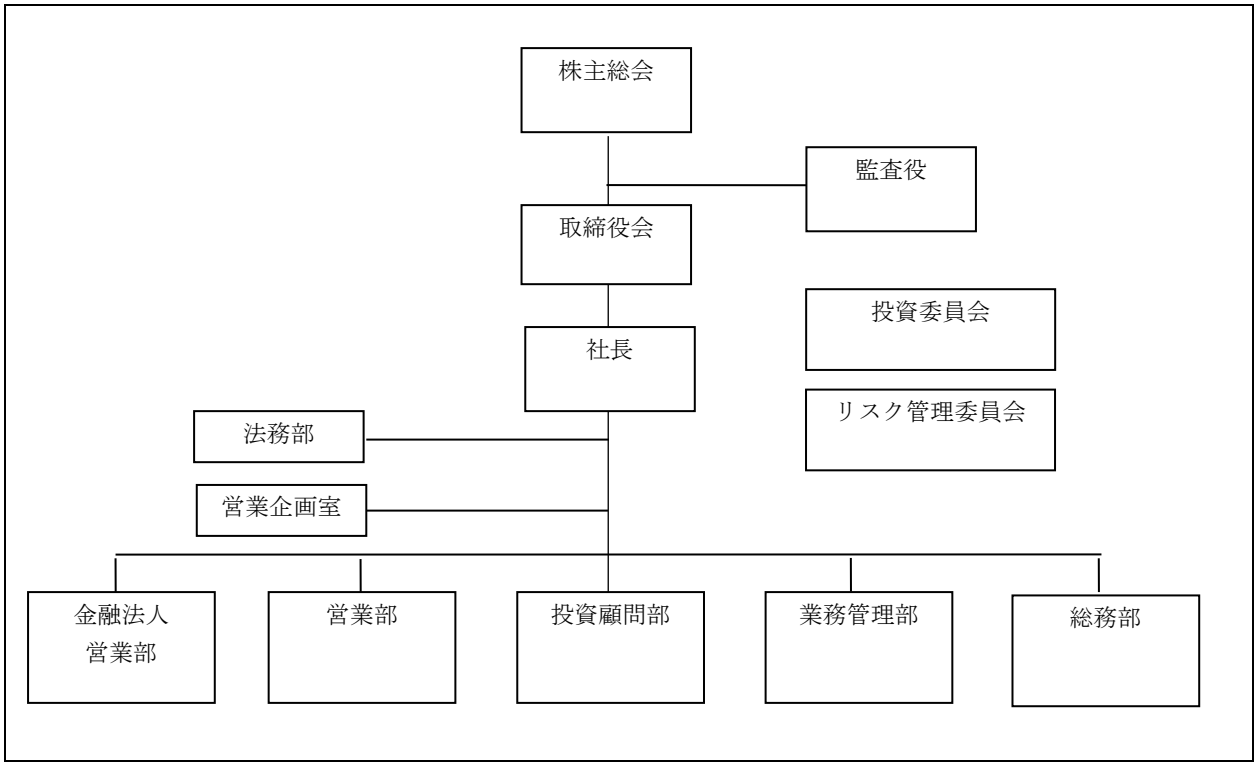
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1.0　名、平均経験年数　12　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　4.0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1.5　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
投資委員会
社長
リスク管理委員会
法務部
営業企画室
金融法人
営業部
営業部
投資顧問部
業務管理部
総務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 上田八木証券株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | １．９　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Northern Trust Global Fund Services Cayman Limited | ２４．９　％ | |
| | BlackRock Investment Management (UK) Limited | １１．４　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内１丁目１番１号

電話　(03)5533-0011　　ファックス　(03)5533-0022

ＨＰアドレス　https://www.wellington.com/japan

代表者　日本における代表者　エリック・マイケル・タナカ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第428号　　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-00751

業務開始年月　平成９年11月28日　　資本金　600万シンガポールドル

（持込資本金）0円

作成部署　法務・コンプライアンス部　　電話　(03)5533-0011

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ウエリントン・マネージメント・グローバル・ホールディングス・リミテッド | 100% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 3,569 | 6,899 | 1,386 | 1,160 | 2,804 |
| 2024年12月期 | 3,610 | 6,623 | 1,543 | 1,010 | 2,366 |
| 2023年12月期 | 3,533 | 7,283 | 2,616 | 1,752 | 2,540 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　74名

②運用業務従事者数　8名

内　ファンド・マネージャー数　8名、平均経験年数　18年1ヵ月

内　投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　3名、平均経験年数　18年8ヵ月

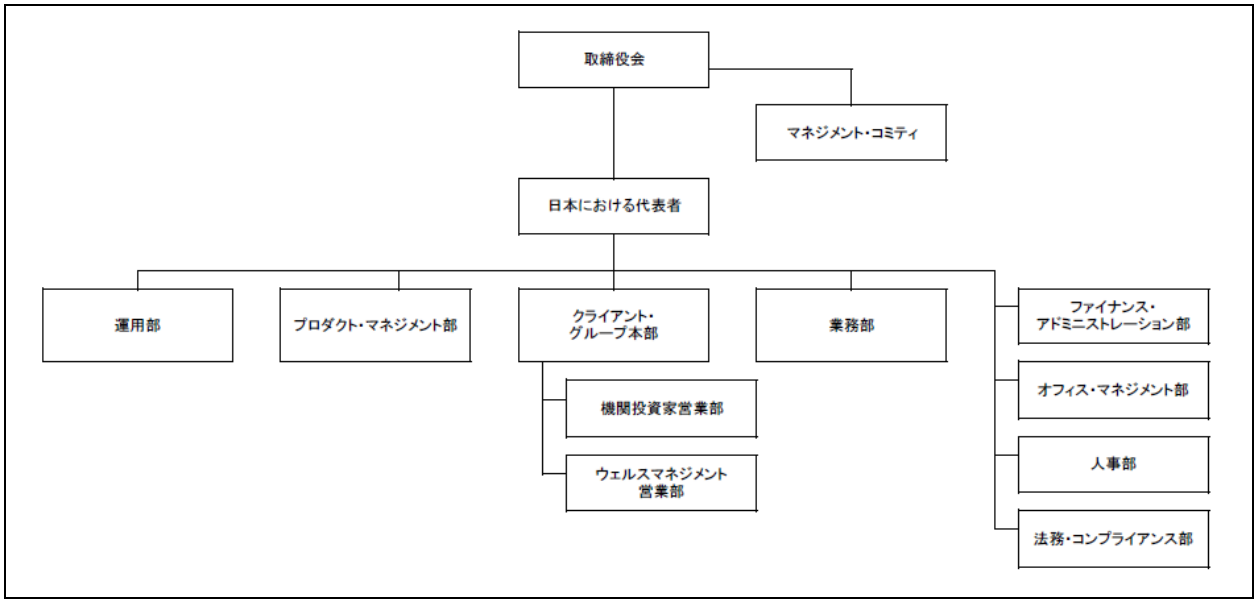
投資顧問・投信部門兼任者　5名、平均経験年数　17年9ヵ月

内　調査スタッフ数　0名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　9名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　7名

＜組織図＞


取締役会
マネジメント・コミティ
日本における代表者
運用部
プロダクト・マネジメント部
クライアント・
グループ本部
業務部
ファイナンス・
アドミニストレーション部
機関投資家営業部
ウェルスマネジメント
営業部
オフィス・マネジメント部
人事部
法務・コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ゴールドマン・サックス証券 | 12．0 ％ | |
| | モルガン･スタンレー証券 | 10．0 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ウエルインベストメント株式会社

所在地　〒 162-0045　東京都新宿区馬場下町１－１ FORCAST早稲田FIRST４階

電話　03-5272-0471　ファックス　03-5272-0472

ＨＰアドレス　http://www.weruinvest.com

代表者

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2585号　登録年月日　平成23年10月14日

協会会員番号　012-02545

業務開始年月　平成23年10月28日　資本金　4.61億円

作成部署　管理部　電話　03-5272-0471

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 学校法人早稲田大学 | 10.2% |
| その他 | 89.8% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年9月期 | 44 | 271 | 81 | 52 | 754 |
| 2024年9月期 | 55 | 276 | 46 | 30 | 707 |
| 2023年9月期 | 108 | 260 | 55 | 40 | 679 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　15　名

②運用業務従事者数　7　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　27　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

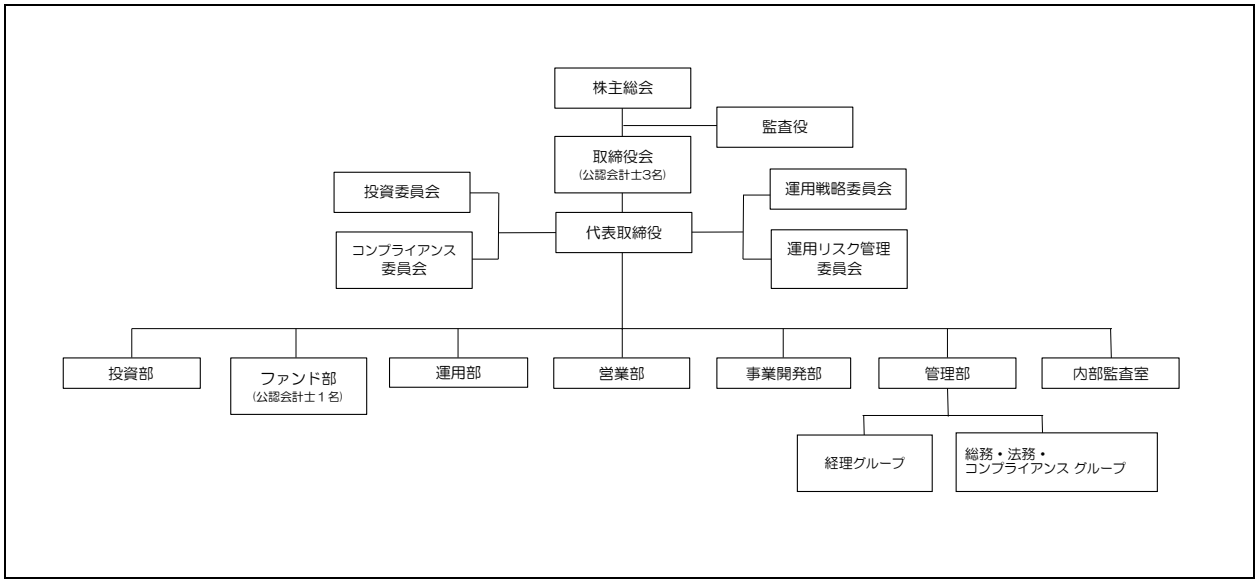
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　3　名、平均経験年数　12　年　6ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
(公認会計士3名)
投資委員会
コンプライアンス
委員会
代表取締役
運用戦略委員会
運用リスク管理
委員会
投資部
ファンド部
(公認会計士１名)
運用部
営業部
事業開発部
管理部
内部監査室
経理グループ
総務・法務・
コンプライアンス グループ

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ウエルインベストメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2024 年 10　月　1 日～　2025 年　9 月 30　日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 守秘義務等により非開示 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Wealth Management株式会社

所在地　〒 106-0047　東京都港区南麻布五丁目2番32号

電話　03-5421-7753　ファックス　03-5421-7754

ＨＰアドレス　http://wealth-management.jp/

代表者　代表取締役　荒井　裕樹

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3040号　登録年月日　2018年2月21日

協会会員番号　012－02816

業務開始年月　2017年10月　資本金　0.7億円

作成部署　総務部　電　話　03-5421-7753

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 有限会社ウェル・エンタープライズ | 50.0% |
| 荒井　裕樹 | 50.0% |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年9月期 | 157 | 178 | 17 | 17 | 96 |
| 2024年9月期 | 166 | 197 | △69 | △69 | 78 |
| 2023年9月期 | 145 | 192 | 7 | 5 | 108 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　５　名

②運用業務従事者数　３　名

内 ファンド・マネージャー数　１　名、平均経験年数　１５　年　１１　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

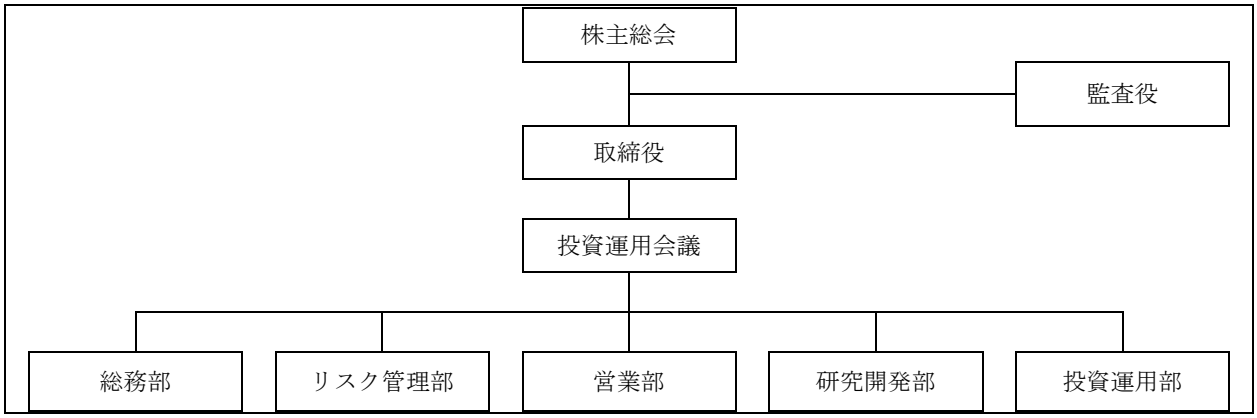
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　１　名、平均経験年数　７　年　４　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　２　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　０　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | Wealth Management 株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | INTERACTIVE BROKERS LLC | 100．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＡＣＭ株式会社

所在地〒101-0061
東京都千代田区神田三崎町三丁目５番９号天翔水道橋ビル　３階　３１１号室
電話　03（3837）0853　ファックス　N/A
HPアドレス　N/A
代表者　代表取締役　西村　治
金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3489 号　登録年月日　令和7年9月29日
協会会員番号　012-03133
業務開始年月　2025年9月29日　資本金　5,250万円
作成部署　法務コンプライアンス部　電話　03（3837）0853

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 西村　治 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

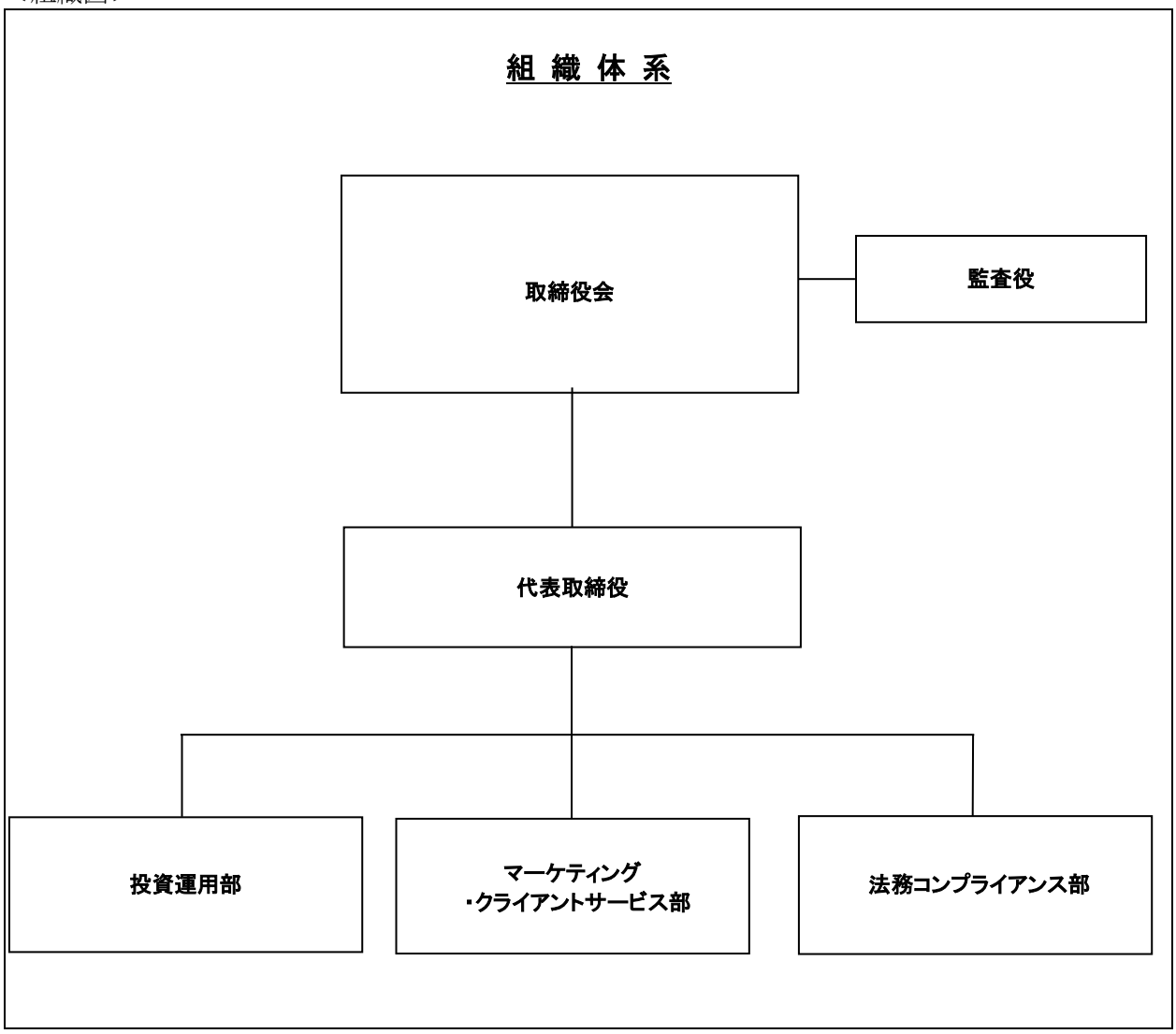
| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2023年12月期 | 0 | 0.2 | 0.2 | 0.0 | 50.0 |
| 2024年12月期 | 0 | 0.7 | 0.7 | 0.4 | 50.4 |
| 2025年12月期 | 0 | -1.1 | -1.1 | -1.3 | 54.1 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）
①役職員総数　5　名
②運用業務従事者数　2　名
内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　25 年　2　ヵ月
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　25　年　2　ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


組 織 体 系
取締役会
監査役
代表取締役
投資運用部
マーケティング
・クライアントサービス部
法務コンプライアンス部

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 103-0027　東京都中央区日本橋3丁目11番1号　HSBCビルディング

電話　03-3548-5690　ファックス　03-3548-5679

ＨＰアドレス　www.assetmanagement.hsbc.co.jp

代表者　代表取締役　金子正幸

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第308号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　010-00138

業務開始年月　1987年3月12日　資本金　4.95億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-3548-5690

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 事務所 | 大宮事務所 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20<br>大宮JPビルディング12階 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド | 100％ |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 108 | 11,687 | 1,744 | 1,178 | 3,466 |
| 2024年12月期 | 104 | 11,753 | 1,894 | 1,301 | 3,262 |
| 2023年12月期 | 95 | 6,498 | 21 | 3 | 1,961 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　53　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　28年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

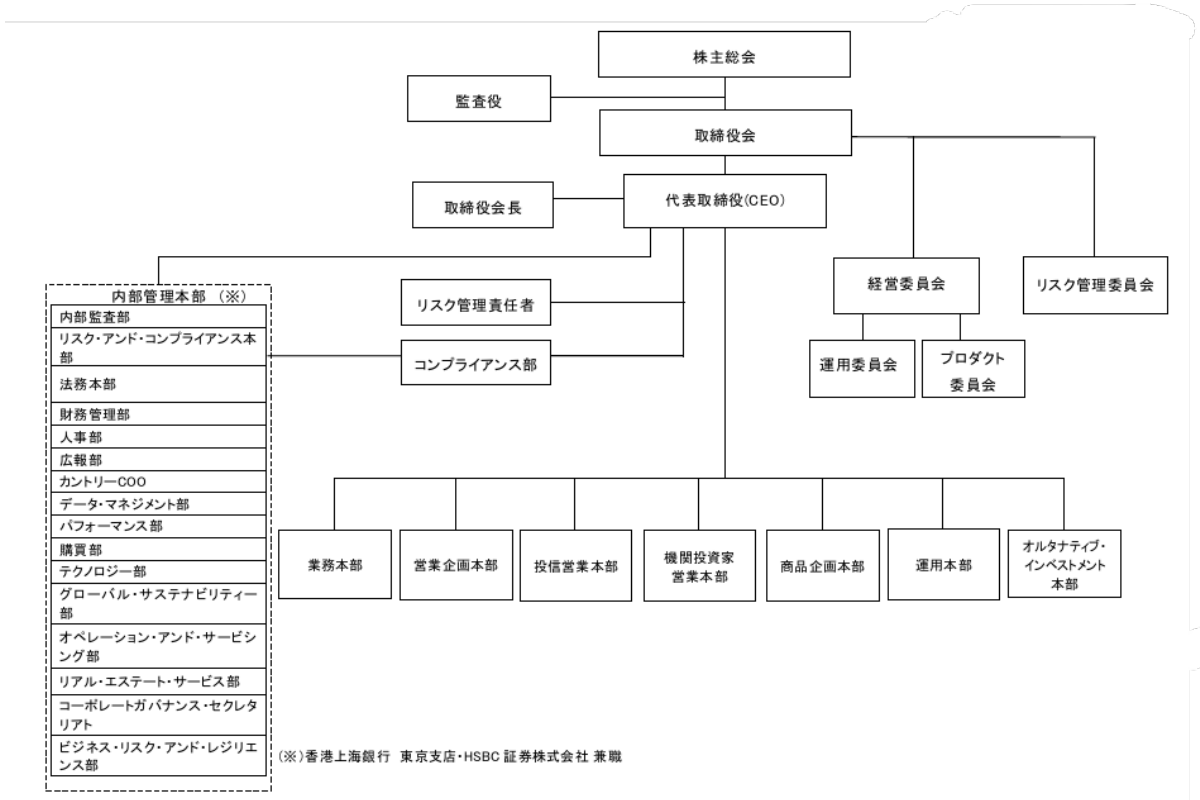
③日本証券アナリスト協会検定会員数　8　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

香港上海銀行、HSBC証券兼職者を除いた人数を記載しております。

＜組織図＞

ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社組織図（2026年3月31日現在）



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | HSBC アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0　% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | BARCLAYS CAPITAL INC./U.S | 37.1　% | |
| | SOCIETE GENERALE INTL LTD/U.K | 33.1　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | HSBC BANK PLC/U.K | 1.9　% | |
| | HSBC BANK COMPANY LIMITED /CHINA | 0.1　% | |
| | HSBC CONTINENTAL EURO LUX | 0.1　% | |
| | HONG SHANG BK／SEOUL | 0.0　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | HCアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 101-0051　東京都千代田区神田神保町二丁目11番地

電話　03-6685-0681　　ファックス　03-6685-0686

HPアドレス　https://www.hcax.com/

代表者　代表取締役 森本 紀行

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第430号　　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　第011-01118号

業務開始年月　2002年11月29日　　資本金　2.128億円

作成部署　投資運用機能内部統制　　電話　03-6685-0681

1．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | 1．法第2条第8項第12号イに係る業務 | ②．法第2条第8項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第2条第8項第14号に係る業務 | 4．法第2条第8項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第2条第8項第11号に係る業務 | ②．法第2条第8項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | 1．法第28条第1項に係る業務 | ②．法第28条第2項に係る業務 |

2．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |

3．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 普通株式 | |
| 森本紀行 | 86.31% |
| 橋本あかね | 13.39% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| B種類株式（無議決権株式） | |
| 田口弘 | 84.79% |
| 池田秀雄 | 15.21% |

4．財務状況（直近3年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 610 | 361 | 30 | 2 | 1,058 |
| 2025年3月期 | 571 | 609 | 7 | 3 | 1,055 |
| 2024年3月期 | 635 | 667 | 68 | 43 | 1,052 |

5．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　21　名

②運用業務従事者数　16　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　33　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

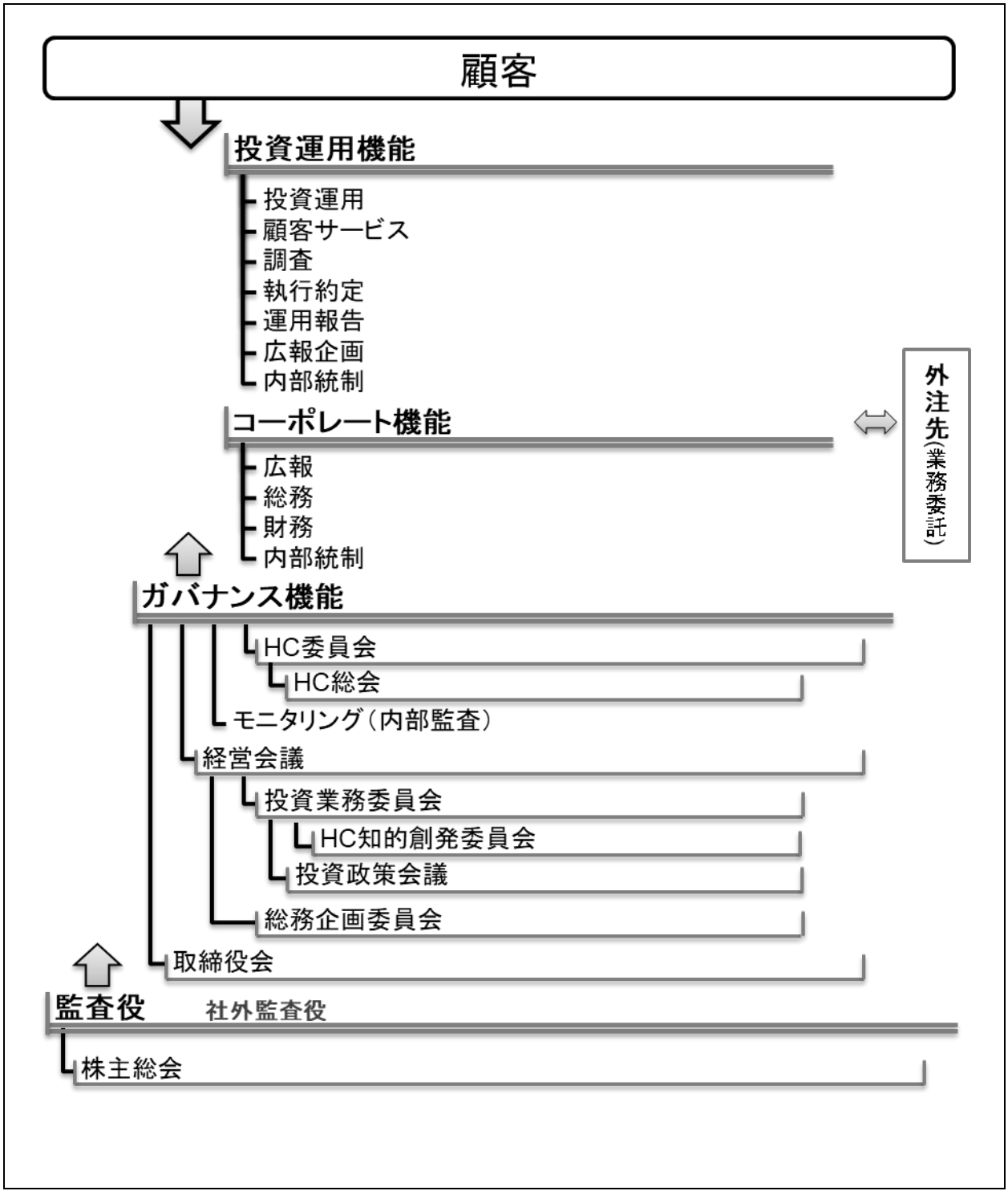
投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数　33　年　1　ヵ月

内 調査スタッフ数　13　名、平均経験年数　6　年　3　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


顧客
投資運用機能
投資運用
顧客サービス
調査
執行約定
運用報告
広報企画
内部統制
コーポレート機能
広報
総務
財務
内部統制
外注先(業務委託)
ガバナンス機能
HC委員会
HC総会
モニタリング（内部監査）
経営会議
投資業務委員会
HC知的創発委員会
投資政策会議
総務企画委員会
取締役会
監査役
社外監査役
株主総会

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ＨＣアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　H fund Investment 株式会社

所在地　〒 105-5516 東京都港区虎ノ門二丁目６番１号 虎ノ門ヒルズステーションタワー16 階

電話　03-6693-4449　ファックス

ＨＰアドレス

代表者　代表取締役　居林　通

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第 3197 号　登録年月日　2020 年 6 月 11 日

協会会員番号　012-02906

業務開始年月　2020 年 9 月　資本金　1.5 億円

作成部署　管理部門　電話　03-6693-4449

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第 12 号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第 12 号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第 14 号に係る業務 | ④．法第２条第８項第 15 号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第 11 号に係る業務 | ２．法第２条第８項第 13 号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第 28 条第１項に係る業務 | ②．法第 28 条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子会社 | H fund ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾏｸﾛﾌｧﾝﾄﾞ合同会社 | 東京都港区虎ノ門二丁目６番１号 虎ノ門ヒルズステーションタワー16 階 |
| 子会社 | H fund マスターファンド合同会社 | 東京都港区虎ノ門二丁目６番１号 虎ノ門ヒルズステーションタワー16 階 |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| H fund 株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026 年 3 月期 | 0 | 0 | △176 | △176 | 113 |
| 2025 年 3 月期 | 0 | 0 | △41 | △41 | 190 |
| 2025 年 1 月期 | 0 | 10 | △61 | △62 | 230 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数＿＿7＿＿名

②運用業務従事者数＿2＿＿名

内 ファンド・マネージャー数＿2＿＿名、平均経験年数＿15＿年＿2＿ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

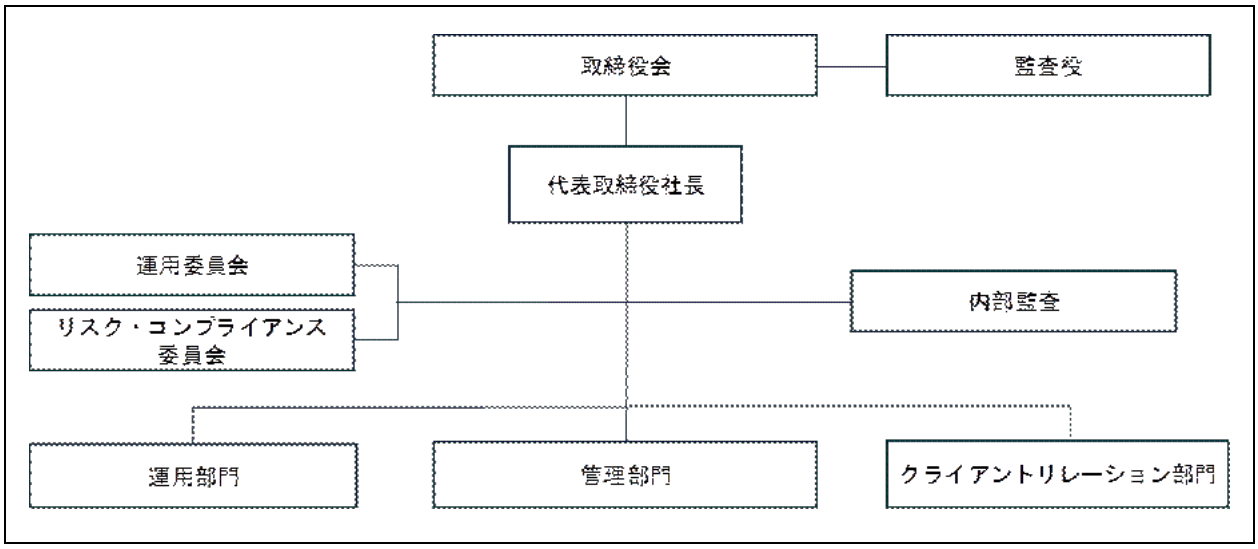
投資顧問・投信部門兼任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿2＿＿名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名　H fund Investment

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　AIFAMアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 105-0022　東京都港区海岸1-2-20 汐留ビル3階

電話　03-6721-8900　ファックス

HPアドレス　http://www.aifaminc.com/

代表者　代表取締役　　佐藤　剛

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第431号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01233

業務開始年月　平成16年6月16日　資本金　1.1億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6721-8900

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| AIFAM Group LLC | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 309 | 338 | 45 | 30 | 168 |
| 2024年12月期 | 326 | 384 | 13 | 9 | 146 |
| 2023年12月期 | 356 | 443 | 58 | 43 | 181 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　28　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

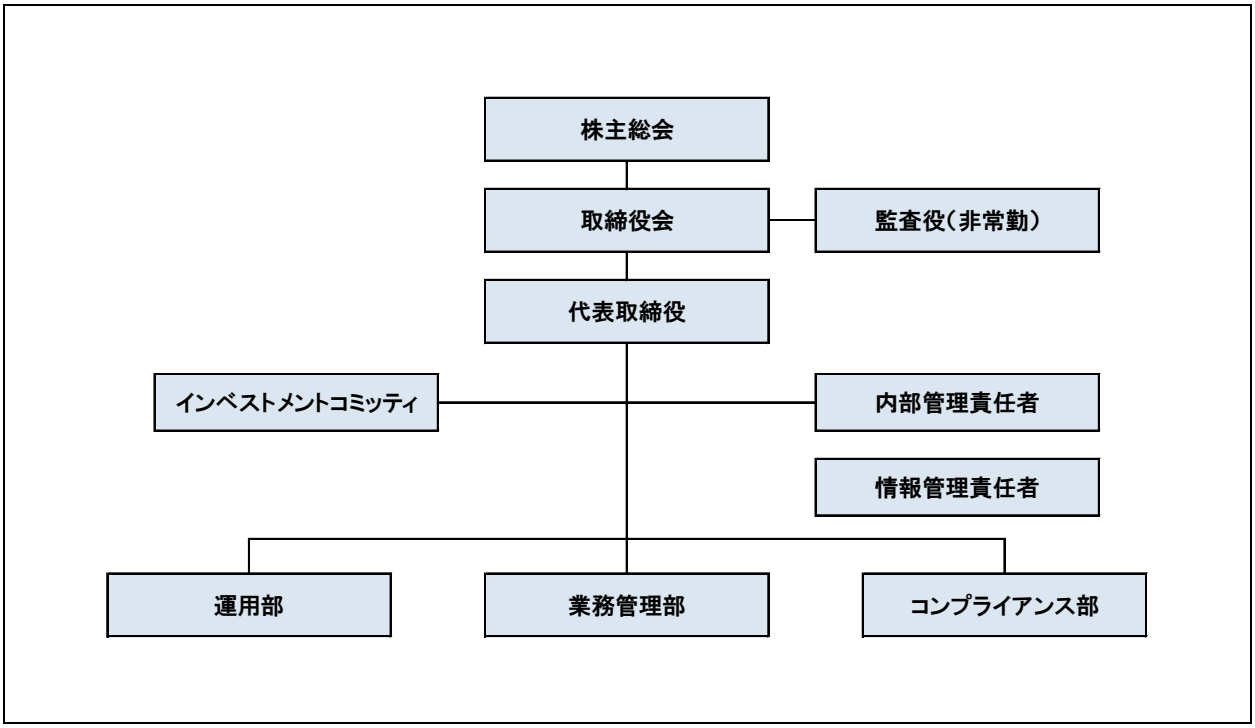
投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数　28　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役（非常勤）
代表取締役
インベストメントコミッティ
内部管理責任者
情報管理責任者
運用部
業務管理部
コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　AIFAM アセットマネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | G.A.S.Cayman | 34.5　％ | |
| | Northern Trust Global Fund Services Cayman Limited | 12.3　％ | |
| | D.E.ShawInvestment Management Offshore GP,LLC | 11.0　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ExodusPoint Capital Management International Holdings, Inc.

所在地　〒 100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2丸の内二重橋ビル2階

電話　03-6844-9422　ファックス　03-6837-5444

ＨＰアドレス　https://www.exoduspoint.com/

代表者　日本における代表者　鈴木 裕道

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3142号　登録年月日　令和元年6月19日

協会会員番号　012-02871

業務開始年月　令和元年7月8日　資本金　500,001米ドル

作成部署　コンプライアンス部門　電　話　03-6837-5440

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ExodusPoint Capital Management, LP | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,444 | 3,934 | 2,499 | 2,492 | 8,060 |
| 2024年12月期 | 584 | 3,930 | 3,939 | 3,939 | 7,283 |
| 2023年12月期 | 819 | 2,536 | 2,490 | 2,278 | 4,241 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　12　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　22　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

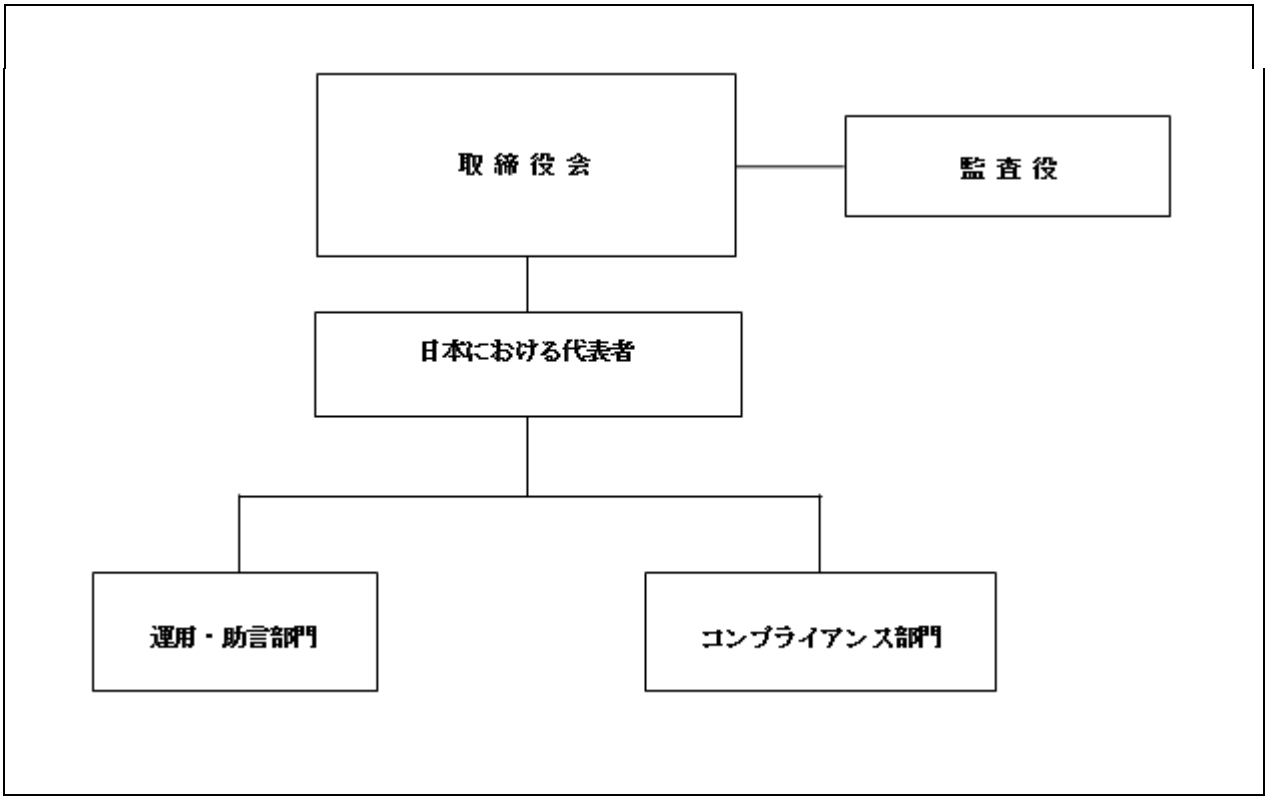
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　8　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　ExodusPoint Capital Management International Holdings, Inc.

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 該当なし | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Barclays Capital Inc. | 14.8％ | |
| | Citigroup Global Markets Inc. | 14.7％ | |
| | HSBC Bank PLC | 19.5％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＳＭＢＣグローバル・インベストメント＆コンサルティング株式会社

所在地　〒 105-6427　東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号

電話　03-4577-8800　ファックス　03-5521-0400

ＨＰアドレス　https://www.smbc-gic.co.jp

代表者　代表取締役社長兼CEO　小林 賢

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第449号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　011-01135

業務開始年月　2004年4月　資本金　14億9,900万円

作成部署　コンプライアンス オフィサー　電話　03-4577-8800

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 7,315 | 7,315 | 3,757 | 2,732 | 7,737 |
| 2025年3月期 | 5,599 | 5,599 | 3,015 | 2,085 | 6,151 |
| 2024年3月期 | 4,990 | 4,990 | 2,973 | 2,091 | 5,216 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　120名

②運用業務従事者数　30.6名

内 ファンド・マネージャー数　11.3名、平均経験年数　23年　0ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

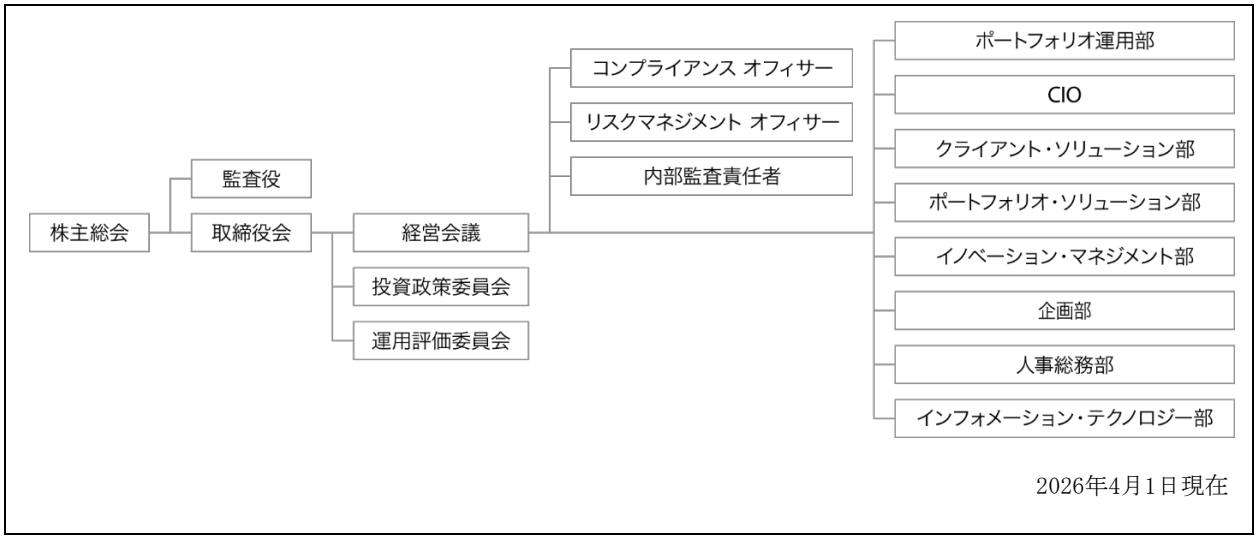
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　19.0名、平均経験年数　13年　5ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　45名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　5名

＜組織図＞




2026年4月1日現在

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ＳＭＢＣグローバル・インベストメント＆コンサルティング株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 106-6015　東京都港区六本木一丁目６番１号

電話　03-6229-0170　ファックス　03-5562-0815

HPアドレス　https://www.sbiam.co.jp

代表者　代表取締役社長　　谷一　司

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第311号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第010-00010号

業務開始年月　昭和61年9月9日　資本金　4.002億円

作成部署　コンプライアンス　電　話　03-6229-0170

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人等<br>（完全子会社） | ＳＢＩオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社 | 東京都港区六本木一丁目６番１号 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社 | 97.9% |
| PIMCO ASIA LIMITED | 2.1% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 69 | 8,958 | 2,271 | 1,555 | 7,770 |
| 2025年3月期 | 87 | 7,853 | 1,609 | 1,113 | 7,991 |
| 2024年3月期 | 112 | 6,660 | 1,360 | 939 | 6,952 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　74　名

②運用業務従事者数　16　名

内 ファンド・マネージャー数　9　名、平均経験年数　23　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

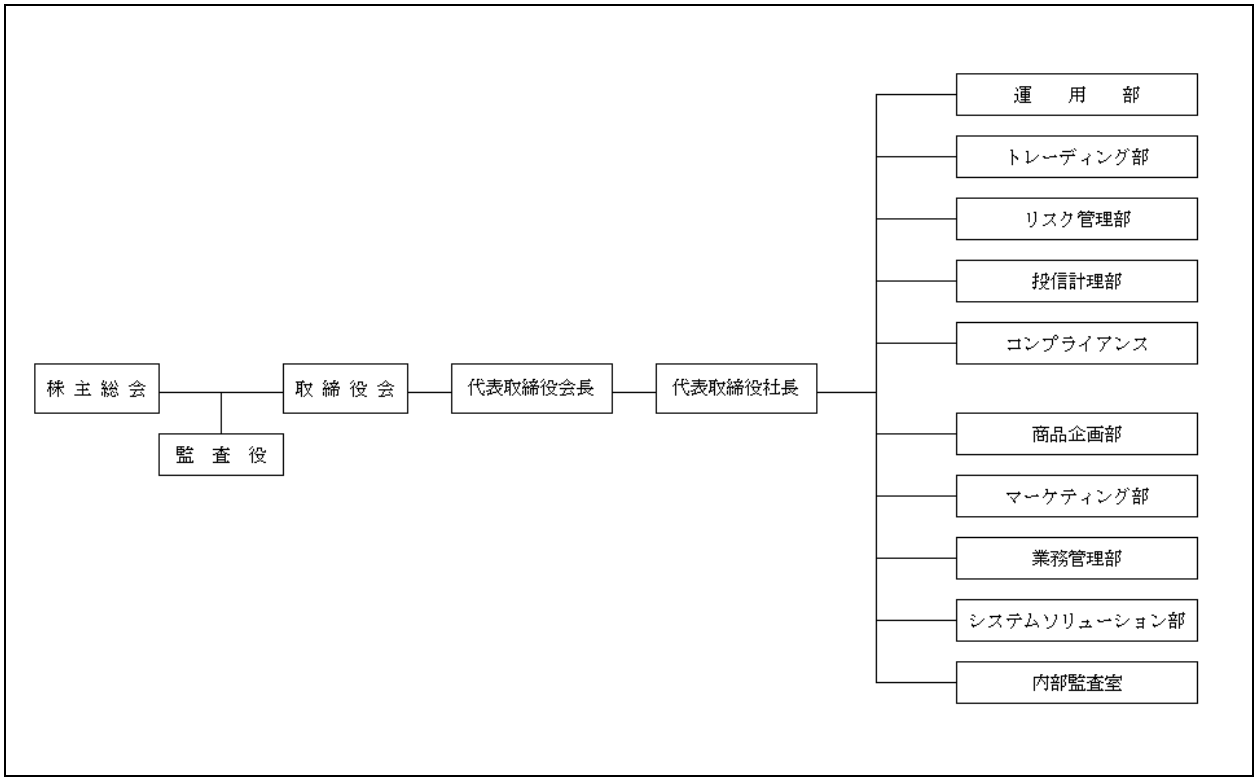
投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数　23　年　3　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　12　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役会長
代表取締役社長
運用部
トレーディング部
リスク管理部
投信計理部
コンプライアンス
商品企画部
マーケティング部
業務管理部
システムソリューション部
内部監査室

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年４月１日～　2026 年３月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 株式会社　ＳＢＩ証券 | 0．1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | DEUTSCHE BANK | 52．9 ％ | |
| | 野村證券株式会社 | 18．9 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | 0．0　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 104-0031　東京都中央区京橋二丁目2番1号　京橋エドグラン21階

電話　03-3516-1188　ファックス　03-3516-1288

ＨＰアドレス　https://www.sbiokasan-am.jp

代表者　代表取締役社長　塩川　克史

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第370号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　010-00036

業務開始年月　昭和39年10月6日　資本金　1億円

作成部署　経営管理部　電話　03-3516-1188

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人等 | ＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社 | 東京都中央区京橋二丁目2番1号　京橋エドグラン21階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社 | 51.00% |
| 株式会社岡三証券グループ | 49.00% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 252 | 16,520 | 2,530 | 1,743 | 17,867 |
| 2025年3月期 | 64 | 13,156 | 1,876 | 1,238 | 16,119 |
| 2024年3月期 | 136 | 10,271 | 944 | 590 | 15,024 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　118名

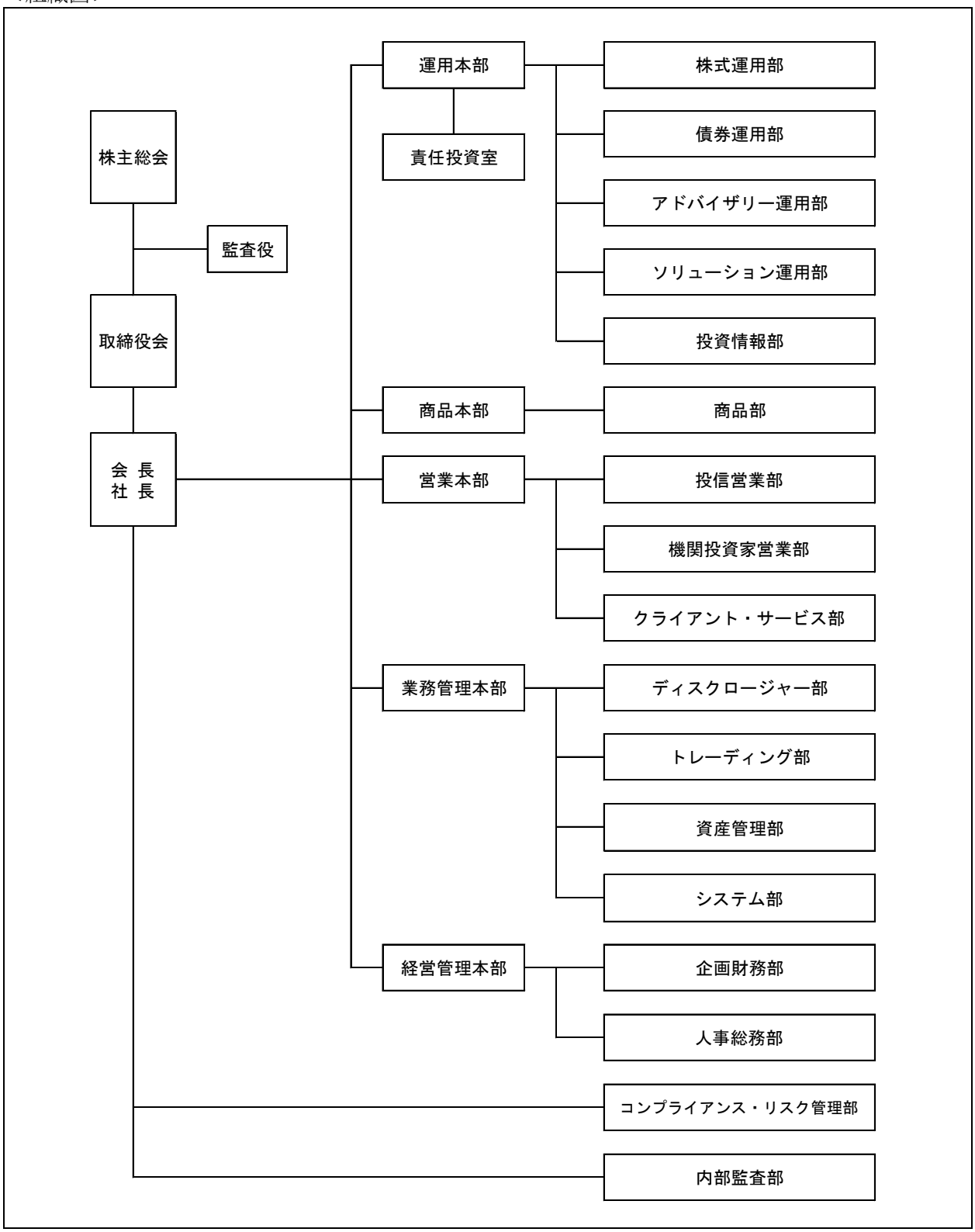
②運用業務従事者数　19名

内 ファンド・マネージャー数　17名、平均経験年数　21年　11ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0名、平均経験年数　0年　0ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　2名、平均経験年数　13年　0ヵ月
内 調査スタッフ数 7名、平均経験年数 14年 1ヵ月
(※国内株式FMが内外株式の調査を兼任しています)
③日本証券アナリスト協会検定会員数　45名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　8名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | ＳＢＩ証券 | 0.4　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | シティグループ証券 | 26.6　％ | |
| | BNP パリバ証券 | 26.2　％ | |
| | バンク・オブ・モントリオール証券 | 20.5　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　SBIリーシングサービス株式会社

所在地　〒 東京都港区六本木一丁目6番1号

電話　03-6229-1080　ファックス　03-5570-3037

HPアドレス　https://www.sbils.co.jp/

代表者

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3016号　登録年月日　平成29年10月6日

協会会員番号　012-03033

業務開始年月　令和5年5月　資本金　25億251万2000円

作成部署　法務コンプライアンス部　電話　03-6229-1080

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 支店 | 大阪支店 | 大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番4号 |
| 支店 | 福岡支店 | 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番3号 |
| 支店 | 名古屋支店 | 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 |
| 支店 | 広島オフィス | 広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号 |
| 支店 | 高松オフィス | 香川県高松市寿町二丁目2番10号 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| SBIノンバンクホールディングス株式会社 | 61.96% |
| 石井　良明 | 2.80% |
| 株式会社オートパンサー | 2.08% |
| 株式会社イシイ | 1.36% |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE | 1.07% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 日本証券金融株式会社 | 0.94% |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 | 0.93% |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG | 0.88% |
| BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED | 0.79% |
| 楽天証券株式会社共有口 | 0.76% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

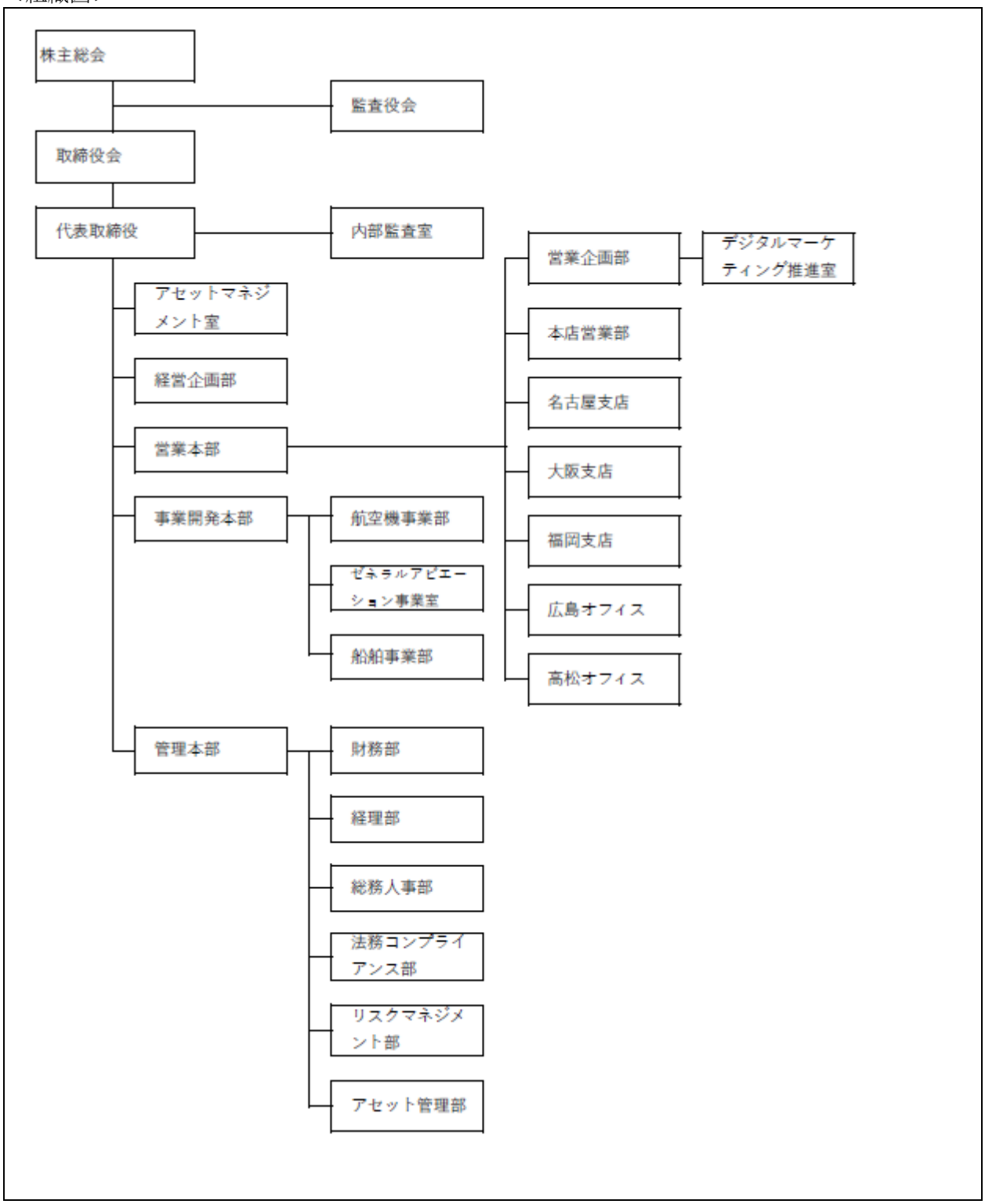
| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 30 | 63,248 | 8,369 | 5,740 | 27,708 |
| 2025年3月期 | 27 | 40,891 | 5,748 | 4,053 | 24,441 |
| 2024年3月期 | 16 | 53,178 | 4,656 | 3,159 | 20,717 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　2　名

②運用業務従事者数＿＿2＿＿名
内 ファンド・マネージャー数＿＿1＿＿名、平均経験年数＿16＿年＿9＿ヵ月
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月
投資顧問・投信部門兼任者＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月
内 調査スタッフ数＿＿2＿名、平均経験年数＿＿2＿年＿7＿ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿＿＿＿名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿＿名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | SBI リーシングサービス株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 100.0　% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　エネウィルインベストメントマネジメント株式会社

所在地　〒 100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号　明治安田生命ビル

電話　03-4476-8026　ファックス　03-3217-1814

ＨＰアドレス

代表者　代表取締役社長　末本和也

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2817号　登録年月日　平成26年12月22日

協会会員番号　012-02687

業務開始年月　平成26年8月18日　資本金　50百万円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-4476-8026

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | 該当なし |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社エネウィル | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 15 | 349 | 203 | 130 | 777 |
| 2025年3月期 | 1,315 | 1,643 | 1,461 | 955 | 1,246 |
| 2024年3月期 | 76 | 382 | 164 | 103 | 525 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　14　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　16　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

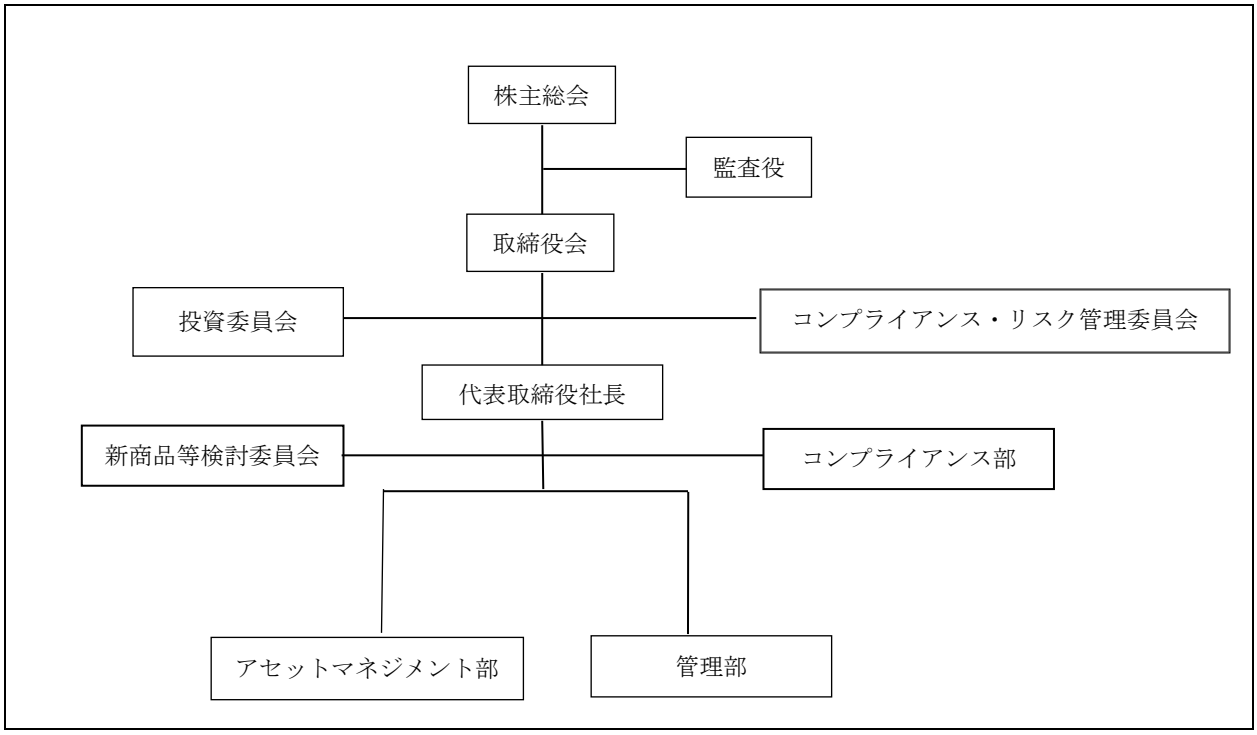
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
投資委員会
コンプライアンス・リスク管理委員会
代表取締役社長
新商品等検討委員会
コンプライアンス部
アセットマネジメント部
管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | エネウィルインベストメントマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | T・JAG グリーンエナジー投資事業有限責任組合（当社管理 LPS ファンド） | 100.0% | |
| | T・JAG グリーンエナジー都内型合同会社（当社管理 GK ファンド） | 0.0% | |
| | 宇佐ソーラーウェイ合同会社（当社管理 SPC） | 0.0% | |
| | 新木場ソーラーウェイ合同会社（当社管理 SPC） | 0.0% | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　エピック・パートナーズ・インベストメンツ株式会社

所在地　〒 105-6925　東京都港区虎ノ門４－１－１　神谷町トラストタワー25階

電話　03-5422-1678(代)　ファックス　03-5422-1679

HPアドレス　https://epic-partners.jp/

代表者　代表取締役　　武　英松

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第432号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　第011-01395号

業務開始年月　2005年6月30日　資本金　0.9億円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-5422-1685

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人 | エピック・アドバイザーズ株式会社 | 東京都港区虎ノ門４－１－１<br>神谷町トラストタワー25階 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社武英松 | 98.3% |
| 三田証券株式会社 | 1.7% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 273 | 273 | 102 | 62 | 3,549 |
| 2025年3月期 | 221 | 221 | △67 | 5 | 3,498 |
| 2024年3月期 | 737 | 737 | 23 | 8 | 3,502 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10名

②運用業務従事者数　3名

内 ファンド・マネージャー数　2名、平均経験年数　23年　6ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

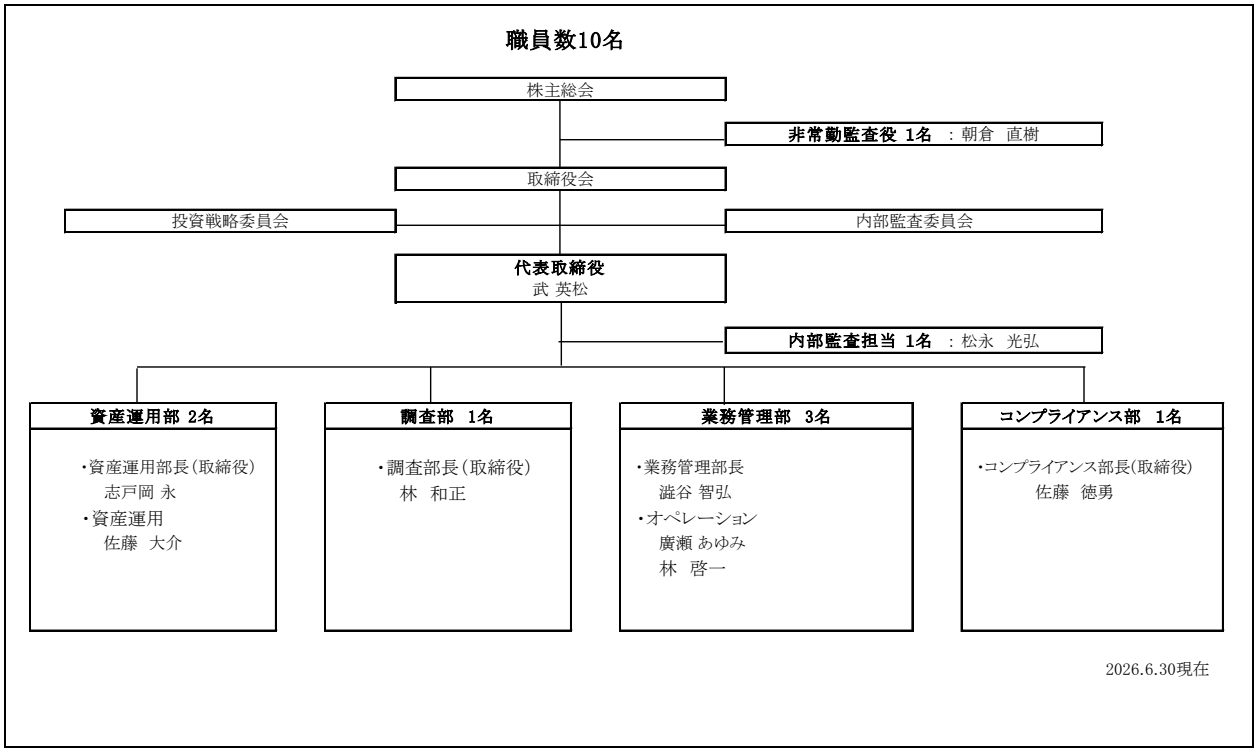
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1名、平均経験年数　11年　2ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞




2026.6.30現在

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | エピック・パートナーズ・インベストメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | シティグループ証券 | 62．9　％ | |
| | BofA 証券 | 11．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社ＦＡ第一投資顧問

所在地　〒 103-0015東京都中央区日本橋箱崎町17番9号箱崎升喜ビル4階

電話　03-6206-2391　ファックス　03-6206-2392

ＨＰアドレス　http://fa-dam.com/

代表者　代表取締役　久保田　昌義

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第441号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　010-00116

業務開始年月　昭和52年7月4日　資本金　50百万円

作成部署　管理部　電　話　03-6206-2391

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本店 | 株式会社ＦＡ第一投資顧問 | 東京都中央区日本橋箱崎町17番9号箱崎升喜ビル4階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社ﾌｨﾅﾝｼｬﾙ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｽ | 100.0% |
| | |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 33 | 33 | 0.6 | 1.6 | 249 |
| 2025年3月期 | 101 | 101 | 79.9 | 51.8 | 239 |
| 2024年3月期 | 87 | 87 | 62.6 | 40.1 | 231 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11名

②運用業務従事者数　2名

内 ファンド・マネージャー数　1名、平均経験年数　28年　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

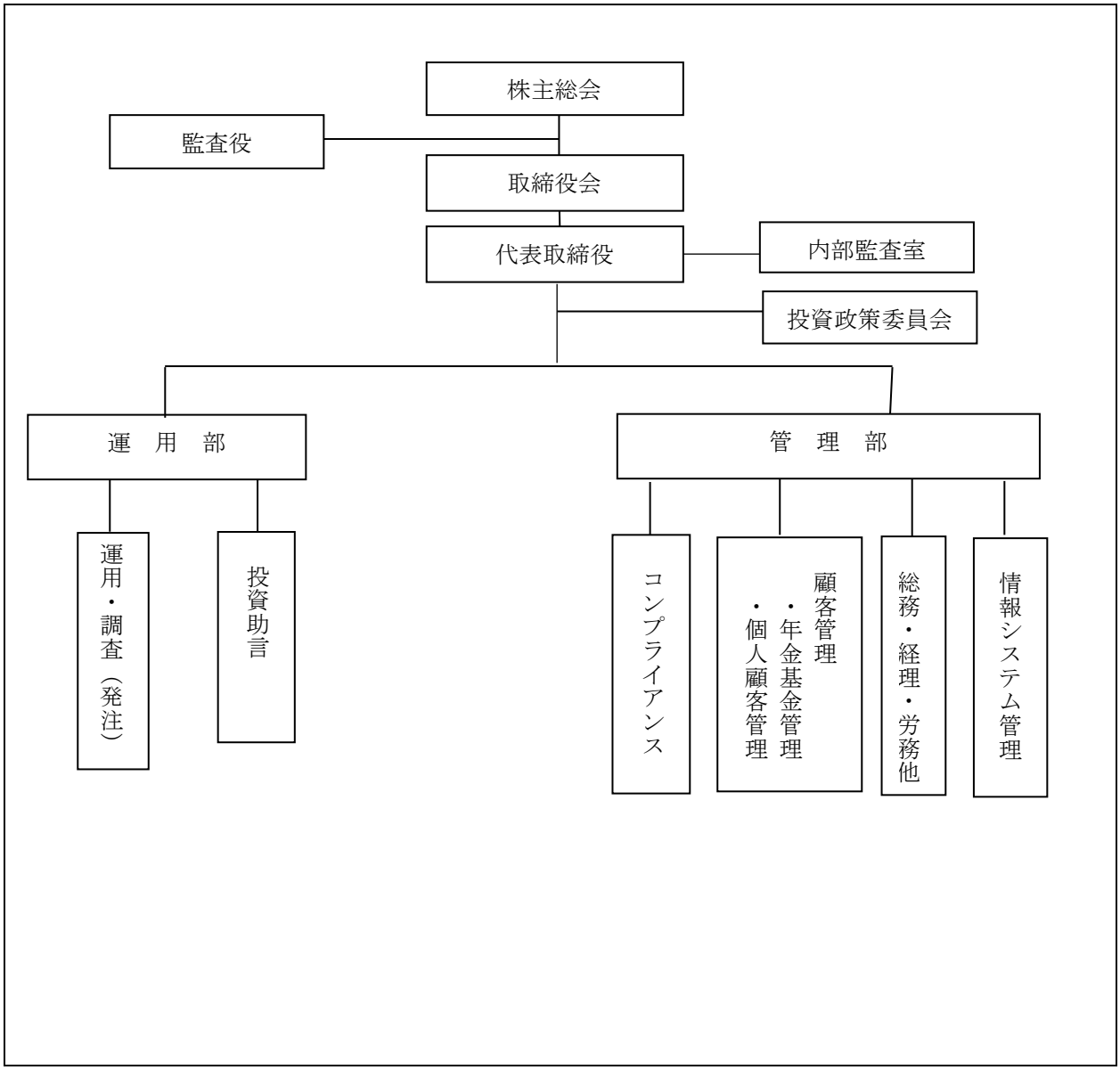
投資顧問・投信部門兼任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 調査スタッフ数　1名、平均経験年数　2年　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
内部監査室
投資政策委員会
運　用　部
管　理　部
運用・調査（発注）
投資助言
コンプライアンス
顧客管理
・年金基金管理
・個人顧客管理
総務・経理・労務他
情報システム管理

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社ＦＡ第一投資顧問 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025　年４月１日～　2026 年　３月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 岡三証券 | 18.1% | |
| | 三井住友信託銀行 | 19.2% | |
| | 東海東京証券 | 17.5% | |
| | みずほ証券 | 10.6% | |
| | 光証券 | 12.6% | |
| | 大和証券 | 16.0% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　FGIキャピタル・パートナーズ株式会社

所在地　〒 141-0021　東京都品川区上大崎三丁目1番１号目黒セントラルスクエア15階

電話　03-6456-4630　ファックス　03-6456-4637

HPアドレス　https://www.fgicp.com

代表者　代表取締役社長　　髙須　哲弥

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2175号　登録年月日　平成21年4月17日

協会会員番号　012-02107

業務開始年月　平成21年3月6日設立　資本金　0.5億円

作成部署　法務コンプライアンス部　電　話　03-6456-4630

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| フィンテック グローバル株式会社 | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年9月期 | 81 | 139 | 16 | 8 | 170 |
| 2024年9月期 | 112 | 132 | 11 | 4 | 161 |
| 2023年9月期 | 155 | 165 | 26 | 15 | 157 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　9　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

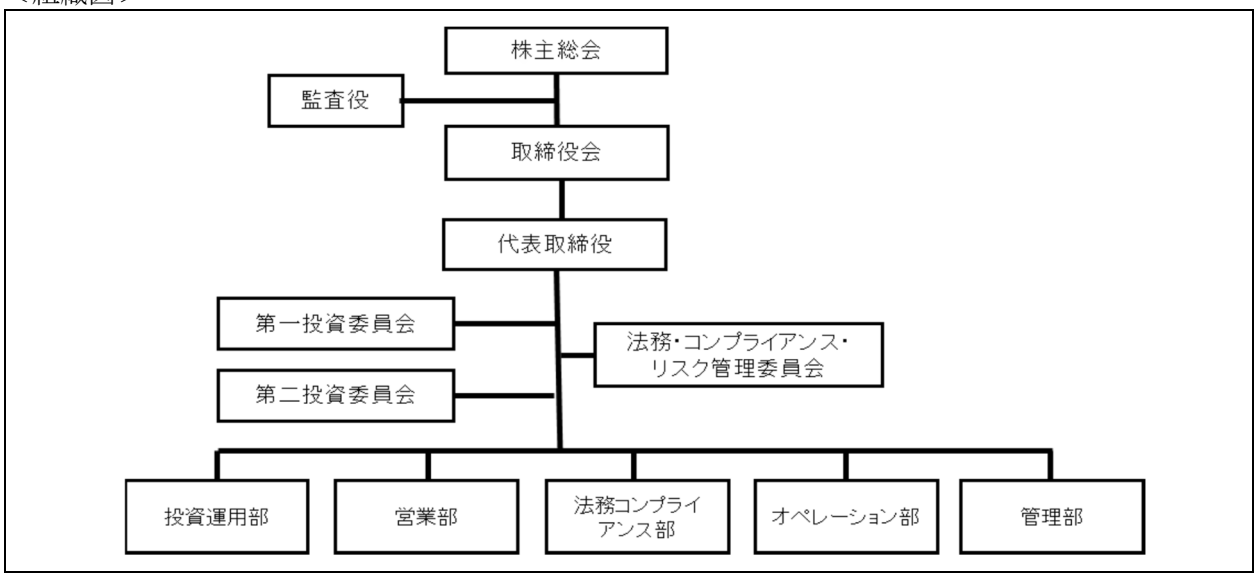
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　35　年　8　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
第一投資委員会
第二投資委員会
法務・コンプライアンス・
リスク管理委員会
投資運用部
営業部
法務コンプライ
アンス部
オペレーション部
管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

（Ａ４：縦長）

会社名　FGIキャピタル・パートナーズ株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024年10月1日～　2025年9月30日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 顧客との契約で、守秘義務があるため、開示できません。 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社ＦＰＧ証券

所在地　〒 100-7029 東京都千代田区丸の内二丁目７番２号

電話　03-5220-4200　ファックス　03-5220-4230

ＨＰアドレス　https://www.fpgsec.jp

代表者

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第153号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　012-02873

業務開始年月　2019年7月10日　資本金　12.6億円

作成部署　管理部　電話　03-5220-4218

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ②　．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本店 | | 東京都千代田区丸の内二丁目７番２号 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社ＦＰＧ | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | － | 98 | 47 | 43 | 25,182 |
| 2025年3月期 | － | 617 | △270 | △160 | 25,213 |
| 2024年3月期 | － | 1,249 | 404 | 349 | 22,712 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　13　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

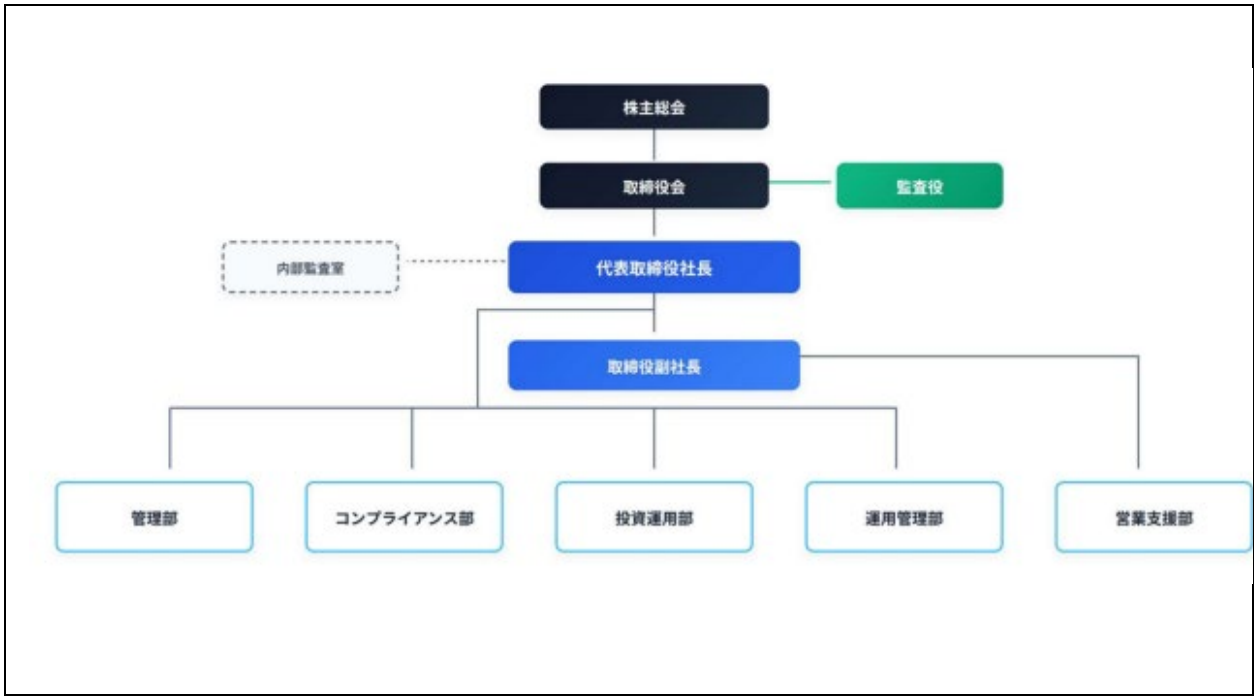
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③ 日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
内部監査室
代表取締役社長
取締役副社長
管理部
コンプライアンス部
投資運用部
運用管理部
営業支援部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社ＦＰＧ証券 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年４　月　１日～2026　年３　月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　M&Cアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 104-0061 東京都中央区銀座三丁目４番１号 大倉別館５階

電話　03-6893-2816　ファックス　03-6893-2815

HPアドレス　https://www.mc-asset.co.jp/

代表者　代表取締役社長 坂本 俊彦

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3446号　登録年月日　令和6年11月25日

協会会員番号　012-03085

業務開始年月　令和6年12月19日　資本金　5000万円

作成部署　業務管理部　電話　03-6893-2816

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社 花楽ジャパン | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 3 | 84 | 11 | 11 | 62 |
| 2024年12月期 | 0 | 0.5 | △50 | △51 | 50 |
| 年　月期 | | | | | |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　7　名

②運用業務従事者数　1.5　名

内 ファンド・マネージャー数　1.0　名、平均経験年数　16　年　7　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

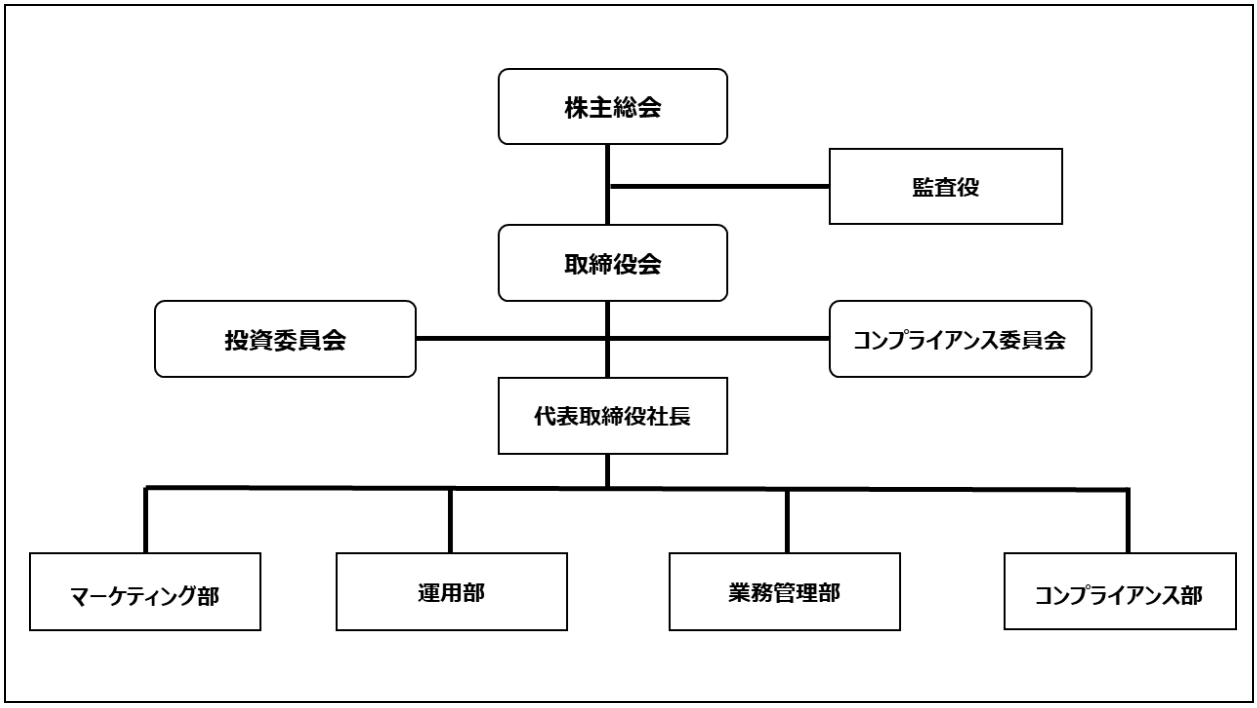
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0.5　名、平均経験年数　16　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
投資委員会
コンプライアンス委員会
代表取締役社長
マーケティング部
運用部
業務管理部
コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　M&C アセットマネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | －．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | －．　％ | |
| | | －．　％ | |
| | | －．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | －．　％ | |
| | | －．　％ | |
| | | －．　％ | |
| | | －．　％ | |
| | | －．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | －．　％ | |
| | | －．　％ | |
| | | －．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　M&G Investments Japan株式会社

所在地　〒 105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号　東京虎ノ門グローバルスクエア13階

電話　03-4550-6843　ファックス　03-4550-6832

HPアドレス　https://www.mandg.com/investments/institutional/ja-jp

代表者　代表取締役　藤田　学

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2942号　登録年月日　平成28年7月26日

協会会員番号　012-02765

業務開始年月　平成28年9月30日　資本金　8,100万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-4550-6834

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| M&G FA Limited | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1 | 947 | 116 | 58 | 218 |
| 2024年12月期 | 1 | 942 | 115 | 64 | 160 |
| 2023年12月期 | 1 | 752 | 92 | 31 | 95 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　16　名

②運用業務従事者数　0.5　名（兼務のため）

内 ファンド・マネージャー数　0.5　名、平均経験年数　26　年　　ヵ月

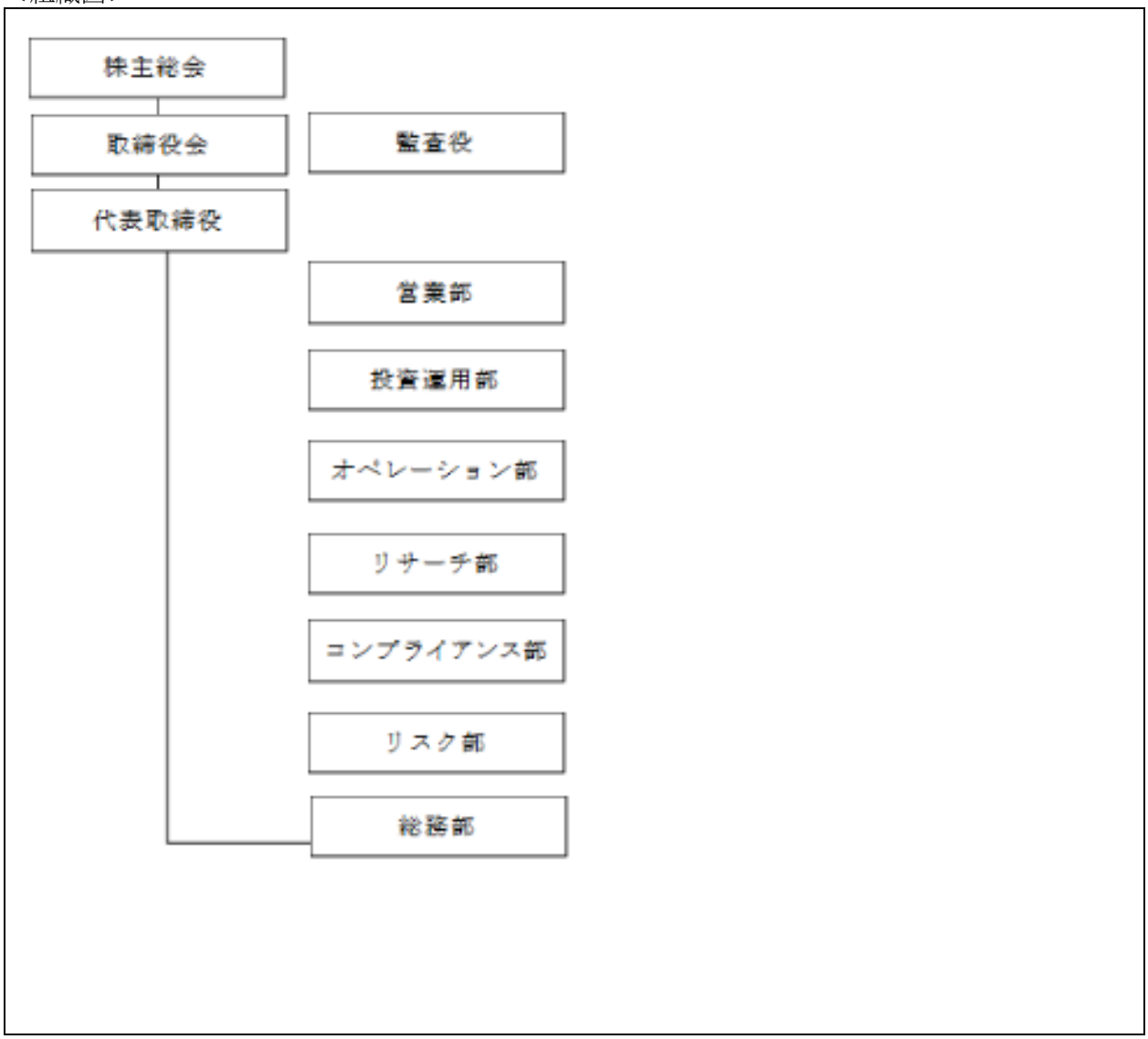
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　４　　名
　ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　２　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | M&G Investments Japan 株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年１月１日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合　該当なし

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　MA Alternatives株式会社

所在地　〒 103-0026　東京都中央区日本橋兜町９－１　FinGATE BLOOM 6F

電話　03-3666-6660　ファックス

ＨＰアドレス

代表者　代表取締役　川原　淳次

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）3391号　登録年月日　2023年9月8日

協会会員番号　012-03041

業務開始年月　2023年10月　資本金　14百万円

作成部署　業務管理部　電　話　03-3666-6660

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Western Funds Management Pty Ltd | 34.84% |
| Keyaki Capital株式会社 | 34.84% |
| Blue Elephant Solutions LLC | 30.32% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 24 | 24 | -15 | -16 | 15 |
| 2025年3月期 | 13 | 13 | -29 | -29 | 24 |
| 2024年3月期 | 0 | 0 | -57 | -58 | 26 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　7　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　14　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

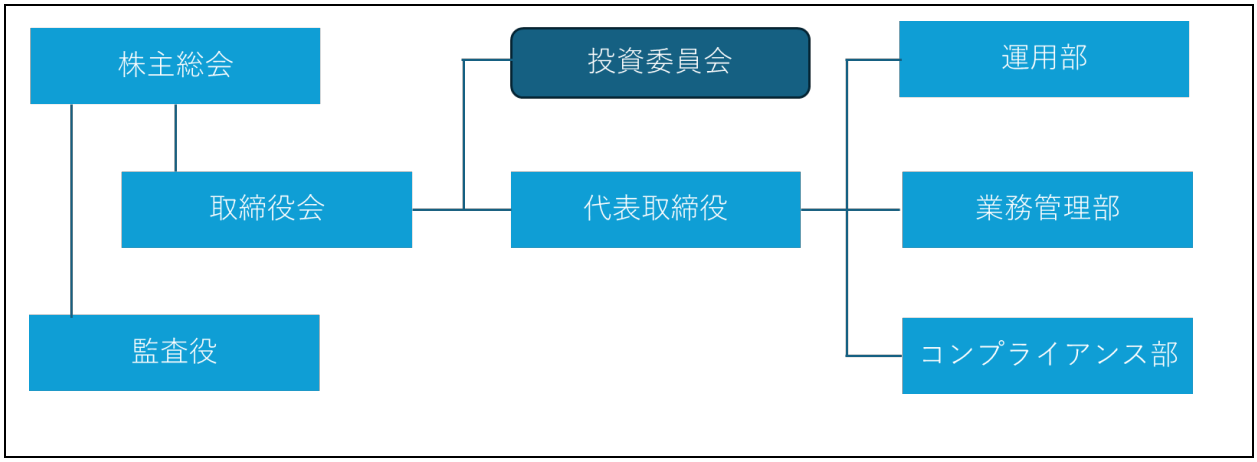
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | MA Alternatives 株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Pophouse Fund (No.1) SCS | 74．7 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＭＦＳインベストメント・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-0013　東京都千代田区霞が関１－４－２　大同生命霞が関ビル
電話　(03)5510-8550　ファックス　(03)5510-8540
ＨＰアドレス　https：//www.mfs.com/japan/
代表者　代表取締役社長　　平松　和久
金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第312号　登録年月日　平成19年９月30日
協会会員番号　011-00804
業務開始年月　平成10年６月30日　資本金　4.95億円
作成部署　　電話

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| エムエフエス・インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド | 100% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |

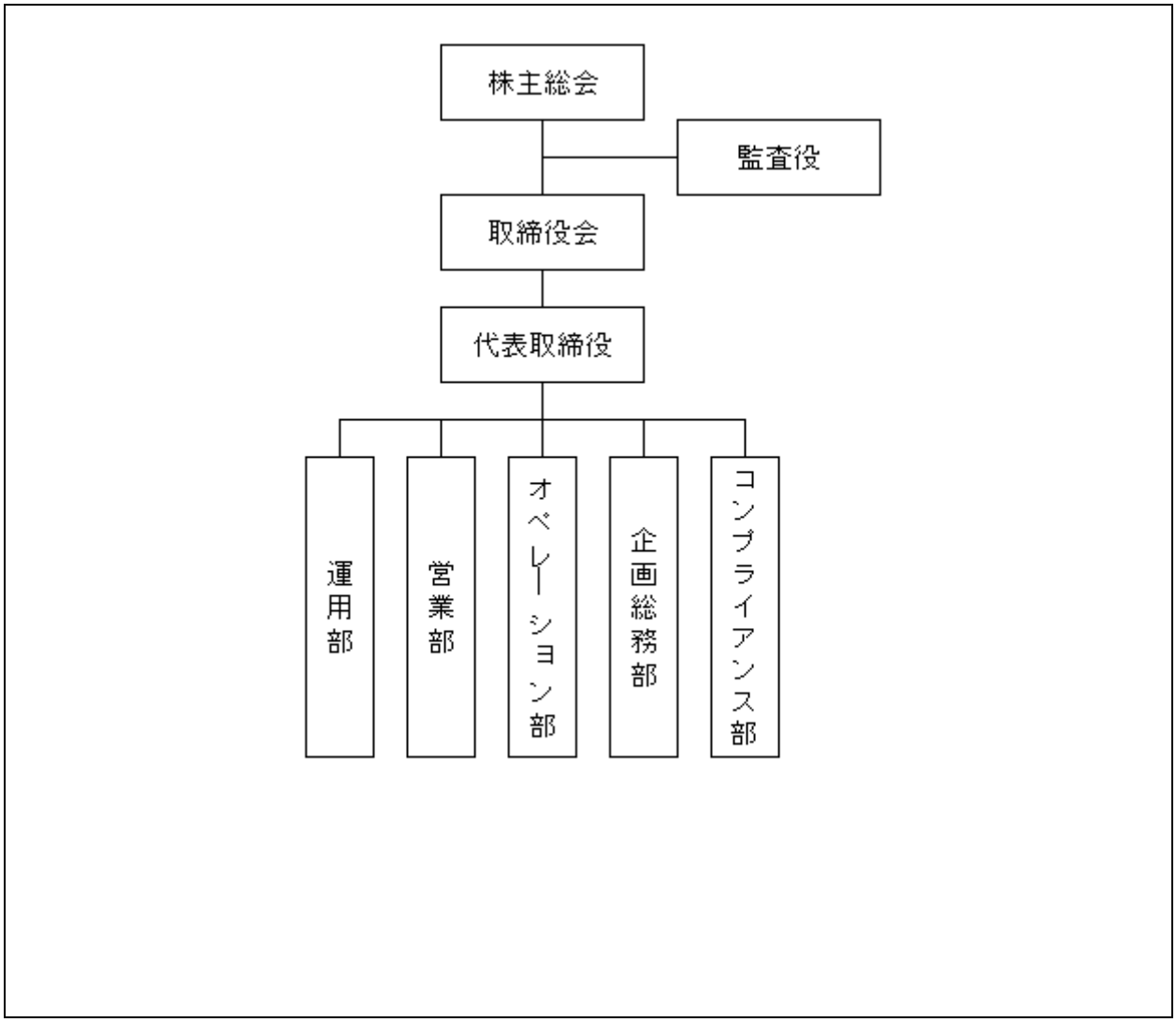
４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 4,897 | 7,876 | 2,555 | 1,809 | 6,125 |
| 2025年３月期 | 5,345 | 7,753 | 2,240 | 1,658 | 5,706 |
| 2024年３月期 | 5,125 | 7,123 | 2,065 | 1,440 | 4,909 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　40　名
②運用業務従事者数　7　名
内 ファンド・マネージャー数　3.5　名、平均経験年数　21　年　10　ヵ月
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
投資顧問・投信部門兼任者　3.5　名、平均経験年数　21　年　10　ヵ月
内 調査スタッフ数　3.5　名、平均経験年数　21　年　10　ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　13　名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　5　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ＭＦＳインベストメント・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025年４月１日～2026年３月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | JEFFERIES & COMPANY | 14.1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | MFS INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY (LUX) S.a.r.l | 1.4　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＭＣＰアセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町一丁目８番１号

電話　03-3517-8800　ファックス　03-3517-8871

ＨＰアドレス　https://www.mcp-am.jp/

代表者　代表取締役　　田中　徹也

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第490号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02074

業務開始年月　平成19年4月　資本金　0.7億円

作成部署　業務管理部　電　話　03-3517-8800

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人等 | JEFGP有限責任事業組合 | 東京都千代田区大手町一丁目8番1号 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| MCPジャパン・ホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 532 | 1,433 | 29 | 25 | 1,356 |
| 2024年12月期 | 405 | 1,362 | 80 | 50 | 1,331 |
| 2023年12月期 | 350 | 1,254 | ▲13 | ▲25 | 1,281 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　42　名

②運用業務従事者数　11　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　25　年　10　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　4　名、平均経験年数　27　年　3　ヵ月

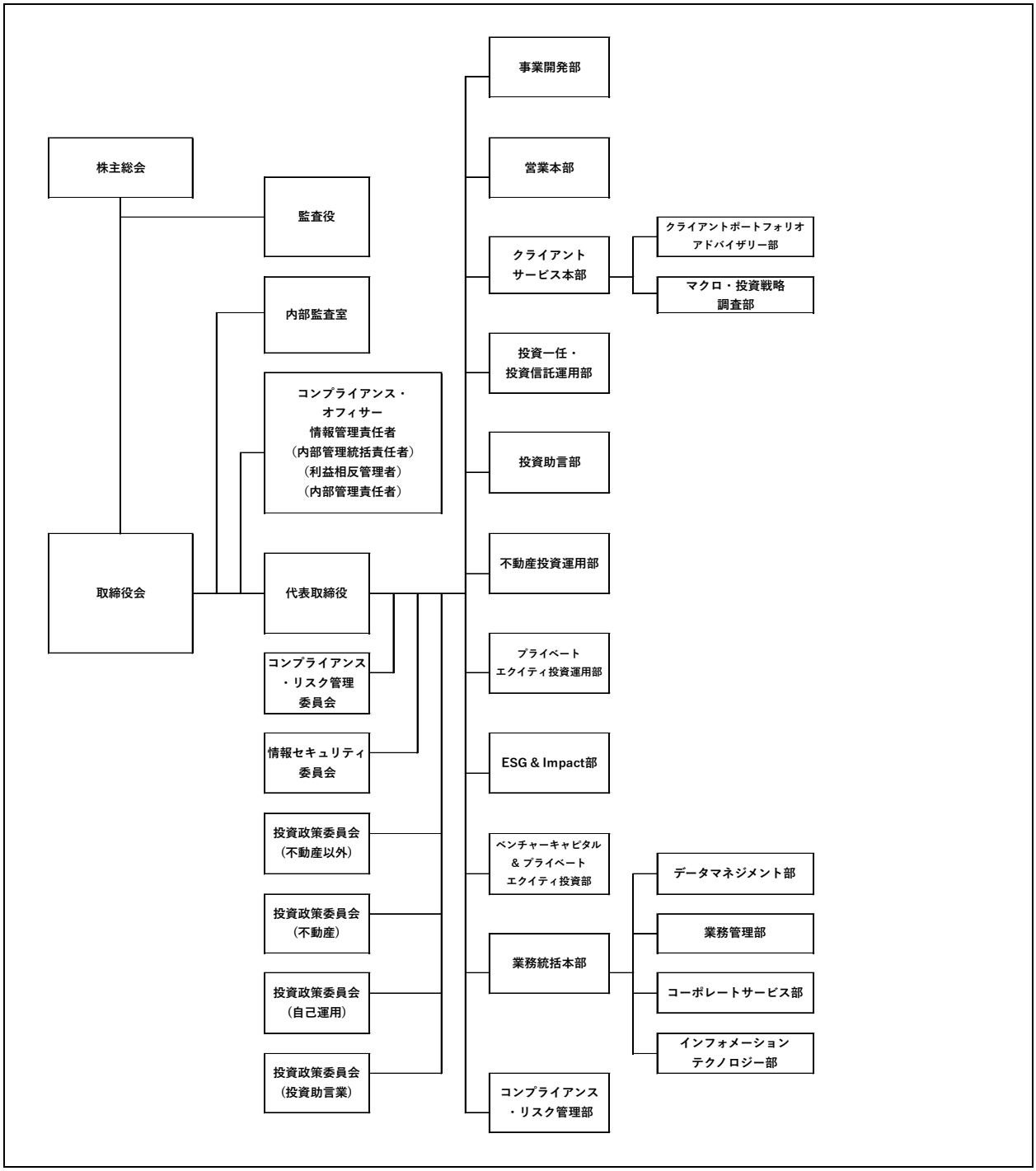
投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数　23　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　5　名、平均経験年数　13　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　5　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
内部監査室
コンプライアンス・
オフィサー
情報管理責任者
（内部管理統括責任者）
（利益相反管理者）
（内部管理責任者）
取締役会
代表取締役
コンプライアンス
・リスク管理
委員会
情報セキュリティ
委員会
投資政策委員会
（不動産以外）
投資政策委員会
（不動産）
投資政策委員会
（自己運用）
投資政策委員会
（投資助言業）
事業開発部
営業本部
クライアント
サービス本部
クライアントポートフォリオ
アドバイザリー部
マクロ・投資戦略
調査部
投資一任・
投資信託運用部
投資助言部
不動産投資運用部
プライベート
エクイティ投資運用部
ESG & Impact部
ベンチャーキャピタル
& プライベート
エクイティ投資部
業務統括本部
データマネジメント部
業務管理部
コーポレートサービス部
インフォメーション
テクノロジー部
コンプライアンス
・リスク管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　MCP アセット・マネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三井住友信託銀行 | 78.4　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＬＨペングライピーク株式会社

所在地　〒 105-6320 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー20階

電話　03-6550-8420　ファックス

ＨＰアドレス

代表者　代表取締役　岩尾　洋平

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3516号　登録年月日　2026年3月26日

協会会員番号　012-03138

業務開始年月　2026年5月21日　資本金　0.6億円

作成部署　コンプライアンス　電　話

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Lighthouse Investment Partners, LLC | 100% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年6月期 | 331 | 331 | 18 | △21 | 38 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　23名

②運用業務従事者数　14名

内 ファンド・マネージャー数11名、平均経験年数18年10ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

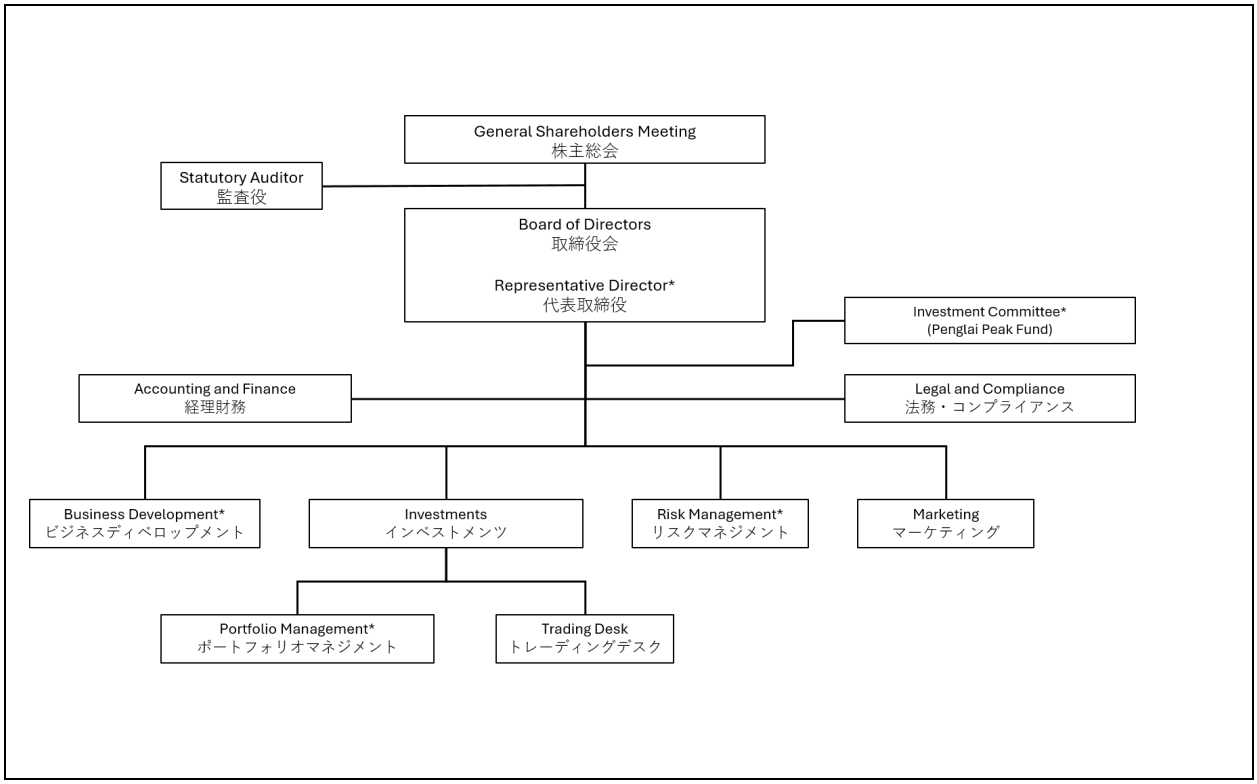
投資顧問・投信部門兼任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 調査スタッフ数　名、平均経験年数　年　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2名

＜組織図＞


General Shareholders Meeting
株主総会
Statutory Auditor
監査役
Board of Directors
取締役会
Representative Director*
代表取締役
Investment Committee*
(Penglai Peak Fund)
Accounting and Finance
経理財務
Legal and Compliance
法務・コンプライアンス
Business Development*
ビジネスディベロップメント
Investments
インベストメンツ
Risk Management*
リスクマネジメント
Marketing
マーケティング
Portfolio Management*
ポートフォリオマネジメント
Trading Desk
トレーディングデスク

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名　LH ペングライピーク株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Goldman Sachs | 59.0% | |
| | CITI | 41.0% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　LGTウェルスマネジメント信託株式会社

所在地　〒 105-0001　東京都港区虎ノ門2丁目10番4号　オークラプレステージタワー9階

電話　03-4580-6800　ファックス

HPアドレス　https://www.lgt.com/jp-jp

代表者　代表取締役CEO　マックス・ウェーバー

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3293号　登録年月日　2021年10月5日

協会会員番号　012-02969

業務開始年月　2021年10月28日　資本金　11.5億円

作成部署　法務・コンプライアンス部　電話　03-4580-6786

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本社 | | 東京都港区虎ノ門2丁目10番4号　オークラプレステージタワー9階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| LGT Investment Holding (Singapore) Pte. Ltd. | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 237 | 3,015 | -1,395 | -1,397 | 631 |
| 2025年3月期 | 176 | 1,735 | -2,426 | -2,431 | 829 |
| 2024年3月期 | 28 | 1,022 | -3,191 | -3,196 | 810 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11.4　名

②運用業務従事者数　1.1　名

内 ファンド・マネージャー数　1.1　名、平均経験年数　29　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

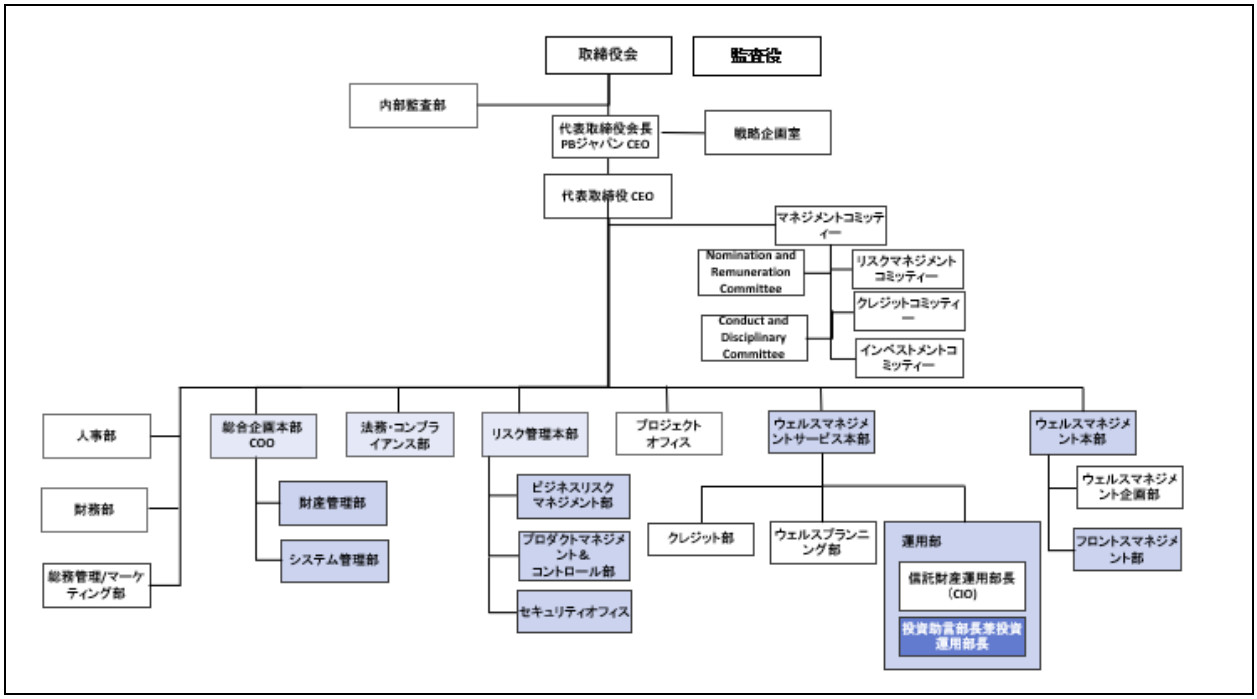
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1.5　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0.4　名

＜組織図＞


取締役会
監査役
内部監査部
代表取締役会長
PBジャパン CEO
戦略企画室
代表取締役 CEO
マネジメントコミッティー
Nomination and Remuneration Committee
リスクマネジメントコミッティー
クレジットコミッティー
Conduct and Disciplinary Committee
インベストメントコミッティー
人事部
財務部
総務管理/マーケティング部
総合企画本部
COO
財産管理部
システム管理部
法務・コンプライアンス部
リスク管理本部
ビジネスリスクマネジメント部
プロダクトマネジメント&コントロール部
セキュリティオフィス
プロジェクトオフィス
ウェルスマネジメントサービス本部
クレジット部
ウェルスプランニング部
運用部
信託財産運用部長(CIO)
投資助言部長兼投資運用部長
ウェルスマネジメント本部
ウェルスマネジメント企画部
フロントスマネジメント部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | LGT ウェルスマネジメント信託株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0　% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | LGT Bank (Singapore) | 100　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | LGT Bank (Singapore) | 100　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　オークツリー・ジャパン株式会社

所在地　〒 〒100-6313　東京都千代田区丸の内二丁目4番1号　丸の内ビルディング13階

電話　050-5785-7420　ファックス　－

HPアドレス　https://www.oaktreecapital.com/

代表者　代表取締役　竹入　厚志

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第645号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02900

業務開始年月　平成10年8月13日　資本金　5千万円

作成部署　コンプライアンス部門　電話　080-2013-5588

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| オークツリー・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー | 100% |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 756 | 1038 | 99 | 3 | 484 |
| 2024年12月期 | 449 | 700 | 25 | 15 | 450 |
| 2023年12月期 | 240 | 547 | 33 | -33 | 435 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　16　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

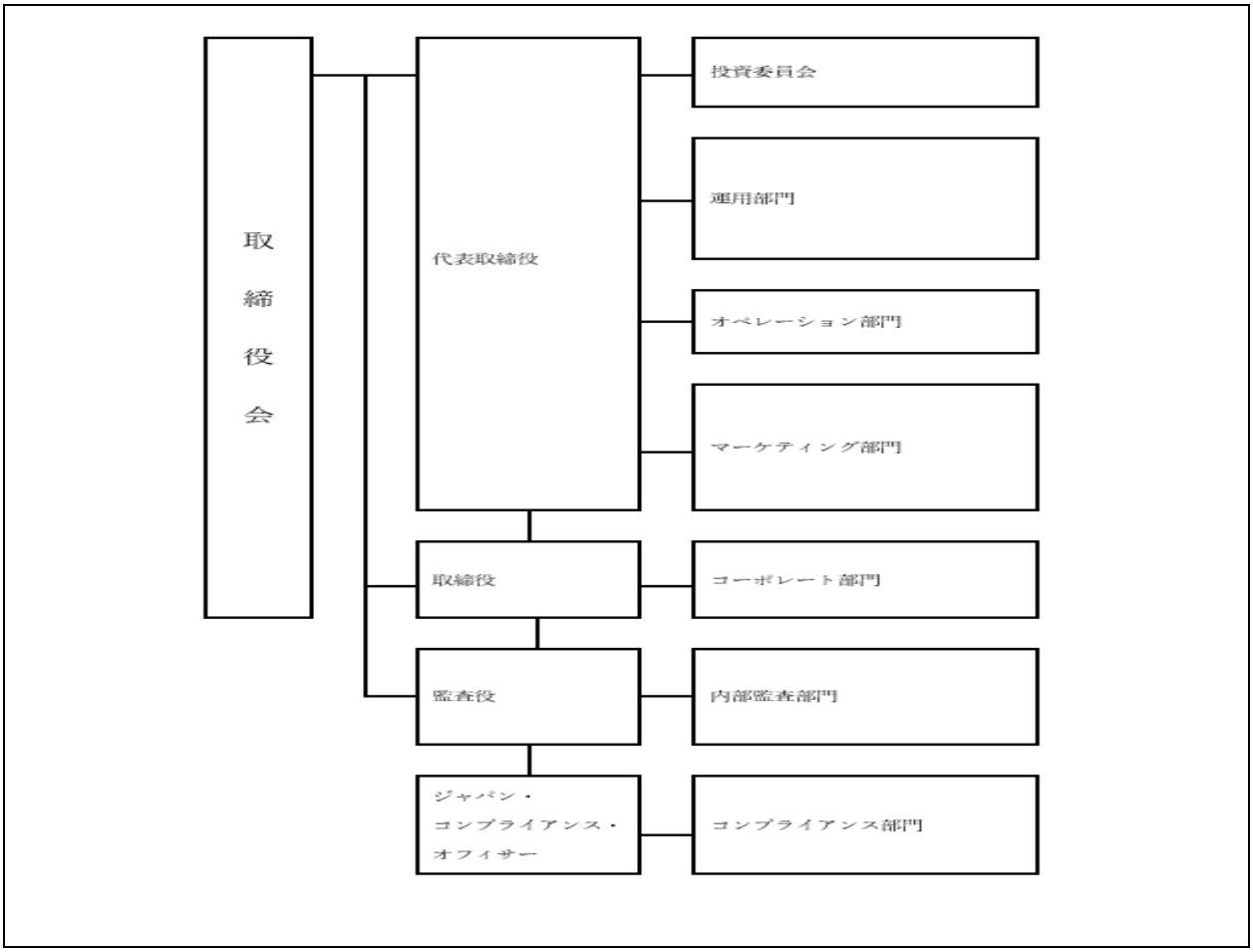
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　3　年　8　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


取締役会
代表取締役
投資委員会
運用部門
オペレーション部門
マーケティング部門
取締役
コーポレート部門
監査役
内部監査部門
ジャパン・コンプライアンス・オフィサー
コンプライアンス部門

会社名　オークツリー・ジャパン株式会社

投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025年1月1日～2025年12月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 該当なし | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　オービス・インベストメンツ株式会社

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町１－５－１　大手町ファーストスクエア

電話　03-6705-4920　ファックス　03-6705-4921

HPアドレス　www.orbis.com/jp

代表者　代表取締役社長　時国　司

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2944号　登録年月日　平成28年8月9日

協会会員番号　012-02819

業務開始年月　平成28年9月5日　資本金　2.4億円

作成部署　内部管理部門　電話　03-6705-4920

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| オービス・ホールディングス（ルクセンブルク）エス・エイ | 100% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | － | 633 | 51 | -7 | 455 |
| 2024年12月期 | － | 480 | 35 | 4 | 462 |
| 2023年12月期 | － | 435 | 35 | 1 | 457 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　12　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　22　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

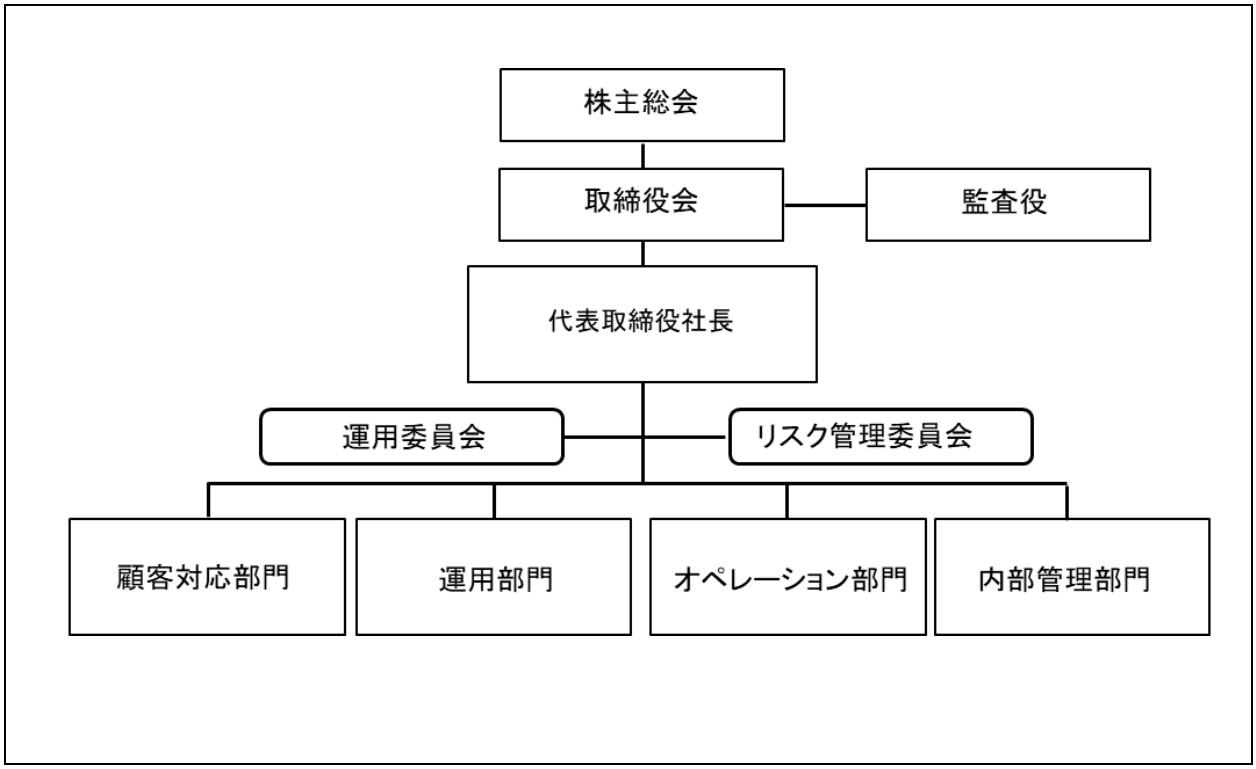
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
代表取締役社長
運用委員会
リスク管理委員会
顧客対応部門
運用部門
オペレーション部門
内部管理部門

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | オービス・インベストメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当ございません。 |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当ございません。 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Sanford C.Bernstein Limited | 13．08　％ | |
| | ステート・ストリート銀行東京支店 | 14．49　％ | |
| | Morgan Stanley & Co.,LLC | 14．23　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | Orbis Japan Equity GP Limited | 2．13　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レート

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　オールニッポン・アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 103-0027　東京都中央区日本橋三丁目2番5号

電話　03-6262-5280　ファックス　03-3273-2450

HPアドレス　https://www.anam.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　永野　竜樹

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2904号　登録年月日　平成28年3月23日

協会会員番号　012-02741

業務開始年月　平成28年3月23日　資本金　12億7632万5千円

作成部署　経営企画部　電　話　03-6262-5280

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 | 26.3% |
| 株式会社秋田銀行 | 4.1% |
| 株式会社山陰合同銀行 | 4.1% |
| 株式会社十六銀行 | 4.1% |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 4.1% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社広島銀行 | 4.1% |
| 株式会社山形銀行 | 4.1% |
| 株式会社山口フィナンシャルグループ | 4.1% |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 4.1% |
| 株式会社あいち銀行 | 4.1% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 193 | 1,302 | 156 | 106 | 4,047 |
| 2025年3月期 | 224 | 1,311 | 272 | 199 | 3,895 |
| 2024年3月期 | 214 | 1,271 | 351 | 241 | 3,696 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　32　名

②運用業務従事者数　14　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　22　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

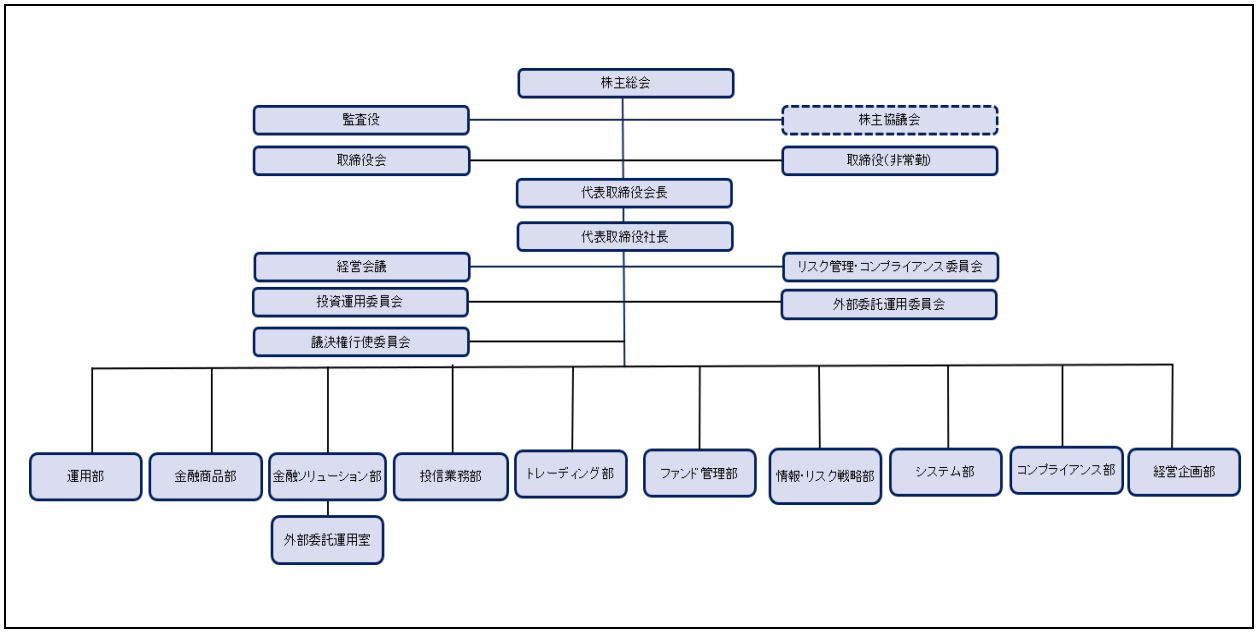
投資顧問・投信部門兼任者　6　名、平均経験年数　22　年　1　ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　27　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　7　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　－　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
株主協議会
取締役会
取締役(非常勤)
代表取締役会長
代表取締役社長
経営会議
リスク管理・コンプライアンス委員会
投資運用委員会
外部委託運用委員会
議決権行使委員会
運用部
金融商品部
金融ソリューション部
投信業務部
トレーディング部
ファンド管理部
情報・リスク戦略部
システム部
コンプライアンス部
経営企画部
外部委託運用室

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Wells Fargo Bank | 70.8％ | |
| | Goldman　Sachs Int’l | 23.9％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社お金のデザイン

所在地　〒 104-0033　東京都中央区新川一丁目17番21号

電話　03-6256-9161　ファックス　03-6256-9184

HPアドレス　https://www.money-design.com/

代表者　代表取締役社長　伴　雄司

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2796号　登録年月日　平成26年9月18日

協会会員番号　012-02668

業務開始年月　平成26年10月1日　資本金　1億円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-6256-9136

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人等 | 東海東京アセットマネジメント株式会社 | 東京都中央区新川一丁目17番21号 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 | 33.43% |
| 谷家　衛 | 19.81% |
| シンプレクス・ホールディングス株式会社 | 5.25% |
| 廣瀬　朋由 | 3.79% |
| グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合 | 2.90% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 | 2.90% |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 2.82% |
| 株式会社NTTドコモ | 2.82% |
| 日本電気株式会社 | 2.48% |
| FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合 | 2.44% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 1,360 | 1,985 | 326 | 503 | 2,001 |
| 2025年3月期 | 1,096 | 1,537 | △395 | △314 | 1,497 |
| 2024年3月期 | 576 | 1,243 | △602 | △679 | 1,614 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　54　名

②運用業務従事者数　7　名

内 ファンド・マネージャー数　5　名、平均経験年数　18　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

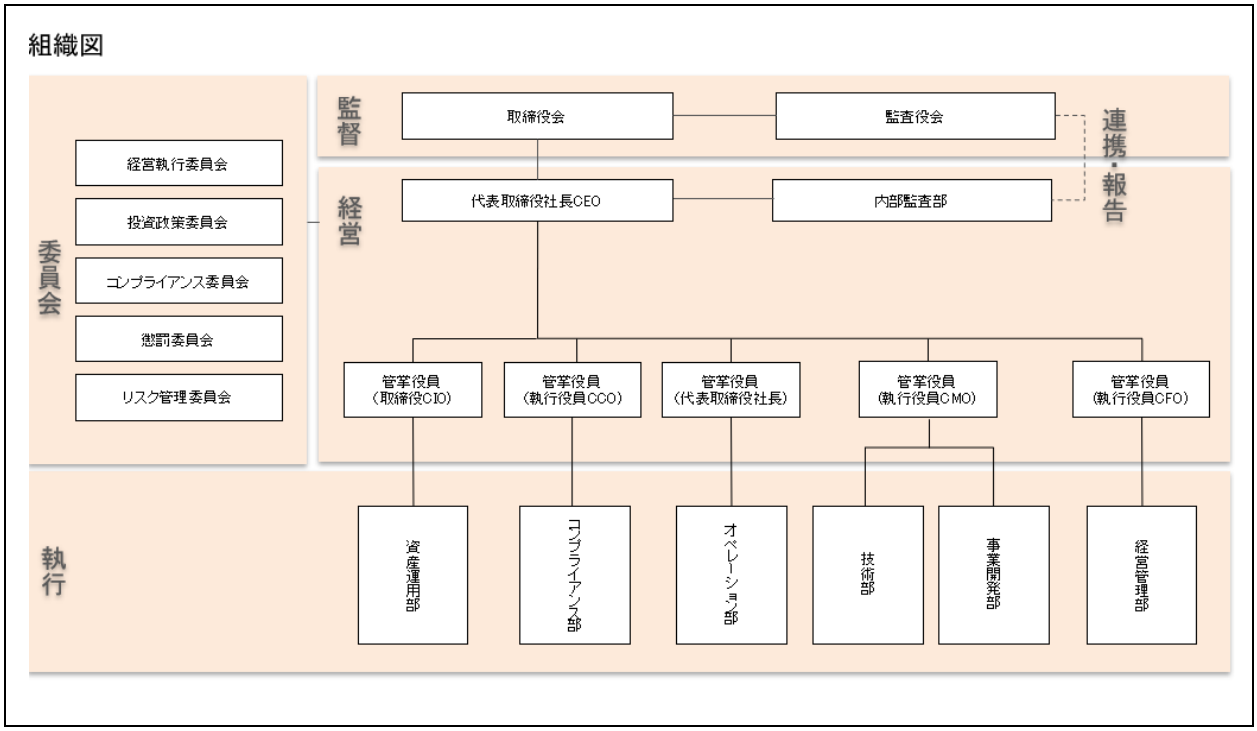
投資顧問・投信部門兼任者　5　名、平均経験年数　18　年　9　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　7　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


組織図
委員会
経営執行委員会
投資政策委員会
コンプライアンス委員会
懲罰委員会
リスク管理委員会
監督
取締役会
監査役会
連携・報告
経営
代表取締役社長CEO
内部監査部
管掌役員
（取締役CIO）
管掌役員
（執行役員COO）
管掌役員
（代表取締役社長）
管掌役員
（執行役員CMO）
管掌役員
（執行役員CFO）
執行
資産運用部
コンプライアンス部
オペレーション部
技術部
事業開発部
経営管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社お金のデザイン |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 96．56％ | 受益証券売買（自社設定投信及び海外 ETF の発注 |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　オリオール・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 103-0022　東京都中央区日本橋室町1丁目11番6号　サンパティーク日本橋三越前1102号室

電話　03-3277-0819　ファックス　03-3277-0819

HPアドレス　http://orioram.com/index.php/

代表者　代表取締役　奥川　智彦　代表取締役　小野塚　二也

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）2647号　登録年月日　平成24年6月18日

協会会員番号　012-02588　令和2年11月13日　適格投資家向け投資運用業　変更登録

業務開始年月　平成24年6月18日　資本金　0.84億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-3277-0819

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 本店 | 東京都中央区日本橋室町1丁目11番6号　サンパティーク日本橋三越前1102号室 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 奥川　智彦 | 28.74% |
| 福井　康夫 | 28.74% |
| （株）フロンティア・インターナショナル | 19.15% |
| 株式会社建設システム | 19.15% |
| 小野塚　二也 | 4.22% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年　3月期 | 11 | 11 | △9 | △9 | 17 |
| 2025年　3月期 | 6 | 6 | △16 | △16 | 25 |
| 2024年　3月期 | 7 | 7 | △22 | △22 | 11 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　5　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　31　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿1＿＿名、平均経験年数＿20＿年＿＿＿ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿1＿＿名

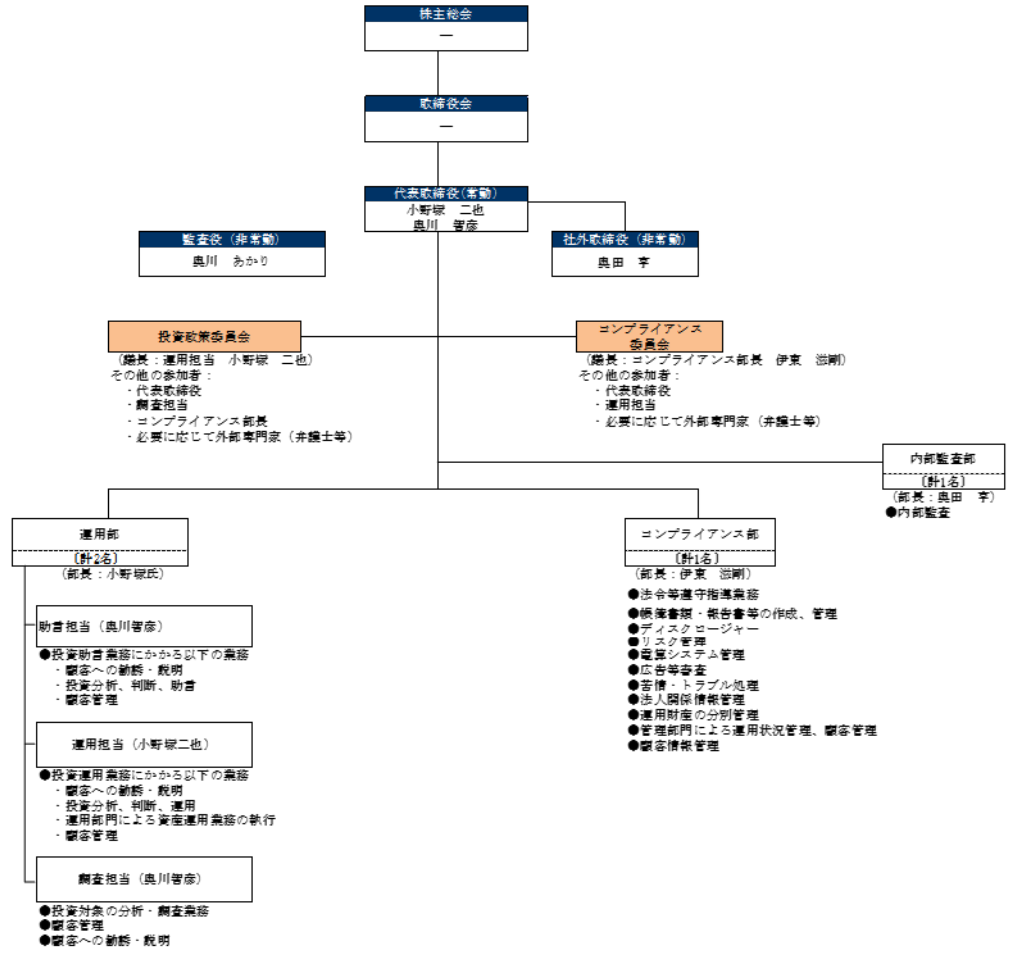
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿＿＿名

＜組織図＞

【別紙１】

**「業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」**

**オリオール・アセット・マネジメント株式会社**



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | オリオール・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | SBI 証券 | 37．6　％ | |
| | 野村證券 | 35．1　％ | |
| | 大和証券 | 19．9　％ | |
| | | ％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　カディラキャピタルマネジメント株式会社

所在地　〒 103-0026　東京都中央区日本橋兜町9番1号　兜町第2平和ビル FINGATE BLOOM 603
電話　050-3464-8162　ファックス
HPアドレス　https://cadiracm.com/
代表者　代表取締役社長　坂本　一太　／　代表取締役　松下　敏之　／　代表取締役　清水　裕
金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3351号　登録年月日　令和4年11月2日
協会会員番号　012-03012
業務開始年月　令和6年1月31日　資本金　1億円
作成部署　リスク&コンプライアンス部　電話　050-3464-8162

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 坂本　一太 | 20% |
| 松下　敏之 | 20% |
| 清水　裕 | 20% |
| ボノミ　ノア | 20% |
| その他 | 20% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

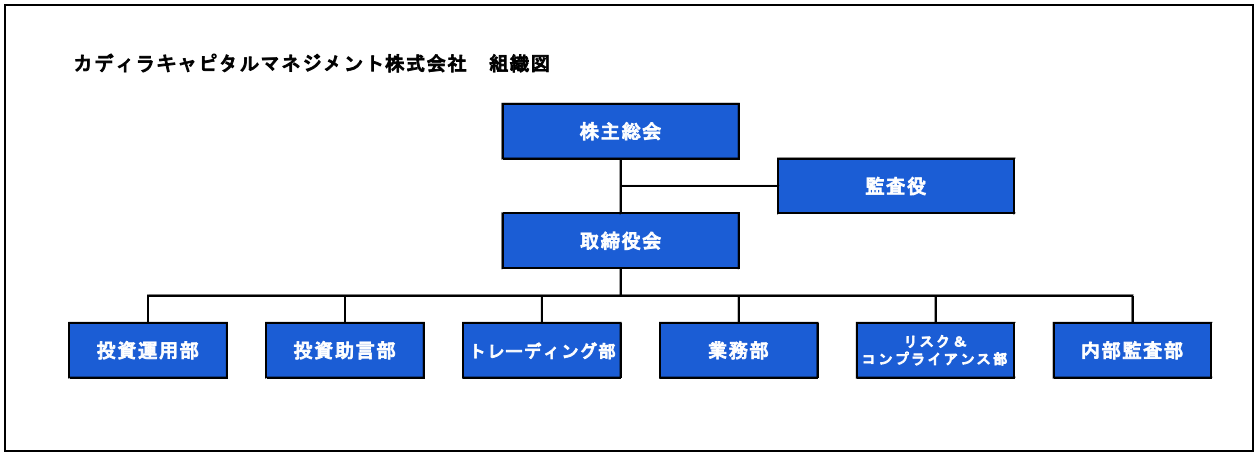
４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 42 | 42 | △29 | △29 | 39 |
| 2024年12月期 | 11 | 11 | △49 | △50 | 67 |
| 2023年12月期 | 0 | 0 | △36 | △36 | 67 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　6　名
②運用業務従事者数　2　名
内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　21　年　11　ヵ月
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


カディラキャピタルマネジメント株式会社　組織図
株主総会
監査役
取締役会
投資運用部
投資助言部
トレーディング部
業務部
リスク＆
コンプライアンス部
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | カディラキャピタルマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～　2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ０．０％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | SMBC 日興証券 | ４５．８６％ | |
| | 野村證券 | １９．３１％ | |
| | いちよし証券 | １６．７０％ | |
| | 大和証券 | １２．３６％ | |
| | 東海東京証券 | ５．７８％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　カレラアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 107-6012　東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階

電話　03-6691-2017　ファックス　03-6691-3811

HPアドレス　https://www.carrera-am.co.jp

代表者　代表取締役社長　廣川　雅一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2636号　登録年月日　平成24年４月25日

協会会員番号　012-02707

業務開始年月　平成24年５月24日　資本金　１億6,240万円

作成部署　管理部　電話　03-6691-2344

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業　該当なし。

| 区分 | 名称 | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 安藤証券株式会社 | 50.6% |
| 安藤　敏行 | 49.4% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 2 | 1,165 | 200 | 141 | 851 |
| 2025年３月期 | 2 | 987 | 160 | 109 | 764 |
| 2024年３月期 | 2 | 833 | 101 | 69 | 699 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　14　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　4　名、平均経験年数　21　年　10　ヵ月

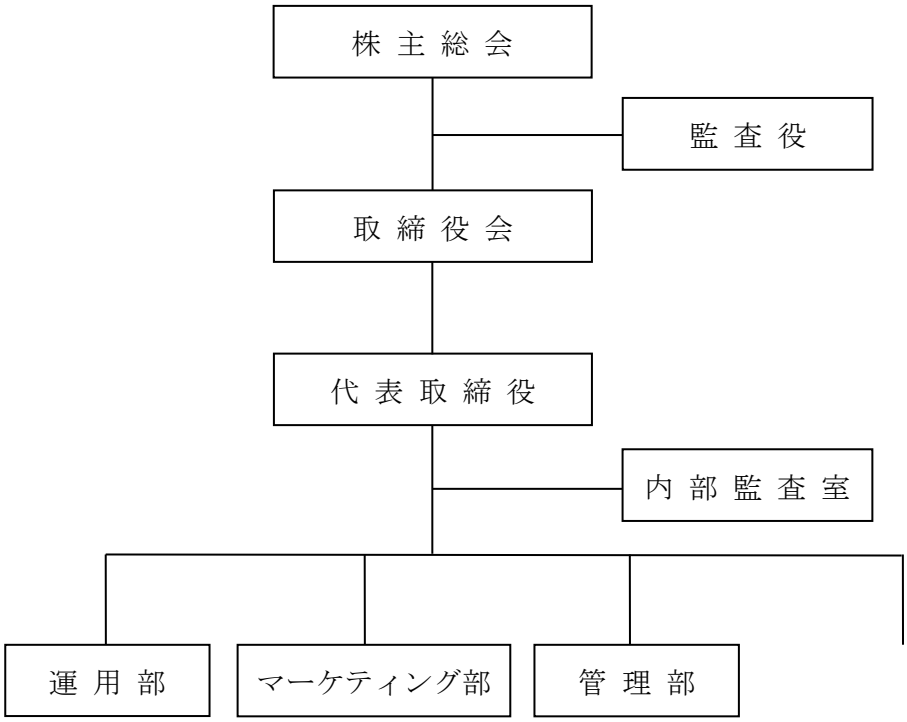
内 調査スタッフ数　名、平均経験年数　年　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　名

＜組織図＞

組織図




※2026年3月末日現在

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | カレラアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　４月　１日～　2026 年　３月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合　　※該当なし

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　カンフォーラ・キャピタル株式会社

所在地　〒 100-0014　東京都千代田区永田町2-17-17　アイオス永田町616

電話 03-6550-8245　ファックス なし

HPアドレス https://camphoracapital.com/

代表者 代表取締役　竹中　佑旗

金融商品取引業登録番号 関東財務局長（金商）第3473号　登録年月日 令和7年6月4日

協会会員番号 012-03106

業務開始年月 令和7年7月　資本金 0.25億円

作成部署 コンプライアンス部　電話 03-6550-8245

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②　法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①　法第２条第８項第11号に係る業務 | ②　法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本店 | カンフォーラ・キャピタル株式会社 | 東京都千代田区永田町2-17-17 アイオス永田町616 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社Office YT | 63.4% |
| 合同会社亜未 | 12.2% |
| 嶋　龍真 | 12.2% |
| ユニバースブリッジキャピタル株式会社 | 12.2% |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年11月期 | 5 | 5 | △13 | △13 | 24 |
| 令和6年11月期 | 0 | 0 | △10 | △10 | 32 |
| 年　月期 | | | | | |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　5　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　9　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

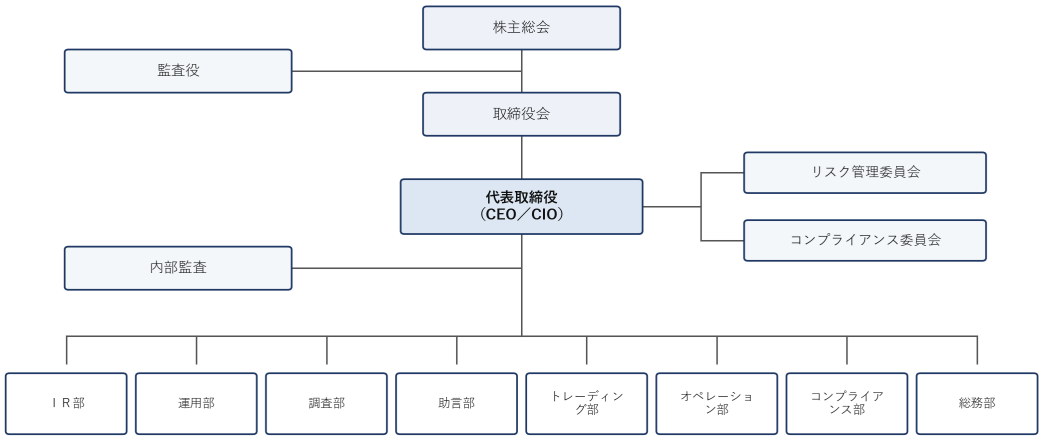
投資顧問・投信部門兼任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　9　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞




（2026年3月31日現在）

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | カンフォーラ・キャピタル株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 12 月 1 日～2025 年 11 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0% | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　% | 該当なし |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC | 91．4 % | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　% | 該当なし |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レート

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Capstone Japan Limited

所在地　〒 105-6027　東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山トラストタワー27階21区画

電話　(03) 5403-4827　ファックス

HPアドレス　https://www.capstoneco.com/

代表者　投資運用業務責任者兼日本における代表者　岡田　エゲ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3506号　登録年月日　2026年1月22日

協会会員番号　012-03132

業務開始年月　［2026年3月］　資本金　90,000米ドル（持込資本金なし）

作成部署　オペレーション部門　電　話　(03) 5403-4849

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| （適格投資家向け）<br>（投資運用業） | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Capstone Investment Advisors, LLC | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | － | ［ 133 ］ | ［7］ | ［7］ | ［32］ |
| 2024年12月期 | － | 156 | 12 | 12 | 22 |
| 年　月期 | | | | | |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　4　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　19　年　11　ヵ月

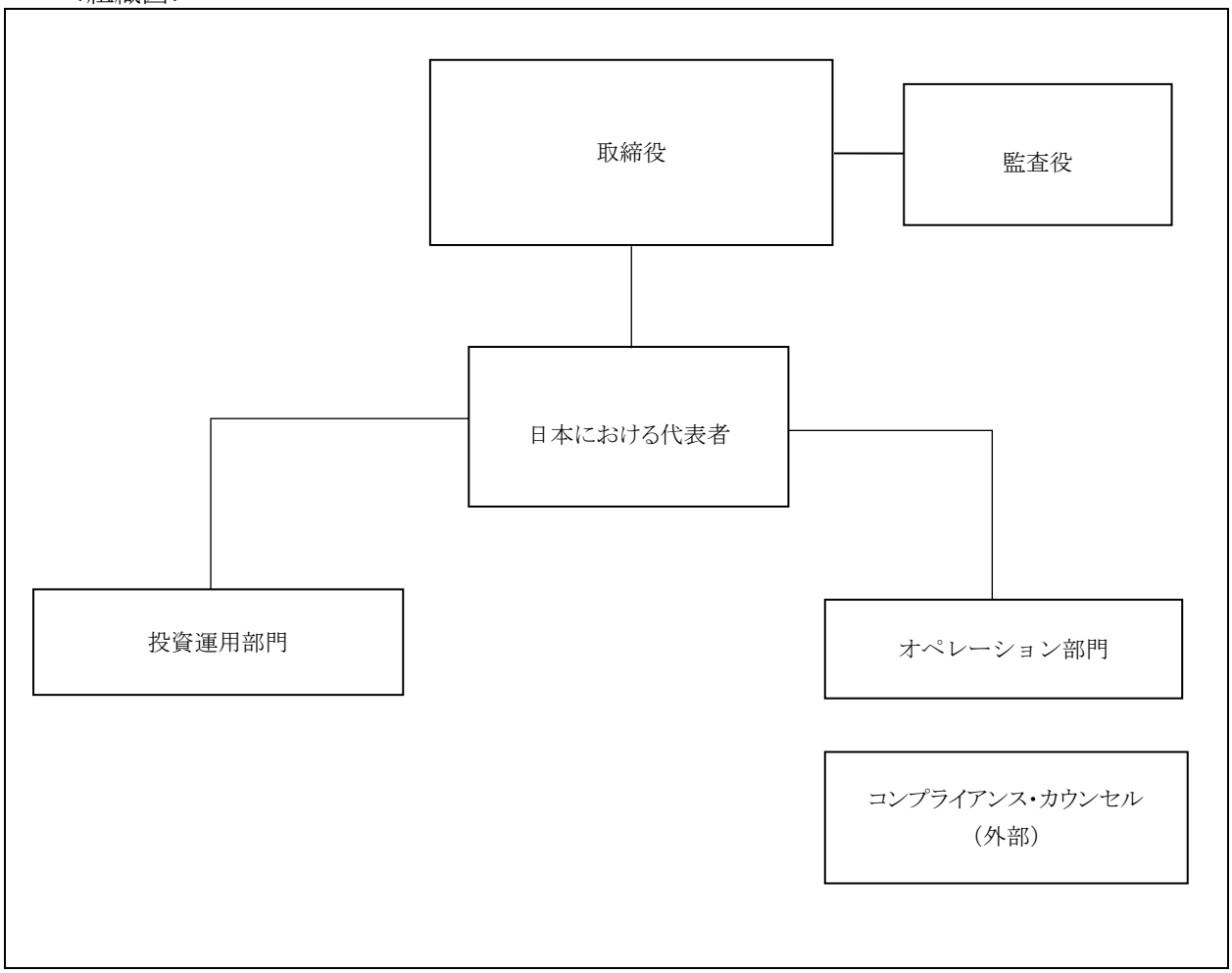
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿＿＿名
　ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿名

＜組織図＞



（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　キャニオン・キャピタル・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-6334 東京都千代田区丸の内2-4-1　丸の内ビルディング34階

電話　03-4590-3600　ファックス　03-4590-3601

ＨＰアドレス

代表者　代表取締役　西川　友也

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3033号　登録年月日　平成30年1月11日

協会会員番号　012-03086

業務開始年月　令和7年3月18日　資本金　9,000万円

作成部署　法務コンプライアンス部　電話　03-4590-3604

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①　．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Canyon Capital Japan Holdings, LLC | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2024年12月期 | 0 | 562 | 41 | 16 | 371 |
| 2025年12月期 | 8 | 583 | 42 | 25 | 397 |
| 年　月期 | | | | | |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

① 役職員総数　3.5　名

② 業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

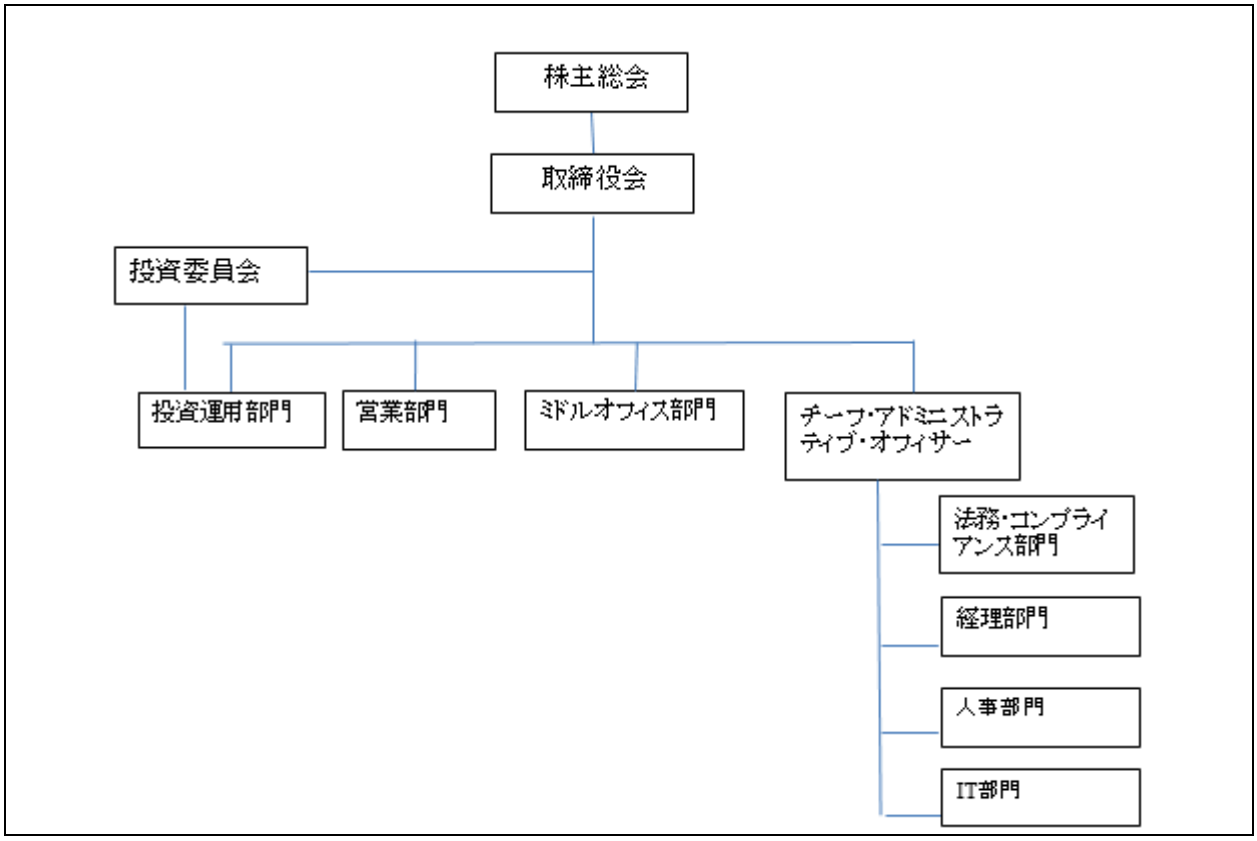
投資顧問・投信部門兼任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　年　ヵ月

③ 日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

④ ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
投資委員会
投資運用部門
営業部門
ミドルオフィス部門
チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー
法務・コンプライアンス部門
経理部門
人事部門
IT部門

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | キャニオン・キャピタル・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | A 社 | 33．7％ | 守秘義務契約により非開示 |
| | B 社 | 19．0％ | 守秘義務契約により非開示 |
| | C 社 | 15．0％ | 守秘義務契約により非開示 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　キャピタル アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 101-0047　東京都千代田区内神田一丁目13番７号 四国ビルディング9階

電話　03-5259-7401　ファックス　03-5259-7402

HPアドレス　https://www.capital-am.co.jp/

代表者　代表取締役　　岡　栄一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第383号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-01198

業務開始年月　平成16年２月24日　資本金　2.8億円

作成部署　総合企画部　電　話　03-5259-7401

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| キャピタル フィナンシャルホーディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 71 | 968 | 55 | 45 | 419 |
| 2025年3月期 | 69 | 1,034 | 67 | 46 | 397 |
| 2024年3月期 | 56 | 1,004 | 39 | 25 | 363 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　29　名

②運用業務従事者数　11　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　28　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　2　名、平均経験年数　30年　5　ヵ月

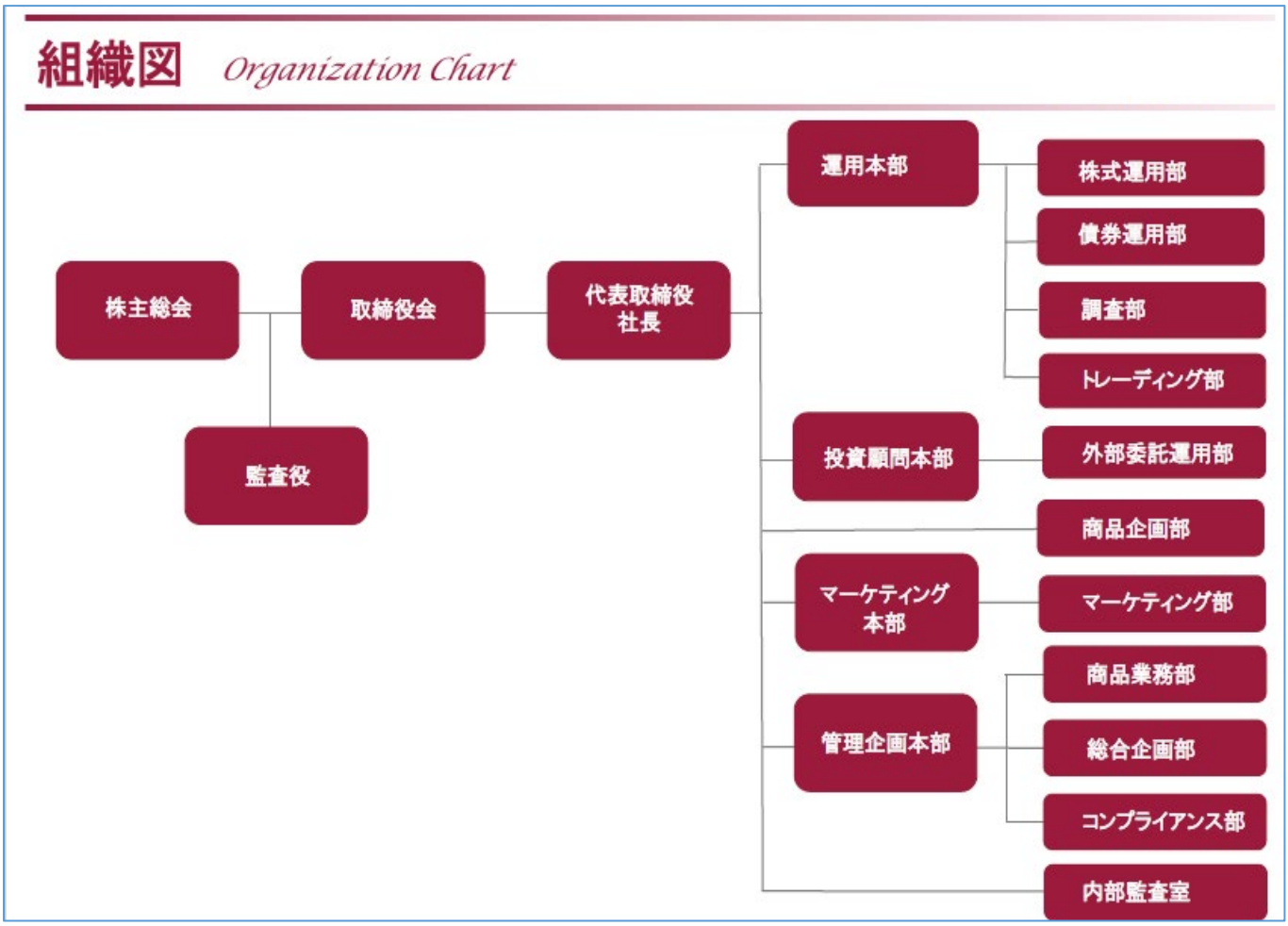
投資顧問・投信部門兼任者　1　名、平均経験年数　40　年　6　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　32　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　5　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞ 2026年3月31日現在



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | キャピタル　アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　令和７年４月１日～令和８年３月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ホーチミンシテイ証券 | ５１.１　％ | |
| | ベトキャピタル証券 | ４１.８　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　キャピタル・インターナショナル株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内３－２－３　丸の内二重橋ビル

電話　03-6366-1000　ファックス

HPアドレス　capitalgroup.co.jp

代表者　代表取締役社長　小泉　徹也

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第317号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　010-00153

業務開始年月　昭和61年３月１日　資本金　4.5億円

作成部署　法務コンプライアンス部　電話　03-6366-1000

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| キャピタル・グループ・インターナショナル・インク | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年６月期 | 1,555 | 45,982 | 1,692 | 1,156 | 6,889 |
| 2024年６月期 | 1,600 | 34,729 | 1,237 | 771 | 5,733 |
| 2023年６月期 | 2,747 | 26,046 | 940 | 781 | 4,962 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　106　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　25　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

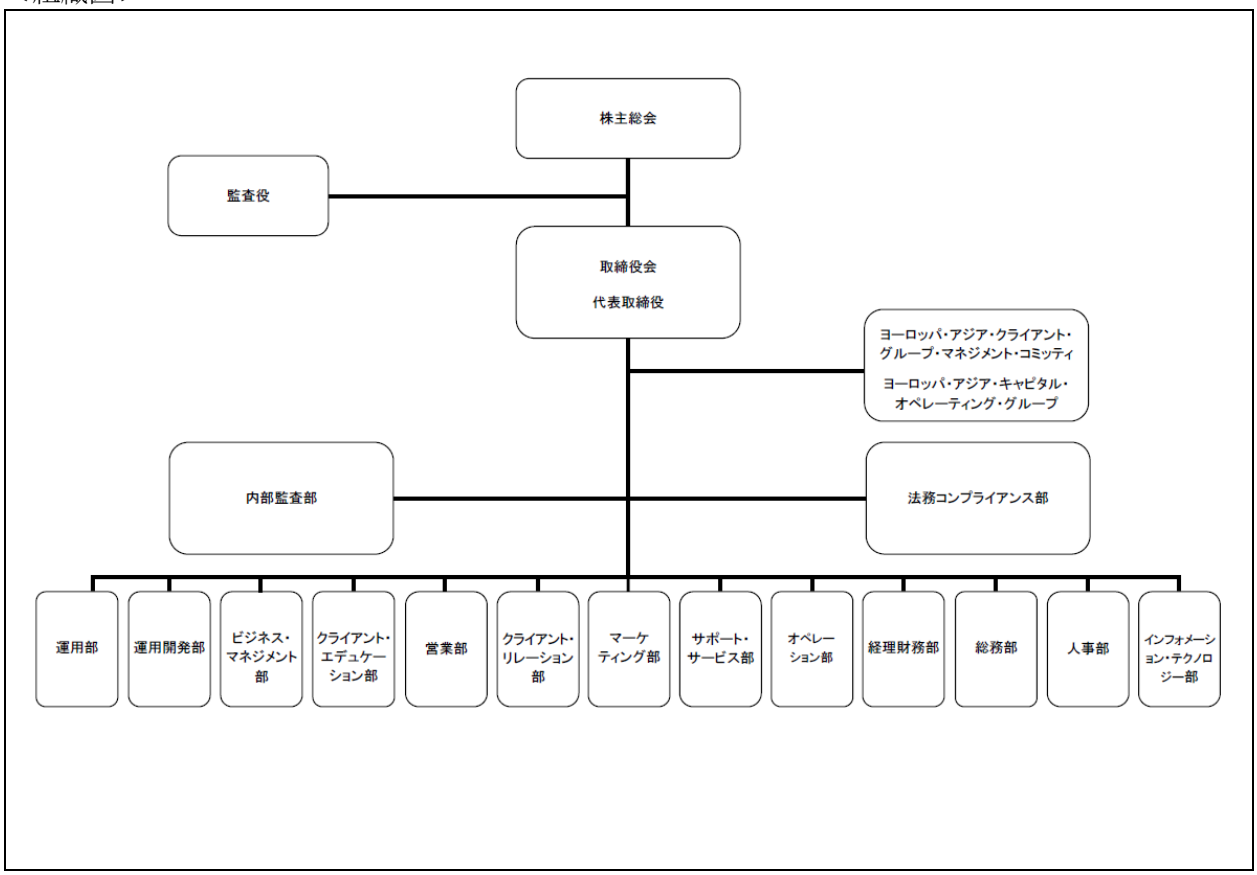
投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数　25　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　8　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　18　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　６　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | キャピタル･インターナショナル株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ゴールドマン・サックス証券 | 22.2　％ | |
| | MORGAN STANLEY & CO. LLC | 12.5　％ | |
| | モルガン・スタンレーMUFG 証券 | 11.0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　キャピタル・ダイナミックス株式会社

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町1-1-1　大手町ﾊﾟｰｸﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ7階

電話　03-6551-2700　ファックス　03-6551-2790

HPアドレス　https://www.capdyn.com

代表者　代表取締役社長　　原　英一郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2567号　登録年月日　2011年8月25日

協会会員番号　012-02538

業務開始年月　2010年10月22日　資本金　1億円

作成部署　管理部　電　話　03-6551-2700

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Capital Dynamics AG | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 9 | 378 | 28 | 6 | 707 |
| 2024年12月期 | 10 | 331 | 48 | 25 | 700 |
| 2023年12月期 | 13 | 712 | 341 | 280 | 674 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　21　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

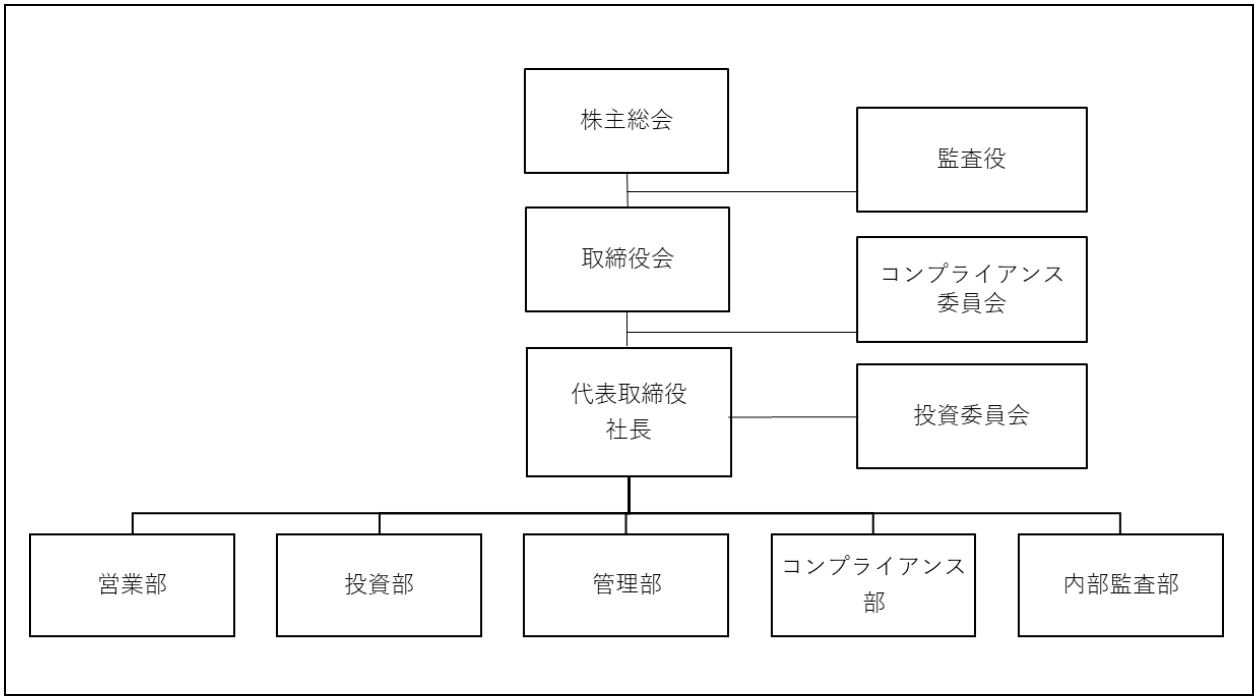
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
コンプライアンス委員会
代表取締役社長
投資委員会
営業部
投資部
管理部
コンプライアンス部
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | キャピタル・ダイナミックス株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～　2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0.　％ | |
| | | 0.　％ | |
| | | 0.　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | 0.　％ | |
| | | 0.　％ | |
| | | 0.　％ | |
| | | 0.　％ | |
| | | 0.　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0.　％ | |
| | | 0.　％ | |
| | | 0.　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＧＡＭ投資顧問株式会社

所在地　〒 100-6805　東京都千代田区大手町一丁目３番１号　JAビル

電話　03-6705-2920代表　　ファックス　－

ＨＰアドレス　https://www.gam.com/ja/microsites/aboutgam

代表者　代表取締役社長　竹内　克弥

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第63号　　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　012-02835

業務開始年月　1997年3月　　資本金　9.015億円

作成部署　コンプライアンス統括部　　電　話　03-6705-2908

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当無し | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ギャム　（スイス）ホールディング エージー | 78.9% |
| ギャム ホールディング エージー | 21.1% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 18 | 30 | △277 | △345 | 156 |
| 2025年3月期 | 30 | 152 | △246 | △252 | 200 |
| 2024年3月期 | 26 | 311 | △27 | △18 | 272 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　7　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　20　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

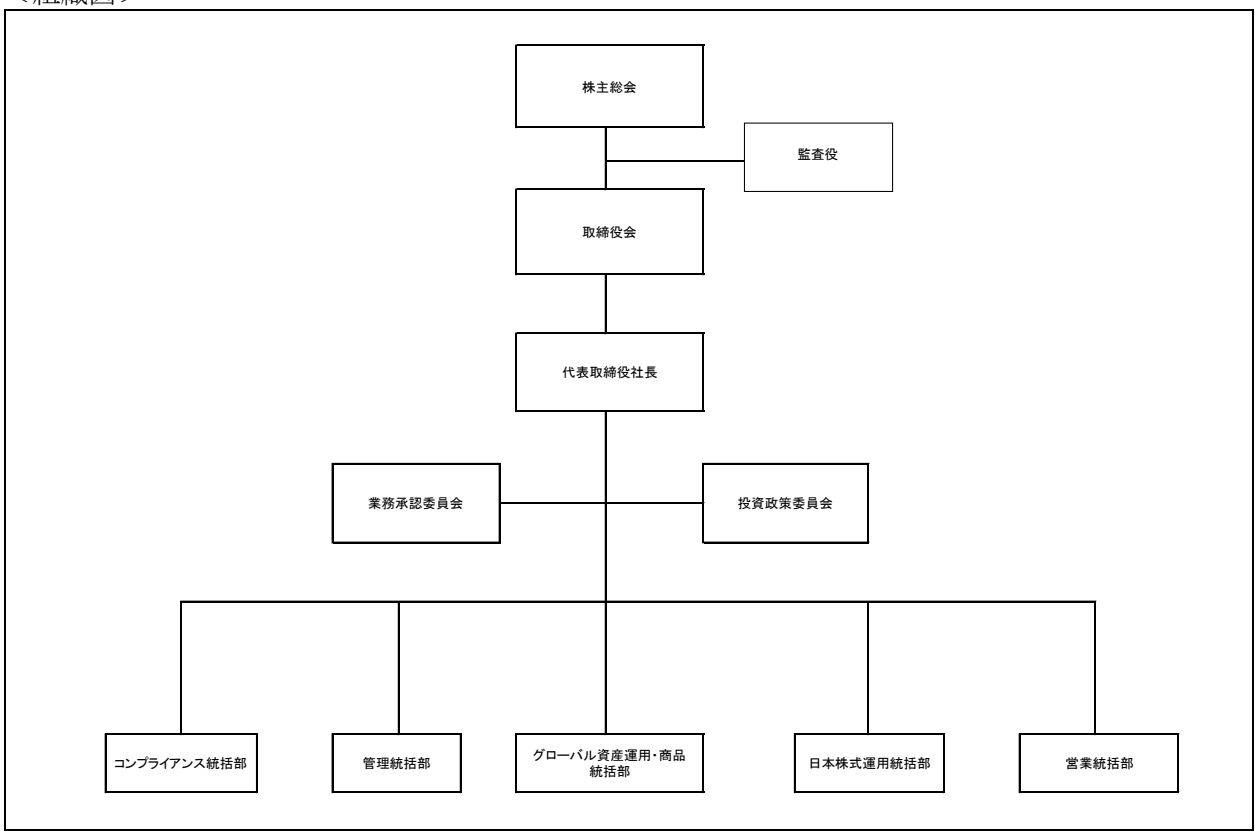
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　18　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役社長
業務承認委員会
投資政策委員会
コンプライアンス統括部
管理統括部
グローバル資産運用・商品統括部
日本株式運用統括部
営業統括部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | GAM 投資顧問株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | 0.0% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Bridge Fund Management Limited | 89.3% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | 0.0% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　きわめ投資株式会社

所在地　〒 150-0061 東京都渋谷区恵比寿西2-16-13　ル・モン代官山304

電話　03-3478-7676　ファックス　03-3478-7676

HPアドレス　https://kiwameinvestment.com

代表者　代表取締役　渡邉　泰良

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3014号　登録年月日　2017年9月26日

協会会員番号　012-02801

業務開始年月　2017年10月26日　資本金　　億円

作成部署　法令等遵守部門　電　話　03-3478-7676

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ALL ASSET有限会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 6 | 17 | 3 | 3 | 19 |
| 2024年12月期 | 3 | 13 | 0 | 0 | 16 |
| 2023年12月期 | 6 | 18 | 2 | 2 | 13 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　4　名

②運用業務従事者数　0.7　名

内 ファンド・マネージャー数　0.5　名、平均経験年数　8　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

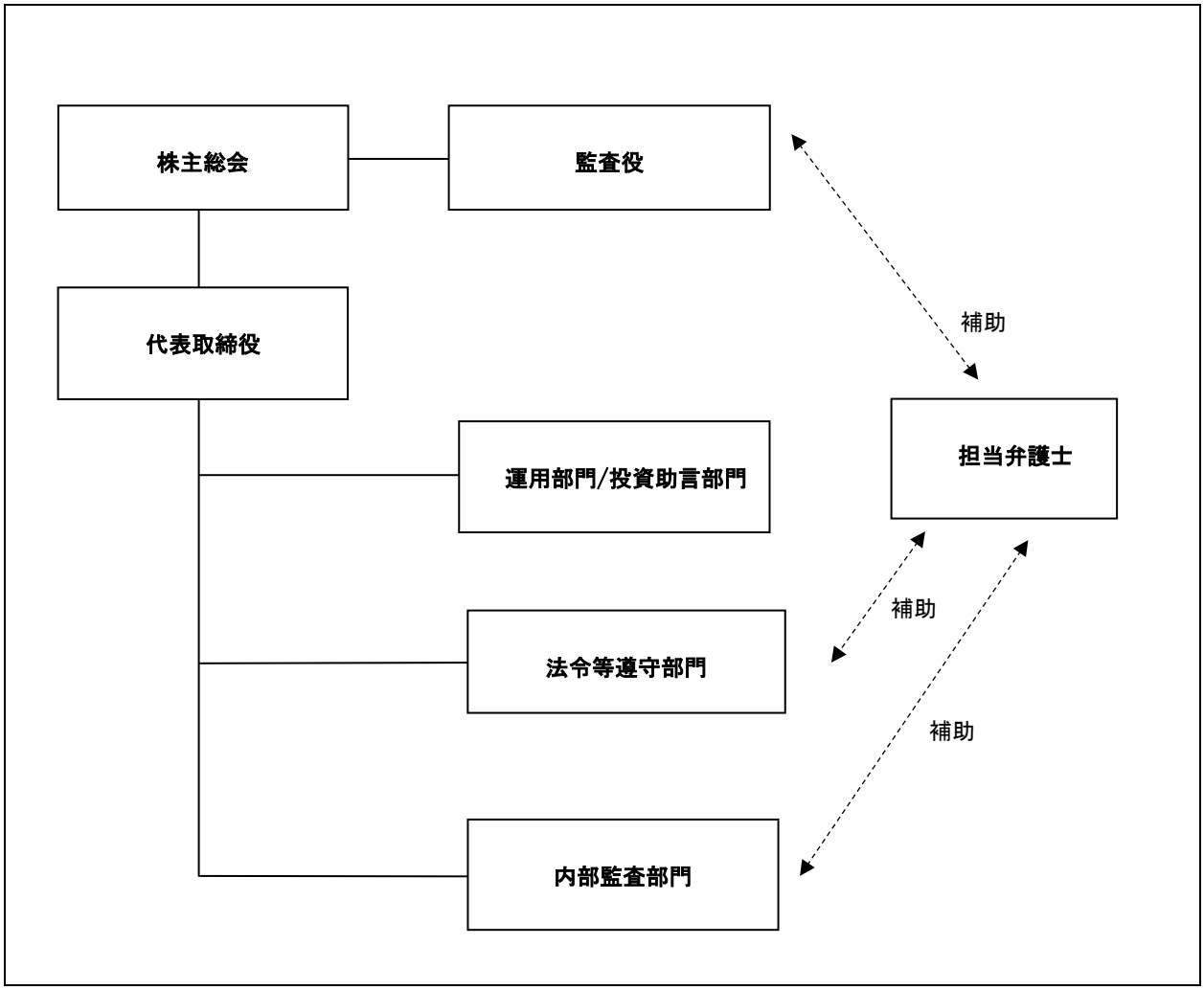
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | きわめ投資株式会社 | |
|---|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0.　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | 0.　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0　.　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

会社名　グッゲンハイムパートナーズ株式会社

所在地　〒 100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエア

電話　03-4577-7880　ファックス　03-4577-0033

HPアドレス　www.guggenheimpartners.jp

代表者　代表取締役　吉村 信昭

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2822 号 登録年月日　2015年 2月16日

協会会員番号　012-02732

業務開始年月　2015年 2月　資本金　304.5百万円

作成部署　コンプライアンス　電話　03-4577-7880

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| リンクス・ジーピージェイエル・ホールドコ・エルエルシー | 100% |
| | |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 174 | 1,255 | 114 | 80 | 946 |
| 2024年12月期 | 163 | 1,202 | 108 | 46 | 867 |
| 2023年12月期 | 139 | 1,171 | 98 | 37 | 811 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10-　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　6年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

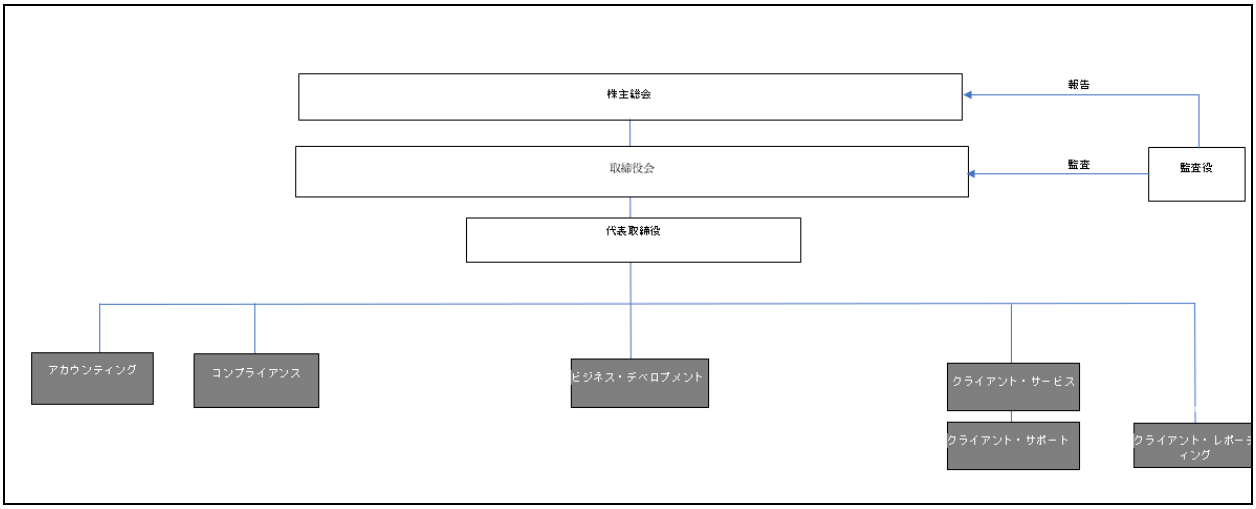
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　－　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞




## ６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025年 1月 1日～ 2025年 12月 31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　くにうみAI証券株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都中央区丸の内2丁目２番３号　丸の内仲通ビル

電話　03-5288-6766　ファックス　03-5288-6767

HPアドレス　https:/www.kuniumiai-sec.co.jp/

代表者　代表取締役社長　李　遠

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第1627号　登録年月日

協会会員番号　012-03084

業務開始年月　平成6年12月3日　資本金　99,000千円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-5288-6826

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本店 | | 東京都千代田区丸の内2-2-3　丸の内仲通ビル |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社N&0コンサルティング | 50.65% |
| 李　遠 | 30.27% |
| Prudence Financial　Group | 7.28% |
| Ashe AI　Investment Limited | 7.28% |
| 有限会社ケイ・アイパートナーズ | 1.0% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 高塚　伸志 | 1.0% |
| 平　博成 | 1.0% |
| 後藤　孝洋 | 1.0% |
| 舩井　勝仁 | 1.0% |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 25年9月期 | ― | 56 | △53 | △78 | 335 |
| 年３月期 | ― | 178 | △9 | 0 | 241 |
| 24年3月期 | ― | 227 | △59 | △66 | 240 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　6　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　3　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

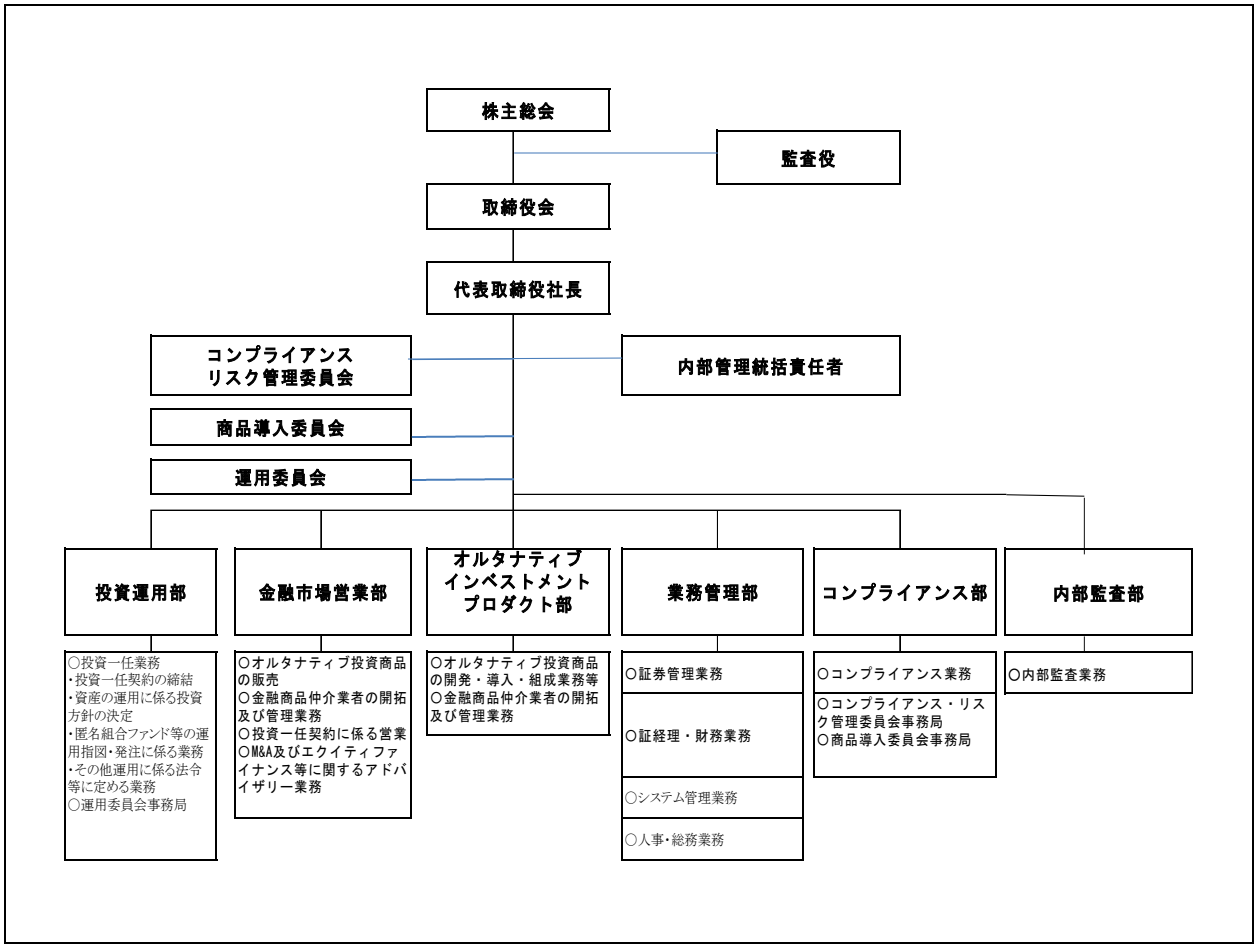
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役社長
コンプライアンス
リスク管理委員会
内部管理統括責任者
商品導入委員会
運用委員会
投資運用部
金融市場営業部
オルタナティブ
インベストメント
プロダクト部
業務管理部
コンプライアンス部
内部監査部
○投資一任業務
・投資一任契約の締結
・資産の運用に係る投資方針の決定
・匿名組合ファンド等の運用指図・発注に係る業務
・その他運用に係る法令等に定める業務
○運用委員会事務局
○オルタナティブ投資商品の販売
○金融商品仲介業者の開拓及び管理業務
○投資一任契約に係る営業
○M&A及びエクイティファイナンス等に関するアドバイザリー業務
○オルタナティブ投資商品の開発・導入・組成業務等
○金融商品仲介業者の開拓及び管理業務
○証券管理業務
○証経理・財務業務
○システム管理業務
○人事・総務業務
○コンプライアンス業務
○コンプライアンス・リスク管理委員会事務局
○商品導入委員会事務局
○内部監査業務

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | くにうみ AI 証券株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　7 月　1 日～　2026 年　6 月　30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | （株）エム・エイチ・グループ | 100.　0 ％ | 第三者割当増資 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　クレアシオン・キャピタル株式会社

所在地　〒 107-6237　東京都港区赤坂９－７－１　ミッドタウン・タワー３７階

電話　03-6450-1530　ファックス　03-6450-1531

HPアドレス　http://www.crea-cp.com/

代表者　代表取締役社長　　細谷　耕一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第439号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　011-00532

業務開始年月　1991年７月30日　資本金　１億円

作成部署　業務管理部　電話　03-6450-1530

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| クレアシオン・ホールディングス株式会社 | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 2 | 2355 | 32 | 9 | 820 |
| 2024年12月期 | 3 | 3117 | 298 | 203 | 849 |
| 2023年12月期 | 2 | 1149 | ▲80 | ▲81 | 697 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　41　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　21　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

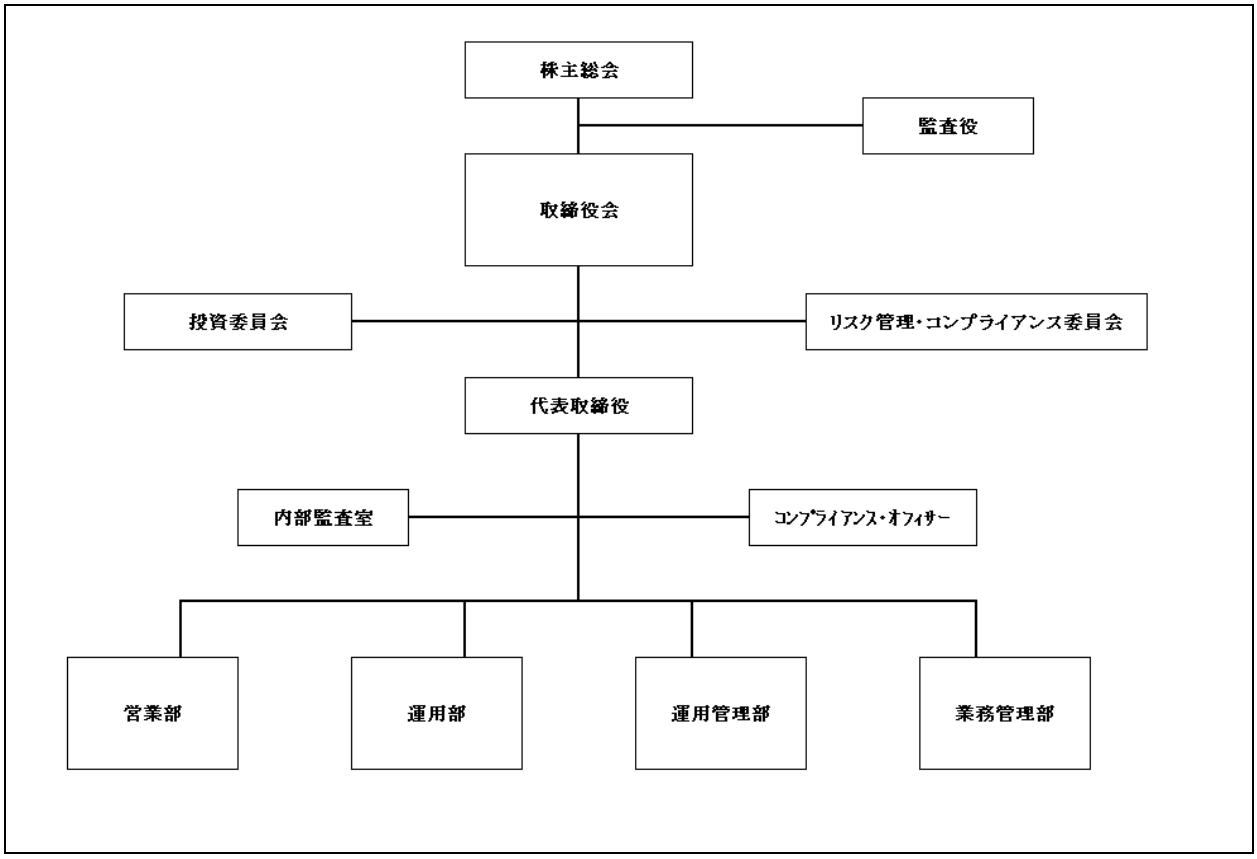
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　4　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
投資委員会
リスク管理・コンプライアンス委員会
代表取締役
内部監査室
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ｵﾌｨｻｰ
営業部
運用部
運用管理部
業務管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　クレアシオン・キャピタル株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | MUFG Fund Servies (Cayman) Limited | 92．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

会社名　Global　X　Japan株式会社

所在地　〒 100-6121　東京都千代田区永田町2-11-1　山王パークタワー21F

電話　080-6117-9600　ファックス

HPアドレス　https://globalxetfs.co.jp/

代表者　代表取締役社長　藤岡　智男

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3174号　登録年月日　2020年3月11日

協会会員番号　012-02893

業務開始年月　2020年3月　資本金　25億円

作成部署　経営企画部　電話　080-6117-9600

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Global　X　Management Company, Inc. | 50.0% |
| 大和アセットマネジメント株式会社 | 40.0% |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 10.0% |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 0 | 2,130 | 70 | 262 | 4,142 |
| 2025年3月期 | 0 | 1,751 | △116 | △119 | 3,879 |
| 2024年3月期 | 0 | 1,273 | △60 | △76 | 3,999 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　47名

②運用業務従事者数　7名

内 ファンド・マネージャー数　5名、平均経験年数　58年　6ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　5名、平均経験年数　58年　6ヵ月

内 調査スタッフ数　2名、平均経験年数　16年　9ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　15名

CFA協会認定証券アナリスト数　2名

会社名　Global　X　Japan株式会社

所在地　〒 100-6121　東京都千代田区永田町2-11-1　山王パークタワー21F

電話　080-6117-9600　ファックス

HPアドレス　https://globalxetfs.co.jp/

代表者　代表取締役社長　藤岡　智男

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3174号　登録年月日　2020年3月11日

協会会員番号　012-02893

業務開始年月　2020年3月　資本金　25億円

作成部署　経営企画部　電話　080-6117-9600

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Global　X　Management Company, Inc. | 50.0% |
| 大和アセットマネジメント株式会社 | 40.0% |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 10.0% |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 0 | 2,130 | 70 | 262 | 4,142 |
| 2025年3月期 | 0 | 1,751 | △116 | △119 | 3,879 |
| 2024年3月期 | 0 | 1,273 | △60 | △76 | 3,999 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　47名

②運用業務従事者数　7名

内 ファンド・マネージャー数　5名、平均経験年数　11年　8ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

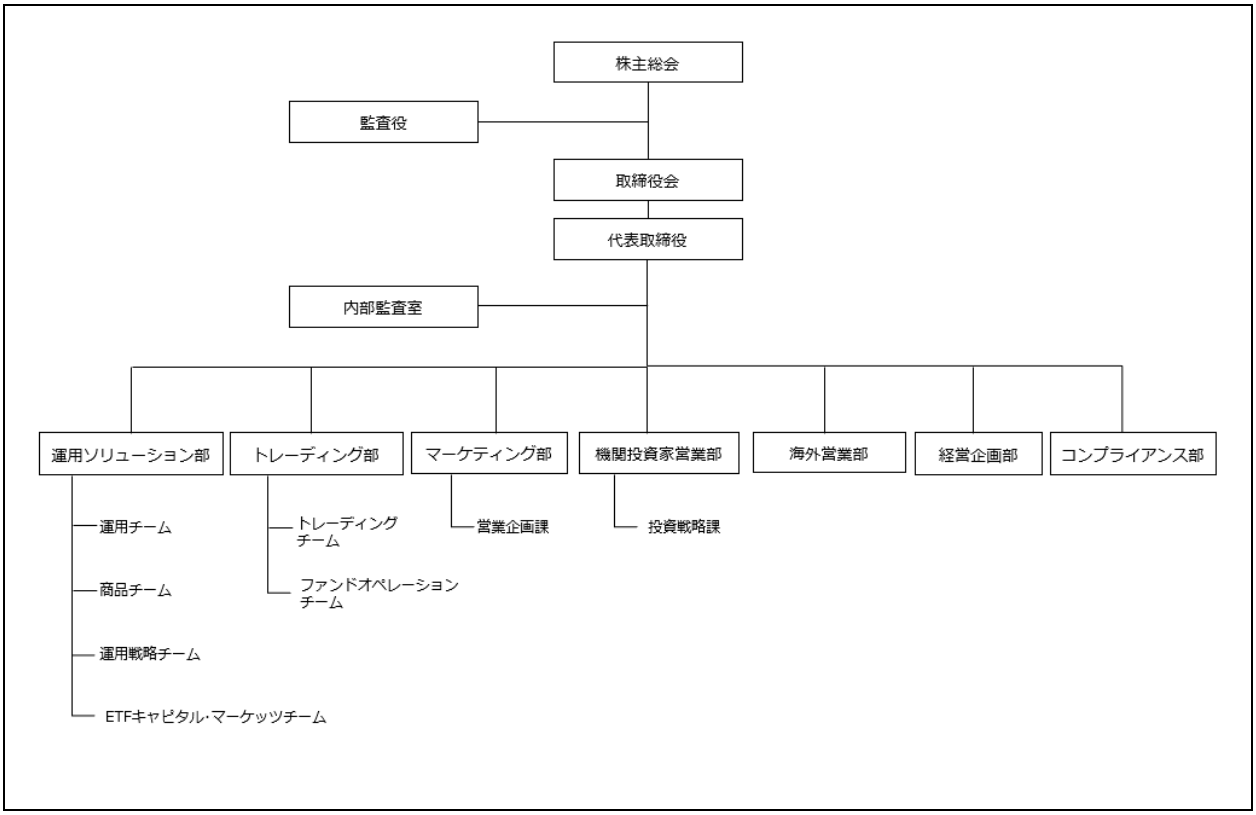
投資顧問・投信部門兼任者　5名、平均経験年数　11年　8ヵ月

内 調査スタッフ数　2名、平均経験年数　8年　1ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　15名

CFA協会認定証券アナリスト数　2名

＜組織図＞




6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　2025年　4月　1日～　2026年　3月　31日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0 % | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | . % | |
| | | . % | |
| | | . % | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | . % | |
| | | . % | |
| | | . % | |
| | | . % | |
| | | . % | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | . % | |
| | | . % | |
| | | . % | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ゴーディアン・キャピタル・ジャパン株式会社<br>IQ EQアセットマネジメント株式会社(2026年8月1日付変更) |
|---|---|

所在地　〒 104-0031　東京都中央区京橋3丁目3番2号　小松ビル6階
電話　03-4520-2323　ファックス　03-4520-5030
ＨＰアドレス　https://gordian-capital.co.jp
代表者　代表取締役　アルバロ・ジェイ・タムラ
金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2761号 登録年月日　平成26年3月3日
協会会員番号　012-02664
業務開始年月　平成26年6月　資本金　56百万円
作成部署　業務管理部　電話　03-4520-2323

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | 該当なし |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| IQ EQ Capital (Cayman) Limited | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

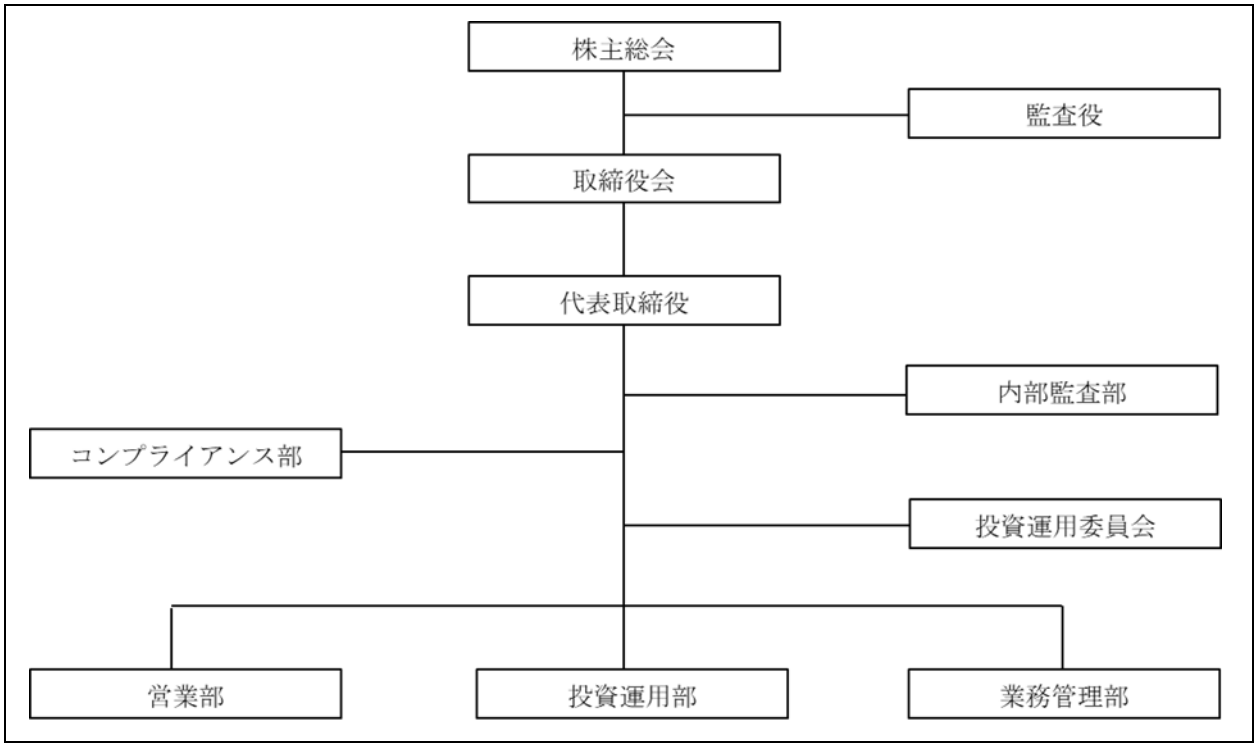
| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 699 | 699 | 21 | 15 | 256 |
| 2024年12月期 | 648 | 648 | 96 | 65 | 241 |
| 2023年12月期 | 334 | 334 | 67 | 46 | 176 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）
①役職員総数　21　名
②運用業務従事者数　11　名
内 ファンド・マネージャー数　9　名、平均経験年数 25 年 3 ヵ月
内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
内部監査部
コンプライアンス部
投資運用委員会
営業部
投資運用部
業務管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | ゴーディアン・キャピタル・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0　% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | NEWEDGE GROUP | 34.2　% | |
| | BNP PARIBAS S.A. | 25.5　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　コーヘン＆スティアーズ・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-6216　東京都千代田区丸の内1-4-1　丸の内永楽ビルディング18階

電話　(03) 4218-7200　ファックス　(03) 3211-5757

HPアドレス　www.cohenandsteers.com

代表者　代表取締役　白勢菊夫

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3157号　登録年月日　令和元年11月5日

協会会員番号　012-2883

業務開始年月　令和元年12月2日　資本金　6500万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　(03)4218-7211

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Cohen & Steers, Inc. | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 581 | 581 | 48 | 36 | 180 |
| 2024年12月期 | 573 | 573 | 49 | 24 | 145 |
| 2023年12月期 | 382 | 382 | 33 | 10 | 121 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　8　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

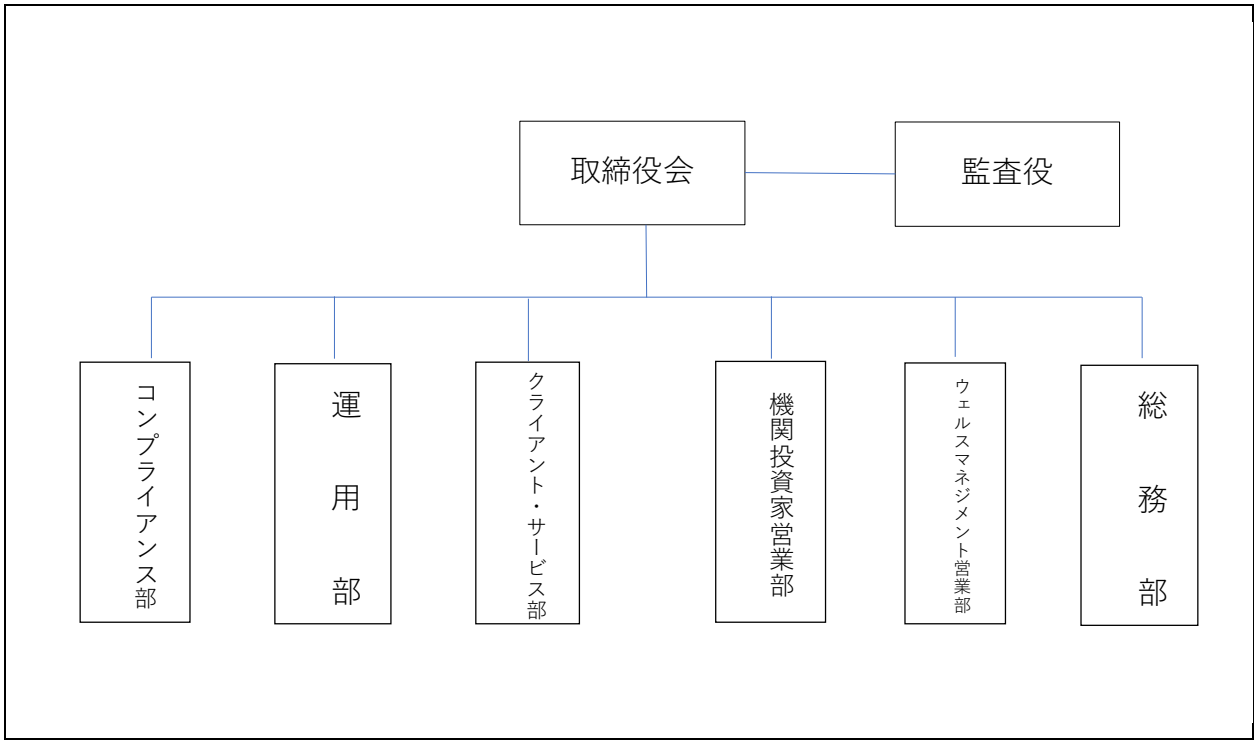
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


取締役会
監査役
コンプライアンス部
運用部
クライアント・サービス部
機関投資家営業部
ウェルスマネジメント営業部
総務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　コーヘン＆スティアーズ・ジャパン株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 105-5543　東京都港区虎ノ門二丁目6番1号　虎ノ門ヒルズステーションタワー

電話　(03)4587-6000　ファックス　(03)5521-0664

HPアドレス　http://www.gsam.co.jp

代表者　代表取締役社長　堤　健朗

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第325号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　011-01063

業務開始年月　2002年4月1日　資本金　4.9億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　(03)4587-1744

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー | 100% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 15,924 | 70,264 | 15,176 | 10,362 | 31,567 |
| 2024年12月期 | 15,157 | 65,014 | 13,021 | 8,891 | 29,201 |
| 2023年12月期 | 10,926 | 51,702 | 8,171 | 5,395 | 24,312 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 464 名

②運用業務従事者数 40 名

内 ファンド・マネージャー数 40 名、平均経験年数 11 年 5 ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者 ― 名、平均経験年数 ― 年 ― ヵ月

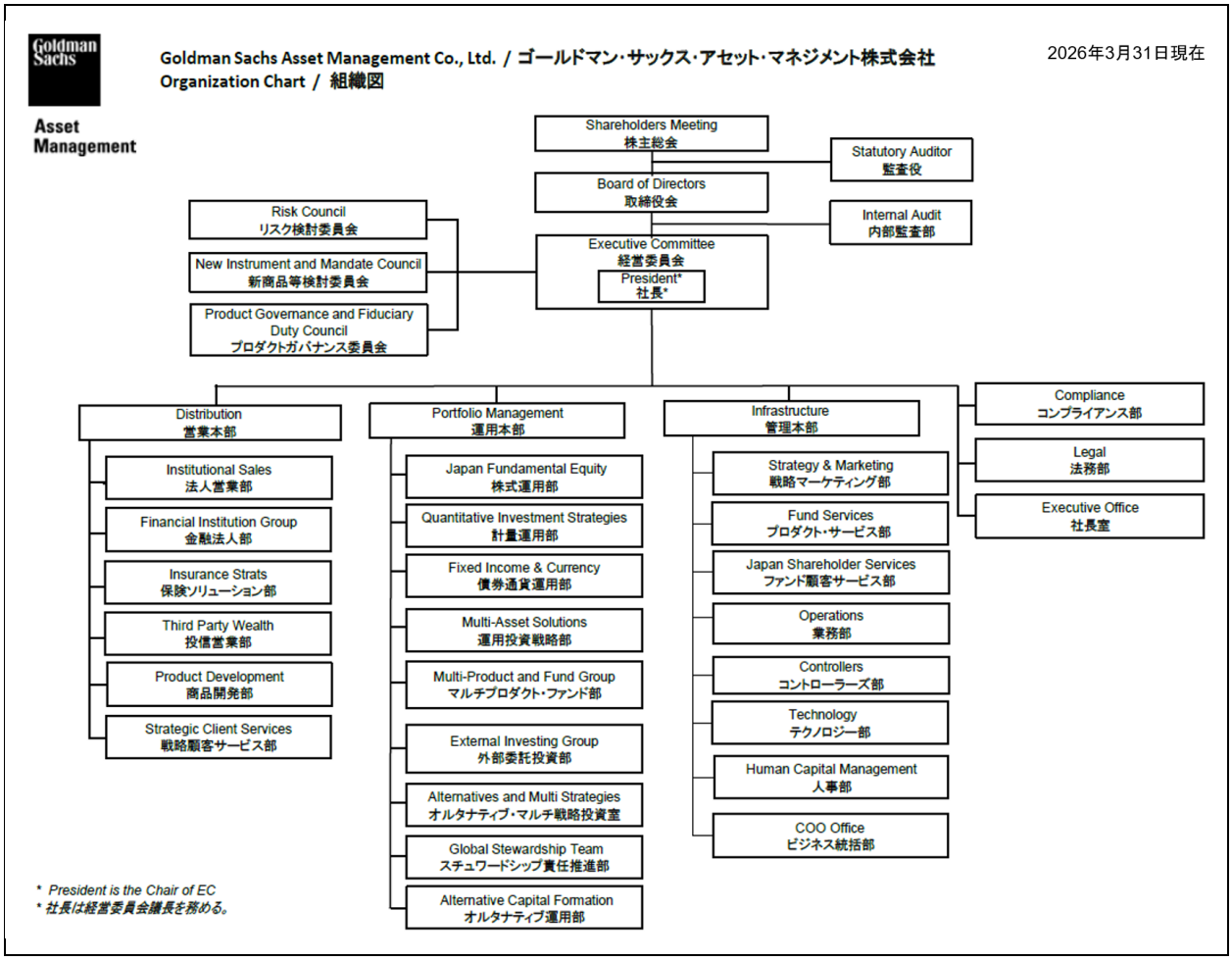
投資顧問・投信部門兼任者 40 名、平均経験年数 11 年 5 ヵ月

内 調査スタッフ数 ― 名、平均経験年数 ― 年 ― ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 33 名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数 14 名

＜組織図＞


Goldman Sachs
Asset Management
Goldman Sachs Asset Management Co., Ltd. / ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
Organization Chart / 組織図
2026年3月31日現在
Shareholders Meeting
株主総会
Statutory Auditor
監査役
Board of Directors
取締役会
Internal Audit
内部監査部
Risk Council
リスク検討委員会
New Instrument and Mandate Council
新商品等検討委員会
Product Governance and Fiduciary Duty Council
プロダクトガバナンス委員会
Executive Committee
経営委員会
President*
社長*
Distribution
営業本部
Institutional Sales
法人営業部
Financial Institution Group
金融法人部
Insurance Strats
保険ソリューション部
Third Party Wealth
投信営業部
Product Development
商品開発部
Strategic Client Services
戦略顧客サービス部
Portfolio Management
運用本部
Japan Fundamental Equity
株式運用部
Quantitative Investment Strategies
計量運用部
Fixed Income & Currency
債券通貨運用部
Multi-Asset Solutions
運用投資戦略部
Multi-Product and Fund Group
マルチプロダクト・ファンド部
External Investing Group
外部委託投資部
Alternatives and Multi Strategies
オルタナティブ・マルチ戦略投資室
Global Stewardship Team
スチュワードシップ責任推進部
Alternative Capital Formation
オルタナティブ運用部
Infrastructure
管理本部
Strategy & Marketing
戦略マーケティング部
Fund Services
プロダクト・サービス部
Japan Shareholder Services
ファンド顧客サービス部
Operations
業務部
Controllers
コントローラーズ部
Technology
テクノロジー部
Human Capital Management
人事部
COO Office
ビジネス統括部
Compliance
コンプライアンス部
Legal
法務部
Executive Office
社長室
* President is the Chair of EC
* 社長は経営委員会議長を務める。

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　1 月　1 日～　2025 年　12 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | J.P. MORGAN SECURITIES PLC | 38．5　％ | |
| | BARCLAYS CAPITAL INC. | 27．4　％ | |
| | MORGAN STANLEY & CO. LLC | 15．7　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT B.V. | 0．2　％ | |
| | GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT, L.P. | 0．0　％ | |
| | GOLDMAN SACHS & CO. LLC | 0．0　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　コムジェスト・アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内1丁目8番2号

電話　03-4588-3640　ファックス　03-4588-3641

HPアドレス　http://www.comgest.co.jp/

代表者　代表取締役　山本　和史、代表取締役　渡邉　敬

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第1696号　登録年月日　平成19年12月20日

協会会員番号　012-02320

業務開始年月　平成24年３月１日　資本金　３億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-4588-3640

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| コムジェスト・グローバル・インベスターズSAS | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年９月期 | 1,026 | 2,139 | 970 | 680 | 1,240 |
| 2024年９月期 | 1,356 | 2,429 | 1,237 | 858 | 760 |
| 2023年９月期 | 1,443 | 2,340 | 1,257 | 871 | 1,292 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　１５　名

②運用業務従事者数　５　名

内 ファンド･マネージャー数　２　名、平均経験年数　16年 11ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　３　名、平均経験年数10年4ヵ月

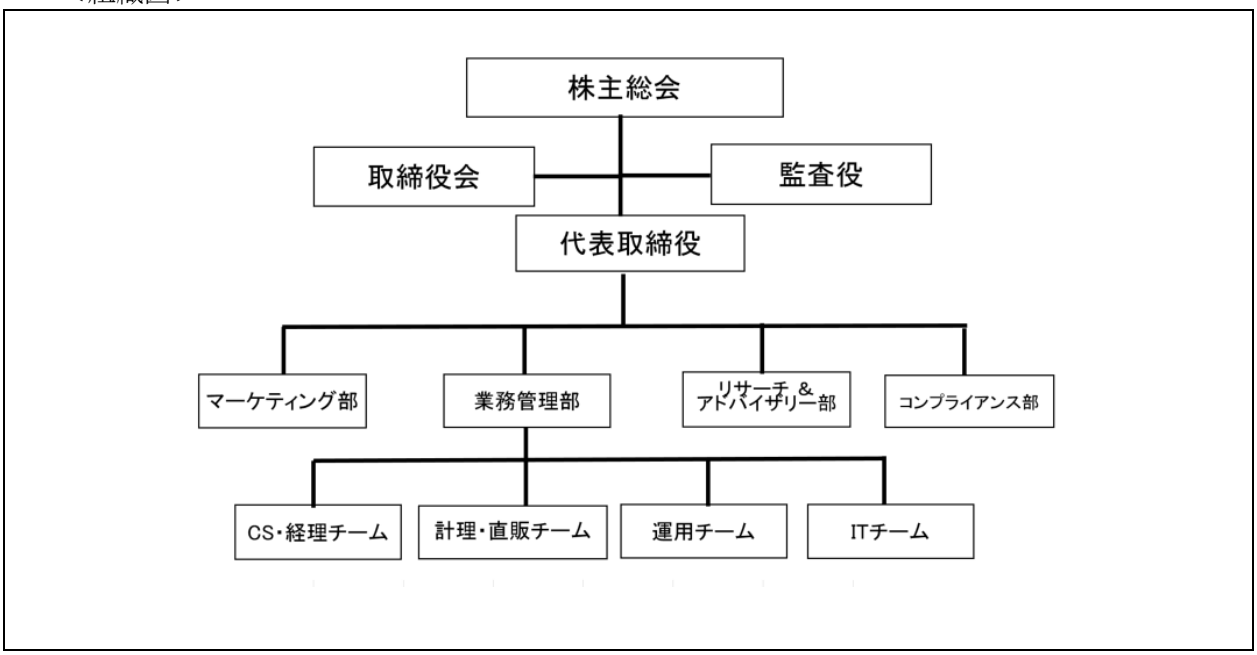
投資顧問・投信部門兼任者　２　名、平均経験年数16年11ヵ月

内 調査スタッフ数　３名、平均経験年数　10　年　4　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　２　名

CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
代表取締役
マーケティング部
業務管理部
リサーチ＆アドバイザリー部
コンプライアンス部
CS・経理チーム
計理・直販チーム
運用チーム
ITチーム

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | コムジェスト・アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．　対象期間　令和６年 10 月１日～令和７年９月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 一任契約が存しないため、該当ありません。 |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 一任契約が存しないため、該当ありません。 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 一任契約が存しないため、該当ありません。 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 一任契約が存しないため、該当ありません。 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | コモンズ投信株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 107-0062

電話　03-5860-5724　　ファックス　03-5860-5717

HPアドレス　https://www.commons30.jp/

代表者　代表取締役　伊井 哲朗

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2061号　登録年月日　2008年10月15日

協会会員番号　012-03121

業務開始年月　2025年12月　　資本金　１億円

作成部署　コンプライアンス部　　電　話　03-5860-5724

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 本社 | 東京都港区南青山二丁目５番１７号 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社静岡銀行 | 22.42% |
| シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 | 8.62% |
| 株式会社バリュークリエイト | 8.62% |
| 伊井哲朗 | 8.62% |
| 吉野永之助 | 8.62% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 牟田直弘 | 8.62% |
| 坂本忠弘 | 8.62% |
| 渡邉健太 | 8.62% |
| 川端勝 | 8.62% |
| 奥野雄平 | 8.62% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 1 | 1,118 | 78 | 78 | 567 |
| 2025年3月期 | ― | 987 | 79 | 72 | 509 |
| 2024年3月期 | ― | 884 | 134 | 135 | 521 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　３２名

②運用業務従事者数　６名

内 ファンド・マネージャー数　２名、平均経験年数　９年　３ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　１名、平均経験年数　１年　０ヵ月

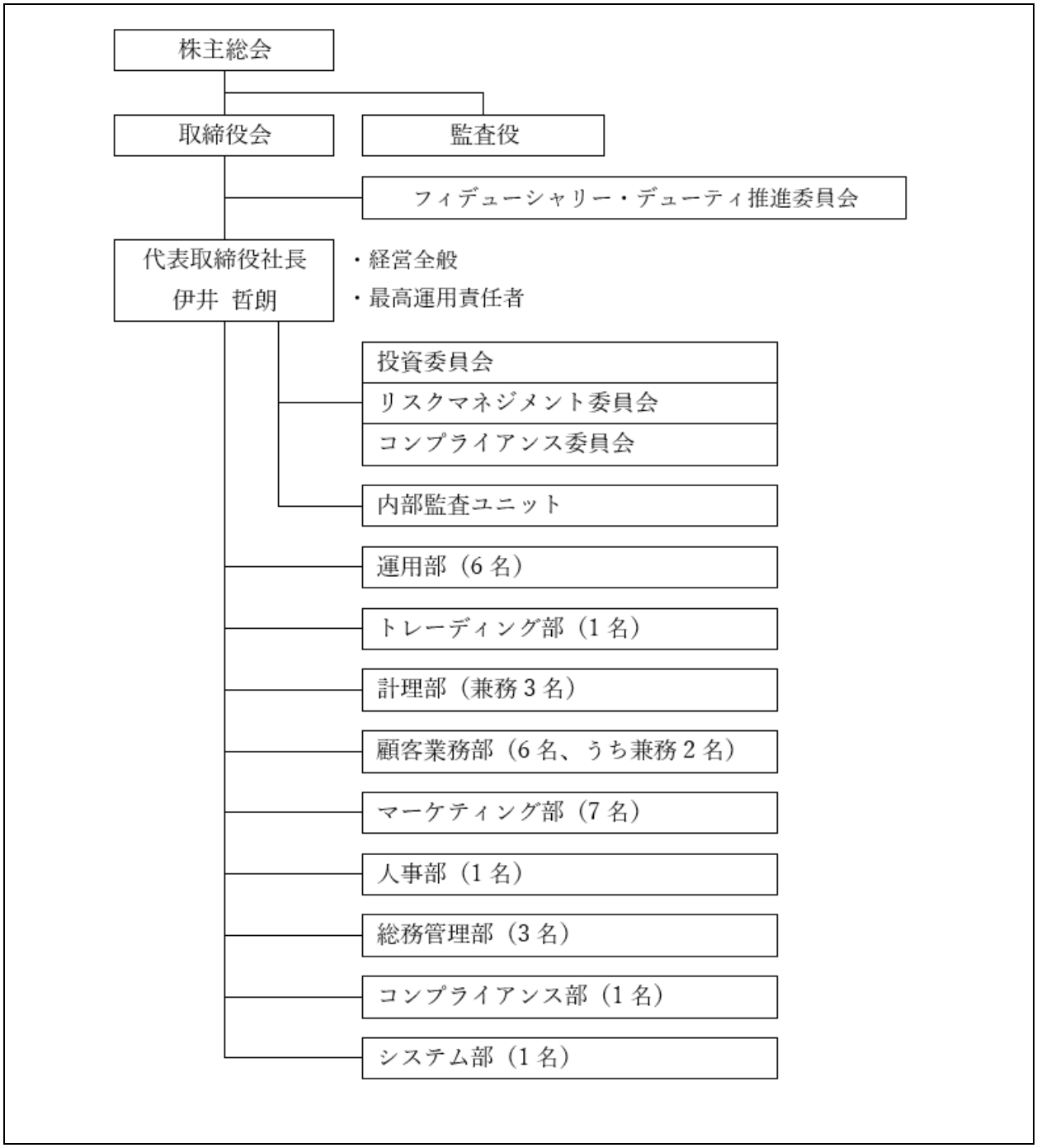
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　４名、平均経験年数　８年　６ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　３名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
フィデューシャリー・デューティ推進委員会
代表取締役社長
伊井 哲朗
・経営全般
・最高運用責任者
投資委員会
リスクマネジメント委員会
コンプライアンス委員会
内部監査ユニット
運用部（6 名）
トレーディング部（1 名）
計理部（兼務 3 名）
顧客業務部（6 名、うち兼務 2 名）
マーケティング部（7 名）
人事部（1 名）
総務管理部（3 名）
コンプライアンス部（1 名）
システム部（1 名）

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | コモンズ投信株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 12 月 3 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 大和証券 | 58.6 ％ | 一任業務の開始日 |
| | 野村証券 | 41.4 ％ | 2025 年 12 月 3 日 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　さわかみ投信株式会社

所在地　〒 102-0082　東京都千代田区一番町29-2

電話　03-5226-7791　ファックス　03-5226-7966

HPアドレス　https://www.sawakami.co.jp

代表者　代表取締役社長　　澤上　龍

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第328号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-00664

業務開始年月　平成８年８月２日　資本金　3.2億円

作成部署　管理部 投信計理グループ　電話　050-3819-6017

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人 | Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd. | 43 Thai CC Tower, 12th Fl., Room A120 -A121, South Sathorn Rd., Yannawa Sub-District, Sathorn District, Bangkok |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社さわかみホールディングス | 100.0% |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | － | 4,059 | 1,830 | 1,127 | 6,097 |
| 2025年３月期 | － | 3,945 | 1,633 | 921 | 5,546 |
| 2024年３月期 | － | 3,540 | 1,667 | 1,095 | 5,183 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　85　名

②運用業務従事者数　14　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　5　年　7　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

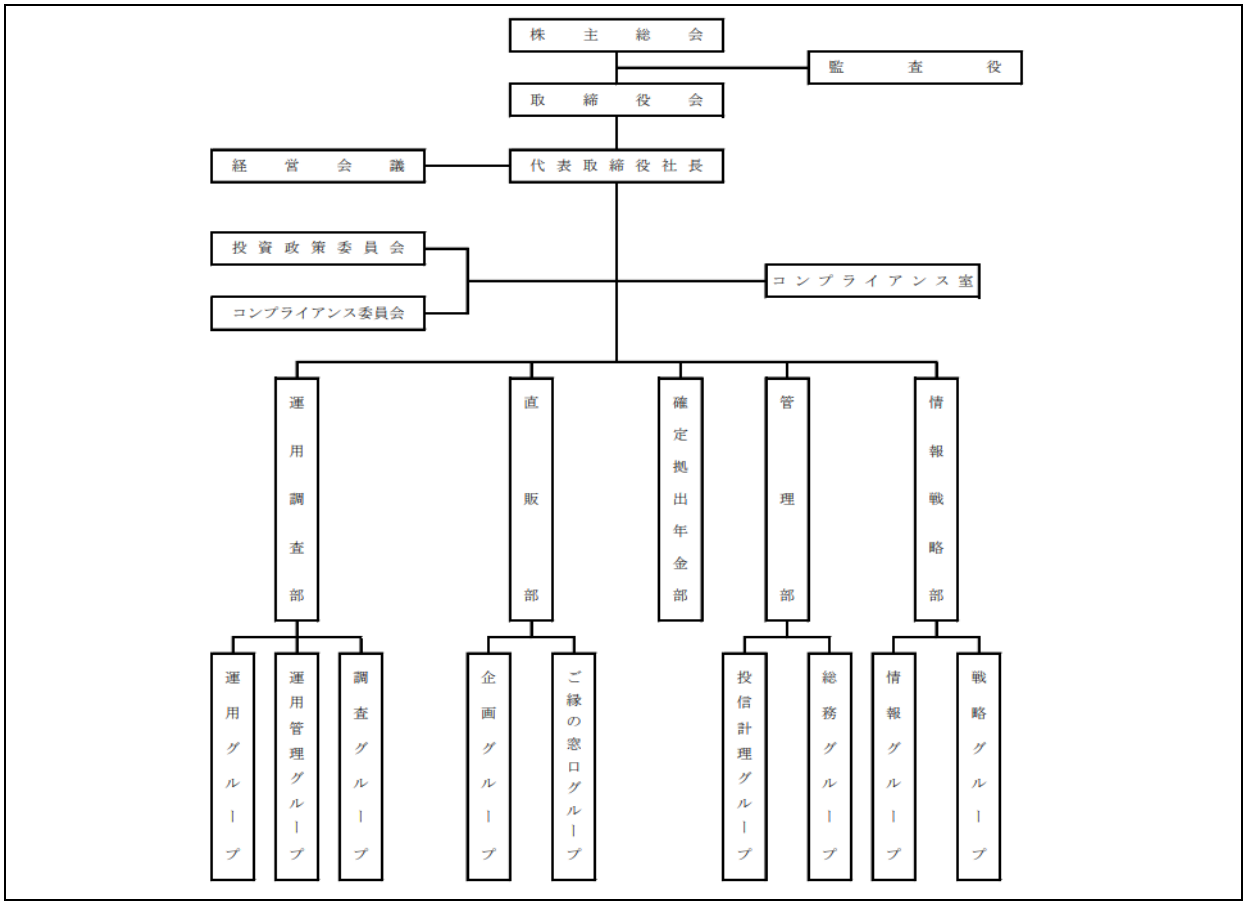
投資顧問・投信部門兼任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

内 調査スタッフ数　11　名、平均経験年数　7　年　5　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　8　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

〈組織図〉




## ６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025年４月１日～2026年３月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　GIキャピタル・マネジメント株式会社

所在地　〒 102-0083 東京都千代田区麹町一丁目7番 相互半蔵門ビル3階

電話　03（6256）9500　　ファックス　03（6256）9510

HPアドレス　http://www.gicamltd.com/ja/

代表者　代表取締役　　リー・チャン・ホ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第27号　　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02616

業務開始年月　平成25年5月7日　　資本金　6,500万円

作成部署　業務コンプライアンス部　　電　話　03（6256）9500

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 主な営業所 | 本店 | 東京都千代田区麹町一丁目7番 相互半蔵門ビル3階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ＧＩキャピタル・ホールディングス株式会社 | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 693 | 967 | 136 | 57 | 763 |
| 2025年3月期 | 461 | 513 | 30 | 22 | 705 |
| 2024年3月期 | 245 | 664 | 38 | 36 | 682 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　6　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　20　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　4　名、平均経験年数　20　年　6　ヵ月

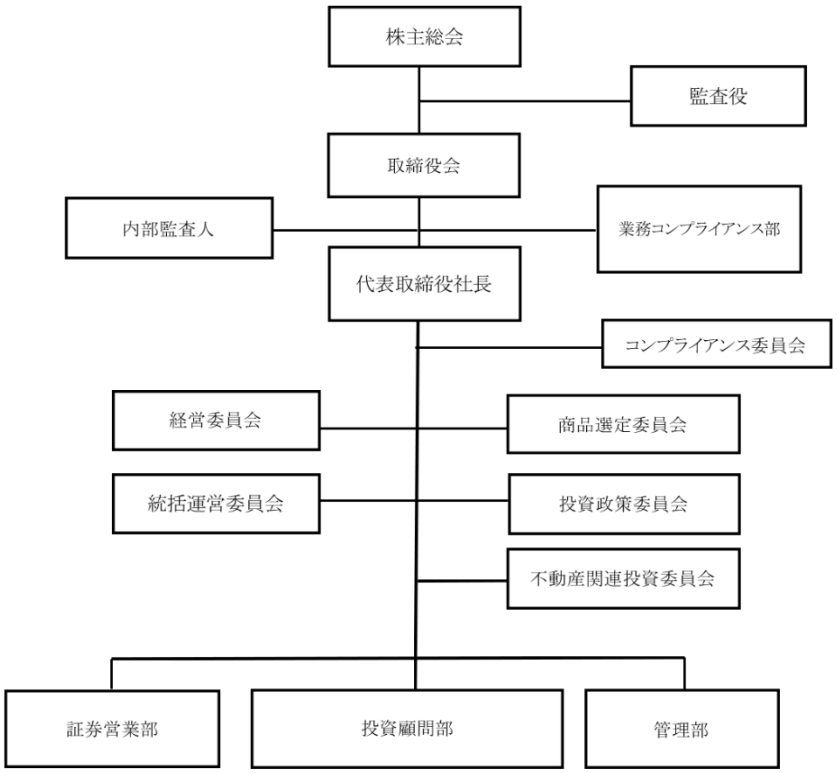
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
内部監査人
業務コンプライアンス部
代表取締役社長
コンプライアンス委員会
経営委員会
商品選定委員会
統括運営委員会
投資政策委員会
不動産関連投資委員会
証券営業部
投資顧問部
管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | GI キャピタル・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社GCIアセット・マネジメント

所在地　〒　100-0004　東京都千代田区大手町２-６-４

電話　03-6665-6950　ファックス　03-6665-6951

HPアドレス　https://www.gci.jp

代表者　代表取締役CEO兼社長　山内　英貴

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第436号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-00963

業務開始年月　平成12年４月13日　資本金　１億円（資本準備金を含まない）

作成部署　リーガル&コンプライアンス・グループ　電話　03-6665-6950

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人等 | Caygan Capital Pte. Ltd. | シンガポール |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社GCIキャピタル | 100.00% |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 186 | 900 | 185 | 154 | 1,028 |
| 2024年12月期 | 216 | 1,229 | 154 | 154 | 952 |
| 2023年12月期 | 187 | 1,545 | 39 | △76 | 835 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　37　名

②運用業務従事者数　15　名

内 ファンド・マネージャー数　10　名、平均経験年数　21　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

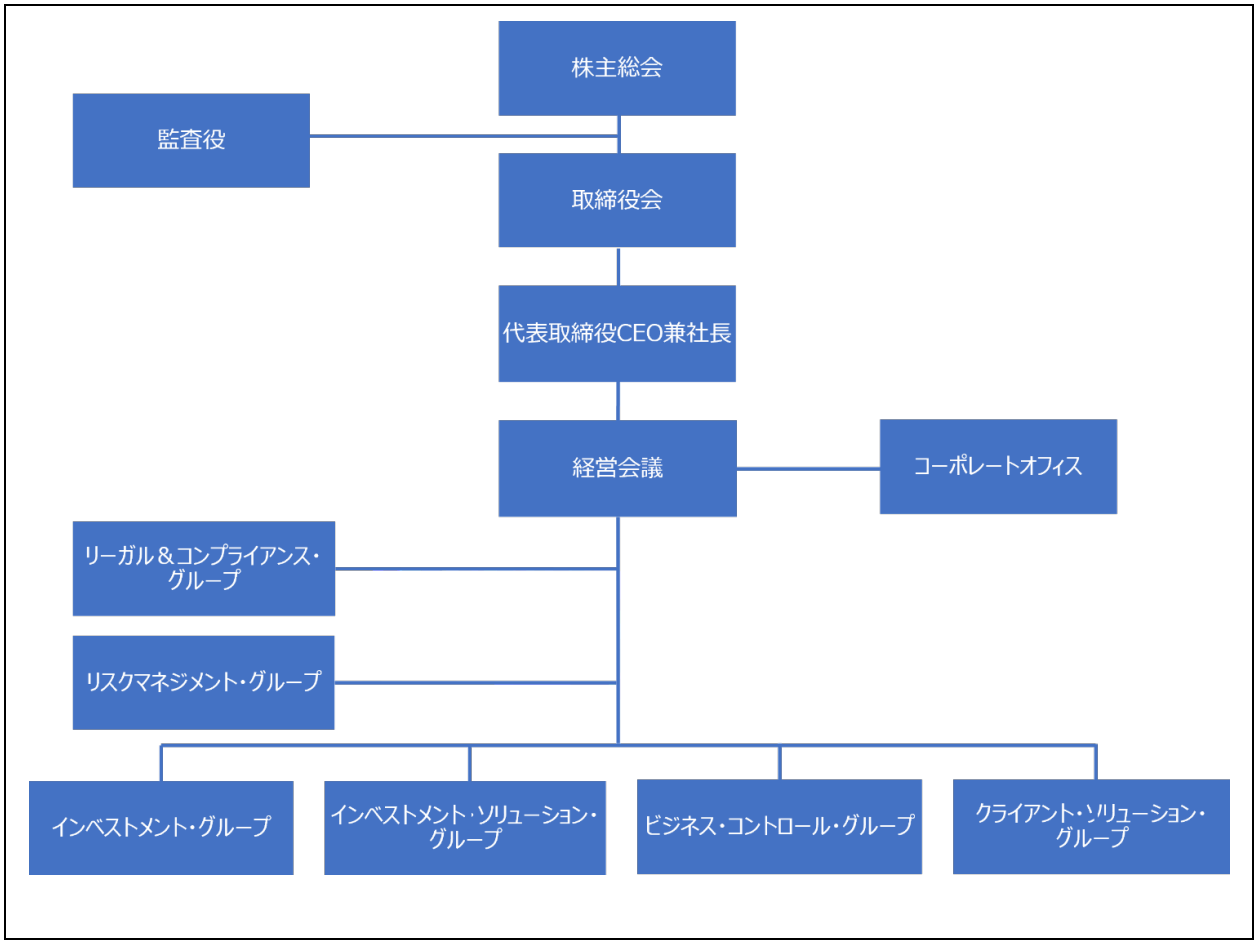
投資顧問・投信部門兼任者　10　名、平均経験年数　21　年　4　ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　11　年　3　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　10　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役CEO兼社長
経営会議
コーポレートオフィス
リーガル＆コンプライアンス・グループ
リスクマネジメント・グループ
インベストメント・グループ
インベストメント・ソリューション・グループ
ビジネス・コントロール・グループ
クライアント・ソリューション・グループ

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　株式会社 GCI アセット・マネジメント

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Goldman Sachs International | 43.3　％ | |
| | ナットウエスト・マーケッツ・ピーエルシー | 23.3　％ | |
| | ゴールドマン・サックス証券 | 18.1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＧＣＭアセットマネジメント株式会社

所在地　〒103-0014　東京都中央区日本橋蛎殻町2-11-3　日本橋水天宮ビル３階

電話　03-6263-0131　ファックス　03-6268-8400

ＨＰアドレス　https://gcm-am.com/company/

代表者　代表取締役社長　　石山　智志

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第1648号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02055

業務開始年月　平成20年3月　資本金　１億円

作成部署　コンプライアンス・リスク管理室　電　話　03-6263-0131

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 兄弟法人 | GCM S1証券(株) | 東京都千代田区紀尾井町4-1　ホテルニューオータニ・ガーデンタワービジネスコート10階3007号室 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ＧＣＭホールディングス(株) | 100.00% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 0 | 42 | －6 | 94 | 274 |
| 2025年3月期 | 0 | 16 | -54 | -79 | 180 |
| 2024年3月期 | 0 | 10 | -93 | -28 | 260 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　5　年　0　月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

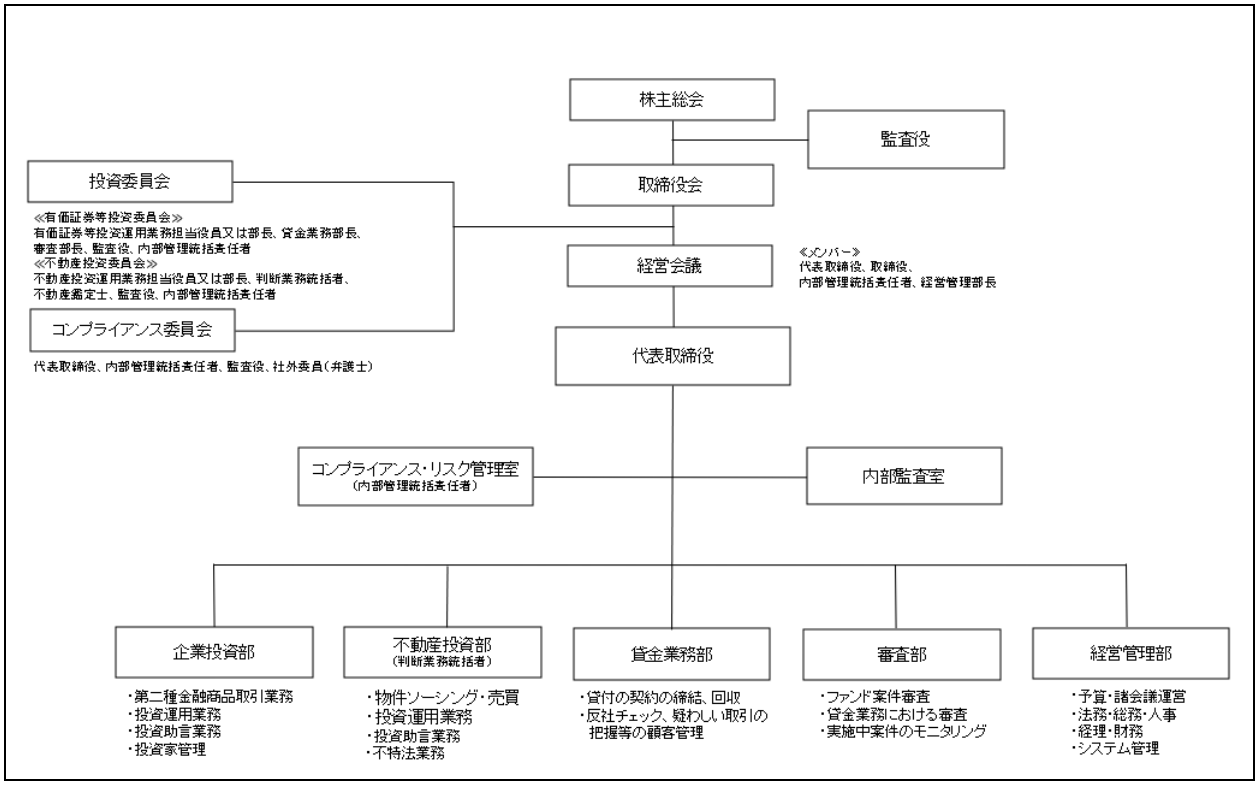
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
投資委員会
≪有価証券等投資委員会≫
有価証券等投資運用業務担当役員又は部長、貸金業務部長、
審査部長、監査役、内部管理統括責任者
≪不動産投資委員会≫
不動産投資運用業務担当役員又は部長、判断業務統括者、
不動産鑑定士、監査役、内部管理統括責任者
コンプライアンス委員会
代表取締役、内部管理統括責任者、監査役、社外委員（弁護士）
取締役会
経営会議
≪メンバー≫
代表取締役、取締役、
内部管理統括責任者、経営管理部長
代表取締役
コンプライアンス・リスク管理室
（内部管理統括責任者）
内部監査室
企業投資部
・第二種金融商品取引業務
・投資運用業務
・投資助言業務
・投資家管理
不動産投資部
（判断業務統括者）
・物件ソーシング・売買
・投資運用業務
・投資助言業務
・不特法業務
貸金業務部
・貸付の契約の締結、回収
・反社チェック、疑わしい取引の
把握等の顧客管理
審査部
・ファンド案件審査
・貸金業務における審査
・実施中案件のモニタリング
経営管理部
・予算・諸会議運営
・法務・総務・人事
・経理・財務
・システム管理

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | GCM アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 株式会社イクヨ | 100．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　GCMインベストメンツ株式会社

所在地　〒 106-0032　東京都港区六本木１－９－９　六本木ファーストビル

電話　03-5573-8110　ファックス　03-3586-3891

ＨＰアドレス

代表者　代表取締役社長　　駒田　智彦

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第68号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02073

業務開始年月　平成20年8月8日　資本金　4.125億円

作成部署　法務・コンプライアンス部　電　話　03-5573-8110

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①　．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当無し | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ジーシーエム・グロブナー・エルピー | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 68 | 1,350 | 573 | 400 | 1,426 |
| 2025年３月期 | 66 | 1,224 | 440 | 300 | 1,276 |
| 2024年３月期 | 65 | 1,078 | 406 | 281 | 1,226 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　６　名

②運用業務従事者数　２　名

内 ファンド・マネージャー数　１　名、平均経験年数　25　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

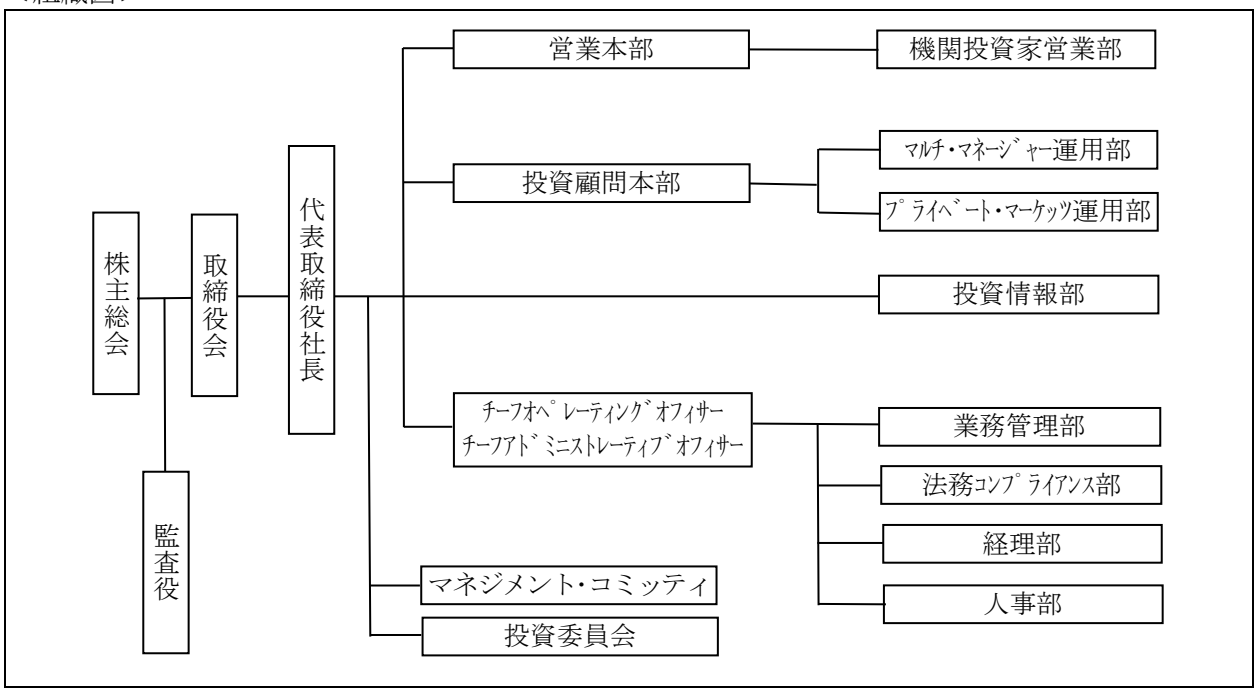
投資顧問・投信部門兼任者　－　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　１　名、平均経験年数　20　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　１　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　０　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
代表取締役社長
監査役
営業本部
機関投資家営業部
投資顧問本部
ﾏﾙﾁ・ﾏﾈｰｼﾞｬｰ運用部
ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄ・ﾏｰｹｯﾂ運用部
投資情報部
ﾁｰﾌｵﾍﾟﾚｰﾃｨﾝｸﾞｵﾌｨｻｰ
ﾁｰﾌｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰﾃｨﾌﾞｵﾌｨｻｰ
業務管理部
法務ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部
経理部
人事部
マネジメント・コミッティ
投資委員会

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | GCM インベストメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | －.　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | －.　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | －.　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | －.　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　GVCアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 103-0015　東京都中央区日本橋箱崎町２１番１号　藤岡ビル３階

電話　03-6661-7621　ファックス　03-6661-7622

HPアドレス

代表者　代表取締役社長　寺本　義雄

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2666号　登録年月日　平成２４年１０月１９日

協会会員番号　０１２－０２６００

業務開始年月　平成２４年１１月３０日　資本金　９，３００万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6661-7621

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 寺本　義雄 | 64.3% |
| 吉村　昇 | 19.9% |
| 中野　淳文 | 15.8% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 0 | 15 | -26 | -27 | 11 |
| 2024年12月期 | 0 | 9 | -32 | -32 | 20 |
| 2023年12月期 | 2 | 6 | -17 | -18 | 53 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　6　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　36　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

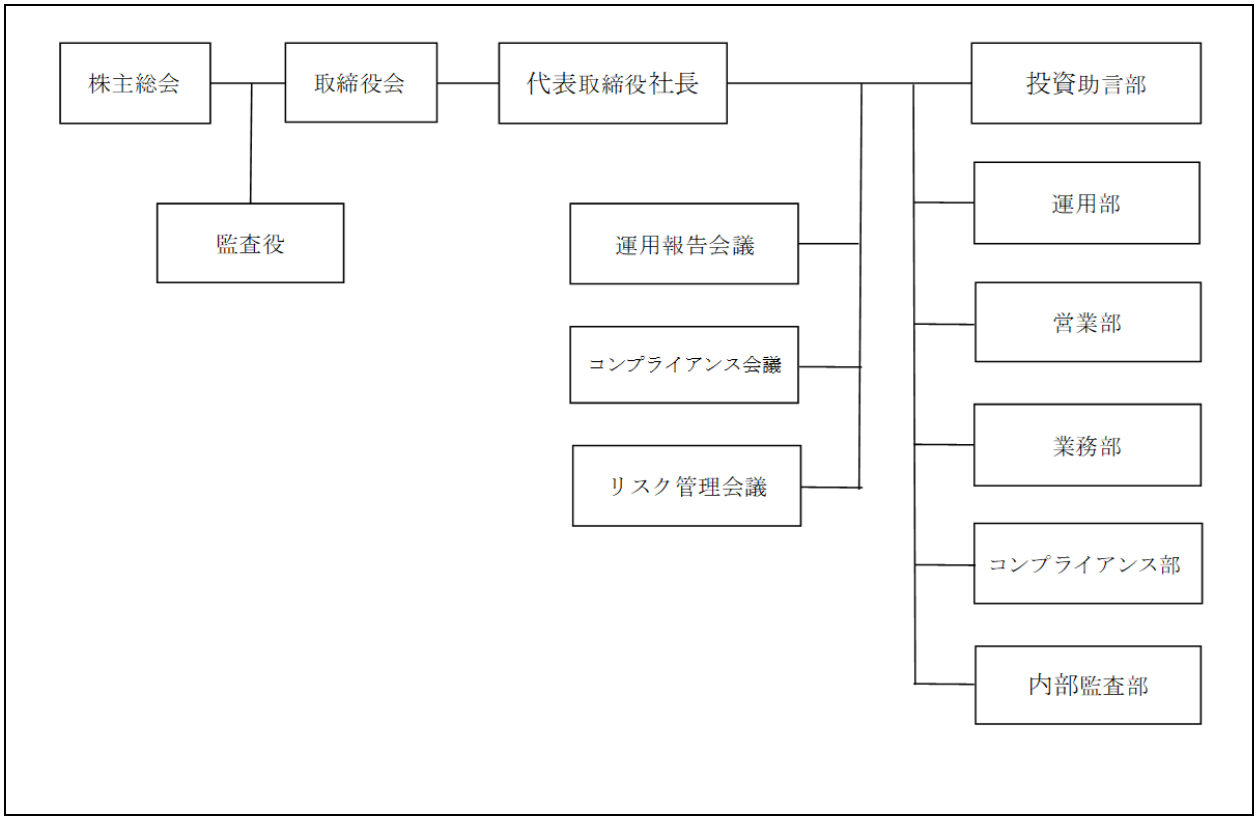
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　3　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
代表取締役社長
投資助言部
監査役
運用報告会議
運用部
コンプライアンス会議
営業部
リスク管理会議
業務部
コンプライアンス部
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | GVC アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ０．０　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ０．０　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ＳＭＢＣ日興証券 | １００．０　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ０．０　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社ジェイ・ウィル・アセットマネジメント

所在地　〒　100-0006　東京都千代田区有楽町一丁目７番１号　有楽町電気ビルヂング北館18階

電話　03-6266-5220　ファックス　03-6266-5801

HPアドレス

代表者　代表取締役社長　矢野　孝明

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第444号　登録年月日　2007年９月30日

協会会員番号　011-00975

業務開始年月　2000年４月18日　資本金　９千万円

作成部署　コンプライアンス部門　電　話　03-6266-5220

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人等 | 株式会社せとうち観光パートナーズ | 広島県広島市中区基町１０－３ |
| 子法人等 | 株式会社ジェイ・シグマ | 東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号 |
| 子法人等 | 株式会社ジェイ・エフ・パートナーズ | 東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 1,524 | 3,493 | 1,686 | 1,078 | 1,728 |
| 2025年3月期 | 862 | 2,324 | 542 | 338 | 1,149 |
| 2024年3月期 | 650 | 1,685 | 132 | 130 | 1,360 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　75　名

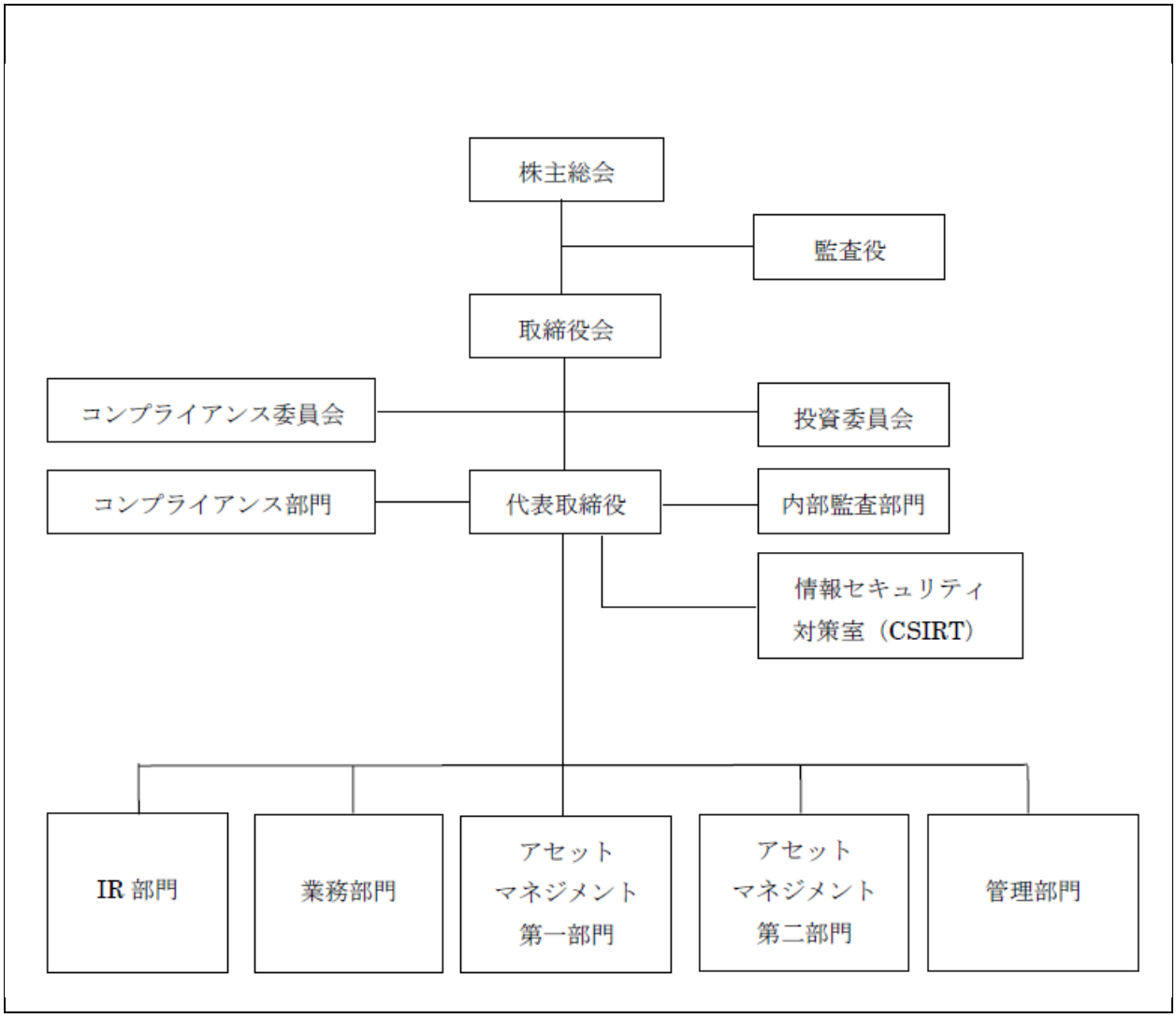
②運用業務従事者数　36　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　15　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　6　名、平均経験年数　15　年　2　ヵ月
内 調査スタッフ数　17　名、平均経験年数　1　年　5　ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　9　名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞2026年7月1日時点



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社ジェイ・ウィル・アセットマネジメント |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | A 社 | 100．00% | 相手方の商号については、守秘義務等により非開示といたします。 |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　J-STARアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 100-0006　東京都千代田区有楽町一丁目13番2号　第一生命日比谷ファースト18階

電話　03-6665-9361　ファックス　03-6269-9710

ＨＰアドレス

代表者　代表取締役社長　原田健一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3451号　登録年月日　令和７年１月29日

協会会員番号　０１２－０３０９５

業務開始年月　令和７年4月　資本金　50百万円

作成部署　内部管理部　電　話　03-6269-9711

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| J-STAR株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年9月期 | 0 | 102 | 22 | 16 | 84 |
| 2024年9月期 | 0 | 0 | ▲ 1 | ▲ 1 | 68 |
| 2023年9月期 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　23　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

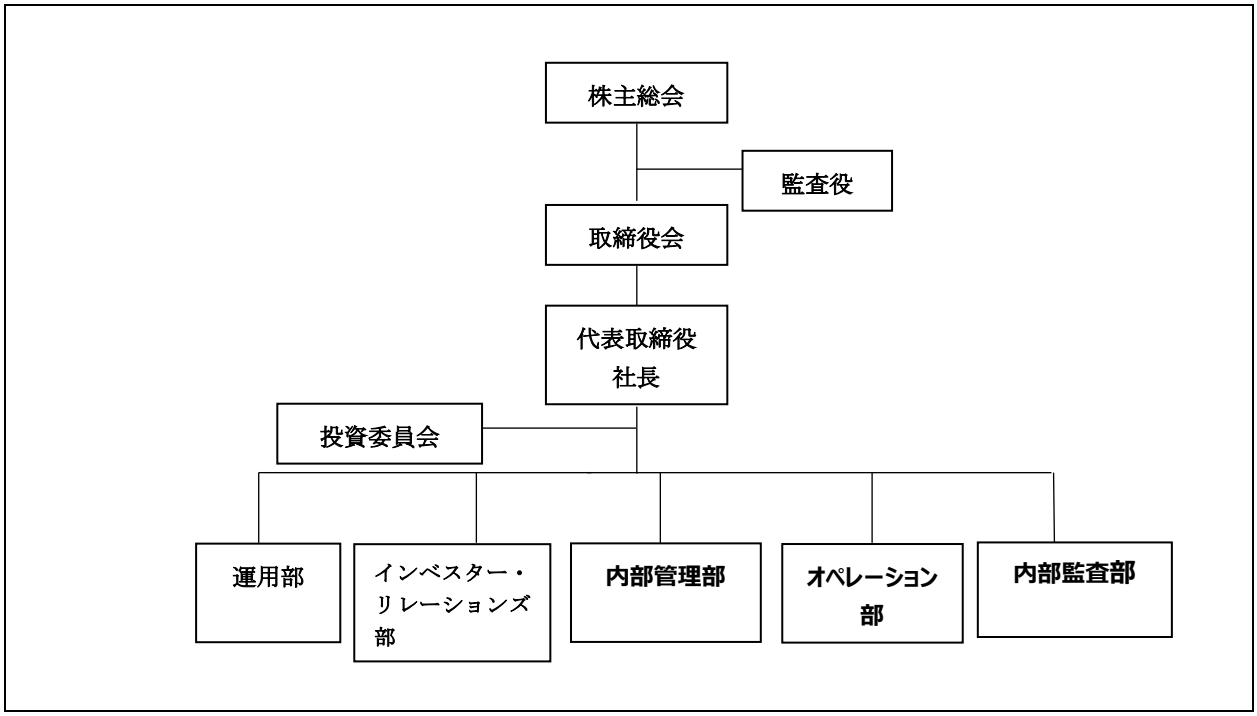
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
社長
投資委員会
運用部
インベスター・
リレーションズ
部
内部管理部
オペレーション
部
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名　J-STAR アセットマネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　令和　７年　４月　１日～　令和　７年　９月　３０日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0．0% | |
| | | 0．0% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | 0．　0% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0．0% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社JBIC IG Partners |
|---|---|

所在地　〒 100-8144

電話　03-5224-6870　　ファックス　03-3201-1630

HPアドレス　http://www.jbicig.com

代表者　小杉　俊行

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3004号　登録年月日　2017年8月1日

協会会員番号　012-02795

業務開始年月　2017年8月　　資本金　2.5億円

作成部署　業務管理部　　電　話　03-5224-6870

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子会社 | JB Nordic Ventures Oy | Tikkurilantie 55, 01300 Vantaa, Finland |
| 子会社 | JB Nordic General Partner S.à.r.l. | 8, rue Lou Hemmer, L-1748 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg |
| 子会社 | NORDICNINJA VC LIMITED | Arquen House 4-6 Spicer Street, St. Albans, England, AL3 4PQ |
| 子会社 | NordicNinja Fund II General Partner S.à.r.l | 8, rue Lou Hemmer, L-1748 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ㈱国際協力銀行 | 51% |
| ㈱IGPIグループ | 49% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 0 | 402 | 231 | 108 | 953 |
| 2025年3月期 | 0 | 664 | 476 | 315 | 841 |
| 2024年3月期 | 0 | 240 | 19 | ▲52 | 526 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　20　名

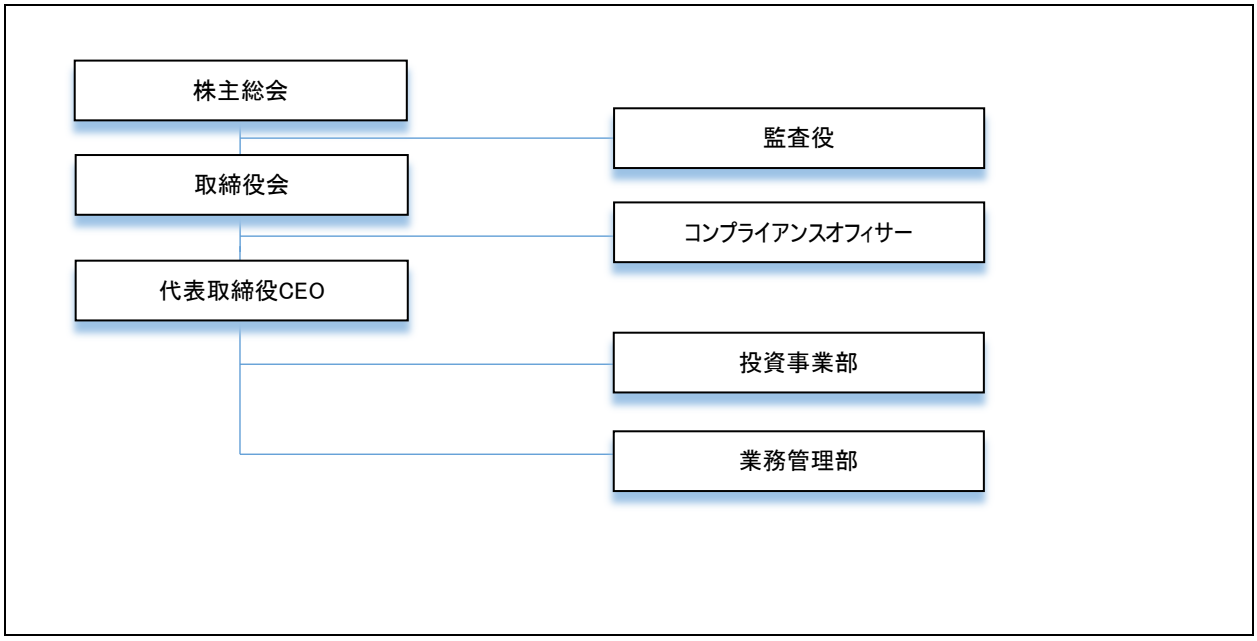
②運用業務従事者数　0　名

内 ファンド・マネージャー数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月
内 調査スタッフ数＿＿0＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿＿0＿＿名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿0＿＿名

＜組織図＞（案１）



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社 JBIC IG Partners |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　該当なし

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-6432 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング

電話　03-6736-2000　ファックス

HPアドレス　https://am.jpmorgan.com/jp/ja/asset-management/per/

代表者　代表取締役社長　　小松　薫夜

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第330号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　010-00105

業務開始年月　平成７年11月１日（注）　資本金　22億18百万円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-6736-1796

（注）当社の前身である旧ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社の業務開始日は昭和60年２月７日です。

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権<br>保有比率 |
|---|---|
| JPモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク<br>＊英文名　JPMorgan Asset Management (Asia) Inc. | 100% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 13,804 | 30,448 | 6,508 | 4,285 | 23,442 |
| 2025年３月期 | 12,958 | 27,685 | 6,334 | 4,235 | 18,278 |
| 2024年３月期 | 10,370 | 23,892 | 4,679 | 3,143 | 16,742 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　198　名

②運用業務従事者数　50　名

内 ファンド・マネージャー数　18　名、平均経験年数　14　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

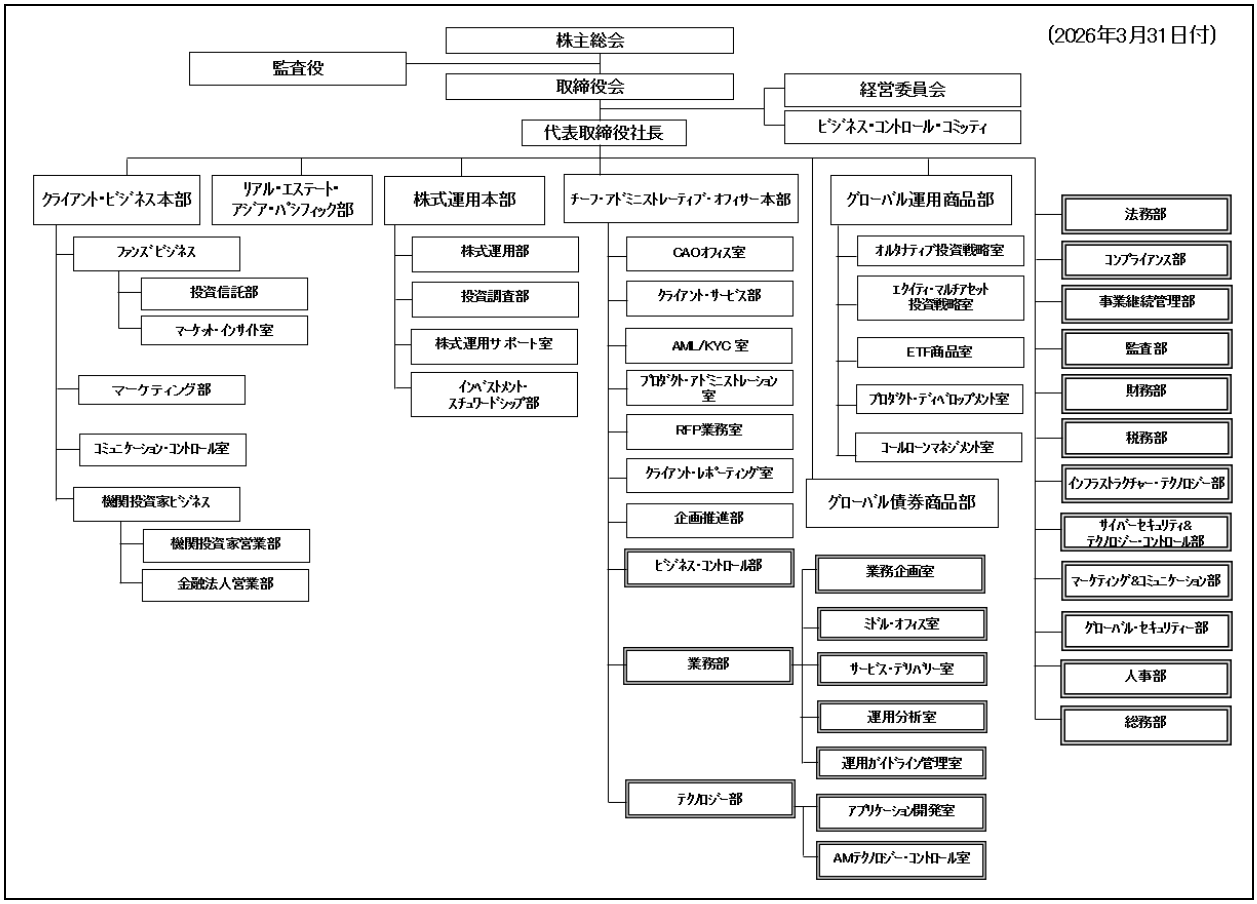
投資顧問・投信部門兼任者　9　名、平均経験年数　14　年　9　ヵ月

内 調査スタッフ数　32　名、平均経験年数　16　年　5　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　41　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　17　名

＜組織図＞


(2026年3月31日付)
株主総会
監査役
取締役会
経営委員会
ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ｺﾐｯﾃｨ
代表取締役社長
ｸﾗｲｱﾝﾄ・ﾋﾞｼﾞﾈｽ本部
ﾌｧﾝｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽ
投資信託部
ﾏｰｹｵ・ｲﾝｻｲﾄ室
ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ部
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ・ｺﾝﾄﾛｰﾙ室
機関投資家ﾋﾞｼﾞﾈｽ
機関投資家営業部
金融法人営業部
リアル・エステート・アジア・パシフィック部
株式運用本部
株式運用部
投資調査部
株式運用サポート室
インベストメント・スチュワードシップ部
ﾁｰﾌ・ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰﾃｨﾌﾞ・ｵﾌｨｻｰ本部
CAOオフィス室
ｸﾗｲｱﾝﾄ・ｻｰﾋﾞｽ部
AML/KYC 室
ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄ・ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ室
RFP業務室
ｸﾗｲｱﾝﾄ・ﾚﾎﾟｰﾃｨﾝｸﾞ室
企画推進部
ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｺﾝﾄﾛｰﾙ部
業務企画室
ﾐﾄﾞﾙ・ｵﾌｨｽ室
業務部
ｻｰﾋﾞｽ・ﾃﾞﾘﾊﾘｰ室
運用分析室
運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ管理室
ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ部
ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ開発室
AMﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ｺﾝﾄﾛｰﾙ室
グローバル運用商品部
ｵﾙﾀﾅﾃｨﾌﾞ投資戦略室
ｴｸｲﾃｨ・ﾏﾙﾁｱｾｯﾄ投資戦略室
ETF商品室
ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄ・ﾃﾞｨﾍﾞﾛｯﾌﾟﾒﾝﾄ室
ｺｰﾙﾛｰﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ室
グローバル債券商品部
法務部
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部
事業継続管理部
監査部
財務部
税務部
ｲﾝﾌﾗｽﾄﾗｸﾁｬｰ・ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ部
ｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ&ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ｺﾝﾄﾛｰﾙ部
ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ&ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ部
ｸﾛｰﾊﾞﾙ・ｾｷｭﾘﾃｨｰ部
人事部
総務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | JP モルガン証券 | 0．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Goldman Sachs International, London | 23．4　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | JPMorgan Asset Management (Europe) S.a r.l. | 0．1　％ | |
| | J.P. Morgan Investment Management Inc. | 0．1　％ | |
| | J.P. Morgan SE - Luxembourg Branch | 0．0　％ | |
| | J.P. MORGAN SECURITIES PLC | 0．0　％ | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算さ

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社　事業承継機構 |
|---|---|

所在地　〒 102-0083 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町E.C.Kビル５階

電話　03-6261-4560　　ファックス

HPアドレス　https://jigyosyokei.co.jp

代表者　代表取締役　吉川　明

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）3276　　登録年月日　2021年8月11日

協会会員番号　012-03061

業務開始年月　2018年11月6日　　資本金　１億円

作成部署　コンプライアンス部　　電　話　070-1415-2345

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Yamato Capital Partners（株） | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年　月期 | 0 | 548 | 274 | 210 | 346 |
| 24年9月期 | 0 | 289 | 79 | 51 | 245 |
| 23年9月期 | 0 | 160 | 12 | 11 | 194 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　51　名

②運用業務従事者数　11　名

内 ファンド・マネージャー数　10　名、平均経験年数　5　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　10　名、平均経験年数　8　年　　ヵ月

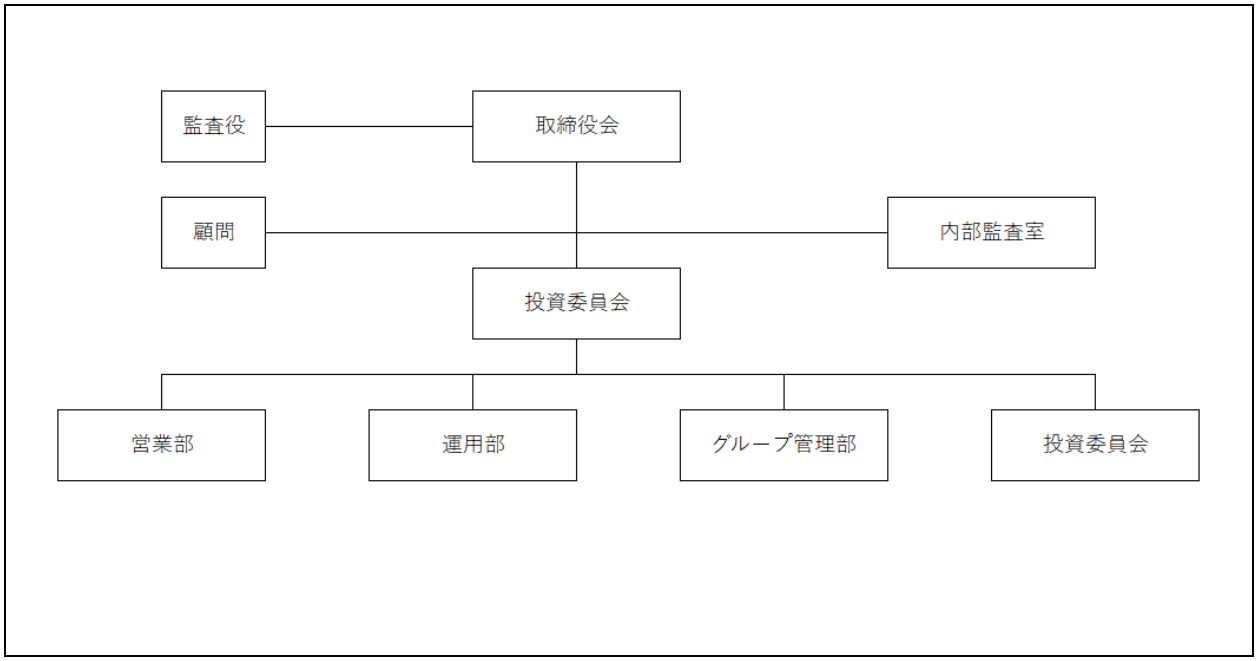
投資顧問・投信部門兼任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　5　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社　事業承継機構 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社シナジーキャピトルマネージメント

所在地　〒 151-0064　東京都渋谷区上原二丁目１７番２号 Acht inseln 201

電話　03-6804-9791　ファックス　03-6804-9792

HPアドレス　https://www.synergycapital-m.com/ja

代表者　代表取締役　小山 哲夫

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2367号　登録年月日　2010年 1 月 5 日

協会会員番号　012-02743

業務開始年月　2010年 4 月 5 日　資本金　5,000万円

作成部署　法務･コンプライアンス部　電　話　03-6804-9791

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | (2). 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | (1). 法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | (2) 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 東京営業所 | 東京都渋谷区上原三丁目４３番１号 東高代々木上原ペアシティアネックス 003 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ㈱シナジーキャピトルマネージメント・ホールディングス | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年7月期 | 11 | 56 | △72 | △72 | 56 |
| 2024年7月期 | 4 | 246 | △10 | △11 | 125 |
| 2023年7月期 | 1 | 241 | 31 | 23 | 136 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　1.5　名、平均経験年数　7　年　10　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

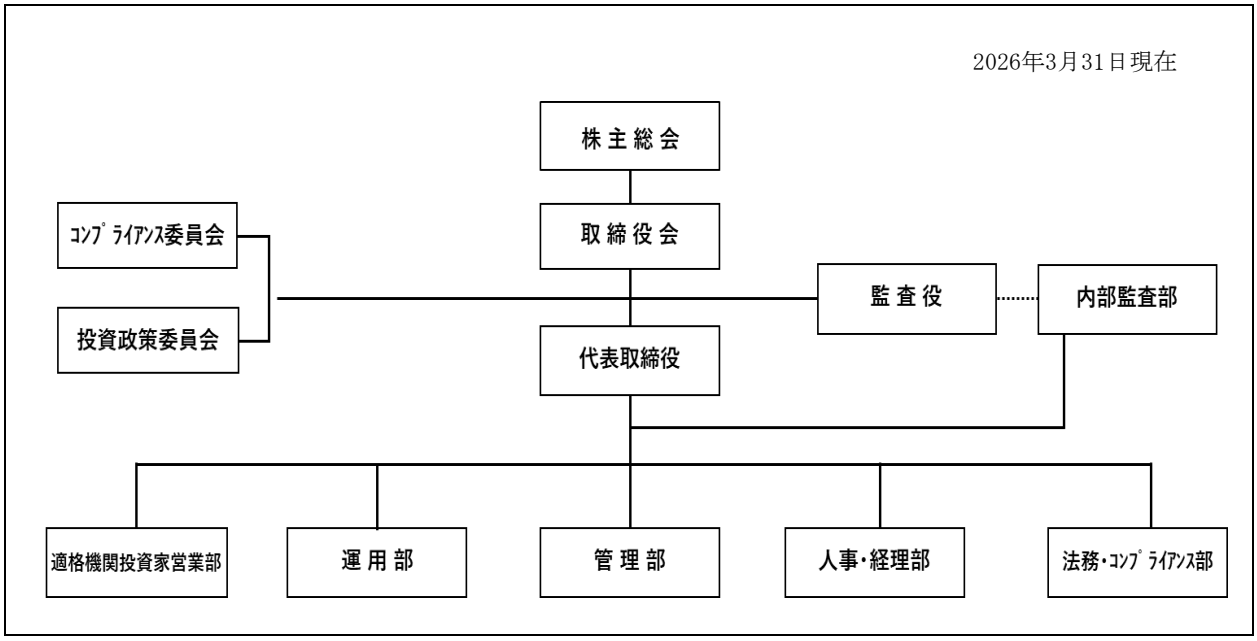
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1.5　名、平均経験年数　　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


2026年3月31日現在
株主総会
取締役会
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員会
投資政策委員会
監査役
内部監査部
代表取締役
適格機関投資家営業部
運用部
管理部
人事・経理部
法務・ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社シナジーキャピトルマネージメント |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | A 社 | 98．3　％ | 守秘義務契約の定めにより非開示。 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

電話　(03)5219-8000　ファックス　(03)5219-8001

HPアドレス　https://www.janushenderson.com/jpii

代表者　代表取締役社長　谷本　智康

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第57号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第010-00124号

業務開始年月　平成12年9月26日　資本金　3.5億円

作成部署　コンプライアンス・リスク管理部　電話　03-5219-8000

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ジャナス・ヘンダーソン・ジャージー・ホールディングス・リミテッド | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 98 | 1,098 | 9 | -5 | 552 |
| 2024年12月期 | 115 | 1,129 | 30 | 24 | 558 |
| 2023年12月期 | 119 | 986 | -43 | -67 | 534 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　28　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　18　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

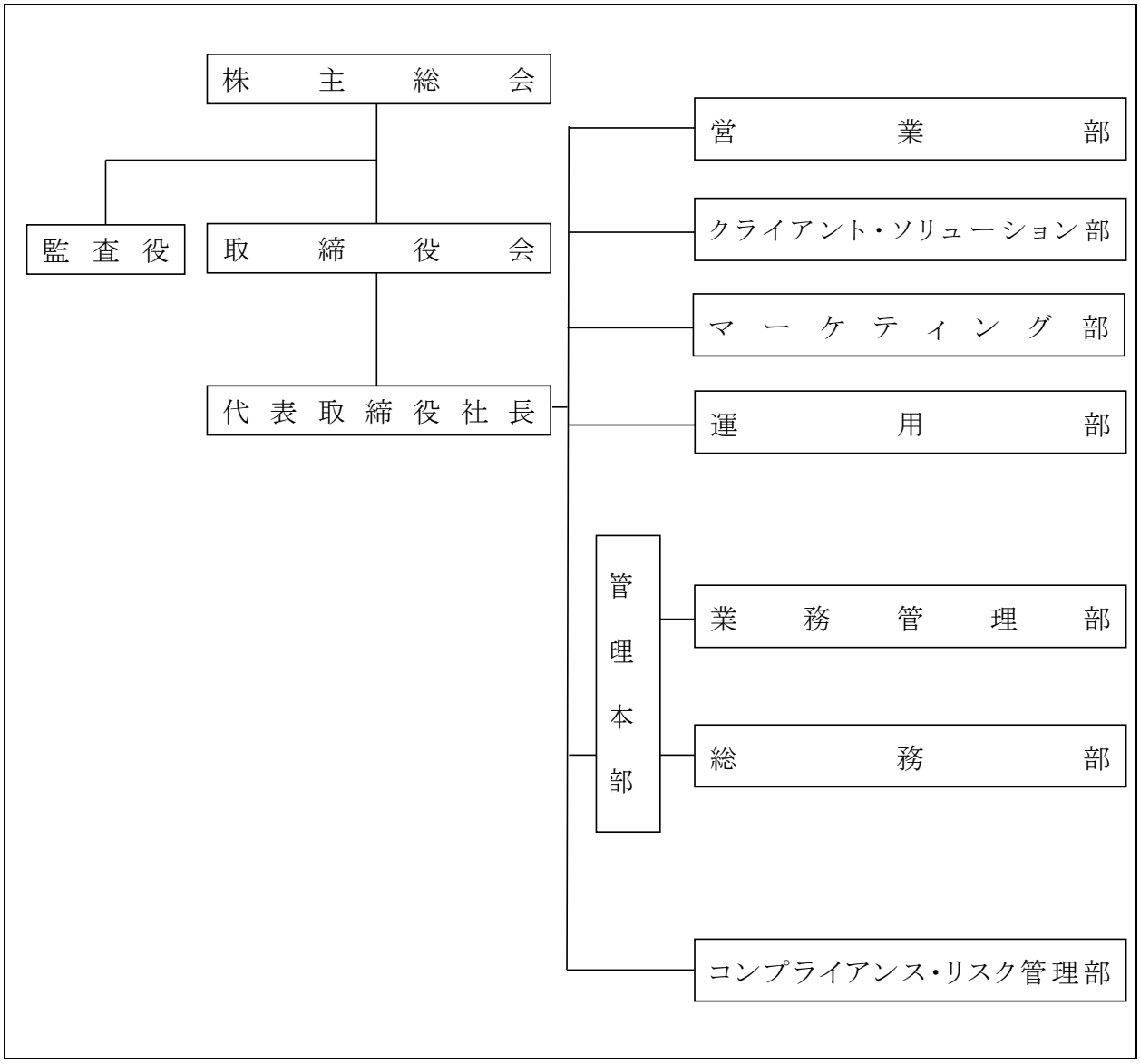
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　13　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　11　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　3　名

＜組織図＞


株　主　総　会
監　査　役
取　締　役　会
代　表　取　締　役　社　長
営　業　部
クライアント・ソリューション部
マ　ー　ケ　テ　ィ　ン　グ　部
運　用　部
管理本部
業　務　管　理　部
総　務　部
コンプライアンス・リスク管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　（Ａ４：縦長）

会社名　ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・ジャパン株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Virtu Financial | 10.02 ％ | |
| | | ％ | |
| | | ％ | |
| | | ％ | |
| | | ％ | |
| | | ％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レート

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＪＡＭＰファンド・マネジメント株式会社

所在地　〒 101-0054　東京都千代田区神田錦町三丁目１７番１　廣瀬ビル４階

電話　03-3527-2740　ファックス　03-6820-7025

ＨＰアドレス　https://www.jamplatform.com/jfm

代表者　代表取締役社長　大原啓一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3386号　登録年月日　2023年６月14日

協会会員番号　012-03070

業務開始年月　2023年７月　資本金　0.1億円

作成部署　管理部　電話　03-3527-2740

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | (1) 法第２条第８項第12号イに係る業務 | (2) 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | (3) 法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | (2) 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 日本資産運用基盤株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和8年2月期 | － | 164 | △100 | △106 | 184 |
| 令和7年2月期 | － | 49 | 5 | 5 | 100 |
| 令和6年2月期 | － | 20 | △7 | △7 | 86 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　24　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

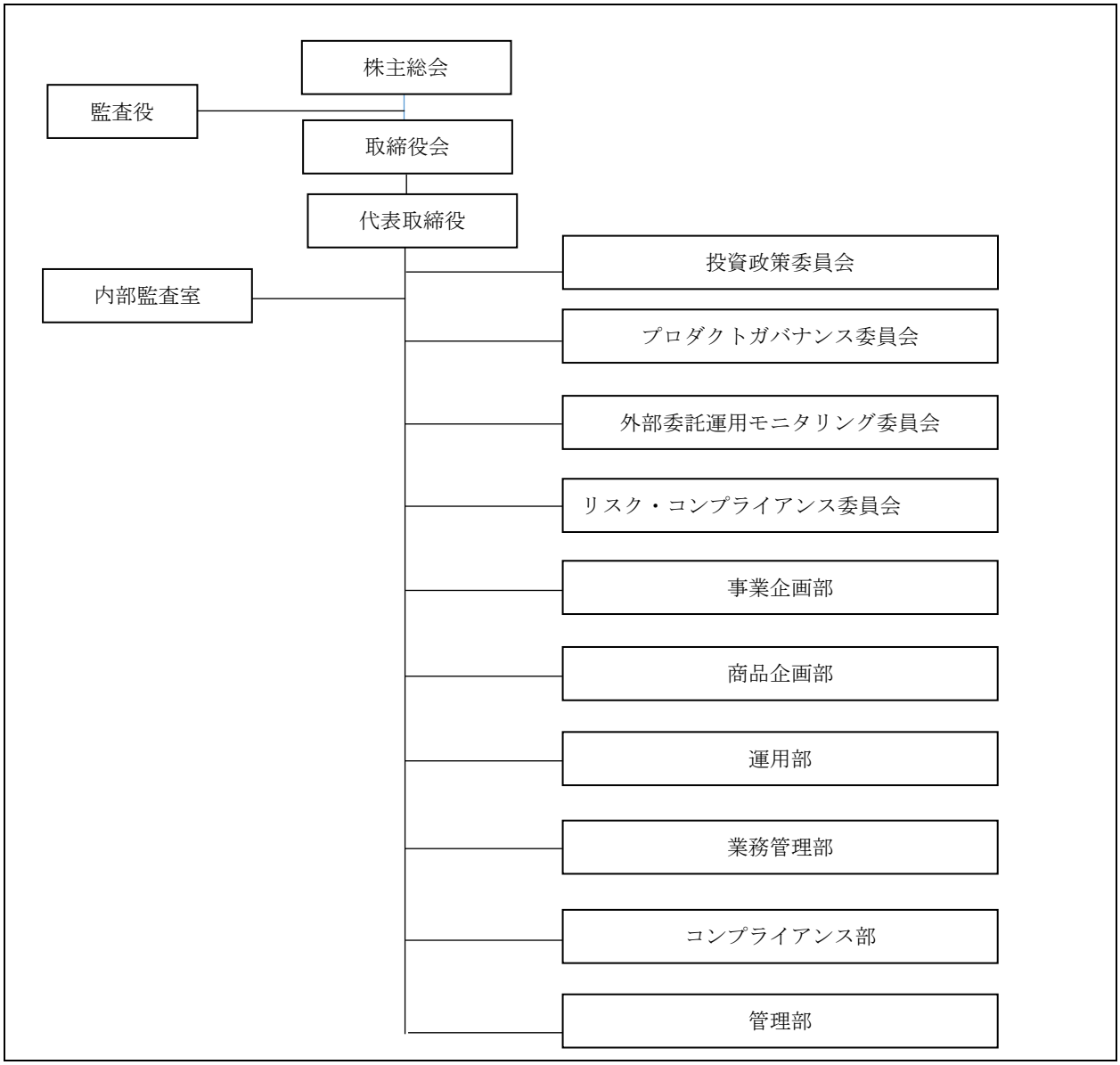
投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数24　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　4　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
内部監査室
投資政策委員会
プロダクトガバナンス委員会
外部委託運用モニタリング委員会
リスク・コンプライアンス委員会
事業企画部
商品企画部
運用部
業務管理部
コンプライアンス部
管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　JAMP ファンド・マネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | 0．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　シュバイツェル・インベストメント株式会社

所在地　〒 102-0093 東京千代田区平河町2-4-14 平河町KSビル4階

電話　03-6261-7509　ファックス

HPアドレス　https://www.schweitzer-investment.com/

代表者　髙津 稔

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3044号　登録年月日　平成30年3月8日

協会会員番号　012-02820

業務開始年月　平成30年5月14日　資本金　0.2億円

作成部署　管理部　電　話　03－6261-7509

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| （株）レッドマジック | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年7月期 | 361 | 361 | 185 | 185 | 417.5 |
| 2024年7月期 | 283 | 283 | 90 | 90 | 255.6 |
| 2023年7月期 | 187 | 187 | 37 | 37 | 171.9 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　9　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　14　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

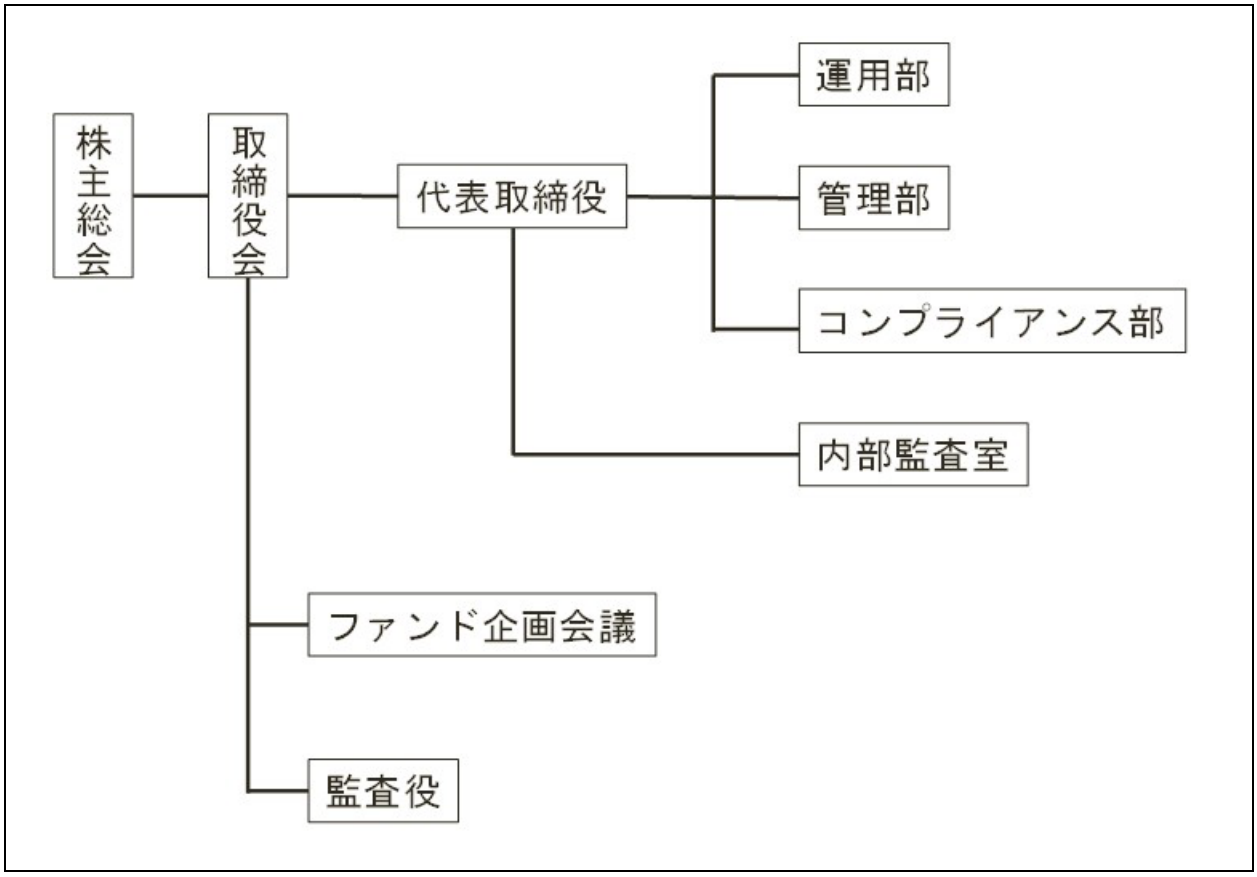
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | シュバイツェル・インベストメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 8 月 1 日～2026 年 7 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | % | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | % | |
| | | % | |
| | | % | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Goldman Sachs International | 33．79% | |
| | Morgan Stanley & Co. International plc | 31．28% | |
| | SMBC Nikko Securities (Hong Kong) Limited | 10．18% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Julius Baer Nomura Wealth Management Ltd.

所在地　〒 105-6026　東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー26階

電話　03-5473-1600　ファックス　03-5473-1601

ＨＰアドレス　www.jbnwm.com/

代表者　日本における代表者　　三國屋　広和、　和田　一登

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第875号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02046

業務開始年月　平成８年９月１日　資本金　570万スイスフラン

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-5473-1600

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ジュリアス・ベア・グループ | 60.00% |
| 野村ホールディングス株式会社 | 40.00% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 689 | 689 | 21 | 30 | 698 |
| 2024年12月期 | 552 | 552 | 67 | 72 | 638 |
| 2023年12月期 | 355 | 355 | △104 | △132 | 514 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　19　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　22　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

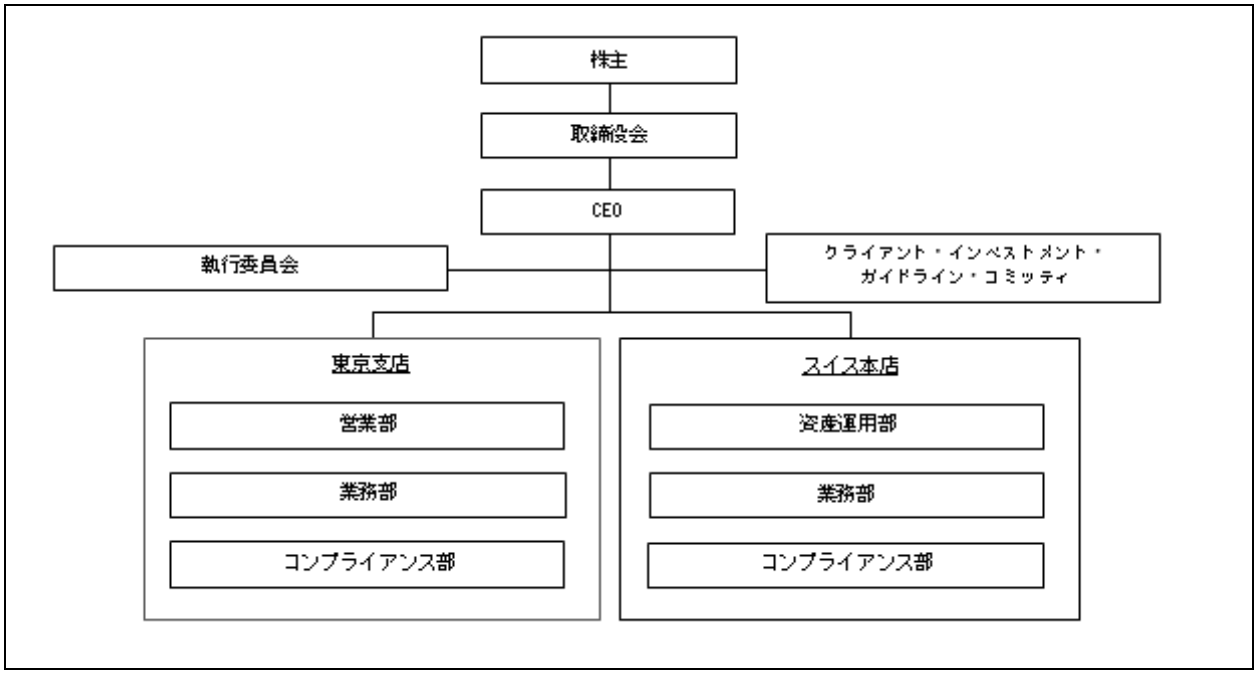
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主
取締役会
CEO
執行委員会
クライアント・インベストメント・
ガイドライン・コミッティ
東京支店
営業部
業務部
コンプライアンス部
スイス本店
資産運用部
業務部
コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | Julius Baer Nomura Wealth Management Ltd. |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | バンク　ジュリアス・ベア | 100．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | バンク　ジュリアス・ベア | 100．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-0004 東京都千代田区大手町二丁目６番４号

電話　03-5293-1500　ファックス　03-5293-1230

HPアドレス　https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/

代表者　取締役社長　南原　啓太

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第90号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　010-00082

業務開始年月　昭和61年１月１日　資本金　4.9億円

作成部署　電話

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 提携企業 | シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド | 1 London Wall Place, London, EC2Y 5AU, U.K. |
| 提携企業 | シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール) リミテッド | 138 Market Street #23-01 CapitaGreen, Singapore 048946 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 3,377 | 8,423 | 662 | 408 | 2,435 |
| 2024年12月期 | 3,653 | 8,859 | 873 | 588 | 2,840 |
| 2023年12月期 | 3,521 | 8,723 | 357 | 184 | 2,251 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　82　名

②運用業務従事者数　20　名

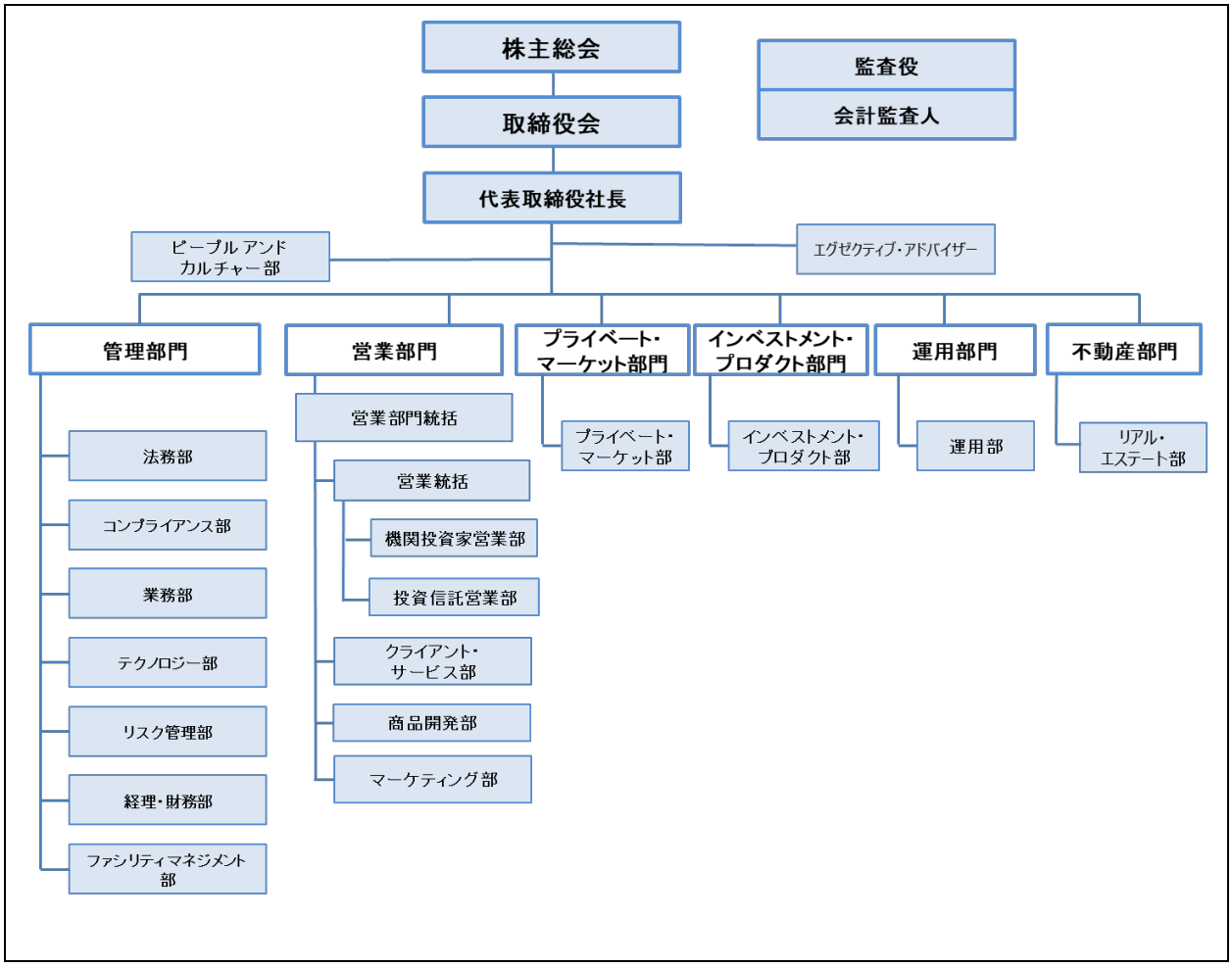
内 ファンド・マネージャー数　10　名、平均経験年数　23　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　10　名、平均経験年数　23　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　10　名、平均経験年数　22　年　1　ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　29　名
　ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　16　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
会計監査人
取締役会
代表取締役社長
ピープル アンド カルチャー部
エグゼクティブ・アドバイザー
管理部門
営業部門
プライベート・マーケット部門
インベストメント・プロダクト部門
運用部門
不動産部門
法務部
コンプライアンス部
業務部
テクノロジー部
リスク管理部
経理・財務部
ファシリティマネジメント部
営業部門統括
営業統括
機関投資家営業部
投資信託営業部
クライアント・サービス部
商品開発部
マーケティング部
プライベート・マーケット部
インベストメント・プロダクト部
運用部
リアル・エステート部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 01 月 01 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ﾓﾙｶﾞﾝ・ｽﾀﾝﾚｰ証券 | 46.9　％ | |
| | UBS 証券 | 13.1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | ｼｭﾛｰﾀﾞｰ･ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ(ﾖｰﾛｯﾊﾟ)ｴｽ･ｴｲ | 1.2　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Schonfeld Strategic Advisors (Japan) Pte. Ltd.

所在地　〒 100-7014 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー14階5号室

電話　050-1791-2490　ファックス

HPアドレス

代表者　日本における代表者　　トウ・ガイ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3253号　登録年月日　2021年5月21日

協会会員番号　012-02937

業務開始年月　2021年6月16日　資本金　1,885,948米ドル

作成部署　コンプライアンス部　電話　050-1791-2516

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Schonfeld Strategic Advisors LLC | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,313 | 1,313 | 73 | 43 | 430 |
| 2024年12月期 | 1,356 | 1,356 | 71 | 41 | 388 |
| 2023年12月期 | 931 | 931 | 27 | 51 | 310 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　13　名

②運用業務従事者数　9　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　15　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

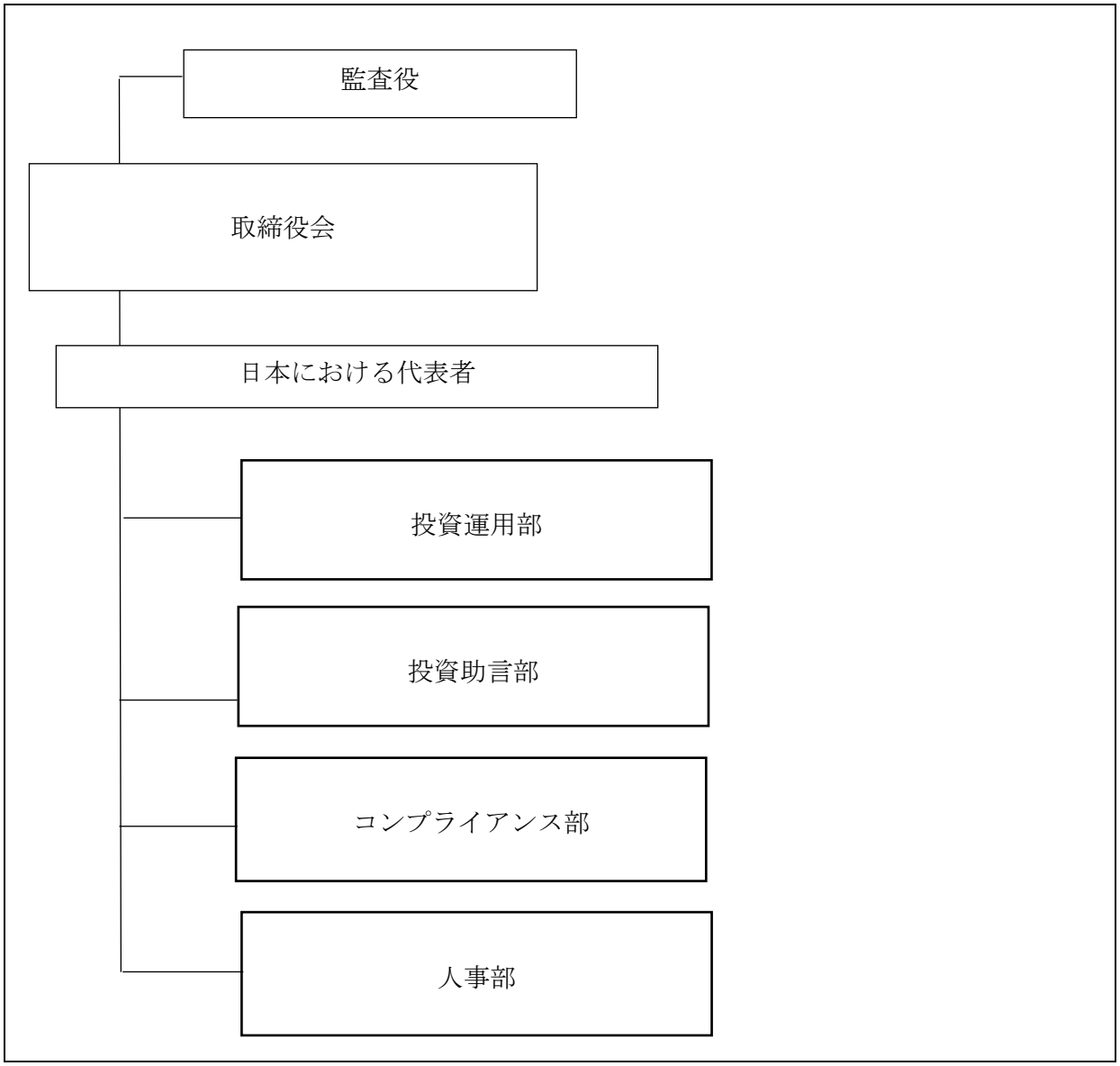
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　16　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　Schonfeld Strategic Advisors (Japan) Pte. Ltd.

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Bank of America Corporation | 54．4　％ | |
| | Morgan Stanley & Co LLC | 19．1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　シルク・キャピタル株式会社

所在地　〒 107-0061 東京都港区北青山二丁目14番1号 the ARGYLE aoyama 15階

電話　03-6555-0100　ファックス

HPアドレス　https://www.silq-capital.com/

代表者　代表取締役 兼 投資運用部長 衣畑秀樹

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3195号　登録年月日　2020年6月8日

協会会員番号　012-02903

業務開始年月　2020年9月　資本金　0.88億円

作成部署　業務管理部　電話　03-6555-0100

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 衣畑秀樹 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | 1,858 | 1,858 | 1,351 | 924 | 1,697 |
| 2024年11月期 | 874 | 874 | 546 | 375 | 773 |
| 2023年11月期 | 440 | 440 | 229 | 159 | 397 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　13　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　31　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

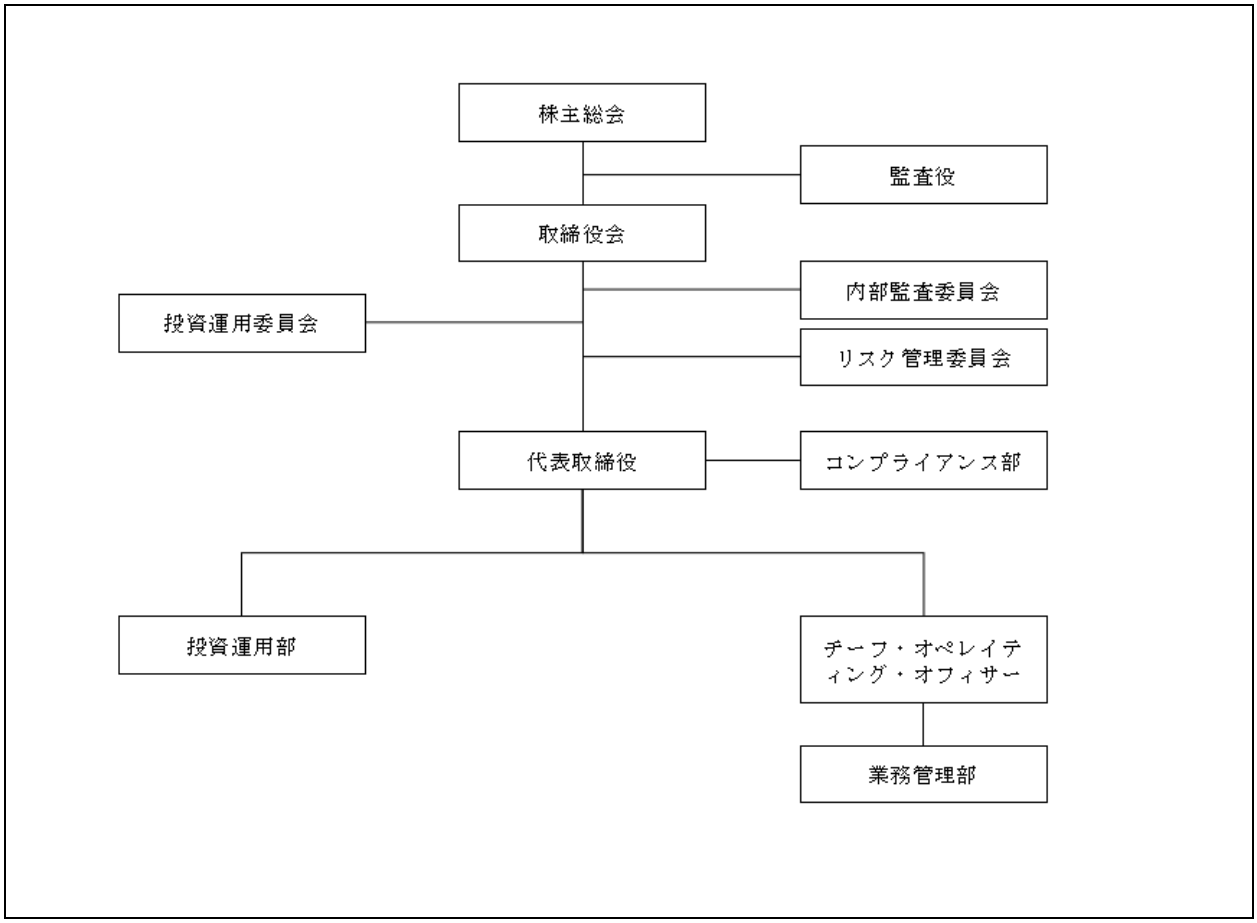
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　15　年　5　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
内部監査委員会
投資運用委員会
リスク管理委員会
代表取締役
コンプライアンス部
投資運用部
チーフ・オペレイティング・オフィサー
業務管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | シルク・キャピタル株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 12 月 1 日～2025 年 11 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Morgan Stanley & Co International Plc | 21．9％ | |
| | Goldman Sachs International | 18．8％ | |
| | J.P. Morgan Securities Plc. | 11．3％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　しんきんアセットマネジメント投信株式会社

所在地　〒 104-0031　東京都中央区京橋３－８－１　信用金庫会館　京橋別館

電話　03-5524-8161　ファックス　03-5524-8191

HPアドレス　https://www.skam.co.jp

代表者　代表取締役社長　　田中　賢治

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第338号　登録年月日　2007年９月30日

協会会員番号　第011-00503号

業務開始年月　1991年４月　資本金　２億円

作成部署　総務部　電話　03-5524-8161

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 信金中央金庫 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 82 | 5,577 | 684 | 480 | 9,603 |
| 2025年３月期 | 137 | 5,487 | 693 | 481 | 9,122 |
| 2024年３月期 | 119 | 5,874 | 841 | 585 | 8,641 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　79　名

②運用業務従事者数　25.6　名

内 ファンド・マネージャー数　18　名、平均経験年数　11　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

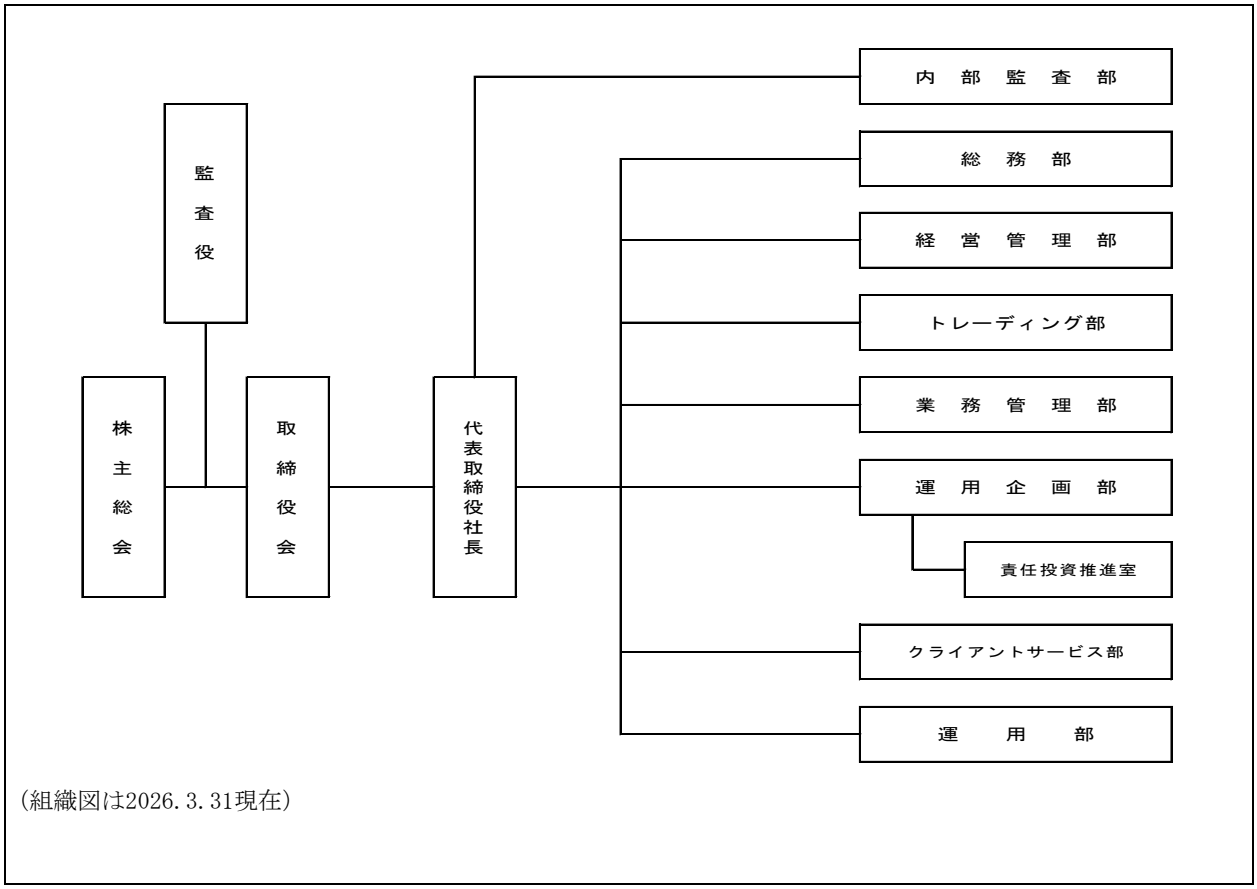
投資顧問・投信部門兼任者　4　名、平均経験年数　8　年　5　ヵ月

内 調査スタッフ数　3　名、平均経験年数　17　年　8　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　18　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞




（組織図は2026.3.31現在）

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | しんきんｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ投信株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ 信託銀行 | 98．１％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-6527　東京都千代田区丸の内１－５－１

電話　03-6843-1413　ファックス

ＨＰアドレス　http://www.simplexasset.com/

代表者　代表取締役社長　水嶋　浩雅

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第341号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-00903

業務開始年月　平成11年11月15日　資本金　３億７千万円

作成部署　ビジネスサポート本部　電　話　03-6843-4222

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| グループ会社 | シンプレクス・アセット・マネジメント(ホンコン)カンパニー・リミテッド | Unit3301A, 33rd Floor, Tower1, Lippo Center, 89 Queensway, Hong Kong. |
| グループ会社 | シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号新丸の内ビルディング27階 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス | 100.0% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 8,664 | 19,015 | 11,156 | 8,108 | 12,114 |
| 2025年３月期 | 5,897 | 13,756 | 7,299 | 5,249 | 8,005 |
| 2024年３月期 | 5,100 | 13,096 | 7,217 | 5,306 | 6,754 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　57名

②運用業務従事者数　22名

内 ファンド・マネージャー数　13名、平均経験年数　10年　8ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

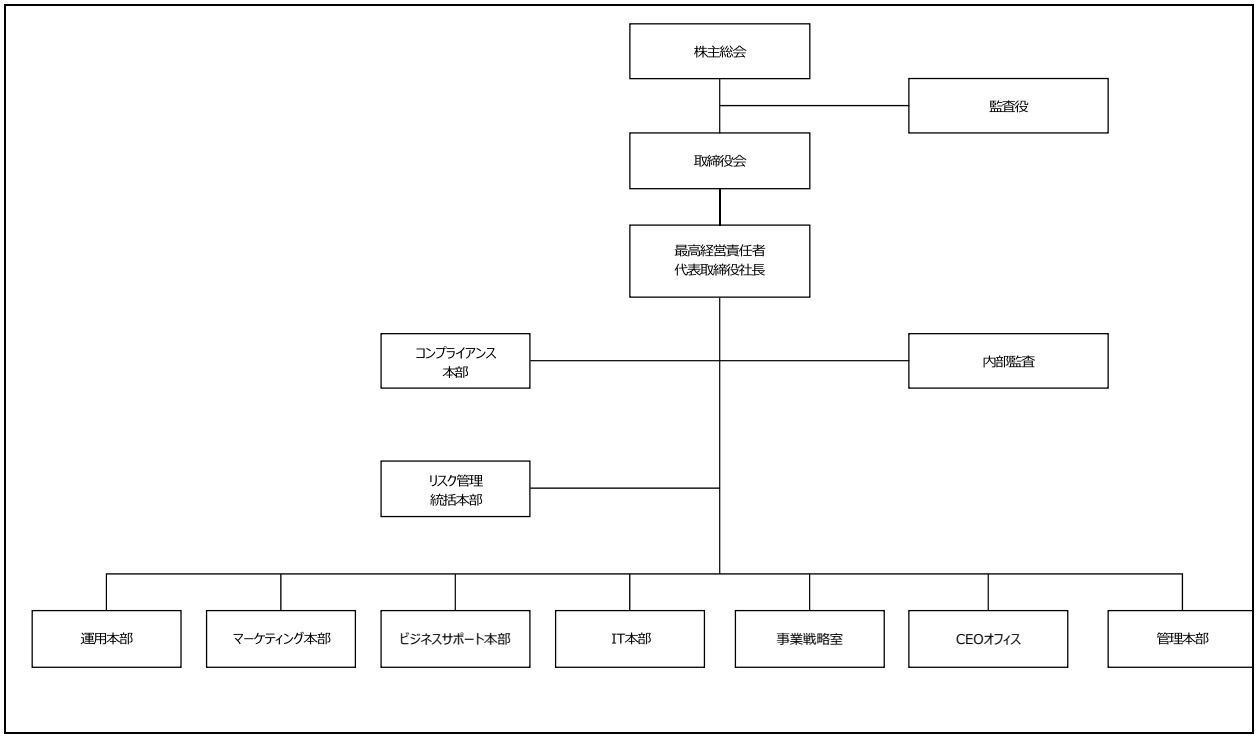
投資顧問・投信部門兼任者　13名、平均経験年数　10年　8ヵ月

内 調査スタッフ数　6名、平均経験年数　5年　7ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　12名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　3名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
最高経営責任者
代表取締役社長
コンプライアンス
本部
内部監査
リスク管理
統括本部
運用本部
マーケティング本部
ビジネスサポート本部
IT本部
事業戦略室
CEOオフィス
管理本部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間 2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | モルガン･スタンレー証券 | 78.1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ｽﾃｰﾄ･ｽﾄﾘｰﾄ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ株式会社

所在地　〒 105-6325　東京都港区虎ノ門1丁目23番1号

電話　03-4530-7380　ファックス　03-4530-7364

HPアドレス　http://www.ssga.com

代表者　代表取締役社長　越前谷　道平

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第345号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-00779

業務開始年月　平成10年10月1日　資本金　3.1 億円

作成部署　　電話　03-4530-7409

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ｽﾃｰﾄ･ｽﾄﾘｰﾄ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ合同会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 3,056 | 6,708 | 2,755 | 1,851 | 7,901 |
| 2025年3月期 | 2,869 | 6,103 | 1,567 | 1,067 | 7,110 |
| 2024年3月期 | 2,862 | 5,857 | 1,130 | 745 | 6,786 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　127　名

②運用業務従事者数　13　名

内 ファンド・マネージャー数　12　名、平均経験年数　23　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

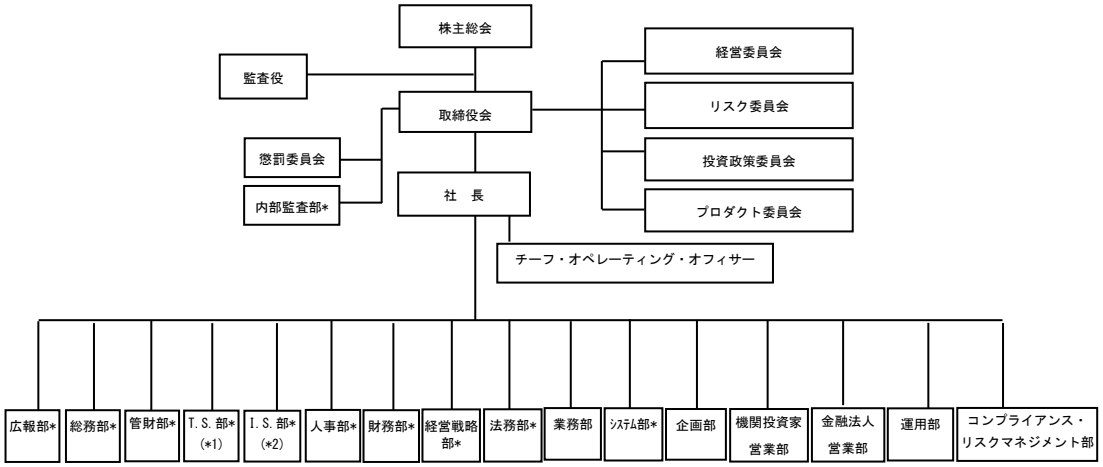
投資顧問・投信部門兼任者　12　名、平均経験年数　23　年　2　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　19　年　2　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　17　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　6　名

＜組織図＞




＊：関連金融機関との兼職部門。(*1)T.S.部はテクノロジー・サービス部、（*2）I.S.部はインフラストラクチャー・サービス部の略称。

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　4 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | ステート・ストリート銀行 | 0．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | オーストラリア・ニュージーランド銀行 | 12．　0 ％ | |
| | バークレイズ銀行 | 13．　9 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算さ

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ステート・ストリート信託銀行株式会社

所在地　〒 105-6325　東京都港区虎ノ門1丁目23番1号

電話　（ 03 ）4530-7200　ファックス　（ 03 ）4530-7300

HPアドレス

代表者　代表取締役社長　寺田　景子

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（登金）第648号　登録年月日　平成23年2月10日

協会会員番号　012-02828

業務開始年月　昭和61年4月1日　資本金　25億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-4530-7055

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本社 | ステート・ストリート信託銀行株式会社 | 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ステート・ストリート・インターナショナル・ホールディングス | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | － | 13,932 | 4,702 | 2,954 | 17,170 |
| 2025年3月期 | － | 14,478 | 4,902 | 3,295 | 17,510 |
| 2024年3月期 | － | 13,295 | 4,488 | 3,064 | 17,279 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　1　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

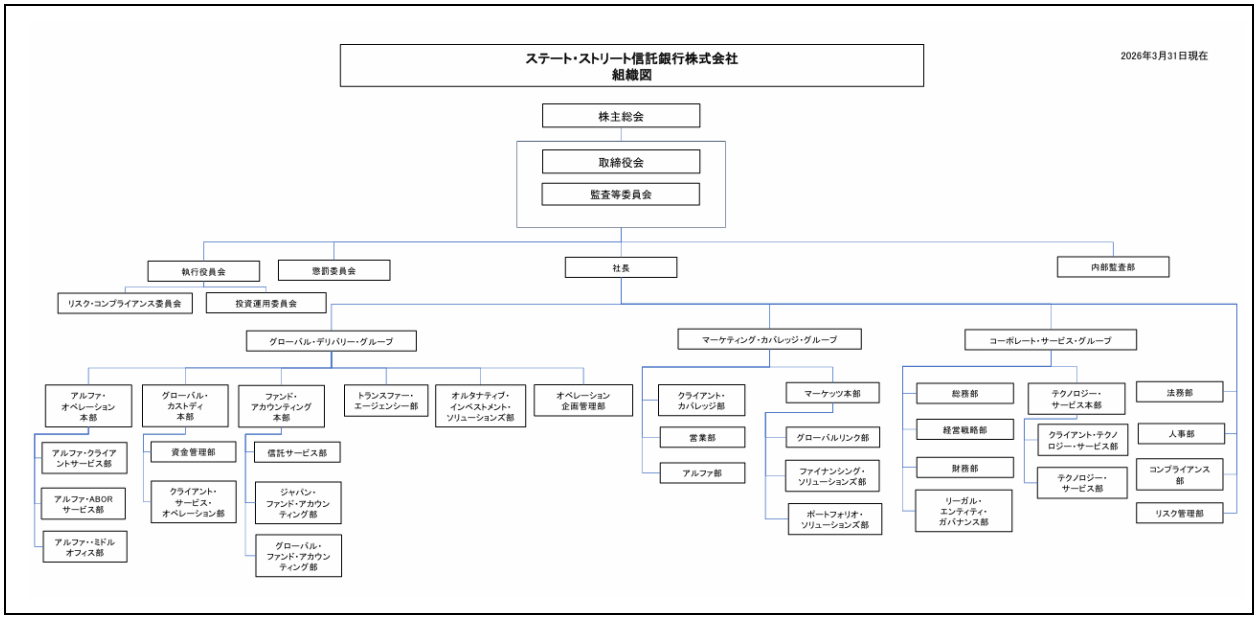
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


ステート・ストリート信託銀行株式会社
組織図
2026年3月31日現在
株主総会
取締役会
監査等委員会
執行役員会
懲罰委員会
社長
内部監査部
リスク・コンプライアンス委員会
投資運用委員会
グローバル・デリバリー・グループ
マーケティング・カバレッジ・グループ
コーポレート・サービス・グループ
アルファ・オペレーション本部
グローバル・カストディ本部
ファンド・アカウンティング本部
トランスファー・エージェンシー部
オルタナティブ・インベストメント・ソリューションズ部
オペレーション企画管理部
アルファ・クライアントサービス部
アルファ・ABORサービス部
アルファ・ミドルオフィス部
資金管理部
クライアント・サービス・オペレーション部
信託サービス部
ジャパン・ファンド・アカウンティング部
グローバル・ファンド・アカウンティング部
クライアント・カバレッジ部
営業部
アルファ部
マーケッツ本部
グローバルリンク部
ファイナンシング・ソリューションズ部
ポートフォリオ・ソリューションズ部
総務部
経営戦略部
財務部
リーガル・エンティティ・ガバナンス部
テクノロジー・サービス本部
クライアント・テクノロジー・サービス部
テクノロジー・サービス部
法務部
人事部
コンプライアンス部
リスク管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ステート・ストリート信託銀行株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算さ

Information Classification: Limited Access

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社ストラテジックキャピタル

所在地　〒 107-6403

電話　03-6433-5277　ファックス　03-6433-5265

HPアドレス　https://www.stracap.jp/

代表者　代表取締役　　丸木　強

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2786号　登録年月日　平成26年6月25日

協会会員番号　012-02665

業務開始年月　平成24年12月　資本金　0.5億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6433-5277

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ② 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④ 法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ① 法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ② 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 丸木　強 | 75.0% |
| 加藤　楠 | 25.0% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年8月期 | 3,352 | 3,352 | 33 | 22 | 200 |
| 2024年8月期 | 2,261 | 2,261 | 32 | 25 | 177 |
| 2023年8月期 | 901 | 901 | 30 | 30 | 152 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　13　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　31　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

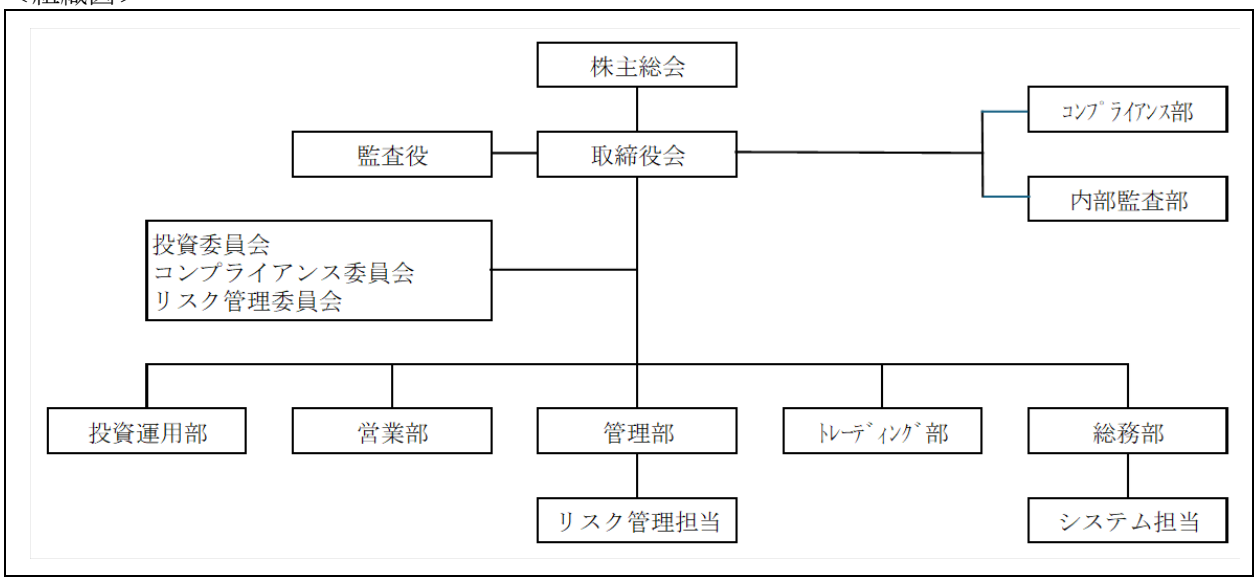
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　4　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部
監査役
取締役会
内部監査部
投資委員会
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
投資運用部
営業部
管理部
ﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ部
総務部
リスク管理担当
システム担当

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社ストラテジックキャピタル |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2024 年 9 月 1 日～2025 年 8 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 立花証券 | ３３．０％ | |
| | BofA 証券 | ２６．８％ | |
| | ゴールドマン・サックス証券 | １５．０％ | |
| | 大和証券 | １３．５％ | |
| | リクイドネット証券 | １１．７％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　スパークス・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 108-0075　東京都港区港南一丁目２番７０号　品川シーズンテラス

電話　03-6711-9200　ファックス　03-6711-9201

HPアドレス　https://www.sparx.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　阿部　修平

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第346号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-01552

業務開始年月　平成18年10月　資本金　25億円

作成部署　リーガル&コンプライアンス室　電話　03-6711-9200

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| なし | なし | なし |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| スパークス・グループ株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 7,076 | 18,005 | 8,882 | 6,122 | 14,015 |
| 2025年３月期 | 7,181 | 16,364 | 7,642 | 5,409 | 12,195 |
| 2024年３月期 | 6,131 | 14,920 | 7,130 | 5,031 | 10,584 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　145　名

②運用業務従事者数　33　名

内 ファンド・マネージャー数　13　名、平均経験年数　24　年　10　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

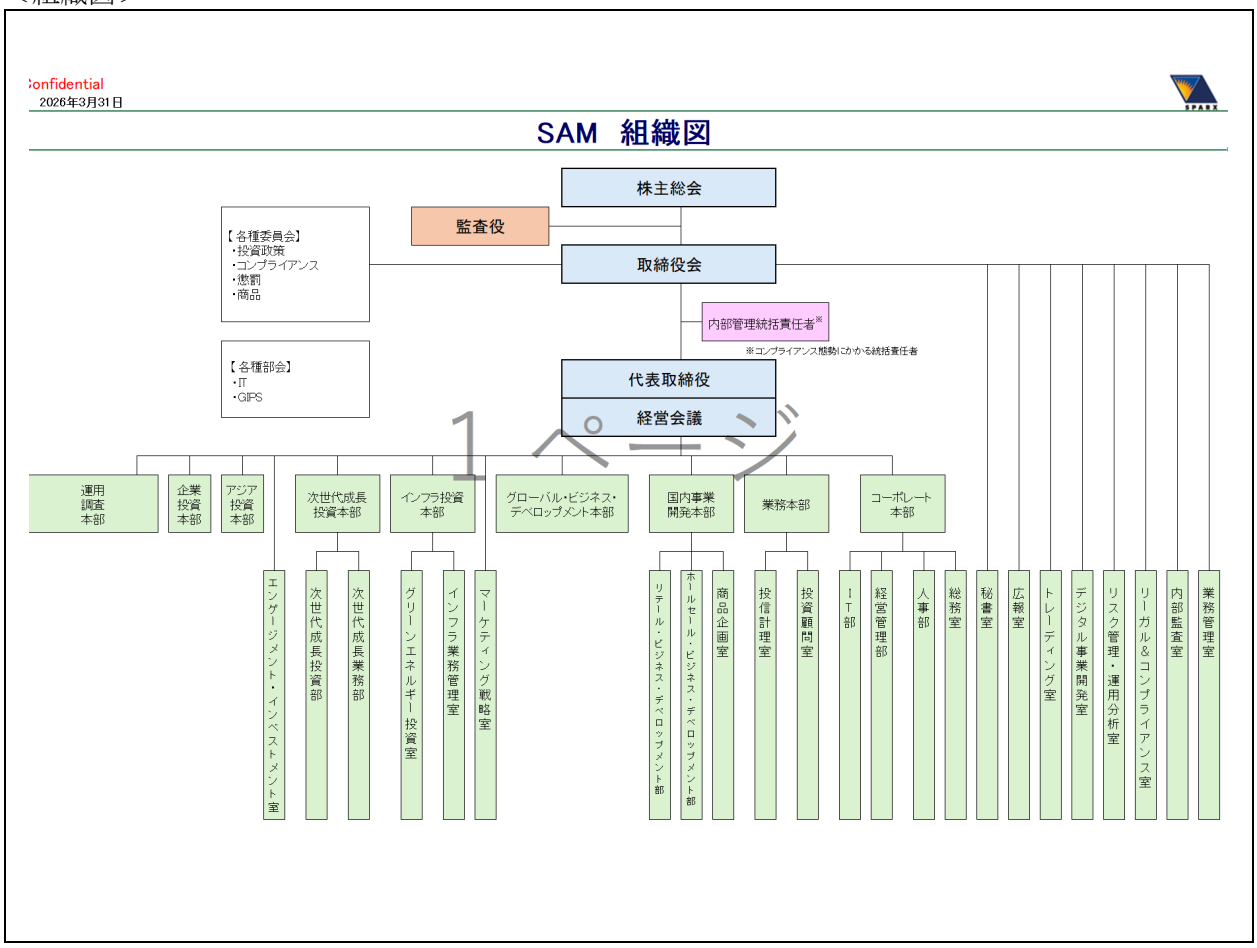
投資顧問・投信部門兼任者　13　名、平均経験年数　24　年　10　ヵ月

内 調査スタッフ数　17　名、平均経験年数　7　年　4　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　30　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　8　名

＜組織図＞


onfidential
2026年3月31日
SAM 組織図
株主総会
監査役
【各種委員会】
・投資政策
・コンプライアンス
・懲罰
・商品
取締役会
内部管理統括責任者※
※コンプライアンス態勢にかかる統括責任者
【各種部会】
・IT
・GIPS
代表取締役
経営会議
運用調査本部
企業投資本部
アジア投資本部
次世代成長投資本部
インフラ投資本部
グローバル・ビジネス・デベロップメント本部
国内事業開発本部
業務本部
コーポレート本部
エンゲージメント・インベストメント室
次世代成長投資部
次世代成長業務部
グリーンエネルギー投資室
インフラ業務管理室
マーケティング戦略室
リテール・ビジネス・デベロップメント部
ホールセール・ビジネス・デベロップメント部
商品企画室
投信計理室
投資顧問室
IT部
経営管理部
人事部
総務室
秘書室
広報室
トレーディング室
デジタル事業開発室
リスク管理・運用分析室
リーガル&コンプライアンス室
内部監査室
業務管理室

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | スパークス・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 1．0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ゴールドマン・サックス証券 | 21．3　％ | |
| | 岡三証券 | 11．5　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　スミセイ・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 160-0023　東京都新宿区西新宿６－１４－１ 新宿グリーンタワービル２０階
電話　03（6628）2007　ファックス　03（6628）2007
HPアドレス　－
代表者　代表取締役社長　橋本　孝平
金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3332号　登録年月日　2022年5月31日
協会会員番号　012-02998
業務開始年月　2022年7月1日　資本金　1億円
作成部署　コンプライアンス・リスク管理部　電話　03（6628）2007

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| － | － | － |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 住友生命保険相互会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

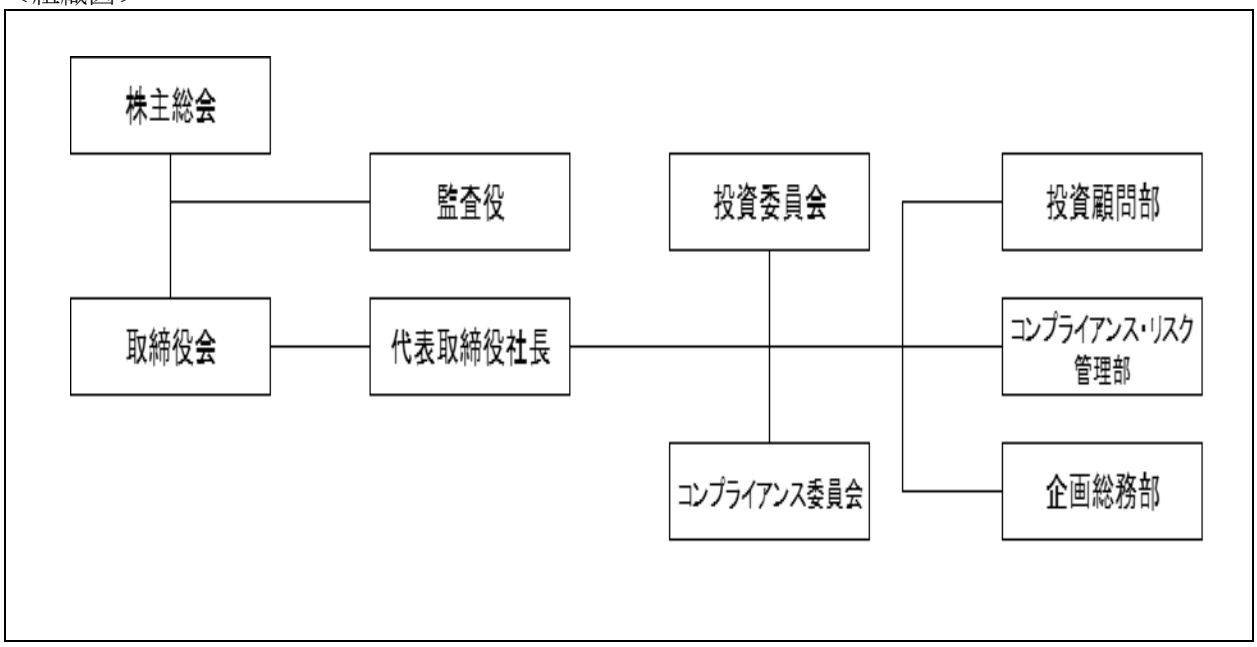
４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 383 | 383 | 208 | 136 | 414 |
| 2025年3月期 | 385 | 385 | 245 | 161 | 439 |
| 2024年3月期 | 363 | 363 | 230 | 149 | 427 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10　名
②運用業務従事者数　2.5　名
内 ファンド・マネージャー数　1.5　名、平均経験年数　16　年　11　ヵ月
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
投資委員会
投資顧問部
取締役会
代表取締役社長
コンプライアンス・リスク管理部
コンプライアンス委員会
企画総務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | スミセイ・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | －.　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | －.　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 該当なし | －.　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | －.　％ | |
| | | .　％ | |
| | | .　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　セイリュウ・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 107-6017　東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル17階

電話　03-5575-5821　ファックス　03-3505-5516

HPアドレス　www.seiryuam.com

代表者　代表取締役社長　　吉田　琢磨

金融商品取引業登録番号　012-02414　登録年月日　平成22年５月27日

協会会員番号　012-02414

業務開始年月　平成21年７月７日　資本金　1.50億円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-5575-5821

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 主な営業所 | 本社 | 東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル17階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 吉田　琢磨（普通株主） | 35.75% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 飯髙　一郎（普通株主） | 39.75% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年６月期 | 833 | 833 | 20 | 13 | 296 |
| 2024年６月期 | 927 | 927 | 82 | 53 | 289 |
| 2023年６月期 | 965 | 965 | 90 | 65 | 242 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　26　名

②運用業務従事者数　10　名

内 ファンド・マネージャー数　8　名、平均経験年数　34　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

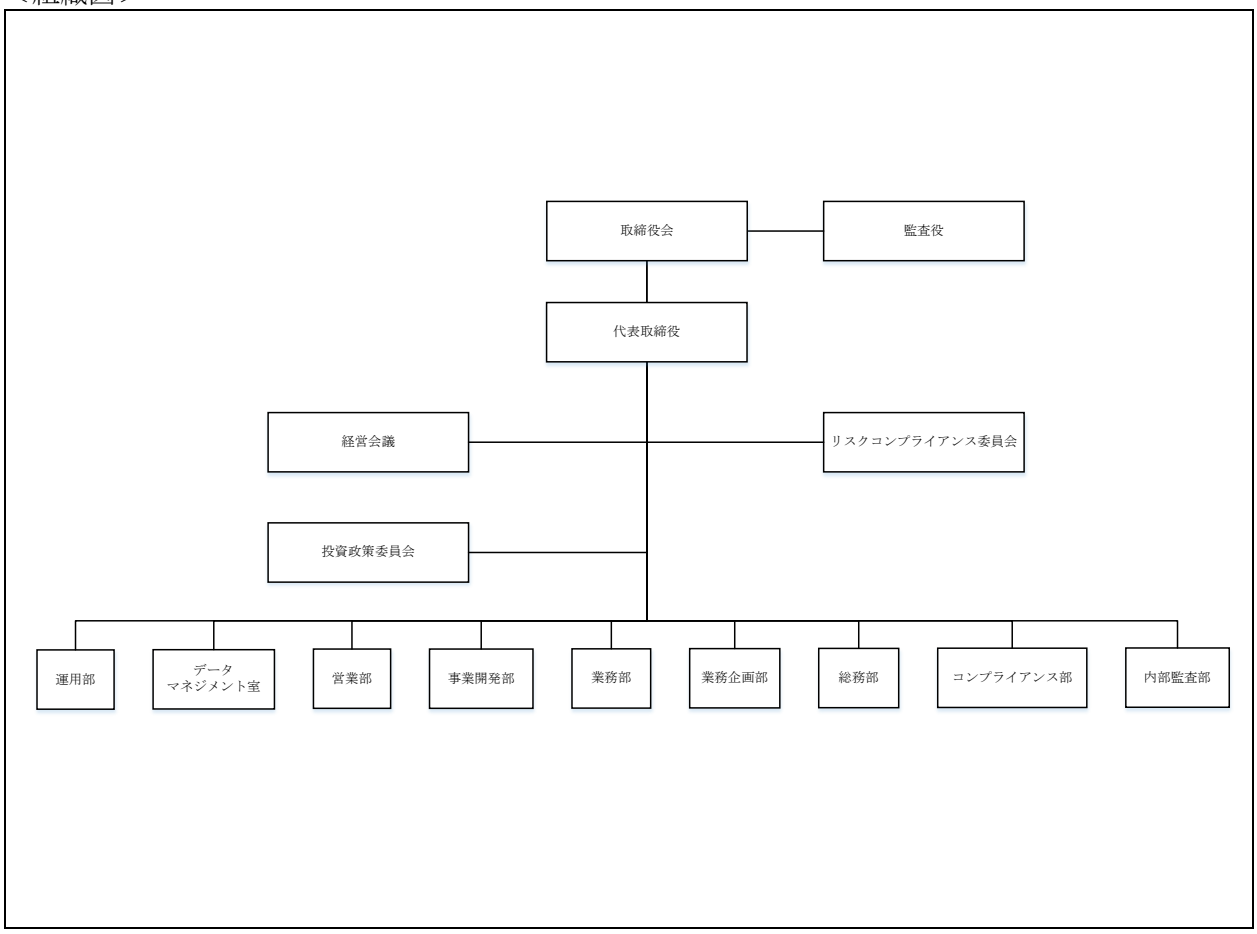
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　21　年　10ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　8　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　3　名

＜組織図＞


取締役会
監査役
代表取締役
経営会議
リスクコンプライアンス委員会
投資政策委員会
運用部
データ
マネジメント室
営業部
事業開発部
業務部
業務企画部
総務部
コンプライアンス部
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | セイリュウ・アセット・マネジメント株式会 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 7 月 1 日～　2026 年 6 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三井住友信託銀行 | 40.1% | |
| | 三菱ＵＦＪ信託銀行 | 21.4% | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-8206　東京都千代田区丸の内１丁目１番１号 パレスビル

電話　03-6777-6900　ファックス　03-6777-6909

HPアドレス　https://www.sghaussmann.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　ロジャー・ステファン・サージ・クラウド

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第415号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　012-02140

業務開始年月　平成19年９月　資本金　4.98億円

作成部署　コンプライアンス本部　電話　03-6777-8838

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ソシエテ・ジェネラル | 100.00% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | － | 521 | △26 | △26 | 425 |
| 2025年3月期 | 14 | 489 | △18 | △19 | 452 |
| 2024年3月期 | 1 | 353 | △164 | △165 | 471 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　17　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　10　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

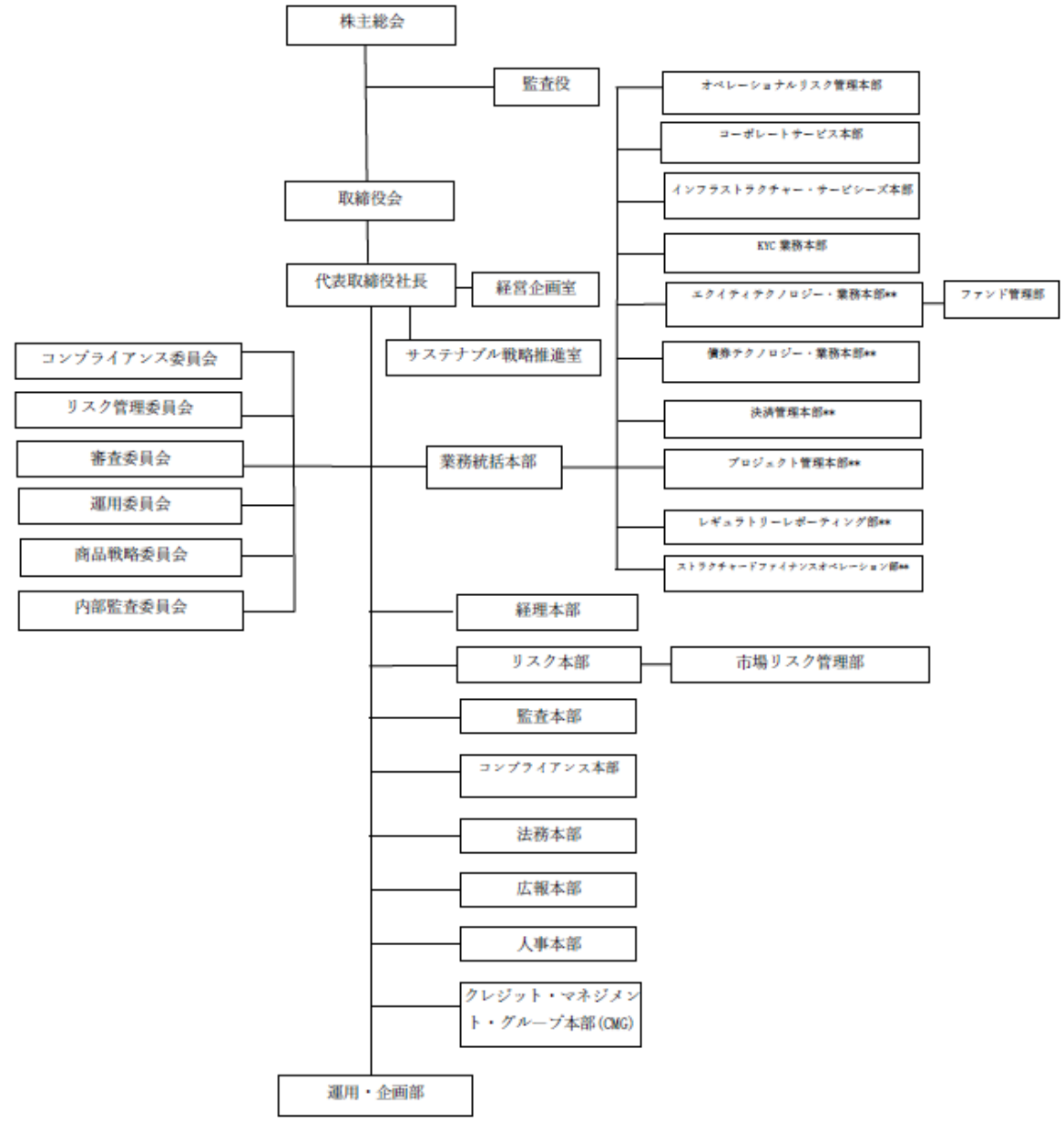
投資顧問・投信部門兼任者　3　名、平均経験年数　10　年　3　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　3　名

＜組織図＞




（注）内部管理部門等における兼職については、別に定める「親子法人等の非公開情報の授受に関する規程」による。

**これらの兼職部門は主にソシエテ・ジェネラル証券株式会社及びソシエテ・ジェネラル銀行東京支店、ソシエテジェネラルエアクラフトリーシング株式会社、またはサンフォード・C・バーンスタイン株式会社に従事するが、必要に応じ当社の業務を分掌する。

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ソラリス・マネージメント株式会社

所在地　〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町6-5　兜町第6平和ビル　FinGATE KABUTO3号

電話　03-5847-7722　ファックス

HPアドレス　https://www.solarisfund.com/ja/

代表者　代表取締役　戸矢　博明

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3208号　登録年月日　2020年9月1日

協会会員番号　012-02909

業務開始年月　2020年10月14日　資本金　8500万1円億円

作成部署　業務管理部　電話　03-6262-3478

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②.法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 戸矢　博明 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | | | -31 | -31 | 46 |
| 2024年12月期 | | | -0 | -0 | 78 |
| 2023年12月期 | | | -8 | -8 | 78 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　6　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

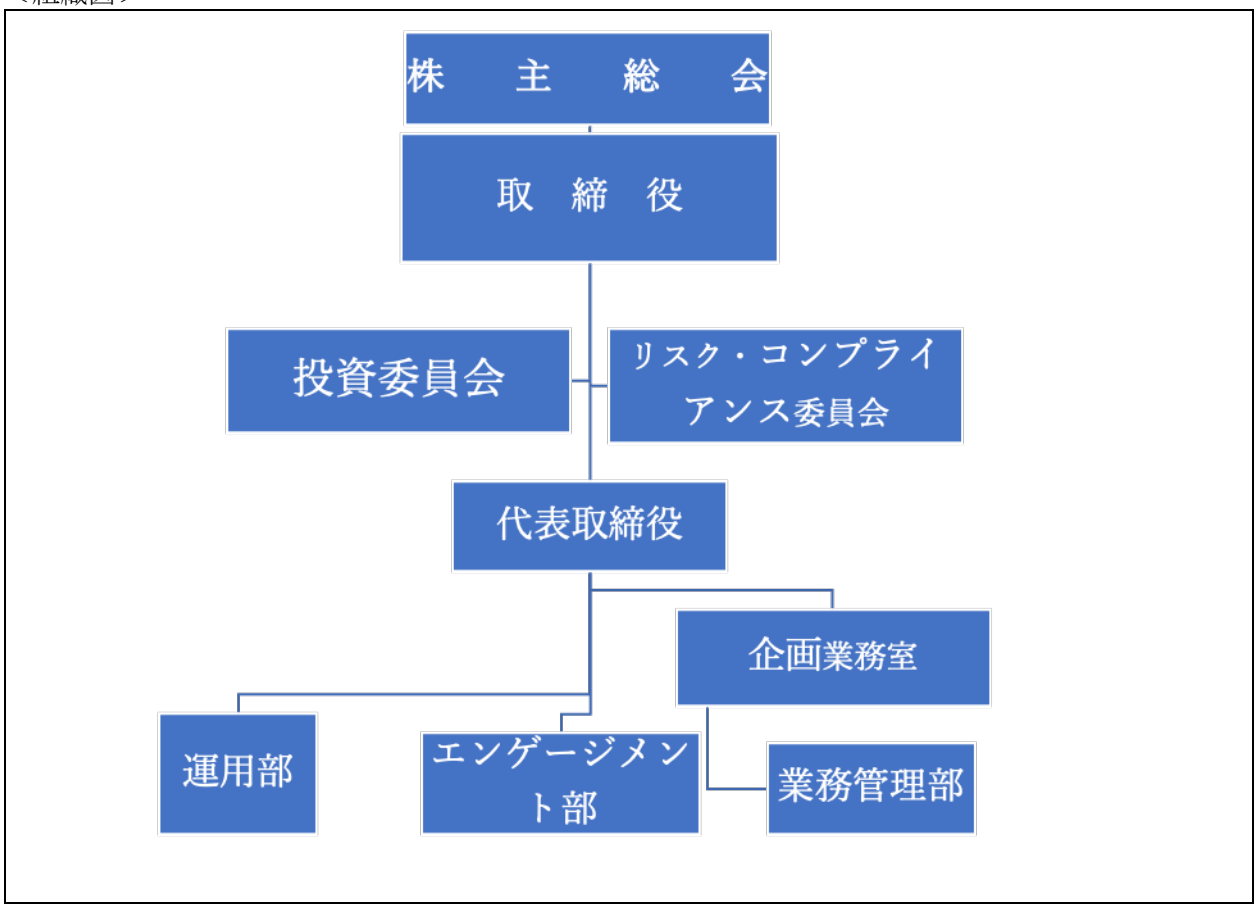
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　28　年　1　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株　主　総　会
取　締　役
投資委員会
リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役
企画業務室
運用部
エンゲージメント部
業務管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ソラリス・マネージメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～ 2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 103-0027　東京都中央区日本橋二丁目2番16号

電話　03-5290-3400　ファックス　03-3231-7004

HPアドレス　https://www.sompo-am.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　山口 力

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第351号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第010-00076号

業務開始年月　昭和61年4月4日　資本金　15.5億円

作成部署　経営企画部　電　話　090-9133-0645

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| バックアップオフィス | 八重洲バックアップオフィス | 東京都中央区八重洲一丁目4番10号<br>東京建物八重洲仲通りビル9階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 26年3月期 | 6,333 | 16,372 | 3,200 | 2,238 | 6,717 |
| 25年3月期 | 3,676 | 12,980 | 1,970 | 1,373 | 6,298 |
| 24年3月期 | 6,117 | 14,450 | 2,153 | 1,480 | 4,931 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　161　名

②運用業務従事者数　66　名

内 ファンド・マネージャー数　62　名、平均経験年数　14　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　62　名、平均経験年数　14　年　8　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　83　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　17　名

＜組織図＞　2026年4月1日現在



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．　対象期間　2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | シティバンク銀行 | 39．0　％ | |
| | ノムラ・バンク（ルクセンブルク）S.A. | 12．2　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社

所在地　〒 150-0001　東京都渋谷区神宮前2-30-9　エスパティオ神宮前204号室

電話　03-4582-3731　ファックス　03-4333-0307

HPアドレス　http://www.dwcp.co.jp

代表者　代表取締役　佐保田　隆史

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2048号　登録年月日　2008年10月2日

協会会員番号　012-02561

業務開始年月　2006年4月　資本金　1,400万円

作成部署　コンプライアンス　電話　03-4582-3731

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 佐保田　隆史 | 81.9% |
| リー　プイイー | 5.0% |
| 内藤　美智代 | 5.0% |
| 佐保田　佐織 | 4.1% |
| 佐保田　千優 | 4.1% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | 225 | 250 | 157 | 103 | 569 |
| 2024年11月期 | 222 | 236 | 155 | 101 | 465 |
| 2023年11月期 | 238 | 254 | 183 | 120 | 363 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　6　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　20　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

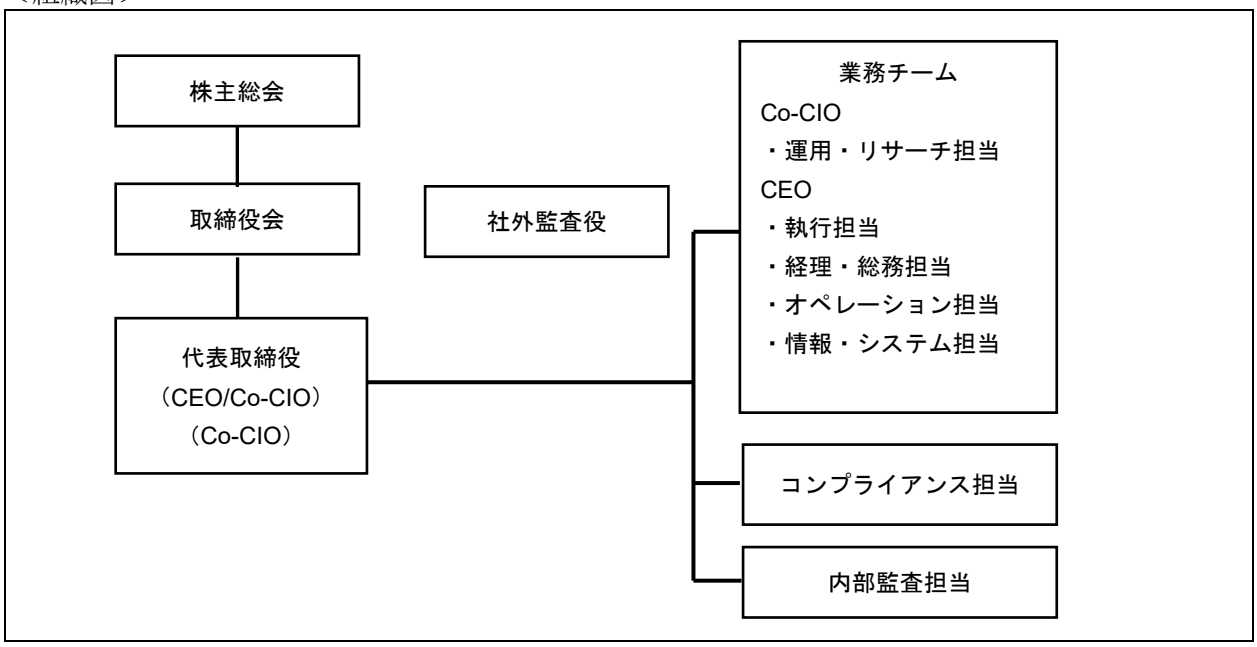
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
代表取締役
（CEO/Co-CIO）
（Co-CIO）
社外監査役
業務チーム
Co-CIO
・運用・リサーチ担当
CEO
・執行担当
・経理・総務担当
・オペレーション担当
・情報・システム担当
コンプライアンス担当
内部監査担当

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 12 月 1 日～2025 年 11 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Dymon Asia Capital Japan株式会社

所在地　〒 100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番２号　三菱ビル8階

電話　03-3527-3069　ファックス　03-3527-2965

HPアドレス　www.dymonasia.com

代表者　代表取締役　上村　太一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3123号 登録年月日　2019年2月13日

協会会員番号　012-02950

業務開始年月　2019年3月　資本金 5000万円

作成部署 コンプライアンス・オペレーションズ部門　電話　03-3527-3069

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Dymon Asia Capital (Singapore) Pte. Ltd. | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,780 | 1,780 | 145 | 69 | 453 |
| 2024年12月期 | 1,078 | 1,078 | 133 | 251 | 383 |
| 2023年12月期 | 353 | 353 | 35 | 28 | 125 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　22 名

②運用業務従事者数　14 名

内 ファンド・マネージャー数　12 名、平均経験年数　19 年　3 ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

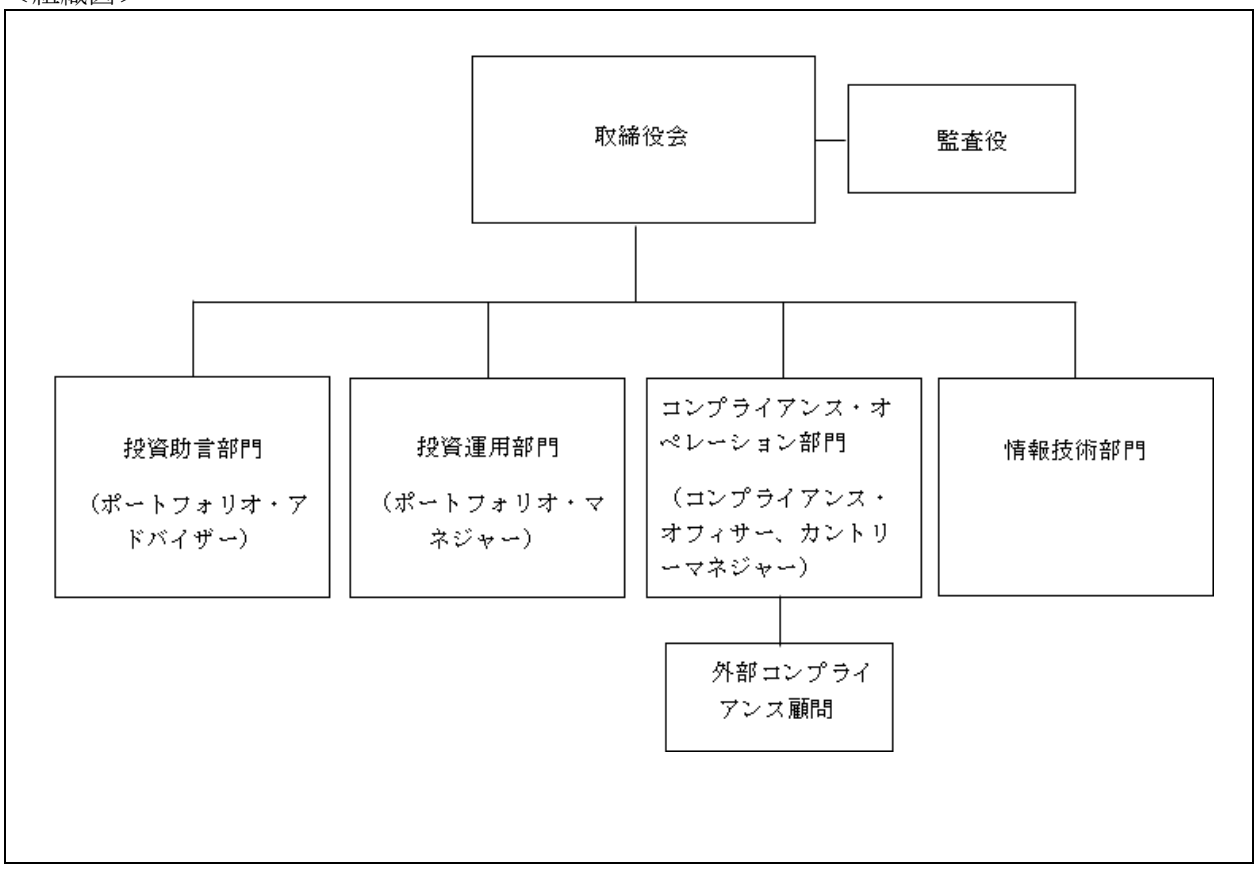
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2 名、平均経験年数　10 年　5 ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　6 名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0 名

＜組織図＞


取締役会
監査役
投資助言部門
（ポートフォリオ・アドバイザー）
投資運用部門
（ポートフォリオ・マネジャー）
コンプライアンス・オペレーション部門
（コンプライアンス・オフィサー、カントリーマネジャー）
情報技術部門
外部コンプライアンス顧問

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | Dymon Asia Capital Japan 株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 該当なし | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 守秘義務により非開示とします。 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 100-6753　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

電話　03-5555-3111　ファックス　03-5555-0500

HPアドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　佐野　径

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第352号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-00610

業務開始年月　昭和60年11月8日　資本金　414.2億円

作成部署　経営企画部経営企画課　電話　03-5555-4938

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人等 | Daiwa Asset Management (America) Ltd. | 120 West 45th Street, 38th Floor, New York, NY 10036, United States of America |
| 子法人等 | Daiwa Asset Management (Europe) Ltd | 7th Floor, 62-64 Cornhill, London EC3V 3NH, UK （2026年8月17日より移転予定） |
| 子法人等 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | 3 Phillip Street, #16-04 Royal Group Building, Singapore 048693 |
| 子法人等 | Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Limited | 19,Floor-2,Plot 30/34,Nanik Niwas, Dr.D D, Sathe Marg, Prarthana Samaj, Girgaon, MUMBAI, Mumbai City, Maharashtra, India, 400004 |
| 子法人等 | Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc. | 265 Lytton Ave. Suite 301, Palo Alto, California 94301, United States of America |
| 子法人等 | Global X Japan株式会社 | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー21階 |
| 子法人等 | 大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社 | 東京都千代田区西神田3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館11階 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 大和証券グループ本社 | 80% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| かんぽ生命保険 | 20% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 1,772 | 107,820 | 27,179 | 19,149 | 101,577 |
| 2025年3月期 | 417 | 92,868 | 23,528 | 16,552 | 98,649 |
| 2024年3月期 | 178 | 76,939 | 17,540 | 11,859 | 41,623 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 778 名

②運用業務従事者数 144 名

内 ファンド・マネージャー数 93 名、平均経験年数 11 年 10 ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者 19 名、平均経験年数 17 年 7 ヵ月

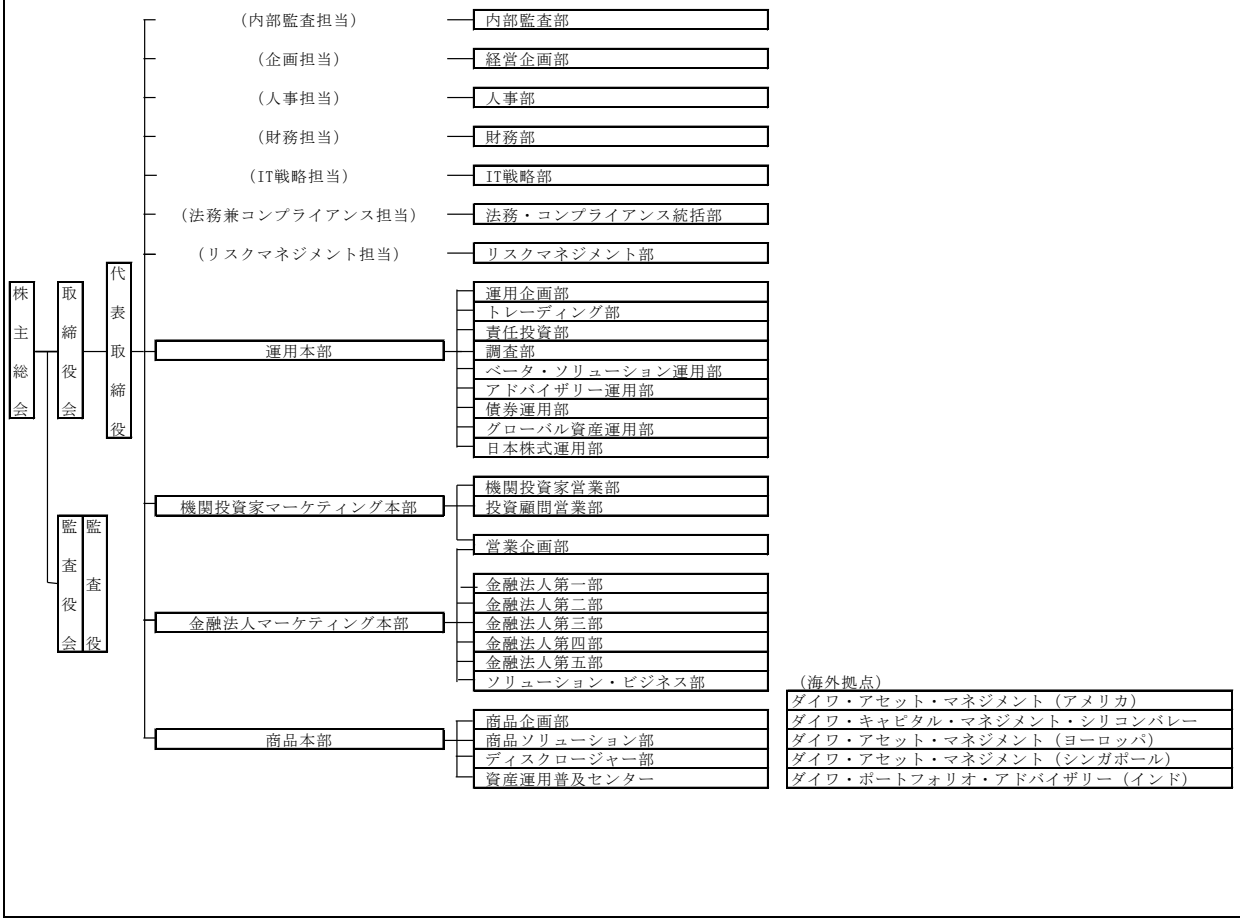
内 調査スタッフ数 35 名、平均経験年数 17 年 8 ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 345 名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数 16 名

＜組織図＞

令和8年4月1日
大和アセットマネジメント株式会社



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | 大和証券株式会社 | 8．7　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 野村証券株式会社 | 28．4　％ | |
| | SMBC 日興証券株式会社 | 19．1　％ | |
| | みずほ証券株式会社 | 16．9　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社

所在地　〒 101-0065　東京都千代田区西神田三丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館11階

電話　03-6361-0480　ファックス　03-6361-0429

HPアドレス　https://www.daiwajpi-ai.com

代表者　代表取締役社長 片山　敦司

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第88号　登録年月日　2007/9/30

協会会員番号　011-01656

業務開始年月　2002/4　資本金　12.85億円

作成部署　人事・総務部　電話　03-6361-0420

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本社 | | 東京都千代田区西神田三丁目2番1号<br>住友不動産千代田ファーストビル南館11階 |
| 子法人 | Rimor Fund Ⅰ GP Limited | CITCO TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED<br>P. O. Box 31106<br>89 Nexus Way, Camana Bay<br>GRAND CAYMAN KY1-1205<br>CAYMAN ISLANDS |
| 子法人 | Rimor Fund II GP Limited | CITCO TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED<br>P. O. Box 31106<br>89 Nexus Way, Camana Bay<br>GRAND CAYMAN KY1-1205<br>CAYMAN ISLANDS |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 大和アセットマネジメント株式会社 | 51% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 三井物産かんぽアセットマネジメント株式会社 | 49% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 756 | 1,737 | 189 | 172 | 2,285 |
| 2025年3月期 | 658 | 1,391 | 122 | 593 | 2,414 |
| 2024年3月期 | 614 | 1,323 | △66 | △47 | 5,172 |

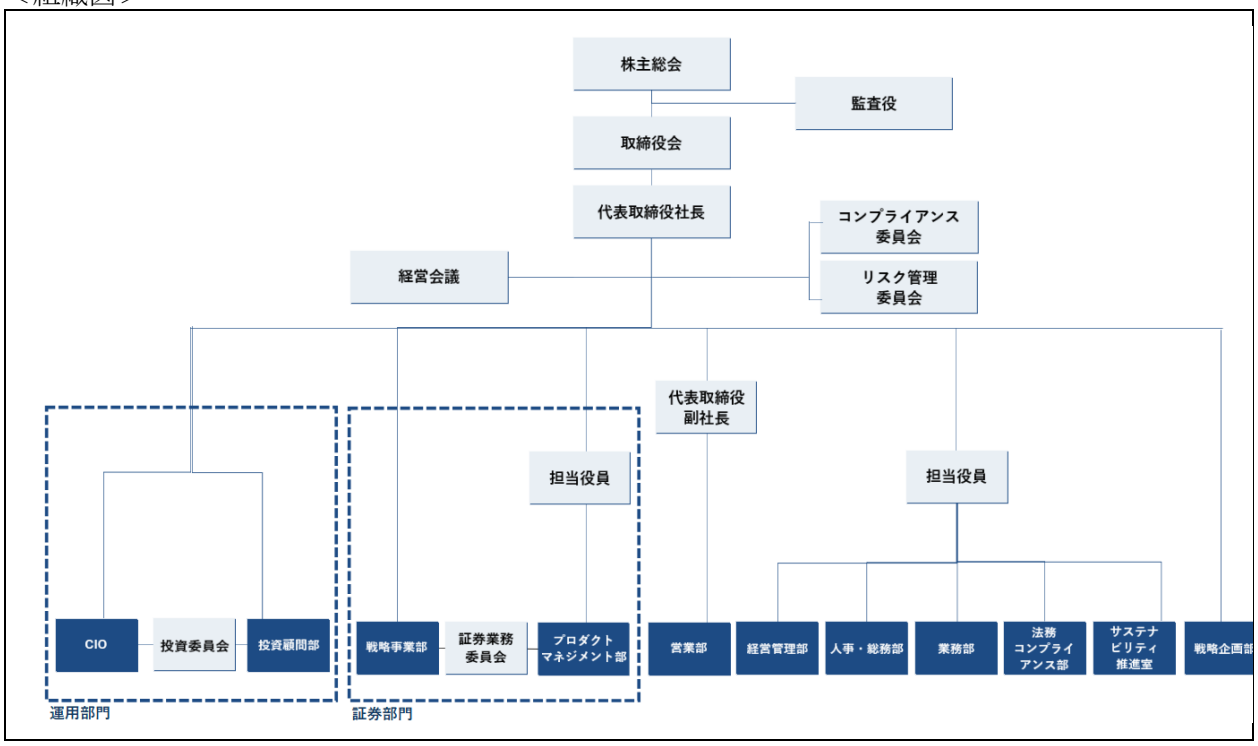
５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　29.3　名

②運用業務従事者数　13　名

内 ファンド・マネージャー数＿＿13＿＿名、平均経験年数＿10＿＿年＿10＿＿ヵ月
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月
投資顧問・投信部門兼任者＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月
内 調査スタッフ数＿＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿12＿＿＿名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿1＿＿名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ゴールドマン・サックス／東京 | 47.4　％ | |
| | JP モルガン／東京 | 22.0　％ | |
| | 三井住友信託銀行 | 10.7　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社大和ファンド・コンサルティング

所在地　〒 100-6756　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

電話　03-5555-6550　ファックス　03-5555-0872

HPアドレス　https://www.daiwa-grp.jp/dfc/

代表者　代表取締役社長　　水野 項介

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第843号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01591

業務開始年月　平成18年9月15日　資本金　4.5億円

作成部署　経営管理部　電　話　03-5555-6550

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 4,554 | 4,555 | 2,518 | 1,738 | 2,638 |
| 2025年3月期 | 3,993 | 3,993 | 2,237 | 1,558 | 2,458 |
| 2024年3月期 | 3,427 | 3,428 | 1,857 | 1,293 | 2,193 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　84　名

②運用業務従事者数　48　名

内 ファンド・マネージャー数　29　名、平均経験年数　10　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

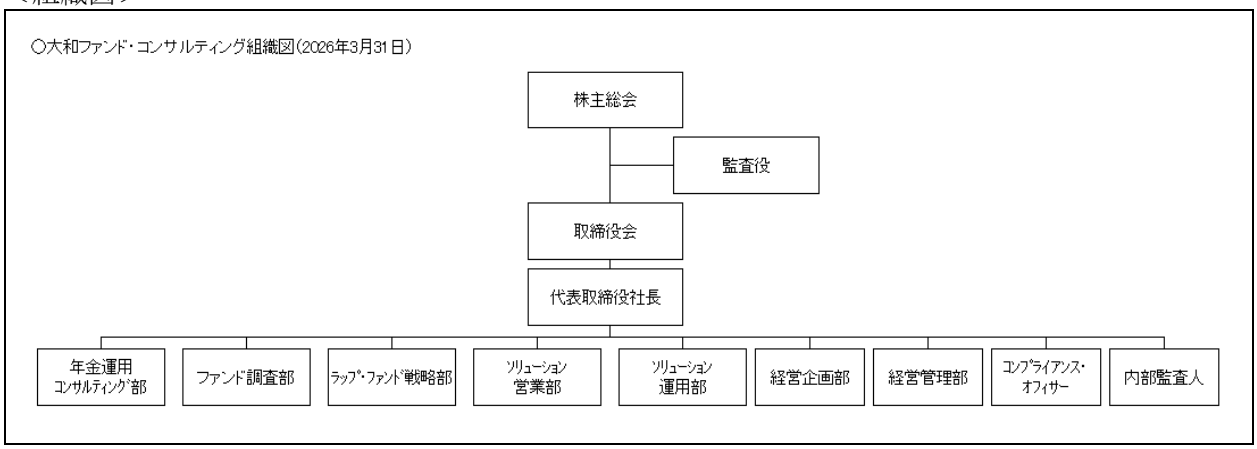
投資顧問・投信部門兼任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

内 調査スタッフ数　19　名、平均経験年数　8　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　27　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　－　名

＜組織図＞


○大和ファンド・コンサルティング組織図(2026年3月31日)
株主総会
監査役
取締役会
代表取締役社長
年金運用
ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ部
ファンド調査部
ﾗｯﾌﾟ・ファンド戦略部
ｿﾘｭｰｼｮﾝ
営業部
ｿﾘｭｰｼｮﾝ
運用部
経営企画部
経営管理部
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・
ｵﾌｨｻｰ
内部監査人

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社大和ファンド・コンサルティング |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 大和証券 | 0．70％ | 完全親会社の 100％子会社 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | タスク・アドバイザーズ株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 102-0083　東京都千代田区麹町３－３－８　麹町センタープレイス６階

電話　03(3511)3225　　ファックス　03(6256)8354

HPアドレス　https://tasku.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　眞保　二朗

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3101号　　登録年月日　2018年12月5日

協会会員番号　012-02849

業務開始年月　2018年12月　　資本金　0.875億円

作成部署　管理部　　電　話　03(3511)3225

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 眞保二朗 | 63.6% |
| 西村和夫 | 17.7% |
| 福住宏一 | 8.1% |
| 松田奈己 | 6.1% |
| 山﨑啓正 | 2.5% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 仲村俊也 | 2.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年 9月期 | 62 | 102 | 24 | 19 | 151 |
| 2024年 9月期 | 42 | 75 | 12 | 10 | 132 |
| 2023年 9月期 | 27 | 61 | 11 | 9 | 117 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　34　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

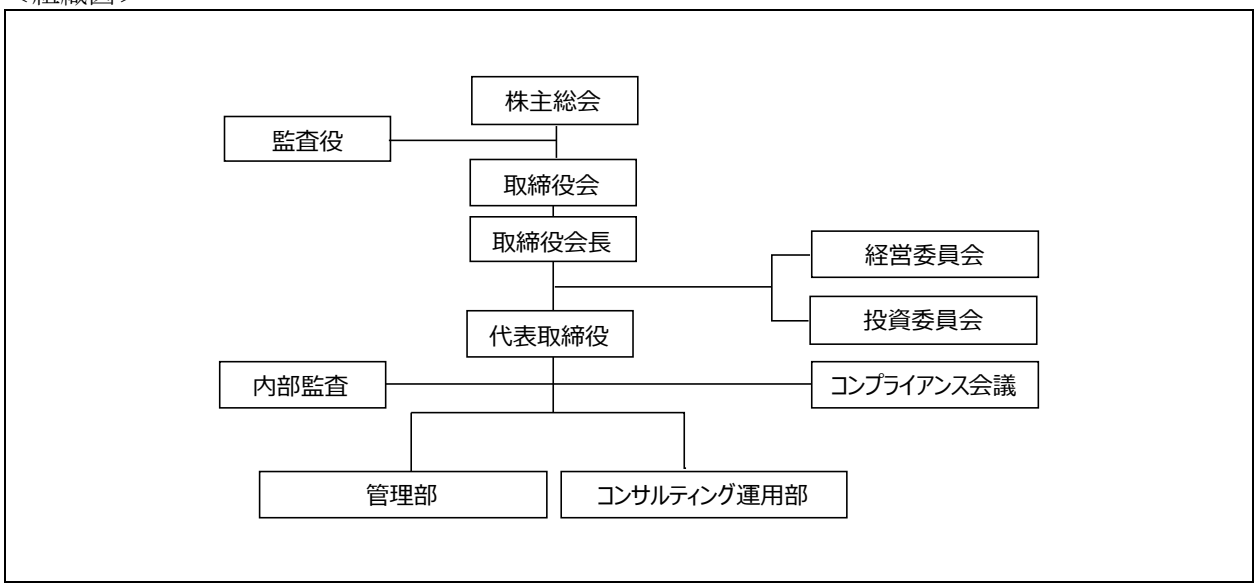
投資顧問・投信部門兼任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　39　年　11　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　5　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
取締役会長
経営委員会
投資委員会
代表取締役
内部監査
コンプライアンス会議
管理部
コンサルティング運用部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | タスク・アドバイザーズ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0.0　％ | |
| | | 0.0　％ | |
| | | 0.0　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三井住友信託銀行 | 72.2　％ | |
| | 三菱ＵＦＪ信託銀行 | 22.5　％ | |
| | | 0.0　％ | |
| | | 0.0　％ | |
| | | 0.0　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0.0　％ | |
| | | 0.0　％ | |
| | | 0.0　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ダルトン・アドバイザリー株式会社

所在地　〒 102-0083　東京都千代田区麹町1-7-25 フェルテ麹町1･7ビル7階

電話　03-5210-0039　ファックス　03-5210-0040

HPアドレス

代表者　代表取締役 CEO　林　史朗

金融商品取引業登録番号　関東財務局（金商）第2385号　登録年月日　平成22年4月22日

協会会員番号　012-02152

業務開始年月　平成22年2月　資本金　5,600万円

作成部署　オペレーション業務部　電話　03-5210-0039

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ダルトン・インベストメンツ・インク (Dalton Investments, Inc.) | 80.00% |
| ダルトン・アドバイザリー株式会社 役職員等7名 | 20.00% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | 930 | 930 | 135 | 97 | 345 |
| 2024年11月期 | 439 | 439 | 61 | 41 | 222 |
| 2023年11月期 | 316 | 316 | 49 | 35 | 181 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10名

②運用業務従事者数　6名

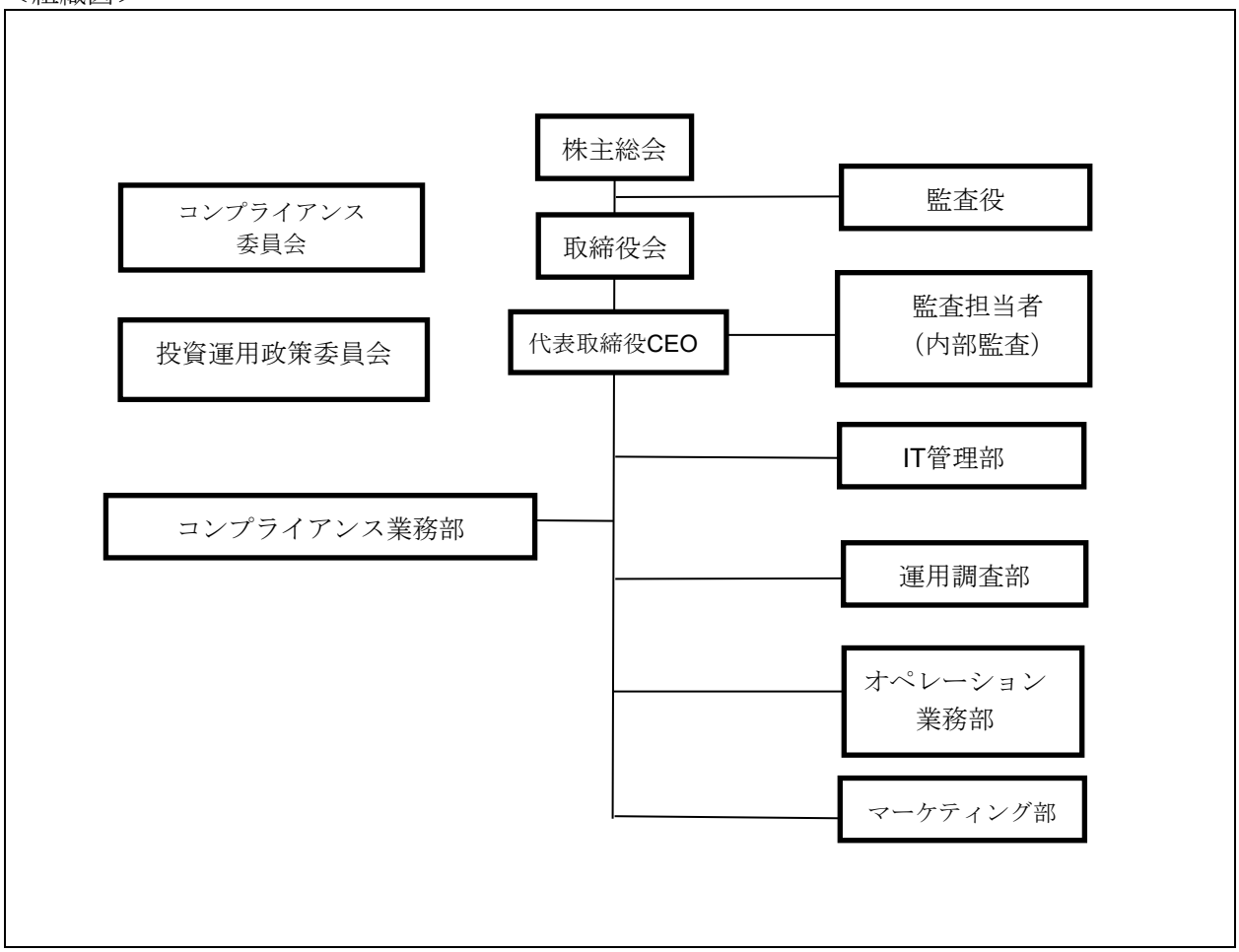
内 ファンド・マネージャー数　1名、平均経験年数　21年　0ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　5名、平均経験年数　10年　6ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　2名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞


株主総会
監査役
コンプライアンス
委員会
取締役会
監査担当者
（内部監査）
投資運用政策委員会
代表取締役CEO
IT管理部
コンプライアンス業務部
運用調査部
オペレーション
業務部
マーケティング部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ダルトン・アドバイザリー株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　タワーズワトソン・インベストメント・サービス株式会社

所在地　〒 100-0011　東京都千代田区内幸町２丁目１番６号　日比谷パークフロント１３階

電話　03-4565-6113（代表）　ファックス　03-4565-6382

ＨＰアドレス　https://www.wtwco.com/ja-jp/solutions/investments

代表者　代表取締役社長　　木村　倫啓

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2778号　登録年月日　2014年5月20日

協会会員番号　012-02662

業務開始年月　2014年7月1日　資本金１億円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-4565-6204

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| タワーズワトソン株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 910 | 1,044 | 375 | 170 | 400 |
| 2024年12月期 | 903 | 1,146 | 382 | 246 | 439 |
| 2023年12月期 | 845 | 951 | 255 | 163 | 393 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　33　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　9　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

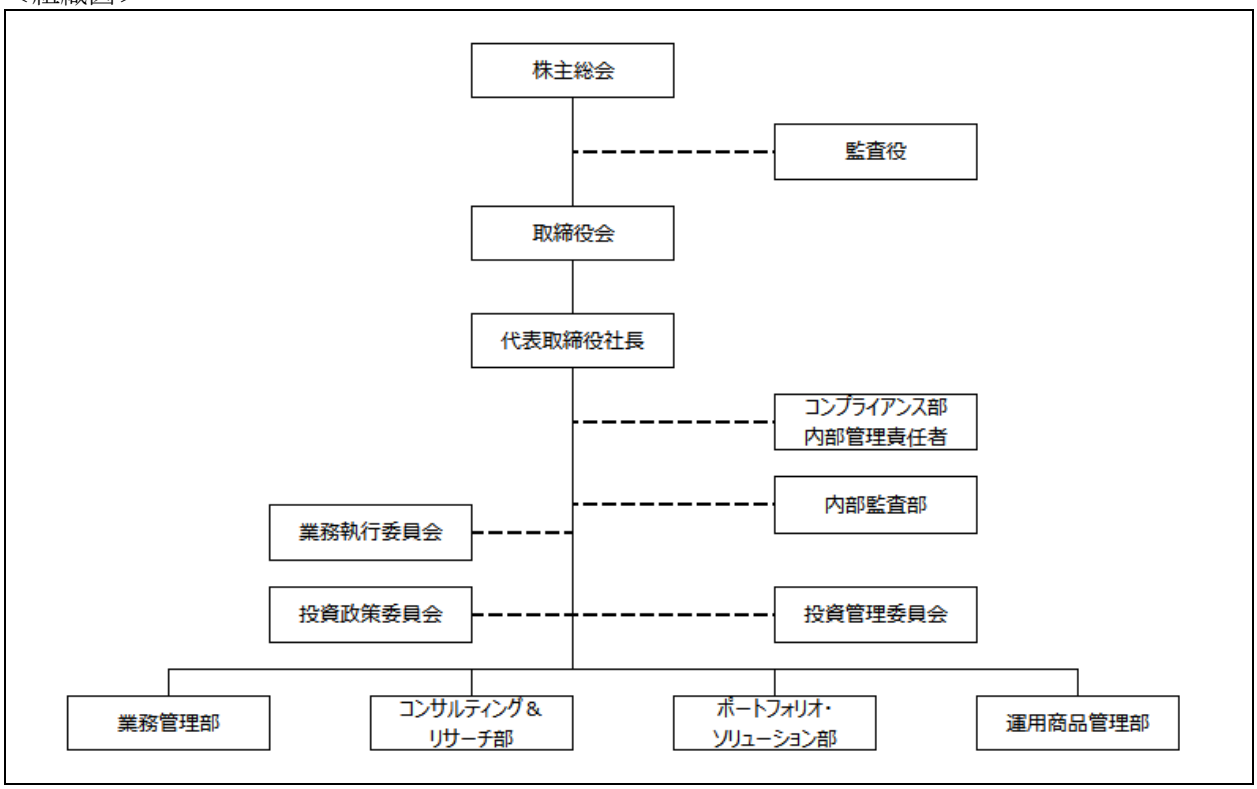
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　10　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　9　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　9　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役社長
コンプライアンス部
内部管理責任者
内部監査部
業務執行委員会
投資政策委員会
投資管理委員会
業務管理部
コンサルティング＆
リサーチ部
ポートフォリオ・
ソリューション部
運用商品管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　タワーズワトソン・インベストメント・サービス株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年1月１日～２０２５年１２月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 記②に該当する法人との取引 | Northern Trust International Fund Administration Services (Ireland) Limited | 44．4％ | |
| | The Bank of New York Mellon | 15．6％ | |
| | Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited | 14．1％ | |
| | State Street Fund Services (Ireland) Limited | 11．8％ | |
| | BNY Mellon Fund Services (Ireland) DAC | 7．6％ | |
| | Citco Fund Administration (Cayman Islands) Limited | 6．5％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

会社名　ちばぎんアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 130-0022　東京都墨田区江東橋二丁目13番７号

電話　03-5638-1450　ファックス　03-5638-1465

ＨＰアドレス　https://www.chibagin-am.co.jp/

代表者　代表取締役社長　江下　亮

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第443号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第010-00020号

業務開始年月　昭和61年３月　資本金　２億円

作成部署　業務部　電話　03-5638-1450

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| (株)千葉銀行 | 40.0% |
| (株)武蔵野銀行 | 20.0% |
| ちばぎん保証(株) | 15.0% |
| ちばぎんコンピューターサービス(株) | 5.0% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ちばぎんカード(株) | 5.0% |
| ちばぎんキャピタル(株) | 5.0% |
| (株)北洋銀行 | 5.0% |
| (株)東邦銀行 | 5.0% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 19 | 1,070 | 116 | 80 | 711 |
| 2025年３月期 | 16 | 953 | 68 | 47 | 631 |
| 2024年３月期 | 43 | 908 | 59 | 40 | 584 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　36　名

②運用業務従事者数　10　名

内 ファンド・マネージャー数　5.0　名、平均経験年数　13.9　年

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　0　年

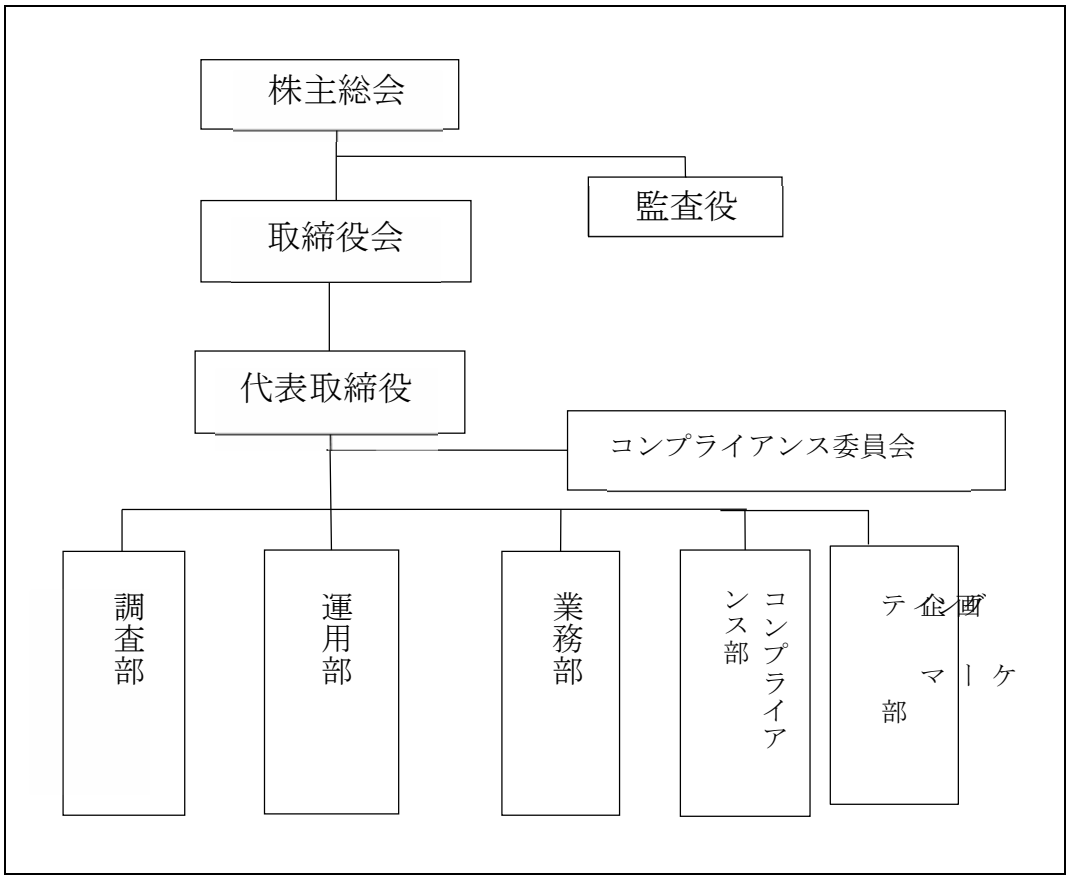
投資顧問・投信部門兼任者　2.0　名、平均経験年数　8.8　年

内 調査スタッフ数　4.0　名、平均経験年数　8.6　年

③日本証券アナリスト協会検定会員数　11　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

〈組織図〉


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
コンプライアンス委員会
調査部
運用部
業務部
コンプライアンス部
企画マーケティング部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ちばぎんアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　令和７年４月１日～令和８年３月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 大和証券 | 18．9　％ | |
| | SMBC 日興証券 | 16．3　％ | |
| | みずほ証券 | 13．8　％ | |
| | 野村証券 | 13．7　％ | |
| | SBI 証券 | 12．2　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　チャーチル・ファイナンス・ジャパン株式会社

所在地　〒 106-0032 東京都港区六本木6-2-5 Bizflex六本木7階

電話　03-6824-1821　ファックス　03-6850-8678

HPアドレス　https://www.churchillre.com/jp

代表者　代表取締役社長　松葉俊治

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3258号　登録年月日　令和3年6月8日

協会会員番号　012-02943

業務開始年月　令和3年7月2日　資本金　5,000万円

作成部署　経営管理部　電話　03-6831-1823

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Churchill FJ LLC | 100 % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 381 | 615 | 4 | 4 | 96 |
| 2024年12月期 | 396 | 544 | 23 | 4 | 91 |
| 2023年12月期 | 239 | 335 | 4 | 2 | 86 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　14　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　24　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

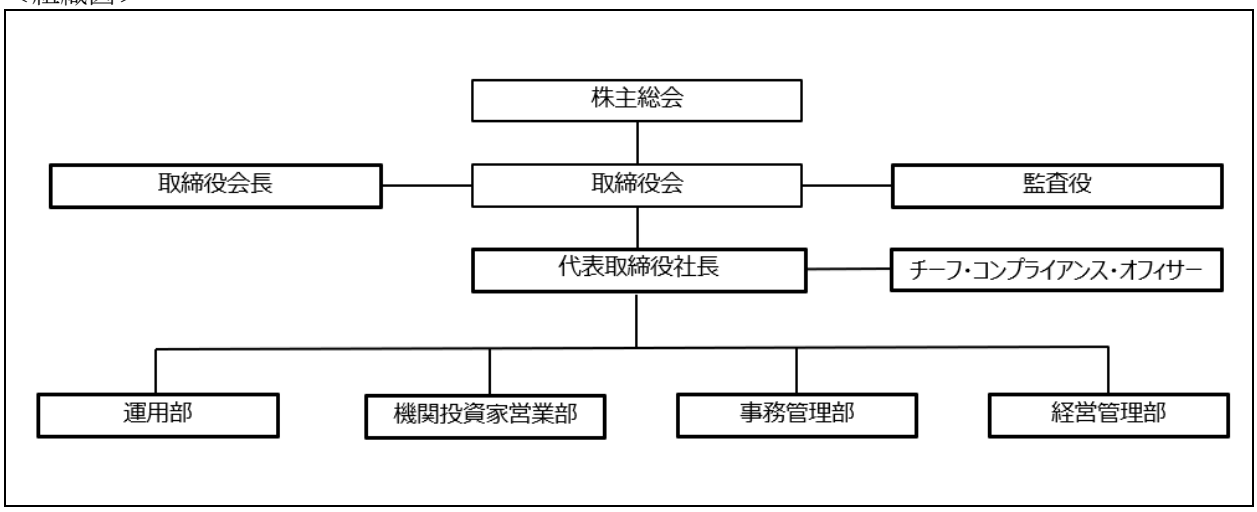
投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数　24　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会長
取締役会
監査役
代表取締役社長
チーフ・コンプライアンス・オフィサー
運用部
機関投資家営業部
事務管理部
経営管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　チャーチル・ファイナンス・ジャパン株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 該当なし | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | % | |
| | | % | |
| | | % | |
| 下記②に該当する法人との取引 | MUFG ALTERNATIVE FUND SERVICES (CAYMAN) LIMITED | 96. 9 % | |
| | | % | |
| | | | |
| | | % | |
| | | . % | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | % | |
| | | . % | |
| | | . % | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　中銀アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 700-0904　岡山市北区柳町二丁目11番23号

電話　086-224-1512　ファックス　086-224-6131

HPアドレス　https://www.chugin-am.jp

代表者　代表取締役　　平　本　辰　雄

金融商品取引業登録番号　中国財務局長(金商)第10号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　071-00007

業務開始年月　1988年2月19日　資本金　1.2億円

作　成　部　署　業務部　電　話　086-224-1512

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社ちゅうぎん<br>フィナンシャルグループ | 100.00% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 26 | 822 | 245 | 169 | 1,759 |
| 2025年3月期 | 39 | 772 | 213 | 153 | 1,666 |
| 2024年3月期 | 38 | 651 | 165 | 114 | 1,569 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　20　名

②運用業務従事者数　6.5　名

内 ファンド・マネージャー数　4.5　名、平均経験年数　15　年　7　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月

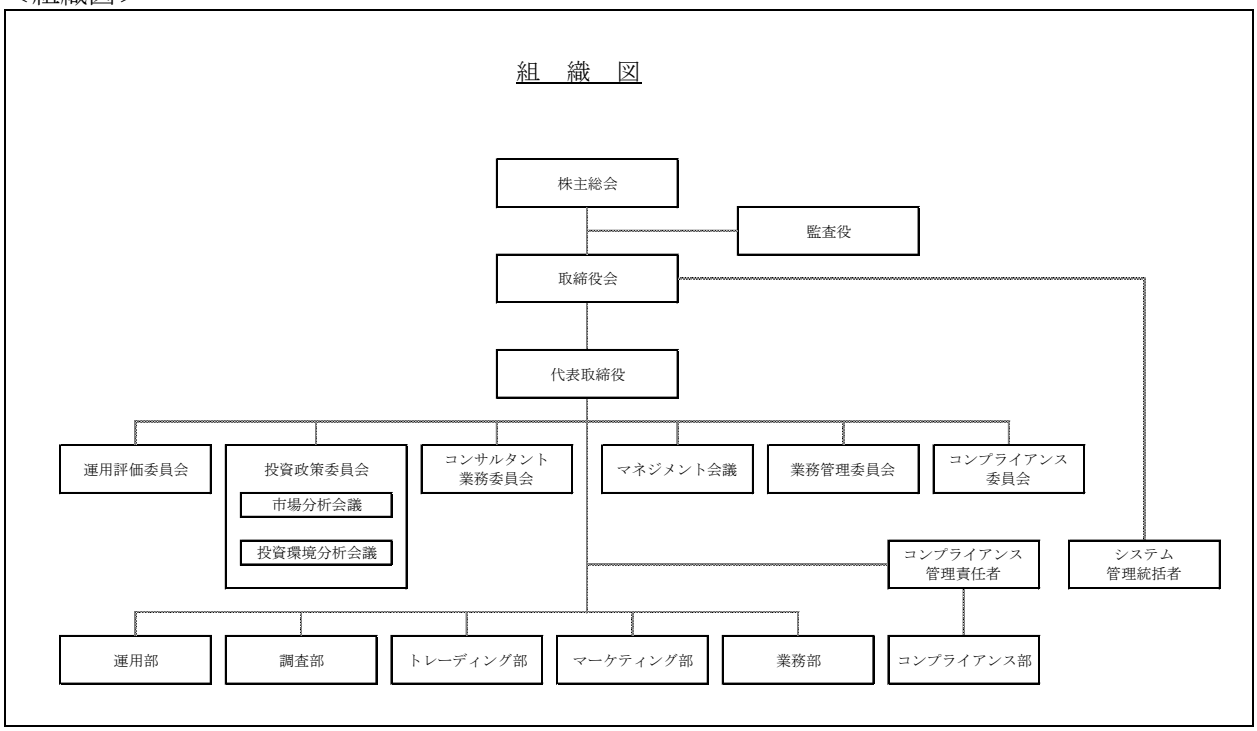
投資顧問・投信部門兼任者　3　名、平均経験年数　15　年　5　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　15　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　6　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


組　織　図
株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
運用評価委員会
投資政策委員会
市場分析会議
投資環境分析会議
コンサルタント
業務委員会
マネジメント会議
業務管理委員会
コンプライアンス
委員会
コンプライアンス
管理責任者
システム
管理統括者
運用部
調査部
トレーディング部
マーケティング部
業務部
コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 中銀アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | みずほ証券 | 60．9 ％ | |
| | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 | 14．0 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 108-0014　東京都港区芝五丁目３６番７号

電話　03(6722)4801　ファックス　050(3737)3700

ＨＰアドレス　https://www.tdasset.co.jp/

代表者　代表取締役社長　佐藤　孝明

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第357号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　010-00089

業務開始年月　昭和55年12月　資本金　11億円

作成部署　経営企画部　電話　03(6722)4801

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 2,411 | 5,758 | 373 | 257 | 5,989 |
| 2025年3月期 | 1,864 | 5,814 | 236 | 193 | 5,732 |
| 2024年3月期 | 1,381 | 5,227 | 47 | 31 | 5,549 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　159　名

②運用業務従事者数　47　名

内 ファンド・マネージャー数　34　名、平均経験年数　16　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月

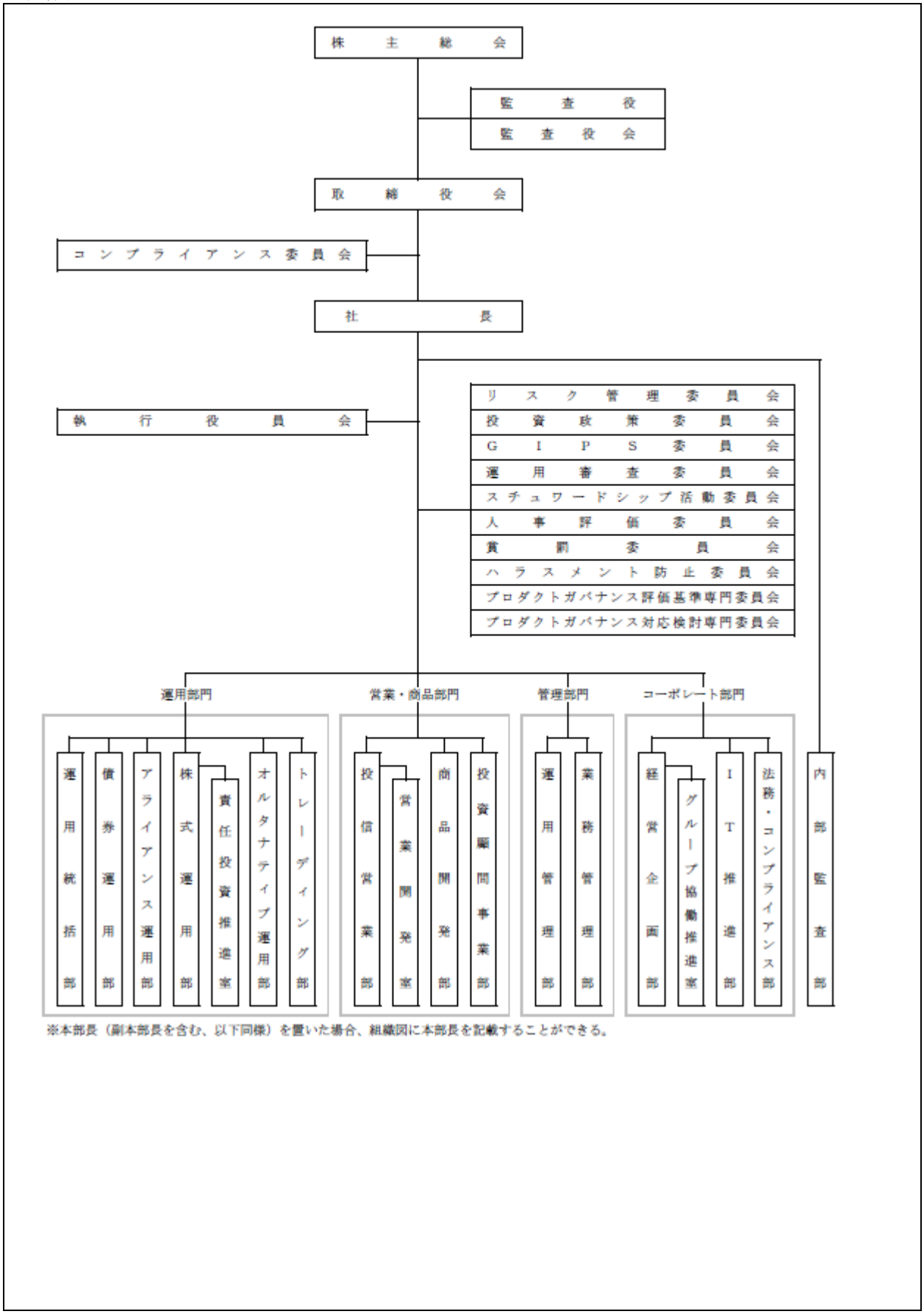
投資顧問・投信部門兼任者　34　名、平均経験年数　16　年　1　ヵ月

内 調査スタッフ数　5　名、平均経験年数　8　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　62　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞




※本部長（副本部長を含む、以下同様）を置いた場合、組織図に本部長を記載することができる。

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | T&D アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | エー・アイ・キャピタル株式会社 | 0．1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | JP Morgan Chase Bank,N.A. | 18．8　％ | |
| | 大和証券株式会社 | 12．2　％ | |
| | ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 11．1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　TCW Japan, Ltd.

所在地　〒 100-6512 東京都千代田区丸の内1-5-1　新丸の内ビルディング12階

電話　03-4510-2440　ファックス　03-4510-2451

HPアドレス

代表者　日本における代表者　キム・ディビッド・デ・ソク

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3158号　登録年月日　2019年11月6日

協会会員番号　012-02881

業務開始年月　2019年11月28日　資本金　675,001米ドル

作成部署　コンプライアンス　電話　03-4510-2445

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| TCW Asset Management Company LLC | 100% |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 0 | 641 | 47 | 31 | 310 |
| 2024年12月期 | 0 | 406 | 29 | 19 | 278 |
| 2023年12月期 | 0 | 490 | 40 | 26 | 259 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　19　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

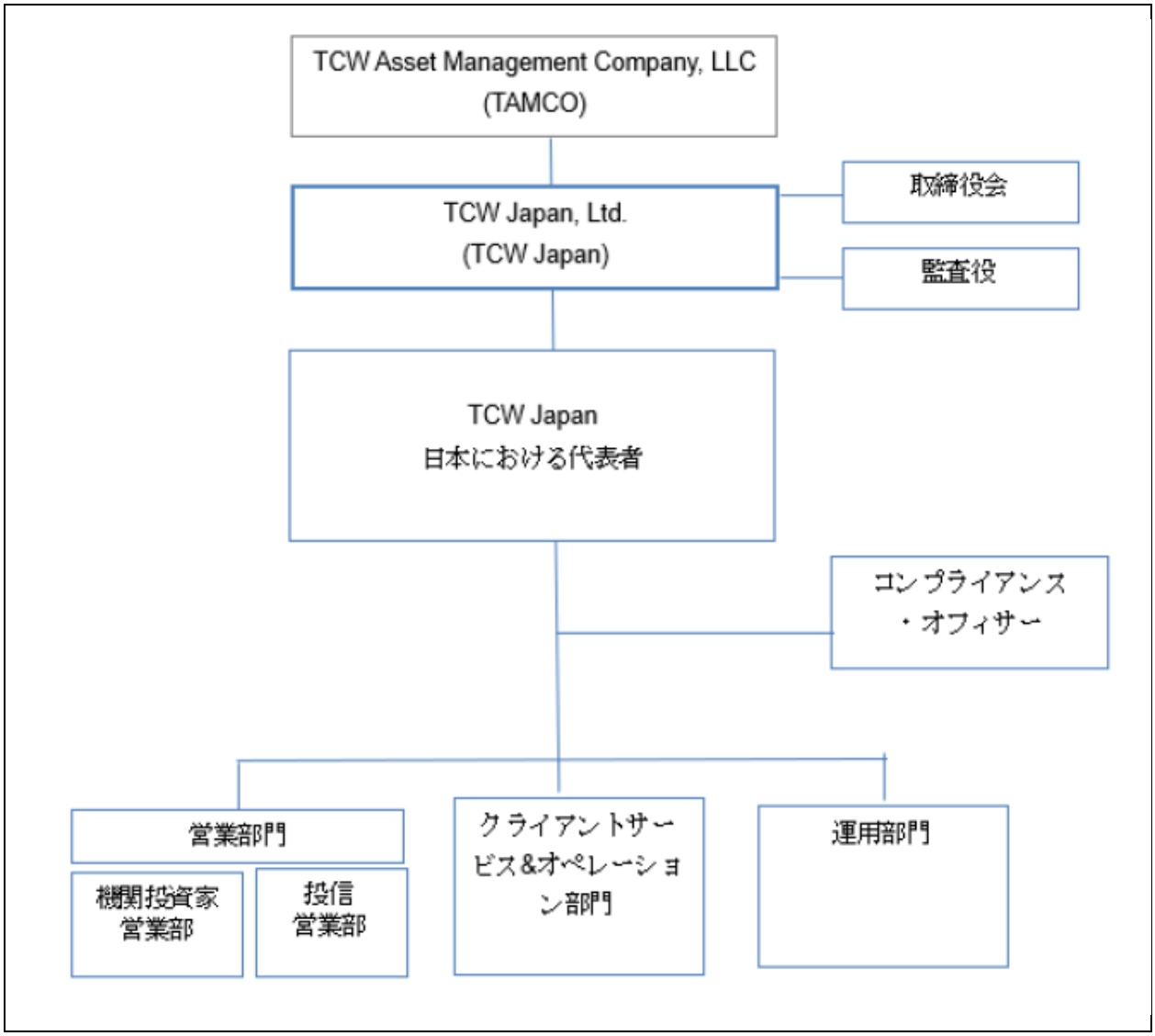
投資顧問・投信部門兼任者　0名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　4　名

CFA協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


TCW Asset Management Company, LLC
(TAMCO)
TCW Japan, Ltd.
(TCW Japan)
取締役会
監査役
TCW Japan
日本における代表者
コンプライアンス
・オフィサー
営業部門
機関投資家
営業部
投信
営業部
クライアントサービス&オペレーション部門
運用部門

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　TCW Japan, Ltd.

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-6610　東京都千代田区丸の内１丁目９番２号

電話　03-6758-3800　ファックス　03-6758-3898

HPアドレス　www.troweprice.jp

代表者　代表取締役社長 兼 最高経営責任者　本田　直之

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3043号　登録年月日　平成30年３月８日

協会会員番号　012-02814

業務開始年月　平成30年４月１日　資本金　1億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6758-3800

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当無し | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| T. Rowe Price International Ltd | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 4,469 | 30,304 | 3,157 | 1,975 | 10,742 |
| 2024年12月期 | 6,082 | 30,487 | 2,979 | 1,834 | 8,553 |
| 2023年12月期 | 5,103 | 24,466 | 2,058 | 1,218 | 6,662 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　88　名

②運用業務従事者数　10　名

内 ファンド・マネージャー数　5　名、平均経験年数　29　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　1　名、平均経験年数　27　年　0　ヵ月

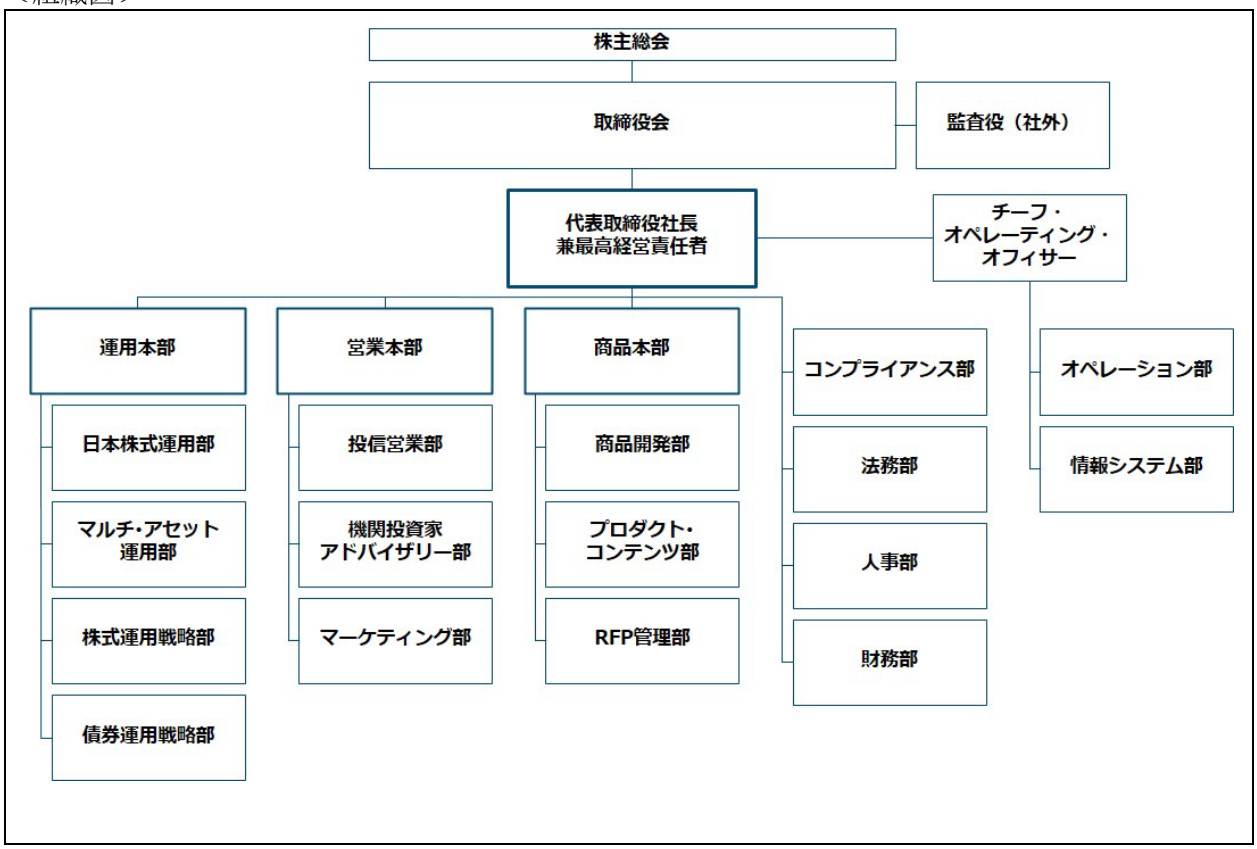
投資顧問・投信部門兼任者　4　名、平均経験年数　30　年　2　ヵ月

内 調査スタッフ数　5　名、平均経験年数　14　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　23　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　6　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役（社外）
代表取締役社長
兼最高経営責任者
チーフ・
オペレーティング・
オフィサー
運用本部
営業本部
商品本部
コンプライアンス部
オペレーション部
日本株式運用部
投信営業部
商品開発部
法務部
情報システム部
マルチ・アセット
運用部
機関投資家
アドバイザリー部
プロダクト・
コンテンツ部
人事部
株式運用戦略部
マーケティング部
RFP管理部
財務部
債券運用戦略部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．　対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ステート・ストリート | 12.2% | |
| | J.P.モルガン | 10.8% | |
| | | | |
| | | | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

会社名　Dimensional Japan Ltd.

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区大手町一丁目９番２号
大手町フィナンシャルシティ　グランキューブ18階

電話　03-6267-1600　ファックス　03-6267-1631

HPアドレス　https://www.dimensional.com/

代表者　日本における代表者兼CEO　ジョン・アール・アルカイヤ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2683号　登録年月日　平成25年2月13日

協会会員番号　012-02609

業務開始年月　平成25年3月　資本金　75万米国ドル

作成部署　管理部　電話　03-6267-1600

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Dimensional Fund Advisors LP | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,009 | 1,009 | 203 | 208 | 545 |
| 2024年12月期 | 849 | 849 | 77 | 97 | 337 |
| 2023年12月期 | 822 | 822 | 75 | 57 | 239 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　15　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　20　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

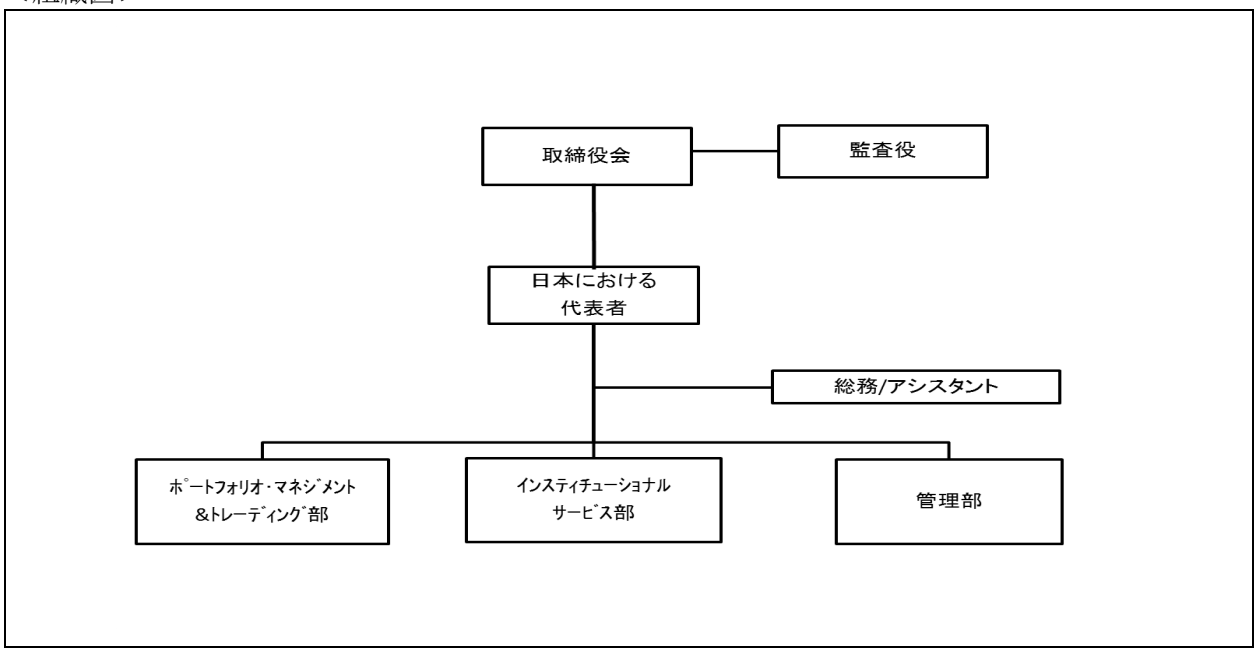
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


取締役会
監査役
日本における
代表者
総務/アシスタント
ﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ
&ﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ部
ｲﾝｽﾃｨﾁｭｰｼｮﾅﾙ
ｻｰﾋﾞｽ部
管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　Dimensional Japan Ltd.

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | State Street Bank and Trust Company | 70．0　％ | |
| | State Street Fund Services( Ireland) | 30．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 106-0041　東京都港区麻布台１－３－１　麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

電話　(03)6730-1300　ファックス　(03) 6730-1301

ＨＰアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/

代表者　代表取締役社長　弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第359号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　第010-00102号

業務開始年月　昭和60年７月８日　資本金　30.78億円

作成部署　ｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部ｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部長　山田樹理　電話　03-6730-1887

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | 2．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | 3．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | 1．法第２条第８項第11号に係る業務 | 2．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | 1．法第28条第１項に係る業務 | 2．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 関係外国法人等 | DWS Group GmbH & Co. KGaA | Investor Relations Mainzer Landstr. 11-17 60329 Frankfurt am Main, Germany |
| 関係外国法人等 | RREEF America L.L.C. | 222 S. Riverside Plaza, Chicago, IL 60606 |
| 関係外国法人等 | DWS Investment Management Americas Inc. | 875 Third Avenue, New York, NY 10022 |
| 関係外国法人等 | DWS Investment GmbH | Mainzer Landstr. 11-17 60329 Frankfurt am Main |
| 関係外国法人等 | DWS Investment S.A. | 2 Boulevard Konrad Adenauer Luxembourg, Lëtzebuerg (LU-LU), L-1115 LUXEMBOURG |
| 関係外国法人等 | DWS International GmbH | Mainzer Landstraße 11-17, 60329 Frankfurt am Main |
| 関係外国法人等 | DWS Investments UK Limited | 21 Moorfields, London, United Kingdom, EC2Y 9DB |
| 関係外国法人等 | DWS Group Services UK Limited | 21 Moorfields, London, United Kingdom, EC2Y 9DB |
| 関係外国法人等 | DWS Investments Singapore Limited | One Raffles Quay South Tower, Level 16 Singapore 048583 |
| 関係外国法人等 | DWS Asset Management (Korea) Co. Ltd. | 11F, Centropolis Tower A, 26, Ujeongguk-ro, Jongno-ku, Seoul, South Korea 03161 |
| 関係外国法人等 | DWS Investments Hong Kong Limited | Level 60 International Commerce Centre 1 Austin Road West, Kowloon, Hong Kong |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| DWS Group GmbH & Co. KGaA | 100％ |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 0 | 6,365 | 481 | 849 | 4,373 |
| 2025年３月期 | 0 | 6,169 | 51 | 1 | 3,524 |
| 2024年３月期 | 0 | 6,041 | 289 | 81 | 3,522 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 67 名

②運用業務従事者数 6 名

内 ファンド・マネージャー数 6 名、平均経験年数 18 年 6 ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者 0 名、平均経験年数 年 ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者 1 名、平均経験年数 29 年 1 ヵ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 年 ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 16 名

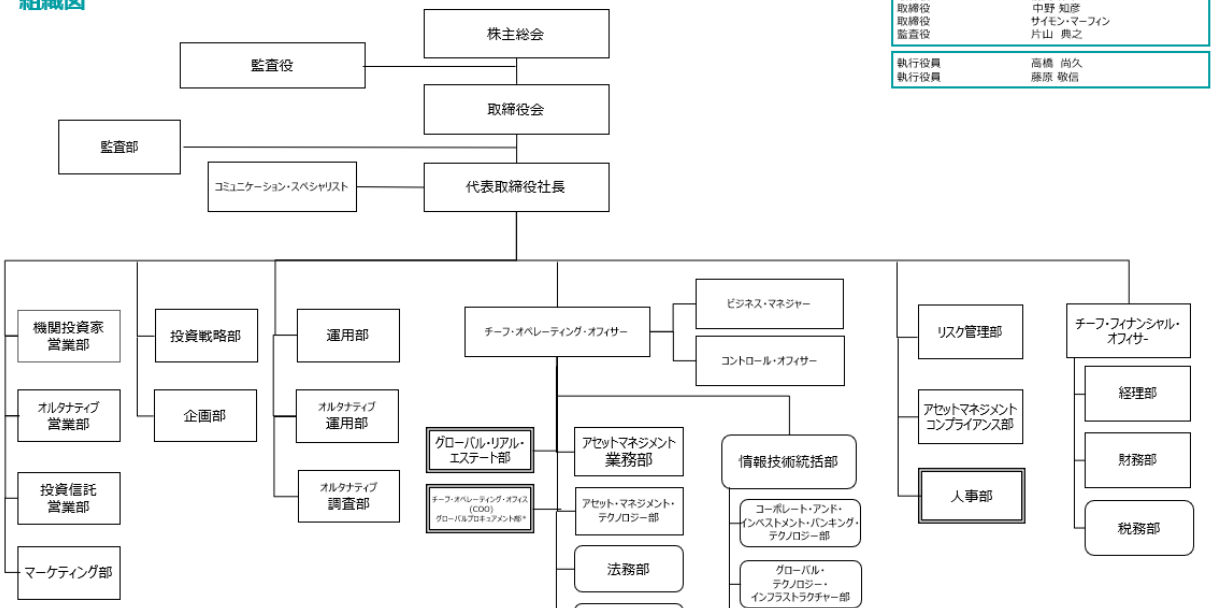
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数 3 名

＜組織図＞

2026年6月30日現在

## ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
## 組織図

| | |
|---|---|
| 代表取締役社長 | 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ |
| 取締役 | 前岡 伸幸 |
| 取締役 | 中野 知彦 |
| 取締役 | サイモン・マーフィン |
| 監査役 | 片山 典之 |
| 執行役員 | 高橋 尚久 |
| 執行役員 | 藤原 敬信 |




ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社、ドイツ銀行東京支店、ドイツ証券株式会社の内部管理業務等を行う兼職部署及び兼職者を示す。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社、ドイツ銀行東京支店、ドイツ証券株式会社の内部管理業務等以外の業務を行う兼職部署を示す。

*チーフ・オペレーティング・オフィス（COO）グローバルプロキュアメント部は内部管理業務等以外の業務を行う兼職部署としてドイツ証券株式会社、ドイツ銀行東京支店、及びドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の業務を行う部署であるが、経費清算業務の取扱に限っては内部管理及び運営に関する業務等を扱う部署と同様の扱いとする。

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　２０２５年4月1日～　２０２６年3月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　トゥエルブ・セキュリス・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内1-6-2　新丸の内センタービル21階

電話　03-6634-8431　ファックス　https://twelvesecuris.jp/

HPアドレス

代表者　代表取締役　岡本 吉弘

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）3049号　登録年月日　平成30年3月30日

協会会員番号　012-02822

業務開始年月　平成30年5月25日　資本金　1,500万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6634-8434

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Securis Investments Limited | 100% |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 6 | 99 | 8 | 6 | 75 |
| 2025年3月期 | 15 | 111 | 15 | 11 | 68 |
| 2024年3月期 | 22 | 76 | 20 | 20 | 57 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　5　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　9　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

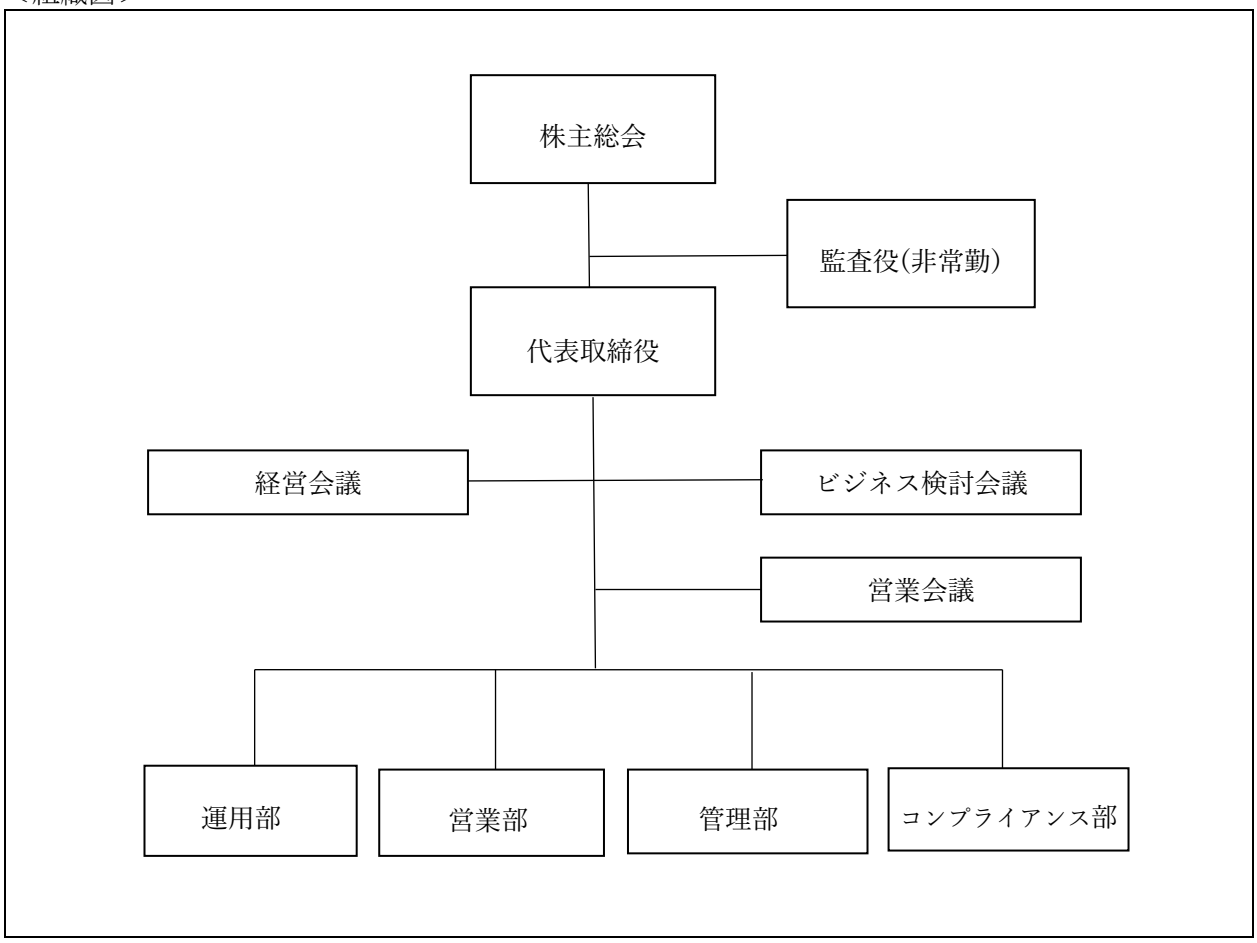
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | セキュリス・インベストメンツ・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Citco Fund Services (Ireland ) Limited | 100．0　％ | Administrator of the Fund |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レート

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　東海東京証券株式会社

所在地　〒 450-6212 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

電話　052-527-1111　ファックス

HPアドレス　https://www.tokaitokyo.co.jp

代表者　代表取締役社長　北川　尚子

金融商品取引業登録番号　東海財務局長(金商)第140号　登録年月日　平成22年4月1日

協会会員番号　052-00226

業務開始年月　令和6年1月　資本金　60億円

作成部署　運用アドバイザリー部　電話　03-3517-7817

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 308 | 85,393 | 16,451 | 11,145 | 123,452 |
| 2025年3月期 | 216 | 76,515 | 13,713 | 9,376 | 119,747 |
| 2024年3月期 | 119 | 78,534 | 17,067 | 11,120 | 117,438 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　15　名

②運用業務従事者数　13　名

内 ファンド・マネージャー数　8　名、平均経験年数　11　年　7　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

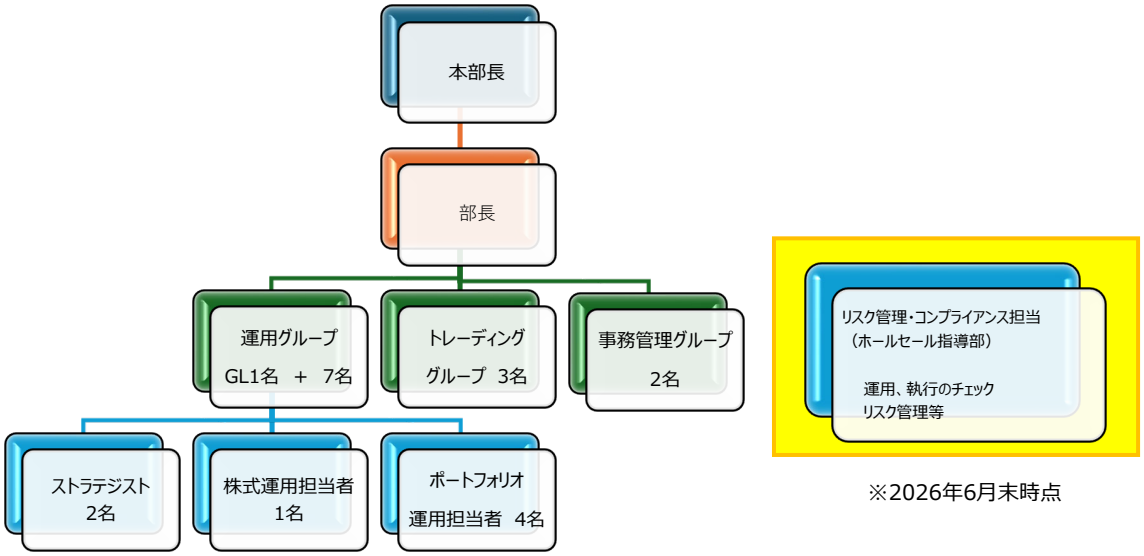
内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　22　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　7　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞

プロフェッショナルアドバイザリー本部運用アドバイザリー部は、利益相反等の観点から、証券業務との情報隔離が明確になされており、独立した運用体制が確保されております。そのため、独自の経済・金融見通し（ハウスビュー）を持ち、独自の投資判断から投資行動を行います。また、部内においては、運用担当者と執行担当者を分離し、お客様と取り決めた運用ガイドライン通りに運用がなされているかについては、独立した部署であるホールセール指導部がチェックを行います。




※2026年6月末時点

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 東海東京証券株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 91．1　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　東京インフラアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 102-0083　東京都千代田区麹町二丁目3番地　麹町プレイス8階

電話　03-6551-2831　ファックス　03-6551-2834

HPアドレス　https://tokyoinfra-am.co.jp/

代表者　代表取締役　永森　利彦

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2996号　登録年月日　2017年6月29日

協会会員番号　012-03094

業務開始年月　2017年10月　資本金　261.4百万円

作成部署　業務企画部　電話　03-6551-2833

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 東京インフラホールディングス株式会社 | 96.0% |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 4.0% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 0 | 146 | -14 | -14 | 58 |
| 2025年3月期 | 0 | 126 | -33 | -33 | 73 |
| 2024年3月期 | 0 | 116 | -34 | -34 | 77 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　13　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　33　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

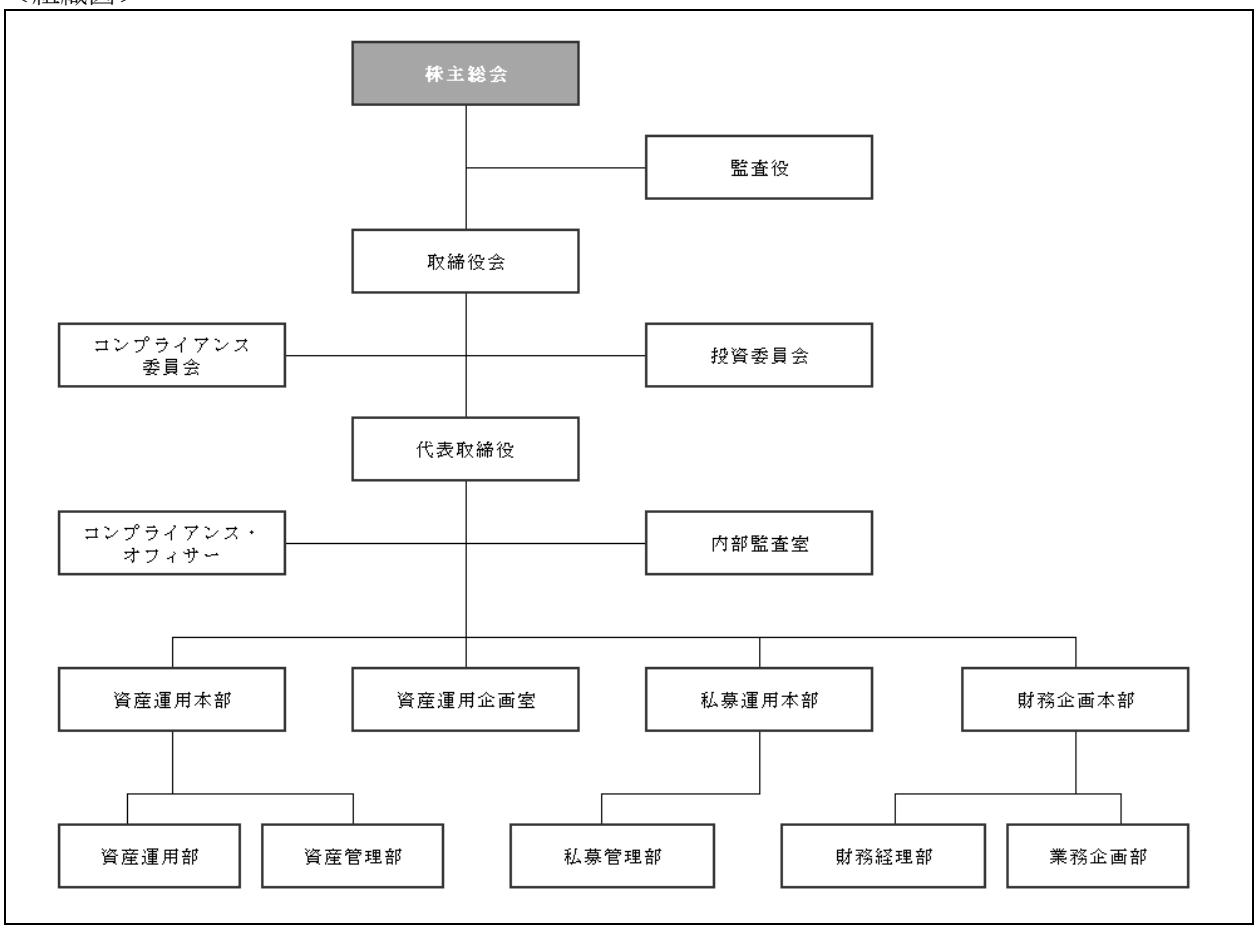
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
コンプライアンス委員会
投資委員会
代表取締役
コンプライアンス・オフィサー
内部監査室
資産運用本部
資産運用企画室
私募運用本部
財務企画本部
資産運用部
資産管理部
私募管理部
財務経理部
業務企画部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 東京インフラアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　東京海上アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内1-8-2鉄鋼ビルディング

電話　03-3212-8421　ファックス　03-3214-6390

ＨＰアドレス　https://www.tokiomarineam.co.jp/index.html

代表者　代表取締役社長 兼 CEO　長澤　和哉

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第361号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　010-00100

業務開始年月　1985年12月9日　資本金　20億円

作成部署　経営企画部　電　話　03-3212-1691

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子会社 | Tokio Marine Asset Management (London) Ltd. | 英国 ロンドン市 |
| 子会社 | Tokio Marine Asset Management International Pte. Ltd. | シンガポール |
| 子会社 | Tokio Marine Asset Management (USA), Ltd. | 米国 ニューヨーク市 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 東京海上ホールディングス株式会社 | 100.0% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 15,535 | 35,020 | 7,348 | 5,194 | 27,683 |
| 2025年3月期 | 13,823 | 30,464 | 6,699 | 4,813 | 26,331 |
| 2024年3月期 | 12,471 | 31,036 | 6,868 | 4,734 | 25,307 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　386　名

②運用業務従事者数　139　名

内 ファンド・マネージャー数　102　名、平均経験年数　13　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

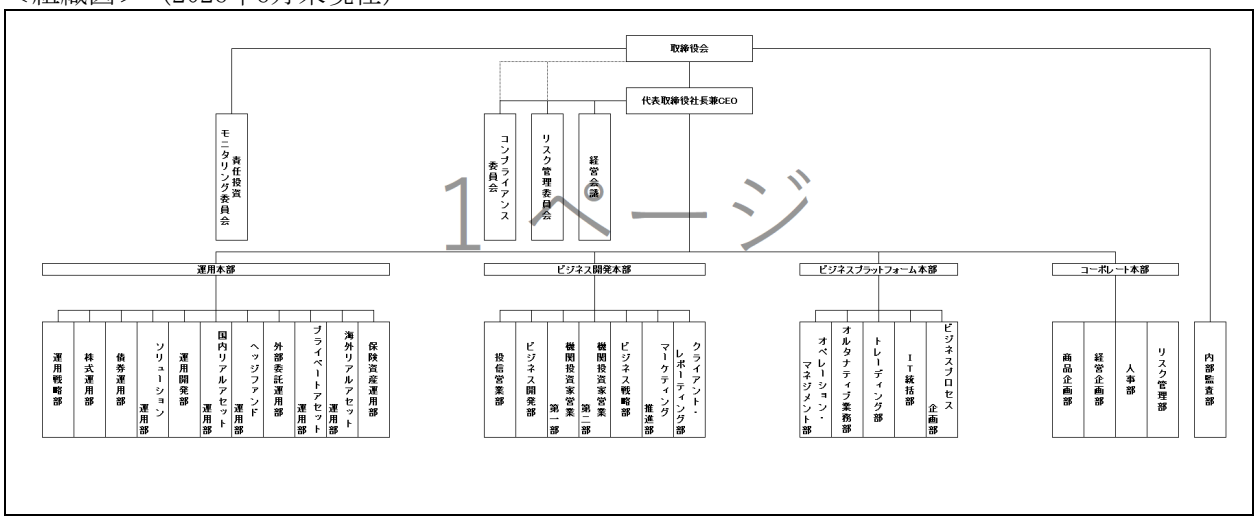
投資顧問・投信部門兼任者　102　名、平均経験年数　13　年　6　ヵ月

内 調査スタッフ数　37　名、平均経験年数　14　年　2　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　150　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　25　名

＜組織図＞（2026年6月末現在）



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 東京海上アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ 信託銀行 | 17．7％ | |
| | 三菱 UFJ 銀行 | 11．0％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　トライヴィスタ・キャピタル株式会社

所在地　〒 103－0026　東京都中央区日本橋兜町６番５号　兜町第６平和ビル３階

電話　03(5962)3430　ファックス

HPアドレス　https://www.vvvista.com/

代表者　代表取締役　後藤正樹

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3156号　登録年月日　令和元年10月28日

協会会員番号　012－02885

業務開始年月　令和元年12月20日　資本金　1,000万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03(5962)3430

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 本店 | 東京都中央区日本橋兜町６番５号　兜町第６平和ビル３階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 合同会社オフィスMG | 52.7% |
| 合同会社オフィスSYZ | 39.8% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | 667 | 667 | 338 | 221 | 317 |
| 2024年11月期 | 499 | 499 | 238 | 155 | 230 |
| 2023年11月期 | 389 | 383 | 133 | 91 | 168 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10名

②運用業務従事者数　5名

内 ファンド・マネージャー数　1名、平均経験年数　26年　3ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

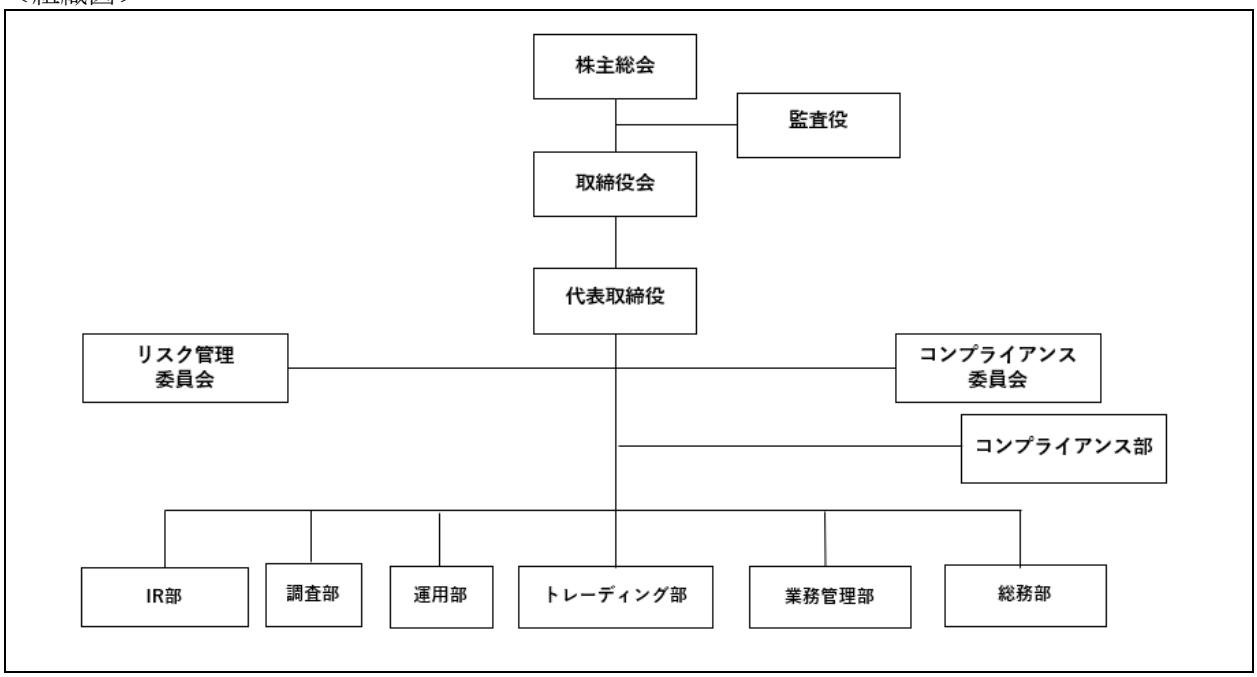
投資顧問・投信部門兼任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 調査スタッフ数　4名、平均経験年数　13年　3ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
リスク管理
委員会
コンプライアンス
委員会
コンプライアンス部
IR部
調査部
運用部
トレーディング部
業務管理部
総務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　トライヴィスタ・キャピタル株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．　対象期間　2024 年 12 月 1 日～2025 年 11 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 野村證券株式会社 | 28.72 ％ | |
| | SMBC 日興證券株式会社 | 23.87 ％ | |
| | ゴールドマン・サックス証券株式会 | 18.04 ％ | |
| | 株式会社 SBI 証券 | 13.52 ％ | |
| | 大和証券株式会社 | 10.26 ％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | | |
| | | | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＴＯＲＡＮＯＴＥＣ投信投資顧問株式会社

所在地　〒 105-6036　東京都港区虎ノ門四丁目3番1号　城山トラストタワー36階

電話　03-6432-0780　ファックス　03-6432-0781

ＨＰアドレス　https：// toranotecasset.com/

代表者　代表取締役社長　　バロック・ステファン・ジャスティン

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第384号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　011-00822

業務開始年月　1998年７月31日　資本金　1億円

作成部署　経営管理部　電　話　03-6432-0783

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ＴＯＲＡＮＯＴＥＣ（株） | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 12 | 503 | △54 | △20 | 57 |
| 2025年３月期 | 1 | 442 | △94 | 15 | 77 |
| 2024年３月期 | 5 | 464 | △324 | △20 | 62 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　36名

②運用業務従事者数　3.5名

内 ファンド・マネージャー数　3.5名、平均経験年数　28年5ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0名、平均経験年数　年　ヵ月

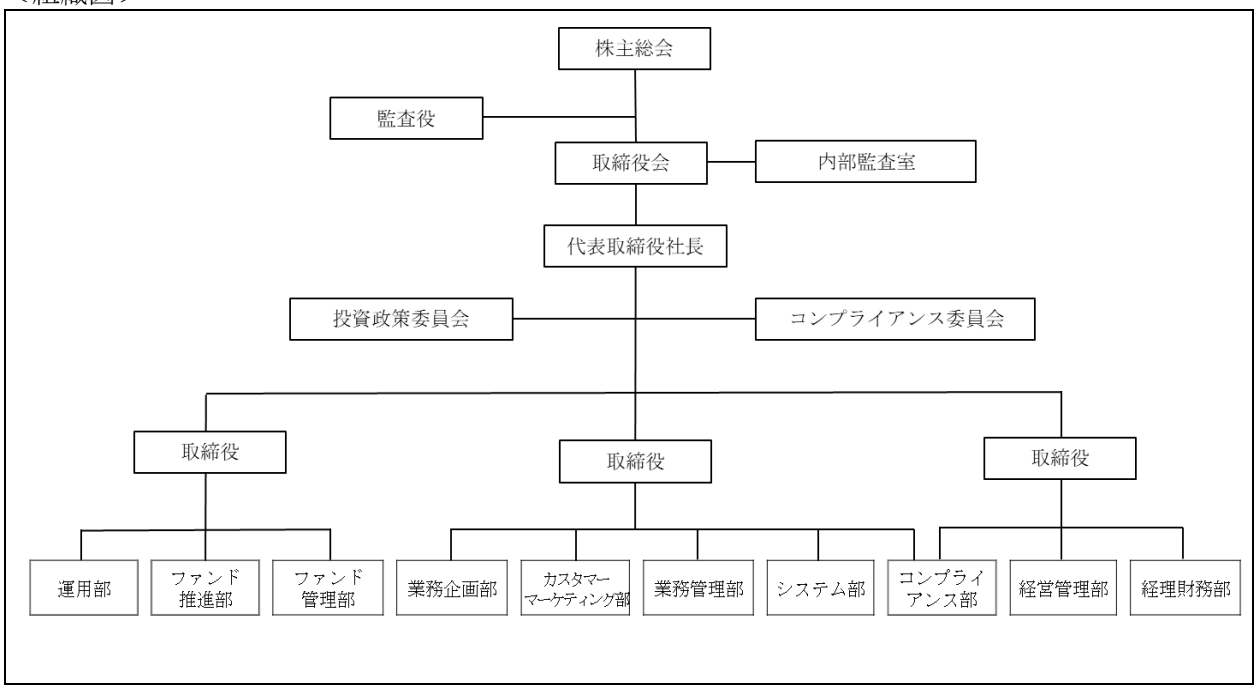
投資顧問・投信部門兼任者　3.5名、平均経験年数　28年5ヵ月

内 調査スタッフ数　1名、平均経験年数　23年0ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0.5名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0.5名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
内部監査室
代表取締役社長
投資政策委員会
コンプライアンス委員会
取締役
取締役
取締役
運用部
ファンド推進部
ファンド管理部
業務企画部
カスタマーマーケティング部
業務管理部
システム部
コンプライアンス部
経営管理部
経理財務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | TORANOTEC 投信投資顧問株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Interactive Brokers LLC | 57.8％ | 外国市場(CME)デリバティブ取引 |
| | Helicap Investments Pte. Ltd | 22.8％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　なかのアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 103-0026　東京都中央区日本橋兜町5－1兜町第一平和ビルB1階

電話03-6661-0508　ファックス 03-6661-0509

HPアドレス https://nakano-am.co.jp/

代表者代表取締役　中野　晴啓

金融商品取引業登録番号関東財務局長（金商）第3406号　登録年月日2024年2月7日

協会会員番号

業務開始年月2024年4月25日　資本金6.7億円

作成部署管理部　電　話03-6661-0508

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 中野　晴啓 | 50.2% |
| スパークス・グループ株式会社 | 15.1% |
| 株式会社第一ライフグループ | 15.1% |
| ソニーフィナンシャルグループ株式会社 | 12.5% |
| GAIA株式会社 | 0.5% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| その他個人株主 | 6.6 % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 1.7 | 52 | △250 | △251 | 565 |
| 2025年3月期 | 0 | 31 | △287 | △288 | 817 |
| 2024年3月期 | 0 | 0 | △74 | △74 | 1,025 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　26　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　22　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0名、平均経験年数　　年　　ヵ月

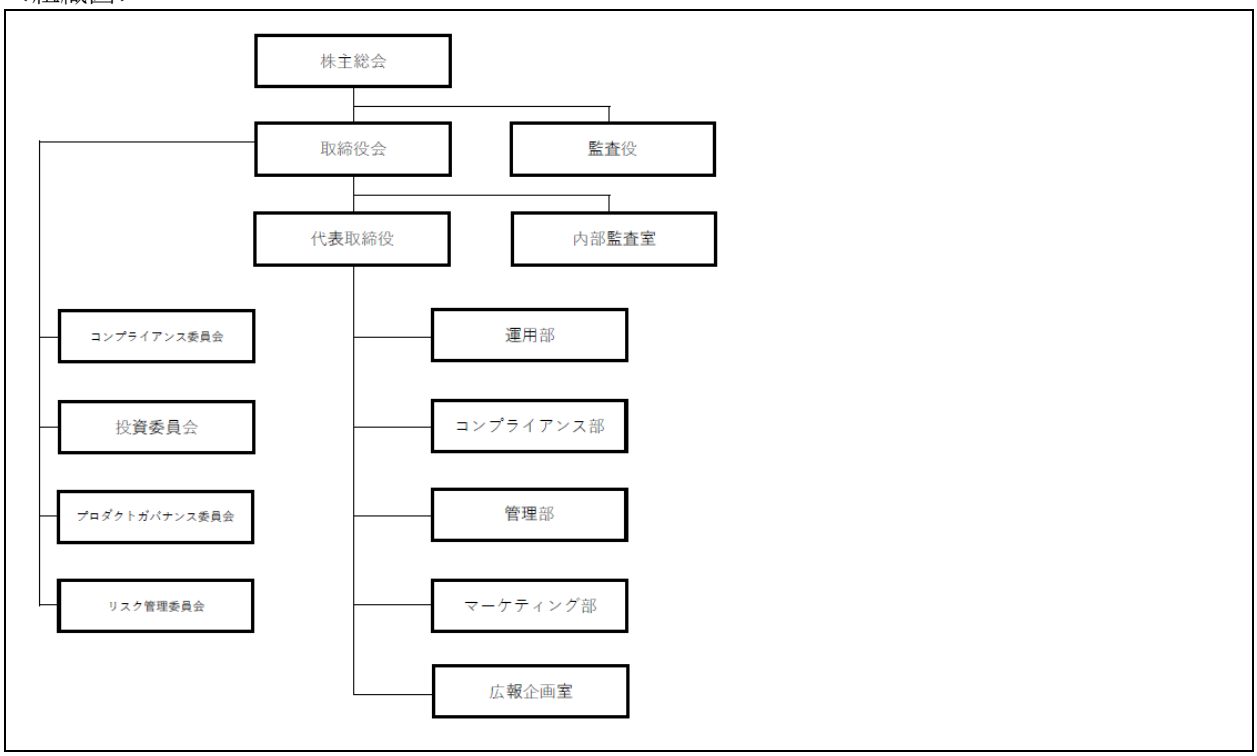
投資顧問・投信部門兼任者　6名、平均経験年数　13年　11　ヵ月

内 調査スタッフ数　5　名、平均経験年数　11　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　5　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿1＿＿＿名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | なかのアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．　対象期間　2025 年 10 月 31 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 大和アセットマネジメント | 100.0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ株式会社

所在地　〒 106-0032　東京都港区六本木 １-４-５　アークヒルズ サウスタワー８階

電話　03-6635-4020(代)　ファックス　03-6635-4023

HPアドレス　https://www.im.natixis.com/ja-jp

代表者　代表取締役社長　　井上　真司

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第425号 登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-00178

業務開始年月　昭和62年5月　資本金1億円

作成部署　総務部　電　話03-6635-4020

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ・パーティシペイションズ・ワン | 100.00% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,119 | 2,785 | 54 | 17 | 700 |
| 2024年12月期 | 1,271 | 2,786 | 41 | 13 | 683 |
| 2023年12月期 | 1,222 | 2,760 | 33 | 30 | 1,469 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

人数を記載）

①役職員総数　33　名

②運用業務従事者数　3.5　名

内 ファンド・マネージャー数　3.5　名、平均経験年数 22 年 1ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

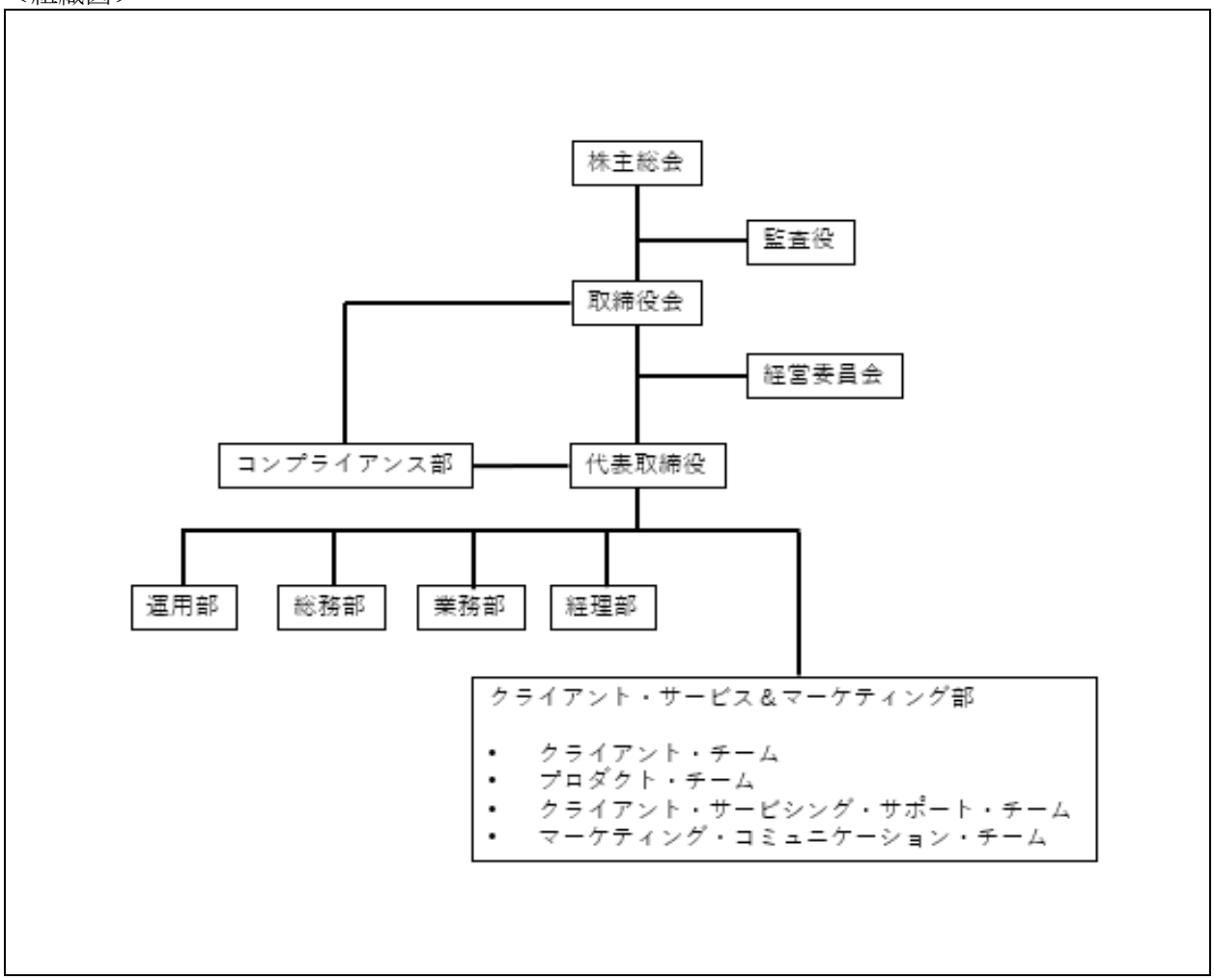
投資顧問・投信部門兼任者 3.5 名、平均経験年数 22年1ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿13＿名

CFA協会認定証券アナリスト数＿4＿

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | JP. MORGAN | １７．１　％ | |
| | CITI | １２．２　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ニッセイアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 100-8219　東京都千代田区丸の内一丁目６番６号　日本生命丸の内ビル

電話　03-5533-4000　ファックス　03-5533-4699

HPアドレス　https://www.nam.co.jp/

代表者　代表取締役社長　大関　洋

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第369号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　010-00092

業務開始年月　平成７年４月　資本金　100億円

作成部署　人事総務部　電話　03-5533-4000

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 大阪営業所 | 〒541-0042　大阪市中央区今橋2-4-10 淀屋橋北浜センタービル |
| 子法人 | Nippon Life Global Investors Singapore Limited | 138 Market Street #34-02 CapitaGreen, Singapore 048946 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 日本生命保険相互会社 | 100.0% |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 36,675 | 68,823 | 17,502 | 12,198 | 82,807 |
| 2025年３月期 | 27,569 | 59,037 | 15,492 | 10,622 | 80,959 |
| 2024年３月期 | 25,424 | 54,941 | 15,074 | 10,621 | 78,635 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　748　名

②運用業務従事者数　272.5　名

内 ファンド・マネージャー数　197　名、平均経験年数　12　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

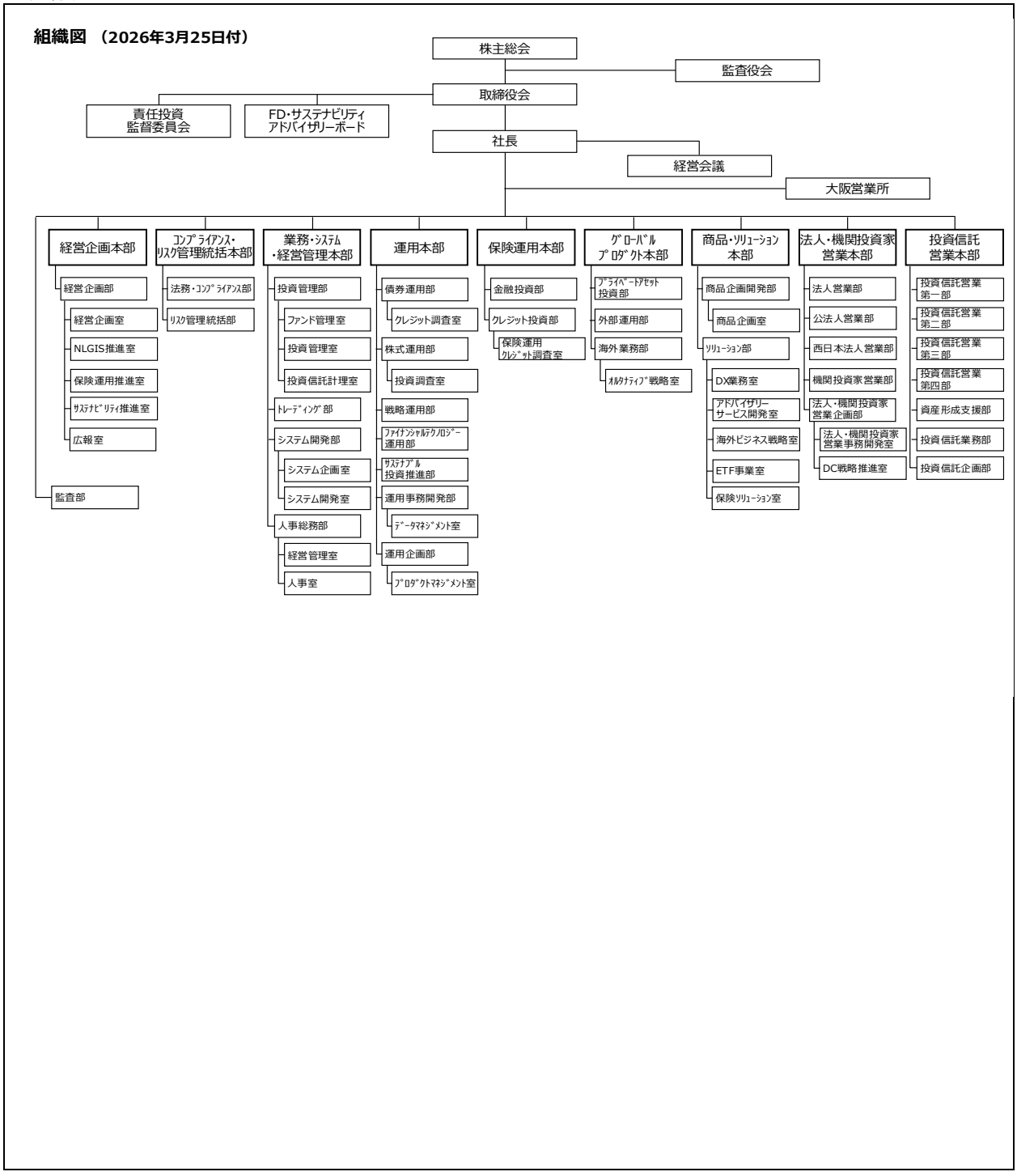
投資顧問・投信部門兼任者　197　名、平均経験年数　12　年　8　ヵ月

内 調査スタッフ数　50　名、平均経験年数　17　年　5　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　302　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　33　名

＜組織図＞


組織図 （2026年3月25日付）
株主総会
監査役会
取締役会
責任投資
監督委員会
FD・サステナビリティ
アドバイザリーボード
社長
経営会議
大阪営業所
経営企画本部
経営企画部
経営企画室
NLGIS推進室
保険運用推進室
ｻｽﾃﾅﾋﾞﾘﾃｨ推進室
広報室
監査部
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・
ﾘｽｸ管理統括本部
法務・ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部
ﾘｽｸ管理統括部
業務・ｼｽﾃﾑ
・経営管理本部
投資管理部
ファンド管理室
投資管理室
投資信託計理室
ﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ部
システム開発部
システム企画室
システム開発室
人事総務部
経営管理室
人事室
運用本部
債券運用部
クレジット調査室
株式運用部
投資調査室
戦略運用部
ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙﾃｸﾉﾛｼﾞｰ
運用部
ｻｽﾃﾅﾌﾞﾙ
投資推進部
運用事務開発部
ﾃﾞｰﾀﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ室
運用企画部
ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ室
保険運用本部
金融投資部
クレジット投資部
保険運用
ｸﾚｼﾞｯﾄ調査室
ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ
ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄ本部
ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄｱｾｯﾄ
投資部
外部運用部
海外業務部
ｵﾙﾀﾅﾃｨﾌﾞ戦略室
商品・ｿﾘｭｰｼｮﾝ
本部
商品企画開発部
商品企画室
ｿﾘｭｰｼｮﾝ部
DX業務室
アドバイザリー
サービス開発室
海外ビジネス戦略室
ETF事業室
保険ｿﾘｭｰｼｮﾝ室
法人・機関投資家
営業本部
法人営業部
公法人営業部
西日本法人営業部
機関投資家営業部
法人・機関投資家
営業企画部
法人・機関投資家
営業事務開発室
DC戦略推進室
投資信託
営業本部
投資信託営業
第一部
投資信託営業
第二部
投資信託営業
第三部
投資信託営業
第四部
資産形成支援部
投資信託業務部
投資信託企画部

（別紙様式第１号②　投資一任業）

| 会社名 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 野村證券株式会社 | 18.4 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４.　　上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号②　ラップ業務）

| 会社名 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 株式会社スマートプラス | 100.0% | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

④顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

⑤顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

⑥顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

５.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　日本バリュー・インベスターズ株式会社

所在地　〒 101-0062　東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地　御茶ノ水杏雲ビル2階

電話　03-6692-5992　ファックス　03-6745-9177

HPアドレス　https://www.nippon-value.com/

代表者　代表取締役　　伊藤　義彦

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第450号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01497

業務開始年月　平成18年2月　資本金　1 億円

作成部署　コンプライアンス部門　電　話　03-6692-5992

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | (2)．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | (3)．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | (1)．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人 | 日本バリュー・インベスターズ インク | 米国ニューヨーク州 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| シルチェスター・パートナーズ・リミテッド | 48.3% |
| 伊　藤　義　彦 | 18.1% |
| 黒　田　尚　孝 | 11.7% |
| 小　林　辰　五 | 9.9% |
| 長　浦　尚　志 | 4.2% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 田　中　伸　一 | 2.4% |
| 石　原　慎一郎 | 1.7% |
| 松　岡　洋　子 | 1.6% |
| 三栖本　真　紀 | 0.9% |
| 富　田　惠美子 | 0.6% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年４月期 | 788 | 788 | 170 | 121 | 2,481 |
| 2025年４月期 | 951 | 951 | 278 | 182 | 1,717 |
| 2024年４月期 | 979 | 979 | 272 | 178 | 1,800 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　13　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　5　名、平均経験年数　32　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

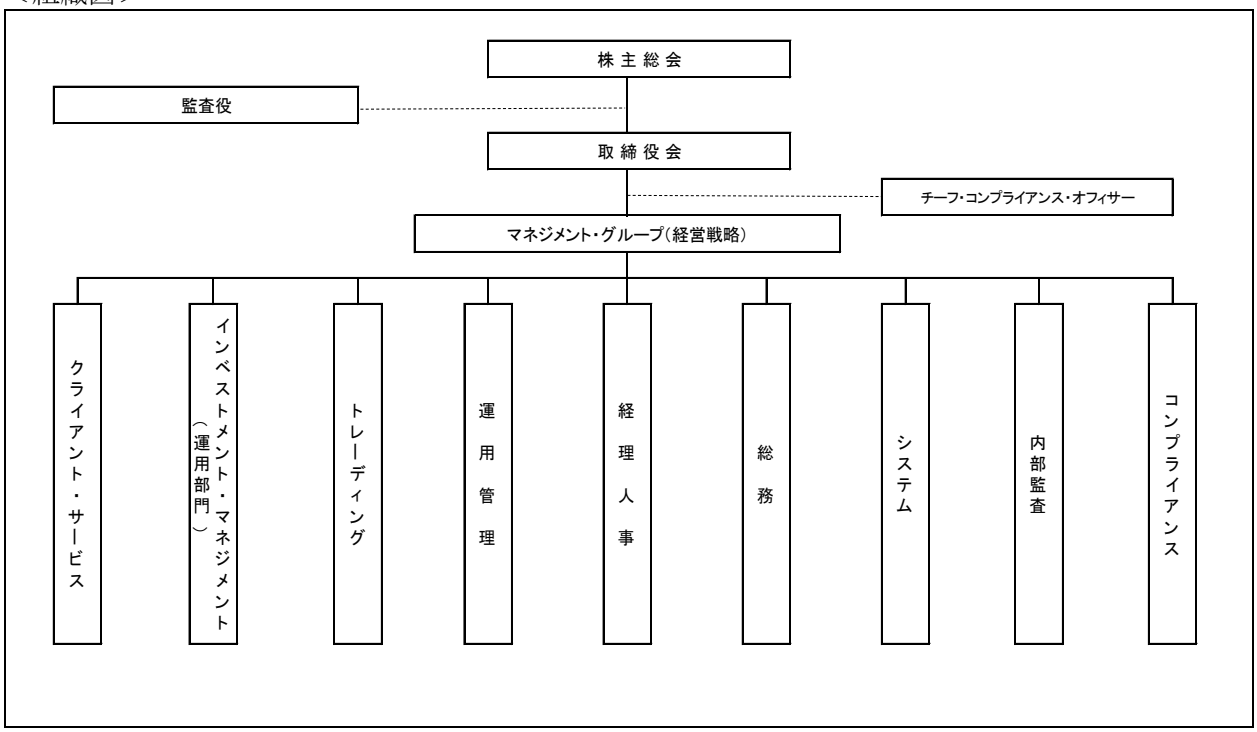
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　6　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
チーフ・コンプライアンス・オフィサー
マネジメント・グループ（経営戦略）
クライアント・サービス
インベストメント・マネジメント（運用部門）
トレーディング
運用管理
経理人事
総務
システム
内部監査
コンプライアンス

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 日本バリュー・インベスターズ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 5 月 1 日～2026 年 4 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 野村インターナショナル PLC | 42.　5% | |
| | みずほセキュリティーズ・エイジア・リミテッド | 31.　0% | |
| | 大和証券キャピタル・マーケッツ・ヨーロッパ・リミテッド | 26.　5% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　日本橋バリューパートナーズ株式会社

所在地　〒 103-0013　東京都中央区日本橋人形町３－３－５天翔日本橋人形町ビル２０４号

電話　03-6661-7191　ファックス

HPアドレス　https://nvpvalue.com/

代表者　代表取締役社長　高柳　健太郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3344号　登録年月日　2022年9月5日

協会会員番号　012-03010

業務開始年月　2022年10月20日　資本金　5800万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6661-7195

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 高柳　健太郎 | 66.0% |
| 高柳　久仁子 | 18.9% |
| 田中　司 | 7.5% |
| 矢内　伸介 | 7.5% |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年8月期 | － | 161 | 43 | 30 | 148 |
| 2024年8月期 | － | 128 | 44 | 32 | 118 |
| 2023年8月期 | － | 25 | -11 | -11 | 85 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　9名

②運用業務従事者数　3名

内 ファンド・マネージャー数　2名、平均経験年数　29年　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0名、平均経験年数　年　ヵ月

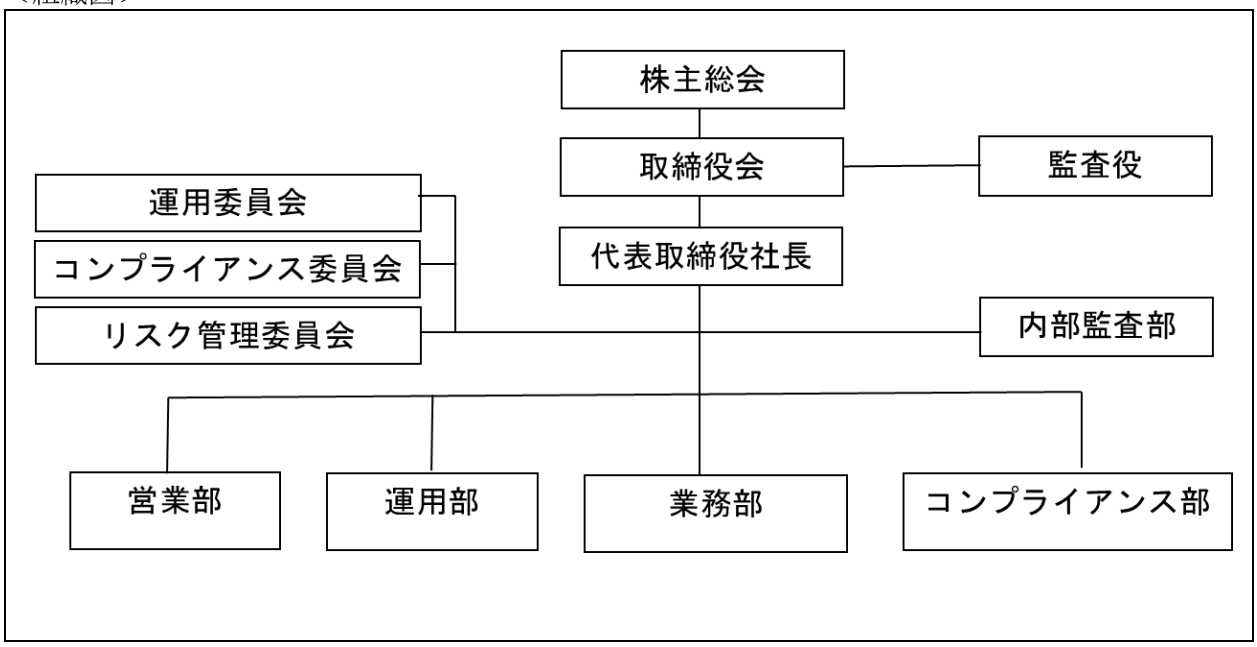
投資顧問・投信部門兼任者　2名、平均経験年数　29年　ヵ月

内 調査スタッフ数　0名、平均経験年数　年　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
運用委員会
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
代表取締役社長
内部監査部
営業部
運用部
業務部
コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | 日本橋バリューパートナーズ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 9 月 1 日～2025 年 8 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ニュース証券株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 103-0004　東京都中央区東日本橋二丁目１番5号

電話　03-5466-1641　　ファックス　03-5466-1651

HPアドレス　https://news-sec.co.jp/

代表者　代表取締役　長倉　洋邦

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第138号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02694

業務開始年月　平成13年12月3日　　資本金　10億円

作成部署　管理本部　　電話　03-5466-7291

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子会社 | ニュースアセットマネジメント株式会社 | 東京都中央区東日本橋二丁目１番5号 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| エックス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | － | 469 | 65 | 30 | 1,363 |
| 2025年3月期 | － | 382 | 19 | 12 | 1,332 |
| 2024年3月期 | － | 441 | 49 | 48 | 2,154 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　1名

②運用業務従事者数　0名

内 ファンド・マネージャー数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

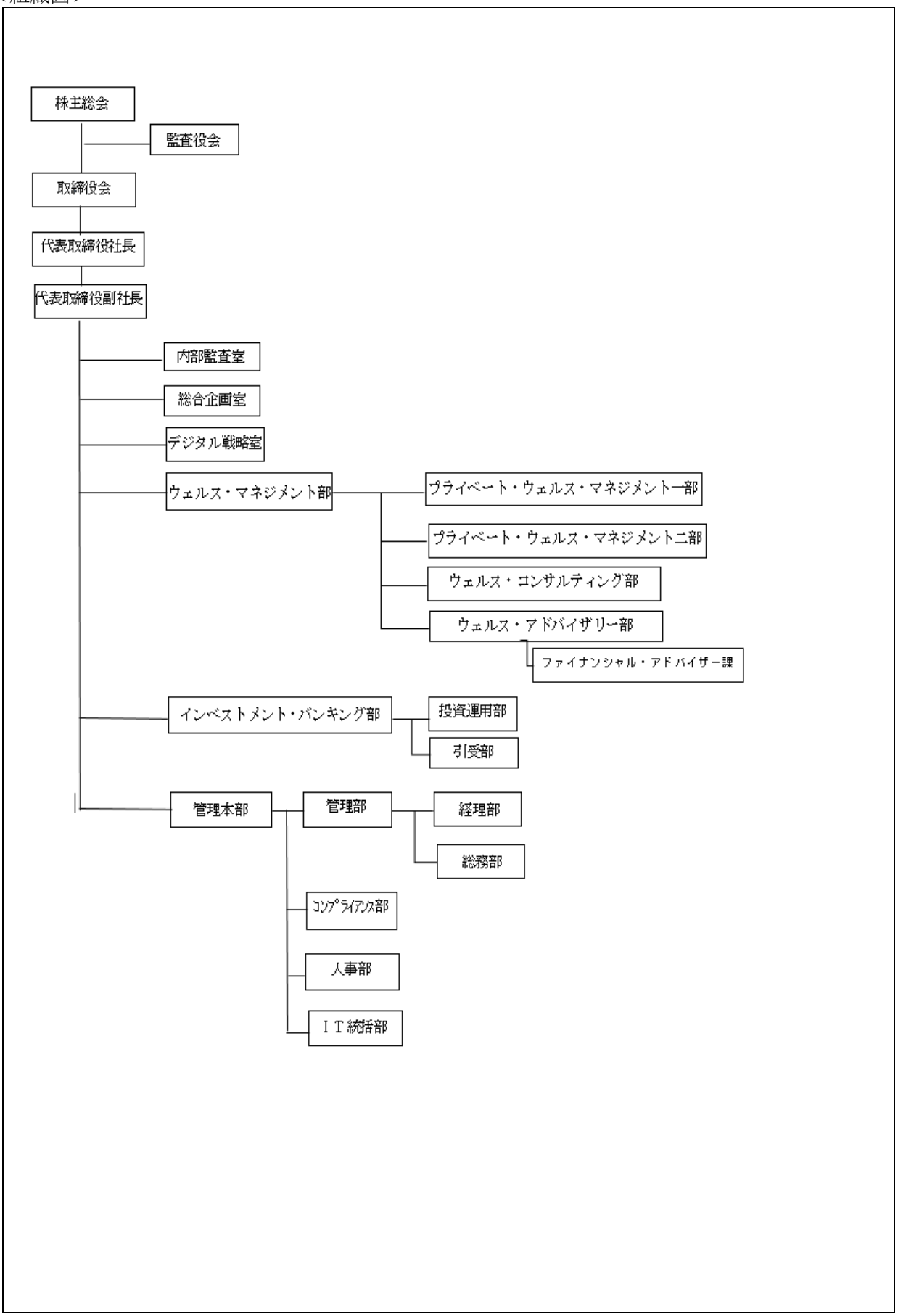
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役会
取締役会
代表取締役社長
代表取締役副社長
内部監査室
総合企画室
デジタル戦略室
ウェルス・マネジメント部
プライベート・ウェルス・マネジメント一部
プライベート・ウェルス・マネジメント二部
ウェルス・コンサルティング部
ウェルス・アドバイザリー部
ファイナンシャル・アドバイザー課
インベストメント・バンキング部
投資運用部
引受部
管理本部
管理部
経理部
総務部
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部
人事部
ＩＴ統括部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ニュース証券株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ニューバーガー・バーマン株式会社

所在地　〒 100-6512　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

電話　03-5218-1930　ファックス　03-5218-1970

HPアドレス　https://www.nb.com/ja/institutions

代表者　代表取締役社長　　大平　亮

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2094号　登録年月日　平成20年12月１日

協会会員番号　012-02089

業務開始年月　平成20年12月１日　資本金　1.28億円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-5218-1930

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ニューバーガー・バーマン・アジア・ホールディングスII・LLC | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,358 | 5,226 | 1,035 | 859 | 4,005 |
| 2024年12月期 | 1,197 | 8,084 | 1,397 | 423 | 3,141 |
| 2023年12月期 | 1,079 | 6,672 | 1,030 | 379 | 2,716 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　96　名

②運用業務従事者数　17　名

内 ファンド・マネージャー数　12　名、平均経験年数　21　年　10　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　0　年　　ヵ月

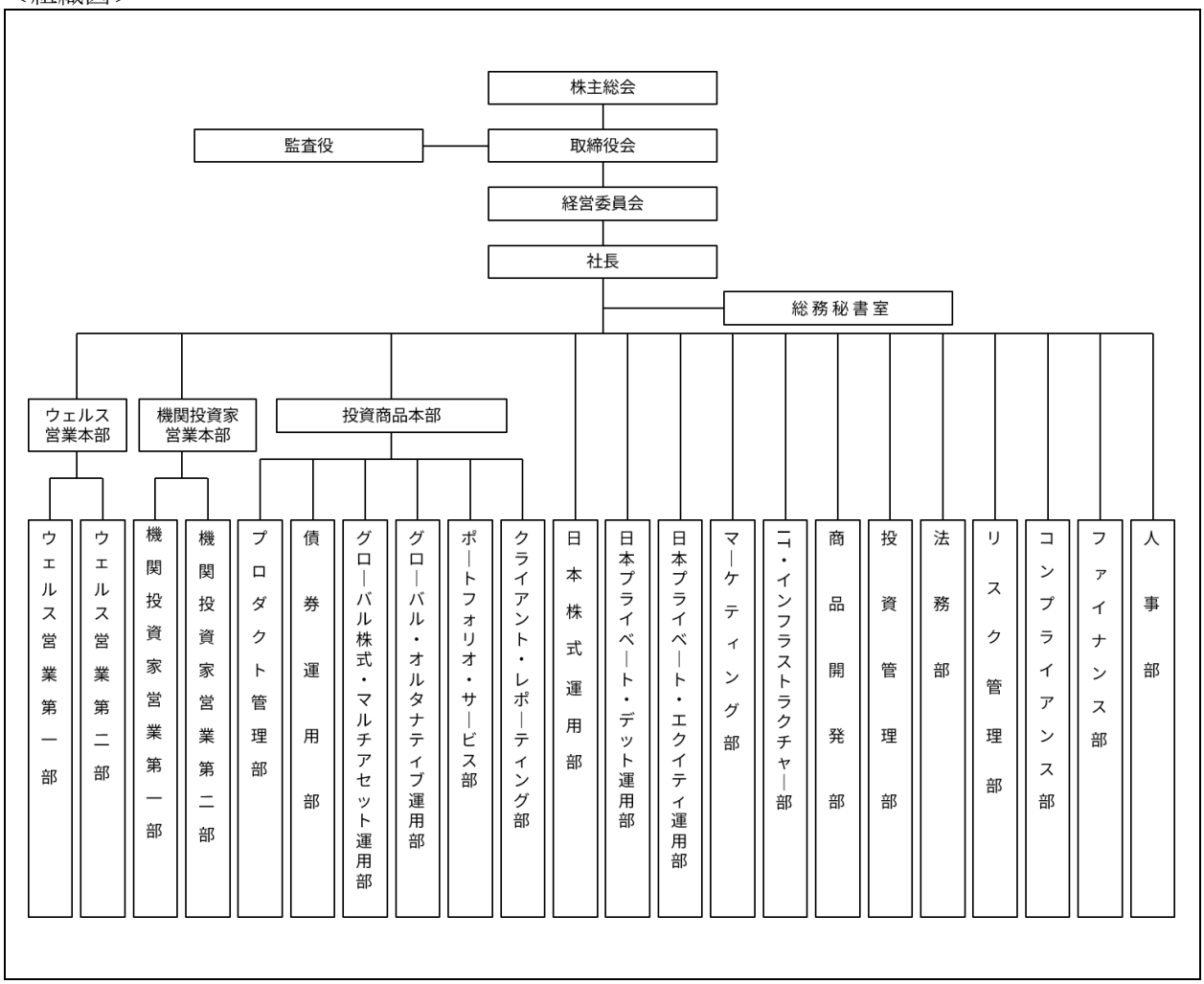
投資顧問・投信部門兼任者　7.2　名、平均経験年数　10　年　6　ヵ月

内 調査スタッフ数　5　名、平均経験年数　10　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　18　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　8　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
経営委員会
社長
総務秘書室
ウェルス営業本部
機関投資家営業本部
投資商品本部
ウェルス営業第一部
ウェルス営業第二部
機関投資家営業第一部
機関投資家営業第二部
プロダクト管理部
債券運用部
グロ―バル株式・マルチアセット運用部
グロ―バル・オルタナティブ運用部
ポ―トフォリオ・サ―ビス部
クライアント・レポ―ティング部
日本株式運用部
日本プライベ―ト・デット運用部
日本プライベ―ト・エクイティ運用部
マ―ケティング部
イ・インフラストラクチャ―部
商品開発部
投資管理部
法務部
リスク管理部
コンプライアンス部
ファイナンス部
人事部

（別紙様式第1号② 投資一任業） （A4：縦長）

会社名 ニューバーガー・バーマン株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1．対象期間 2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | | 該当なし |
| | | | |
| 下記②に該当する法人との取引 | シティ ニューヨーク | 22.2% | |
| | ゴールドマン NY | 14.9% | |
| | | | |
| 下記③に該当する法人との取引 | JUNI PE FUND GP LP | 5.6% | |
| | Blue Owl GP Stakes Associates IV LP | 0.6% | |
| | NB Specialty Finance Redwood Associates LP | 0.3% | |
| | NB MEP Fund GP LLC | 0.2% | |
| | NB Real Estate Secondary Opportunities Associates II GP LLC | 0.2% | |
| | NB SI-APOLLO SENGAI FUND GP LP | 0.2% | |
| | NB Strategic Capital Associates II GP LLC | 0.1% | |
| | NB SHP Fund GP LP | 0.1% | |
| | NBSF III GP SARL | 0.1% | |
| | NB-Athyrium Opportunities Fund IV GP LLC | 0.1% | |
| | Blue Owl GP Stakes Associates V LP | 0.1% | |
| | NB Secondary Opportunities Associates V GP LLC | 0.1% | |
| | NB Specialty Finance Associates II LP | 0.1% | |
| | NB Strategic Co-Investment Cayman Partners V LP | 0.1% | |
| | NB Private Debt Fund V Cayman GP LLC | 0.1% | |
| | REDI Core Ltd | 0.0% | |
| | NB Almanac Realty Investors IX GP LLC | 0.0% | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | NB Crossroads Fund 24 GP LP | 0.0% | |
| | NB Credit Opportunities Associates II LP | 0.0% | |
| | Blue Owl GP Stakes Associates III LP | 0.0% | |
| | NB-Athyrium Opportunities Fund III　GP LLC | 0.0% | |
| | NB Secondary Opportunities Associates IV GP LLC | 0.0% | |
| | NB ｼﾞｬﾊﾟﾝｱｾﾝﾀﾞﾝﾄｸﾛｽｵｰﾊﾞｰ１号合同会社 | 0.0% | |
| | NB Select Opportunities VII GP LLC | 0.0% | |
| | NB Strategic Capital Associates GP LLC | 0.0% | |
| | NB Private Debt FD III Cayman GP III LLC | 0.0% | |
| | NB CROSSROADS FUND 25 GP LP | 0.0% | |
| | NB Private Debt Fund IV Lux Associates S.à r.l | 0.0% | |
| | NB Private Equity Credit Opportunities Associates LP | 0.0% | |
| | NB Private Debt Associates II　S.à r.l. | 0.0% | |
| | NB Capital Solutions Associates III LP | 0.0% | |
| | NB Private Debt Fund IV Cayman GP LLC | 0.0% | |
| | NB-Athyrium Opportunities Fund II　GP LLC | 0.0% | |
| | Blue Owl GP Stakes II GP LLC | 0.0% | |
| | NB Strategic Co-Investment Associates IV GP LLC | 0.0% | |
| | NB Crossroads Fund 23 GP LP | 0.0% | |
| | Blue Owl GP Stakes I GP LLC | 0.0% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第2位以下を四捨五入して小数点第1位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算され

会社名　ニュー・フロンティア・キャピタル・インターナショナル株式会社

所在地　〒 101 - 0051東京都千代田区神田神保町一丁目105番地神保町三井ビルディング20階
電話　03 - 5244 - 5912　ファックス　03－3292 - 5560
HPアドレス　www.nfcapital.co.jp
代表者　代表取締役　臼杵　繁樹
金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3246号　登録年月日　2021年5月10日
協会会員番号　012 - 02933
業務開始年月　2021年5月27日　資本金　7000万円
作成部署　コンプライアンス部　電話　03 - 5244 - 5912

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ニュー・フロンティア・キャピタル株式会社（香港） | 100％ |
| | |
| | |

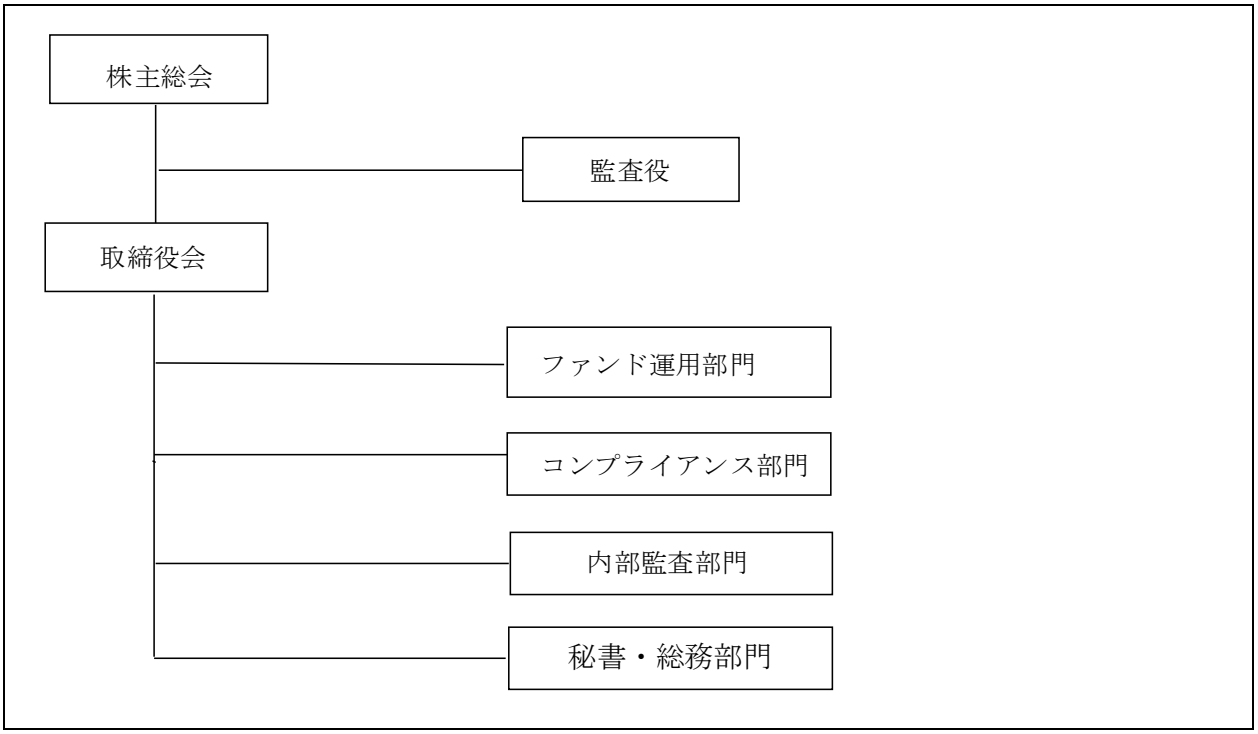
| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 0 | 75 | ▲8 | ▲5 | 58 |
| 2024年12月期 | 0 | 75 | 1 | 1 | 64 |
| 2023年12月期 | 0 | 100 | 11 | 7 | 64 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）
①役職員総数　5　名
②運用業務従事者数　3名
内 ファンド・マネージャー数　2名、平均経験年数　12年　0ヵ月
内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者　0名、平均経験年数　年　ヵ月
投資顧問・投信部門兼任者　0名、平均経験年数　年　ヵ月
内 調査スタッフ数　1名、平均経験年数　12年　0ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　0名
CFA協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞



会社名　ニュー・フロンティア・キャピタル・インターナショナル株式会社

投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025年1月1日～2025年12月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　New York Life Investment Management Asia Limited

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町一丁目6番1号　大手町ビル9階

電話　03-6550-9921　ファックス　03-6810-2744

HPアドレス　https://www.nylim.com/jp

代表者　日本における代表者　大竹　紀子

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2964号　登録年月日　平成28年11月15日

協会会員番号　012-02767

業務開始年月　平成29年1月1日　資本金　100万1米ドル（持込資本金なし）

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6550-9921

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| New York Life Investment Management Holdings LLC | 100% |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 374 | 391 | 49 | 36 | 305 |
| 2024年12月期 | 391 | 406 | 55 | 41 | 269 |
| 2023年12月期 | 322 | 399 | 36 | 12 | 212 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　13　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　20　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

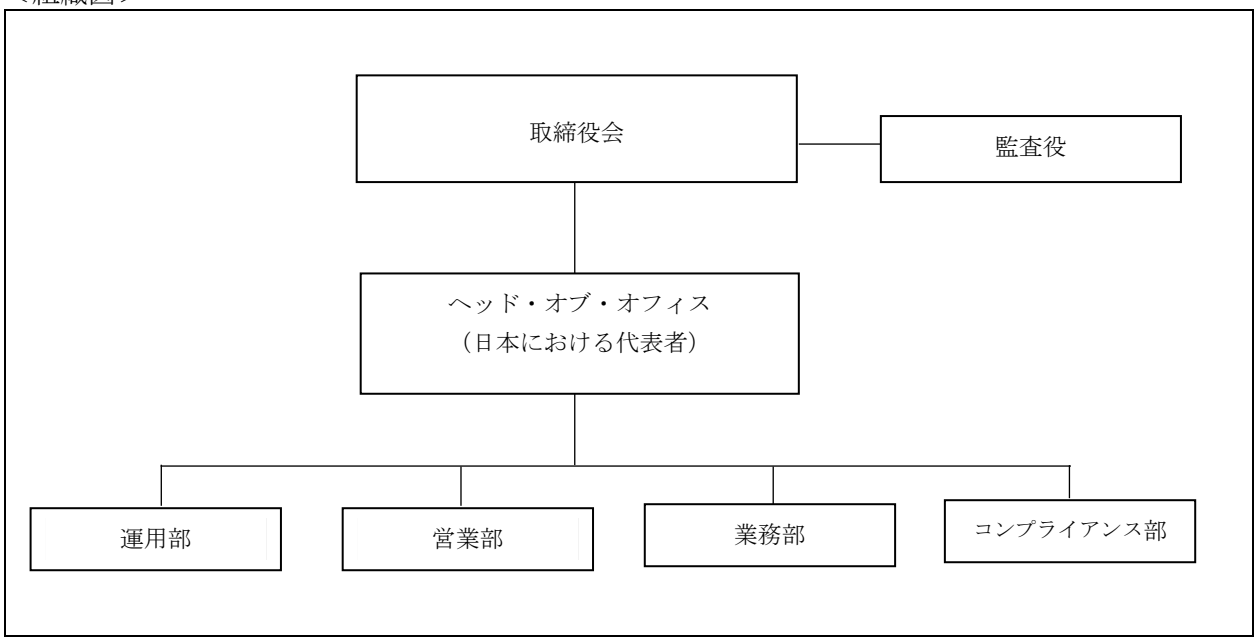
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | New York Life Investment Management Asia Limited |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ヌビーン・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-7018　東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 JPタワー18階

電話　03-4563-6250　ファックス

ＨＰアドレス　https://www.nuveen.com/ja-jp/

代表者　代表取締役　鈴木 康之

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）3132号　登録年月日　2019年4月1日

協会会員番号　012-02867

業務開始年月　2019年5月　資本金　5,000万円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-4563-6251

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ヌビーン・インターナショナル・ホールディングス LLC | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 385 | 2,233 | 179 | 117 | 421 |
| 2024年12月期 | 257 | 1,634 | 26 | 26 | 303 |
| 2023年12月期 | 241 | 1,575 | 123 | 75 | 277 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　27名

②運用業務従事者数　10名

内 ファンド・マネージャー数　7 名、平均経験年数　6年　2ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

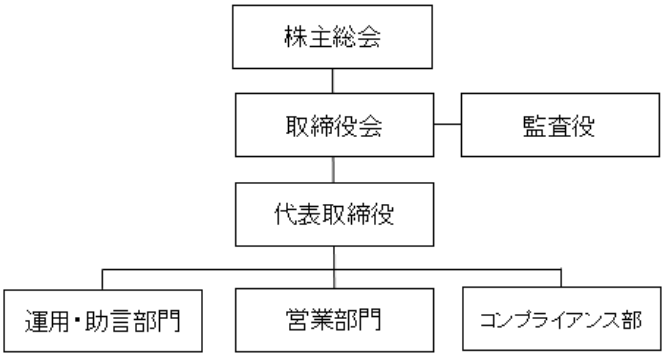
投資顧問・投信部門兼任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 調査スタッフ数　3名、平均経験年数　13年　10ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　6名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞




（2026年3月31日現在）

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | ヌビーン・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | －　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | －　％ | |
| | | －　％ | |
| | | －　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Wells Fargo Securities, LLC | 12　％ | |
| | J.P. Morgan Securities LLC | 10　％ | |
| | | | |
| | | ％ | |
| | | －　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | －　％ | |
| | | －　％ | |
| | | －　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 農中信託銀行株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 101-0054　東京都千代田区神田錦町２－２－１　KANDA SQUARE 5階

電話　03-5281-1311　　ファックス　03-5281-1261

HPアドレス　http://www.nochutb.co.jp

代表者　取締役社長　　若林　大介

金融商品取引業登録番号　　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　第012-02043号

業務開始年月　平成20年６月　　資本金　200億円

作成部署　リスク統括部総括班　　電　話　03-5281-1433

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 関連会社 | 農林中金バリューインベストメンツ株式会社 | 〒100-0011　東京都千代田区内幸町２－２－３　日比谷国際ビル14階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 農林中央金庫 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 702 | 9,141 | 2,085 | 1,377 | 29,426 |
| 2025年３月期 | 768 | 8,591 | 3,950 | 1,427 | 31,425 |
| 2024年３月期 | 714 | 8,103 | 3,575 | 2,543 | 30,067 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　24　名

②運用業務従事者数　12　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　12　年　2　ヵ月

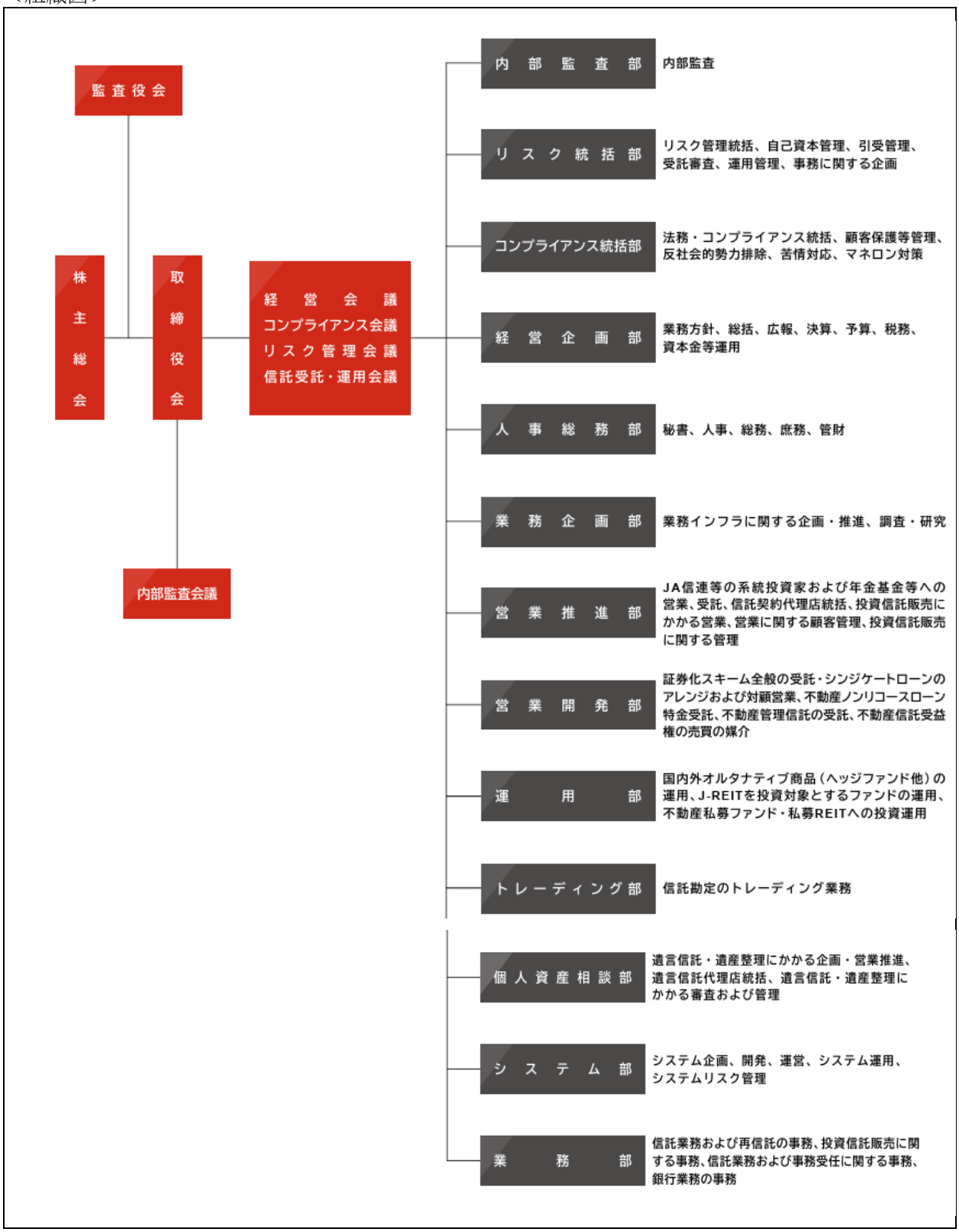
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　6　名
　ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


監査役会
株主総会
取締役会
経営会議
コンプライアンス会議
リスク管理会議
信託受託・運用会議
内部監査会議
内部監査部
内部監査
リスク統括部
リスク管理統括、自己資本管理、引受管理、受託審査、運用管理、事務に関する企画
コンプライアンス統括部
法務・コンプライアンス統括、顧客保護等管理、反社会的勢力排除、苦情対応、マネロン対策
経営企画部
業務方針、総括、広報、決算、予算、税務、資本金等運用
人事総務部
秘書、人事、総務、庶務、管財
業務企画部
業務インフラに関する企画・推進、調査・研究
営業推進部
JA信連等の系統投資家および年金基金等への営業、受託、信託契約代理店統括、投資信託販売にかかる営業、営業に関する顧客管理、投資信託販売に関する管理
営業開発部
証券化スキーム全般の受託・シンジケートローンのアレンジおよび対顧営業、不動産ノンリコースローン特金受託、不動産管理信託の受託、不動産信託受益権の売買の媒介
運用部
国内外オルタナティブ商品（ヘッジファンド他）の運用、J-REITを投資対象とするファンドの運用、不動産私募ファンド・私募REITへの投資運用
トレーディング部
信託勘定のトレーディング業務
個人資産相談部
遺言信託・遺産整理にかかる企画・営業推進、遺言信託代理店統括、遺言信託・遺産整理にかかる審査および管理
システム部
システム企画、開発、運営、システム運用、システムリスク管理
業務部
信託業務および再信託の事務、投資信託販売に関する事務、信託業務および事務受任に関する事務、銀行業務の事務

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 農中信託銀行株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 以下すべて取引なし。 |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 102－0074　東京都千代田区九段南一丁目6番5号　九段会館テラス

電話　03-5210-8500（代表）　ファックス　03-5210-8651

HPアドレス　https://www.ja-asset.co.jp/

代表者　代表取締役社長　八木　正展

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第372号　登録年月日　平成１９年９月３０日

協会会員番号　010-00066号

業務開始年月　平成５年９月２８日　資本金　1,466,400,002円

作成部署　総務部　電話　03-5210-8511

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 農林中央金庫 | 66.66% |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 33.34% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 14,651 | 21,709 | 8,157 | 5,714 | 21,983 |
| 2025年3月期 | 13,278 | 20,693 | 7,969 | 5,587 | 20,621 |
| 2024年3月期 | 16,702 | 24,633 | 12,095 | 8,400 | 21,794 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　302　名

②運用業務従事者数　90.3　名

内 ファンド・マネージャー数　53.9　名、平均経験年数　7　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月

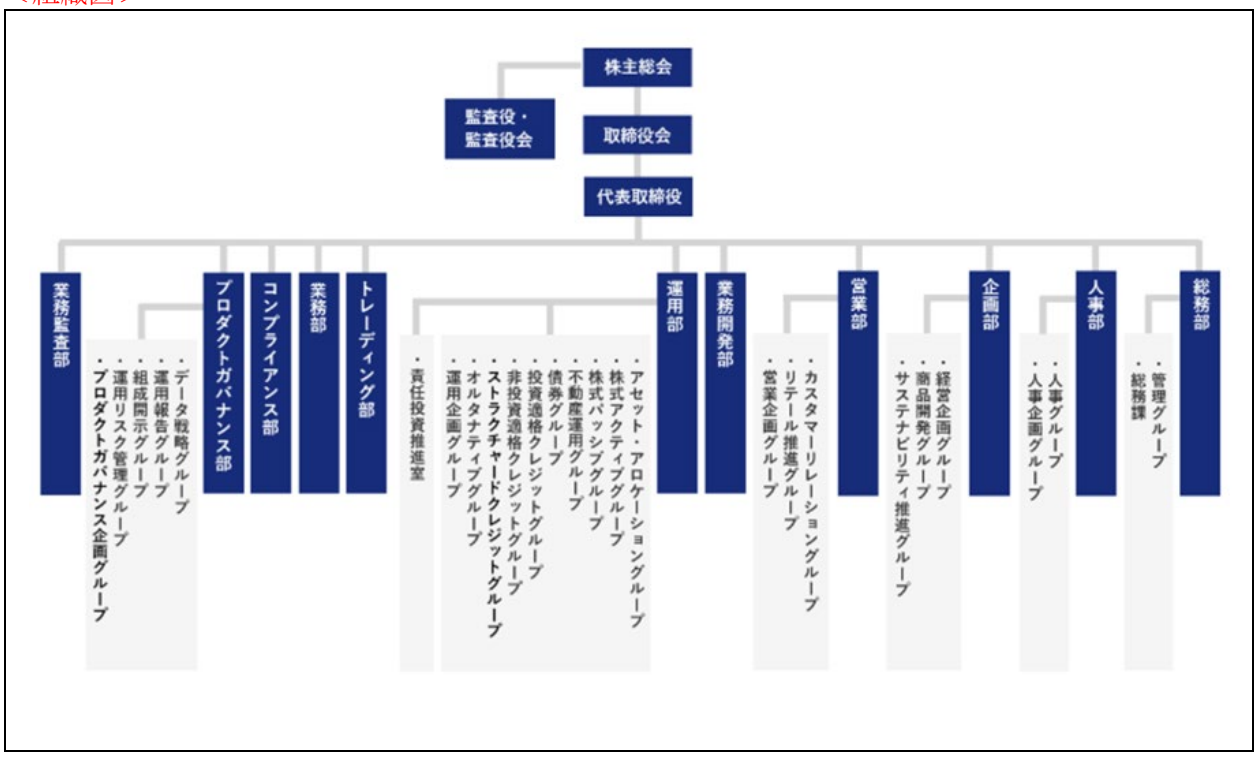
投資顧問・投信部門兼任者　26.9名、平均経験年数　7　年　4　ヵ月

内 調査スタッフ数　23.5　名、平均経験年数　3　年　9　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　74　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役・監査役会
取締役会
代表取締役
総務部
・管理グループ
・総務課
人事部
・人事グループ
・人事企画グループ
企画部
・経営企画グループ
・商品開発グループ
・サステナビリティ推進グループ
営業部
・カスタマーリレーショングループ
・リテール推進グループ
・営業企画グループ
業務開発部
運用部
・アセット・アロケーショングループ
・株式アクティブグループ
・株式パッシブグループ
・不動産運用グループ
・債券グループ
・投資適格クレジットグループ
・非投資適格クレジットグループ
・ストラクチャードクレジットグループ
・オルタナティブグループ
・運用企画グループ
・責任投資推進室
トレーディング部
業務部
コンプライアンス部
プロダクトガバナンス部
・データ戦略グループ
・運用報告グループ
・組成開示グループ
・運用リスク管理グループ
・プロダクトガバナンス企画グループ
業務監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | JPMORGAN CHASE | 17.13％ | |
| | ｺﾞｰﾙﾄﾞﾏﾝ･ｻｯｸｽ証券 | 15.94％ | |
| | J.P.ﾓﾙｶﾞﾝ証券 | 13.37％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　農林中金バリューインベストメンツ株式会社

所在地　〒 100-0011　東京都千代田区内幸町２－２－３　日比谷国際ビル14階

電話　03-3580-2050（代表）　ファックス　03-3580-2051

HPアドレス　https://www.nvic.co.jp/

代表者　代表取締役社長　酒見　直秀

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2811号　登録年月日　2014年11月17日

協会会員番号　０１２－０２６８３

業務開始年月　2015年2月　資本金　4.4億円

作成部署　総務部　電話　03-3580-2050

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | 2．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | 3．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | 1．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | 2．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 本店 | 東京都千代田区内幸町２－２－３　日比谷国際ビル14階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 農林中央金庫 | 64.8% |
| 農中信託銀行株式会社 | 27.8% |
| 奥野　一成 | 7.5% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 1,016 | 1,915 | 531 | 368 | 2,368 |
| 2025年3月期 | 1,227 | 1,983 | 682 | 485 | 2,485 |
| 2024年3月期 | 1,580 | 2,459 | 1,292 | 895 | 2,895 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　43名

②運用業務従事者数　15名

内 ファンド・マネージャー数　7名、平均経験年数　16年　7ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

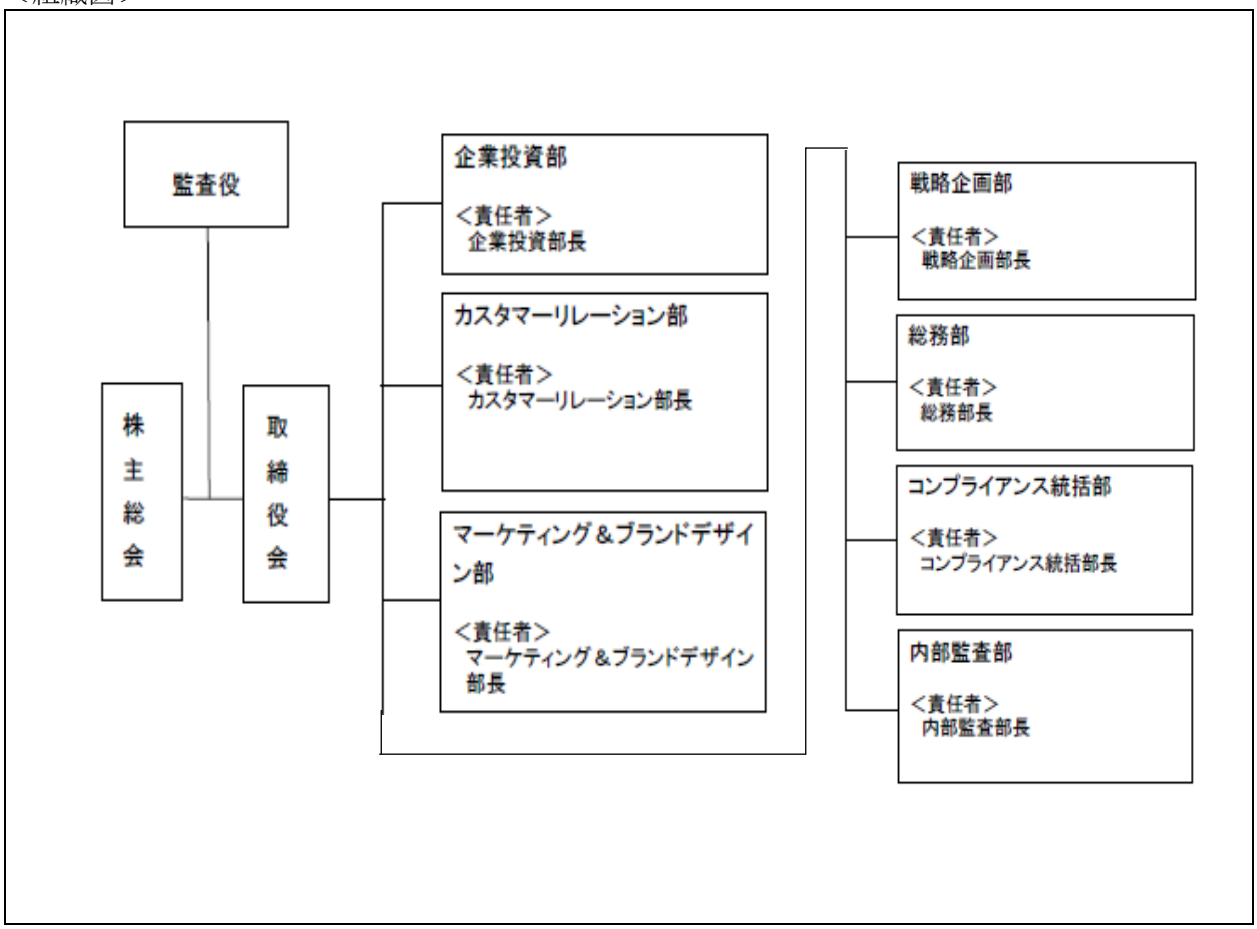
投資顧問・投信部門兼任者　7名、平均経験年数　16年　7ヵ月

内 調査スタッフ数　3名、平均経験年数　4年　8ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　11名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞


監査役
株主総会
取締役会
企業投資部
<責任者>
企業投資部長
カスタマーリレーション部
<責任者>
カスタマーリレーション部長
マーケティング＆ブランドデザイン部
<責任者>
マーケティング＆ブランドデザイン部長
戦略企画部
<責任者>
戦略企画部長
総務部
<責任者>
総務部長
コンプライアンス統括部
<責任者>
コンプライアンス統括部長
内部監査部
<責任者>
内部監査部長

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 農林中金バリューインベストメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間 2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

該当なし

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社

所在地　〒 106-0032　東京都港区六本木１丁目９－10　アークヒルズ仙石山森タワー

電話　03-5575-5780　ファックス　03-5575-5798

HPアドレス　Investment Management | Japan | Northern Trust

代表者　代表取締役社長　小諸　直人

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第140号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-01117

業務開始年月　2003年４月　資本金　4.95億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-5575-5638

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ノーザン・トラスト・インターナショナル・バンキング・コーポレーション | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 101 | 923 | 146 | 98 | 1,829 |
| 2025年3月期 | 98 | 774 | 149 | 95 | 1,683 |
| 2024年3月期 | 100 | 796 | 131 | 83 | 1,687 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　12名

②運用業務従事者数　　名

内 ファンド・マネージャー数　3名、平均経験年数　年　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

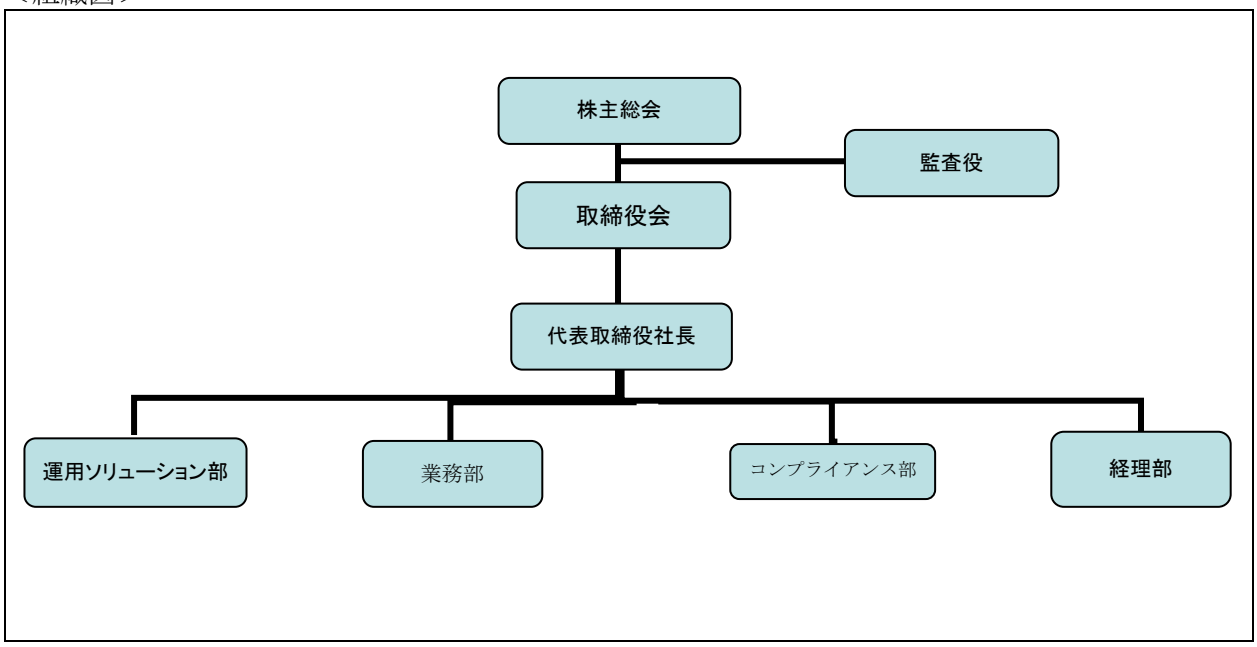
投資顧問・投信部門兼任者　3名、平均経験年数　9　年　4ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　年　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　4　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0　% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0.0　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ 信託銀行 | 91.7　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ・アイルランド・リミテッド | 8.3　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　野村アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 135-0061　東京都江東区豊洲二丁目2番1号

電話　(03)6387-5000　ファックス

HPアドレス　https：//www.nomura-am.co.jp/

代表者　CEO兼代表取締役社長　　大越　昇一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第373号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　011-00616

業務開始年月　1984年12月14日(設立1959年12月１日)　資本金　171.8億円

作成部署　総合企画部　電話　(03)6387-4028

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 大阪支店 | 大阪府大阪市中央区平野町３－５－12 |
| 営業所 | 福岡支店 | 福岡県福岡市中央区天神３－４－５ |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 野村ホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 26,570 | 206,660 | 60,412 | 45,417 | 77,451 |
| 2025年３月期 | 22,463 | 179,770 | 53,043 | 38,105 | 70,069 |
| 2024年３月期 | 19,601 | 146,202 | 39,149 | 28,183 | 60,147 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　1,110　名

②運用業務従事者数　290　名

内 ファンド・マネージャー数　213　名、平均経験年数　17　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

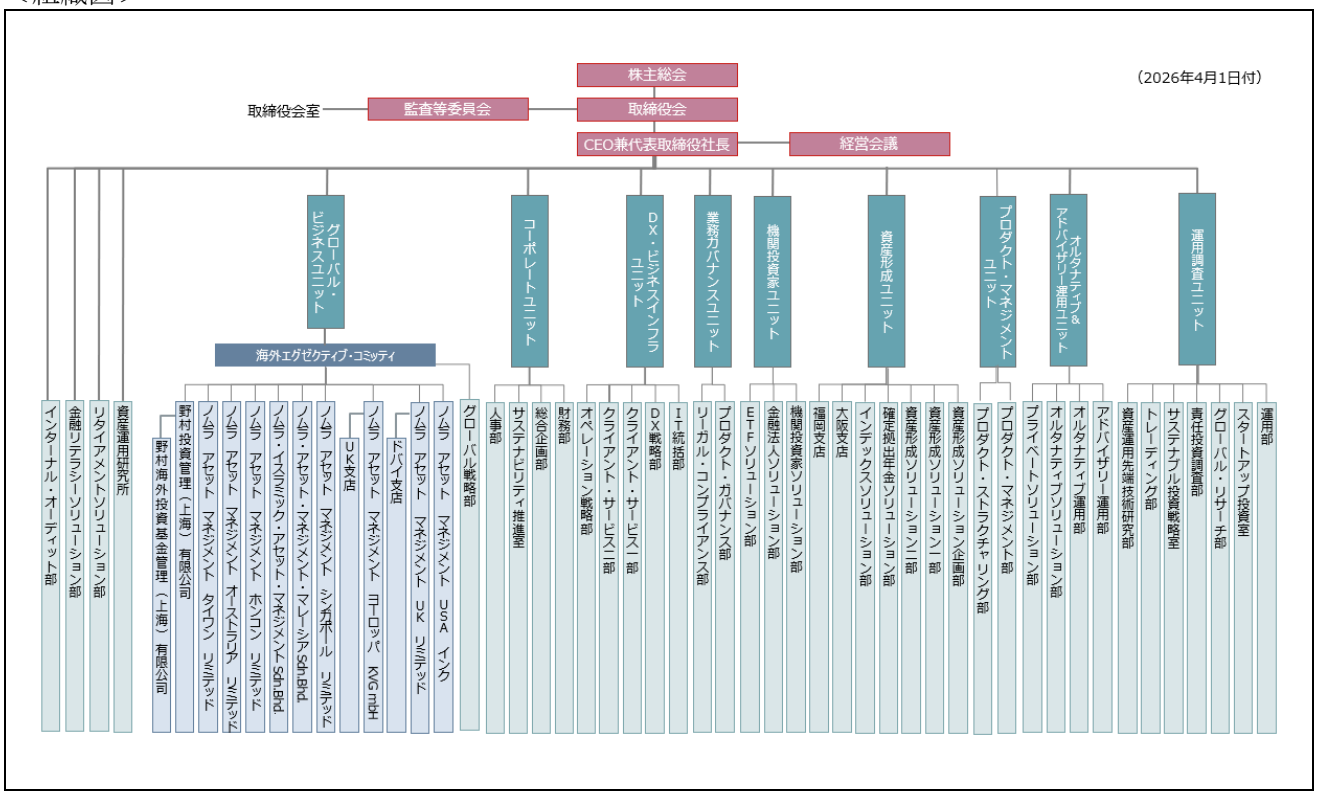
投資顧問・投信部門兼任者　94　名、平均経験年数　20　年　5　ヵ月

内 調査スタッフ数　53　名、平均経験年数　18　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　462　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　66　名

＜組織図＞


（2026年4月1日付）
株主総会
取締役会室
監査等委員会
取締役会
CEO兼代表取締役社長
経営会議
グローバル・ビジネスユニット
海外エグゼクティブ・コミッティ
コーポレートユニット
DX・ビジネスインフラユニット
業務ガバナンスユニット
機関投資家ユニット
資産形成ユニット
プロダクト・マネジメントユニット
オルタナティブ&アドバイザリー運用ユニット
運用調査ユニット
インターナル・オーディット部
金融リテラシーソリューション部
リタイアメントソリューション部
資産運用研究所
野村投資管理（上海）有限公司
野村海外投資基金管理（上海）有限公司
ノムラ アセット マネジメント USA インク
グローバル戦略部
ノムラ アセット マネジメント UK リミテッド
ドバイ支店
ノムラ アセット マネジメント ヨーロッパ KVG mbH
UK支店
ノムラ アセット マネジメント シンガポール リミテッド
ノムラ・アセットマック・アセット・マネジメント・マレーシア Sdn.Bhd.
ノムラ アセット マネジメント ホンコン リミテッド
ノムラ アセット マネジメント オーストラリア リミテッド
ノムラ アセット マネジメント タイワン リミテッド
人事部
サステナビリティ推進室
総合企画部
財務部
オペレーション戦略部
クライアント・サービス二部
クライアント・サービス一部
DX戦略部
IT統括部
リーガル・コンプライアンス部
プロダクト・ガバナンス部
ETFソリューション部
金融法人ソリューション部
機関投資家ソリューション部
福岡支店
大阪支店
インデックスソリューション部
確定拠出年金ソリューション部
資産形成ソリューション二部
資産形成ソリューション一部
資産形成ソリューション企画部
プロダクト・ストラクチャリング部
プロダクト・マネジメント部
プライベートソリューション部
オルタナティブソリューション部
オルタナティブ運用部
アドバイザリー運用部
資産運用先端技術研究部
トレーディング部
サステナブル投資戦略室
責任投資調査部
グローバル・リサーチ部
スタートアップ投資室
運用部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ０．０　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 野村證券 | ２．５　％ | |
| | 野村信託銀行 | ０．１　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 野村證券（海外現地法人） | ０．１　％ | |
| | ﾉﾑﾗ･ﾊﾞﾝｸ･ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸﾞ S.A. | ３２．９　％ | |
| | ﾉﾑﾗ･ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ PLC | ０．３　％ | |
| | ｲﾝｽﾃｨﾈｯﾄ証券 | ０．２　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 野村信託銀行株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町二丁目２番２号

電話　03-5202-1648　　ファックス　03-3275-1313

HPアドレス　https://www.nomura-trust.co.jp/

代表者　代表取締役　杉山　剛

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(登金)第29号　　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　011-01465

業務開始年月　2005年12月１日　　資本金　575億円

作成部署　総合企画部　　電　話　03-5202-1636

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 野村ホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 1 | 50,346 | 7,476 | 4,889 | 113,750 |
| 2025年３月期 | 1 | 37,641 | 8,187 | 6,027 | 98,153 |
| 2024年３月期 | 1 | 33,807 | 7,628 | 5,460 | 94,892 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　35.5　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　5　名、平均経験年数　26　年　7　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

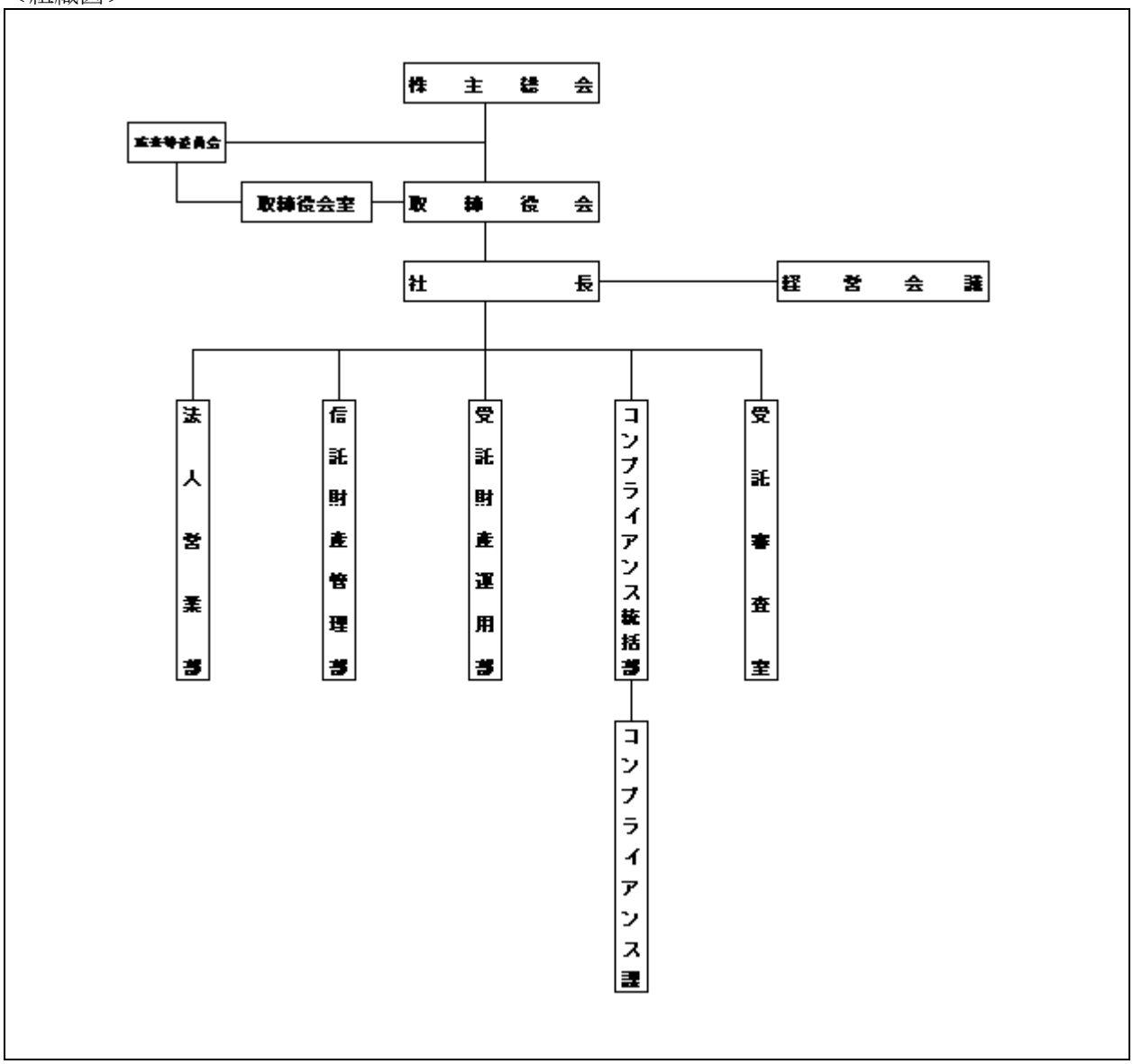
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　7（受託財産運用部1名）　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査等委員会
取締役会室
取締役会
社長
経営会議
法人営業部
信託財産管理部
受託財産運用部
コンプライアンス統括部
受託審査室
コンプライアンス課

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 野村信託銀行株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Fortress Japan Opportunity Ⅱ GP L.P. | 100．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レート

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　野村バブコックアンドブラウン株式会社

所在地　〒 103-0007　東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号

電話　03-6757-2500　ファックス　03-6757-2511

HPアドレス　https://www.nbb.co.jp

代表者　代表取締役社長　長谷川　範定

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第1736号　登録年月日　平成20年2月13日

協会会員番号　012-02975

業務開始年月　昭和61年3月　資本金　10億円

作成部署　コーポレート統括部法務コンプライアンス課　電話　03-6757-2500

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 名古屋支店 | 名古屋市中区錦二丁目19番6号名古屋野村證券第二ビル5階 |
| 営業所 | 大阪支店 | 大阪市中央区平野町三丁目5番12号御堂筋野村ビル11階 |
| 営業所 | 福岡支店 | 福岡市中央区天神一丁目1番1号アクロス福岡12階 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 野村ホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 299 | 15,591 | 9,070 | 6,303 | 18,699 |
| 2025年3月期 | 272 | 13,678 | 7,129 | 5,162 | 17,558 |
| 2024年3月期 | 260 | 10,445 | 6,408 | 4,776 | 17,172 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　97名

②運用業務従事者数　5名

内 ファンド・マネージャー数　1名、平均経験年数　17年　9ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

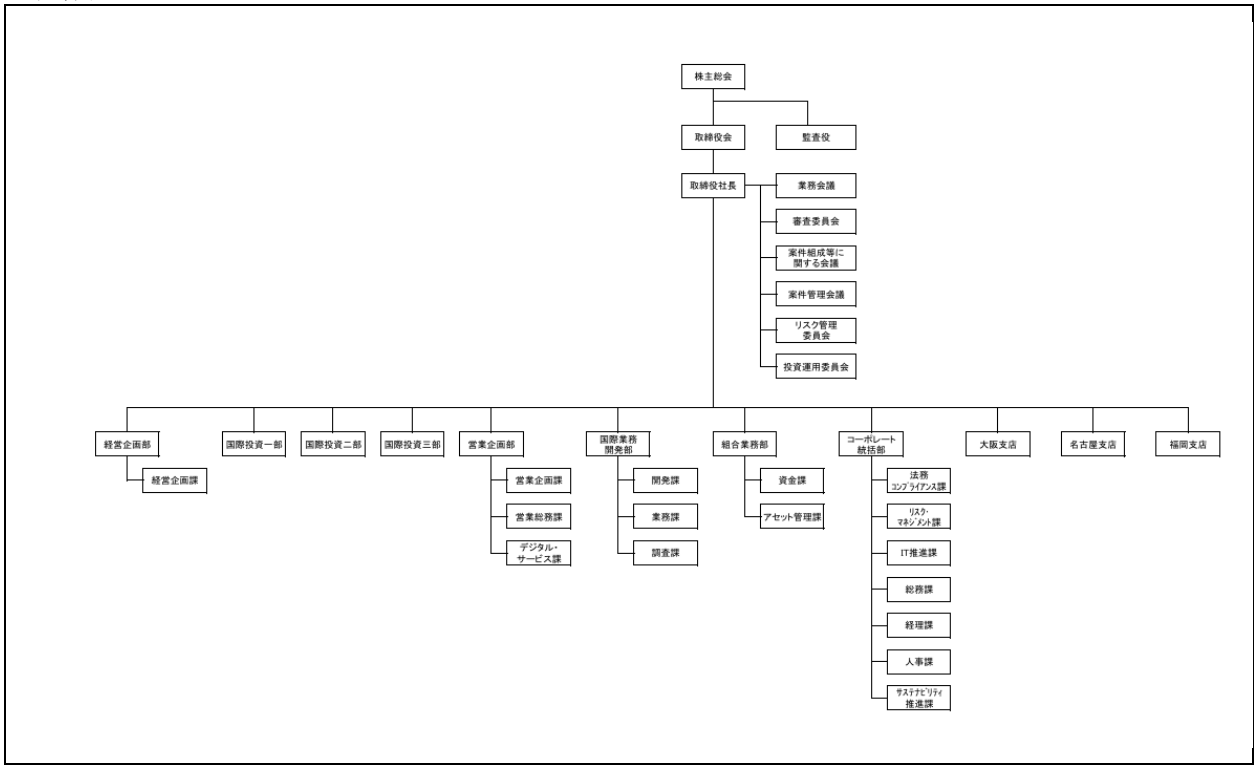
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　4名、平均経験年数　3年　4ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　11名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
取締役社長
業務会議
審査委員会
案件組成等に関する会議
案件管理会議
リスク管理委員会
投資運用委員会
経営企画部
経営企画課
国際投資一部
国際投資二部
国際投資三部
営業企画部
営業企画課
営業総務課
デジタル・サービス課
国際業務開発部
開発課
業務課
調査課
組合業務部
資金課
アセット管理課
コーポレート統括部
法務コンプライアンス課
リスク・マネジメント課
IT推進課
総務課
経理課
人事課
サステナビリティ推進課
大阪支店
名古屋支店
福岡支店

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 野村バブコックアンドブラウン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 取引先との関係での守秘義務のため非開示といたします。 |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社

所在地　〒 103-0007　東京都中央区日本橋浜町三丁目21番１号

電話　(03)6636-0100　ファックス　(03)3639-5785

HPアドレス　https://www.nfrc.co.jp/

代表者　代表取締役社長　八木　忠三郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第451号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-00961

業務開始年月　平成12年６月20日　資本金　４億円

作成部署　経営企画部　電話　(03)6636-0106

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 野村ホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 6,597 | 7,828 | 3,114 | 2,205 | 4,148 |
| 2025年３月期 | 6,069 | 7,194 | 2,696 | 1,875 | 3,301 |
| 2024年３月期 | 5,574 | 6,658 | 2,430 | 1,674 | 3,098 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　114　名

②運用業務従事者数　72.5　名

内 ファンド・マネージャー数　71.0　名、平均経験年数　18　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

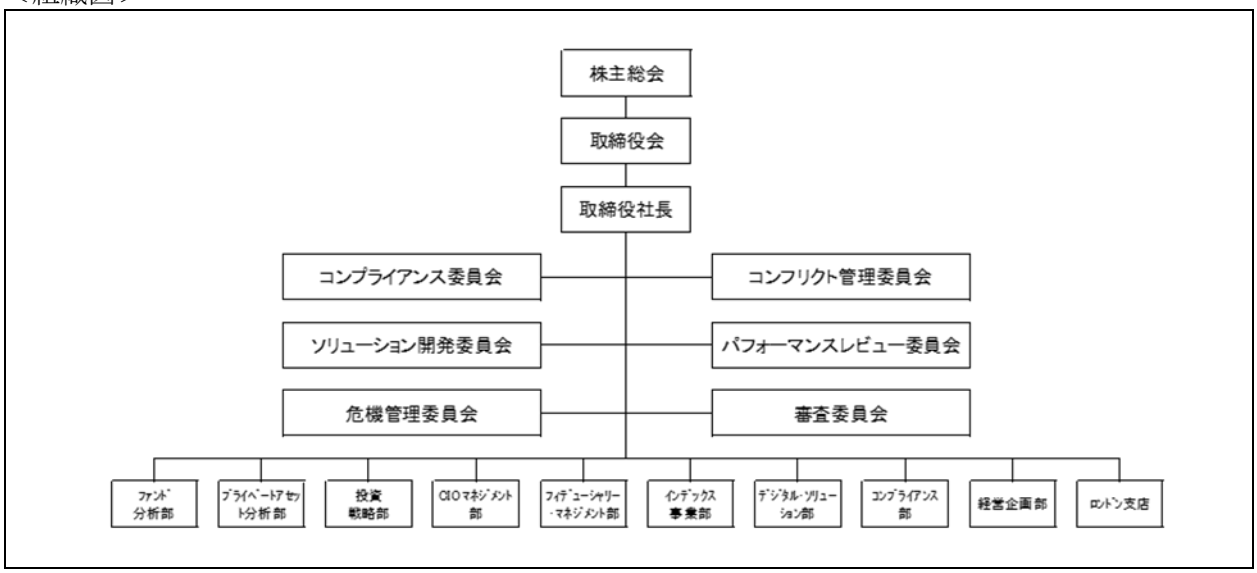
投資顧問・投信部門兼任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　62.0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　12.0　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
取締役社長
コンプライアンス委員会
コンフリクト管理委員会
ソリューション開発委員会
パフォーマンスレビュー委員会
危機管理委員会
審査委員会
ファンド分析部
プライベートアセット分析部
投資戦略部
CIOマネジメント部
フィデューシャリー・マネジメント部
インデックス事業部
デジタル・ソリューション部
コンプライアンス部
経営企画部
ロンドン支店

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 野村證券 | 4．5　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Northern Trust Global Services SE | 31．3　％ | |
| | ASP PIF GP Management LP | 28．5　％ | |
| | 三菱 UFJ 信託銀行 | 19．8　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　バークレイズ投信投資顧問株式会社

所在地　〒 106-6131　東京都港区六本木6-10-1　六本木ヒルズ森タワー31階

電話　03-4530-2400　ファックス　03-4530-2405

HPアドレス　http://www.barclays.co.jp/fundsadvisory/

代表者　代表取締役社長　小林　啓

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第1986号　登録年月日　2008年 7月29日

協会会員番号　012-02114

業務開始年月　2007年11月20日　資本金　2億円

作成部署　プラットフォーム･マネジメント部　電話　03-4530-2413

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| バークレイズ・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 0 | 1,830 | 689 | 480 | 882 |
| 2024年12月期 | 0 | 2,897 | 1,620 | 1,129 | 2,336 |
| 2023年12月期 | 0 | 2,377 | 1,150 | 806 | 1,207 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　265　名

②運用業務従事者数　9　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　12　年　7　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　-　名、平均経験年数　-年　-ヵ月

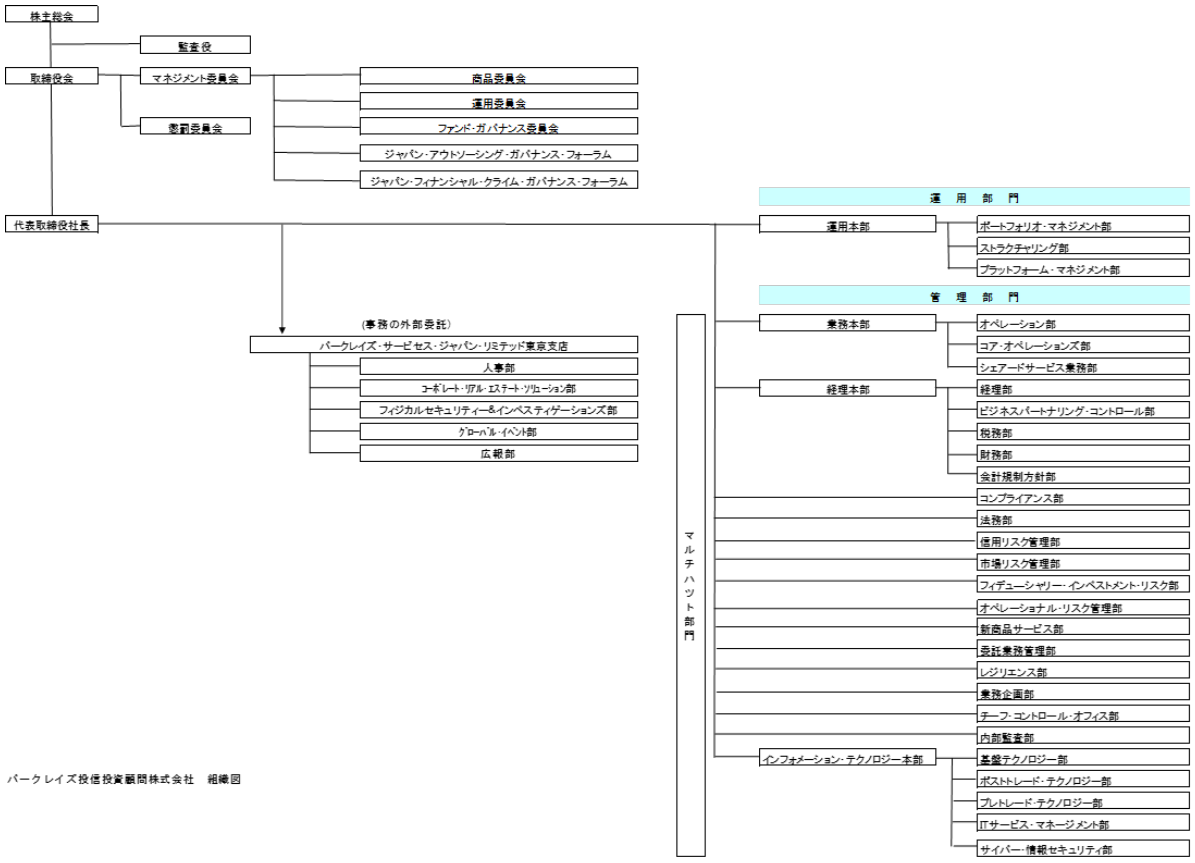
投資顧問・投信部門兼任者　4　名、平均経験年数　12　年　7ヵ月

内 調査スタッフ数　－　名、平均経験年数　-年　-ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　3　名

＜組織図＞




バークレイズ投信投資顧問株式会社　組織図

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | バークレイズ投信投資顧問株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

所在地　〒 100-0006 東京都千代田区有楽町１－１３－１

電話　03-6206-3750　ファックス

HPアドレス　https://www.vtx-is.com/

代表者　代表取締役社長　星野　元伸

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3355号　登録年月日　令和４年11月24日

協会会員番号　012-03014

業務開始年月　令和５年１月　資本金　15億円

作成部署　経営企画部　電話　070-3084-9984

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社第一ライフグループ | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 921 | 2,432 | 765 | 565 | 2,928 |
| 2025年３月期 | 666 | 1,694 | 279 | 217 | 2,363 |
| 2024年３月期 | 221 | 709 | △531 | △396 | 2,145 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　38　名

②運用業務従事者数　15　名

内 ファンド・マネージャー数　8　名、平均経験年数　12　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

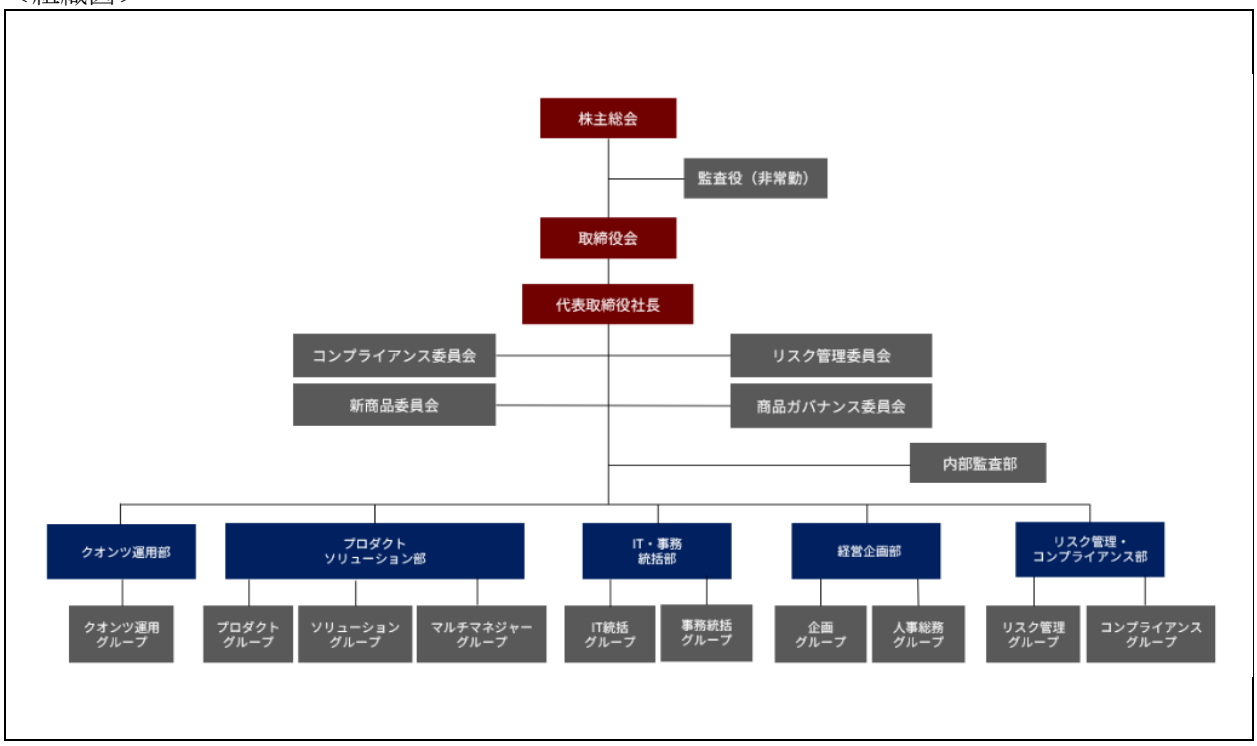
投資顧問・投信部門兼任者　8　名、平均経験年数　12　年　4　ヵ月

内 調査スタッフ数　3　名、平均経験年数　13　年　4　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　21　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　3　名

＜組織図＞


株主総会
監査役（非常勤）
取締役会
代表取締役社長
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
新商品委員会
商品ガバナンス委員会
内部監査部
クオンツ運用部
プロダクト
ソリューション部
IT・事務
統括部
経営企画部
リスク管理・
コンプライアンス部
クオンツ運用
グループ
プロダクト
グループ
ソリューション
グループ
マルチマネジャー
グループ
IT統括
グループ
事務統括
グループ
企画
グループ
人事総務
グループ
リスク管理
グループ
コンプライアンス
グループ

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名　バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　２０２５年　４月　１日～　２０２６年　３月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ゴールドマン・サックス証券 | 26．7　％ | |
| | Jane Street Financial Limited | 13．7　％ | |
| | ドイツ証券 | 10．5　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　パイ・ラディアン・キャピタル株式会社

所在地　〒　103-0026 東京都中央区日本橋兜町6-5 FinGATE KABUTO 2F

電話　050-3354-8300　ファックス　なし

HPアドレス　なし

代表者　代表取締役社長　岸本達士

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3315号　登録年月日　2022年2月18日

協会会員番号　012-02986

業務開始年月　2022年4月　資本金　5千万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　050-3354-8300

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 岸本達士 | 50% |
| 木村直登 | 50% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年2月期 | 845 | 845 | 334 | 222 | 373 |
| 2025年2月期 | 538 | 538 | 67 | 45 | 151 |
| 2024年2月期 | 520 | 520 | 42 | 30 | 107 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　20　年　8ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

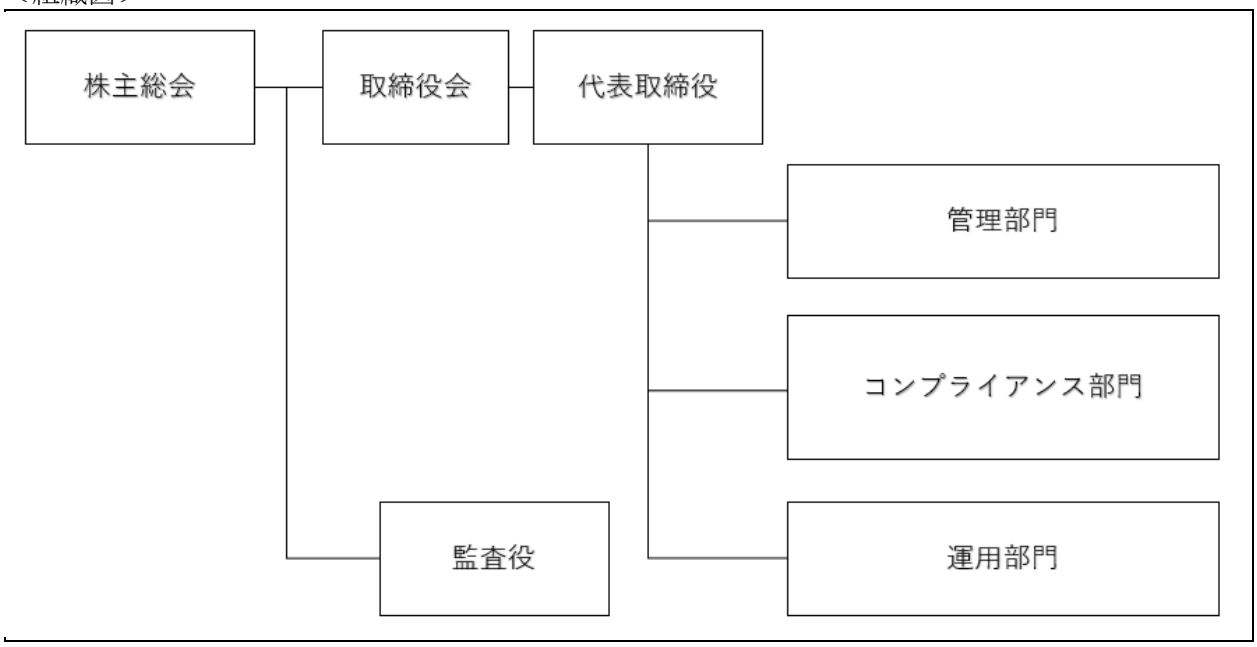
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　パイ・ラディアン・キャピタル株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 3 月 1 日～2026 年 2 月 28 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0.0% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | BofA Securities (Merrill Lynch) | 23.77% | |
| | Goldman Sachs | 22.24% | |
| | SBI Securities | 12.58% | |
| | Citigroup | 11.98% | |
| | | .　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0.0% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

所在地　〒 100-6813　東京都千代田区大手町一丁目３番１号　JAビル

電話　03-5208-5800　ファックス　03-5208-9080

HPアドレス　https://www.pinebridge.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　カーク・チェスター・スウィーニー

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第307号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　010-00143号

業務開始年月　1986年11月17日　資本金　10億円

作成部署　総務部　電話　03-5208-5811

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 大阪オフィス | 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目１番６号　アクロス新大阪６階 |
| 子会社 | PineBridge Investments Capital India Private Limited | 1101, Tower B, Peninsula Business Park, Ganpatrao Kadam Marg, Lower Parel, Mumbai 400 013, India |
| 子会社 | PineBridge India Private Limited | 1101, Tower B, Peninsula Business Park, Ganpatrao Kadam Marg, Lower Parel, Mumbai 400 013, India |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| PineBridge Investments Holdings Singapore Private Limited | 100% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 350 | 4,256 | △41 | △60 | 1,022 |
| 2024年12月期 | 349 | 4,896 | 95 | 64 | 1,082 |
| 2023年12月期 | 596 | 4,721 | △39 | △6 | 1,018 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　39（うち非常勤 2名）　名

②運用業務従事者数　9　名

内 ファンド・マネージャー数　7　名、平均経験年数　24　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

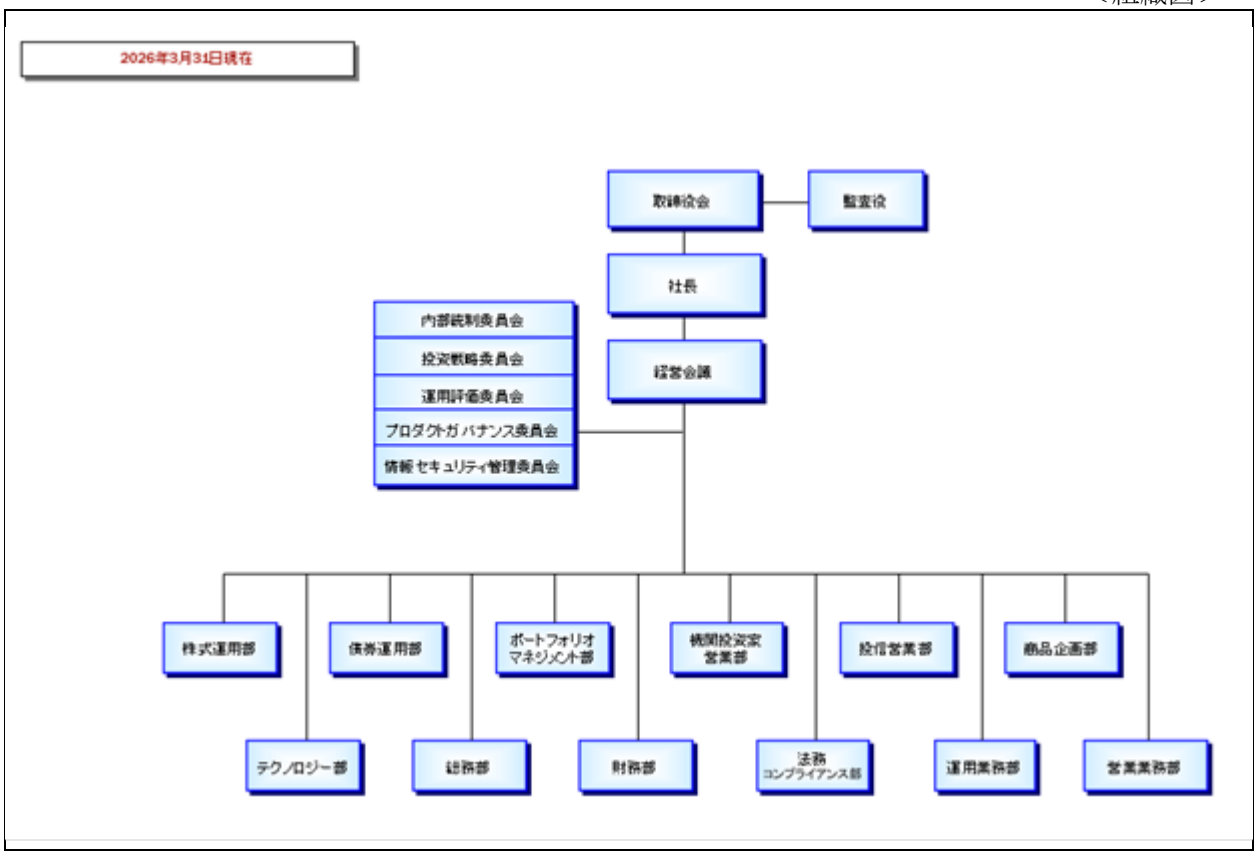
投資顧問・投信部門兼任者　7　名、平均経験年数 24 年 0ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　23　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　15　名

CFA協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


2026年3月31日現在
取締役会
監査役
社長
内部統制委員会
投資戦略委員会
運用評価委員会
プロダクトガバナンス委員会
情報セキュリティ管理委員会
経営会議
株式運用部
債券運用部
ポートフォリオ
マネジメント部
機関投資家
営業部
投信営業部
商品企画部
テクノロジー部
経務部
財務部
法務
コンプライアンス部
運用業務部
営業業務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0 % | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | SSGA Funds Management, Inc. | 20．2 % | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　八十二アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目1番22号

電話　03-5203-8082　ファックス　03-5203-8081

HPアドレス　https://www.82am.co.jp/

代表者　代表取締役社長　上村　勝也

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3302号　登録年月日　2021年11月26日

協会会員番号　012-02979

業務開始年月　2022年1月　資本金　2億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-5203-8276

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | 2．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | 3．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | 1．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | 2．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社八十二長野銀行 | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | － | 353 | 97 | 67 | 376 |
| 2025年3月期 | － | 341 | 83 | 56 | 309 |
| 2024年3月期 | － | 329 | 71 | 49 | 252 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　17　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　20　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

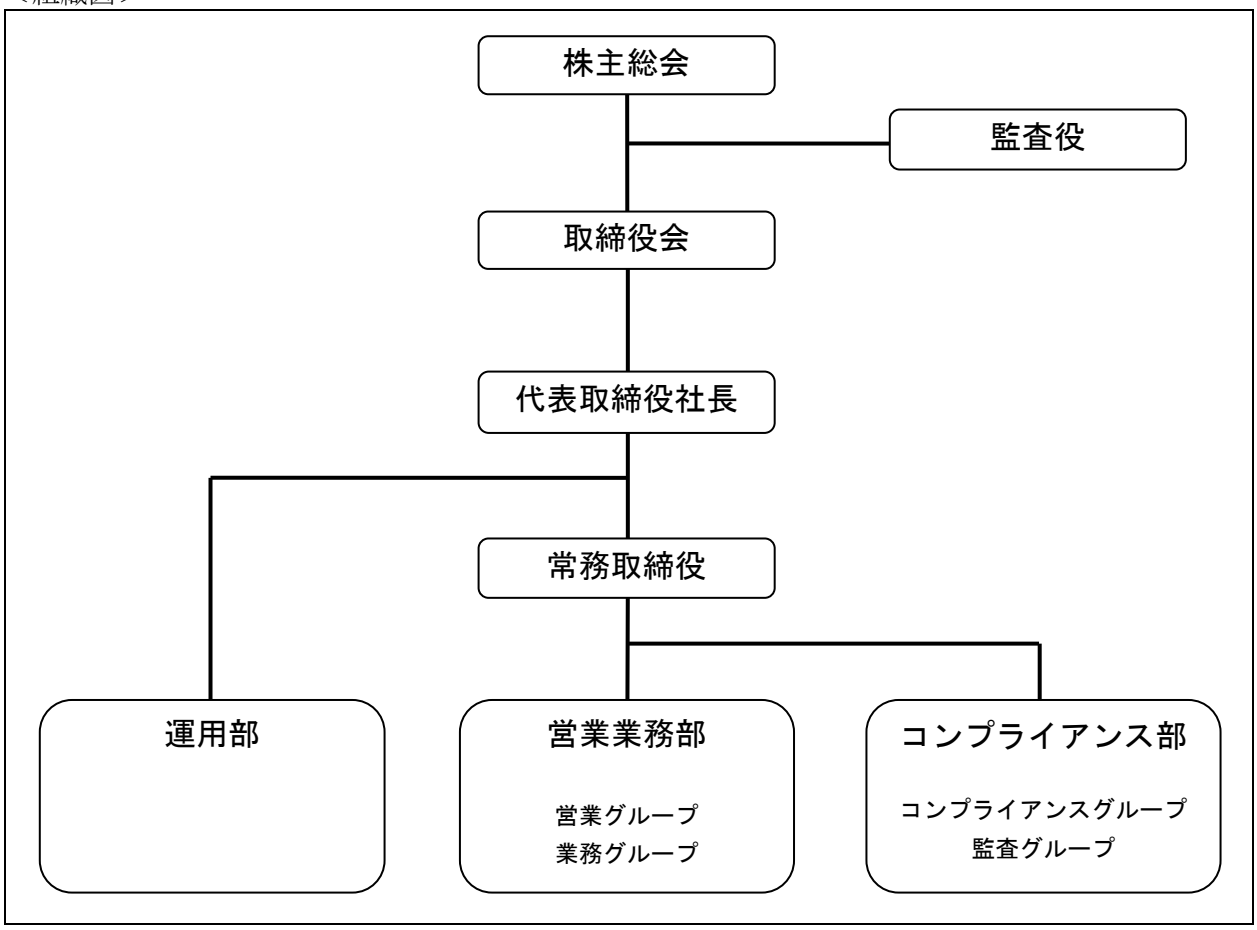
投資顧問・投信部門兼任者　0　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　7　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役社長
常務取締役
運用部
営業業務部
営業グループ
業務グループ
コンプライアンス部
コンプライアンスグループ
監査グループ

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 八十二アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ０．０％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ０．０％ | |
| | | ０．０％ | |
| | | ０．０％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ０．０％ | |
| | | ０．０％ | |
| | | ０．０％ | |
| | | ０．０％ | |
| | | ０．０％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ０．０％ | |
| | | ０．０％ | |
| | | ０．０％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ハヤテインベストメント株式会社

所在地　〒 103-0026　東京都中央区日本橋兜町6-5　兜町第6平和ビル2階

電話　03-3527-3064　ファックス

HPアドレス　https://www.hayate.co.jp/

代表者　代表取締役　杉原　行洋

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第963号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02843

業務開始年月　平成17年12月6日　資本金　1.45億円

作成部署　投資本部　電話　03-3527-3064

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | (2)．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | (1)．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 杉原　行洋 | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 0 | 304 | 31 | 26 | 390 |
| 2024年12月期 | 0 | 596 | 175 | 116 | 364 |
| 2023年12月期 | 0 | 320 | 167 | 117 | 248 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　10　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　25　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

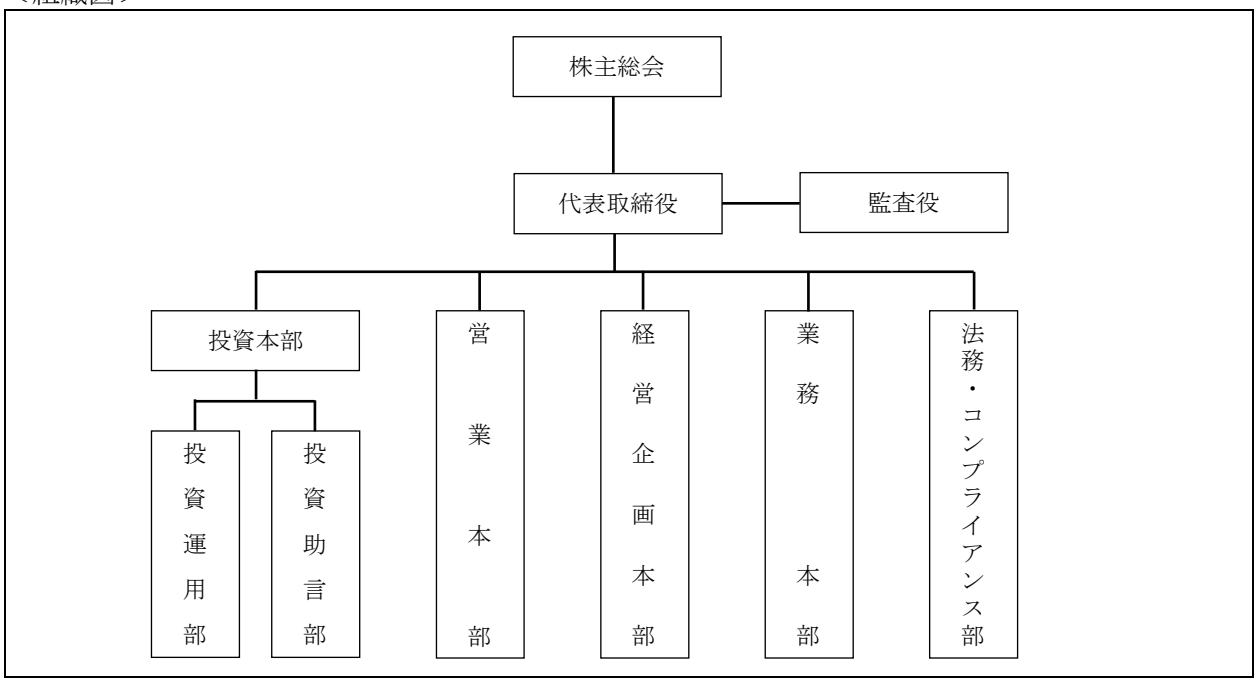
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　2　年　3　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
代表取締役
監査役
投資本部
投資運用部
投資助言部
営業本部
経営企画本部
業務本部
法務・コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ハヤテインベストメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～　2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　Balyasny Asset Management (Japan) Limited

所在地　〒 100-7011　東京都千代田区丸の内2-7-2JPタワー11階

電話　050-1744-4774　ファックス

HPアドレス

代表者　日本における代表者　玉上　久雄

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2738号　登録年月日　平成25年11月20日

協会会員番号　012-02882

業務開始年月　平成25年11月　資本金　35,167,881香港ドル

作成部署　コンプライアンス部　電話　050-1744-4774

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 日本支店 | 東京都丸の内二丁目7番2号JPタワー11階 |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Balyasny Asset Management (Hong Kong) Limited | 100% |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,996 | 3,053 | 437 | 291 | 912 |
| 2024年12月期 | 587 | 810 | 81 | 81 | 287 |
| 2023年12月期 | 525 | 553 | 18 | 14 | 206 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　21　名

②運用業務従事者数　10　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　17　年　10　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

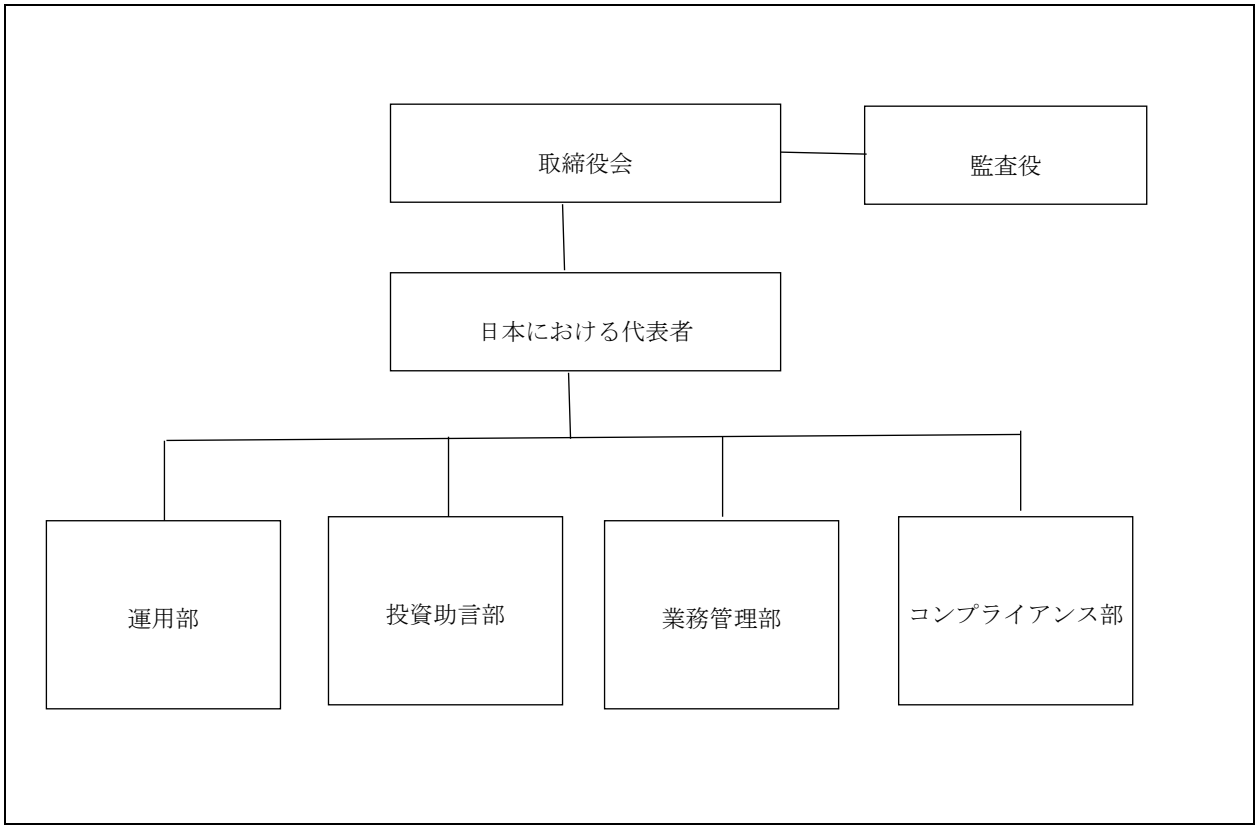
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　10　名、平均経験年数　10　年　10　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Balyasny Asset Management (Japan) Limited

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　1 月　1 日～　2025 年　12 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0　％ | |
| | | 0　％ | |
| | | 0　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | 0　％ | |
| | | 0　％ | |
| | | 0　％ | |
| | | 0　％ | |
| | | 0　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0　％ | |
| | | 0　％ | |
| | | 0　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 100-6742 東京都千代田区丸の内１－９－１ グラントウキョウ ノースタワー

電話　03-6377-2800（代表）　ファックス　03-5218-5888

ＨＰアドレス　https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/

代表者　代表取締役社長　　アントワン・メナージュ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第16号　　登録年月日　2007年９月30日

協会会員番号　011-00308

業務開始年月　1988年２月12日　　資本金　4.5億円

作成部署　コンプライアンス部　　電　話　03-6377-2800

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①　法第２条第８項第11号に係る業務 | ②　法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ③　法第28条第１項に係る業務 | ④　法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 支店 | 白金支店 | 東京都港区白金１－17－３ |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 259 | 4,312 | 623 | 424 | 4,181 |
| 2024年12月期 | 587 | 5,429 | 1,285 | 874 | 3,756 |
| 2023年12月期 | 884 | 5,245 | 983 | 669 | 3,481 |

※ 旧アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社分

（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 223 | 969 | △650 | △651 | 1,219 |
| 2024年12月期 | 323 | 1,150 | △540 | △550 | 1,271 |
| 2023年12月期 | 228 | 1,156 | △552 | △571 | 1,222 |

※ 旧ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社分

- アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社は、2026年４月１日にＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社を吸収合併し、社名をＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社に変更しました。

BNPP AM - RESTRICTED

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）※ 2026年４月１日現在

①役職員総数　75　名

②運用業務従事者数　7　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　19　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

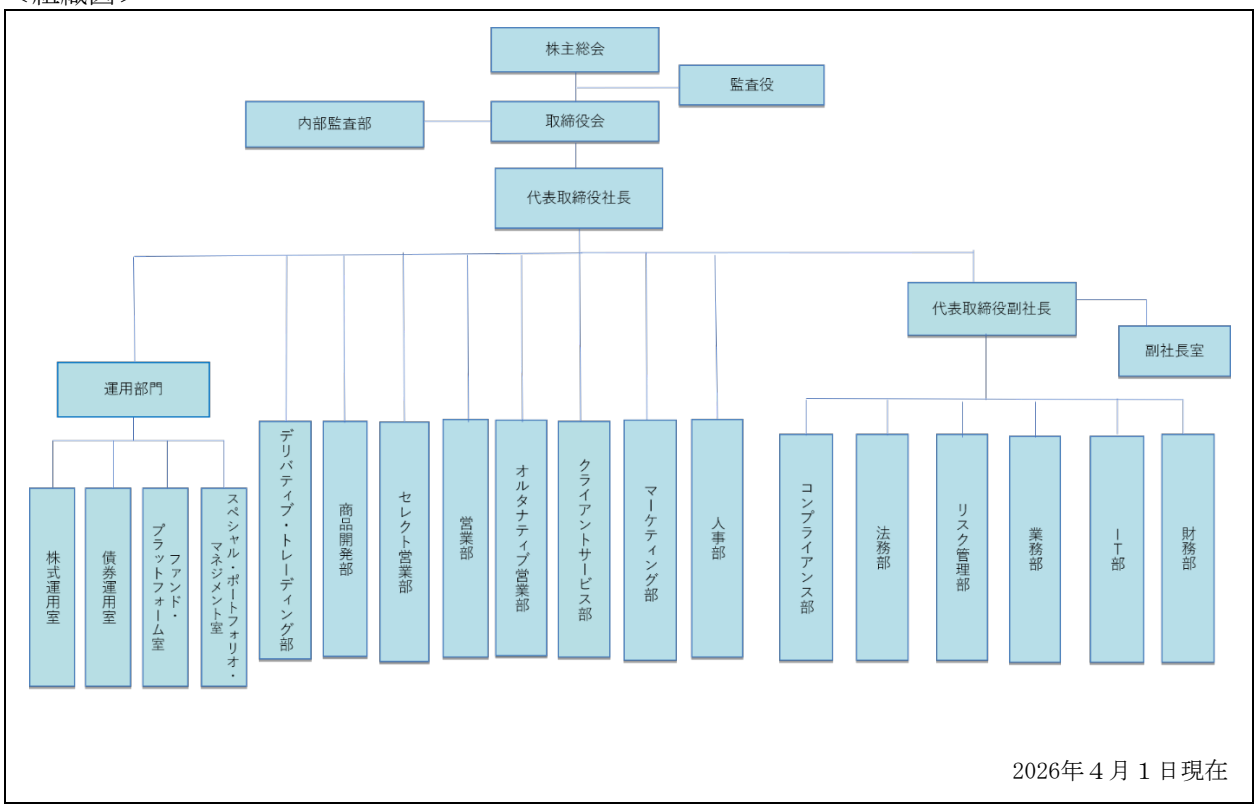
投資顧問・投信部門兼任者　6　名、平均経験年数　19　年　5　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　27　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　16　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　5　名

＜組織図＞




BNPP AM - RESTRICTED

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Mizuho Securities Asia Limited | 65．5　％ | |
| | Nomura International PLC | 21．2　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レート

BNPP AM - RESTRICTED

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 該当なし | |
| 下記①に該当する法人との取引 | ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行 東京支店 | 14．8　％ | |
| | BNP PARIBAS S.A., Luxembourg | 0．3　％ | |
| | BNP PARIBAS- LONDON | 0．2　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行 東京支店 | 14．8　％ | |
| | バークレイズ銀行東京支店 | 14．5　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS | 2．7　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸ノ内１丁目８番３号丸の内トラストタワー本館

電話　(03) 6756-4600　ファックス　(03) 6756-4603

HPアドレス　https://www.bny.com/investments/jp

代表者　代表取締役社長　ドニ・シャムサディン

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第406号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-00828

業務開始年月　平成10年11月6日　資本金　7億9500万円

作成部署　コンプライアンス・リスク管理部　電話　03-6756-4750

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| BNY Mellon Investment Management (APAC) Holdings Limited | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 2,582 | 6,961 | 239 | 179 | 8,459 |
| 2025年3月期 | 2,902 | 6,801 | △297 | △543 | 8,281 |
| 2024年3月期 | 4,973 | 8,998 | 295 | 145 | 8,825 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　60名

②運用業務従事者数　3名

内 ファンド・マネージャー数　3名、平均経験年数　17年　2ヵ月

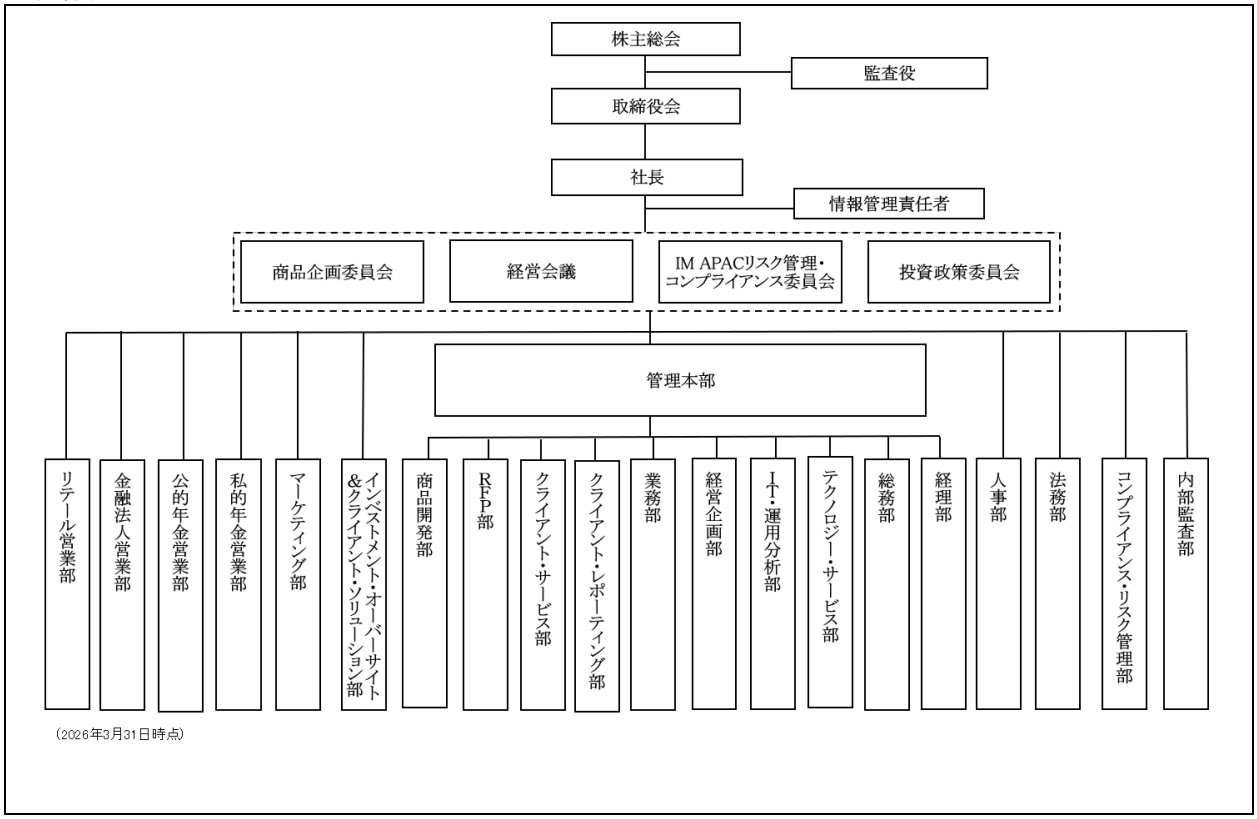
内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　3名、平均経験年数　17年　2ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿＿＿17名
　ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿＿3名

＜組織図＞




（2026年3月31日時点）

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | BNY メロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | GOLDMAN SACHS & CO. | 65．4　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | BNY MELLON FUND SERVICES (IRELAND) DESIGNATED ACTIVITY CO. | 1．4　％ | |
| | SIGULER GUFF | 0．1　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　PGIMジャパン株式会社

所在地　〒 100-0014　東京都千代田区永田町二丁目13番10号　プルデンシャルタワー

電話　03-6832-7000　ファックス　03-3539-2460

HPアドレス　https://www.pgim.com/jp/ja

代表者　代表取締役社長　　國澤　太作

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第392号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01551

業務開始年月　平成18年9月1日　資本金　2.19億円

作成部署　クライアント・アドバイザリー本部　電　話　03-6832-7100

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①. 法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②. 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③. 法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①. 法第２条第８項第11号に係る業務 | ②. 法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①. 法第28条第１項に係る業務 | ②. 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Prudential International Investments Company, LLC | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 10,821 | 12,526 | 1,710 | 1,148 | 2,592 |
| 2025年３月期 | 10,546 | 12,184 | 1,765 | 1,294 | 2,547 |
| 2024年３月期 | 10,924 | 12,584 | 2,268 | 1,561 | 2,725 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　122　名（派遣社員7名含む）

②運用業務従事者数　31　名

内 ファンド・マネージャー数　23　名、平均経験年数　25　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

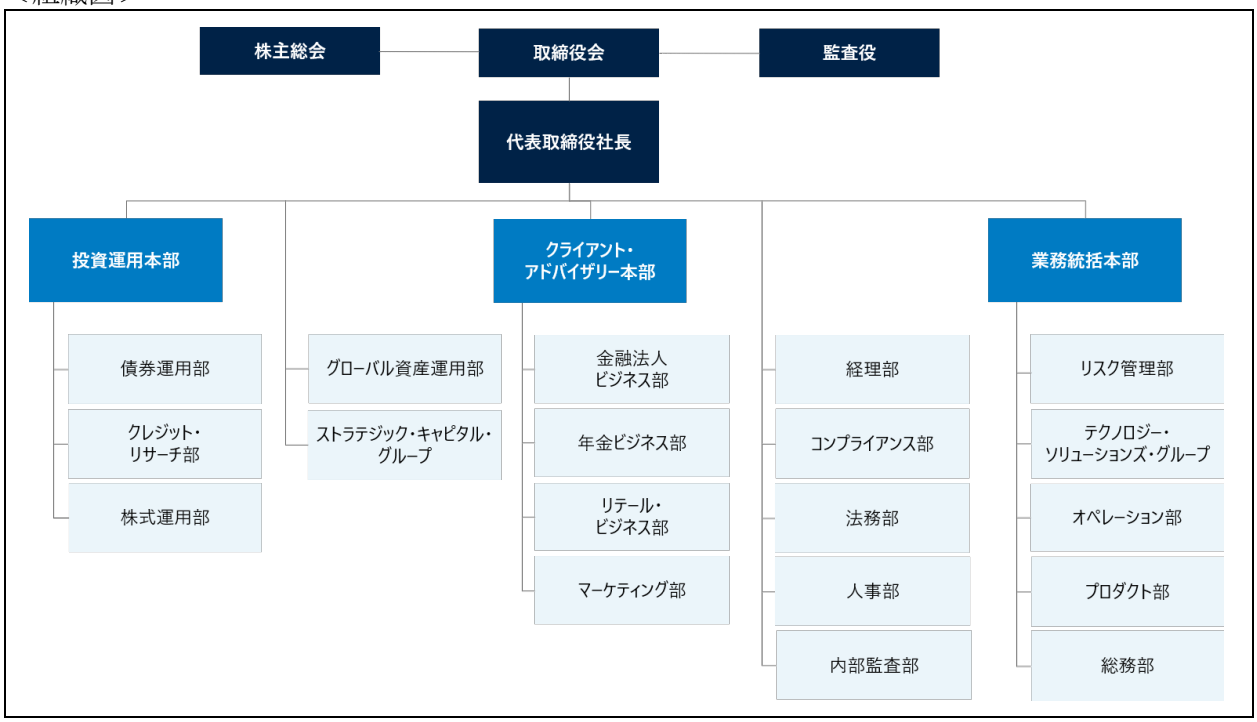
投資顧問・投信部門兼任者　23　名、平均経験年数　25　年　2　ヵ月

内 調査スタッフ数　8　名、平均経験年数　23　年　4　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　39　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　7　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
代表取締役社長
投資運用本部
債券運用部
クレジット・リサーチ部
株式運用部
グローバル資産運用部
ストラテジック・キャピタル・グループ
クライアント・アドバイザリー本部
金融法人ビジネス部
年金ビジネス部
リテール・ビジネス部
マーケティング部
経理部
コンプライアンス部
法務部
人事部
内部監査部
業務統括本部
リスク管理部
テクノロジー・ソリューションズ・グループ
オペレーション部
プロダクト部
総務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | PGIM ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL INC | 14．2　％ | |
| | JP MORGAN SECURITIES LLC | 14．2　％ | |
| | MIZUHO SECURITIES CO LTD | 12．5　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | PRUDENTIAL GLOBAL FUNDING LLC | 0．4　％ | |
| | PRISA Fund Manager LLC | 0．0　％ | |
| | PRISA III Fund GP, LLC | 0．0　％ | |
| | PRISA Pooled Manager, LLC | 0．0　％ | |
| | PGIM Real Estate U.S. Debt Fund GP, LLC | 0．0　％ | |
| | PGIM Real Estate U.S. Core Debt Fund GP, LLC | 0．0　％ | |
| | Windsor Avenue Partners (Ireland) II, L.P. | 0．0　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ピクテ・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-6921　東京都千代田区丸の内二丁目6番１号

電話　03(3212)3412　ファックス　03(3212)6339

HPアドレス　www.pictet.co.jp

代表者　代表取締役社長　　萩野　琢英

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第380号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第010-00129号

業務開始年月　昭和62年3月12日　資本金　2億円

作成部署　法務コンプライアンス部　電　話　03(3212)3412

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | 2．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | 3．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | 1．法第２条第８項第11号に係る業務 | 2．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | 1．法第28条第１項に係る業務 | 2．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 大阪事務所 | 大阪府大阪市北区角田町８番１号 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権<br>保有比率 |
|---|---|
| ピクテ・アセット・マネジメント・ホールディングス・エス・エイ | 100.0% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 437 | 28,842 | 1,682 | 1,176 | 5,542 |
| 2024年12月期 | 794 | 27,106 | 1,057 | 726 | 4,866 |
| 2023年12月期 | 690 | 27,093 | 1,593 | 1,111 | 4,639 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　131　名

②運用業務従事者数　15　名

内 ファンド・マネージャー数　15　名、平均経験年数　20　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

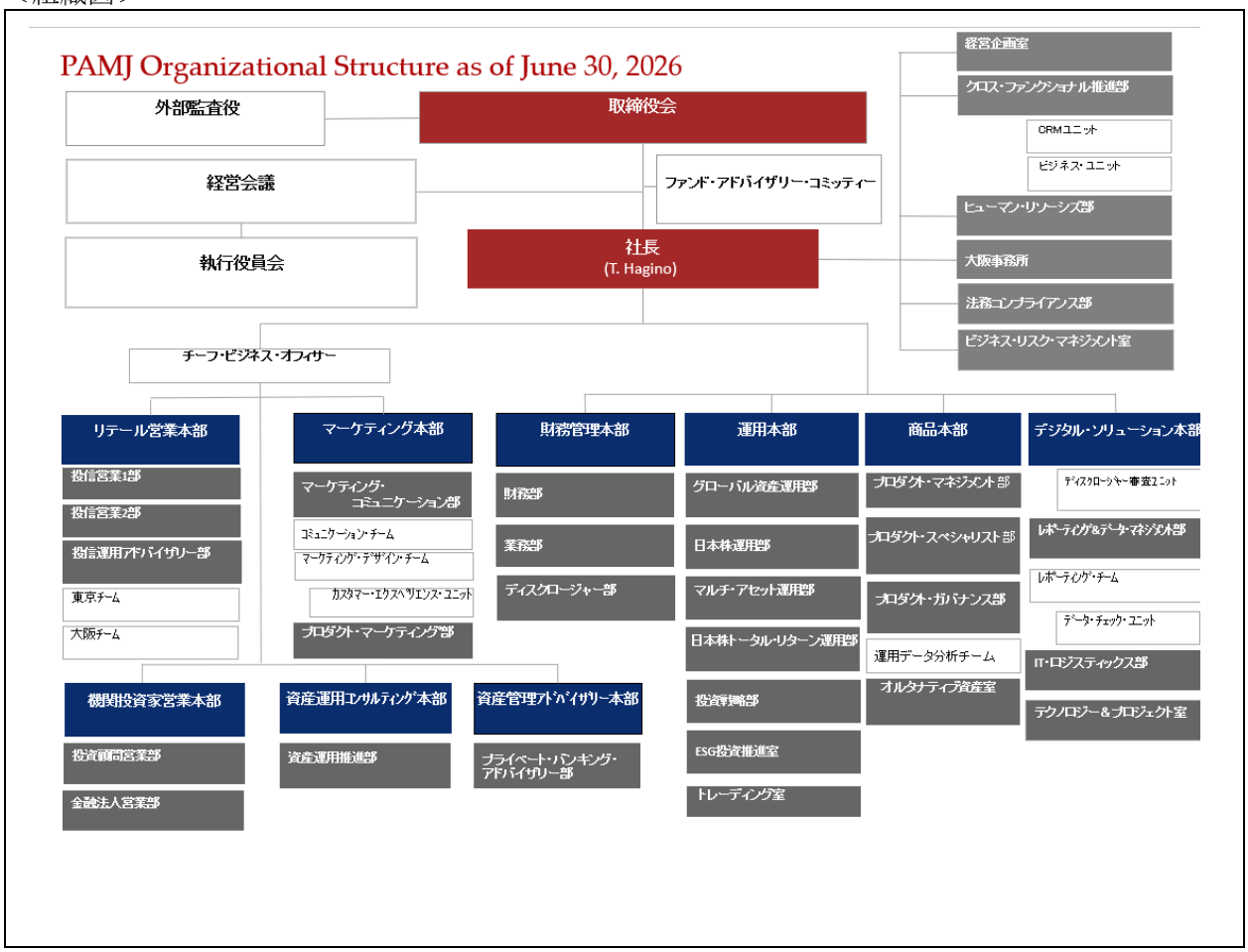
投資顧問・投信部門兼任者　15　名、平均経験年数　20　年　2ヵ月

内 調査スタッフ数　－　名、平均経験年数　－　年　－ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　48　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　9　名

＜組織図＞


PAMJ Organizational Structure as of June 30, 2026
外部監査役
取締役会
経営会議
ファンド・アドバイザリー・コミッティー
執行役員会
社長
(T. Hagino)
経営企画室
クロス・ファンクショナル推進部
ORMユニット
ビジネス・ユニット
ヒューマン・リソーシズ部
大阪事務所
法務コンプライアンス部
ビジネス・リスク・マネジメント室
チーフ・ビジネス・オフィサー
リテール営業本部
投信営業1部
投信営業2部
投信運用アドバイザリー部
東京チーム
大阪チーム
マーケティング本部
マーケティング・コミュニケーション部
コミュニケーション・チーム
マーケティング・デザイン・チーム
カスタマー・エクスペリエンス・ユニット
プロダクト・マーケティング部
財務管理本部
財務部
業務部
ディスクロージャー部
運用本部
グローバル資産運用部
日本株運用部
マルチ・アセット運用部
日本株トータル・リターン運用部
投資戦略部
ESG投資推進室
トレーディング室
商品本部
プロダクト・マネジメント部
プロダクト・スペシャリスト部
プロダクト・ガバナンス部
運用データ分析チーム
オルタナティブ資産室
デジタル・ソリューション本部
ディスクロージャー審査ユニット
レポーティング&データ・マネジメント部
レポーティング・チーム
データ・チェック・ユニット
IT・ロジスティックス部
テクノロジー&プロジェクト室
機関投資家営業本部
投資顧問営業部
金融法人営業部
資産運用コンサルティング本部
資産運用推進部
資産管理アドバイザリー本部
プライベート・バンキング・アドバイザリー部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | ピクテ・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | . % | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | . % | |
| | | . % | |
| | | . % | |
| 下記②に該当する法人との取引 | J.P. MORGAN SECURITIES PLC | 15.3% % | |
| | JEFFERIES INTERNATIONAL | 10.0% % | |
| | | . % | |
| | | . % | |
| | | . % | |
| 下記③に該当する法人との取引 | FUNDPARTNER SOLUTIONS(EUROPE)S.A. | 2.0% % | |
| | | % | |
| | | . % | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　HiJoJo Partners 株式会社

所在地　〒 105-0003　東京都港区西新橋１丁目７番２号　虎の門髙木ビル８階

電話　03-6705-8660　ファックス　03-6682-5599

HPアドレス　https://www.hijojo-partners.com/

代表者　代表取締役社長執行役員　メンザス・スピリドン

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3065号　登録年月日　平成30年７月11日

協会会員番号　012-02837

業務開始年月　平成30年７月11日　資本金　1億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-4530-3026

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子会社 | HiJoJo Holding Company Inc. | Wilmington, North Carolina |
| 孫会社 | HiJoJo Management Company Inc. | Wilmington, North Carolina |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| メンザス・スピリドン | 40.3% |
| 濱田　智彦 | 8.6% |
| 杉浦　英和 | 8.6% |
| 株式会社クレディセゾン | 4.9% |
| 秋山　典文 | 4.8% |
| みずほ証券株式会社 | 3.0% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社Finatextﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ | 2.5% |
| 株式会社エムティーアイ | 2.5% |
| 谷家　衛 | 2.5% |
| 三菱ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ・ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ2号投資事業組合 | 1.1% |
| SBI４＆５投資事業有限責任組合 | 1.1% |
| SBI Ventures Two株式会社 | 1.1% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年10月期 | 1,078 | 1,758 | 687 | 513 | 2,117 |
| 2024年10月期 | 197 | 672 | 6 | 15 | 1,617 |
| 2023年10月期 | 165 | 389 | ▲253 | ▲257 | 1,600 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載 ）

①役職員総数　45名

②運用業務従事者数　4名

内 ファンド・マネージャー数　2名、平均経験年数　7年　11ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

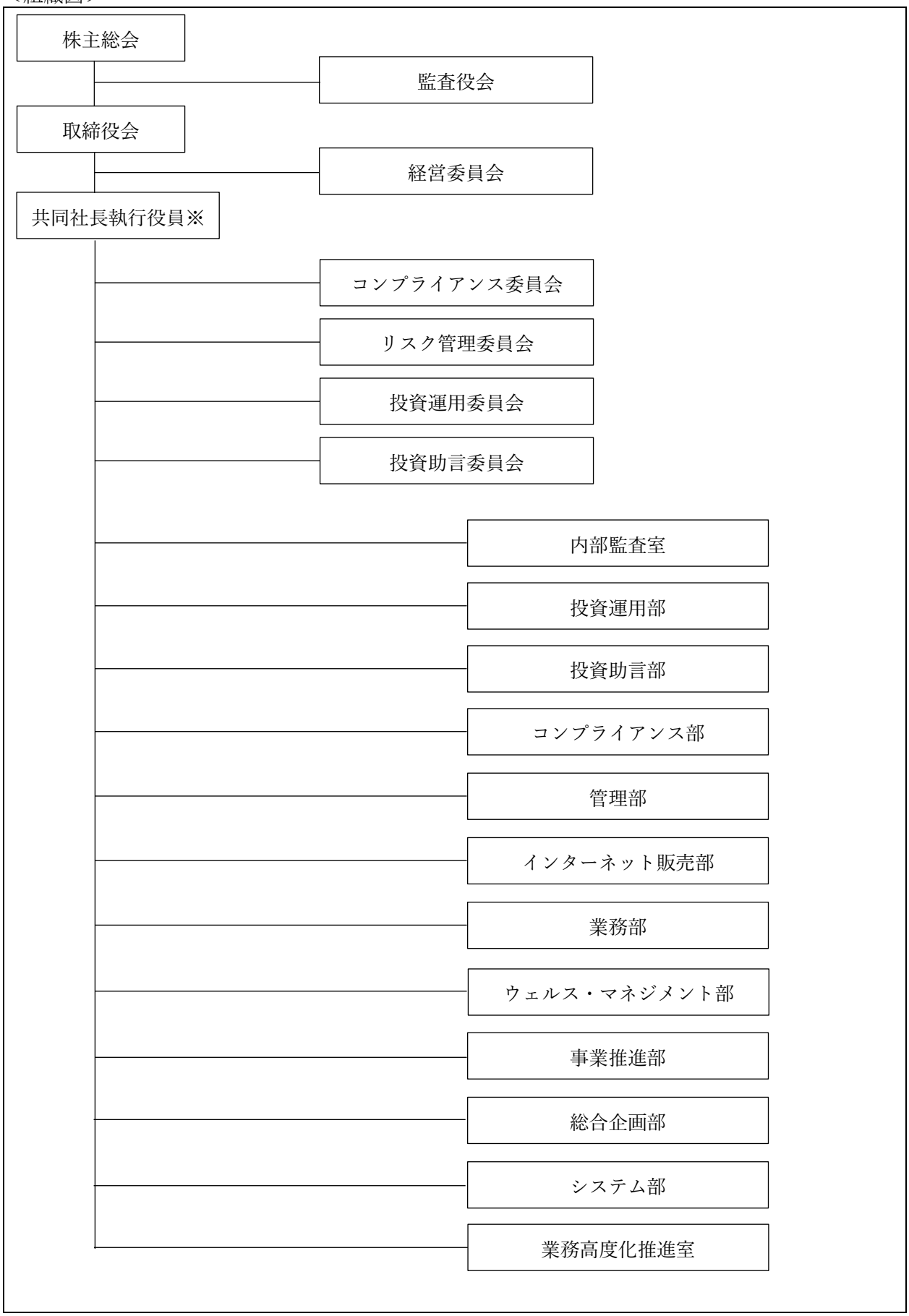
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2名、平均経験年数　14年　11ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　6名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞


株主総会
監査役会
取締役会
経営委員会
共同社長執行役員※
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
投資運用委員会
投資助言委員会
内部監査室
投資運用部
投資助言部
コンプライアンス部
管理部
インターネット販売部
業務部
ウェルス・マネジメント部
事業推進部
総合企画部
システム部
業務高度化推進室

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　HiJoJo Partners 株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２４年１１月１日～２０２５年１０月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Zanbato Securities LLC | １１．８６％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　日立投資顧問株式会社

所在地　〒 110-0015　東京都台東区東上野 2丁目16番1号 上野イーストタワー

電話　03-5539-2578　ファックス　03-6626-5822

HPアドレス　https://www.hitachi-im.co.jp/

代表者　取締役社長　宮崎　倫明

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第381号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　第011-00880号

業務開始年月　2000年1月4日　資本金　1億円

作成部署　企画総務グループ　電話　03-5539-2578

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社日立製作所 | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 517 | 1,777 | 190 | 120 | 1,500 |
| 2025年3月期 | 420 | 1,651 | 110 | 70 | 1,379 |
| 2024年3月期 | 411 | 1,676 | 98 | 56 | 1,309 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　29　名

②運用業務従事者数　8　名

内 ファンド・マネージャー数　7　名、平均経験年数　18　年　11　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

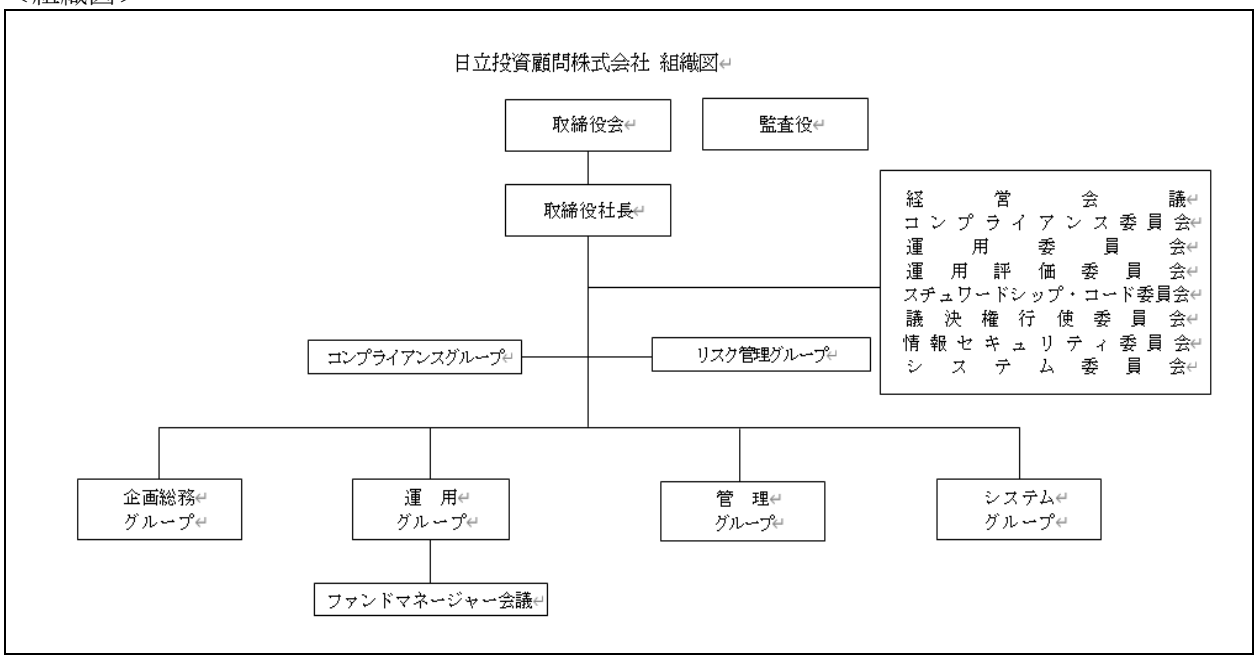
投資顧問・投信部門兼任者　7　名、平均経験年数　18　年　11　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　8　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　－　名

＜組織図＞


日立投資顧問株式会社 組織図
取締役会
監査役
取締役社長
経営会議
コンプライアンス委員会
運用委員会
運用評価委員会
スチュワードシップ・コード委員会
議決権行使委員会
情報セキュリティ委員会
システム委員会
コンプライアンスグループ
リスク管理グループ
企画総務グループ
運用グループ
管理グループ
システムグループ
ファンドマネージャー会議

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 日立投資顧問株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ 信託銀行 | 28.7 ％ | |
| | BNP パリバ銀行 | 22.8 ％ | |
| | ルクセンブルグみずほ信託銀行 | 10.9 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　ピムコジャパンリミテッド

所在地　〒 105-5519　東京都港区虎ノ門二丁目6番1号　虎ノ門ヒルズ ステーションタワー

電話　03-4567-3500　ファックス　03-4567-3501

HPアドレス　https://www.pimco.com/jp/ja/

代表者　日本における代表者　　ベンジャミン・ファーガソン

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第382号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-00768

業務開始年月　平成９年12月16日　資本金　1,341万ドル

作成部署　法務・コンプライアンス部　電話　03-4567-3500

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①. 法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②. 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③. 法第２条第８項第14号に係る業務 | ４. 法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①. 法第２条第８項第11号に係る業務 | ②. 法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １. 法第28条第１項に係る業務 | ②. 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 15,500 | 21,559 | 4,403 | 2,713 | 7,528 |
| 2024年12月期 | 15,585 | 21,140 | 4,945 | 3,136 | 7,026 |
| 2023年12月期 | 15,839 | 20,884 | 7,373 | 4,994 | 7,681 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　77　名

②運用業務従事者数　7.5　名

内 ファンド・マネージャー数　2.5　名、平均経験年数　29　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

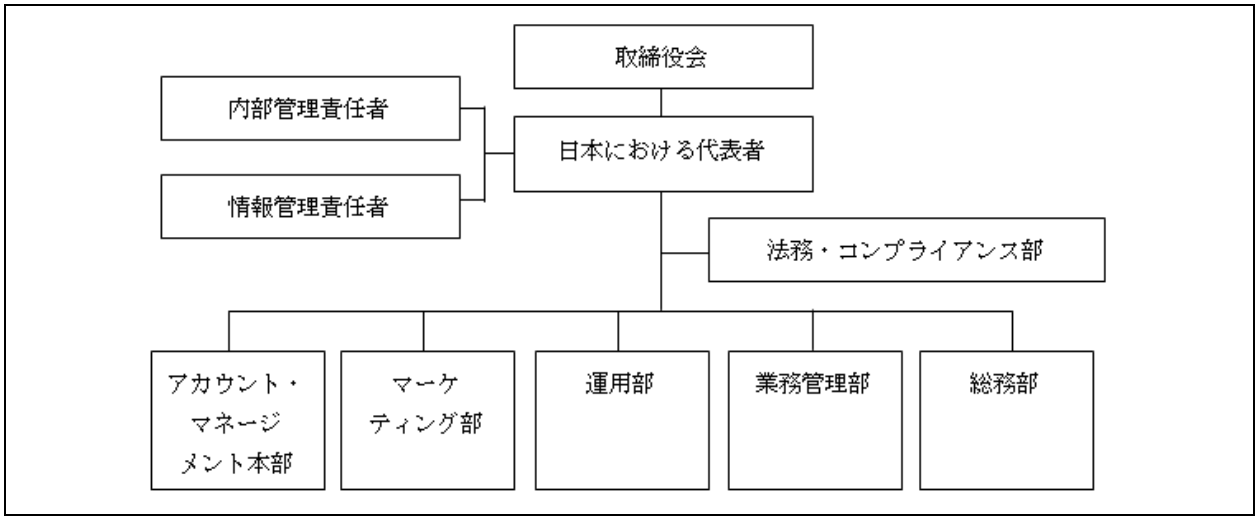
投資顧問・投信部門兼任者　2.5　名、平均経験年数　29　年　6　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　13　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　13　名

CFA協会認定証券アナリスト数　5　名

＜組織図＞




６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025年１月１日～2025年12月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | （該当無し） | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Goldman Sachs & Co. LLC | 12．8％ | |
| | Wells Fargo Securities, LLC | 10．8％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | （該当無し） | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ファイブスター投信投資顧問株式会社

所在地　〒 104-0042　東京都中央区入船１－２－９　八丁堀ＭＦビル８階

電話　03-3523-9556　ファックス　03-3523-9557

ＨＰアドレス　https://www.fivestar-am.co.jp/

代表者

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2266号　登録年月日　2009年10月20日

協会会員番号　012-02122

業務開始年月　2009年12月　資本金　2.65億円

作成部署　総務部　電話　03-3523-9556

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 水森　誠 | 12.75% |
| 日産証券ｸﾞﾙｰﾌﾟ株式会社 | 12.62% |
| 中芝　幸一 | 12.56% |
| 篠原　直人 | 12.56% |
| ｱｲｻﾞﾜ証券ｸﾞﾙｰﾌﾟ株式会社 | 6.94% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 大木　昌光 | 3.48% |
| 金子　昌資 | 1.89% |
| 他 | 37.20% |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 446 | 1,125 | 245 | 165 | 750 |
| 2025年３月期 | 107 | 722 | 47 | 32 | 542 |
| 2024年３月期 | 217 | 874 | 103 | 69 | 525 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　19　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　24　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

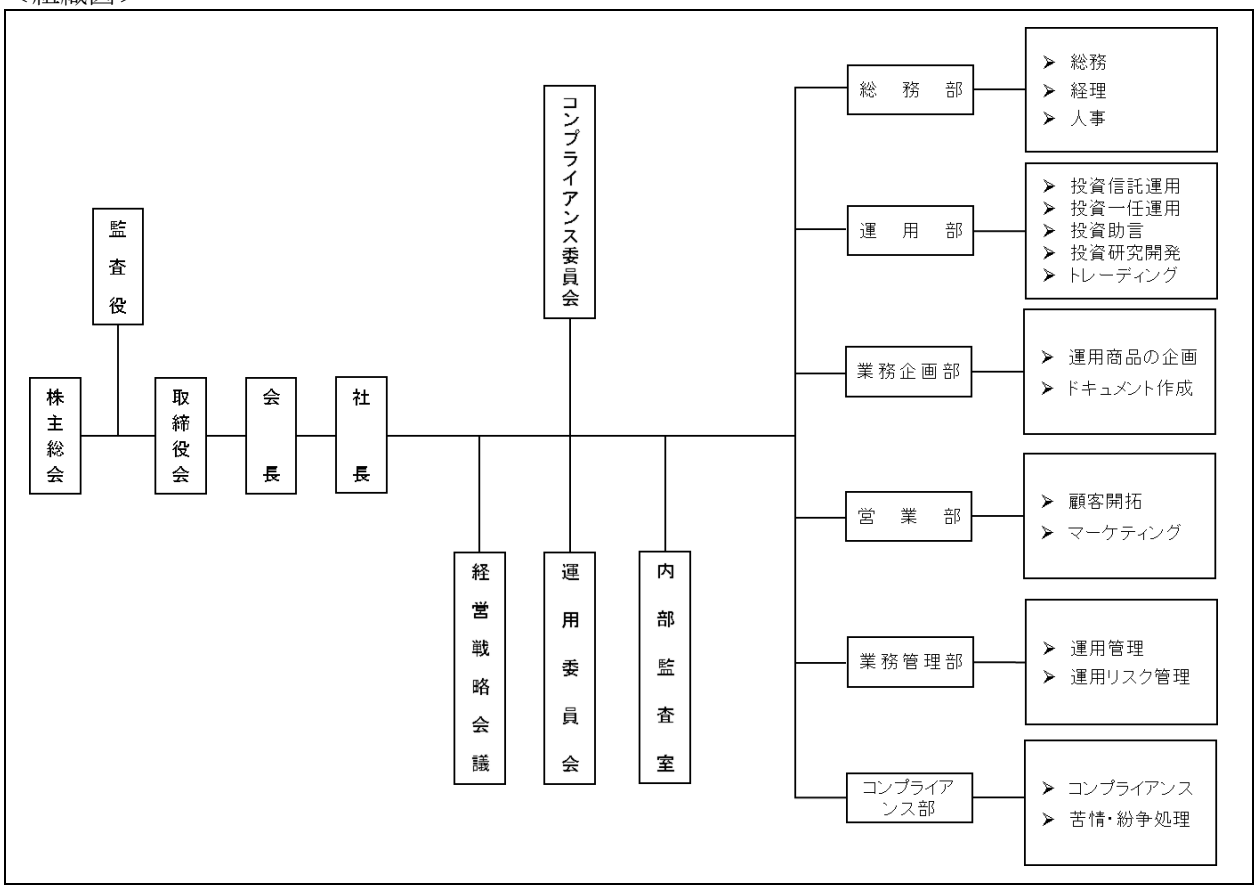
投資顧問・投信部門兼任者　4　名、平均経験年数　23　年　2　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
会長
社長
経営戦略会議
コンプライアンス委員会
運用委員会
内部監査室
総務部
総務
経理
人事
運用部
投資信託運用
投資一任運用
投資助言
投資研究開発
トレーディング
業務企画部
運用商品の企画
ドキュメント作成
営業部
顧客開拓
マーケティング
業務管理部
運用管理
運用リスク管理
コンプライアンス部
コンプライアンス
苦情・紛争処理

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ファイブスター投信投資顧問株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 野村證券株式会社 | 70．76％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Fisher Investments Japan Limited

所在地　〒 106-0032　東京都港区六本木一丁目９番10号　アークヒルズ仙石山森タワー26階

電話　(03)4590-0160　ファックス　(03)3583-1965

HPアドレス　https://www.fisherinvestments.com/ja-jp

代表者　日本における代表者　ジェレマイア・マーティン

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2766号　登録年月日　平成26年４月４日

協会会員番号　012-02659

業務開始年月　平成26年６月２日　資本金　0.618億円 億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-4590-0160

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 営業所 | 東京都港区浜松町2丁目4番1号世界貿易センタービルディング南館17階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Fisher Asset Management, LLC | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 20 | 1,149 | 89 | 73 | 484 |
| 2024年12月期 | 5 | 582 | 39 | 16 | 408 |
| 2023年12月期 | 4 | 484 | 38 | 20 | 348 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　28　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　17　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

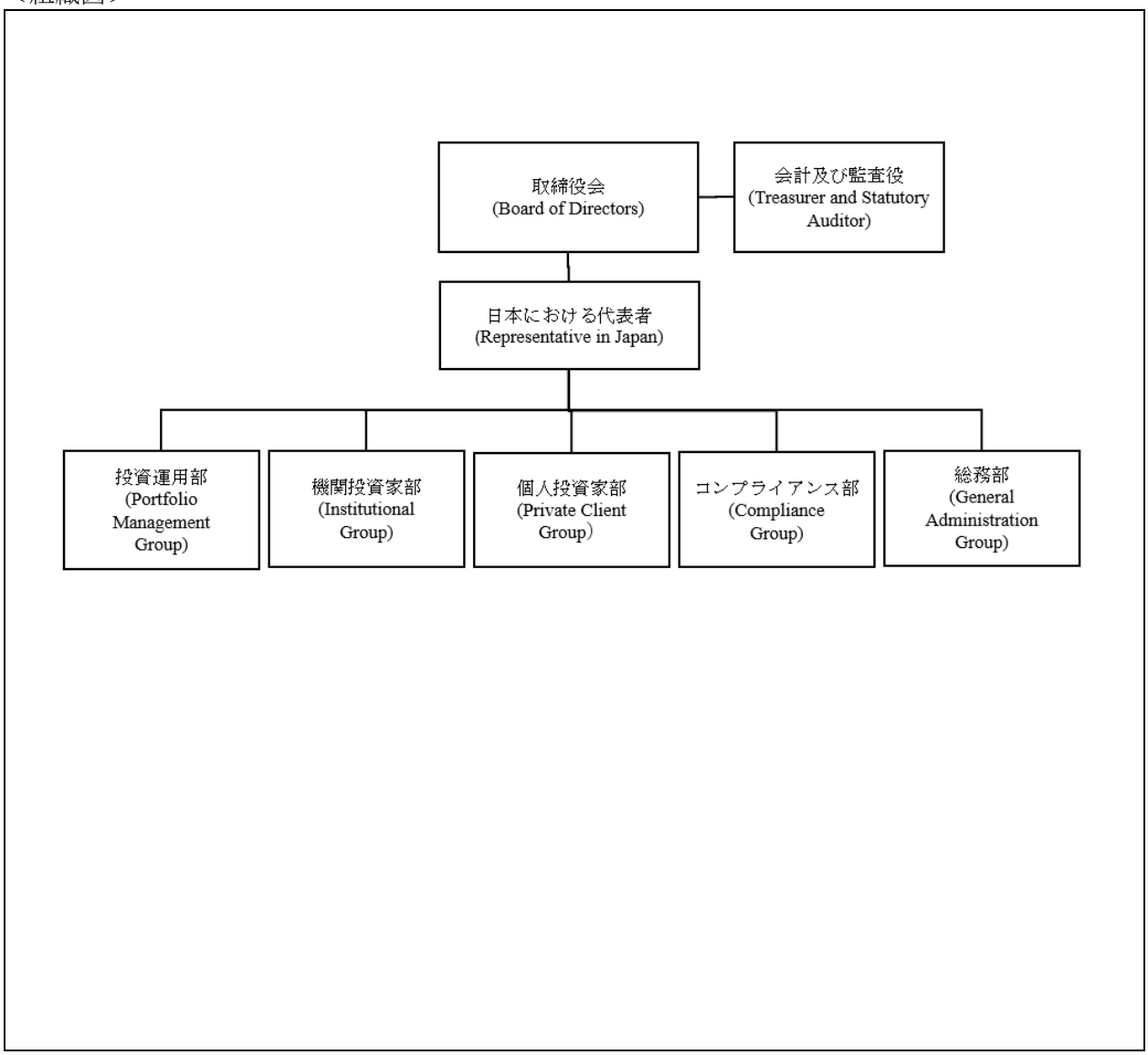
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


取締役会
(Board of Directors)
会計及び監査役
(Treasurer and Statutory Auditor)
日本における代表者
(Representative in Japan)
投資運用部
(Portfolio Management Group)
機関投資家部
(Institutional Group)
個人投資家部
(Private Client Group)
コンプライアンス部
(Compliance Group)
総務部
(General Administration Group)

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　Fisher Investments Japan Limited

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ゴールドマンサックス アンド　コ | 84．6　％ | |
| | モルガンスタンレー　アンド　コ　インターナショナル　ピーエルシー | 11．1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　フィデリティ投信株式会社

所在地　〒 106-0032　東京都港区六本木七丁目7番7号

電話　03-4560-6000（代表）　ファックス　03-4572-4015

HPアドレス　https：//www.fidelity.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　コルビー・ペンゾーン

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第388号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　010-00057

業務開始年月　昭和61年11月17日　資本金　10億円

作成部署　法務・コンプライアンス部　電話　03-4560-5082

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 関係会社 | FILリミテッド | 英領バミューダ |
| 提携企業 | FIAM LLC | 米国スミスフィールド |
| 提携企業 | FMR LLC | 米国ボストン |
| 提携企業 | Geode Capital Management, LLC | 米国ボストン |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 | 100.0% |

| | |
|---|---|
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 3,105 | 91,545 | 16,982 | 11,750 | 16,094 |
| 2024年12月期 | 3,700 | 78,205 | 12,825 | 8,780 | 12,343 |
| 2023年12月期 | 10,031 | 65,386 | 10,631 | 7,265 | 8,563 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　180　名

②運用業務従事者数　15　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　8　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　1　名、平均経験年数　9　年　8　ヵ月

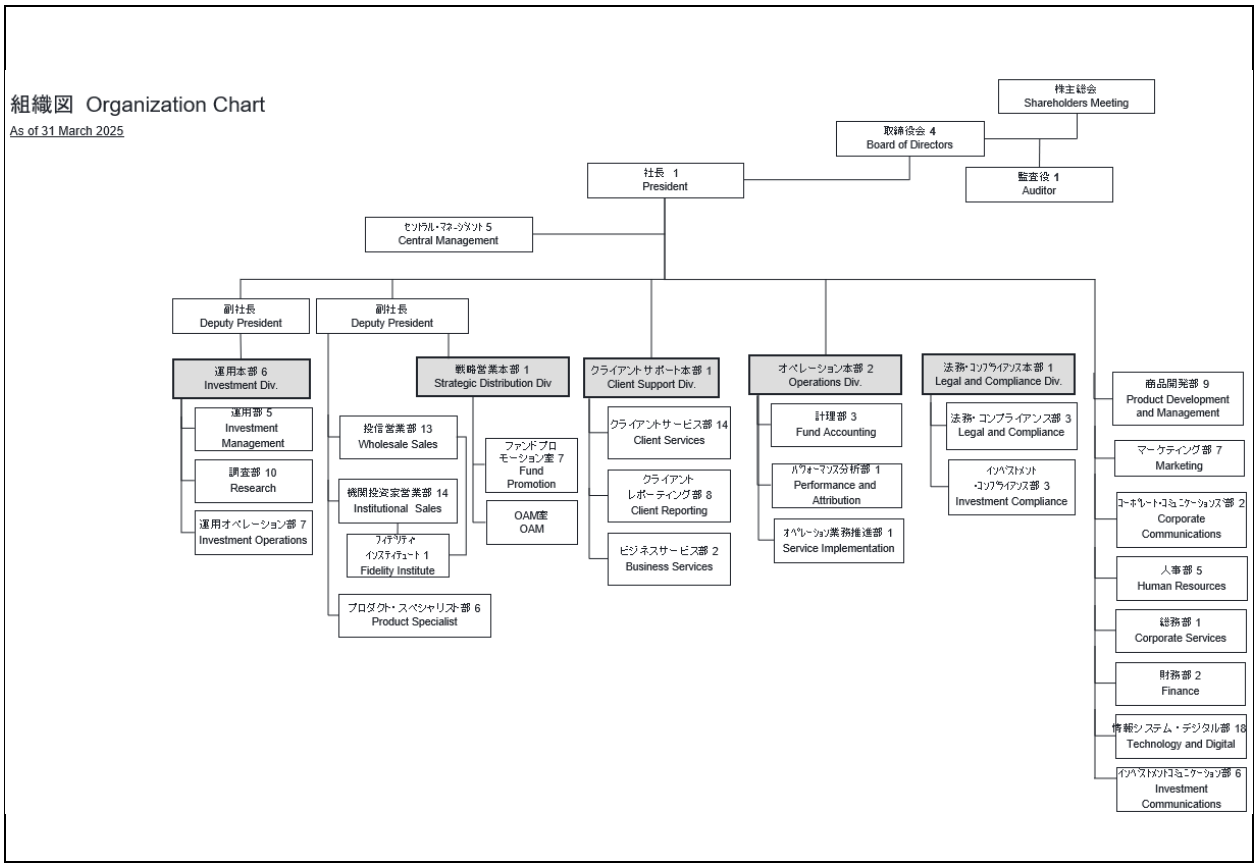
内 調査スタッフ数　9　名、平均経験年数　8　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　4*　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　4*　名

（＊）2026年3月末時点におけるポートフォリオ・マネージャー及びアナリストのみを対象とした資格保有者の人数です。

＜組織図＞


組織図 Organization Chart
As of 31 March 2025
株主総会
Shareholders Meeting
取締役会 4
Board of Directors
監査役 1
Auditor
社長 1
President
セントラル・マネージメント 5
Central Management
副社長
Deputy President
副社長
Deputy President
運用本部 6
Investment Div.
運用部 5
Investment Management
調査部 10
Research
運用オペレーション部 7
Investment Operations
戦略営業本部 1
Strategic Distribution Div
投信営業部 13
Wholesale Sales
機関投資家営業部 14
Institutional Sales
フィデリティ インスティテュート 1
Fidelity Institute
プロダクト・スペシャリスト部 6
Product Specialist
ファンドプロモーション室 7
Fund Promotion
OAM室
OAM
クライアントサポート本部 1
Client Support Div.
クライアントサービス部 14
Client Services
クライアントレポーティング部 8
Client Reporting
ビジネスサービス部 2
Business Services
オペレーション本部 2
Operations Div.
計理部 3
Fund Accounting
パフォーマンス分析部 1
Performance and Attribution
オペレーション業務推進部 1
Service Implementation
法務・コンプライアンス本部 1
Legal and Compliance Div.
法務・コンプライアンス部 3
Legal and Compliance
インベストメント・コンプライアンス部 3
Investment Compliance
商品開発部 9
Product Development and Management
マーケティング部 7
Marketing
コーポレート・コミュニケーションズ部 2
Corporate Communications
人事部 5
Human Resources
総務部 1
Corporate Services
財務部 2
Finance
情報システム・デジタル部 18
Technology and Digital
インベストメント・コミュニケーション部 6
Investment Communications

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | フィデリティ投信株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 下記②に該当する法人との取引 | MORGAN STANLEY & CO. - USA | 17.1% | |
| | GOLDMAN SACHS & CO. - USA | 13.7% | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 下記③に該当する法人との取引 | FIL・ﾃﾞｨｽﾄﾘﾋﾞｭｰﾀｰｽﾞ | 0.0% | |
| | | | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・ジャパン株式会社

所在地　〒　105-0001　東京都港区虎ノ門４丁目１番17号　神谷町プライムプレイス

電話　03-4560-5801（代表）　ファックス　03-4560-5929

HPアドレス　なし

代表者　代表取締役社長　ニューライター・カーク・ローランド

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2805号　登録年月日　平成26年10月3日

協会会員番号　012-02678

業務開始年月　平成26年12月　資本金　1億円

作成部署　コンプライアンス・業務管理部　電話　03-4560-5896

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Fidelity Management & Research Company LLC | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 2,564 | 2,564 | 227 | △85 | 1,344 |
| 2025年3月期 | 2,193 | 2,193 | 188 | 88 | 1,429 |
| 2024年3月期 | 2,071 | 2,071 | 180 | 143 | 1,341 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　19　名

②運用業務従事者数　8　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　29　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

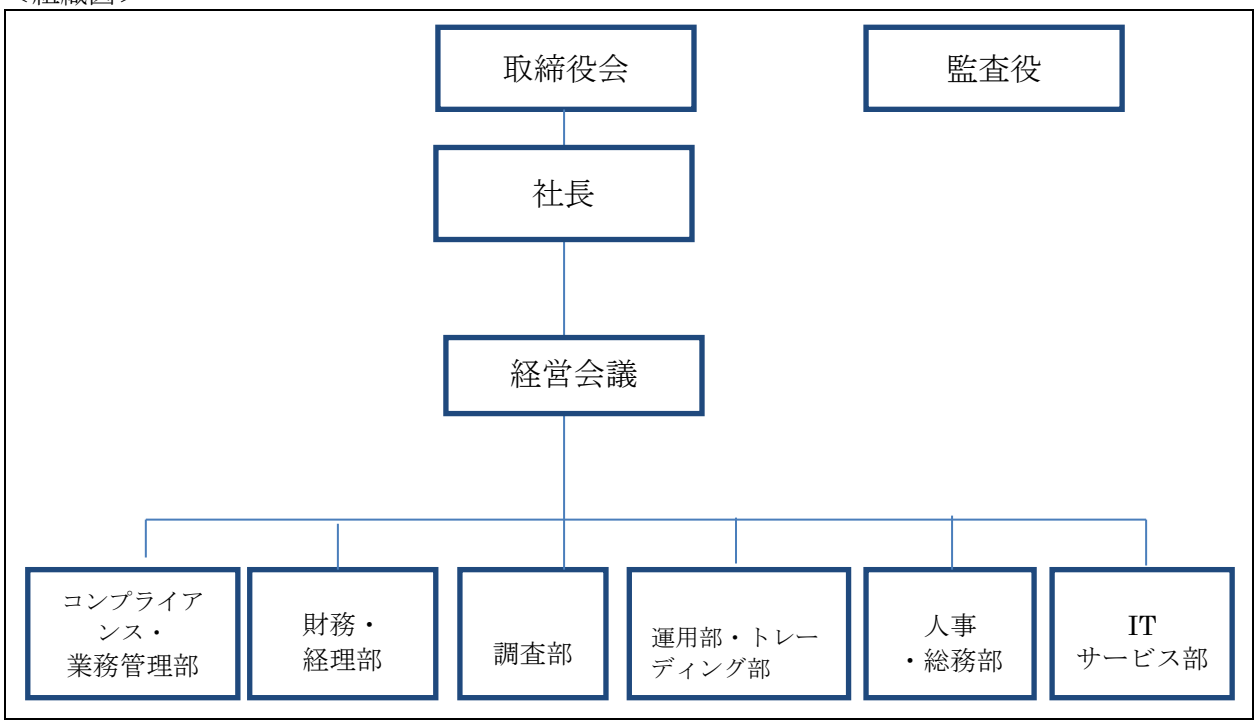
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　6　名、平均経験年数　11　年　5　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


取締役会
監査役
社長
経営会議
コンプライアンス・業務管理部
財務・経理部
調査部
運用部・トレーディング部
人事・総務部
IT サービス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名　フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・ジャパン株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | FIDELITY　CAP　MKTS | 0．2％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算さ

Fidelity Confidential Information

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　富国生命投資顧問株式会社

所在地　〒 100-0011　東京都千代田区内幸町二丁目2番2号　富国生命ビル5階

電話　03-3508-0451　ファックス　03-3508-2146

HPアドレス　htpps://www.fukoku-cm.co.jp

代表者　代表取締役社長　　鈴木　善之

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第458号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　010-00078号

業務開始年月　1986年9月1日　資本金　4.984億円

作成部署　経営企画部　電　話　03-3508-1848

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 富国生命保険相互会社 | 98.98% |
| 株式会社みずほ銀行 | 1.02% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 2,386 | 2,386 | 852 | 600 | 4,395 |
| 2025年3月期 | 2,257 | 2,259 | 788 | 548 | 4,205 |
| 2024年3月期 | 2,097 | 2,099 | 685 | 474 | 4,008 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　59　名（非常勤役員3名を含む）

②運用業務従事者数　36　名

内 ファンド・マネージャー数　16　名、平均経験年数　21　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

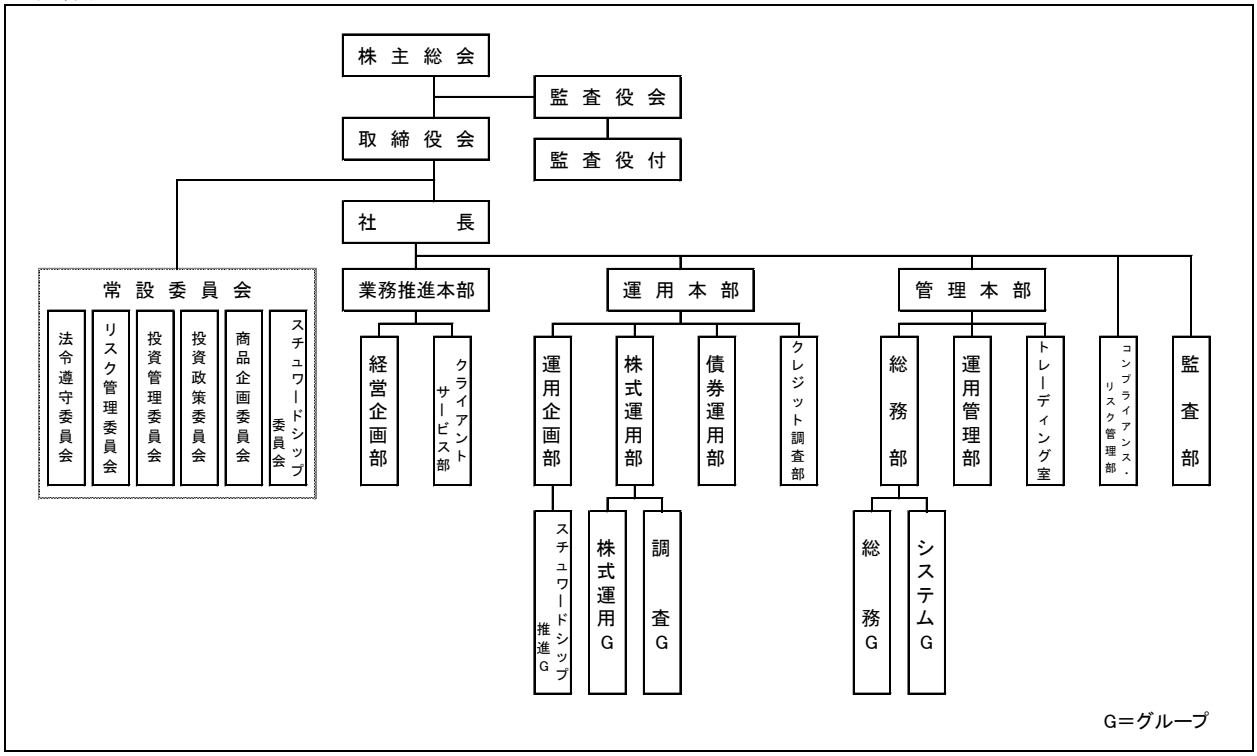
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　18　名、平均経験年数　19　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　43　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
監査役会
監査役付
取締役会
社長
常設委員会
法令遵守委員会
リスク管理委員会
投資管理委員会
投資政策委員会
商品企画委員会
スチュワードシップ委員会
業務推進本部
経営企画部
クライアントサービス部
運用本部
運用企画部
スチュワードシップ推進G
株式運用部
株式運用G
調査G
債券運用部
クレジット調査部
管理本部
総務部
総務G
システムG
運用管理部
トレーディング室
コンプライアンス・リスク管理部
監査部
G＝グループ

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 富国生命投資顧問株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 | 16．2 ％ | |
| | 野村證券 | 15．1 ％ | |
| | 大和証券 | 14．6 ％ | |
| | みずほ証券 | 12．6 ％ | |
| | SMBC 日興証券 | 10．6 ％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　武士道アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 103-0026　東京都中央区日本橋兜町6-5 FinGATE KABUTO 3F

電話　03-5843-6570　ファックス

HPアドレス　http://bushido-asset.com

代表者　代表取締役社長　杉山　賢次

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3060号　登録年月日　2018年6月18日

協会会員番号　012-02830

業務開始年月　2018年8月　資本金　5,000万円

作成部署　コンプライアンス　電話　03-5843-6387

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社杉山一家 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | 491 | 491 | 138 | 90 | 171 |
| 2024年11月期 | 529 | 529 | 26 | 20 | 82 |
| 2023年11月期 | 213 | 213 | 26 | 19 | 112 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　6　名

②運用業務従事者数　1　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　12　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

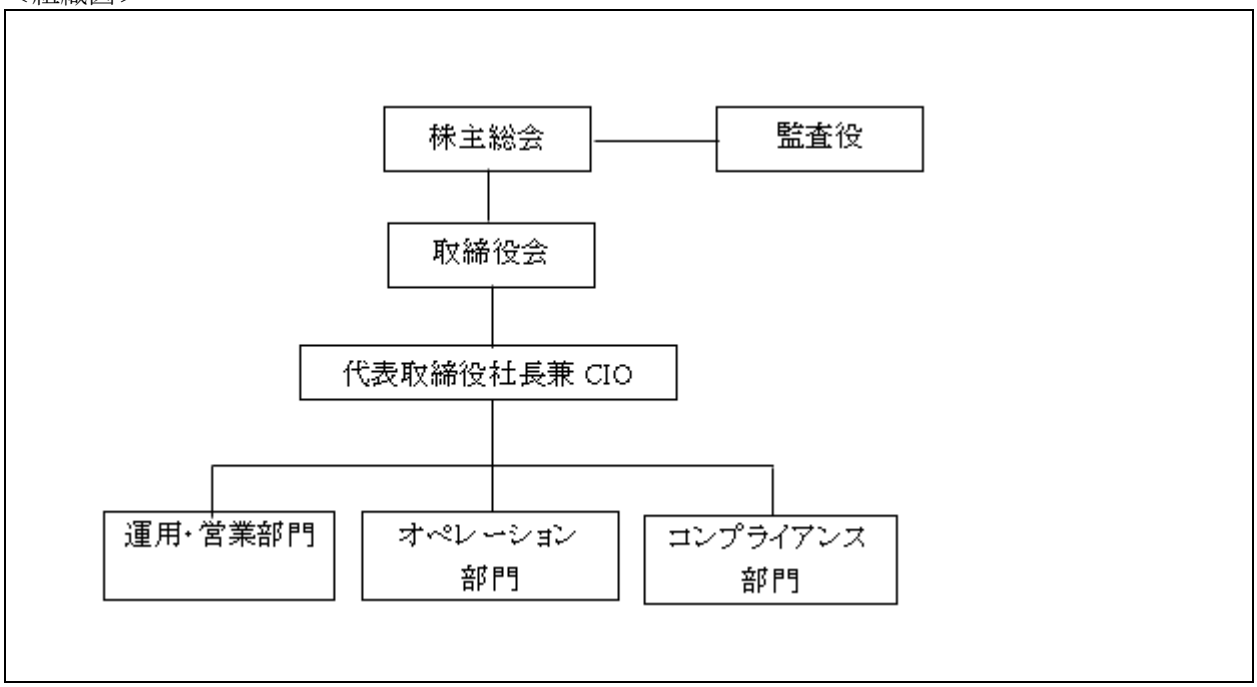
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　武士道アセットマネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 12 月 01 日～2025 年 11 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Nomura International plc | 28.73% | 国内上場株/先物取引/デリバティブ取引 |
| | Mizuho Securities Asia Limited | 13.29% | 国内上場株取引 |
| | Goldman Sachs International | 12.67% | 国内上場株/先物取引/デリバティブ取引 |
| | Daiwa Capital Markets HK Limited | 10.58% | 国内上場株取引 |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ブライト・アセット株式会社

所在地　〒 105-0004　東京都港区新橋5-22-2 ル・グラシエルBLDG.10　3階

電話　03-6435-6340　ファックス　03-6435-6341

HPアドレス　https://www.brightasset.co.jp

代表者　中村 薫

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3102号　登録年月日　平成30年12月11日

協会会員番号　012-02853

業務開始年月　平成31年３月　資本金　1億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6435-6340

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 中村　薫 | 60% |
| 株式会社アセットジャパン | 20% |
| 合同会社クレイラ | 20% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 0 | | △41 | △41 | 54 |
| 2025年3月期 | 0 | | △43 | △44 | 55 |
| 2024年3月期 | 0 | | △49 | △49 | 50 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　6　名

②運用業務従事者数　　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　19　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

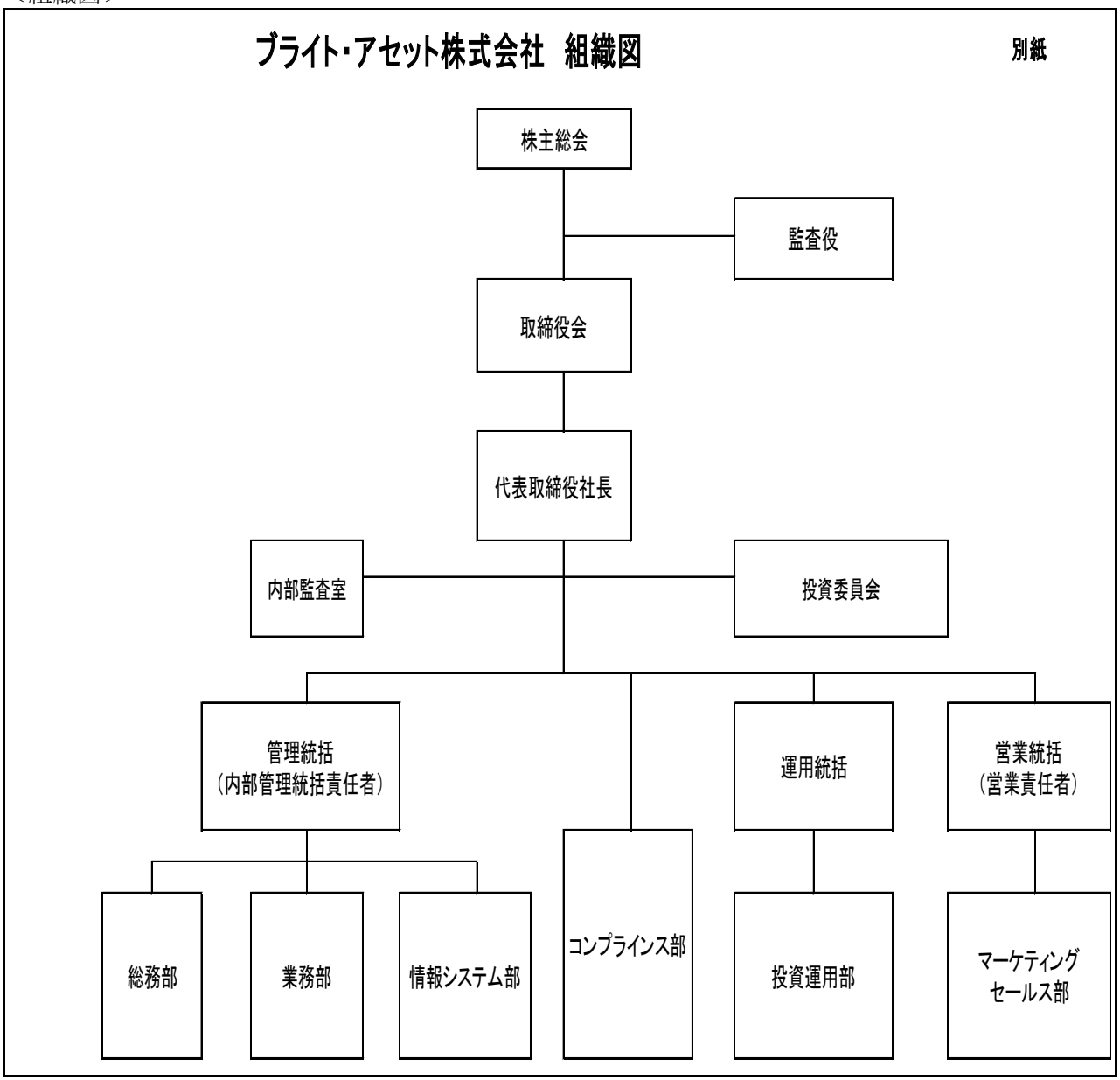
投資顧問・投信部門兼任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　4　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


ブライト・アセット株式会社　組織図
別紙
株主総会
監査役
取締役会
代表取締役社長
内部監査室
投資委員会
管理統括
（内部管理統括責任者）
運用統括
営業統括
（営業責任者）
総務部
業務部
情報システム部
コンプライアンス部
投資運用部
マーケティング
セールス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ブライト・アセット株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-6310　東京都千代田区丸の内二丁目４番１号 丸の内ビルディング１０階

電話　03-4577-8400　ファックス　03-4577-8401

ＨＰアドレス　https://www.blackstone.com/jp/

代表者　代表取締役　橘田　大輔

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第1785号　登録年月日　平成20年3月25日

協会会員番号　012-03025

業務開始年月　平成20年3月25日　資本金　9億6000万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-4577-8400

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| － | － | － |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Blackstone Holdings IV LP | 100% |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 6,185 | 9,034 | 817 | 1,328 | 6,988 |
| 2024年12月期 | 5,647 | 8,146 | 743 | 1,179 | 5,659 |
| 2023年12月期 | 4,627 | 6,637 | 538 | 832 | 4,479 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　33　名

②運用業務従事者数　32　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　29　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

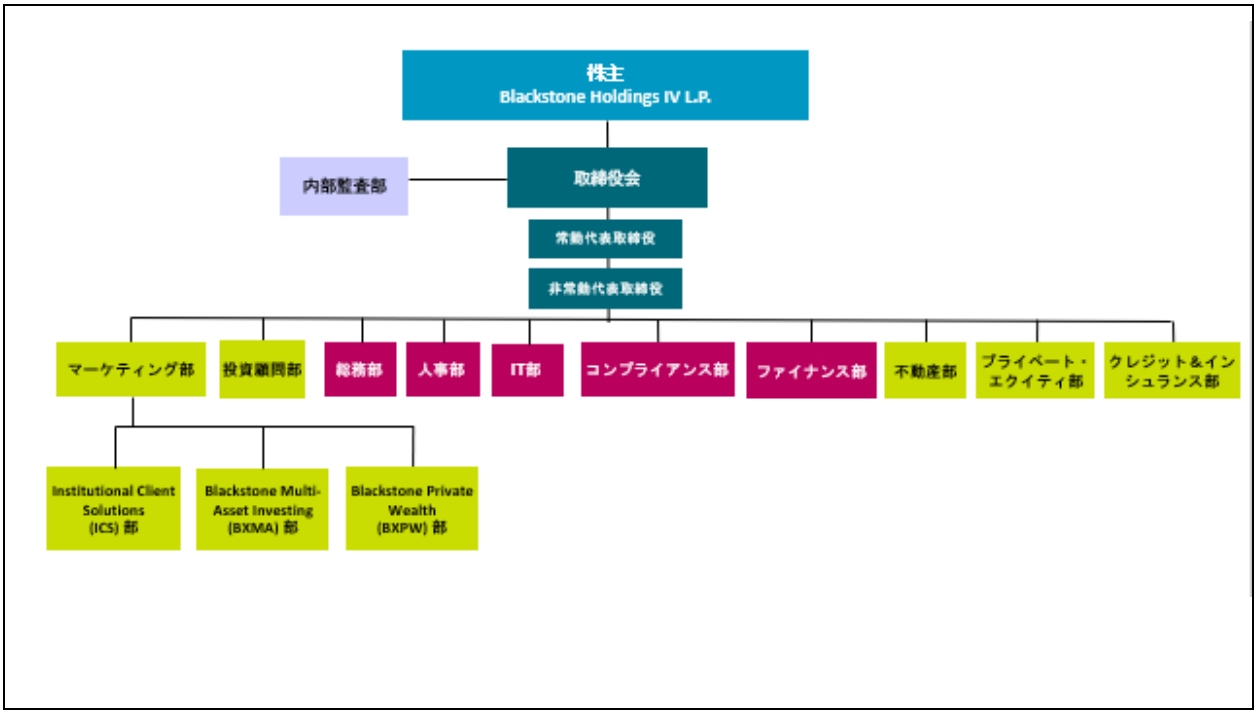
投資顧問・投信部門兼任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

内 調査スタッフ数　29　名、平均経験年数　10　年　1　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　8　名

CFA協会認定証券アナリスト数　4　名

＜組織図＞2026年3月31日基準




6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025年１月１日～　2025年12月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．％ | |
| | | | |
| | | | |
| 下記②に該当する法人との取引 | MUFG Alternative Fund Services (Cayman) Limited | 39.4 ％ | |
| | 三井住友信託銀行 | 34.3 ％ | |
| | Blackstone Infrastructure Associates NQ L.P. | 14.1 ％ | |
| | Citco Fund Services (Cayman Islands) Limited | 11.4 ％ | |
| | | ．％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．％ | |
| | | | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | MUFG Alternative Fund Services (Cayman) Limited | 39.4　％ | |
| | 三井住友信託銀行 | 34.3　％ | |
| | Blackstone Infrastructure Associates NQ L.P. | 14.1　％ | |
| | Citco Fund Services (Cayman Islands) Limited | 11.4　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ブラックロック・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-8217　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号

電話　03-6703-4100　ファックス　03-6703-4200

HPアドレス　www.blackrock.com/jp

代表者　代表取締役　橋本　幸子

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第375号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-00338

業務開始年月　昭和63年6月8日　資本金　31.20億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6703-4100

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | (2.) 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | (3.) 法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | (1.) 法第２条第８項第11号に係る業務 | (2.) 法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | (1.) 法第28条第１項に係る業務 | (2.) 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 11,226 | 44,248 | 13,101 | 8,913 | 24,672 |
| 2024年12月期 | 10,459 | 38,009 | 10,169 | 6,822 | 22,359 |
| 2023年12月期 | 8,621 | 33,655 | 8,656 | 5,656 | 22,936 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　375　名

②運用業務従事者数　67　名

内 ファンド・マネージャー数　67　名、平均経験年数　15　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

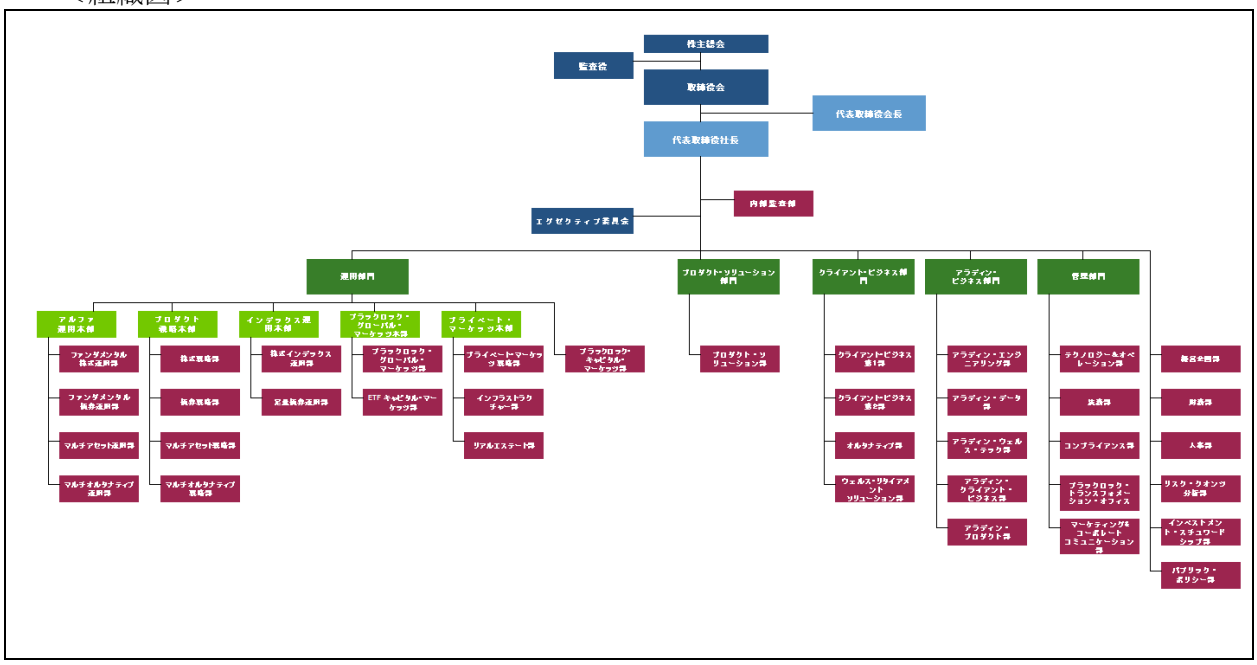
投資顧問・投信部門兼任者 67 名、平均経験年数15 年 3 ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　13　年　10　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　56　名

CFA協会認定証券アナリスト数　30　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役会長
代表取締役社長
内部監査部
エグゼクティブ委員会
運用部門
プロダクト・ソリューション部門
クライアント・ビジネス部門
アラディン・ビジネス部門
管理部門
アルファ運用本部
プロダクト戦略本部
インデックス運用本部
ブラックロック・グローバル・マーケッツ本部
プライベート・マーケッツ本部
ファンダメンタル株式運用部
ファンダメンタル債券運用部
マルチアセット運用部
マルチオルタナティブ運用部
株式戦略部
債券戦略部
マルチアセット戦略部
マルチオルタナティブ戦略部
株式インデックス運用部
定量債券運用部
ブラックロック・グローバル・マーケッツ部
ETF キャピタル・マーケッツ部
プライベートマーケッツ戦略部
インフラストラクチャー部
リアルエステート部
ブラックロック・キャピタル・マーケッツ部
プロダクト・ソリューション部
クライアントビジネス第1部
クライアントビジネス第2部
オルタナティブ部
ウェルス・リタイアメント ソリューション部
アラディン・エンジニアリング部
アラディン・データ部
アラディン・ウェルス・ラック部
アラディン・クライアント・ビジネス部
アラディン・プロダクト部
テクノロジー&オペレーション部
決算部
コンプライアンス部
ブラックロック・トランスフォーメーション・オフィス
マーケティング&コーポレートコミュニケーション部
総合企画部
財務部
人事部
リスク・クオンツ分析部
インベストメント・スチュワードシップ部
パブリック・ポリシー部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | GOLDMAN SACHS & CO LLC | 32．1 | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | BlackRock Execution Services | ％ | 媒介もしくは代理のため |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-6536　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

電話　03-5219-5700　ファックス　03-4545-1646

HPアドレス　https://www.franklintempleton.co.jp

代表者　代表取締役社長　　髙村　孝

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第417号　登録年月日　2007年９月30日

協会会員番号　011-00827

業務開始年月　1998年11月　資本金10億円

作成部署　法務コンプライアンス部　電　話　03-5219-5794

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年9月期 | 2,569 | 16,090 | 662 | 490 | 4,242 |
| 2024年9月期 | 2,538 | 15,380 | 530 | 343 | 3,804 |
| 2023年9月期 | 3,032 | 14,674 | 532 | 363 | 3,460 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　77名

②運用業務従事者数　4名

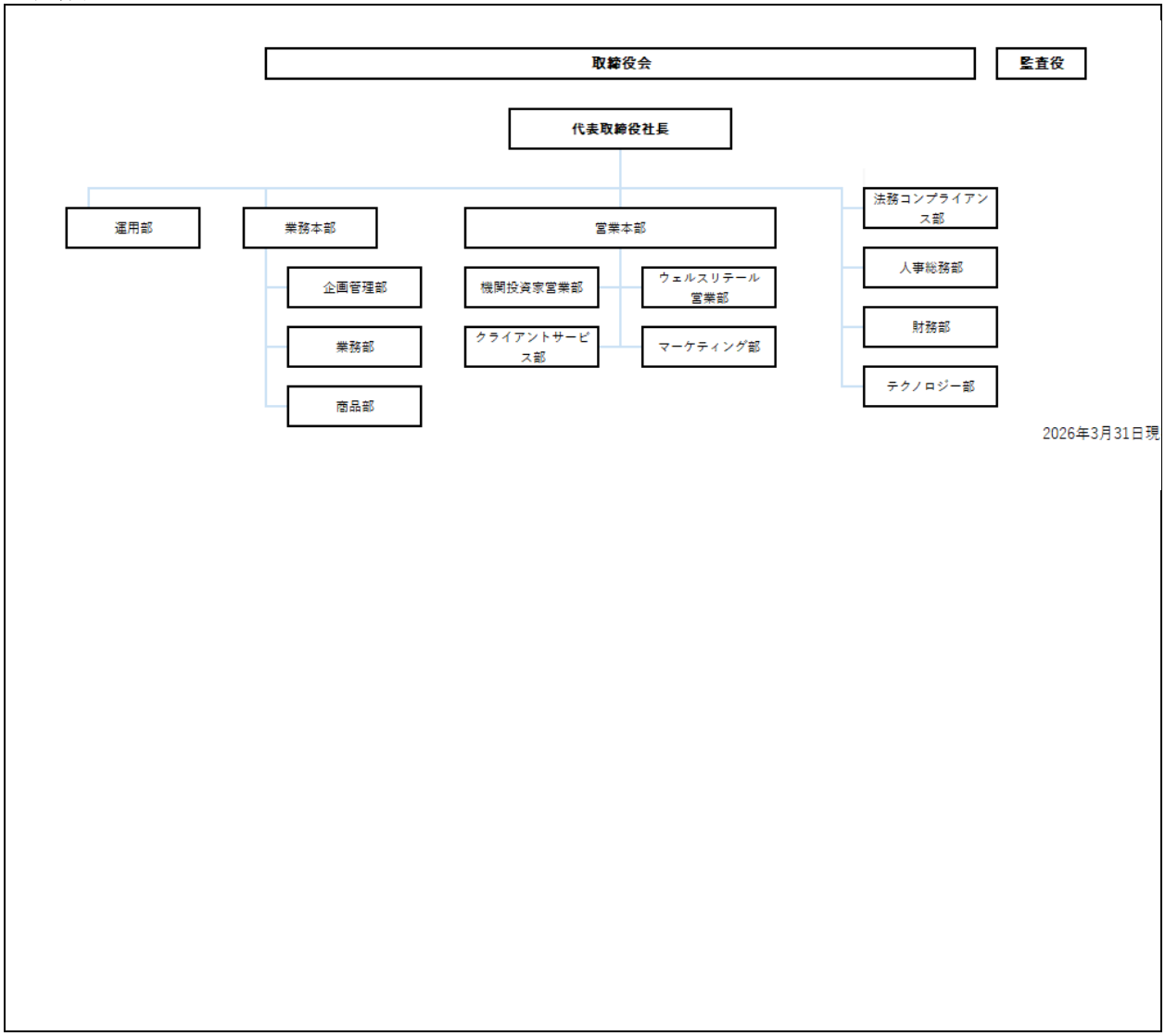
内 ファンド・マネージャー数　3名、平均経験年数　23年　6ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0名、平均経験年数　年　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　3名、平均経験年数　23年　6ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿＿＿0名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿＿24名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿5名

＜組織図＞


取締役会
監査役
代表取締役社長
運用部
業務本部
企画管理部
業務部
商品部
営業本部
機関投資家営業部
ウェルスリテール営業部
クライアントサービス部
マーケティング部
法務コンプライアンス部
人事総務部
財務部
テクノロジー部
2026年3月31日現

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | シティバンク | １２．８３　％ | |
| | ゴールドマン・サックス証券 | １２．３１　％ | |
| | ジェーピーモルガン・チェース銀行 | １０．９０　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | FT インベストメンツ アジア リミテッド | ０．２８　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社

所在地　〒 100-0006　東京都千代田区有楽町一丁目5番2号　東宝日比谷プロムナードビル10階

電話　03-3519-7880　ファックス　03-3519-6410

HPアドレス　www.principalglobal.jp

代表者　代表取締役社長 前田康一郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第462号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01627

業務開始年月　平成18年8月30日　資本金　0.7億円

作成部署　経営企画部　電話　03-3519-7923

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| プリンシパル・グローバル・インベスターズ・アジア（UK）エルティーディー | 100 % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 112 | 1,759 | 323 | 208 | 580 |
| 2024年12月期 | 114 | 1,625 | 311 | 215 | 522 |
| 2023年12月期 | 111 | 1,543 | 282 | 189 | 806 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　31　名

②運用業務従事者数　7.0　名

内 ファンド・マネージャー数　5.0　名、平均経験年数　13　年　7　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　5.0　名、平均経験年数　13　年　7　ヵ月

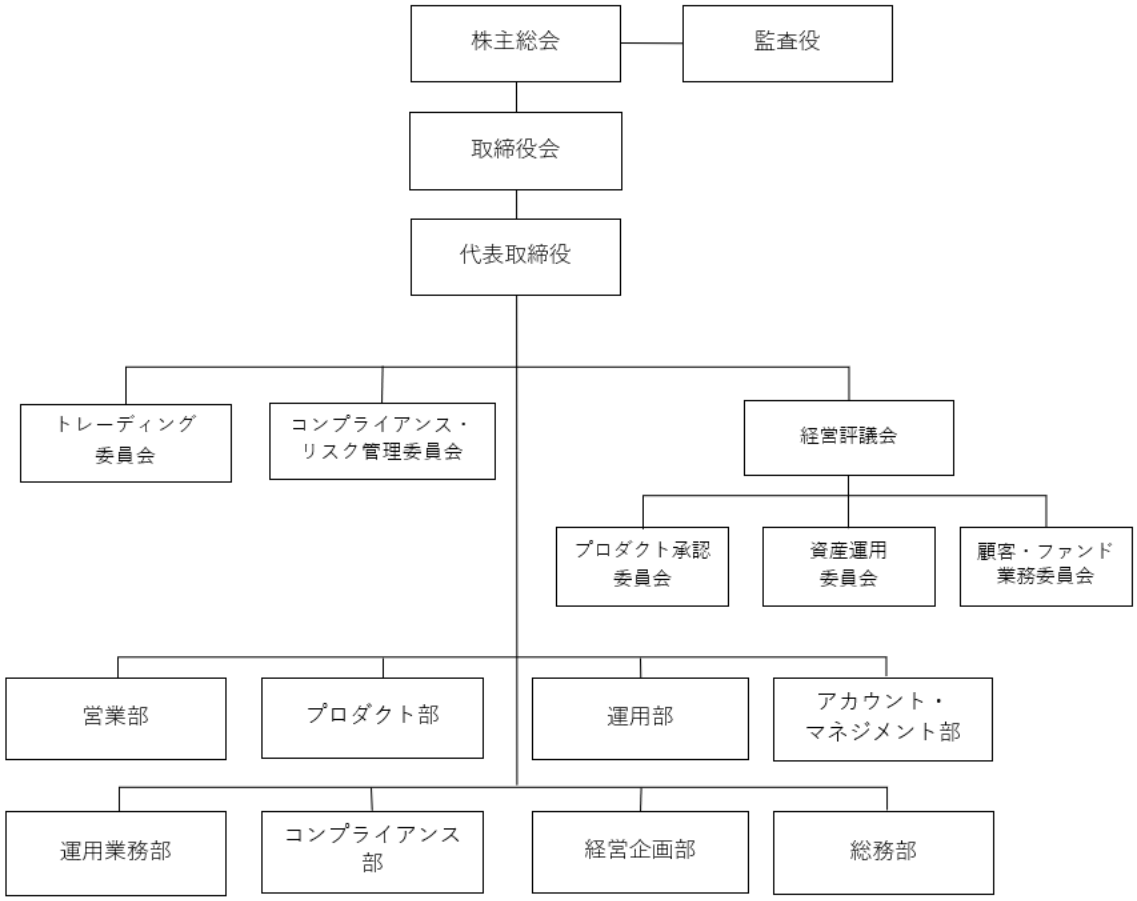
内 調査スタッフ数　1.0　名、平均経験年数　12　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　9　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞

（2026年3月）


株主総会
監査役
取締役会
代表取締役
トレーディング委員会
コンプライアンス・リスク管理委員会
経営評議会
プロダクト承認委員会
資産運用委員会
顧客・ファンド業務委員会
営業部
プロダクト部
運用部
アカウント・マネジメント部
運用業務部
コンプライアンス部
経営企画部
総務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Brown Brothers Harriman | 72．9　％ | |
| | 三井住友信託銀行 | 15．9　％ | |
| | The Bank of New York Mellon | 10．1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | Principal Real Estate Open-End Debt Fund GP, LLC | 0．5　％ | |
| | Principal Data Center Growth & Income Fund GP, LLC | 0．1　％ | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ブルースカイアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 100-0005　　東京都千代田区丸の内1-6-5

電話　03-5510-8886　　ファックス　NA

HPアドレス　https://bsam.co.jp/

代表者　代表取締役　窪村　梨絵

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2935号　登録年月日　平成28年6月28日

協会会員番号　012-02880

業務開始年月　平成28年2月22日　　資本金　1億円

作成部署　法務・コンプライアンス室　　電　話　03-5510-8886

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ブルースカイアセットホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 179 | 1026 | 588 | 407 | 567 |
| 2024年12月期 | 112 | 497 | 211 | 89 | 530 |
| 2023年12月期 | 83 | 391 | 90 | 70 | 440 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　30　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　5　名、平均経験年数　1　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

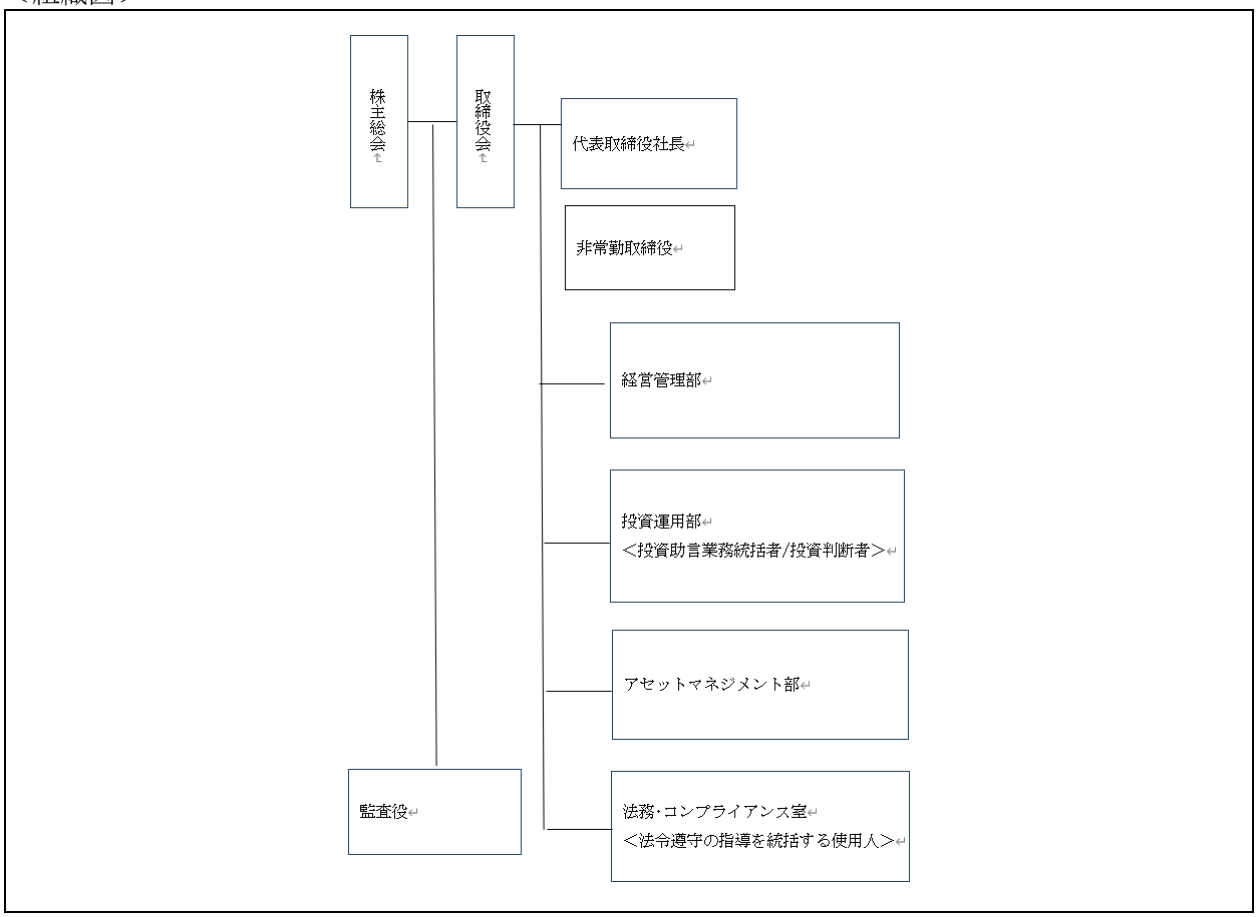
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞




６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025年　1月　1日～　　2025年　12月　31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．％ | |
| | | ．％ | |
| | | ．％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド

所在地　〒 105-6329　東京都港区虎ノ門一丁目23番1号　虎ノ門ヒルズ森タワー 29階

電話　03-6550-9320　ファックス　03-6550-9382

HPアドレス　https://www.rbcbluebay.jp/

代表者　日本における代表者　北　信也

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第1029号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02147

業務開始年月　平成17年1月4日　資本金　6,000万円、100ポンド、600万ユーロ、860万1香港ドル

作成部署　管理部　電話　03-6550-9349

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Royal Bank of Canada (最終的な親会社) | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年10月期 | 550 | 1,740 | 2,014 | 1,981 | 1,096 |
| 2024年10月期 | 479 | 1,716 | 458 | 417 | 1,080 |
| 2023年10月期 | 437 | 1,520 | 774 | 755 | 1,051 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　36　名

②運用業務従事者数　10　名

内 ファンド・マネージャー数　8　名、平均経験年数　16　年　11　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

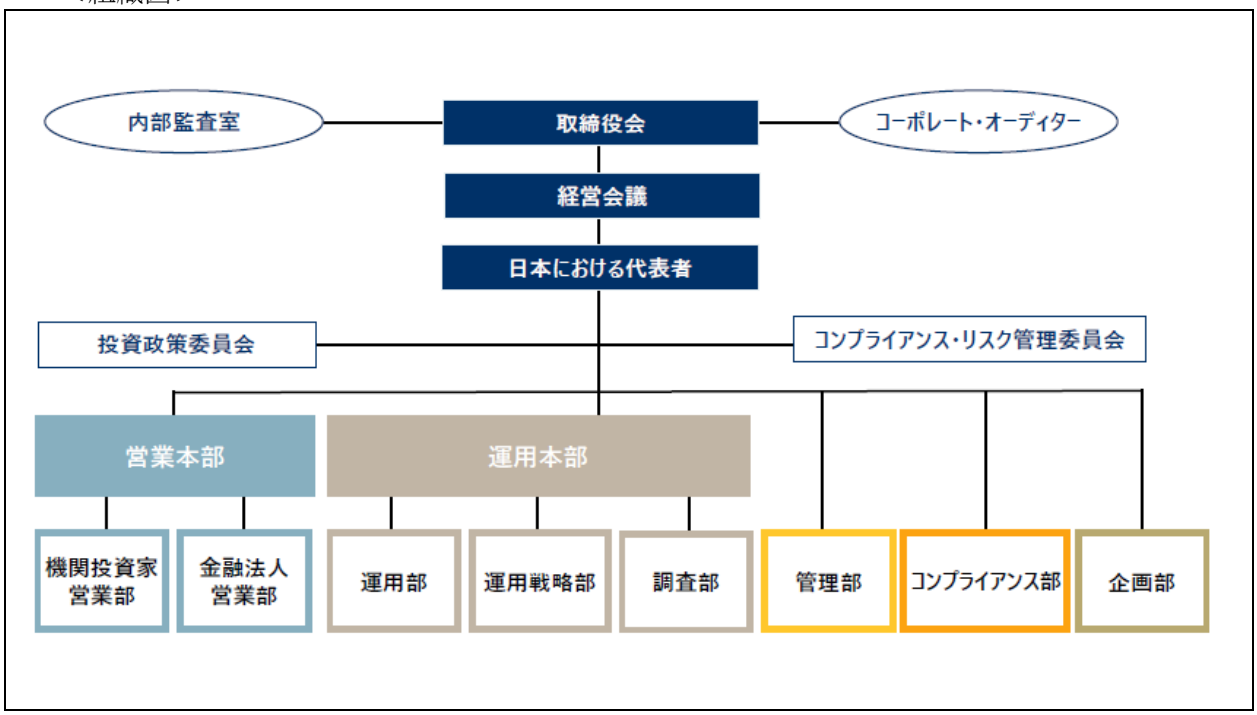
投資顧問・投信部門兼任者　8　名、平均経験年数　16　年　11　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　8　年　5　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　13　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿2＿＿＿名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 11 月 1 日～2025 年 10 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ． | |
| | | ． | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Morgan Stanley & Co International PLC | 19．13％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ． | |
| | | ． | |
| | | ． | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ． | |
| | | ． | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ベアリングス・ジャパン株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 104-0031　東京都中央区京橋二丁目2番１号　京橋エドグラン7階

電話　03(4565)1000　ファックス　03(4565)1049

HPアドレス　https://www.barings.com/ja-jp/institutional

代表者　代表取締役社長　　華　文傑

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第396号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　010-00074

業務開始年月　昭和61年１月13日　資本金　2.5億円

作成部署　法務・コンプライアンス部　電話　03(4565)1001

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングス・リミテッド | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 672 | 1,902 | △253 | △294 | 431 |
| 2024年12月期 | 498 | 1,796 | △71 | △82 | 726 |
| 2023年12月期 | 710 | 2,164 | 181 | 111 | 884 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　35　名

②運用業務従事者数　2　名

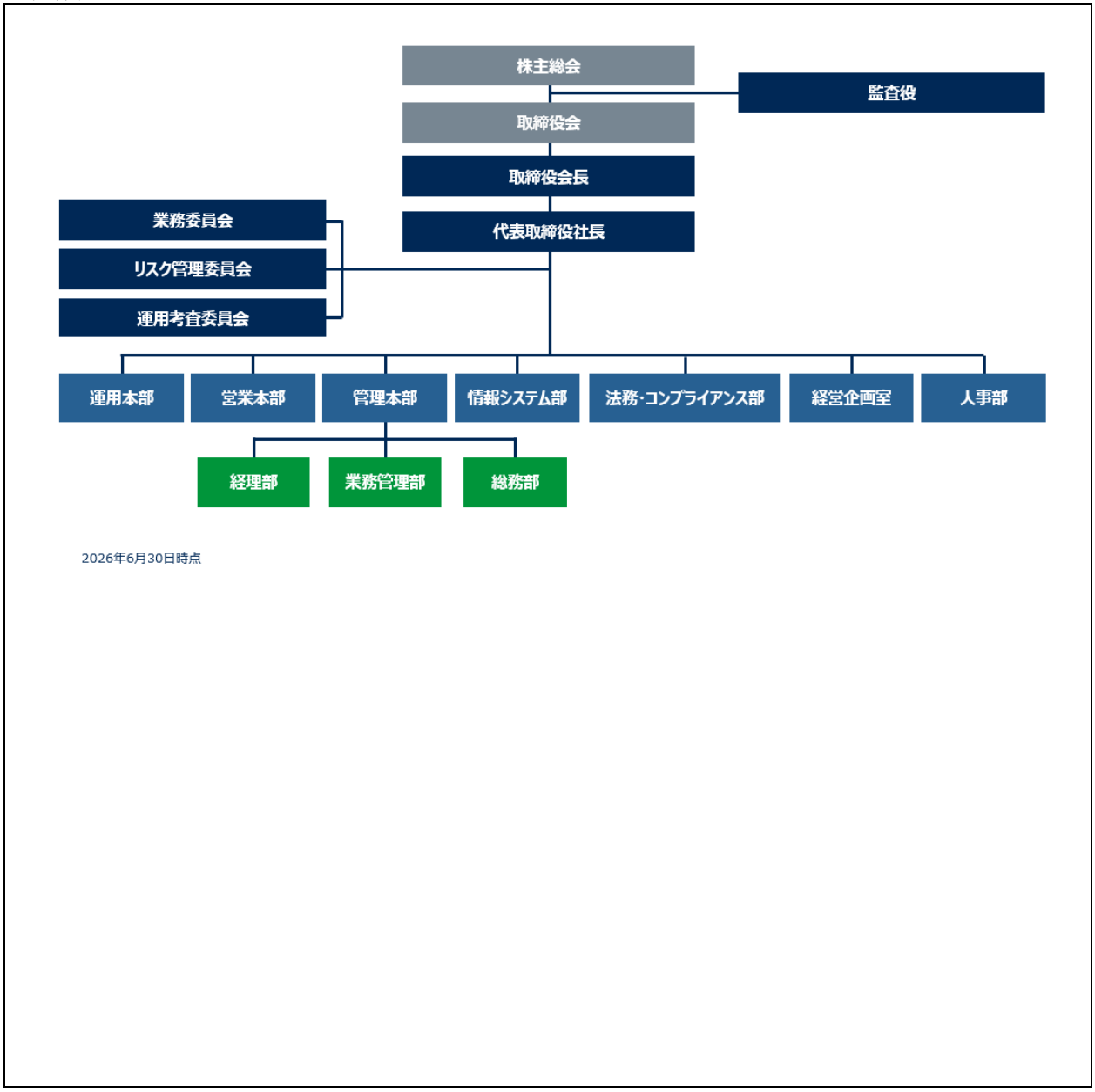
内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数　24　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿0＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿11＿＿名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿3＿＿名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
取締役会長
代表取締役社長
業務委員会
リスク管理委員会
運用考査委員会
運用本部
営業本部
管理本部
情報システム部
法務・コンプライアンス部
経営企画室
人事部
経理部
業務管理部
総務部
2026年6月30日時点

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　ベアリングス・ジャパン株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年1月１日～２０２５年１２月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当無し |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当無し |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当無し |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | BARINGS UMBRELLA FUND(LUX) GP S.a.r.l. | 0．3％ | |
| | BARINGS GPC GP S.a.r.l | 0．3％ | |
| | BARINGS GPLF4(S) GP S.a.r.l | 0．0％ | 該当取引あり 0.03% |
| | BARINGS INVESTMENT FUND GP | 0．0％ | 該当取引あり 0.03% |
| | BARINGS GLOBAL REAL ASSETS GP | 0．0％ | 該当取引あり 0.01% |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 102-0082　東京都千代田区一番町29－１　番町ハウス

電話　03-5210-3341　ファックス　03-5210-3385

HPアドレス　www.bayview.co.jp

代表者　代表取締役社長 兼 CEO　八木　健

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第397号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　011-00774

業務開始年月　1998年2月　資本金　1億円

作成部署　取締役管理部長 兼 CFO　岩田 浩明　電話　03-5210-3342

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ベイビュー・ホールディングス(株) | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 1,592 | 8,920 | 3,072 | 1,981 | 11,278 |
| 2025年３月期 | 879 | 5,259 | 1,877 | 1,115 | 8,682 |
| 2024年３月期 | 838 | 5,133 | 1,768 | 1,108 | 7,624 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　77　名

②運用業務従事者数　11　名

内 ファンド・マネージャー数　5　名、平均経験年数　10　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

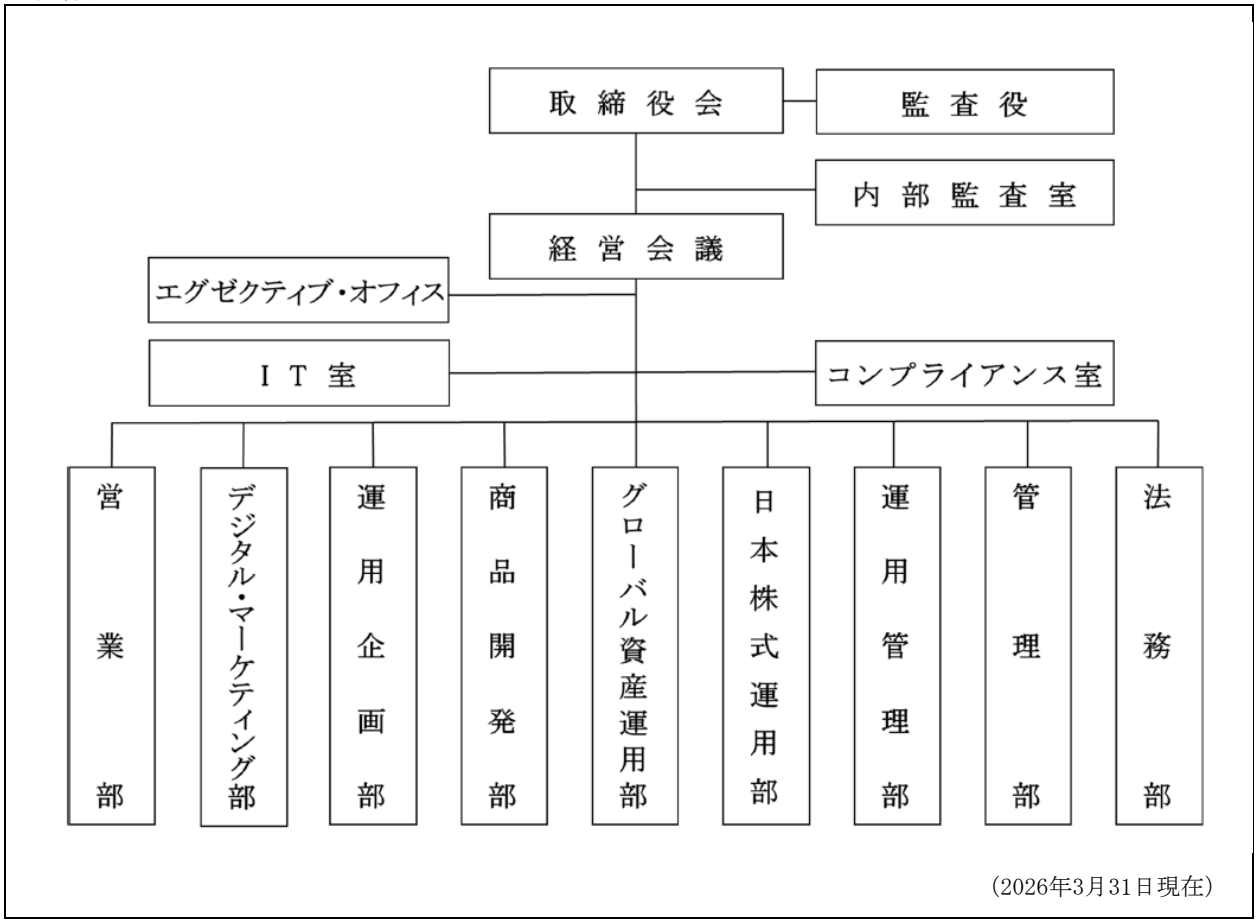
投資顧問・投信部門兼任者　5　名、平均経験年数　10　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　14　年　8　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　14　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　3　名

＜組織図＞




（2026年3月31日現在）

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 1．2　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Macquarie Capital (Europe) Limited | 26．9　％ | |
| | Macquarie Capital (USA) Inc. | 17．9　％ | |
| | SSGA Funds Management, Inc. | 11．9　％ | |
| | Horsley Bridge Partners LLC | 10．3　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　ベストミックス・インベストメント株式会社

所在地　〒 105-0004　東京都港区新橋４－９－１　新橋プラザビル1008号

電話　03-6869-7770（代）　ファックス　03-6869-7711

HPアドレス　http：//www.bestmixinvestment.com

代表者　代表取締役社長　　古川　千春

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2612号　登録年月日　2012年1月16日

協会会員番号　012-02564

業務開始年月　2012年1月26日　資本金　0.8億円

作成部署　リスク管理部　電話　03-6869-7770（代）

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 古　川　千　春 | 70.0% |
| ベストミックス・インベストメント（株） | 21.8% |
| 吉　越　昌　治 | 4.3% |
| 楠　元　弘　美 | 3.7% |
| 古　川　純　子 | 1.2% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 28 | 53 | 16 | 12 | 174 |
| 2025年３月期 | 27 | 52 | 15 | 11 | 162 |
| 2024年３月期 | 26 | 51 | 15 | 11 | 157 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　20　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

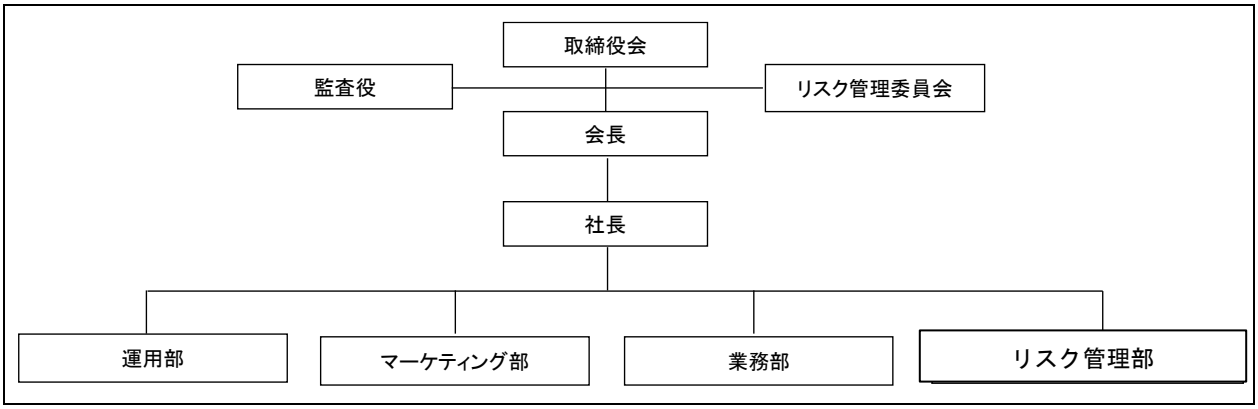
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞




６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

１．対象期間　2023年4月1日～2024年3月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ベルインベストメンツ株式会社

所在地　〒 105-0011　東京都港区芝公園2-9-3芝ファールビルディング5F

電話　03-6824-7816　ファックス

HPアドレス　https://www.bell-investments.jp/

代表者　代表取締役　池ヶ谷聡

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3455号　登録年月日　2025年2月18日

協会会員番号　012-03098

業務開始年月　2025年4月　資本金　0.4億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6824-7816

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 鈴木貴 | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 107 | 180 | 19 | 14 | 54 |
| 2025年3月期 | － | 45 | 3 | 4 | 40 |
| 2024年3月期 | － | 9 | △6 | △6 | 3 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　8　年　11　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

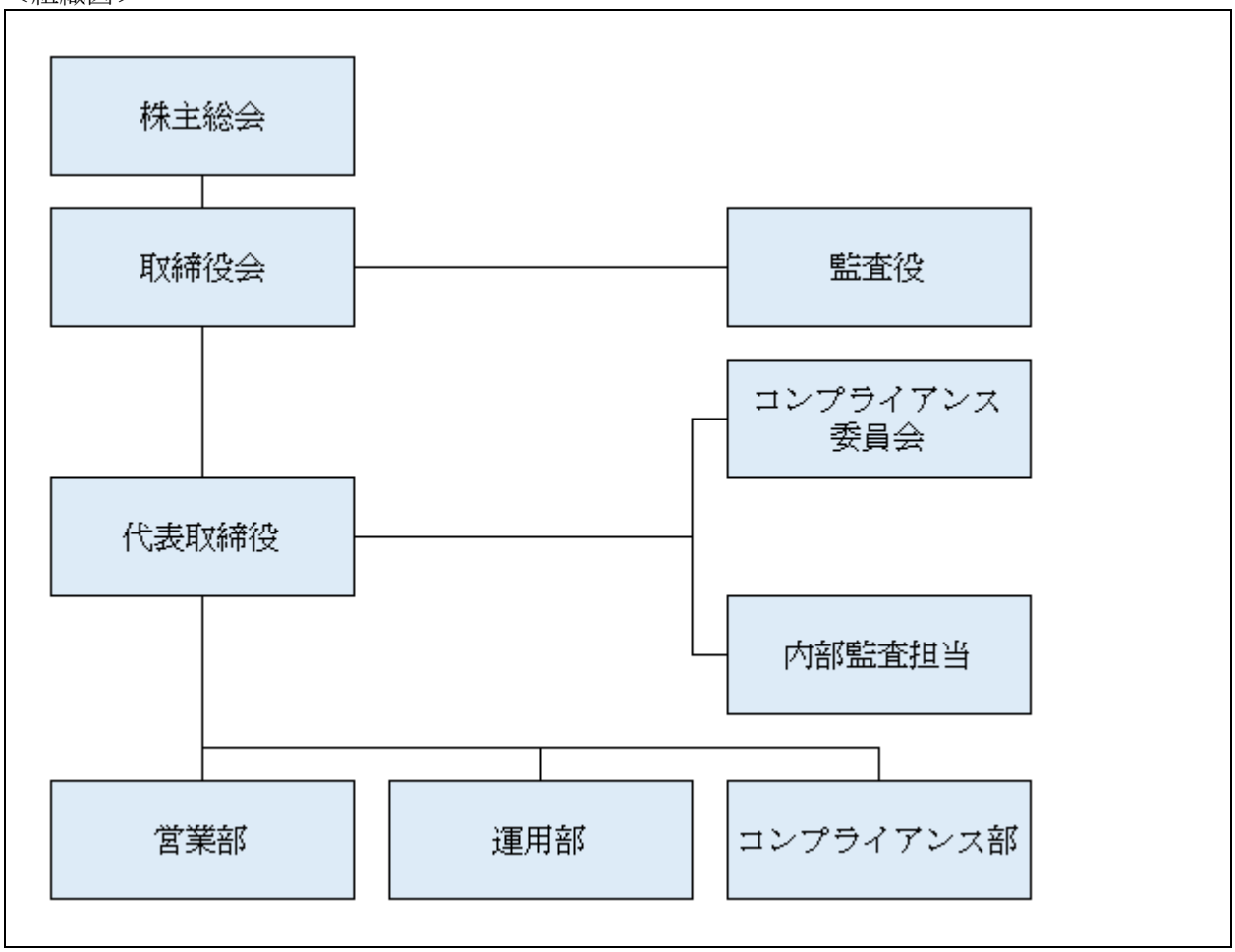
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | ベルインベストメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | フィリップ証券 | 85．3　％ | |
| | Goldman Sachs & Co. | 14．5　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Point72 Japan Limited

所在地　〒 100-0004 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi Oneタワー11階

電話　03(6267)1500　ファックス

HPアドレス　https://point72.com/

代表者　日本における代表者 小川　眞治

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2653号　登録年月日　平成24年7月27日

協会会員番号　012-02813

業務開始年月　平成24年7月27日　資本金　9,750,001香港ドル

作成部署　業務統括部　電話　03(6267)1500

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Point 72 Asset Management, L.P. | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 18,511 | 18,512 | 2,759 | 1,515 | 8,515 |
| 2024年12月期 | 17,205 | 17,207 | 4,790 | 3,825 | 7,025 |
| 2023年12月期 | 8,310 | 8,317 | 497 | 268 | 2,869 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　50　名

②運用業務従事者数　30　名

内 ファンド・マネージャー数　8　名、平均経験年数　17　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

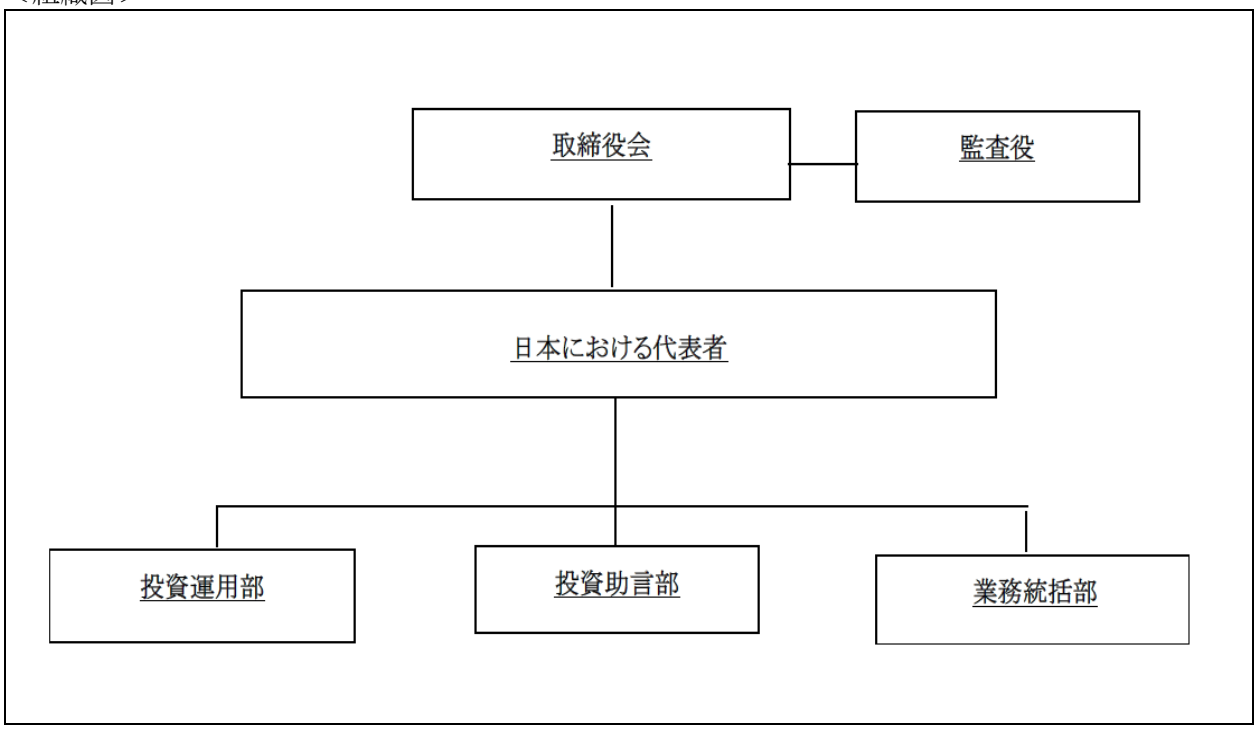
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　16　名、平均経験年数　12　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | Point72 Japan Limited |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Morgan Stanley & Co, LLC | 32.1　％ | 株式、先物、エクイティスワップ、オプション及びカレンシーフォワード、直物為替（執行ブローカーを「相手方」として報告しています。） |
| | Goldman Sachs & Co | 21.4　％ | 株式、先物、エクイティスワップ、オプション及びカレンシーフォワード、直物為替（執行ブローカーを「相手方」として報告しています。） |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ホークスブリッジ・キャピタル株式会社

所在地　〒 106-6208　東京都港区六本木3-2-1　六本木グランドタワー8F

電話　03-6230-9911　ファックス　03-6230-9910

HPアドレス

代表者　代表取締役　高橋　精一郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3090号　登録年月日　2018年10月26日

協会会員番号　012-02846

業務開始年月　2018年12月　資本金　7，000万円

作成部署　業務管理部　電話　03-6230-9911

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 高橋　精一郎 | 75% |
| 武上　大成 | 25% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | 0 | 4,397 | 643 | 454 | 1,194 |
| 2024年11月期 | 0 | 2,316 | △224 | △160 | 740 |
| 2023年11月期 | 0 | 4,001 | 793 | 553 | 900 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　15　名

②運用業務従事者数　8.5　名

内 ファンド・マネージャー数　8.5　名、平均経験年数　26　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

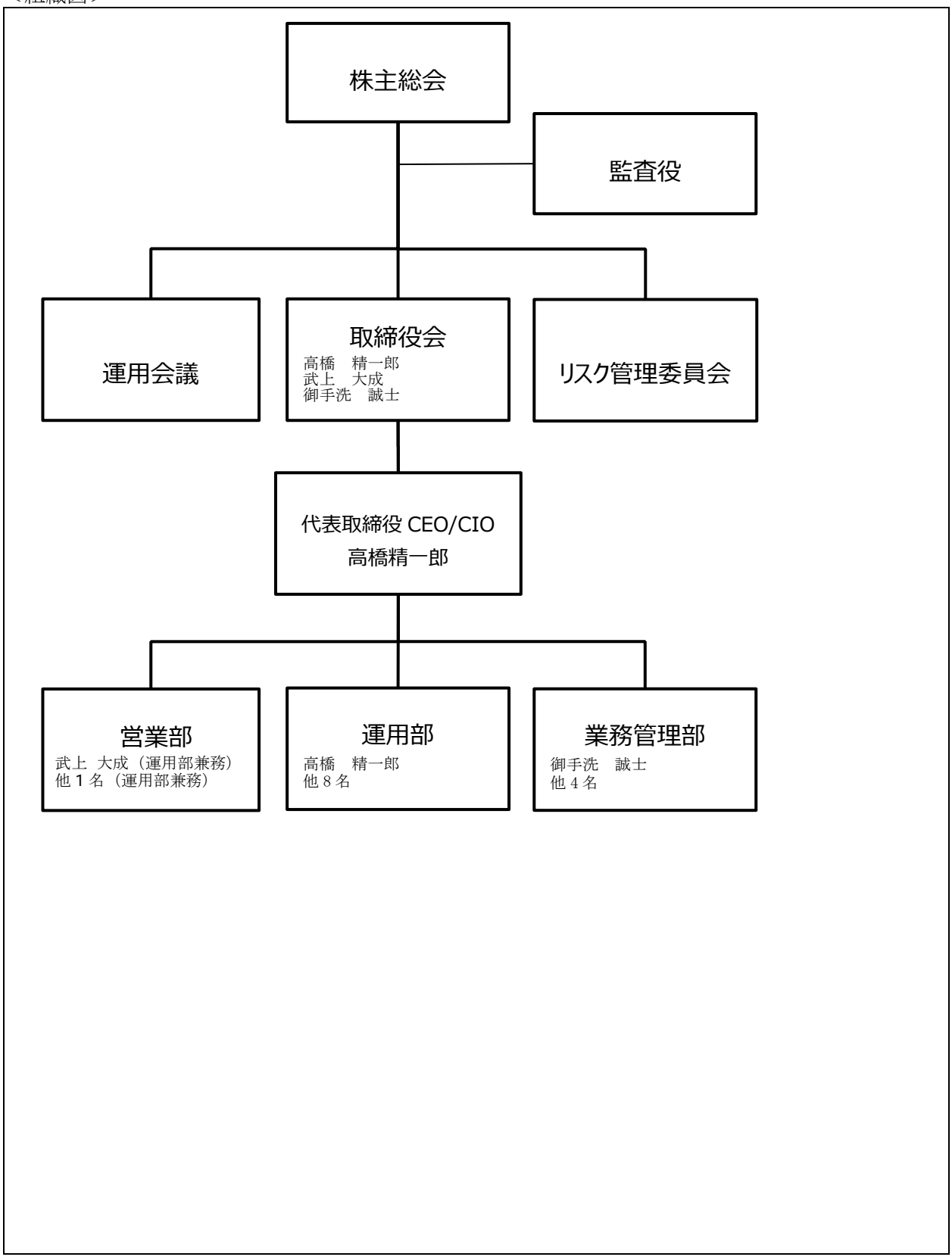
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　32　年　9　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
運用会議
取締役会
高橋　精一郎
武上　大成
御手洗　誠士
リスク管理委員会
代表取締役 CEO/CIO
高橋精一郎
営業部
武上 大成（運用部兼務）
他１名（運用部兼務）
運用部
高橋　精一郎
他８名
業務管理部
御手洗　誠士
他４名

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ホークスブリッジ・キャピタル株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2024 年 12 月 1 日～2025 年 11 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Barclays Bank Plc. | 96．35　％ | |
| | The Tokyo Tanshi Co., Ltd. | 2．04　％ | |
| | SMBC Nikko Securities Inc. | 1．61　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社ポートフォリア

所在地　〒 〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷1−30−8 ダヴィンチ千駄ヶ谷4階

電話　03-5414-5161　ファックス　03-5414-0160

HPアドレス　http://portfolia.jp/

代表者　代表取締役社長　立田 博司

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2679号　登録年月日　平成25年2月5日

協会会員番号　012-02613

業務開始年月　平成25年3月29日　資本金　3.22億円

作成部署　コンプライアンス部長　上原章裕　電話　03-5414-5161

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| — | — | — |
| — | — | — |
| — | — | — |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 立田 博司 | 100.0% |
| 以下余白 | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | − | 431 | 59 | 114 | 502 |
| 2025年3月期 | − | 410 | 63 | 42 | 391 |
| 2024年3月期 | − | 427 | 65 | 44 | 353 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　31　年　7　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

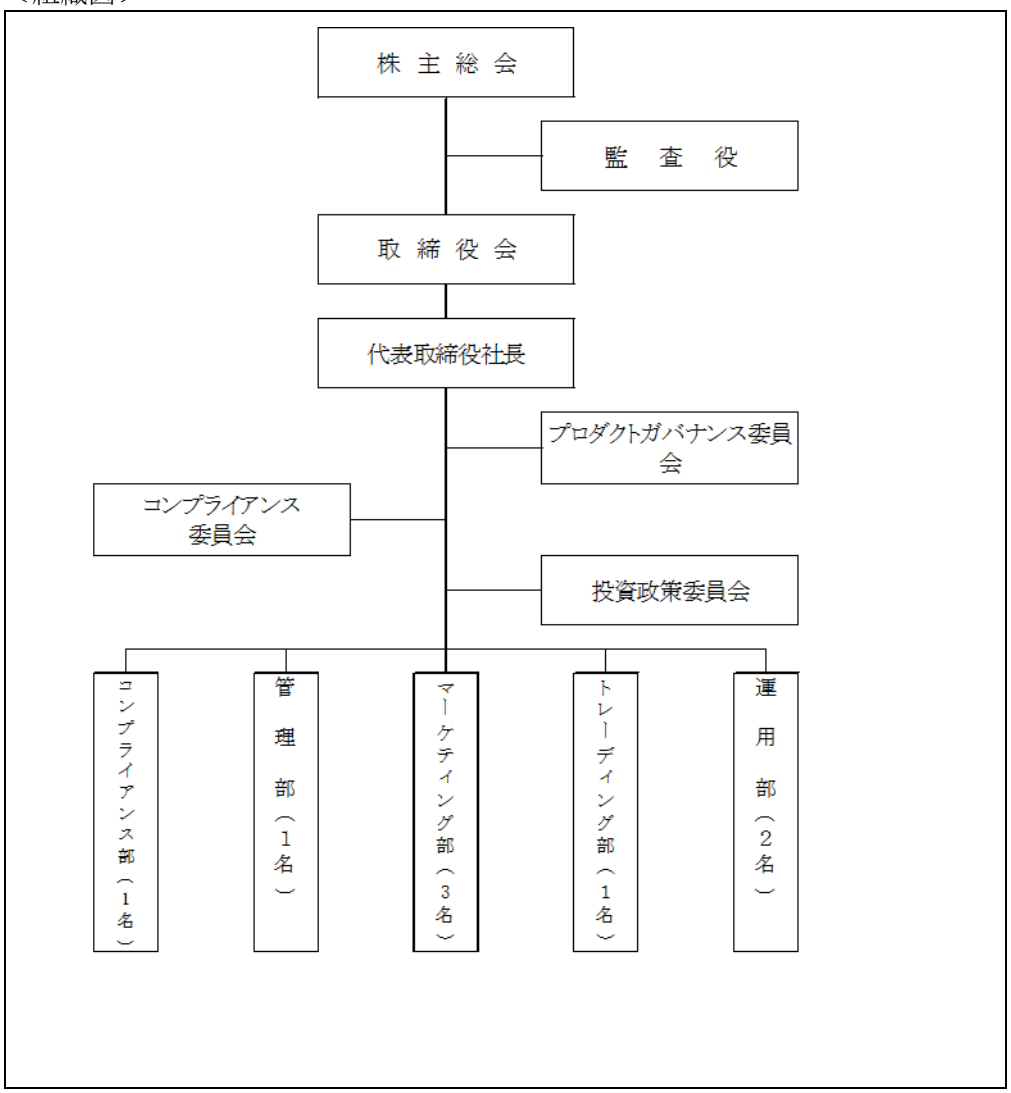
投資顧問・投信部門兼任者　1　名、平均経験年数　31　年　7　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　4　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞


株 主 総 会
監　査　役
取 締 役 会
代表取締役社長
プロダクトガバナンス委員会
コンプライアンス委員会
投資政策委員会
コンプライアンス部（1名）
管　理　部（1名）
マーケティング部（3名）
トレーディング部（1名）
運　用　部（2名）

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社ポートフォリア |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0．0　％ | |
| | | 0．0　％ | |
| | | 0．0　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | 0．0　％ | |
| | | 0．0　％ | |
| | | 0．0　％ | |
| | | 0．0　％ | |
| | | 0．0　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0．0　％ | |
| | | 0．0　％ | |
| | | 0．0　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ＨＯＫＵ株式会社

所在地　〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町８－１　FinGATE TERRACE4階

電話　(03) 3527-3115　ファックス

ＨＰアドレス　www.hoku-fund.com

代表者　代表取締役　松本　リード

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3008号　登録年月日　平成29年8月31日

協会会員番号　012-02793

業務開始年月　平成29年9月　資本金　139,250千円

作成部署　ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝ･ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ部門　電話　(03) 3527-3115

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 松本　リード | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | 258 | 258 | 0 | 0 | 285 |
| 2024年11月期 | 212 | 212 | -1 | -1 | 285 |
| 2023年11月期 | 183 | 183 | -2 | -2 | 286 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　7名

②運用業務従事者数　4名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　28　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

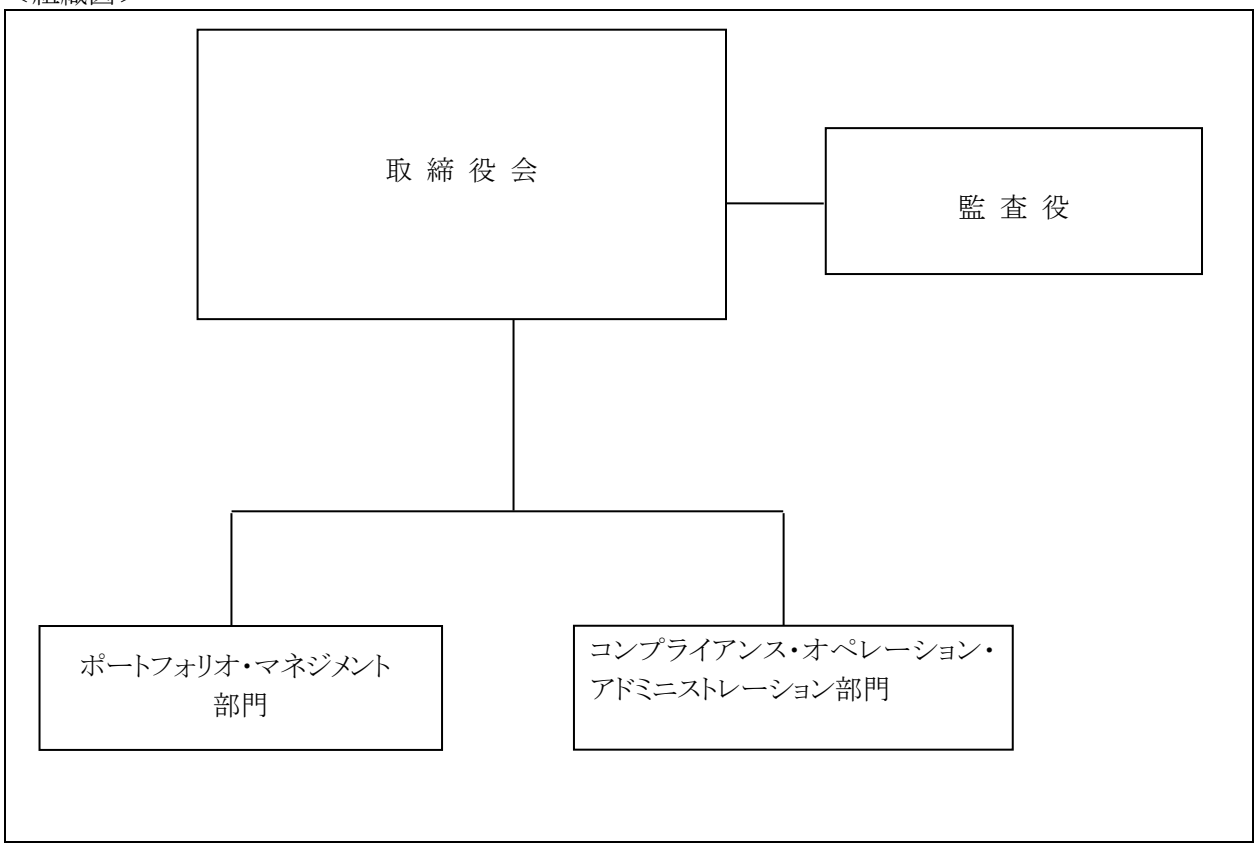
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　22　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


取 締 役 会
監 査 役
ポートフォリオ・マネジメント
部門
コンプライアンス・オペレーション・
アドミニストレーション部門

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | HOKU 株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間 2024 年 12 月 1 日～2025 年 11 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | モルガン・スタンレーMUFG 証券 | 45.0 ％ | |
| | SMBC 日興証券 | 12.0 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

会社名　Polymer Capital Japan Limited

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町1-9-5　大手町フィナンシャルシティ　ノースタワー21階

電話　03（4520）6000　ファックス

HPアドレス

代表者　日本における代表者　齋藤　隆幸

金融商品取引業登録番号　関東財務局（金商）第3209号　登録年月日　令和2年9月1日

協会会員番号　012-02907

業務開始年月　令和2年4月28日　資本金　5,000万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03（4520）6001

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Polymer Capital Limited | 100% |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 3,277 | 3,277 | 2,248 | 1,489 | 2,810 |
| 2024年12月期 | 2,391 | 2,391 | 927 | 589 | 1,321 |
| 2023年12月期 | 2,332 | 2,332 | 831 | 604 | 1,867 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　67　名

②運用業務従事者数　44　名

内 ファンド・マネージャー数　31　名、平均経験年数　20　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

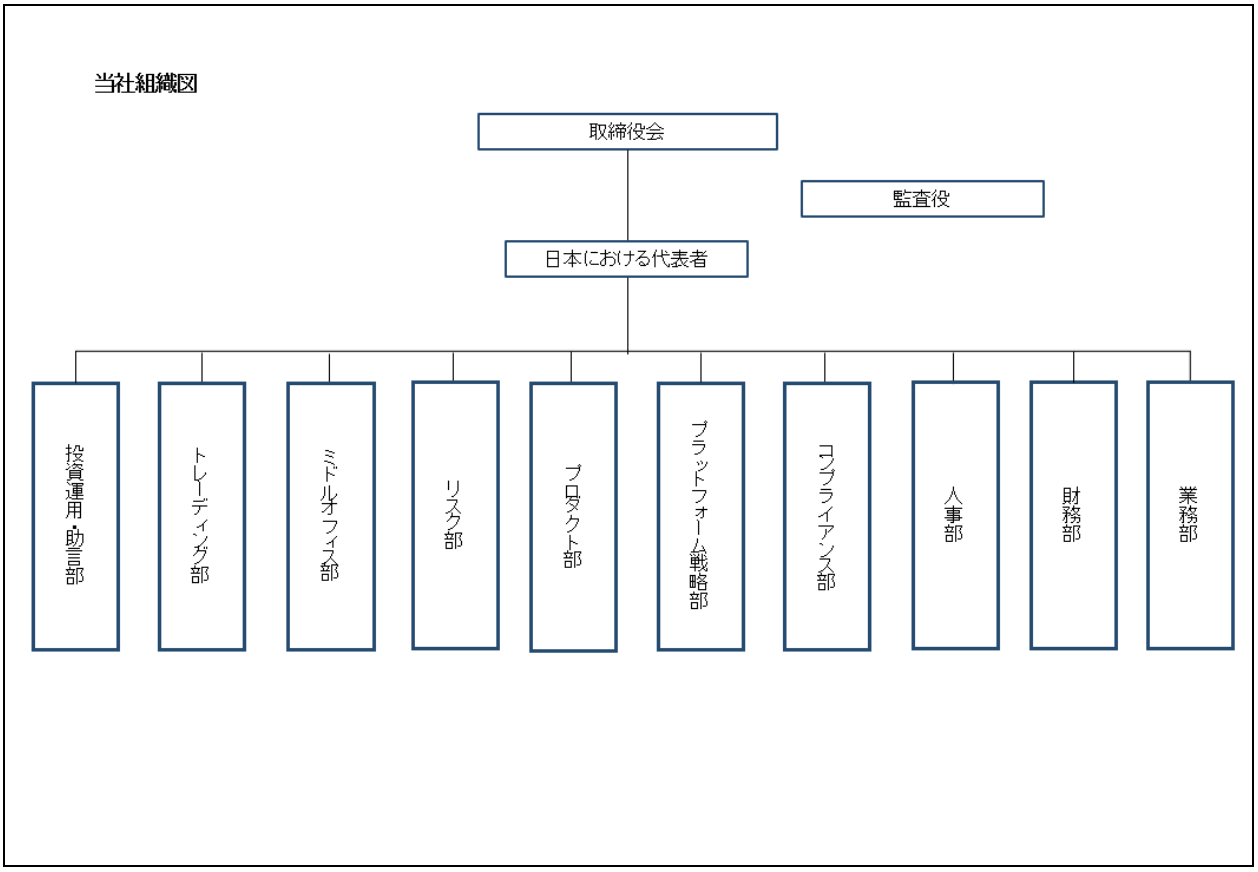
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　13　名、平均経験年数　12　年　2　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　15　名

CFA協会認定証券アナリスト数　3　名

＜組織図＞


当社組織図
取締役会
監査役
日本における代表者
投資運用・助言部
トレーディング部
ミドルオフィス部
リスク部
プロダクト部
プラットフォーム戦略部
コンプライアンス部
人事部
財務部
業務部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　Polymer Capital Japan Limited

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | モルガンスタンレー | 30．2 ％ | |
| | バンク・オブ・アメリカ | 14．7 ％ | |
| | JP モルガン | 14．7 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社マーキュリアインベストメント

所在地〒100-0011東京都千代田区内幸町１－３－３内幸町ダイビル６Ｆ

電話　03-3500-9870　ファックス　03-3500-9881

ＨＰアドレス　https://www.mercuria.jp/

代表者　代表取締役　豊島　俊弘

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2511号　登録年月日　平成２３年２月２１日

協会会員番号　０１２－０２５０４

業務開始年月　平成１７年１０月５日　資本金　1億円

作成部署　法務・コンプライアンス部　電話　03-3500-9870

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権<br>保有比率 |
|---|---|
| 株式会社マーキュリアホールディングス | 100% |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,164 | 3,790 | 929 | 640 | 3,427 |
| 2024年12月期 | 1,178 | 2,699 | 533 | 294 | 3,095 |
| 2023年12月期 | 1,385 | 1,917 | 398 | 282 | 2,811 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　68　名

②運用業務従事者数　39　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　16　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

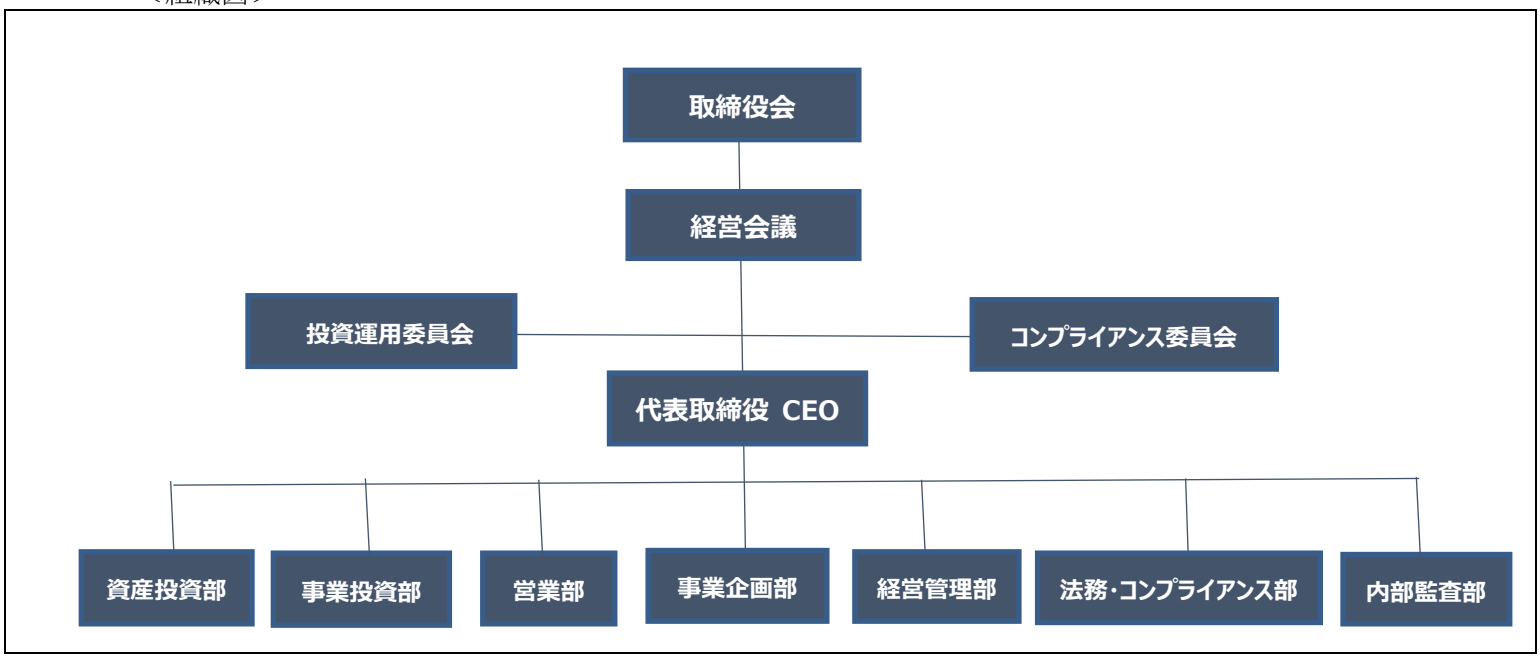
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　37　名、平均経験年数　6　年　10　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

CFA協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


取締役会
経営会議
投資運用委員会
コンプライアンス委員会
代表取締役 CEO
資産投資部
事業投資部
営業部
事業企画部
経営管理部
法務・コンプライアンス部
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　株式会社マーキュリアインベストメント

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年1月１日～２０２５年１２月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 守秘義務により非開示 |
| | | ．　％ | 守秘義務により非開示 |
| | | ．　％ | 守秘義務により非開示 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　マーサー・インベストメンツ株式会社

所在地　〒 107-6216　東京都港区赤坂9丁目7番1号　ミッドタウン・タワー

電話　03（6775)6700　ファックス　03（6775）6701

HPアドレス　https://www.mercer.com/ja-jp/mercer-investments/

代表者　代表取締役社長　　坪田　史郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第454号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01567

業務開始年月　平成18年5月19日　資本金　1億円

作成部署　チーフ・アドミニストレーター　電　話　03（6775)6700

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| マーサージャパン株式会社 | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 656 | 656 | -45 | -28 | 187 |
| 2024年12月期 | 561 | 561 | -47 | -33 | 215 |
| 2023年12月期 | 465 | 465 | -90 | -79 | 149 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　33　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　16　年　3　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

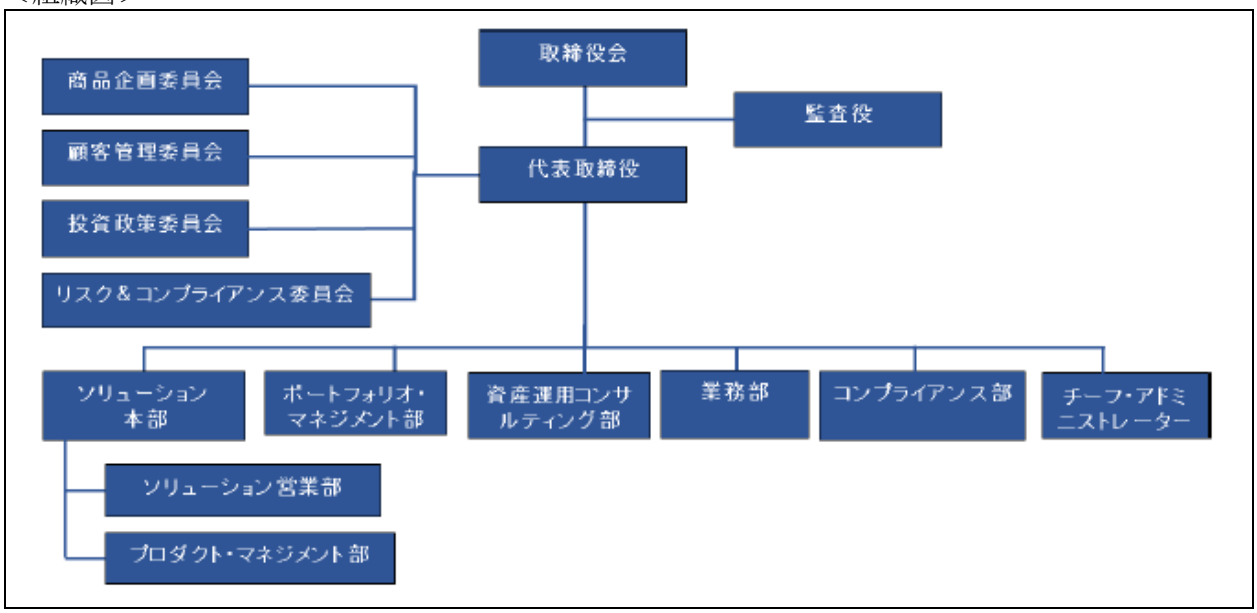
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　33　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　10　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　3　名

＜組織図＞


取締役会
商品企画委員会
監査役
顧客管理委員会
代表取締役
投資政策委員会
リスク＆コンプライアンス委員会
ソリューション本部
ポートフォリオ・マネジメント部
資産運用コンサルティング部
業務部
コンプライアンス部
チーフ・アドミニストレーター
ソリューション営業部
プロダクト・マネジメント部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | マーサー・インベストメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 当社の投資戦略等の情報に係る内容であるため非開示 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　マイルストン アセット マネジメント株式会社

所在地　〒 106-0032　東京都港区六本木６丁目15番１号　けやき坂テラス４階

電話　03-5413-4191　ファックス　03-5413-4192

HPアドレス　https://www.mamj.com/

代表者　代表取締役　　佐藤　文泰

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第1064号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02093

業務開始年月　平成16年3月　資本金　0.75億円

作成部署　コンプライアンス　電　話　03-5413-4196

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| (株)ジャパンインベストメントアドバイザー | 86.2% |
| 前　田　　宏 | 7.2% |
| 佐　藤　文　泰 | 6.6% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 548 | 548 | 174 | 89 | 422 |
| 2025年3月期 | 459 | 459 | 166 | 101 | 333 |
| 2024年3月期 | 535 | 535 | 179 | 97 | 232 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　9　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　37　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

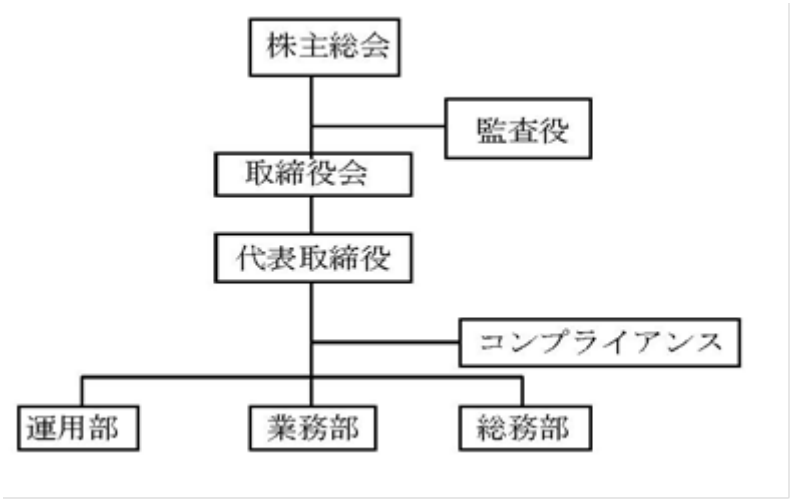
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　3　名、平均経験年数　31　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | マイルストン アセット マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0 % | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　マッコーリーアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3　東京ｶﾞｰﾃﾞﾝﾃﾗｽ紀尾井町 紀尾井ﾀﾜｰ16階

電話　03-3512-6470　ファックス　03-3512-6947

HPアドレス　https://www.macquarie.com/jp/ja.html

代表者　代表取締役社長　齋藤　宗作

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2769号　登録年月日　2014年4月11日

協会会員番号　012-02658

業務開始年月　2014年4月25日　資本金　2.75億円

作成部署　業務管理部　電話　03-3512-6470

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ﾏｯｺｰﾘｰ・ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ・ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ・ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽﾞ・ﾋﾟｰﾃｨﾜｲ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 4 | 1,636 | 150 | 19 | 530 |
| 2025年3月期 | 5 | 1,389 | 61 | ▲28 | 511 |
| 2024年3月期 | 6 | 1,324 | 139 | 104 | 538 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　47　名

②運用業務従事者数　7.8　名

内 ファンド・マネージャー数　1.8　名、平均経験年数　32 年　7 ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

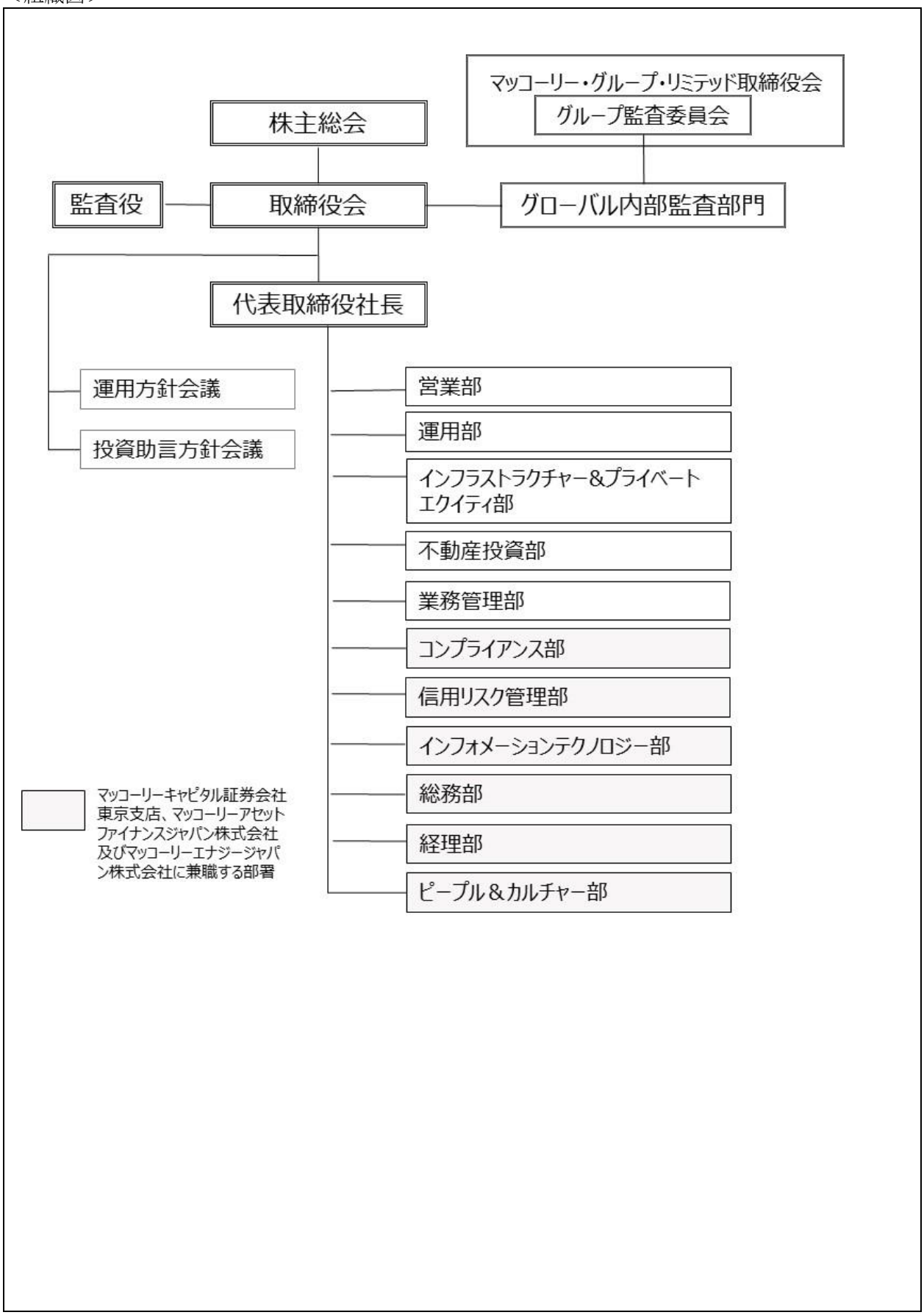
投資顧問・投信部門兼任者　名、平均経験年数　年　ヵ月

内 調査スタッフ数　6　名、平均経験年数　7 年　4 ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　5　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


マッコーリー・グループ・リミテッド取締役会
グループ監査委員会
株主総会
監査役
取締役会
グローバル内部監査部門
代表取締役社長
運用方針会議
投資助言方針会議
営業部
運用部
インフラストラクチャー&プライベート
エクイティ部
不動産投資部
業務管理部
コンプライアンス部
信用リスク管理部
インフォメーションテクノロジー部
総務部
経理部
ピープル＆カルチャー部
マッコーリーキャピタル証券会社
東京支店、マッコーリーアセット
ファイナンスジャパン株式会社
及びマッコーリーエナジージャパ
ン株式会社に兼職する部署

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | マッコーリーアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Apex Fund Services (Ireland) | 100．00　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内１丁目８番１号　丸の内トラストタワーN館15階

電話　03-6267-1955　ファックス　03-6267-1956

HPアドレス　https://www.manulifeim.co.jp/

代表者　代表取締役　山本　真一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第433号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01226

業務開始年月　平成17年3月23日　資本金　１億4,050万円

作成部署　法務・コンプライアンス部　電話　03-6267-1818

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 不動産部 | 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号丸の内パークビルディング8階 xLINK丸の内パークビル 個室No.18 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| マニュライフ生命保険株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 1,987 | 5,664 | 1,470 | 971 | 2,061 |
| 2025年３月期 | 2,569 | 6,391 | 1,757 | 1,140 | 2,523 |
| 2024年３月期 | 2,123 | 5,638 | 843 | 521 | 3,071 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　67　名

②運用業務従事者数　17　名

内 ファンド・マネージャー数　7　名、平均経験年数　23　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

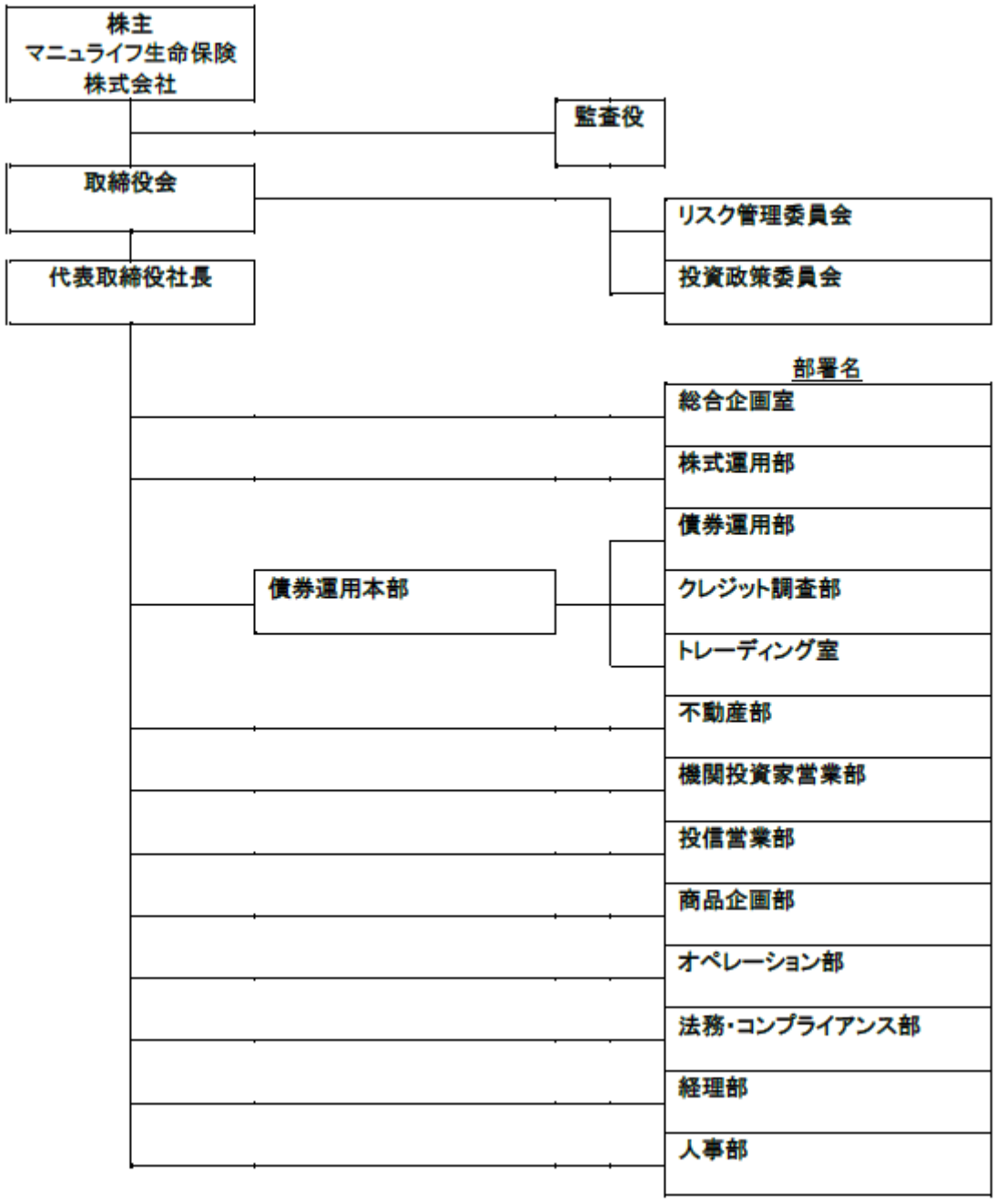
投資顧問・投信部門兼任者　7　名、平均経験年数　23　年　4　ヵ月

内 調査スタッフ数　8　名、平均経験年数　14　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　23　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　9　名

＜組織図＞


株主
マニュライフ生命保険
株式会社
監査役
取締役会
リスク管理委員会
投資政策委員会
代表取締役社長
部署名
総合企画室
株式運用部
債券運用部
債券運用本部
クレジット調査部
トレーディング室
不動産部
機関投資家営業部
投信営業部
商品企画部
オペレーション部
法務・コンプライアンス部
経理部
人事部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名　マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities | 35.6 ％ | |
| | Goldman Sachs (Japan) Ltd. | 18.2 ％ | |
| | Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd. | 17.1 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算さ

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　マン・グループ・ジャパン・リミテッド

所在地　〒 107-6327　東京都港区赤坂5-3-1　赤坂Bizタワー27階

電話　03-6441-2460　ファックス

HPアドレス　http://www.man.com/

代表者　日本における代表者　　島津　明朗

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第624号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　012-02023

業務開始年月　平成12年７月21日　資本金　51,472千円

作成部署　コンプライアンス・法務部　電話　03-6441-2625

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ﾏﾝ･ﾜｰﾙﾄﾞﾜｲﾄﾞ･ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝｽﾞ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 0 | 1,497 | 132 | 111 | 1,307 |
| 2024年12月期 | 0 | 1,532 | 146 | 81 | 1,026 |
| 2023年12月期 | 0 | 1,293 | 15 | 0 | 798 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　23　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

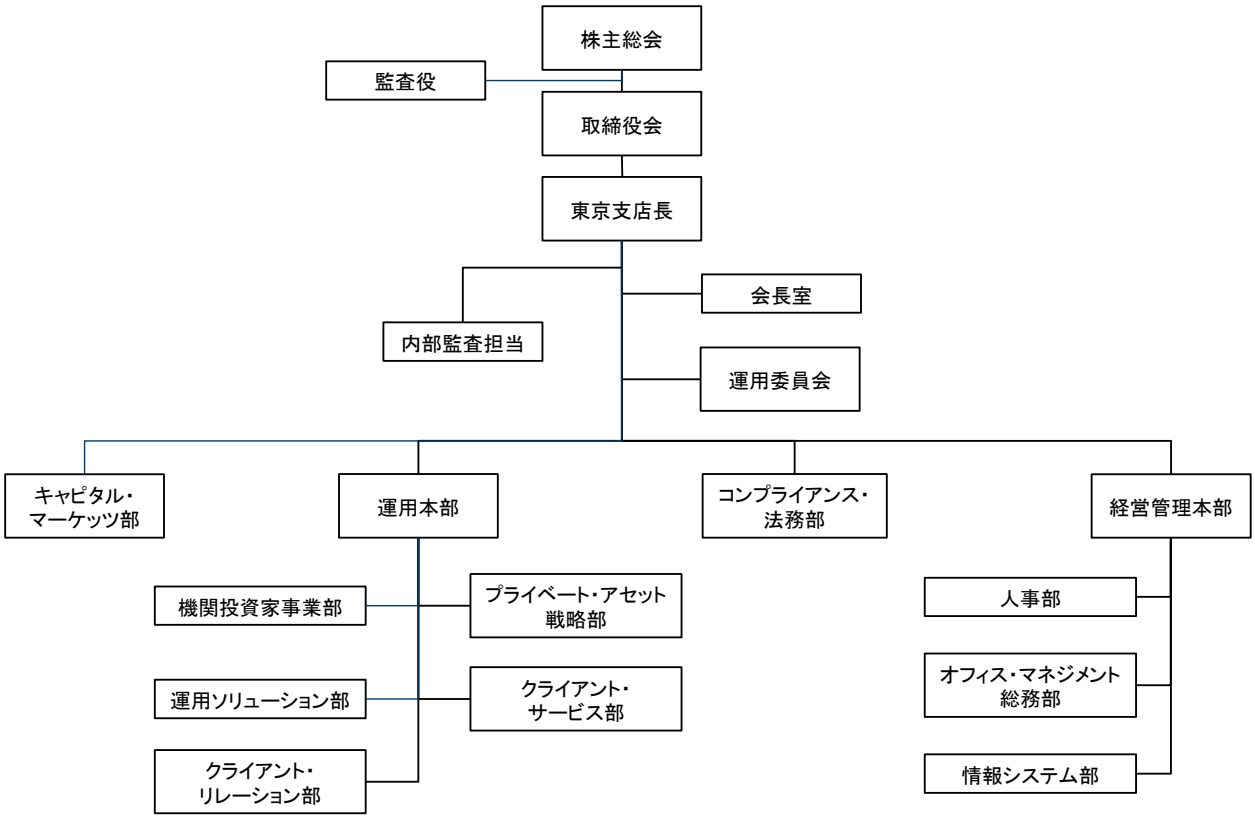
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　6　名、平均経験年数　27　年　8　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　4　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
東京支店長
会長室
内部監査担当
運用委員会
キャピタル・
マーケッツ部
運用本部
コンプライアンス・
法務部
経営管理本部
機関投資家事業部
プライベート・アセット
戦略部
運用ソリューション部
クライアント・
サービス部
クライアント・
リレーション部
人事部
オフィス・マネジメント
総務部
情報システム部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | マン・グループ・ジャパン・リミテッド |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.0% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |
| | | 0.0% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　みさき投資株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

電話　03-6427-7431　ファックス　03-6427-7463

HPアドレス　http://www.misaki-capital.com/

代表者　代表取締役　麻生 武男

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2764号　登録年月日　平成26年3月24日

協会会員番号　012-02654

業務開始年月　平成26年3月27日　資本金　0.635億円

作成部署　コンプライアンス兼リスク管理オフィス　電話　03-6427-7431

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 麻　生　武　男 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | 2,282 | 2,282 | 497 | 314 | 1,789 |
| 2024年11月期 | 3,793 | 3,793 | 1,690 | 945 | 1,935 |
| 2023年11月期 | 1,267 | 1,267 | 323 | 194 | 990 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　12　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　29　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

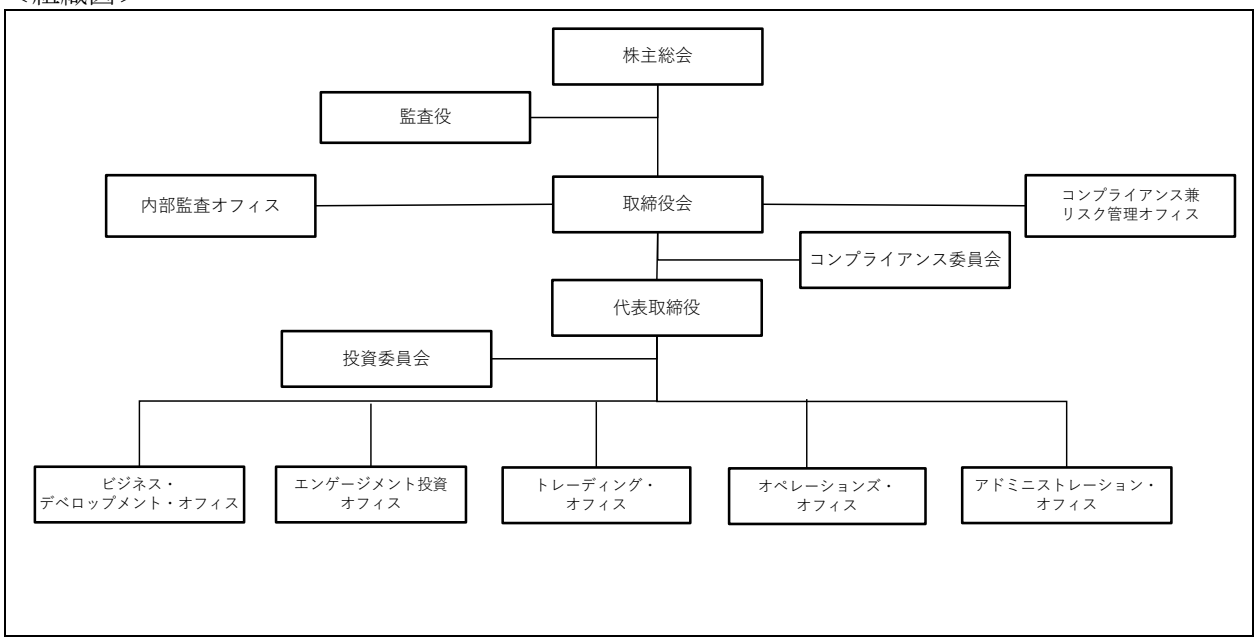
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　4.5　名、平均経験年数　6　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
内部監査オフィス
取締役会
コンプライアンス兼
リスク管理オフィス
コンプライアンス委員会
代表取締役
投資委員会
ビジネス・
デベロップメント・オフィス
エンゲージメント投資
オフィス
トレーディング・
オフィス
オペレーションズ・
オフィス
アドミニストレーション・
オフィス

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | みさき投資株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２４年１２月１日～２０２５年１１月３０日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | LiquidNet Asia Limited | 43.7 ％ | |
| | SMBC NIKKO Securities (Hong Kong) | 15.8 ％ | |
| | Mizuho Securities Asia | 15.0 ％ | |
| | Instinet Europe Limited | 12.4 ％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

会社名　みずほ信託銀行株式会社

所在地〒　100-8241　東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
電話03-6627-8000　ファックス　－
ＨＰアドレス https://www.mizuho-tb.co.jp/
代表者取締役社長　　笹田　賢一
金融商品取引業登録番号関東財務局長(登金)第34号　登録年月日2007年9月30日
協会会員番号　011-01219
業務開始年月　2004年10月26日　資本金 2,473億円
作成担当者　アセットマネジメント業務部　村瀬　電話　03-3240-7058

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第2条第8項第12号イに係る業務 | ②．法第2条第8項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第2条第8項第14号に係る業務 | ４．法第2条第8項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第2条第8項第11号に係る業務 | ２．法第2条第8項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第1項に係る業務 | ２．法第28条第2項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| （株）みずほフィナンシャルグループ | 100% |
| 以下余白 | |
| | |
| | |

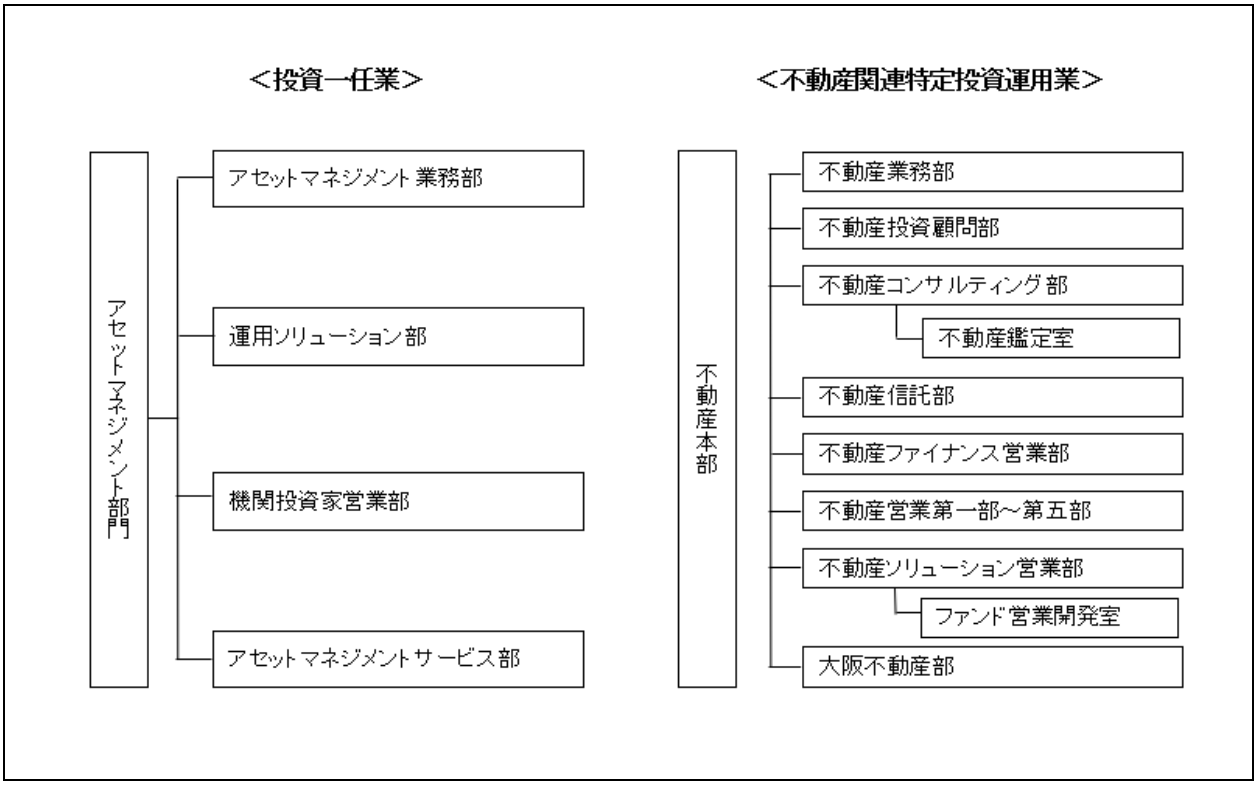
| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近3年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 2,335 | 276,003 | 139,317 | 123,449 | 645,398 |
| 2025年3月期 | 1,818 | 199,523 | 66,826 | 45,807 | 556,357 |
| 2024年3月期 | 1,852 | 165,660 | 39,101 | 29,407 | 552,444 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）
①役職員総数　32　名
②運用業務従事者数　0　名
内 ファンド・マネージャー数　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月
内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月
投顧・投信部門兼任者　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月
内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　11　名
CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞




６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

１．対象期間　2025年4月1日～2026年3月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | % | |
| 下記①に該当する法人との取引 | みずほ証券 | 8.0 % | |
| | 楽天証券 | 0.1 % | |
| | | . % | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 野村證券 | 21.7 % | |
| | 大和証券 | 13.5 % | |
| | ゴールドマン・サックス証券 | 10.1 % | |
| | | . % | |
| | | . % | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | . % | |
| | | . % | |
| | | . % | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | みずほ信託銀行株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | みずほ証券 | 8．0　％ | |
| | 楽天証券 | 0．1　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 野村證券 | 21．7　％ | |
| | 大和証券 | 13．5　％ | |
| | ゴールドマン・サックス証券 | 10．1　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　三井住友信託銀行株式会社

所在地　〒 100-8233　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

電話　03-3286-1111　ファックス

HPアドレス　https://www.smtb.jp/

代表者　米山　学朋

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(登金)第649号　登録年月日　平成24年4月1日

協会会員番号　021-00150

業務開始年月　昭和35年10月24日　資本金　3,420億円

作成部署　資産運用企画部　電話　03-6256-5683

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①　．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 本店 | 東京都千代田区丸の内１－４－１ |
| 営業所 | 御成門拠点 | 東京都港区芝公園１－１－１　住友不動産御成門タワー |
| 営業所 | 芝拠点 | 東京都港区芝３－３３－１　三井住友信託銀行芝ビル |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 三井住友トラストグループ㈱ | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 21,470 | 2,253,534 | 335,285 | 263,408 | 2,585,187 |
| 2025年3月期 | 18,221 | 2,184,377 | 310,745 | 239,563 | 2,347,195 |
| 2024年3月期 | 15,604 | 1,956,473 | 58,701 | 57,839 | 2,364,571 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　5,169　名

②運用業務従事者数　－　名

内 ファンド・マネージャー数　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

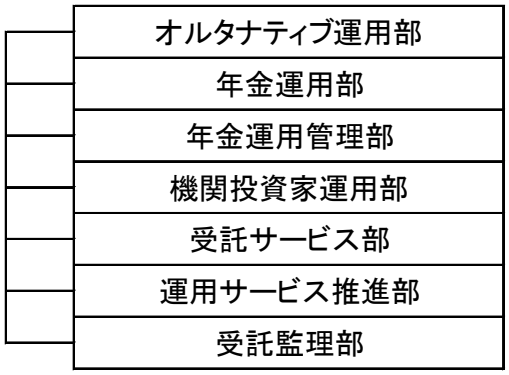
投資顧問・投信部門兼任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

内 調査スタッフ数　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　607　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　28　名

＜組織図＞




2026年4月1日現在

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 三井住友信託銀行株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　２０２５年　４月　１日～　２０２６年　３月　３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ９９．　７％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　三井住友DSアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 105-6426 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階

電話　03-6205-0200　ファックス　－

HPアドレス　https://www.smd-am.co.jp/

代表者　代表取締役社長兼CEO

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第399号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　010-00039

業務開始年月　1985年7月15日　資本金　20億円

作成部署　経営企画部　電話　03-6205-0313

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①. 法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②. 法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③. 法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①. 法第２条第８項第11号に係る業務 | ②. 法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②. 法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 支店 | 大阪支店 | 大阪府大阪市中央区北浜四丁目７番19号<br>住友ビルディング第３号館 １階 |
| 支店 | 名古屋支店 | 愛知県名古屋市西区牛島町６番１号<br>名古屋ルーセントタワー15階 |
| 子会社 | Sumitomo Mitsui DS Asset Management (UK) Limited | 100 Liverpool Street, London, EC2M 2AT, United Kingdom |
| 子会社 | Sumitomo Mitsui DS Asset Management (Hong Kong) Limited | Suites 901 & 902, 9th Floor, Two Taikoo Place, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong |
| 子会社 | 三井住友德思私募基金管理（上海）有限公司 | Suite4006-4007, 40/F, CITIC Square, 1168 Nanjing Road West, Jing' An District, Shanghai, 200041, China |
| 子会社 | Sumitomo Mitsui DS Asset Management (Singapore) Pte. Ltd. | 23 Church Street #08-01/02 Capital Square Singapore 049481 |
| 子会社 | Sumitomo Mitsui DS Asset Management (Deutschland) GmbH | Neue Mainzer Straße 52-58, 60311 Frankfurt am Main |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| （株）三井住友フィナンシャルグループ | 50.1% |
| （株）大和証券グループ本社 | 23.5% |
| 三井住友海上火災保険（株） | 15.0% |
| 住友生命保険（相） | 10.4% |
| 三井住友信託銀行（株） | 1.0% |

４．財務状況（直近３年度分）　（金額単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 18,168 | 107,290 | 18,018 | 12,646 | 117,208 |
| 2025年３月期 | 14,463 | 93,765 | 10,814 | 8,506 | 109,036 |
| 2024年３月期 | 12,450 | 82,731 | 17,680 | 25,276 | 111,406 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　838名

②運用業務従事者数　232.5名

内 ファンド・マネージャー数　175.5名、平均経験年数　14年　10ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　-名、平均経験年数　-年　-ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　175.5名、平均経験年数　14年　10ヵ月

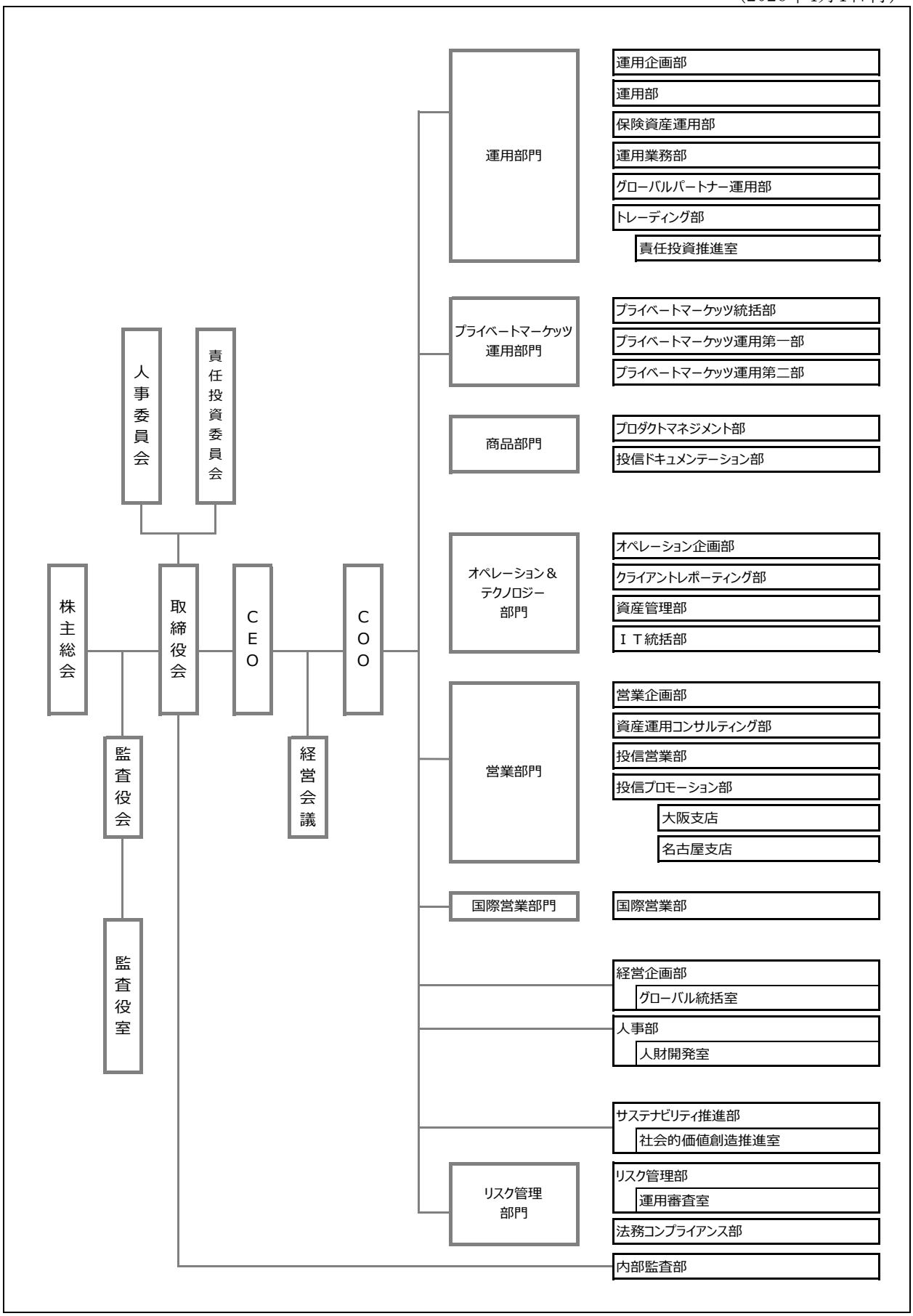
内 調査スタッフ数　37名、平均経験年数　17年　8ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　403名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　66名

＜組織図＞

（2026年4月1日付）



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 三井住友 DS アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | ＳＭＢＣ日興証券 | 5.2％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券 | 10.3％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 105-0011　東京都港区芝公園一丁目1番１号

電話　03-6453-3500　ファックス　03-6453-3860

HPアドレス　https://www.smtam.jp/

代表者　代表取締役社長　　小林　隆宏

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第347号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　010-00005号

業務開始年月　昭和61年11月１日　資本金　20億円

作成部署　経営企画部　電　話　03－6453－3514

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人 | Sumitomo Mitsui Trust International Limited | 155 Bishopsgate, London EC2M 3XU, U.K. |
| 子法人 | Sumitomo Mitsui Trust Asset Management Americas, Inc. | 1251 Avenue of the Americas, 22nd Floor, New York, NY 10020 US |
| 子法人 | Sumitomo Mitsui Trust Asset Management Singapore Private Limited | 20 Collyer Quay, #14-02A 20 Collyer Quay, Singapore 049319 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 三井住友トラストグループ㈱ | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 13,874 | 67,556 | 12,208 | 7,769 | 76,767 |
| 2025年３月期 | 12,493 | 62,567 | 8,301 | 5,788 | 70,057 |
| 2024年３月期 | 11,404 | 55,986 | 6,613 | 4,586 | 67,103 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　714　名

②運用業務従事者数　209　名

内 ファンド・マネージャー数　135　名、平均経験年数　16　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月

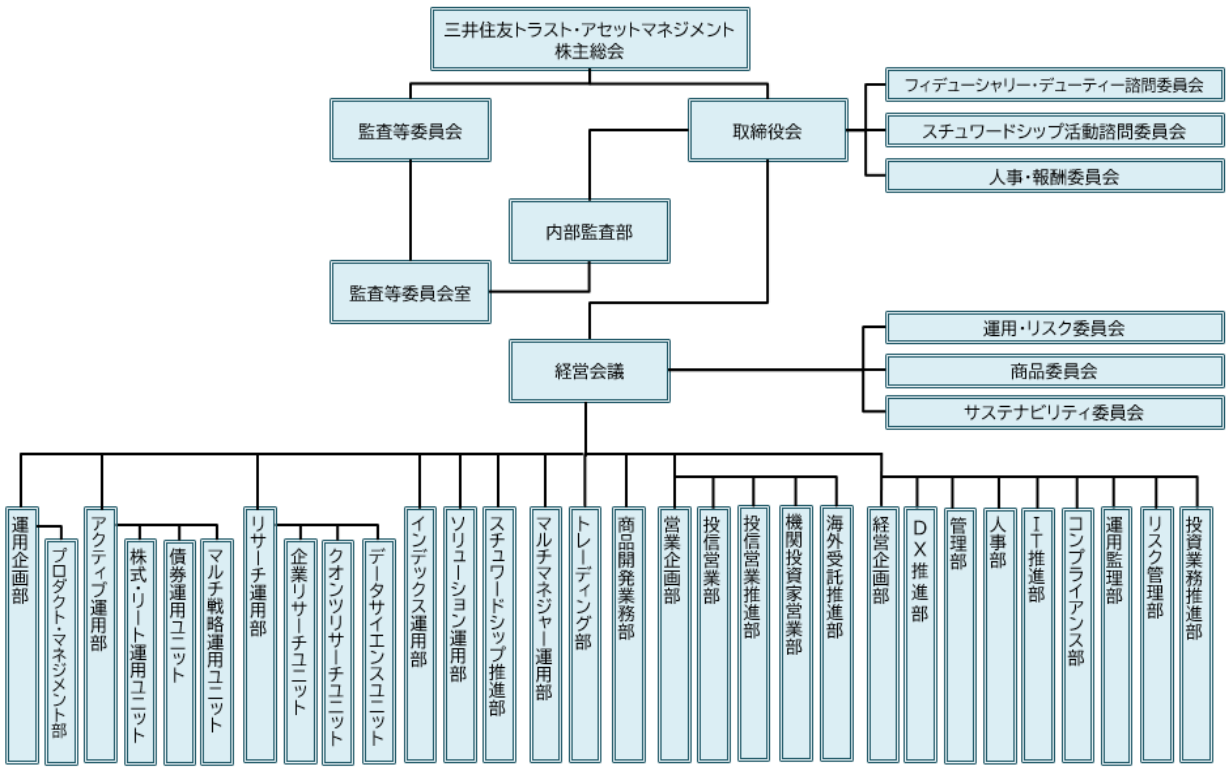
投資顧問・投信部門兼任者　135　名、平均経験年数　16　年　1　ヵ月

内 調査スタッフ数　53　名、平均経験年数　17　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　265　名
　ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　20　名

＜組織図＞

2026 年 3 月 31 日現在



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 | 10.4　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　三菱アセット・ブレインズ株式会社

所在地　〒 107-0062　東京都港区南青山一丁目１番１号

電話　03-6721-1010　ファックス　03-6721-1020

HPアドレス　https://www.mab.jp/

代表者　取締役社長　鱸　正明

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第1085号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-00960

業務開始年月　平成10年12月25日　資本金　4.8億円

作成部署　企画・総務グループ　電話　03-6721-1010

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | ２５％ |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | ２５％ |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | ２５％ |
| 明治安田生命保険相互会社 | ２５％ |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 3 | ８６２ | １７５ | １２２ | １，４３４ |
| 2025年3月期 | 6 | ８４４ | １４８ | １０２ | １，３１１ |
| 2024年3月期 | 7 | ８３７ | １３８ | ９３ | １，２０９ |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　４８　名

②運用業務従事者数　　名

内 ファンド・マネージャー数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

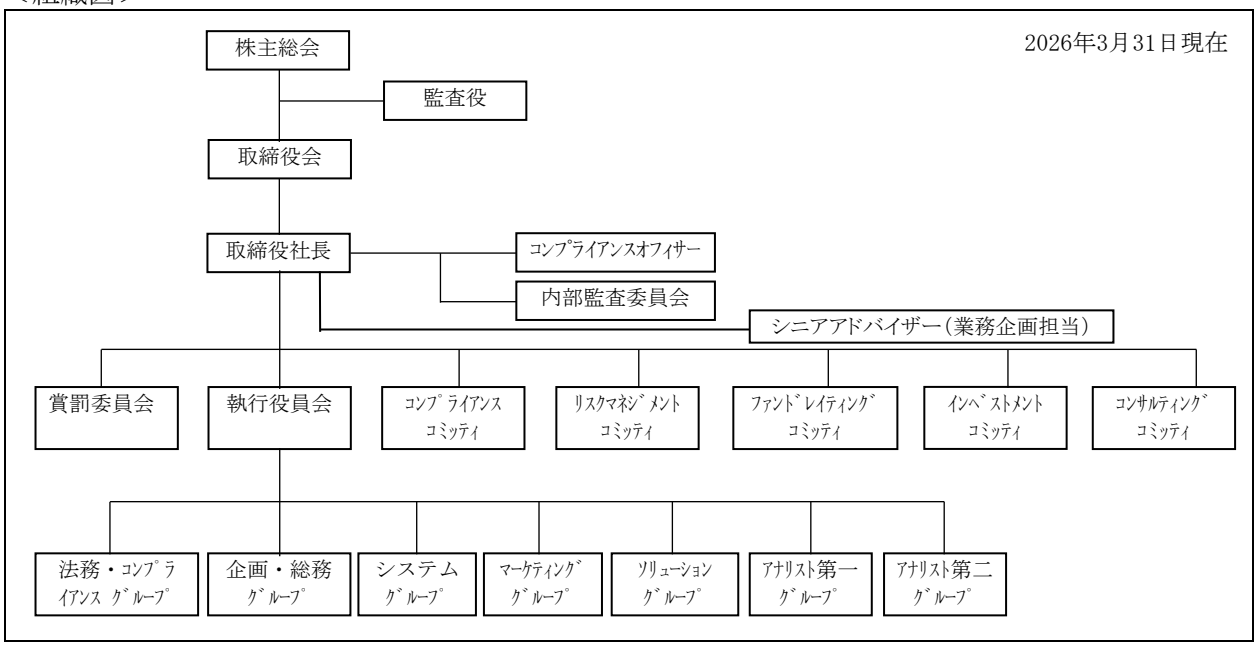
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　１０　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　０　名

＜組織図＞


2026年3月31日現在
株主総会
監査役
取締役会
取締役社長
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽｵﾌｨｻｰ
内部監査委員会
シニアアドバイザー（業務企画担当）
賞罰委員会
執行役員会
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ ｺﾐｯﾃｨ
ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ ｺﾐｯﾃｨ
ﾌｧﾝﾄﾞﾚｲﾃｨﾝｸﾞ ｺﾐｯﾃｨ
ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ ｺﾐｯﾃｨ
ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ ｺﾐｯﾃｨ
法務・ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ ｸﾞﾙｰﾌﾟ
企画・総務 ｸﾞﾙｰﾌﾟ
システム ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｿﾘｭｰｼｮﾝ ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｱﾅﾘｽﾄ第一 ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｱﾅﾘｽﾄ第二 ｸﾞﾙｰﾌﾟ

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 三菱アセット・ブレインズ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

所在地　〒　105-7320 東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング

電話　03-4223-3000　ファックス　03-6281-4901

ＨＰアドレス　https://www.am.mufg.jp/

代表者　代表取締役社長　　川上 豊

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第404号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第010-00112号

業務開始年月　昭和60年8月1日　資本金　20億円

作成部署　経営企画部　電　話　03-4223-3002

チーフマネジャー　林田 隆穂

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 100% |
| | |
| | |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 4,011 | 131,580 | 21,707 | 15,510 | 71,354 |
| 2025年3月期 | 3,645 | 118,266 | 17,592 | 11,359 | 61,332 |
| 2024年3月期 | 3,117 | 101,901 | 15,975 | 10,537 | 96,247 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　920　名

②運用業務従事者数　217.3　名

内 ファンド・マネージャー数　178.5　名、平均経験年数　13　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

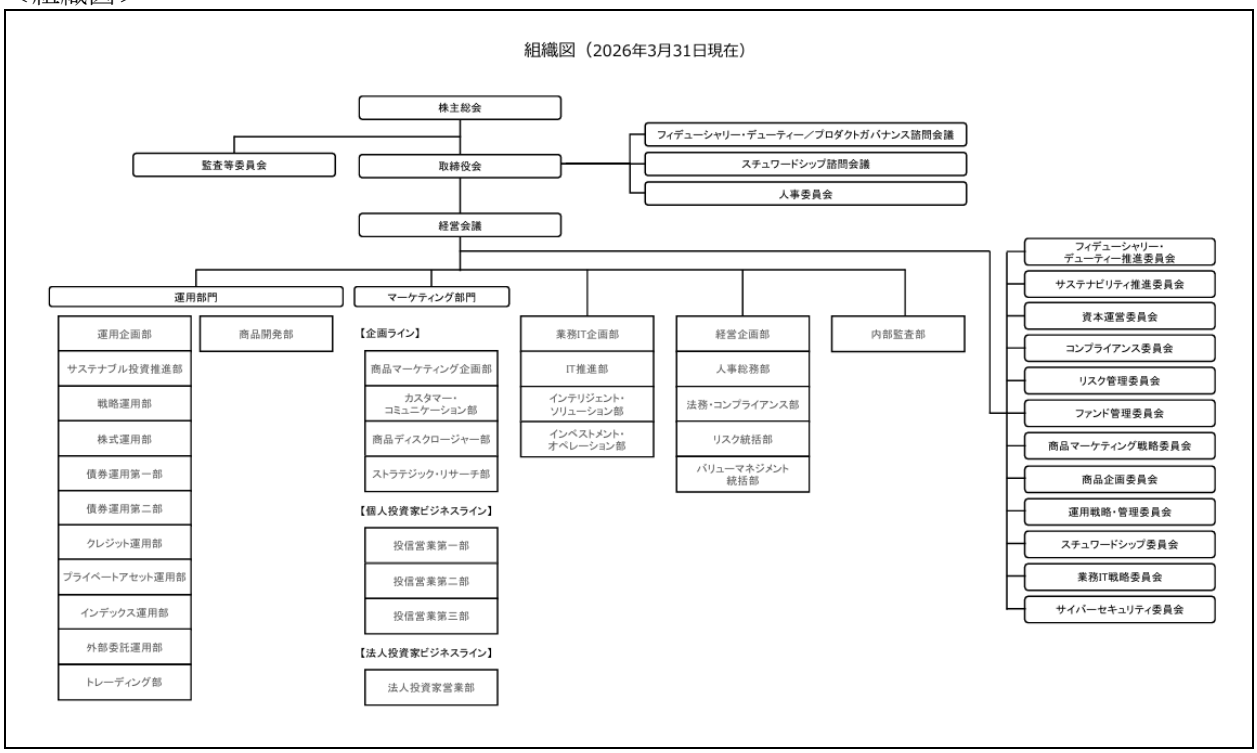
投資顧問・投信部門兼任者　66.5　名、平均経験年数　14　年　4　ヵ月

内 調査スタッフ数　9.7　名、平均経験年数　16　年　11　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　332　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　22　名

＜組織図＞


組織図（2026年3月31日現在）
株主総会
監査等委員会
取締役会
フィデューシャリー・デューティー／プロダクトガバナンス諮問会議
スチュワードシップ諮問会議
人事委員会
経営会議
運用部門
マーケティング部門
運用企画部
サステナブル投資推進部
戦略運用部
株式運用部
債券運用第一部
債券運用第二部
クレジット運用部
プライベートアセット運用部
インデックス運用部
外部委託運用部
トレーディング部
商品開発部
【企画ライン】
商品マーケティング企画部
カスタマー・コミュニケーション部
商品ディスクロージャー部
ストラテジック・リサーチ部
【個人投資家ビジネスライン】
投信営業第一部
投信営業第二部
投信営業第三部
【法人投資家ビジネスライン】
法人投資家営業部
業務IT企画部
IT推進部
インテリジェント・ソリューション部
インベストメント・オペレーション部
経営企画部
人事総務部
法務・コンプライアンス部
リスク統括部
バリューマネジメント統括部
内部監査部
フィデューシャリー・デューティー推進委員会
サステナビリティ推進委員会
資本運営委員会
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
ファンド管理委員会
商品マーケティング戦略委員会
商品企画委員会
運用戦略・管理委員会
スチュワードシップ委員会
業務IT戦略委員会
サイバーセキュリティ委員会

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 三菱ＵＦＪアセットマネジメント |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年　4 月　1 日～　2026 年　3 月　31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 | 14．5　％ | |
| | モルガン・スタンレーMUFG 証券 | 2．5　％ | |
| | 三菱 UFJ 信託銀行 | 0．8　％ | |
| | 三菱ＵＦＪオルタナティブインベストメンツ | 0．4　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | J.P.ﾓﾙｶﾞﾝ証券 | 28．7　％ | |
| | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 | 14．5　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | MUFG BANK(CHINA) | 0．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　三菱ＵＦＪオルタナティブインベストメンツ株式会社

所在地　〒 100-0011　東京都千代田区内幸町二丁目１番６号　日比谷パークフロント７Ｆ

電話　03-6550-8600　ファックス　03-6550-8620

ＨＰアドレス　https://www.alt.tr.mufg.jp/

代表者　代表取締役社長　嶋田　英人

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第176号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　第012-02138号

業務開始年月　1999年4月　資本金　10億円

作成部署　法務部長　野村　彰延　電話　03-6550-8689

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子会社 | MCC Asset Management (Cayman) Ltd. | グランドケイマン |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 100% |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 2,556 | 3,883 | 2,304 | 1,604 | 7,568 |
| 2025年3月期 | 2,036 | 3,647 | 2,209 | 1,549 | 5,964 |
| 2024年3月期 | 1,626 | 3,295 | 1,977 | 1,371 | 4,414 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　65　名

②運用業務従事者数　42.6　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　22　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

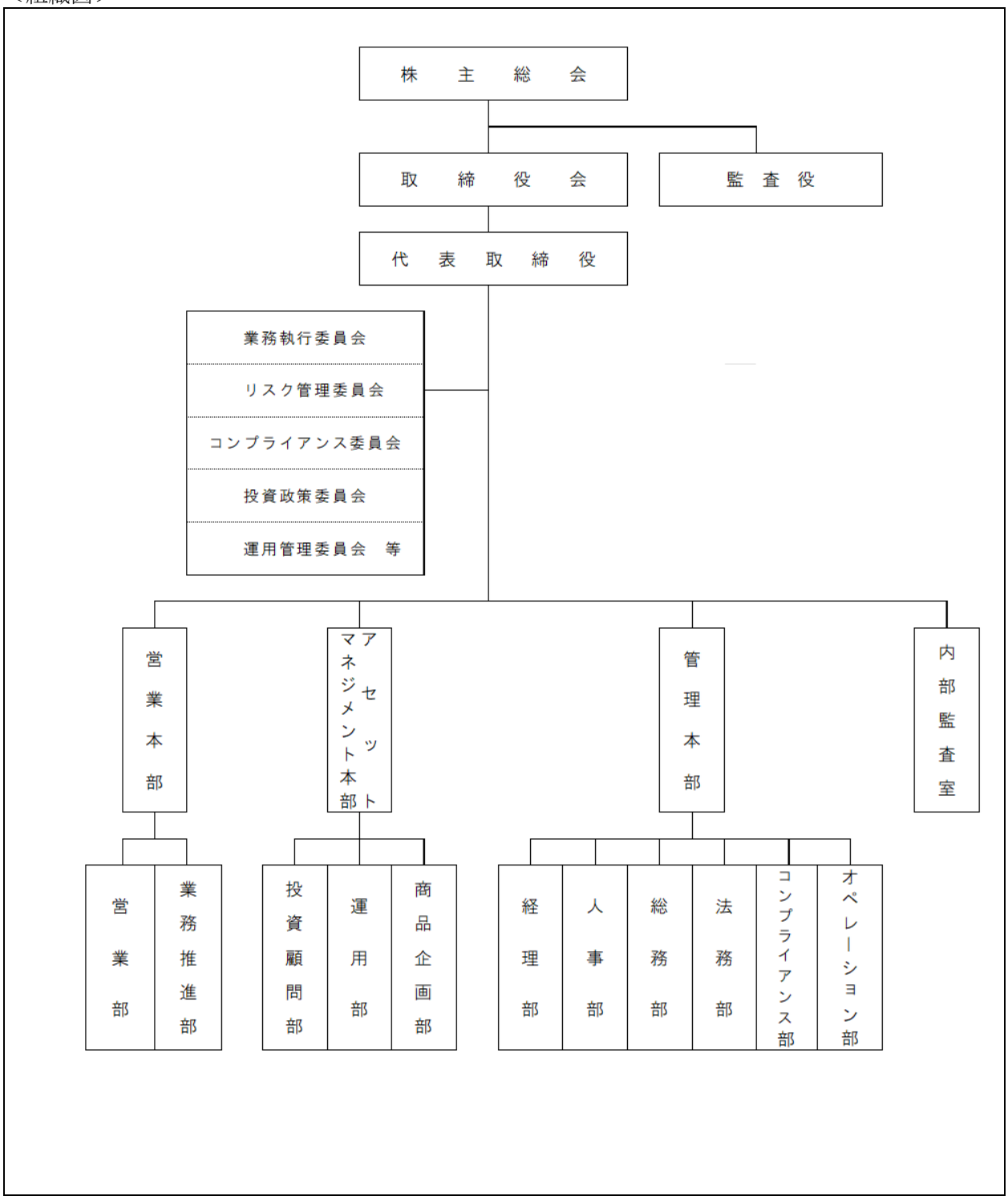
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　16　名、平均経験年数　15　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　12　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株　主　総　会
取　締　役　会
監　査　役
代　表　取　締　役
業務執行委員会
リスク管理委員会
コンプライアンス委員会
投資政策委員会
運用管理委員会　等
営業本部
アセットマネジメント本部
管理本部
内部監査室
営業部
業務推進部
投資顧問部
運用部
商品企画部
経理部
人事部
総務部
法務部
コンプライアンス部
オペレーション部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 三菱 UFJ オルタナティブインベストメントメンツ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～　2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0.3　% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ 信託銀行 | 36.9　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ 信託銀行 | 36.9　% | |
| | 三井住友信託銀行 | 14.8　% | |
| | J.P. Morgan SE - Luxembourg Branch | 11.1　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | .　% | |
| | | .　% | |
| | | .　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

電話　03-3212-1211　　ファックス　―

HPアドレス　https://www.tr.mufg.jp/

代表者　取締役社長　窪田　博

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（登金）第33号　　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　012-02898

業務開始年月　1927年4月5日　　資本金　3,243億円

作成部署　アセットマネジメント事業部　　電　話　03-4330-0868

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 100.00% |
| 以下余白 | |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 14,795 | 1,585,994 | 264,945 | 188,537 | 2,109,760 |
| 2025年3月期 | 11,658 | 1,542,316 | 224,965 | 154,236 | 2,043,931 |
| 2024年3月期 | 10,916 | 1,436,971 | 80,583 | 57,803 | 2,175,842 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　639　名

②運用業務従事者数　232　名

内 ファンド・マネージャー数　190　名、平均経験年数　11　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

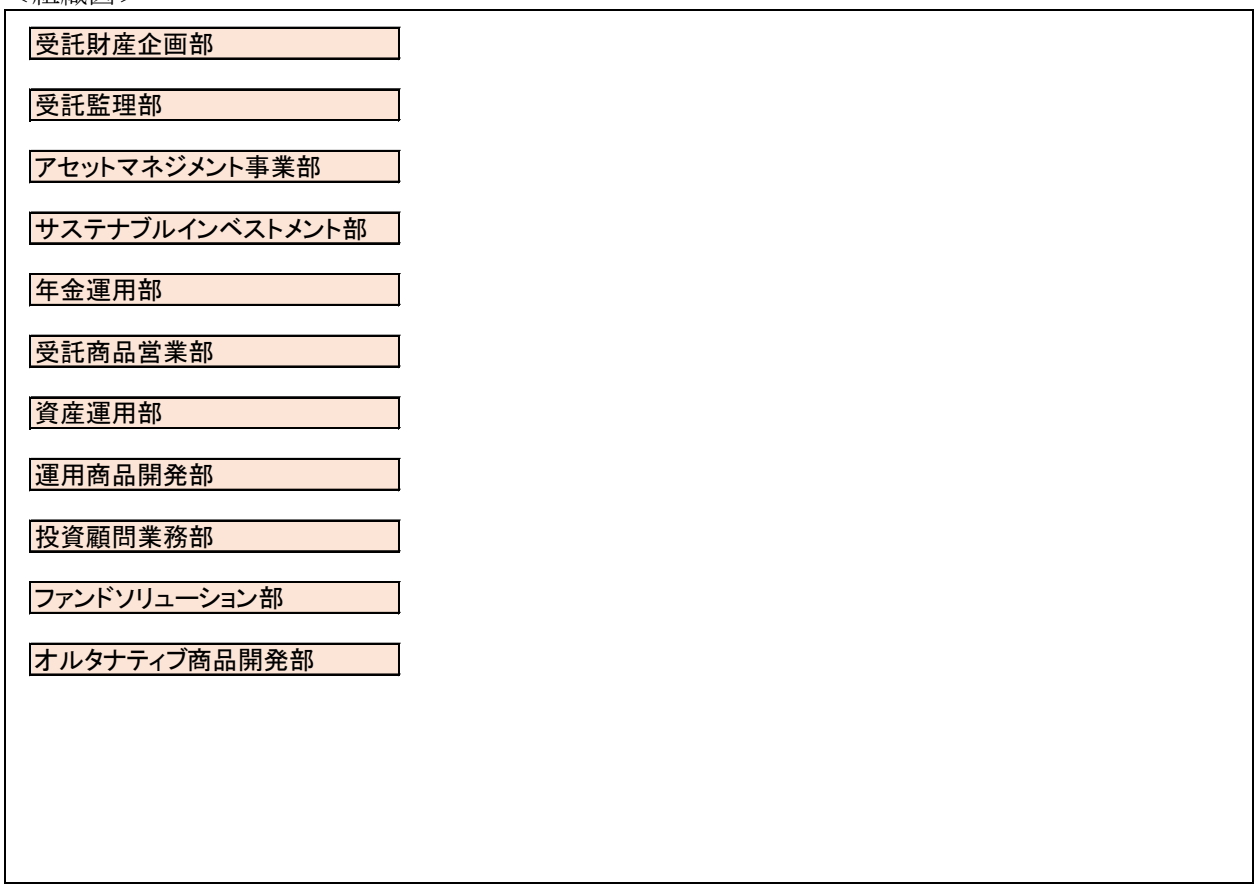
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　29　名、平均経験年数　13　年　8　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　294　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　19　名

＜組織図＞


受託財産企画部
受託監理部
アセットマネジメント事業部
サステナブルインベストメント部
年金運用部
受託商品営業部
資産運用部
運用商品開発部
投資顧問業務部
ファンドソリューション部
オルタナティブ商品開発部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 | 15．5% | |
| | 三菱 UFJ 銀行 | 0．6% | |
| | 日本マスタートラスト信託銀行 | 0．1% | |
| | モルガン・スタンレーMUFG 証券 | 0．0% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | MUFG Securities EMEA plc | 0．0% | |
| | MUFG Fund Services Limited | 0．0% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レート

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

所在地　〒 100-8127　東京都千代田区大手町一丁目9番2号

電話　03-6213-8500　ファックス　03-6311-3994

HPアドレス　http://www.sc.mufg.jp

代表者　取締役社長　関　浩之

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2336号　登録年月日　2010年2月10日

協会会員番号　011-01430

業務開始年月　2006年2月6日　資本金　405億円

作成部署　投資顧問部　電　話　03-6311-3600

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 本店大手町本館 | 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 |
| 営業所 | 本店大手町別館 | 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 |
| 営業所 | 本店目白台別館 | 東京都文京区目白台三丁目29番20号 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社 | 60.0% |
| MMパートナーシップ | 40.0% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 14,612 | 429.701 | 98,894 | 74,026 | 500,131 |
| 2025年3月期 | 11,600 | 371,107 | 78,214 | 54,855 | 457,993 |
| 2024年3月期 | 8,850 | 349,496 | 71,860 | 54,499 | 447,761 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　50　名

②運用業務従事者数　19.5　名

内 ファンド・マネージャー数　13.5　名、平均経験年数　8　年　9　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

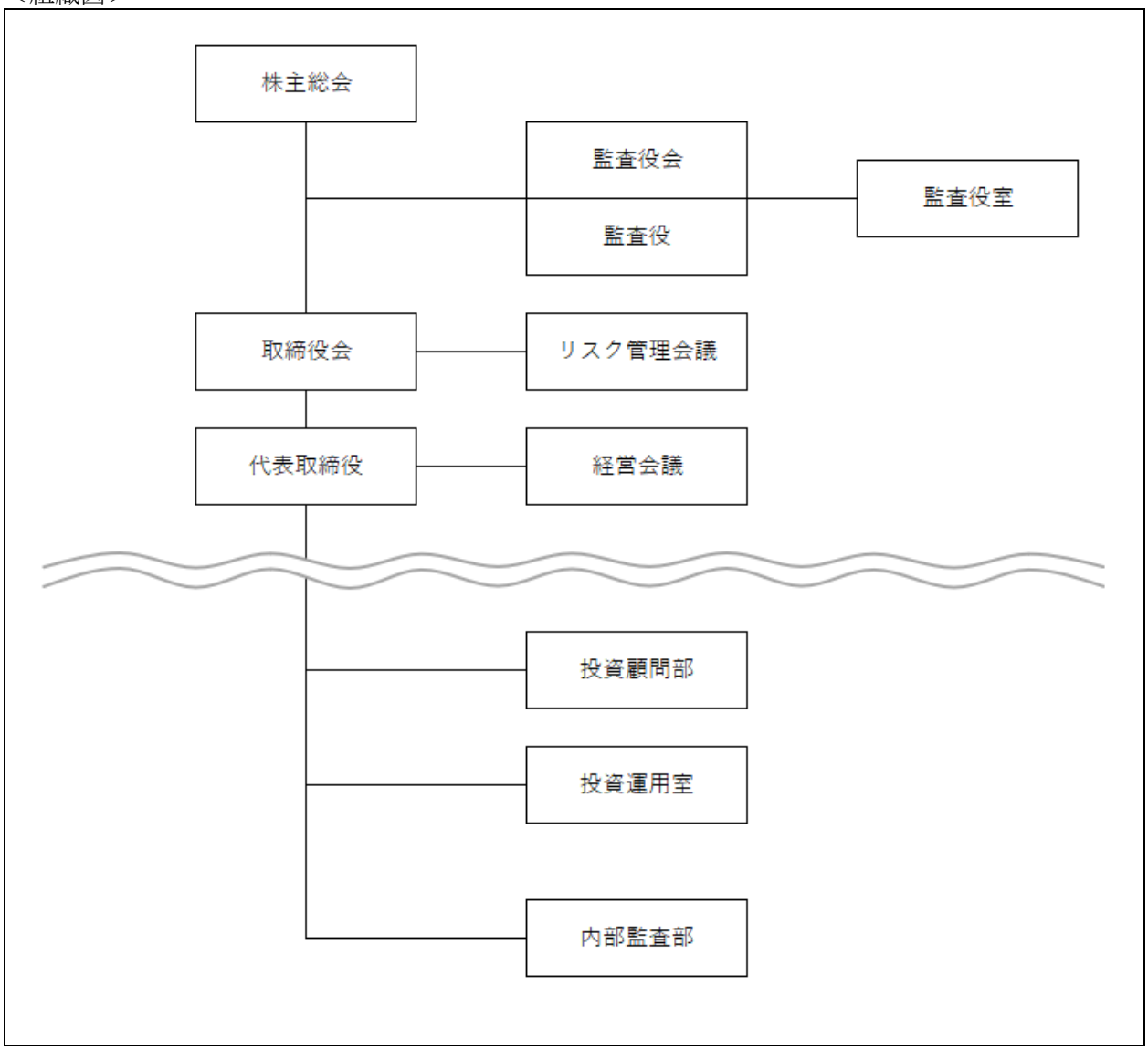
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　5.5　名、平均経験年数　7　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　19　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
監査役会
監査役
監査役室
取締役会
リスク管理会議
代表取締役
経営会議
投資顧問部
投資運用室
内部監査部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 89．5% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　% | |
| | | ．　% | |
| | | ．　% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Millennium Capital Management Asia Limited

所在地　〒 107-6243　東京都港区赤坂九丁目７番１号

電話　03-6757-5800　ファックス

HPアドレス

代表者　日本における代表者　大久保　一敏

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2252号　登録年月日　平成21年9月14日

協会会員番号　012-02129

業務開始年月　平成21年9月14日　資本金　1308万1647香港ドル

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6757-5818

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Millennium International Management LP | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 18,667 | 18,667 | 2,138 | 1,820 | 4,607 |
| 2024年12月期 | 16,424 | 16,424 | 1,874 | 1,201 | 4,831 |
| 2023年12月期 | 11,545 | 11,545 | 1,316 | 847 | 3,632 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　97　名

②運用業務従事者数　51　名

内 ファンド・マネージャー数　21　名、平均経験年数　22　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

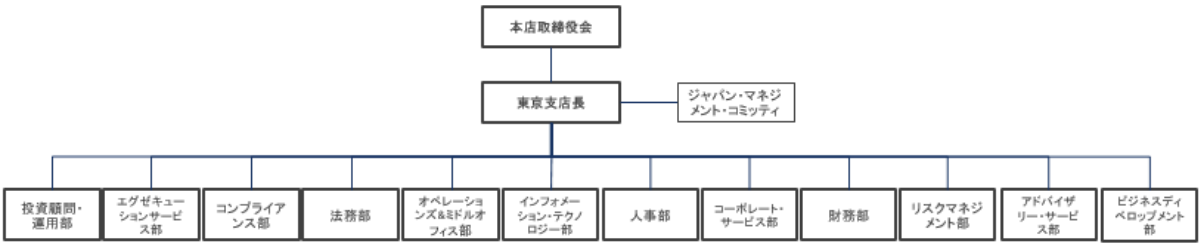
投資顧問・投信部門兼任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　27　名、平均経験年数　15　年　2　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　21　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


本店取締役会
東京支店長
ジャパン・マネジメント・コミッティ
投資顧問・運用部
エグゼキューションサービス部
コンプライアンス部
法務部
オペレーションズ&ミドルオフィス部
インフォメーション・テクノロジー部
人事部
コーポレート・サービス部
財務部
リスクマネジメント部
アドバイザリー・サービス部
ビジネスディベロップメント部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | Millennium Capital Management Asia Limited |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Nomura International PLC | 14.22% | |
| | JP Morgan Securities LLC | 11.93% | |
| | BNP Paribas | 11.06% | |
| | Barclays Bank PLC (Singapore Branch) | 10.22% | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | moomoo証券株式会社 |
|---|---|

所在地　〒 150-0002　東京都渋谷区渋谷１－２－５　MFPR渋谷ビル11階

電話　03-6845-3636　ファックス　03-3409-1533

ＨＰアドレス　https://www.moomoo.com/jp

代表者　小島　譲

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3335号　登録年月日　令和4年6月24日

協会会員番号　021-00154

業務開始年月　2022年9月　資本金　68.08865332億円

作成部署　法務・コンプライアンス部　電話　03-6845-3721

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本社 | moomoo証券株式会社 | 〒150-0002　東京都渋谷区渋谷１－２－５　MFPR渋谷ビル11階 |
| 営業所 | moomoo証券ストア表参道 | 〒107-0061 東京都港区北青山3丁目11-7 Aoビル1階 |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Futu Holdings (Asia) Pte. Ltd. | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2023年　12月期 | 9 | 166 | Δ 1,626 | Δ 1,781 | 3,861 |
| 2024年　12月期 | 0 | 532 | △ 3,466 | △ 3,489 | 3,372 |
| 2025年　12月期 | 0 | 3,037 | Δ 1,831 | Δ 1,926 | 6,946 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　95　名

②運用業務従事者数　0　名

内 ファンド・マネージャー数＿＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿2＿＿＿名
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿＿＿名

2026.7.13現在

# moomoo証券株式会社　Moomoo Securities Japan Co., Ltd.

取締役：Dennis　／　非常勤監査役：吉成 英紀　／　非常勤取締役：arthurchen

**JP 取締役**

代表取締役 地域統括責任者：Ivan Mok

代表取締役 社長代行：小島 譲

（内部管理統括責任者：小島 譲）
（内部管理統括補助責任者：石崎　隆一、藤田 一平）

**JP部署**

| Content Growth コンテンツ部 | Business &Marketing マーケティング部 | Financial Products 商品開発部 | Customer Service カスタマーサービス部 | Finance & Accounting 財務経理部 | HR & Administration 人事総務部 | Legal & Compliance 法務・コンプライアンス部 | Operations 業務監理部 | IT IT部 | Internal Audit 内部監査室 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 管掌役員:Ivan Mok | 管掌役員:Ivan Mok | 管掌役員:Ivan Mok | 管掌役員:Ivan Mok | 管掌役員:Ivan Mok | 管掌役員:Ivan Mok | 管掌役員:小島 譲 | 管掌役員:小島 譲 | 管掌役員:小島 譲 | 管掌役員:小島 譲 |
| 部長：採用中 | 部長：採用中 | 部長：小島 譲（兼任） | 部長：小島 譲（兼任） | 部長：石崎 隆一 | 部長：張彦清 Cynthia | 部長：入社待ち（陶江 8/1） | 部長：藤田 一平 | 部長：Eugene Lee | 室長：工藤 弘之<br>新室長採用中 |
| 9名 | 22名 | 3名 | 15名 | 5名 | 6名 | 10名 | 19名 | 5名 | 2名 |

**JPチーム**

### Content Operation Team（コンテンツチーム）
夏菁 ICO（長）
田端 桂子
李燕 Amelia
朱 舜達
吴 昭璇 Yana
潘 鵬欽
坪内 柊一郎
川出 昌彦
岡 彩夏

### Integrated Marketing team（統合マーケティングチーム）
藤川 保徳
千葉 祐樹
武田 光輝
鈴木 美香
鄭 明華 Meika

### Business Development Team（ビジネス開発チーム）
大穂 龍平
萩原 実加子
田中 郁哉
藤田 大輝
王 嘉钰
井藤 慶吾（長）
劉 天舒
河上 咲貴
秋山 雅俊
石塚 毅

### Official Website Team（ウェブサイトチーム）
紅谷 隆司

### Client Management Team（営業チーム）
片桐 貴司（長）
黒川 健太
盛 昕宇
室積 亮汰
久冨 隆太郎

### Branding Team（ブランディングチーム）
鈴木 真吾
藤森 英明

### JP Financial Product Team（商品開発チーム）
戦歌 Chloe（長）
馬 路萍 Miamai
趙 永 Leo

### JP Customer Service Team（カスタマーサービスチーム）
李海華 Lisa（長）
西田 紀美
黄 鵬 Davis
星崎 瑠衣
宇野 智貴
金 紅梅
筒井 航希
山本 貴子
遠藤 里沙
袁周睿
稲葉 満希
Li Yiyang
汪 蒙
松下 聖奈
中山 道世

### JP Accounting Team（財務経理チーム）
石崎 隆一（長）
楊潔
稲垣 靖純
陳 潔瑶
趙 柳紅

### JP HR&Admin Team（人事総務チーム）
張彦清 Cynthia（長）
バーギタ メリンダ
江碧珊
水村 和弘
藤澤 敬音
陸亦斐

### JP Market Procurement Team（購買チーム）

### Compliance Team（コンプライアンスチーム）
王浩燊 Tommy（長）
吴 芳毅
田口 賢
高 心妍
伊澤 信彦
岡野 ちぐさ
西村 柚綺乃
趙夏安 Carmen

### JP Legal Team（法務チーム）
陳致遠
张庆

### Account Opening Team（口座開設チーム）
梅津 大（長）
原田 雅子
矢野 升好
小野田 薫子
高谷 将平
山本 祐一

### Settelment Team（決済チーム）
星野 政人（長）
劉洋ハン
吳 倩
善明 敬子
菊地 ちひろ
清水 里奈
志村 光咲

### Deposit & Withdrawal Team（入出金チーム）
吉岡 映子
木村 梨恵子

### Risk Management Team（リスクマネージメントチーム）
佐藤 洋二郎

### Trading Team（取引チーム）
森 明美
藤江 美佳

### JP IT Team（ITチーム）
庄 健
裴 立璋
eugenelee
朱 烨 Heicken
栗井 政房

### JP Internal Audit Team（内部監査室）
工藤 弘之
徐艷蘭 Anna

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | moomoo 証券株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　年　月　日～　年　月　日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | 該当なし |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | 該当なし |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | 該当なし |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　MuTaka Capital株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内2-3-2　郵船ビルディング

電話　03-4510-2926　ファックス

HPアドレス　https://mutakacapital.com/

代表者　代表取締役社長　武藤崇史

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3149号　登録年月日　2019年8月29日

協会会員番号　012-02878

業務開始年月　2019年10月1日　資本金　0,65億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-4510-2932

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| MT株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年11月期 | 1,793 | 1,793 | 253 | 104 | 1,624 |
| 2024年11月期 | 1,156 | 1,156 | 784 | 486 | 1,519 |
| 2023年11月期 | 940 | 940 | 50 | 49 | 1,032 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　1名、平均経験年数　21　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

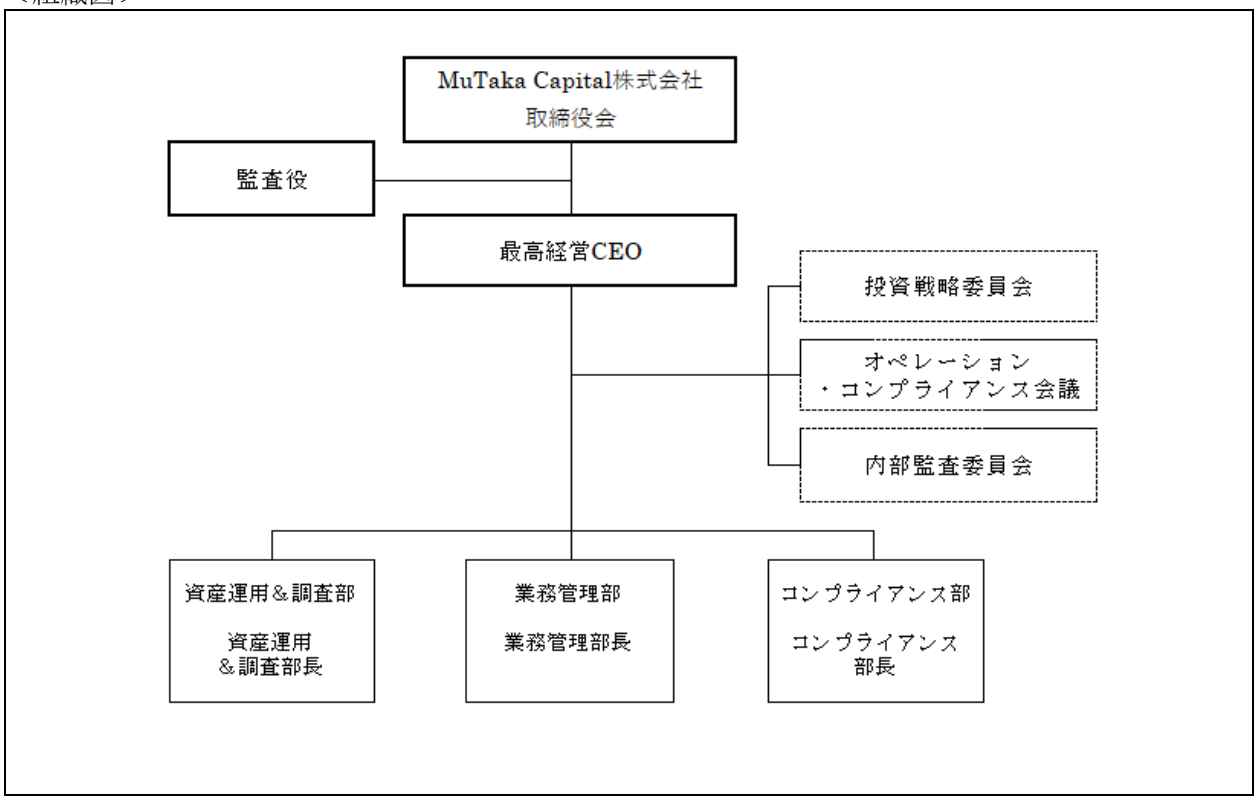
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　16　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


MuTaka Capital株式会社
取締役会
監査役
最高経営CEO
投資戦略委員会
オペレーション
・コンプライアンス会議
内部監査委員会
資産運用＆調査部
資産運用
＆調査部長
業務管理部
業務管理部長
コンプライアンス部
コンプライアンス
部長

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | MuTaka Capital 株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2024 年 12 月 1 日～2025 年 11 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Goldman Sachs 証券 | 71．95　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　明治安田アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

電話　03-6700-4058　ファックス　03-3277-7030

HPアドレス　https://www.myam.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　中谷　友行

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第405号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第020-00007号

業務開始年月　平成10年2月27日　資本金　10億円

作成部署　企画総務部　電　話　03-6700-4102

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 明治安田生命保険相互会社 | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 2,585 | 11,946 | 1,512 | 1,092 | 9,881 |
| 2025年3月期 | 2,871 | 11,235 | 1,230 | 850 | 9,639 |
| 2024年3月期 | 2,996 | 11,015 | 1,314 | 913 | 9,701 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　217　名

②運用業務従事者数　70　名

内 ファンド・マネージャー数　44　名、平均経験年数　17　年　4　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

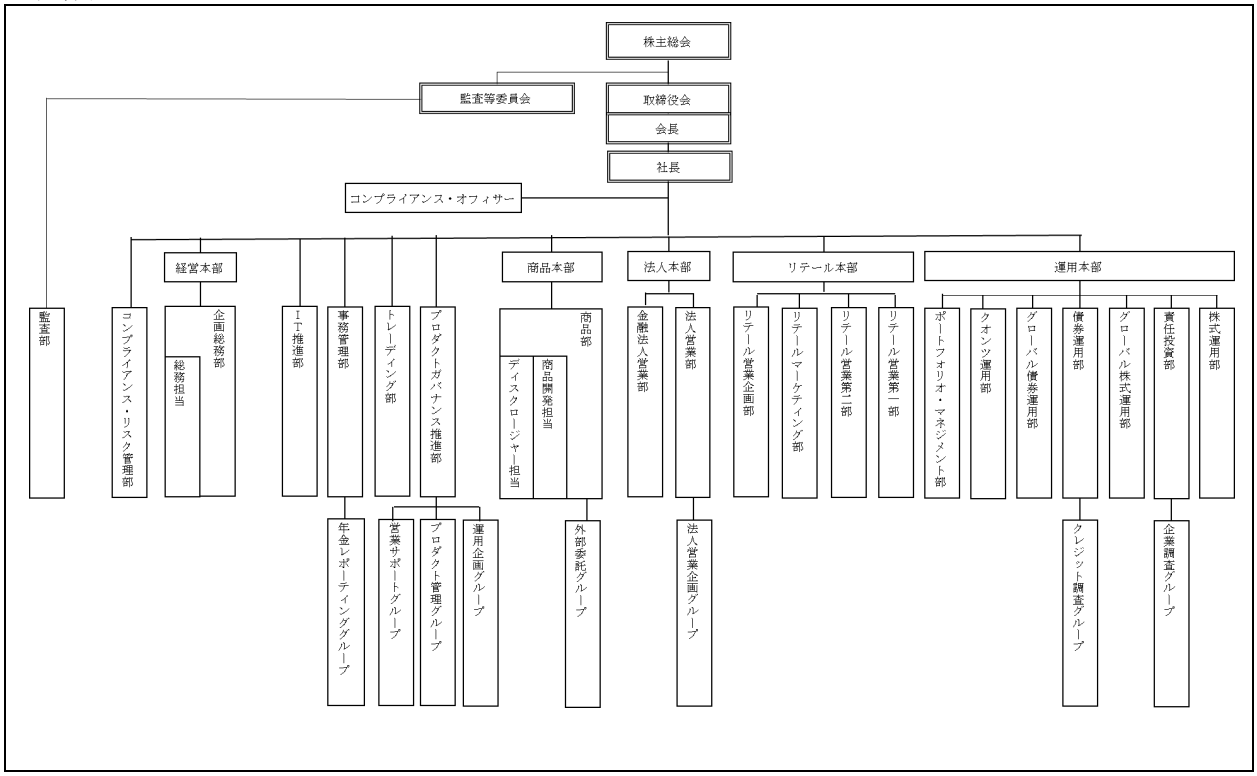
投資顧問・投信部門兼任者　44　名、平均経験年数　17　年　4　ヵ月

内 調査スタッフ数　20　名、平均経験年数　20　年　4　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　87　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　6　名

＜組織図＞


株主総会
監査等委員会
取締役会
会長
社長
コンプライアンス・オフィサー
監査部
経営本部
コンプライアンス・リスク管理部
企画総務部
総務担当
IT推進部
事務管理部
トレーディング部
プロダクトガバナンス推進部
商品本部
商品部
商品開発担当
デイスクロージャー担当
法人本部
金融法人営業部
法人営業部
リテール本部
リテール営業企画部
リテールマーケティング部
リテール営業第二部
リテール営業第一部
運用本部
ポートフォリオ・マネジメント部
クオンツ運用部
グローバル債券運用部
債券運用部
グローバル株式運用部
責任投資部
株式運用部
年金レポーティンググループ
営業サポートグループ
プロダクト管理グループ
運用企画グループ
外部委託グループ
法人営業企画グループ
クレジット調査グループ
企業調査グループ

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 明治安田アセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 該当なし | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | | |
| | | | |
| 下記②に該当する法人との取引 | みずほ証券 | 17．3 % | |
| | 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券 | 16．6 % | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 該当なし | |
| | | | |
| | | | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号⑴　投資一任業・ラップ業務）

会社名　メッツラー・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-0011　東京都千代田区内幸町二丁目２番２号　富国生命ビル

電話　03-3502-6610　ファックス　03-3502-6616

HPアドレス　http://www.metzler-asset.co.jp

代表者　代表取締役社長　牧野　浩人

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第467号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-01029

業務開始年月　平成13年８月15日　資本金　２億円

作成部署　リーガル・コンプライアンス部　電話　03-3502-6610

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 提携企業 | Payden & Rygel | 333 South Grand Ave. Los Angeles CA,USA |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| メッツラー・ジャパン・ホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 5 | 756 | 338 | 224 | 481 |
| 2024年12月期 | 26 | 653 | 132 | 53 | 1036 |
| 2023年12月期 | 13 | 507 | 106 | 81 | 983 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　14　名

②運用業務従事者数　1.5　名

内 ファンド・マネージャー数　0.8　名、平均経験年数　21　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

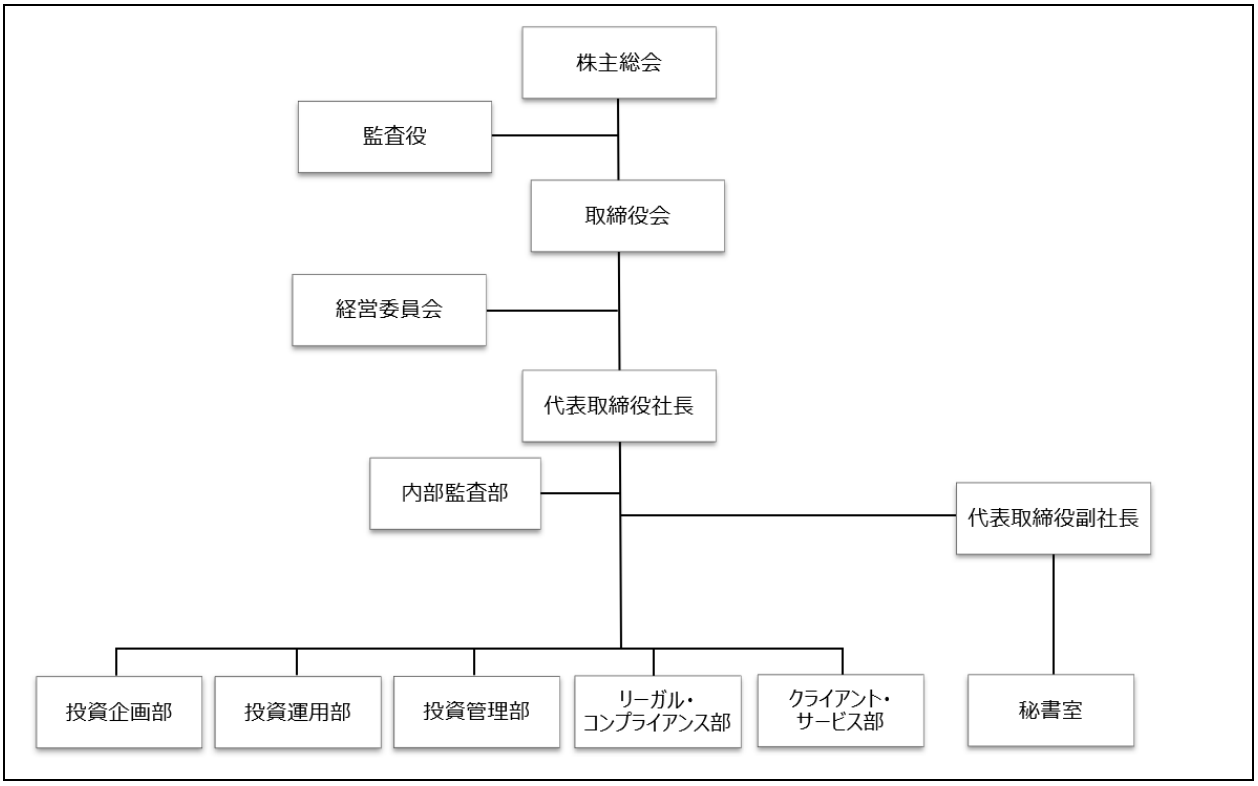
内 調査スタッフ数　0.5　名、平均経験年数　21　年　6　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

CFA協会認定証券アナリスト数　1　名

（別紙様式第１号⑴　投資一任業・ラップ業務）

＜組織図（2026年6月30日現在）＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | メッツラー・アセット・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 三菱 UFJ 信託銀行 | 67.4　％ | デリバティブ・先渡取引 |
| | Universal-Investment Ireland Fund Management Limited | 16.9　％ | |
| | Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited | 15.8　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　メットライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

所在地　〒 102-0094　東京都千代田区紀尾井町1-3東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー

電話　03-6697-3480　ファックス　03-6893-4441

HPアドレス　https://investments.metlife.com/regulatory-disclosures-japan

代表者　代表取締役　　宮脇　進一郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2414号　登録年月日　平成22年６月18日

協会会員番号　012-02155

業務開始年月　平成22年７月１日　資本金　0.9億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6697-3480

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当無し | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ALICO Operations LLC | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 7,280 | 7,676 | 1,522 | 989 | 1,603 |
| 2024年12月期 | 6,932 | 7,338 | 146 | 92 | 765 |
| 2023年12月期 | 7,064 | 7,387 | 80 | 42 | 658 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　45　名

②運用業務従事者数　16　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　18　年　7　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

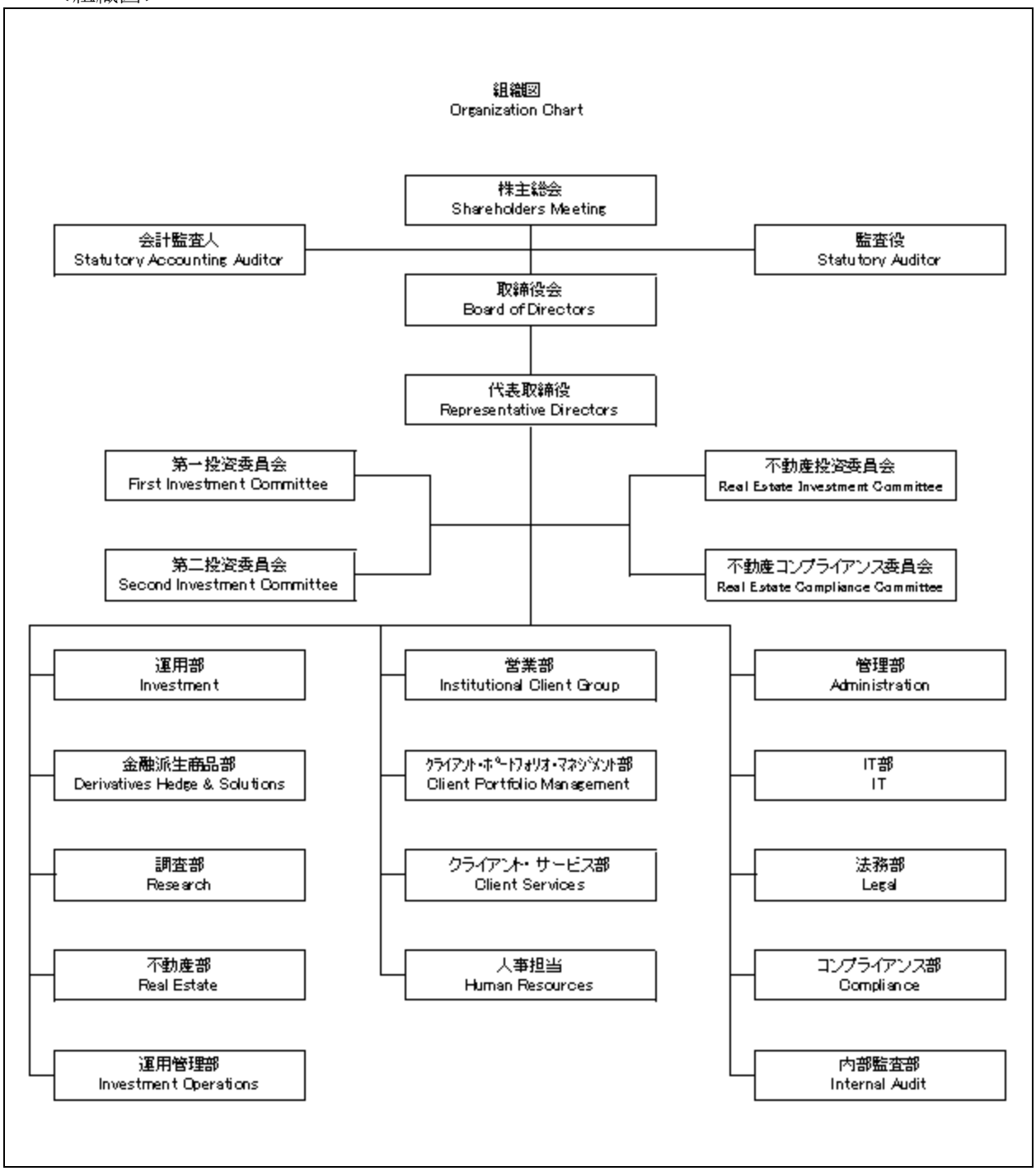
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　5　名、平均経験年数　17　年　2　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　8　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　3　　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | メットライフ・インベストメント・マネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ％ | |
| | | ％ | |
| | | ％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | J.P.MORGAN SECURITIES (FAR EAST) LTD. SEOUL BRANCH | 23.7 ％ | |
| | SHINHAN INVESTMENT CORP | 13.8 ％ | |
| | 野村證券 | 13.5 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Metalith Capital Group 株式会社

所在地　〒　105-6415 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号虎ノ門ビジネスタワー15階

電話 03-6206-7437　ファックス

HPアドレス　https://metalithcapital.com

代表者　代表取締役　吉田修久

金融商品取引業登録番号 関東財務局長（金商）第3482号　登録年月日 2025年8月6日

協会会員番号 012-03114

業務開始年月 2025年11月　資本金 0.45億円

作成部署 コンプライアンス部　電話 090-6001-0213

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 吉田 修久 | 59.84% |
| 伊吹 大吾 | 17.10% |
| 金本 頌子 | 17.10% |
| 笠井 隆介 | 2.05% |
| 船越 涼介 | 2.05% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 清水 雄介 | 1.01% |
| 淺野 五大 | 0.85% |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年6月期 | 0 | 0 | △24 | △24 | 51 |
| 該当なし | | | | | |
| 該当なし | | | | | |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 6 名

②運用業務従事者数 2 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 15 年 7 ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者 0 名、平均経験年数 0 年 0 ヵ月

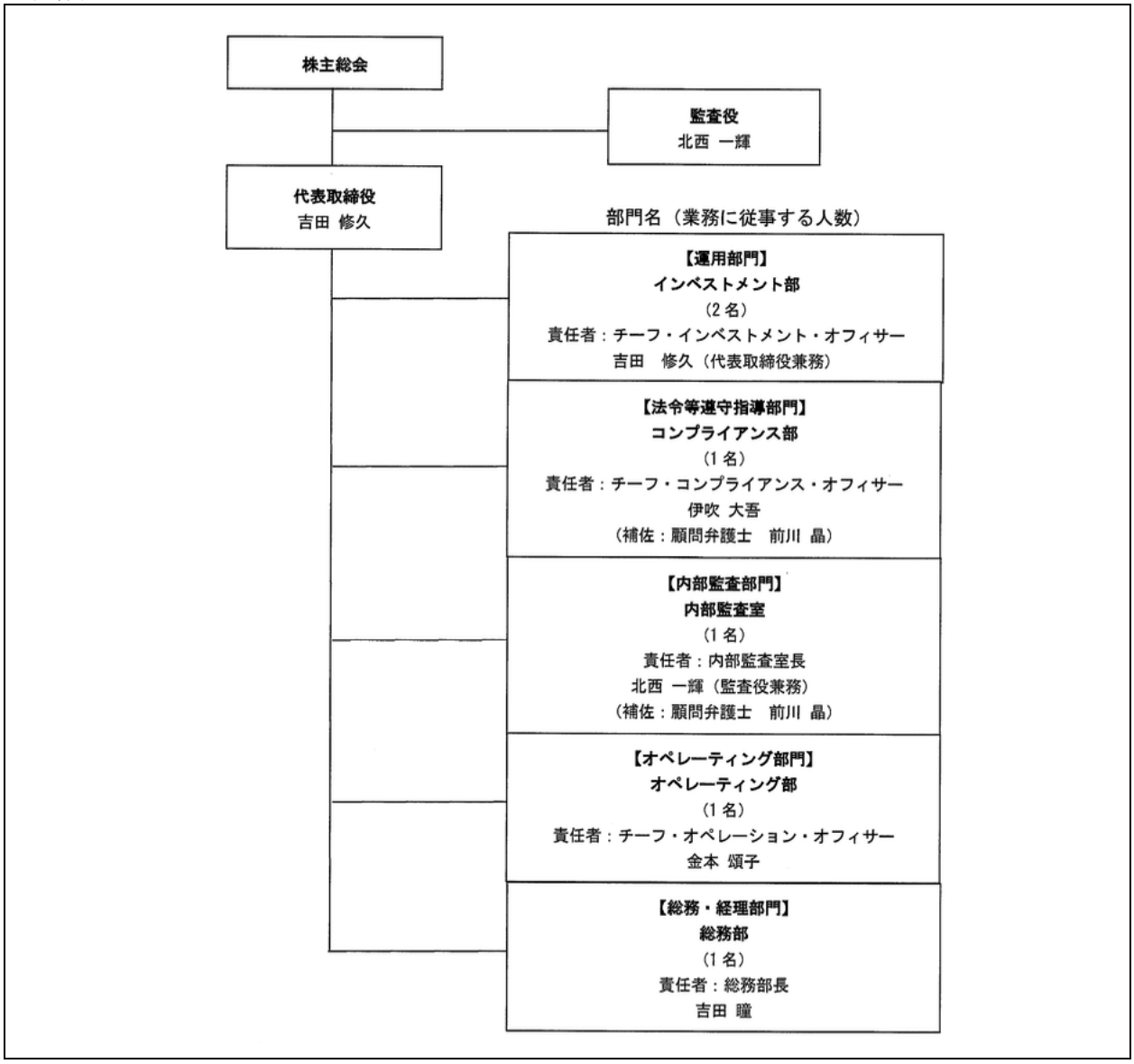
投資顧問・投信部門兼任者 0 名、平均経験年数 0 年 0 ヵ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 0 年 0 ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 2 名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数 2 名

＜組織図＞


株主総会
監査役
北西 一輝
代表取締役
吉田 修久
部門名（業務に従事する人数）
【運用部門】
インベストメント部
（2名）
責任者：チーフ・インベストメント・オフィサー
吉田 修久（代表取締役兼務）
【法令等遵守指導部門】
コンプライアンス部
（1名）
責任者：チーフ・コンプライアンス・オフィサー
伊吹 大吾
（補佐：顧問弁護士 前川 晶）
【内部監査部門】
内部監査室
（1名）
責任者：内部監査室長
北西 一輝（監査役兼務）
（補佐：顧問弁護士 前川 晶）
【オペレーティング部門】
オペレーティング部
（1名）
責任者：チーフ・オペレーション・オフィサー
金本 頌子
【総務・経理部門】
総務部
（1名）
責任者：総務部長
吉田 瞳

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | Metalith Capital Group 株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．00　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0．00　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | モルガン・スタンレーMUFG 証券 | 100．00　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | 0．00　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-8109　東京都千代田区大手町一丁目９番７号　大手町ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｼﾃｨ ｻｳｽﾀﾜｰ

電話　03（6836）5100　　ファックス

HPアドレス　http:// www.morganstanley.com/im/jp

代表者　代表取締役　　栃倉　亮作

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第410号　　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　第010-00152号

業務開始年月　昭和62年３月31日　　資本金　19.9億円

作成部署　法務・コンプライアンス部　　電　話　03（6836）8755

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | ①．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | ①．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 18,245 | 22,059 | 2,084 | 1,478 | 12,733 |
| 2024年12月期 | 16,528 | 19,206 | 1,705 | 1,222 | 11,255 |
| 2023年12月期 | 13,456 | 15,677 | 1,197 | 832 | 8,032 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　81　名

②運用業務従事者数　13　名

内 ファンド・マネージャー数　13　名、平均経験年数　18　年　1　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　13　名、平均経験年数　18　年　1　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

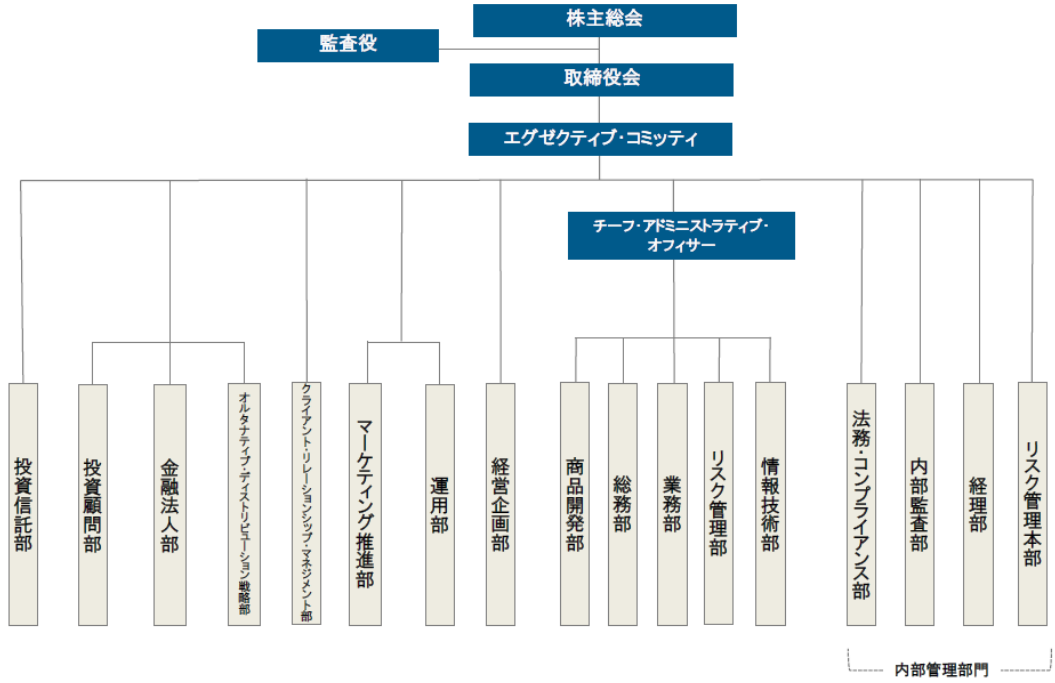
③日本証券アナリスト協会検定会員数　19　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　7　名

＜組織図＞

別表　2026年1月5日改定

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社組織図



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Goldman Sachs & Co. LLC | 26.5 ％ | |
| | STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY | 19.7 ％ | |
| | BARCLAYS BANK PLC | 16.1 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Monterey Capital Management Japan Co., Ltd.

所在地　〒 〒104-0042　東京都中央区入船一丁目3番9号 長崎ビル8階

電話　03（6731）9358　ファックス　なし

HPアドレス　https://moncapi.jp/

代表者　蛭田 和彦

金融商品取引業登録番号　3434号　登録年月日　令和6年10月9日

協会会員番号　012－03075

業務開始年月　2024年11月8日　資本金　5千万円

作成部署　コンプライアンス　電話　03（6731）9358

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Monterey Capital Management Pte. Ltd. | 100% |
| | |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年3月期 | 0 | 16 | -7 | -7 | 52 |
| 2026年3月期 | 0.3 | 37.7 | 0.2 | -0.1 | 52 |
| 年　月期 | | | | | |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8名

②運用業務従事者数　2名

内 ファンド・マネージャー数　1名、平均経験年数　27年10ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

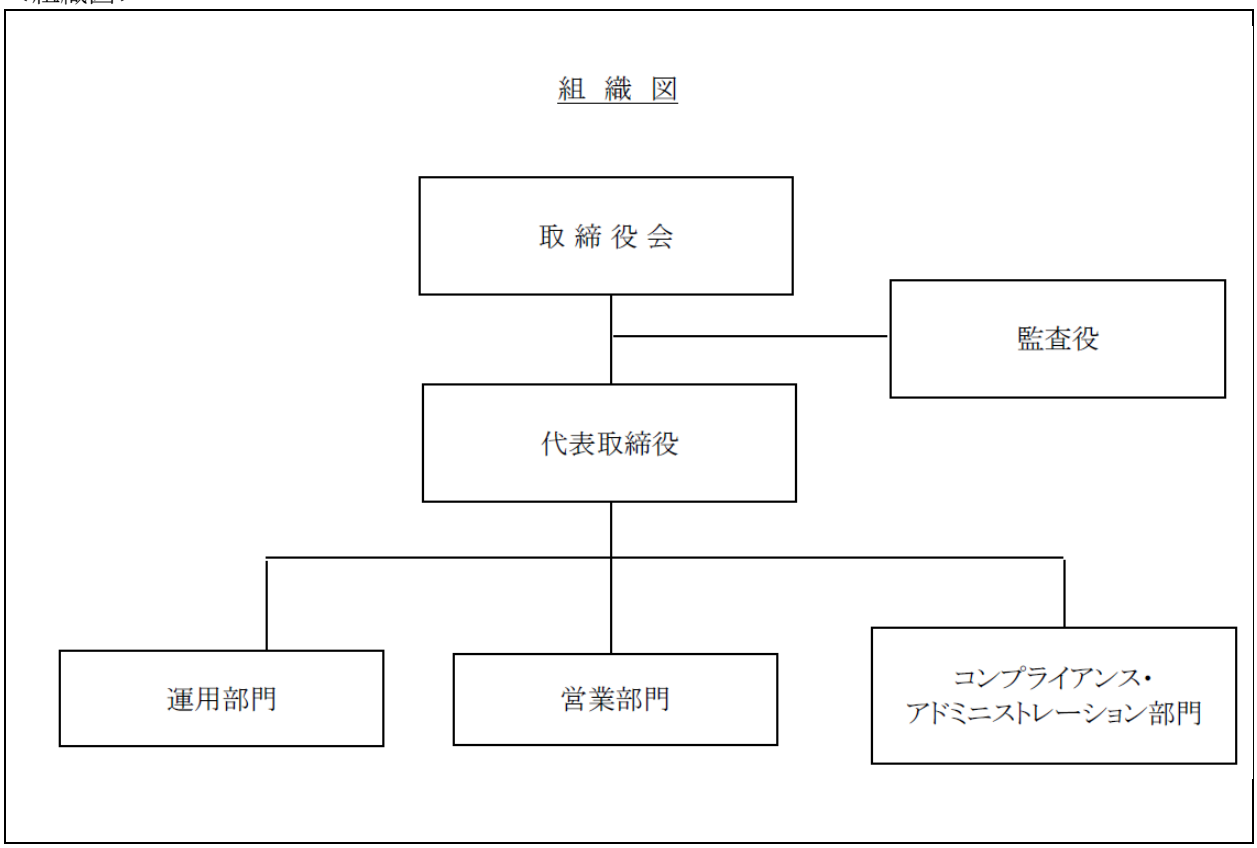
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Monterey Capital Management Japan Co., Ltd.

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．０　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | なし | ．０　％ | |
| | なし | ．０　％ | |
| | なし | ．０　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | なし | ．０　％ | |
| | なし | ．０　％ | |
| | なし | ．０　％ | |
| | なし | ．０　％ | |
| | なし | ．０　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | なし | ．０　％ | |
| | なし | ．０　％ | |
| | なし | ．０　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　UBSアセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-0004　東京都千代田区大手町一丁目２番１号

電話　03(5293)3700　ファックス　03(5293)3785

HPアドレス　http://japan1.ubs.com/am/

代表者　代表取締役社長　キース・トゥルーラブ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第412号　登録年月日　2007年９月30日

協会会員番号　011-00652号

業務開始年月　1996年５月28日　資本金　22億円

作成部署　コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部　電話　03-5208-7795

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| － | － | － |
| － | － | － |
| － | － | － |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| UBS Asset Management AG | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,700 | 8,013 | 635 | 350 | 3,100 |
| 2024年12月期 | 1,954 | 8,429 | 296 | 154 | 2,904 |
| 2023年12月期 | 2,133 | 8,639 | 532 | 335 | 3,085 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）（2026年３月末現在）

①役職員総数　81　名

②運用業務従事者数　12　名

内 ファンド・マネージャー数　9　名、平均経験年数　23　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

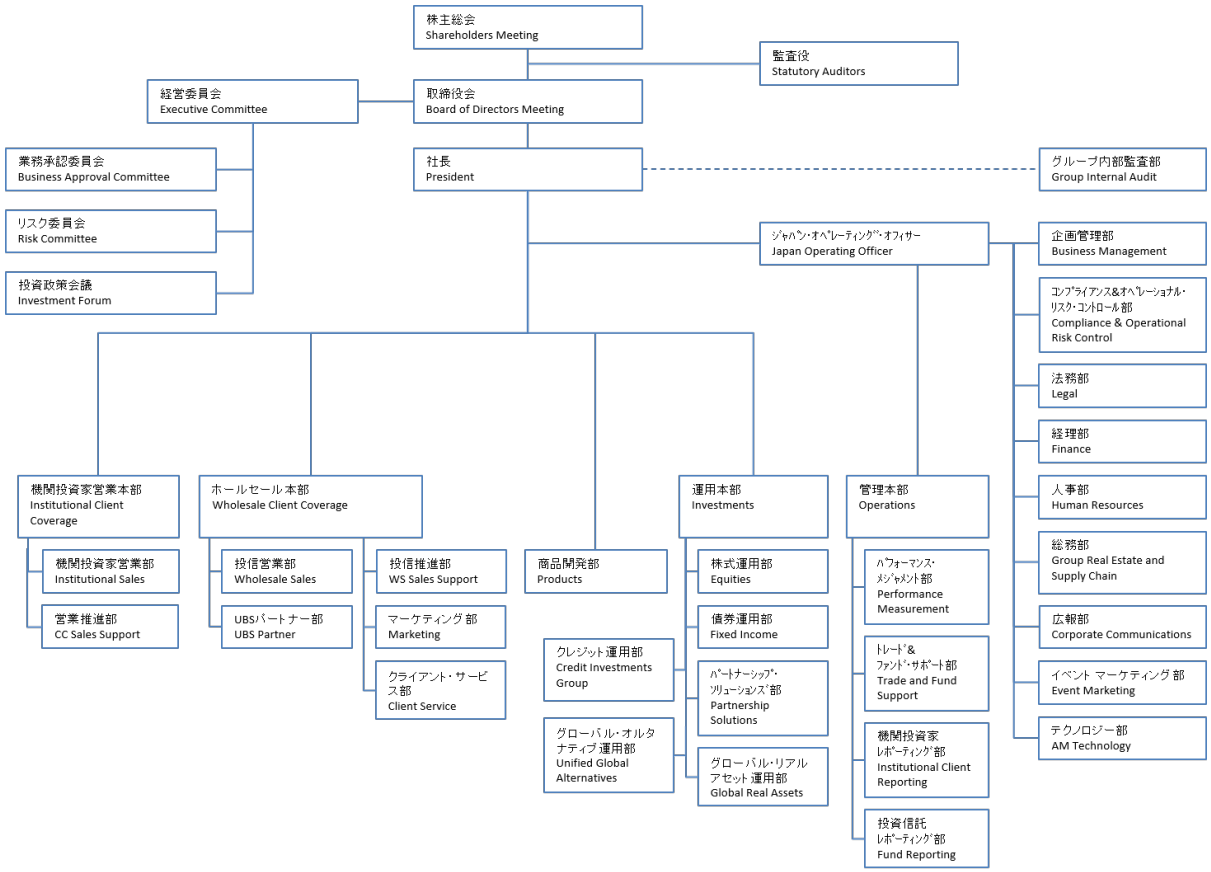
投資顧問・投信部門兼任者　9　名、平均経験年数　23　年　5　ヵ月

内 調査スタッフ数　3　名、平均経験年数　17　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　13　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞




（2026年３月末現在）

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　UBS アセット・マネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | UBS AG | 3．4　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | STATE STREET BANK AND TRUST | 30．6 ％ | |
| | BARCLAYS BANK | 14．3 ％ | |
| | MUFG INVESTOR SERVICE | 13．3 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | UBS SECURITIES | 0．7 ％ | |
| | UBS REALTY I INVESTORS | 0．1 ％ | |
| | UBS FARMLAND INVESTORS | 0．0 ％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　UBPインベストメンツ株式会社

所在地　〒 105-6414　東京都港区虎ノ門一丁目17番1号　虎の門ヒルズビジネスタワー14階

電話　03-5220-2111　ファックス　03-5220-2574

HPアドレス　https://www.ubpinvestments.com/

代表者　代表取締役社長　兼　業務本部長　中山　三貴

代表取締役社長　兼　チーフ　コンプライアンス　オフィサー　田地川　由佳

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第192号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02386

業務開始年月　平成19年2月　資本金　2.75億円

作成部署　業務本部　電話　03-5220-2571

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ユニオン・バンケール・プリヴェ・ユービーピー・エス・エー | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 200 | 1,157 | 126 | 69 | 476 |
| 2024年12月期 | 247 | 784 | -36 | -30 | 406 |
| 2023年12月期 | 323 | 848 | 14 | -39 | 437 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　32名

②運用業務従事者数　9名

内 ファンド・マネージャー数　7名、平均経験年数　25年　10ヵ月

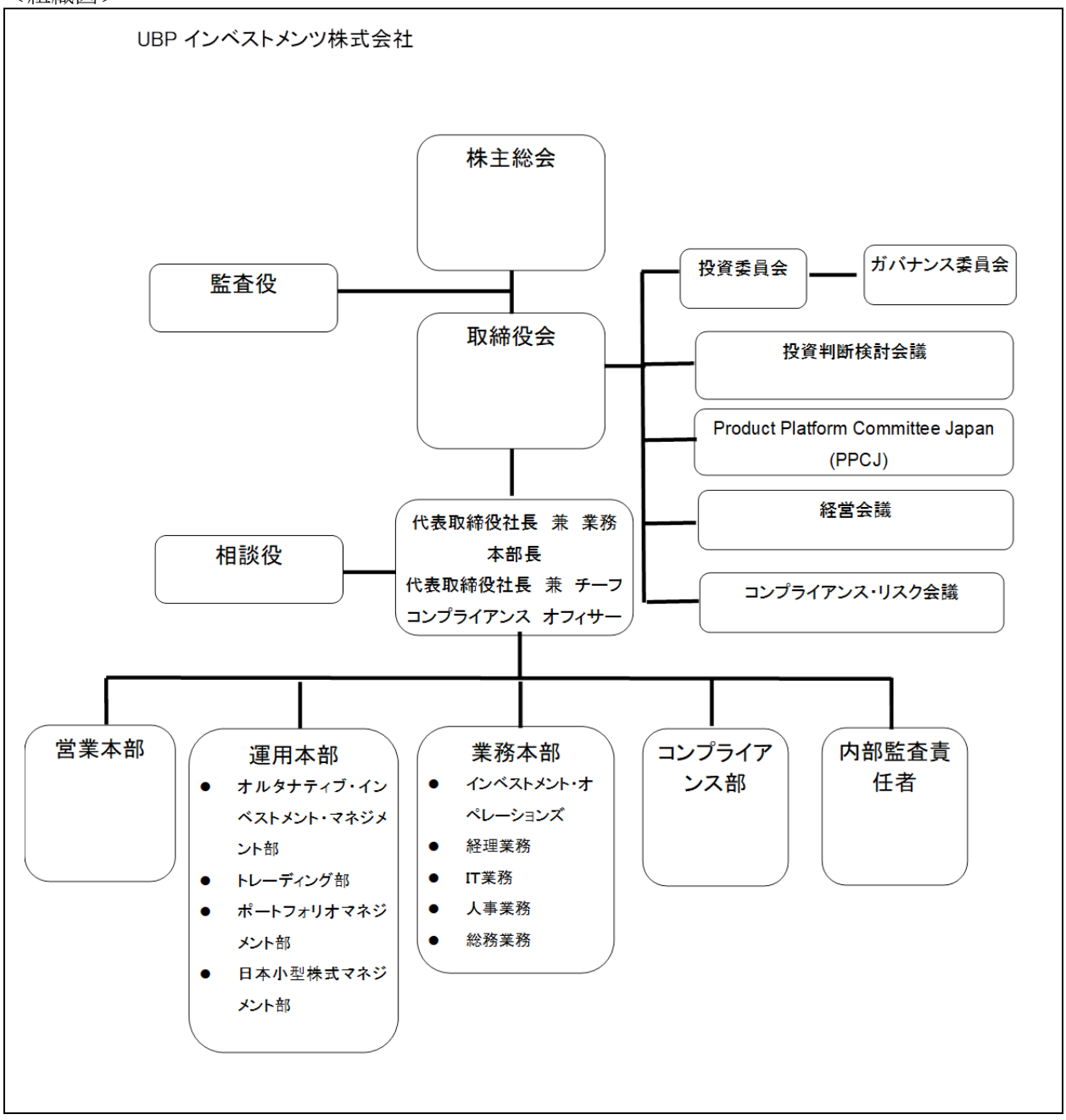
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　6名、平均経験年数　24年　2ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　1名、平均経験年数　36年　0ヵ月

内 調査スタッフ数　1名、平均経験年数　3年　0ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿＿＿10名
　ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿＿＿＿2名

＜組織図＞


UBP インベストメンツ株式会社
株主総会
監査役
取締役会
投資委員会
ガバナンス委員会
投資判断検討会議
Product Platform Committee Japan (PPCJ)
経営会議
コンプライアンス・リスク会議
相談役
代表取締役社長 兼 業務本部長
代表取締役社長 兼 チーフコンプライアンス オフィサー
営業本部
運用本部
オルタナティブ・インベストメント・マネジメント部
トレーディング部
ポートフォリオマネジメント部
日本小型株式マネジメント部
業務本部
インベストメント・オペレーションズ
経理業務
IT業務
人事業務
総務業務
コンプライアンス部
内部監査責任者

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　UBP インベストメンツ株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ゴールドマン・サックス東京 | 14　．5　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | ユニオン・バンケール・プリヴェ（ヨーロッパ）エス・エー | 71　．6　％ | 外国為替取引、相手方は親会社の子会社 |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ゆうちょアセットマネジメント株式会社

所在地　〒　100-0004　東京都千代田区大手町二丁目3番1号大手町プレイスウエストタワー24階

電話　03(6457)9881　ファックス　－

HPアドレス　https://www.jpb-am.co.jp/

代表者　代表取締役社長（CEO）貞永　英哉

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2879号　登録年月日　2015年12月8日

協会会員番号　210-00127

業務開始年月　2015年12月　資本金　12.5億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03(6457)9881

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 営業所 | 東京都中央区日本橋人形町一丁目11番2号 2階 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社ゆうちょ銀行 | 50.0% |
| 日本郵便株式会社 | 25.0% |
| 霞が関トラスト合同会社 | 25.0% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年 3月期 | 1,009 | 6,086 | 2,835 | 1,960 | 6,398 |
| 2025年 3月期 | 775 | 3,298 | 1,092 | 820 | 4,483 |
| 2024年 3月期 | 555 | 2,668 | 717 | 507 | 3,615 |

注：当社は2026年4月1日付で、JPインベストメント株式会社を消滅会社、JP投信株式会社を存続会社とする吸収合併及び商号変更により発足。投資助言・代理業及び投資一任業務は、旧JPインベストメント株式会社で営む業務であったことから、JPインベストメント株式会社の財務状況を記載。

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　103.7名

②運用業務従事者数　53.3名

内 ファンド・マネージャー数　10.4名、平均経験年数　18年　5ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

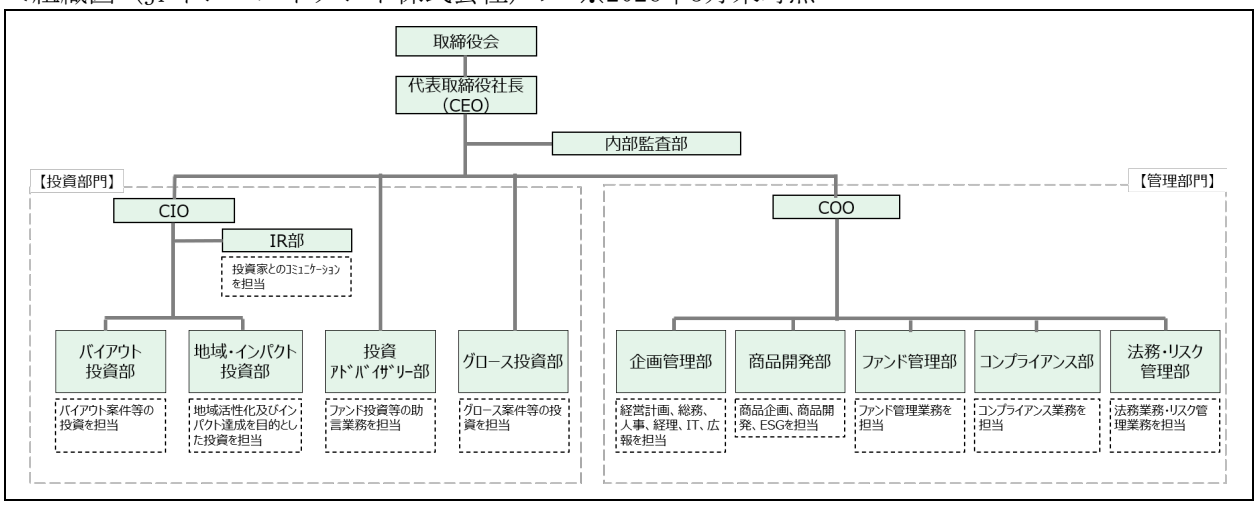
内 調査スタッフ数＿＿＿＿＿名、平均経験年数＿＿＿年＿＿＿ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数＿＿13.0名

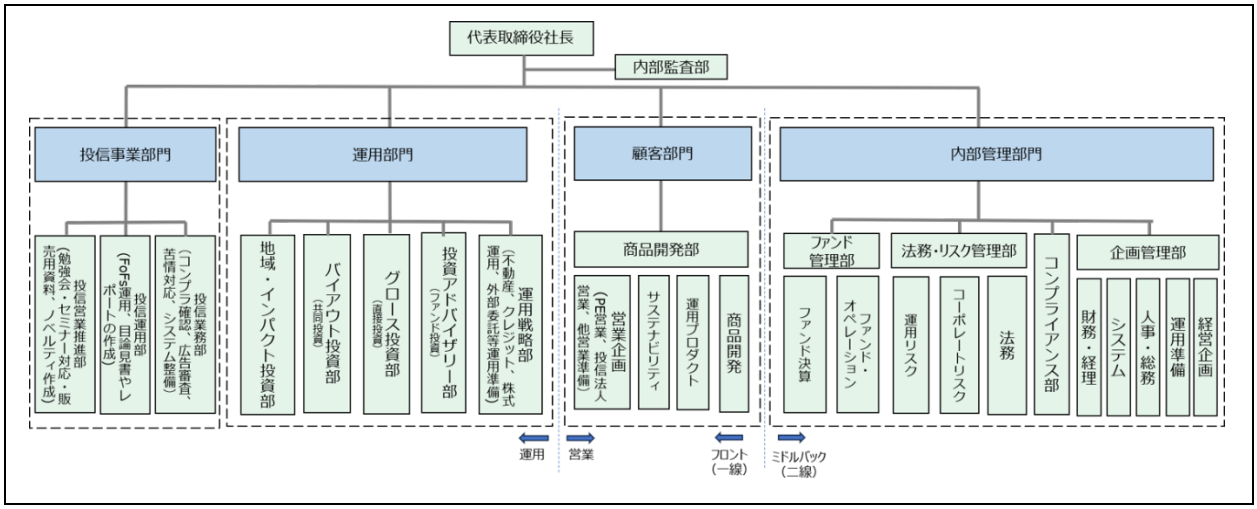
ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数＿＿1.0名

注：当社は2026年4月1日付で、JPインベストメント株式会社を消滅会社、JP投信株式会社を存続会社とする吸収合併及び商号変更により発足。投資助言・代理業及び投資一任業務は、旧JPインベストメント株式会社で営む業務であったことから、JPインベストメント株式会社の役職員総数等を記載。

＜組織図（JPインベストメント株式会社）＞ ※2026年3月末時点




＜組織図（ゆうちょアセットマネジメント株式会社）＞ ※2026年4月1日時点



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　ゆうちょアセットマネジメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

注：当社は 2026 年 4 月 1 日付で、JP インベストメント株式会社を消滅会社、JP 投信株式会社を存続会社とする吸収合併及び商号変更により発足。投資助言・代理業及び投資一任業務は、旧 JP インベストメント株式会社で営む業務であったことから、JP インベストメント株式会社における金融商品取引行為の状況を記載。

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算さ

会社名　株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ

所在地　〒 103-0028　東京都中央区八重洲1丁目5番15号　田中八重洲ビル7階

電話　03（5299）6901　ファックス　03（5299）6937

HPアドレス　http://www.yuki.japan.com

代表者　代表取締役　田中　元啓

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2484号　登録年月日　平成22年12月22日

協会会員番号　012-02464

業務開始年月　平成23年2月1日　資本金　4.61995215億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03（5299）6901

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社ユキアセットマネジメント | 99.8% |
| 押谷　孫行 | 0.1% |
| 押谷　孫敬 | 0.1% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | ファンド運用部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 26年3月期 | 88 | 88 | △30 | △30 | 67 |
| 25年3月期 | 77 | 77 | △36 | △36 | 57 |
| 24年3月期 | 73 | 73 | △40 | △40 | 52 |

５．組織

①役職員総数　5名

②運用業務従事者数　2名

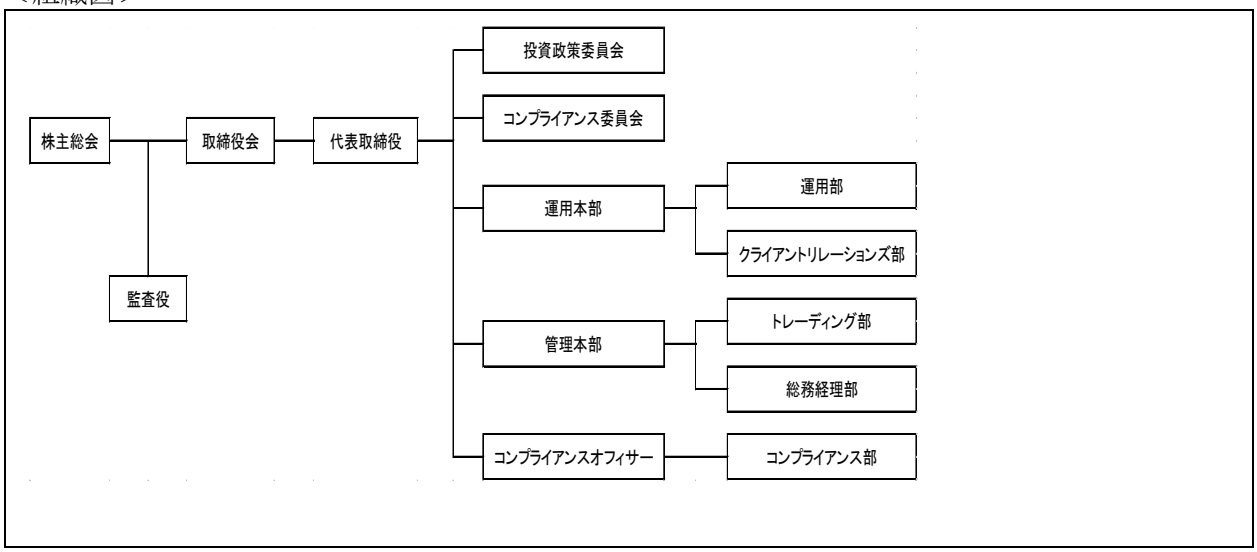
内 ファンド・マネージャー数　2名、平均経験年数　22年　9ヵ月

内 調査スタッフ数　0名、平均経験年数　年　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
代表取締役
監査役
投資政策委員会
コンプライアンス委員会
運用本部
運用部
クライアントリレーションズ部
管理本部
トレーディング部
総務経理部
コンプライアンスオフィサー
コンプライアンス部

あ（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | モルガン・スタンレーMUFG 証券 | 11．6　％ | |
| | 野村證券 | 88．4　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社

所在地　〒 105-0001　東京都港区虎ノ門１－１６－８　虎ノ門石井ビル５階

電話　03-6229-8760(代)　ファックス　03-6910-2944

HPアドレス　https://www.umj-jp.com

代表者　代表取締役　　小柴　正浩

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第1119号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第011-01362号

業務開始年月　平成16年12月15日　資本金　0.7億円

作成部署　総務部　電話　03-6229-8760

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 子法人 | UMJ International Singapore Pte. Ltd. | 50 Raffles Place, #30-18 Singapore Land Tower, Singapore 048623 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 小　柴　正　浩 | 49.9% |
| 有限会社小柴・ホールディングス | 40.6% |
| 株式会社ヴァレックス・パートナーズ | 5.5% |
| 梅　田　裕　真 | 1.7% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 下　田　　司 | 1.7% |
| 安　　治　郎 | 0.2% |
| 小　柴　太　郎 | 0.0% |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 582 | 1,004 | △22 | 16 | 2,181 |
| 2025年３月期 | 576 | 582 | △146 | 4 | 2,165 |
| 2024年３月期 | 1,839 | 1,844 | 16 | △42 | 2,160 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　24　名

②運用業務従事者数　10　名

内 ファンド・マネージャー数　7.5　名、平均経験年数　23　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

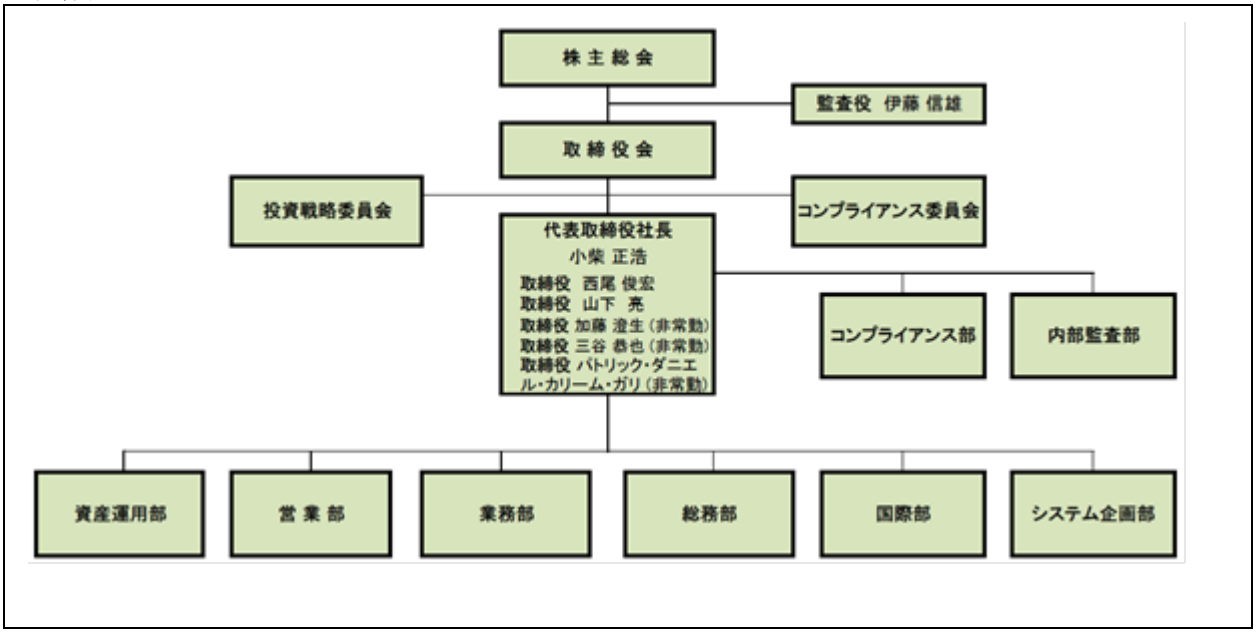
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1.5　名、平均経験年数　5　年　8　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　5　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


株主総会
監査役 伊藤 信雄
取締役会
投資戦略委員会
コンプライアンス委員会
代表取締役社長
小柴 正浩
取締役 西尾 俊宏
取締役 山下 亮
取締役 加藤 澄生（非常勤）
取締役 三谷 恭也（非常勤）
取締役 パトリック・ダニエル・カリーム・ガリ（非常勤）
コンプライアンス部
内部監査部
資産運用部
営業部
業務部
総務部
国際部
システム企画部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | ゴールドマン・サックス証券 | 44．2　％ | |
| | モルガン・スタンレーMUFG 証券 | 28．5　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ユニゾン・キャピタル株式会社

所在地　〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1

電話　03-3511-3901　ファックス　03-3511-3981

HPアドレス　https://www.unisoncap.com/jp/

代表者　代表取締役 林　竜也

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第1780号　登録年月日　平成20年3月25日

協会会員番号　012-02516

業務開始年月　1998年10月　資本金　1億円

作成部署　コンプライアンス室　電　話　03-3511-3905

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 提携企業 | （株）地域ヘルスケア連携基盤 | 東京都千代田区丸の内1-8-1丸の内トラストタワーN館11F |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| UCH株式会社 | 100% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 509 | 2,099 | 15 | 0 | 396 |
| 2024年12月期 | 416 | 2,017 | 22 | 35 | 385 |
| 2023年12月期 | 327 | 2,057 | 229 | 151 | 499 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　47　名

②運用業務従事者数　20　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　15　年　7　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

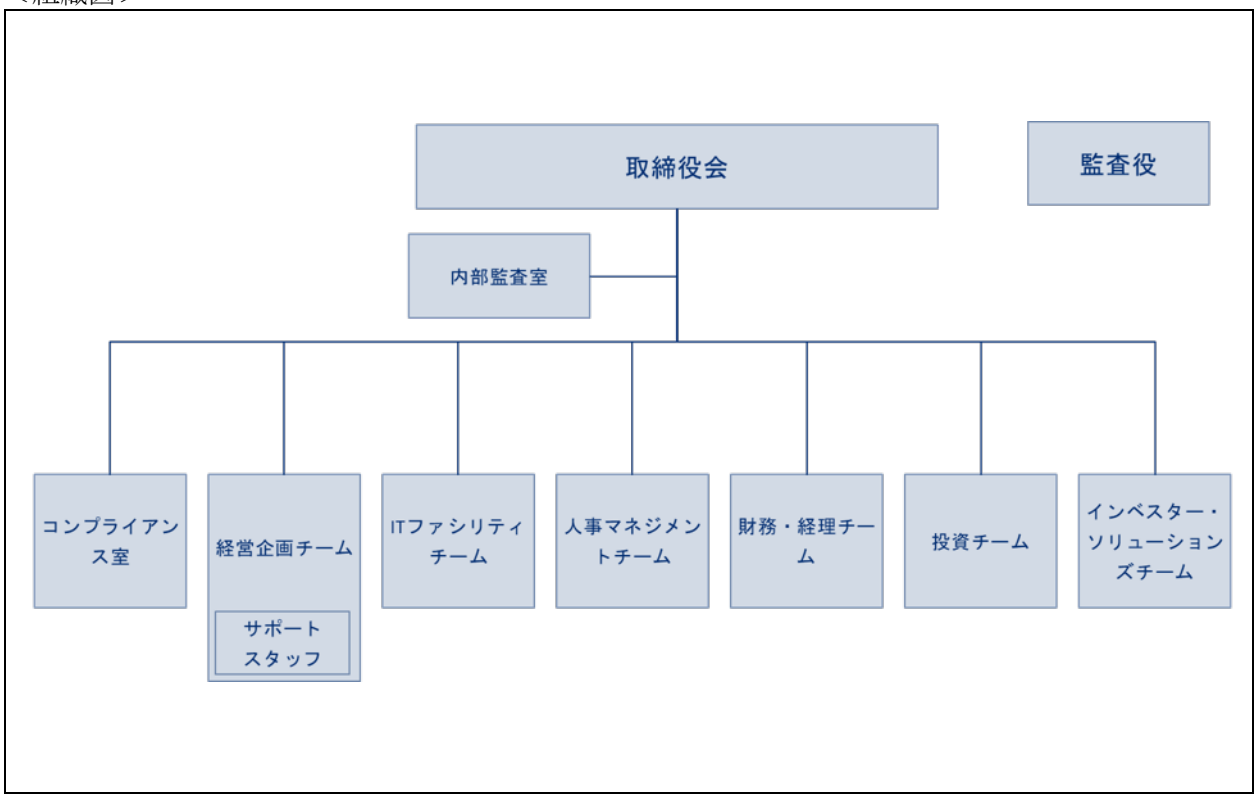
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　14　名、平均経験年数　2　年　7　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


取締役会
監査役
内部監査室
コンプライアンス室
経営企画チーム
サポートスタッフ
ITファシリティチーム
人事マネジメントチーム
財務・経理チーム
投資チーム
インベスター・ソリューションズチーム

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | ユニゾン・キャピタル株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．　対象期間　2025 年 4 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 100．0　％ | Mustang 2,188,825,731<br>Legacy 629,547,430 |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　LINE Investment Technologies株式会社

所在地　〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
※2026年7月1日付本店移転

電話　03-6268-8075　ファックス

HPアドレス

代表者　代表取締役社長　　宋　素妍

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3257号 登録年月日　令和3年6月8日

協会会員番号　012-02951

業務開始年月　2021年9月15日　資本金　1億5千万円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-6268-8075

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ２．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 主な営業所 | 本店 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号<br>東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| LITホールディングス合同会社 | 60.10% |
| LINE Financial Corporation | 39.90% |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 515 | 1,142 | 527 | 449 | 983 |
| 2025年3月期 | 122 | 989 | 252 | 106 | 509 |
| 2024年3月期 | 456 | 858 | 397 | 262 | 402 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　29　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　16　年　　ヵ月

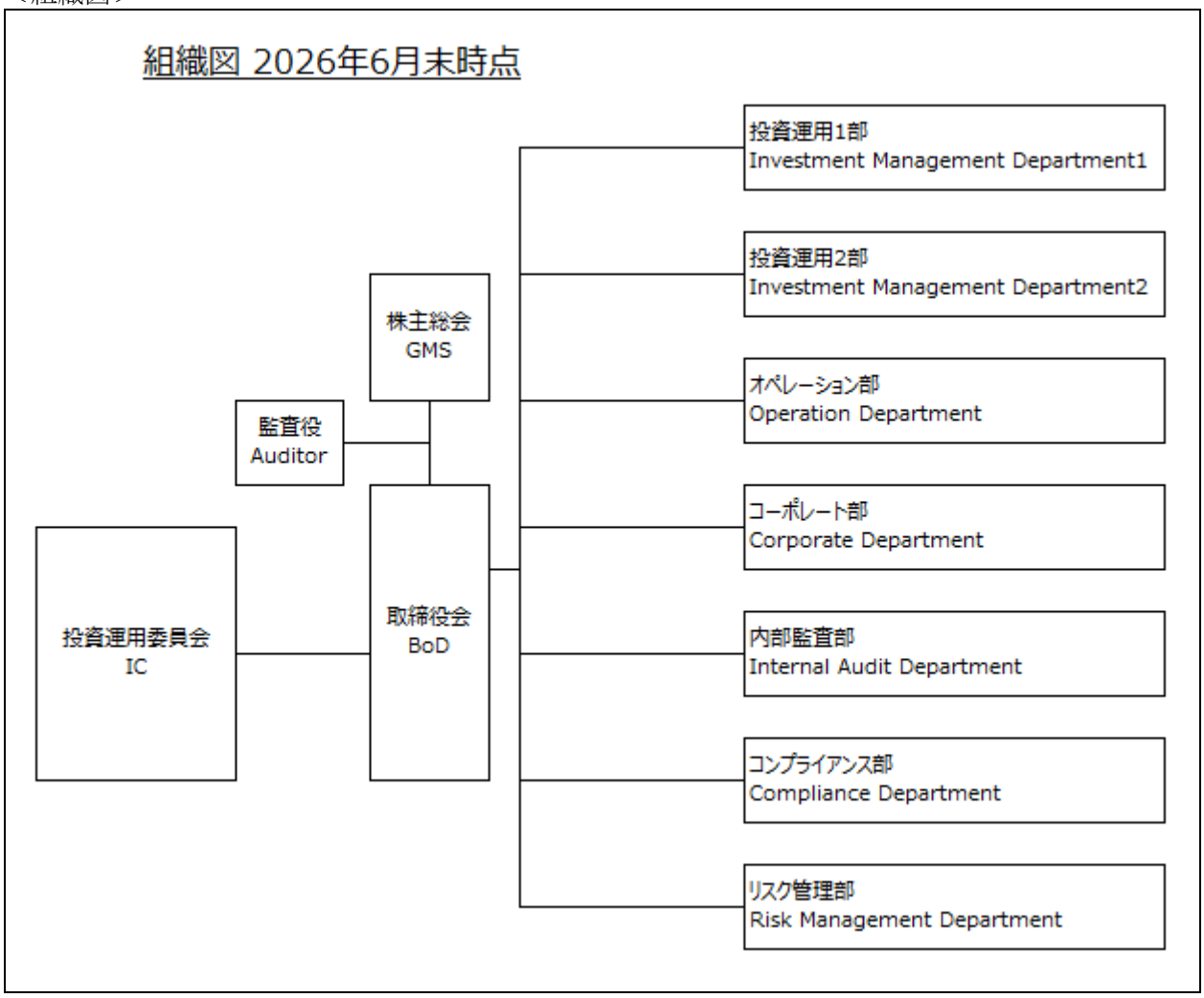
内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　17　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名
　ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞


組織図 2026年6月末時点
投資運用1部
Investment Management Department1
投資運用2部
Investment Management Department2
株主総会
GMS
オペレーション部
Operation Department
監査役
Auditor
コーポレート部
Corporate Department
投資運用委員会
IC
取締役会
BoD
内部監査部
Internal Audit Department
コンプライアンス部
Compliance Department
リスク管理部
Risk Management Department

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

会社名　LINE Investment Technologies 株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Korea Investment & Securities Co., Ltd. | 29．65　％ | |
| | Goldman Sachs International | 70．35　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１．「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２．「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３．「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　楽天投信投資顧問株式会社

所在地　〒 107-0062　東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山

電話　03-6432-7720　ファックス　03-5770-5522

HPアドレス　https://www.rakuten-toushin.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　東　眞之

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第1724号　登録年月日　2008年1月31日

協会会員番号　第011-00589号

業務開始年月　2006年12月28日　資本金　1.5億円

作成部署　コンプライアンス部　電　話　03-6432-7720

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ①．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 楽天証券ホールディングス株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 147 | 6,516 | 1,512 | 1,046 | 5,438 |
| 2024年12月期 | 139 | 5,115 | 1,223 | 822 | 4,293 |
| 2023年12月期 | 137 | 3,465 | 692 | 484 | 3,410 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　63　名

②運用業務従事者数　18　名

内 ファンド・マネージャー数　18　名、平均経験年数　25　年　11　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　1　名、平均経験年数　34　年　10　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数　34　年　5　ヵ月

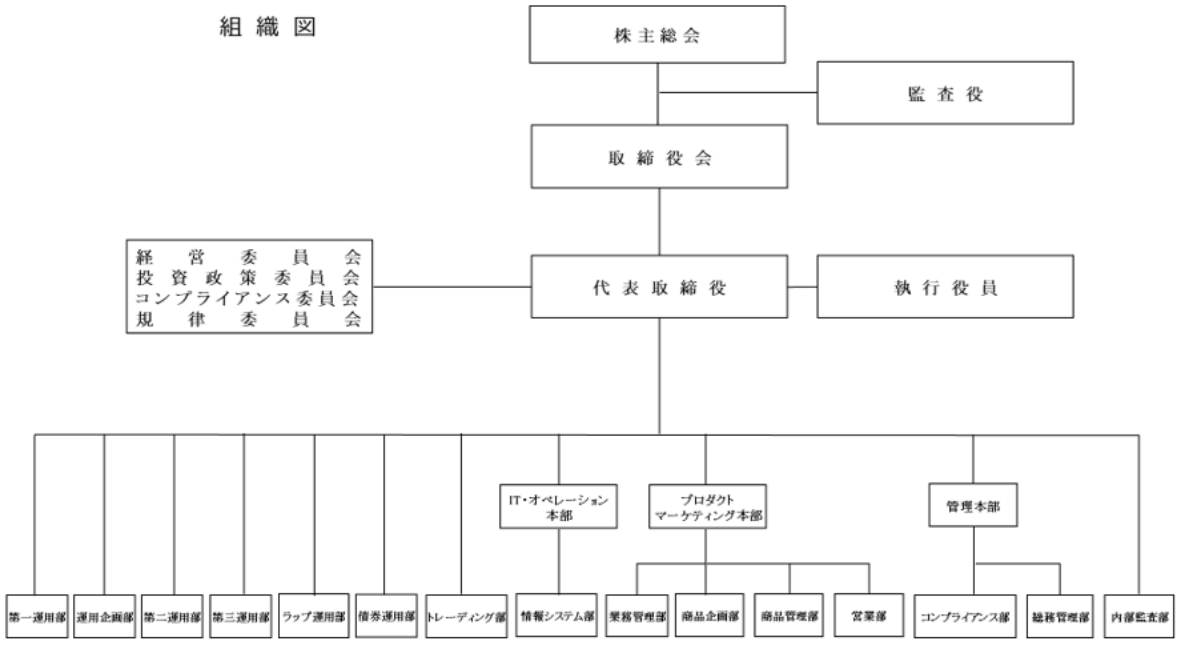
内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　21　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞

2026年3月末現在



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 楽天投信投資顧問株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社

所在地　〒 105-5528　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号　虎ノ門ヒルズステーションタワー28階

電話　03-4550-2700　ファックス　03-3503-8350

HPアドレス　https://www.lazardassetmanagement.com/

代表者　代表取締役　金 俊演

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第469号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-00288

業務開始年月　昭和62年12月　資本金　３億円

作成部署　法務コンプライアンス部　電話　03-4550-2700

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ラザード・オーストラリア・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド | 100% |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 1,599 | 4,873 | 1,340 | 966 | 1,560 |
| 2024年12月期 | 1,788 | 4,646 | 1,471 | 986 | 2,813 |
| 2023年12月期 | 1,237 | 3,610 | 1,194 | 825 | 8,473 |

※上記投資顧問部門収益に、海外グループ会社と締結している投資一任契約に係わる投資顧問部門収益は含まれておらず、全体収益に含まれています。

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　31　名

②運用業務従事者数　6.5　名

内 ファンド・マネージャー数　2.5　名、平均経験年数　29　年　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0.5　名、平均経験年数　30　年　ヵ月

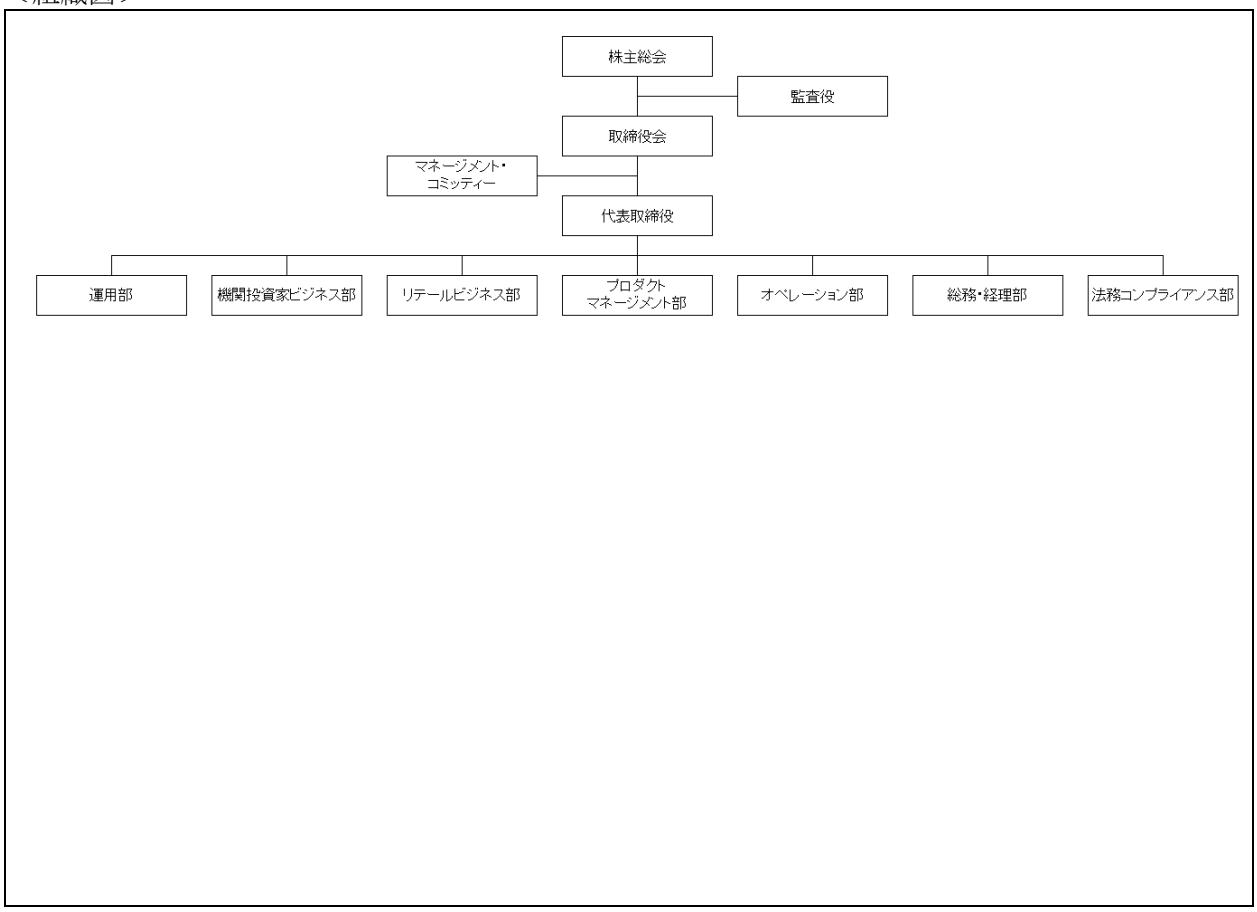
投資顧問・投信部門兼任者　2.0　名、平均経験年数　29　年　ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　16　年　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　7　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
マネージメント・
コミッティー
代表取締役
運用部
機関投資家ビジネス部
リテールビジネス部
プロダクト
マネージメント部
オペレーション部
総務・経理部
法務コンプライアンス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | JP Morgan Securities | 17．7　％ | |
| | BofA Securities | 11．5　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ラッセル・インベストメント株式会社

所在地　〒 105-0001　東京都港区虎ノ門一丁目３番１号

電話　03-6203-0200(代)　ファックス　03-6203-0201(代)

HPアドレス　https://russellinvestments.com/jp

代表者　代表取締役社長兼ＣＥＯ　山本　圭志

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第196号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　011-00893

業務開始年月　2000年2月2日　資本金　4億9千万円

作成部署　　電話

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| Russell Investments Japan Holdco合同会社 | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 13,661 | 16,087 | 1,973 | 1,256 | 2,690 |
| 2024年12月期 | 12,486 | 14,776 | 351 | 128 | 1,633 |
| 2023年12月期 | 9,271 | 11,034 | 324 | 252 | 1,505 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　68　名

②運用業務従事者数　9.5　名

内 ファンド・マネージャー数　8.5　名、平均経験年数　12　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　8.5　名、平均経験年数　12　年　8　ヵ月

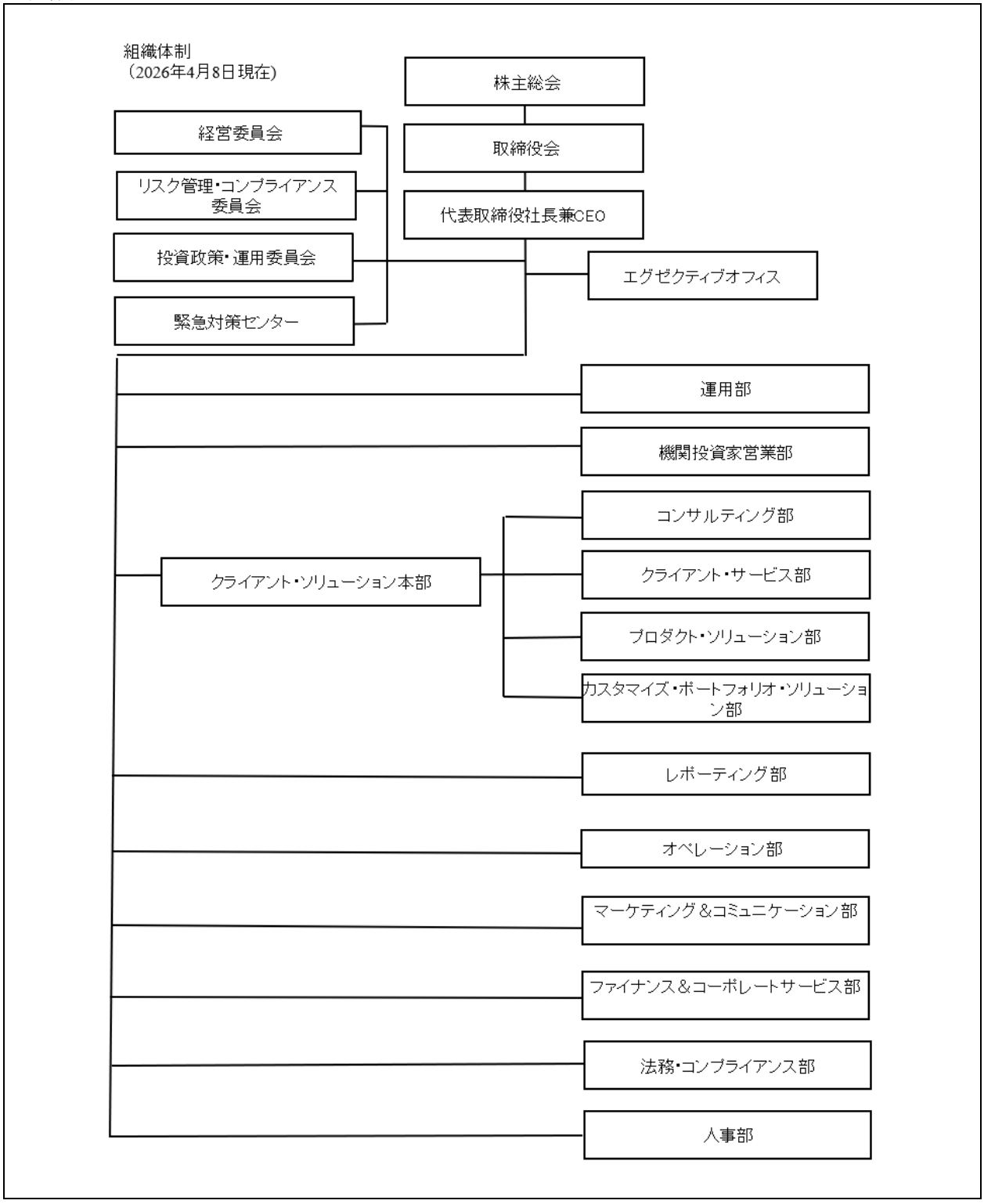
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1.0　名、平均経験年数　8　年　4　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　29　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　6　名

＜組織図＞


組織体制
（2026年4月8日現在）
株主総会
経営委員会
取締役会
リスク管理・コンプライアンス委員会
代表取締役社長兼CEO
投資政策・運用委員会
エグゼクティブオフィス
緊急対策センター
運用部
機関投資家営業部
コンサルティング部
クライアント・ソリューション本部
クライアント・サービス部
プロダクト・ソリューション部
カスタマイズ・ポートフォリオ・ソリューション部
レポーティング部
オペレーション部
マーケティング＆コミュニケーション部
ファイナンス＆コーポレートサービス部
法務・コンプライアンス部
人事部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

会社名　ラッセル・インベストメント株式会社

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | モルガン・スタンレー・インターナショナル・ロンドン | 24．5 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

会社名　リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン 株式会社

所在地　〒 105-0001　東京都港区虎ノ門一丁目２番８号　虎ノ門琴平タワー22階

電話　03-5532-1920　ファックス　03-5532-8155

HPアドレス　www.lgimjapan.com

代表者　代表取締役社長　宮部　長久

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3005号 登録年月日　平成29年8月4日

協会会員番号　012-02794

業務開始年月　平成29年10月2日　資本金　4億2750万5千円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-5532-1920

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 本店 | 本店 | 東京都港区虎ノ門一丁目２番８号　虎ノ門琴平タワー22階 |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| L&G - Asset Management Limited | 100.0% |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 638 | 1,379 | 52 | 15 | 656 |
| 2024年12月期 | 624 | 1,386 | 80 | 82 | 641 |
| 2023年12月期 | 488 | 1,099 | 49 | 56 | 559 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　17　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　5　年　7ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

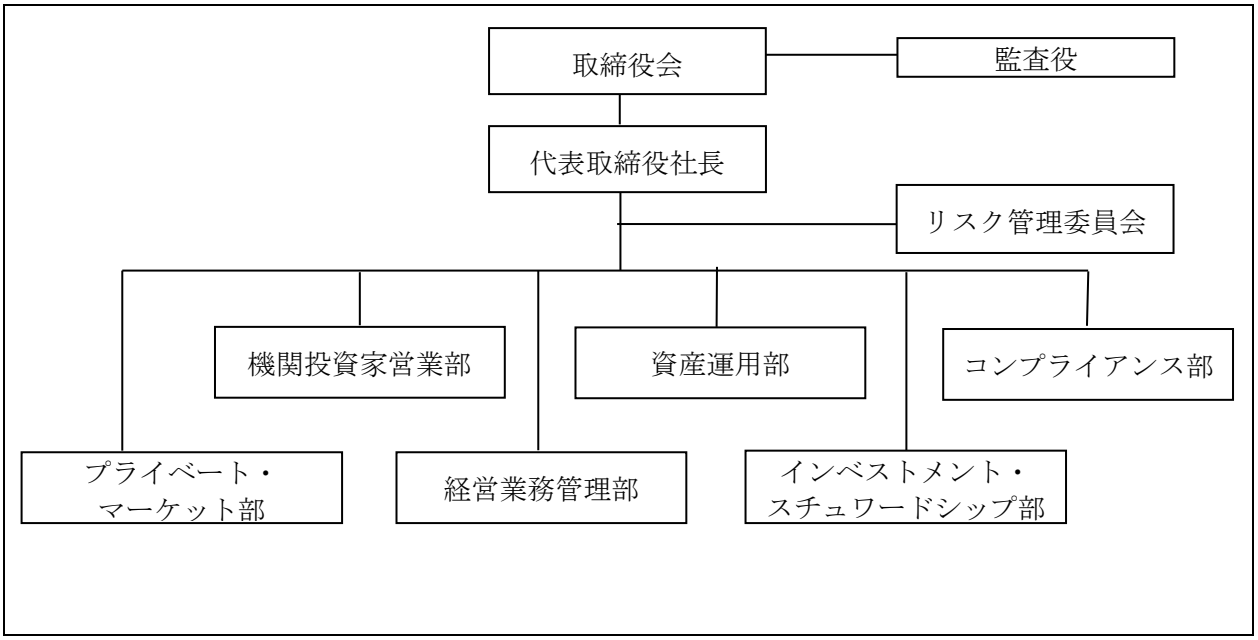
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3　名

CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞


取締役会
監査役
代表取締役社長
リスク管理委員会
機関投資家営業部
資産運用部
コンプライアンス部
プライベート・
マーケット部
経営業務管理部
インベストメント・
スチュワードシップ部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | Goldman Sachs & Co. LLC | 37．2　％ | |
| | Barclays Capital INC.-NY | 11．0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

１「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　りそなアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 135-0042　東京都江東区木場一丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟

電話　－　ファックス　03（5632）5325

HPアドレス　https://www.resona-am.co.jp/

代表者　代表取締役社長　西山 明宏

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2858号　登録年月日　2015年8月26日

協会会員番号　012－02844

業務開始年月　2015年9月23日　資本金　10億円

作成部署　経営企画部　電話　0120-223351

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ②　．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 大阪営業所 | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号 |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社りそなホールディングス | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年　3月期 | 7,376 | 15,488 | 5,567 | 3,863 | 20,702 |
| 2025年　3月期 | 7,152 | 13,817 | 5,560 | 3,853 | 18,501 |
| 2024年　3月期 | 6,761 | 12,067 | 5,098 | 3,532 | 16,401 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　209　名

②運用業務従事者数　102　名

内 ファンド・マネージャー数　61　名、平均経験年数　15　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　－　名、平均経験年数　－　年　－　ヵ月

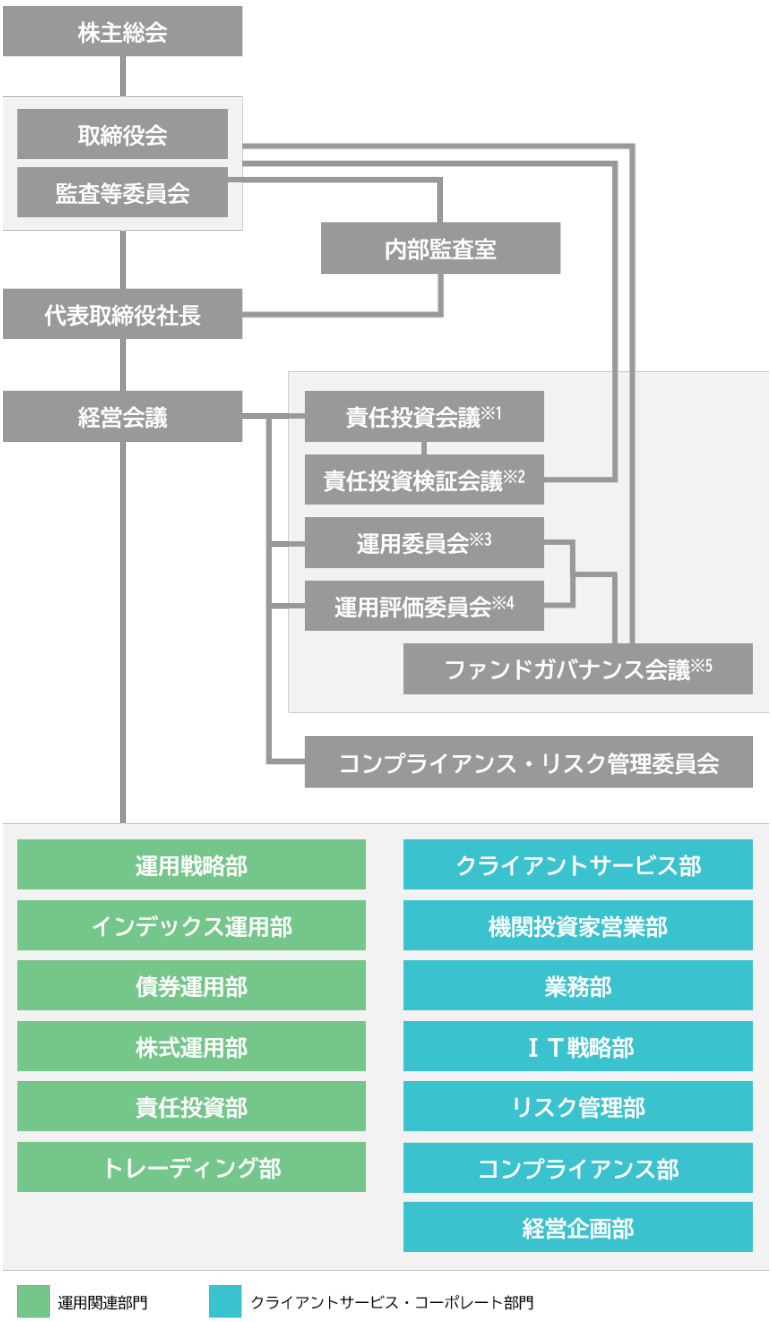
投資顧問・投信部門兼任者　61　名、平均経験年数　15　年　2　ヵ月

内 調査スタッフ数　32　名、平均経験年数　16　年　9　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　70　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　3　名

＜組織図＞




※1責任投資会議：責任投資ならびに議決権行使に関する重要事項を協議します。

※2責任投資検証会議：議決権行使を含むスチュワードシップ活動が適切に行われていることを検証します。社外第三者のみで構成されています。

※3運用委員会：ファンドの設定や償還、運用にかかる重要事項等を協議します。

※4運用評価委員会：運用パフォーマンスの評価・分析や、リスク管理状況等の確認を行います。

※5ファンドガバナンス会議：ファンドの設定や運営がお客さまの利益を最優先に行われていることを検証します。社外第三者のみで構成されています。

（2026年4月1日現在）

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）　　（Ａ４：縦長）

| 会社名 | りそなアセットマネジメント株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | みずほ証券 | 34．8　％ | |
| | ＳＭＢＣ日興証券 | 11．3　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

（記載上の注意）

1「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

2「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

3「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

4 上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記入して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　株式会社りそな銀行

所在地　〒 540-8610　大阪市中央区備後町2丁目2番1号

電話　06-6271-1221　ファックス

HPアドレス　https://www.resonabank.co.jp/

代表者　代表取締役社長　千田　一弘

金融商品取引業登録番号　近畿 財務局長(登金) 第 3 号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　022-00278

業務開始年月　1918年5月　資本金　2,799億円

作成部署　信託財産運用部　電話　03-6704-3596

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 営業所 | 大阪本社 | 大阪市中央区備後町2丁目2番1号 |
| 営業所 | 東京本社 | 東京都江東区木場1丁目5番65号 |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社りそなホールディングス | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年3月期 | 10,866 | 766,685 | 278,602 | 197,719 | 1,796,131 |
| 2025年3月期 | 10,628 | 650,552 | 185,516 | 132,388 | 1,651,183 |
| 2024年3月期 | 9,624 | 543,233 | 135,532 | 95,926 | 1,700,463 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　85 名

②運用業務従事者数　32 名

内 ファンド・マネージャー数　29 名、平均経験年数　14 年　8 ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

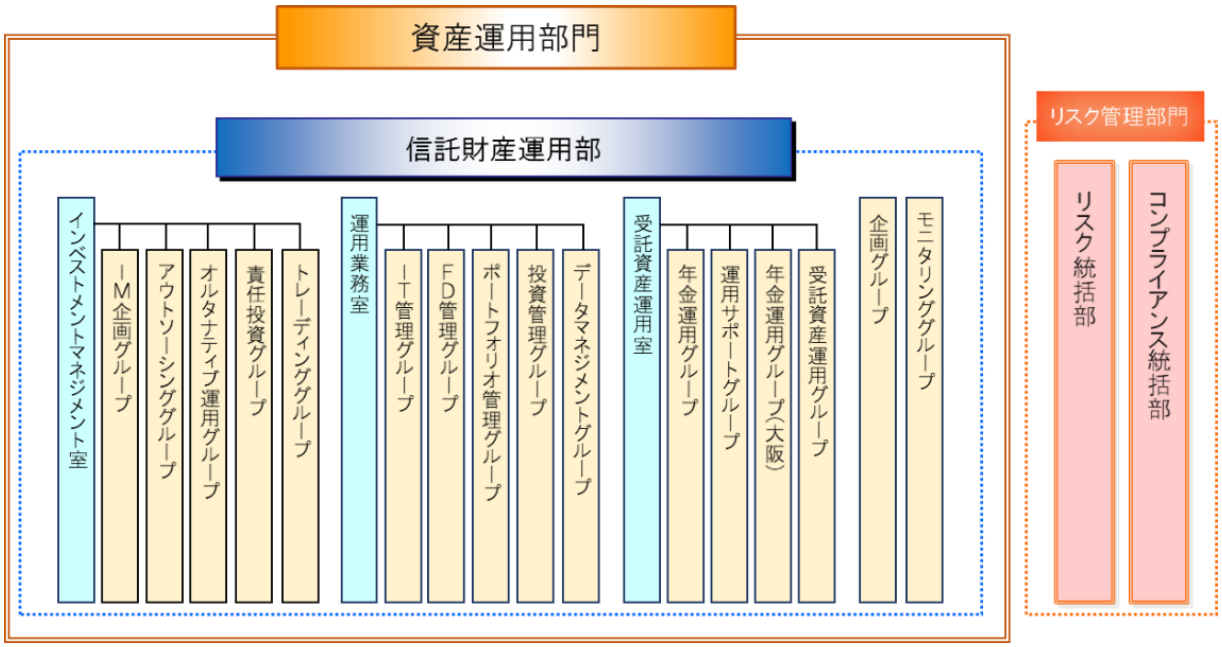
内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　40 名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1 名

＜組織図＞

【信託財産運用に係る組織図】



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | 株式会社りそな銀行 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | UBS 銀行 | ５３．８　％ | |
| | シティバンク銀行 | ３６．２　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　リベルタ・インベストメント・パートナーズ株式会社

所在地　〒 110-0016 東京都台東区台東１－２４－９　ブライト秋葉原７Ｆ

電話　03-5834-3165　ファックス

ＨＰアドレス　https://liberta-ip.co.jp

代表者　代表取締役　土井　保人

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3421号　登録年月日　2024年6月19日

協会会員番号　012-03068

業務開始年月　2024年8月1日　資本金　9,000万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-5834-3165

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| レッドリーフ株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 8 | 13 | ▲3 | ▲3 | 63 |
| 2024年12月期 | 0 | 8 | ▲12 | ▲12 | 66 |
| 年　月期 | | | | | |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　9　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　23　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

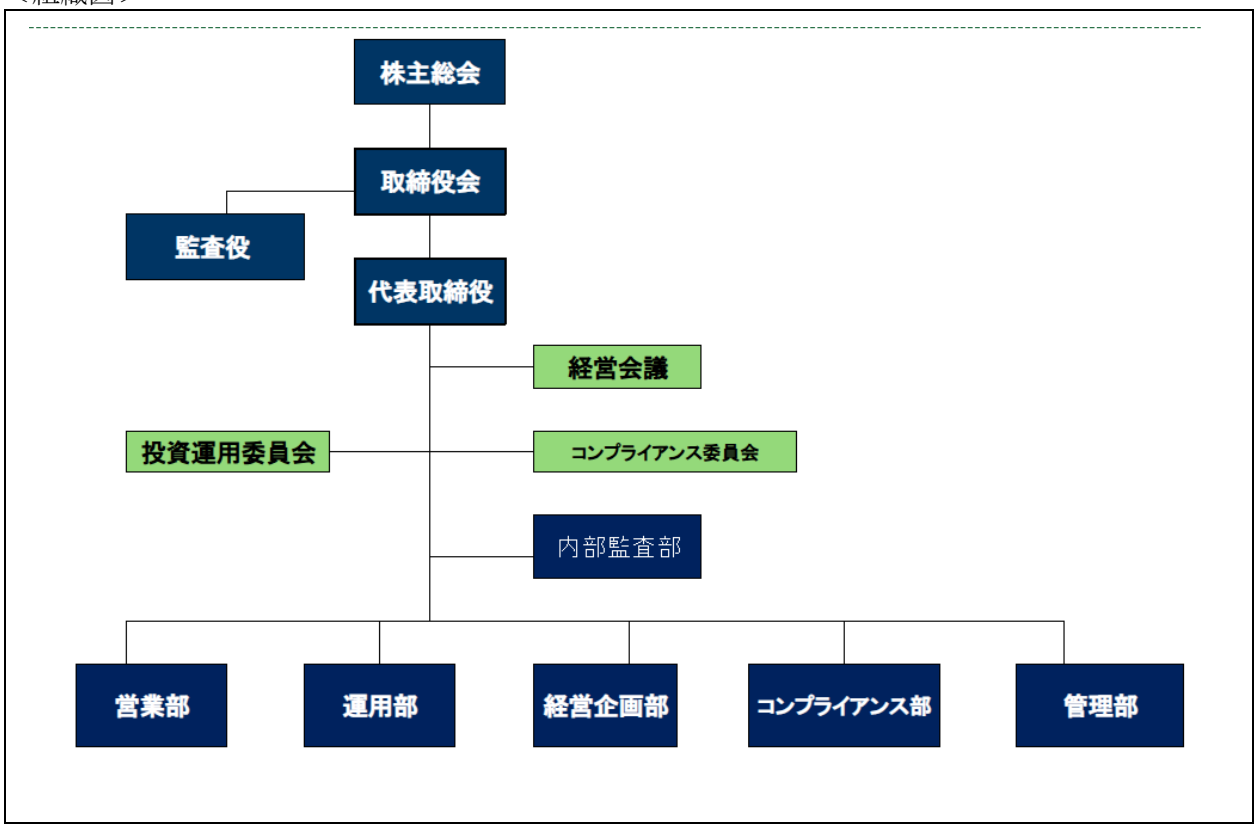
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


株主総会
取締役会
監査役
代表取締役
経営会議
投資運用委員会
コンプライアンス委員会
内部監査部
営業部
運用部
経営企画部
コンプライアンス部
管理部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | リベルタ・インベストメント・パートナーズ株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | 該当なし | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　レオス・キャピタルワークス株式会社

所在地　〒 100-6227 東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

電話　03-6266-0124　ファックス　03-5220-3205

HPアドレス　https://www.rheos.jp/

代表者　代表取締役社長　湯浅 光裕

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第1151号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01159

業務開始年月　平成15年４月16日　資本金　3.2億円

作成部署　総務部　電話　03-6266-0124

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ③．法第２条第８項第14号に係る業務 | ④．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 249 | 12,457 | 2,053 | 1,467 | 7,306 |
| 2025年３月期 | 244 | 11,482 | 1,098 | 754 | 6,589 |
| 2024年３月期 | 219 | 10,387 | 1,943 | 1,277 | 6,958 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　133　名

②運用業務従事者数　24　名

内 ファンド・マネージャー数　14　名、平均経験年数　13　年　10　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　0　年　0　ヵ月

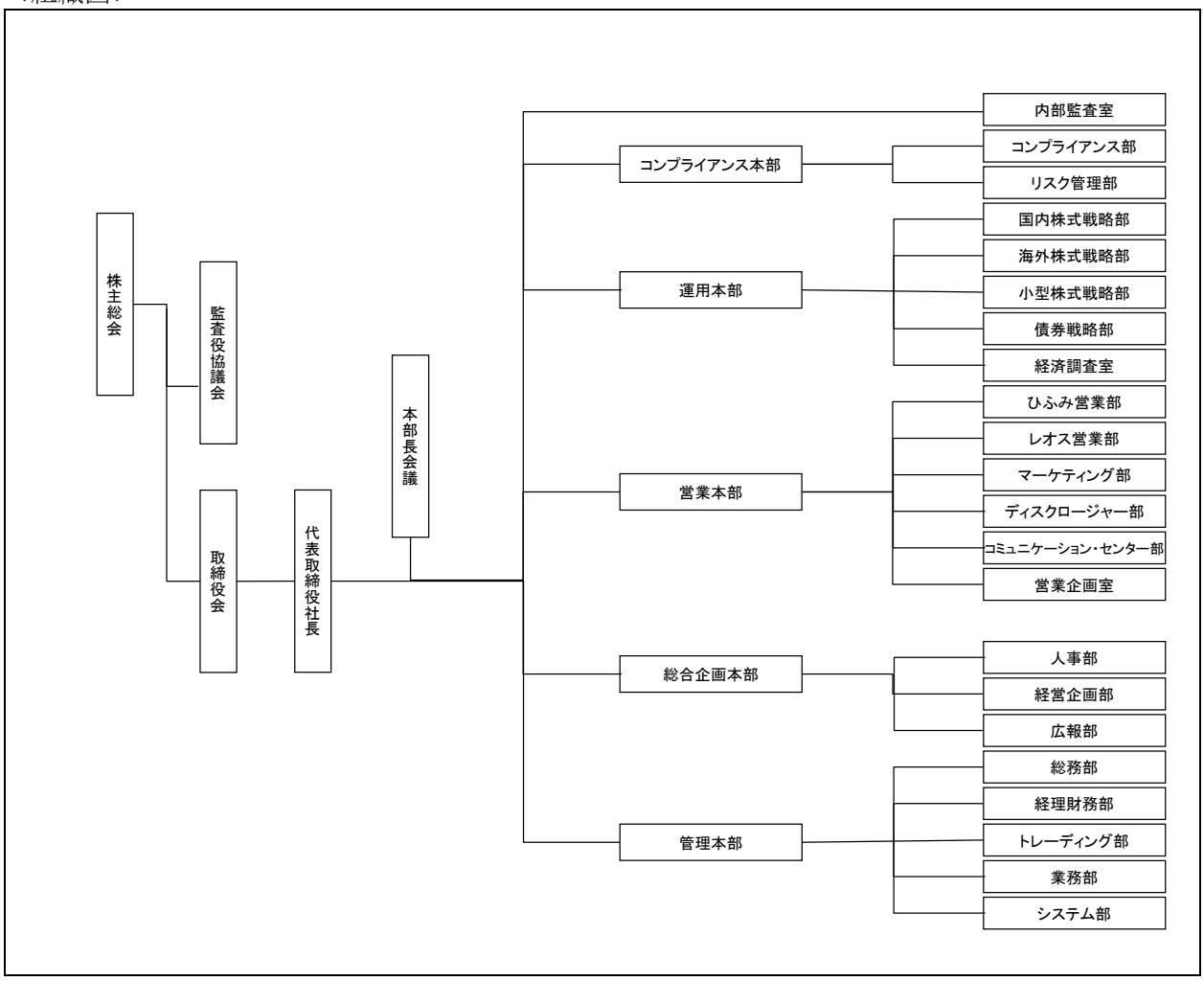
投資顧問・投信部門兼任者　14　名、平均経験年数　13　年　10　ヵ月

内 調査スタッフ数　10　名、平均経験年数　9　年　4　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　17　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　5　名

＜組織図＞


株主総会
監査役協議会
取締役会
代表取締役社長
本部長会議
コンプライアンス本部
運用本部
営業本部
総合企画本部
管理本部
内部監査室
コンプライアンス部
リスク管理部
国内株式戦略部
海外株式戦略部
小型株式戦略部
債券戦略部
経済調査室
ひふみ営業部
レオス営業部
マーケティング部
ディスクロージャー部
コミュニケーション・センター部
営業企画室
人事部
経営企画部
広報部
総務部
経理財務部
トレーディング部
業務部
システム部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | レオス・キャピタルワークス株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | SBI 証券 | 4.6 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券 | 13.3 ％ | |
| | ＳＭＢＣ日興証券 | 13.2 ％ | |
| | 野村證券 | 11.8 ％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Red Phoenix Investments 株式会社

所在地　〒 162-0827 東京都新宿区若宮町17番　神楽坂コート102

電話　03-6280-8644　ファックス　－

HPアドレス　https://redphoenix.jp

代表者　代表取締役　立花　浩毅

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3124号　登録年月日　2019年2月13日

協会会員番号　012-02857

業務開始年月　2019年3月1日　資本金　0.1億円

作成部署　バックオフィス・コンプライアンス部　電話　03-6280-8644

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| 株式会社ＢＩＺＡＴＨＬＯＮ | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年9月期 | 132 | 132 | 20 | 20 | 89 |
| 2024年9月期 | 121 | 121 | 14 | 35 | 68 |
| 2023年9月期 | 98 | 98 | △60 | △60 | 33 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　5　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　11　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

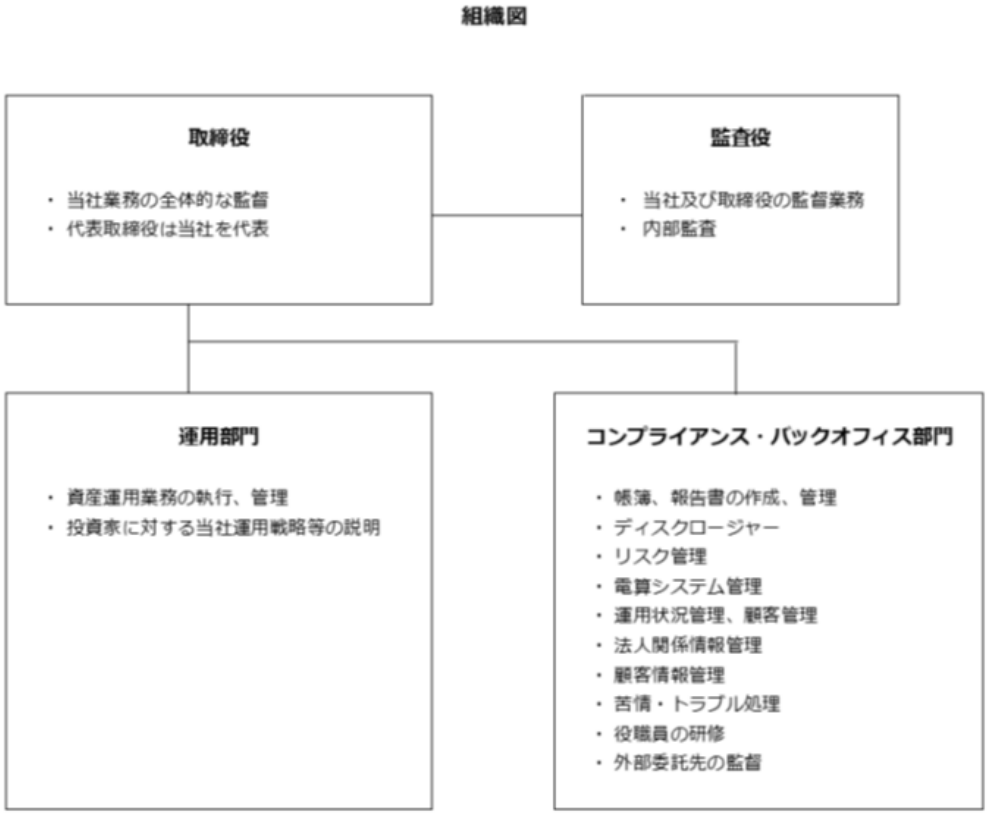
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　－　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞




※ 当社はコンプライアンス業務を以下に外部委託する。
外部委託先の名称：HCA法律事務所

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | Red Phoenix Investments 株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | J.Safra Sarasin | 85.0　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　Rogers Investment Advisors株式会社

所在地　〒 105-0011　東京都港区芝公園三丁目4番30号　32芝公園ビル

電話　03-4520-5580　ファックス　03-4520-5582

HPアドレス　http://www.rogersia.com

代表者　エドワード・ロジャーズ

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第1159号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　012-02281

業務開始年月　平成18年6月9日　資本金　５５百万円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-4520-5588

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ②．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ②．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| エドワード・ロジャーズ | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 110 | 238 | 0.1 | △1.3 | 84 |
| 2024年12月期 | 145 | 220 | 7.2 | 6.7 | 81 |
| 2023年12月期 | 120 | 204 | 1.6 | 1.4 | 64 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　9　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　37　年　　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

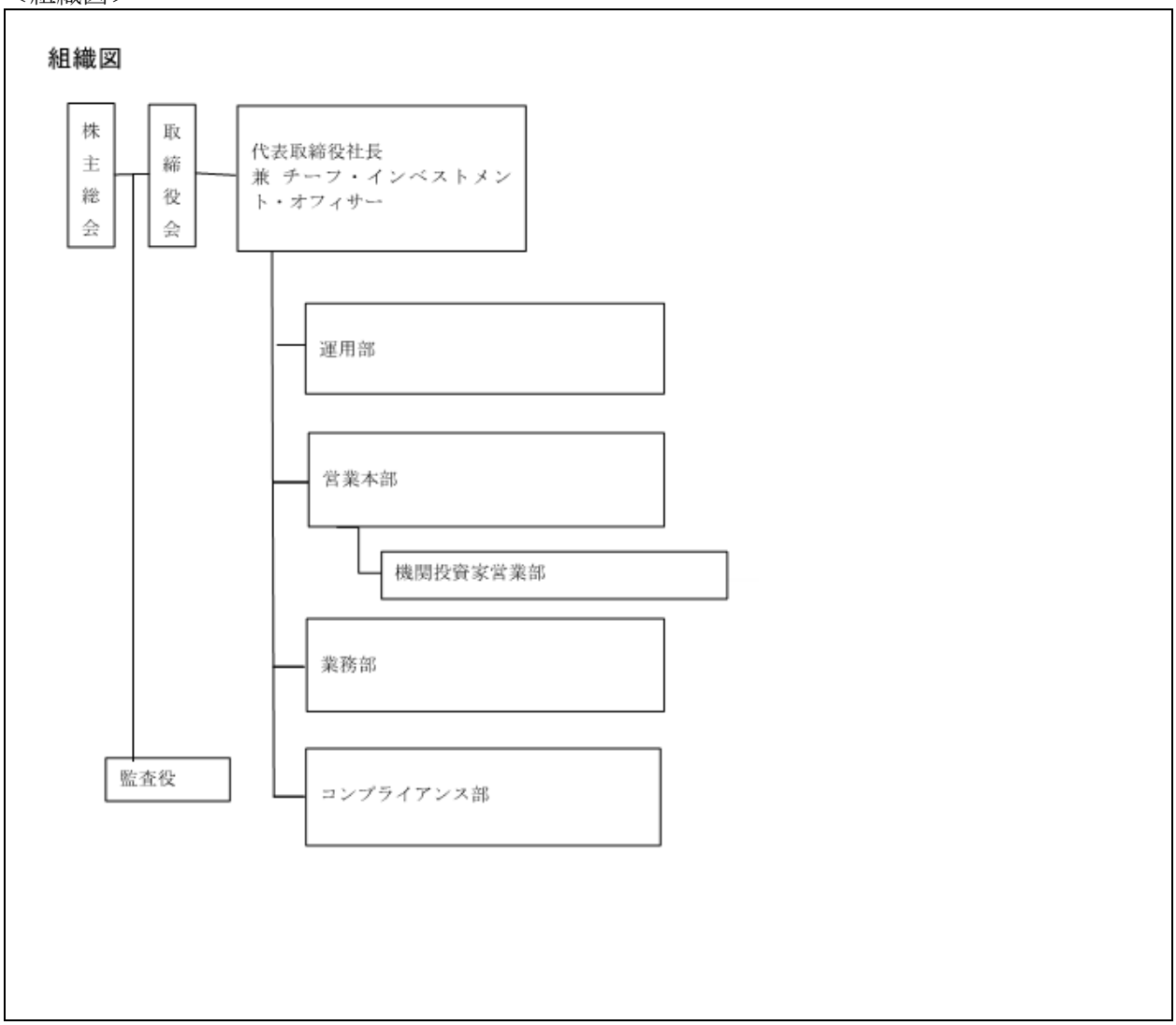
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　16　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　1　名

＜組織図＞


組織図
株主総会
取締役会
代表取締役社長
兼 チーフ・インベストメント・オフィサー
運用部
営業本部
機関投資家営業部
業務部
コンプライアンス部
監査役

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | Rogers Investment Advisors 株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　2025 年 1 月 1 日～　2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | 該当なし |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | 該当なし |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ロベコ・ジャパン株式会社

所在地　〒 106-0032　東京都港区六本木一丁目4番5号　アークヒルズ サウスタワー6階

電話　03-4589-5570　ファックス　03-4589-5579

HPアドレス　http://www.robeco.jp

代表者　代表取締役社長　古庄　浩朗

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2780号　登録年月日　平成26年5月26日

協会会員番号　012-02660

業務開始年月　平成26年6月　資本金　2億円

作成部署　法務コンプライアンス部　電話　03-4589-5564

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | １．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 該当なし | | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| ﾛﾍﾞｺ･ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞB.V. | 100% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月期 | 907 | 1750 | 119 | 57 | 860 |
| 2024年12月期 | 1,653 | 2,303 | 83 | 63 | 802 |
| 2023年12月期 | 746 | 1,424 | 110 | 72 | 739 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　21　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　28　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

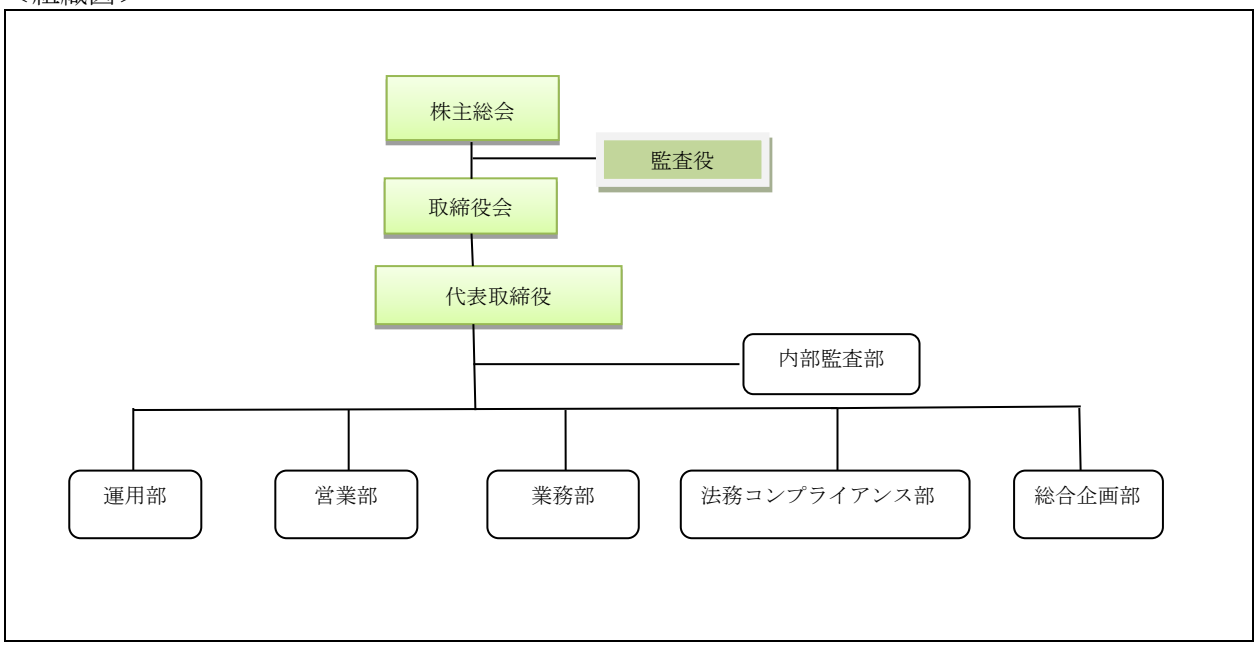
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　8　名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞



（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ロベコ・ジャパン株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | 0．0% | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | 0．0% | |
| | | 0．0% | |
| | | 0．0% | |
| 下記②に該当する法人との取引 | J.P.MORGAN SECS.-NY | 22．0% | |
| | BOFA SECURITIES/NY | 11．7% | |
| | | 0．0% | |
| | | 0．0% | |
| | | 0．0% | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | 0．0% | |
| | | 0．0% | |
| | | 0．0% | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算された円価額により、その他の場合には原則開示期間末日の為替レートにより換算する。

４．上記開示に関連して必要と認める事項等があれば「備考」欄に記載して下さい。

（別紙様式第１号①　投資一任業・ラップ業務）

会社名　ロンバー・オディエ信託株式会社

所在地　〒 106-6041　東京都港区六本木一丁目６番１号　泉ガーデンタワー41階

電話　03-5114-1796　ファックス　03-5114-1772

HPアドレス　http：//www.lombardodier.com/japan

代表者　代表取締役　ピエール・イヴ・ロバート・ロンバー

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第470号　登録年月日　H19.9.30

協会会員番号　011-00862

業務開始年月　H11.5.24　資本金　3億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-5114-1415

１．業の種別

| | | |
|---|---|---|
| 投資運用業 | １．法第２条第８項第12号イに係る業務 | ②．法第２条第８項第12号ロに係る業務 |
| | ３．法第２条第８項第14号に係る業務 | ４．法第２条第８項第15号に係る業務 |
| 投資助言・代理業 | ①．法第２条第８項第11号に係る業務 | ２．法第２条第８項第13号に係る業務 |
| 第一種・第二種業 | １．法第28条第１項に係る業務 | ２．法第28条第２項に係る業務 |

２．主な営業所、子法人等、提携企業

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| | 該当なし | |
| | | |
| | | |

３．主な株主

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| LOホールディングSA | 100.0% |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

| 株主名 | 議決権保有比率 |
|---|---|
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |
| | % |

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

| 決算期 | 投資顧問部門収益 | 全体収益 | 経常損益 | 当期純損益 | 純資産額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月期 | 1,071 | 1,959 | 488 | 351 | 1,307 |
| 2025年３月期 | 974 | 1,801 | 437 | 298 | 1,253 |
| 2024年３月期 | 736 | 1,418 | 172 | 90 | 955 |

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　31　名

②運用業務従事者数　14　名

内 ファンド・マネージャー数　2名、平均経験年数　22年　7ヵ月

内 投信併営会社の場合の投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

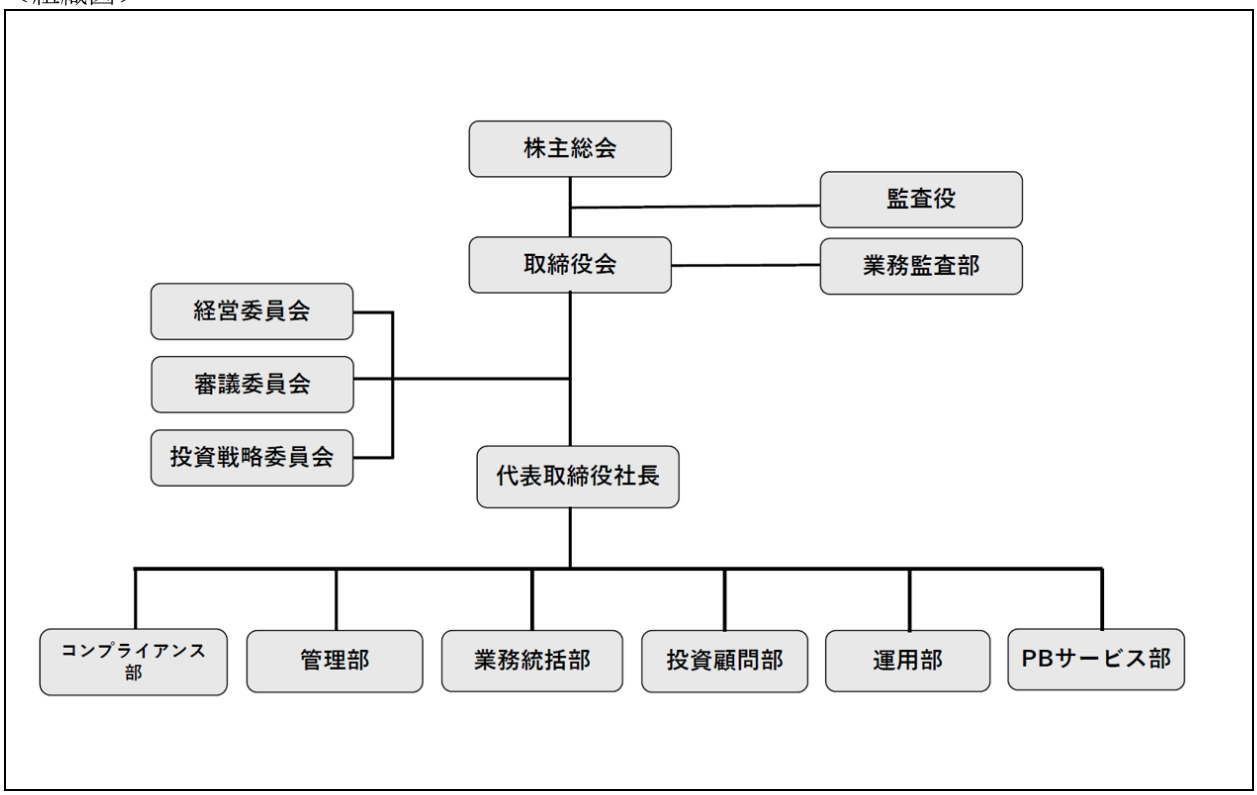
投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　3名

ＣＦＡ協会認定証券アナリスト数　0名

＜組織図＞


株主総会
監査役
取締役会
業務監査部
経営委員会
審議委員会
投資戦略委員会
代表取締役社長
コンプライアンス部
管理部
業務統括部
投資顧問部
運用部
PBサービス部

（別紙様式第１号②　投資一任業・ラップ業務）

| 会社名 | ロンバー・オディエ信託株式会社 |
|---|---|

○投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

| | 相手方の商号 | 取引額の割合 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 正会員自らが顧客の相手方となった取引 | | ．　％ | |
| 下記①に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記②に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| 下記③に該当する法人との取引 | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |
| | | ．　％ | |

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第１５条の１６に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の１０％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第１２６条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

記載上の注意

１.「相手方の商号」は、登記されている会社名（ただし、「株式会社」等は除く。）を記入して下さい。なお、正会員が守秘義務等の合理的根拠を有する場合には、当該欄及び「取引額の割合」の開示を不要とします。

２.「取引額の割合」は、小数点第２位以下を四捨五入して小数点第１位まで記入して下さい。

３.　「取引額の割合」を記入する際の計算基準等は次のとおりです。

・有価証券の取引額…原則約定日における約定代金ベースとする。

・デリバティブ取引の取引額…原則約定日における想定元本とする。デリバティブ契約が外貨建ての場合は約定日の外国為替レートにより邦貨換算して計算する。

・外貨建有価証券の為替換算基準…ファンド管理に当りその都度円換算している場合には原則その換算さ